50年史の発刊にあたって

中部経済連合会は、21世紀の初年にあたる本年（2001年）４月、創立50周年という節目の年を迎えることができました。昭和26年に“自分のことは自分で、中部のことは中部で”との自立自助の精神のもとに設立されて以来、会員各位をはじめ地元自治体、諸機関、諸団体の皆様のご支援により、中部地域ひいてはわが国経済の発展に些かなりとも貢献できたものと自負しております。

この半世紀の間、本会は、中部を代表する広域的かつ総合的な経済団体として、経済社会の諸問題に関し中部経済界の意見をとりまとめ、その実現に努めるとともに、節目ごとに本会活動の基本ともいうべき地域の中長期ビジョンを策定し、発展目標や振興すべき産業、産業基盤の整備方策などを提示、その実現に向けて精力的な活動を展開してまいりました。

この間の先人の足跡につきましては、創立から10年ごとにそれぞれ「歩み」を編纂し明らかにしておりますが、このたび50年間の活動の集大成として、本会が社団法人に移行した平成３年度を境として、それ以前の40年史と、以降の10年史の２編に分け、通史として編纂いたしました。

特に、最近の10年については、「21世紀は中部の時代」との基本的考えに基づき、“行動する中経連”として、多面にわたる活動を積極的に展開してまいりましたことから、事業別に詳細な活動報告とその成果を記しております。

中部経済連合会のこれまでの活動に寄せられた関係各位のご熱意とご厚情に感謝しますとともに、50年史の発刊により本会の活動について理解を深めていただきますれば幸甚に存じます。

平成13年11月

社団法人　中部経済連合会

名誉会長　安部浩平

“活力溢れる中経連”を目指して

このたび、当会の50年史が発刊されますことを、皆様と共に心から喜んでおります。

当会は昭和26年に発足いたしましたが、爾来50年、中部地域ひいては我が国の発展のため、時宜を得た経済政策の建議はもとより、当地域の産業基盤の整備と各種プロジェクトの推進に先駆的な役割を果たしてきました。発足当初は敗戦後間もなくということもあり、我が国の生きるべき道は工業立国との確たる信念のもと、この地域を工業の中心地とするため数々の提案を行い、また、その実現に努力を重ねて参りました。伊勢湾南部臨海工業地帯の整備と当地区における基幹産業たる東海製鉄の設立や国土総合開発事業たる愛知用水の導入はその最たる例であります。

また当時、産業高度化のための基盤整備の一環として提案して参りましたものに、東海三県の統合構想や、中部国際貨物空港の建設などがあります。これらは今日においても重要な課題であり、空港は中部国際空港として実現の運びとなりました。

その後、当地域は機械産業を中心に順調に発展を続けるようになりましたが、更にこれを加速させ、我が国における「国際産業技術の中枢圏域」として発展させることを目指し、昭和50年代には「21世紀の中部ビジョン」を取り纏め、これにもとづき、いくつかのプロジェクトを実現すべく努力して参りました。その結果、四全総（第四次全国総合開発計画）において、当地域は我が国の産業の中枢圏域として認知されるに至り、いよいよ発展の基盤が固まったのであります。

今日、当会の目標は、2005年初頭における中部国際空港の開港、同年の国際博覧会の開催、そして中央地域への首都機能移転の実現等でありますが、これらに関連した道路網や名古屋港をはじめとする港湾の整備なども喫緊の課題であります。また、新たな産業の創設やベンチャー企業の育成にも一層力を注がねばなりません。

当会がこのように事業の基盤を確たるものとし、実績を積み重ねてこられたのは、これまで、50年間絶えず中部の明日を見据え、果敢かつ着実に布石されてきた諸先輩の叡智と熱情、洞察力と行動力のお陰であります。私達は今、このことに対して敬意を表すとともに、今日の当地域の発展の姿を見るとき、その先見性には深く感銘を覚えるものであります。

今、我が国経済は未曾有の難局にあり、その再生のためには、構造改革の猶予なき実行が必要であります。改革に当たりましては、往々にして利害相反する場合もあると思いますが、“小利を見れば即ち大事成らず”の言葉のとおり、難局打開には経済界の結束と大局的観点に立った行動が重要であります。このことは地域社会の発展を図るうえでも言えることであり、地域を構成する人々の自立自助の精神とそれに基づく行動が不可欠であります。

こうした中で、中部地域の発展にとって大きな役割を担う当会に課せられた責務は大変重いと言わざるを得ません。50年という節目の年を機に、改めて本会設立の精神に立ち返り、“行動する中経連”として、また、“存在感のある中経連”として、活力に満ち満ちて新たな飛躍を実現していきたいと決意しております。関係各位の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成13年11月

社団法人　中部経済連合会

会　長　太田宏次

写真で見る中部の50年

history 50 year

昭和26－35年

中経連創立総会開く

会長には伊藤氏を選出

中経連発足を報じる紙面
（中部日本新聞・昭和26年4月3日付）

四日市は昭和石油へ

政府 旧海燃払下げ方針決定

国会で問題化を予想

四日市旧海軍燃料廠の昭石払い下げを報じる紙面
（中部日本新聞・昭和30年4月24日付）

台風15号の被害ますます広がる

半田で三百人水死か

海岸の堤防ズタズタ

汽船が堤防を破壊

死傷千三百

守山でも九人が圧死

愛知県海部郡蟹江町周辺の水害地

伊勢湾台風の被害を報じる紙面（中部日本新聞・昭和34年9月27日付）

東海製鉄1号高炉

東海製鉄1号高炉火入れ式（昭和39年9月5日）

名四国道開通式（名古屋市、昭和38年2月16日）

国際貨物空港説明会（吉良町、昭和45年6月1日）

名阪国道の関トンネル建設

西日本経済協議会設立総会（大阪市、昭和40年6月2日）

大阪万博開幕（昭和45年3月15日）（写真提供・中日新聞社）

「東海三県統合構想」田中教授の説明会
（名古屋市、昭和38年5月1日）

昭和46－55年

米、金・ドル交換を一時停止
ニクソン大統領が発表
経済立て直しへ本
賃金、物価も凍結
輸入課徴金は10
日本輸出に重大影響
中部業界

ニクソンショックを報じる紙面（中日新聞・昭和46年8月16日付）

石油戦争 日本に直接波及
約64%の値上げ
サウジアラビア通告
アラ石も同調を
通産省、値上げ

第1次石油危機を報じる紙面（中日新聞・昭和48年10月25日付）

中央道恵那山トンネルの建設現場

中央道恵那山トンネル開通を伝える紙面
（中日新聞・昭和50年8月）

中央道、トンネル内で開通式
中津川－駒ヶ根

第1回北陸経済連合会との経済懇談会（金沢市、昭和47年10月5日）

（社）経済団体連合会首脳との懇談会始める
（名古屋市、昭和49年11月22日）

創立30周年記念式典を盛大に挙行（名古屋市、昭和57年4月5日）

中部経済3団体新春賀詞交歓会を始める（名古屋市、昭和58年1月7日）

20年ぶりに（社）関西経済連合会との経済懇談会を再開
（大阪市、昭和56年7月3日）

88年五輪 名古屋敗れる

ソウル開催に決定 IOC総会

予想外の25票差

土壇場で大逆転

市民におわび

1988年夏季オリンピック、ソウル決定を報じる紙面
（中日新聞・昭和56年10月1日付）

ファインセラミックスセンター起工式（名古屋市、昭和60年10月22日）

昭和61年ー平成2年

（財）東海産業技術振興財団設立総会（豊橋市、昭和62年6月16日）

（財）中部産業活性化センター設立総会（名古屋市、昭和62年11月6日）

法隆寺金堂壁画模写展示館建設協議会設立総会（名古屋市、昭和63年7月1日）

「平成」へ新たな歴史

制定作業 手際よく

混乱防止を最優先

平成

新元号「平成」を報じる紙面
（中日新聞・昭和64年1月7日付）

自由出国

ドイツ融合興奮さめず

「西」は何かが違ってた

ベルリンの壁崩壊を報じる紙面
（中日新聞・平成元年11月10日付）

中部新国際空港建設促進協議会設立総会（名古屋市、平成2年3月9日）

平成３年

社団法人中部経済連合会設立総会（名古屋市、５月22日）

米州開発銀行（ＩＤＢ）名古屋総会開催（名古屋市、４月７日）

中部の発展と水に関する懇話会設立総会（名古屋市、３月１日）

湾岸ついに戦争突入

多国籍軍バグダッドなど猛爆

ミサイル群 破壊

核施設、製油所も攻撃

「短期決着させる」

湾岸戦争を報じる紙面
（中日新聞・１月17日付）

火砕流で死者１、不明30人

雲仙 民家や山林炎上

熱風で20人重軽傷

長崎・雲仙普賢岳大規模火砕流
発生を報じる紙面（中日新聞・６月４日付）

平成４年

21 世紀中部道路サミット開催（名古屋市、８月 27 日）

Ｖ．Ｒ．ＥＸＰＯ ' 92 開催（名古屋市、 10 月 16 日）

中部 21 推進協議会設立総会（名古屋市、 3 月 27 日）

（株）国際デザインセンター創立総会（名古屋市、 3 月 25 日）

（財）国際環境技術移転研究センター竣工式
（鈴鹿山麓研究学園都市内、 10 月 27 日）

完成した（財）国際環境技術移転研究センター

平成５年

（社）中部航空宇宙産業技術振興センター設立総会（名古屋市、８月31日）

無重量落下実験施設の起工式（土岐市、５月28日）

クリントン新政権閣僚と懇談（ワシントンD.C.、４月９日）

常滑沖の新空港予定地で実機飛行調査を実施（12月５日）

55年体制崩壊を報じる紙面
（中日新聞・７月19日付）

ＥＣ市場統合発足を報じる紙面
（中日新聞・１月１日付）

平成6年

東海北陸道地域整備推進協議会設立総会（名古屋市、8月29日）

ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会設立総会（名古屋市、5月10日）

地方初の第2回国会等移転調査会名古屋公聴会（名古屋市、11月25日）

三遠南信地域整備連絡会議設立会議（豊橋市、1月12日）

平成７年

ニューＨＥＡＲＴ中部推進機構設立総会（名古屋市、８月２日）

近畿で大地震 死者590人超す

M7.2の直下型 神戸で震度6

ビル倒壊 家屋炎上

電車脱線 高速道が崩落

生き埋め 不明500人

男性たちこめ ビルから火炎

阪神・淡路大震災発生の第１報を報じる紙面
（中日新聞・１月17日付）

地下鉄にサリン 6人死亡

東京 車内や16駅 940人倒れる

毒ガス 同時多発

無差別殺人で恐怖

オウム･地下鉄サリン事件発生を報じる紙面（中日新聞･３月20日付）

無重量落下実験施設の竣工式（土岐市、２月１日）

21世紀万国博覧会全国推進協議会設立総会（東京、11月21日）

平成８年

新首都「中部」推進協議会設立総会（名古屋市、２月20日）

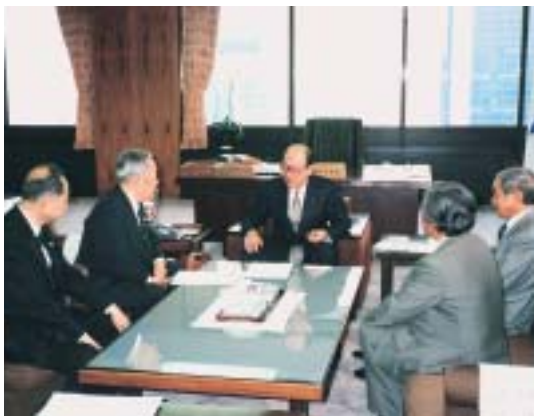

新首都「中部」推進協議会、国土庁に陳情（東京、３月６日）

第119回ＢＩＥ総会における日本のプレゼンテーション（パリ、６月５日）

21世紀環伊勢湾交流サミット（名古屋市、５月17日）

中部新空港きょう閣議決定

7次空整 閣議決定

7次空整、閣議決定を報じる紙面（中日新聞・12月13日付）

首都機能移転シンポジウム（東京、７月12日）

平成９年

2005年国際博、ＢＩＥモナコ総会で愛知に決定（モナコ、６月12日）

ＢＩＥモナコ総会会場

（財）2005年日本国際博覧会協会設立総会（東京、10月22日）

（財）海外技術者研修協会（ＡＯＴＳ）新中部研修センター開館式
（豊田市、９月２日）

香港、中国に返還を報じる紙面
（中日新聞・７月１日付）

消費税率５％スタート
（中日新聞・４月１日付）

平成１０年

中部国際空港株式会社創立総会（名古屋市、４月30日）

中部国際空港建設促進協議会の陳情（東京、８月19日）

冬季オリンピック長野大会開会式
（長野市、２月２日）（写真提供・中日新聞）

伊勢湾岸自動車道開通式（３月30日）

首都機能移転に関する東海４県知事と新首都「中部」推進協議会との懇談（名古屋市、５月２日）

平成11年

ベンチャービジネス支援センター開設（4月1日）

首都機能移転シンポジウム（東京、4月4日）

PATA総会（名古屋市、4月18日～22日）

シンポジウム「よみがえれ堀川」（名古屋市、5月19日）

中央地域へ首都機能移転を推進する会設立総会（東京、8月11日）

「岐阜・愛知」と「栃木・福島」

国会等移転審議会の移転候補地答申を報じる紙面（中日新聞・12月20日付）

平成12年

中部国際空港起工式（常滑市、8月19日）

関経連・中経連の経済懇談会（名古屋市、3月21日）

淡路花博を視察（4月27日）

西日本経済協議会第42回総会（名古屋市、10月5日）

アリアンス・フランセーズ愛知フランス協会設立総会（名古屋市、4月18日）

岐阜愛知新首都推進協議会設立総会（名古屋市、4月4日）

中央地域へ首都機能移転を推進する会の陳情（東京、8月9日）

中部経済連合会五十年史――― 目次

題字 ――― 太田宏次

「歴代会長」

「50年史の発刊にあたって」

社団法人中部経済連合会名誉会長　安部浩平

「“活力溢れる中経連”を目指して」

社団法人中部経済連合会会長　太田宏次

「写真で見る中部の50年」

第Ⅰ編　前40年史

（昭和26年度―平成２年度）

第１章　活動第Ⅰ期―昭和26年度～昭和35年度

経済復興・発展、基盤整備の時代

第１節　設立の経緯と会の概要 …… 3

［１］設立の経緯 …… 3

［２］創立時の役員・組織 …… 3

［３］佐伯卯四郎会長の就任 …… 4

第２節　主な活動の概要 …… 5

［１］繊維問題への取り組み …… 5

［２］重化学工業化のための基盤整備 …… 5

(1)　緊急電源開発への取り組み …… 5

(2)　四日市旧海軍燃料廠跡の総合化学工業地帯化 …… 6

(3)　伊勢湾臨海工業地帯の建設と名四国道の建設促進 …… 7

［３］中部経済計画の策定 …… 9

(1)『中部経済５ヵ年計画』の策定 …… 9

(2)『中部経済10ヵ年計画』の策定 …… 9

［４］東海製鉄の設立 …… 10

［５］愛知用水事業への支援 …… 11

［６］伊勢湾台風復興対策 …… 11

［７］中部経済同友会の設立 …… 12

［８］名古屋地区へのテレビジョン放送局設置の要望活動 …… 12

第２章　活動第Ⅱ期―昭和36年度～昭和45年度

明日を見据えたプロジェクトの推進

第１節　井上五郎会長の就任、副会長の増員 …… 13

第２節　主な活動の概要 …… 14

［１］東海３県の統合を提唱 …… 14

(1)　昭和34年度事業方針に明記 …… 14

(2)　３県統合のための検討会議を設置 …… 14

(3)　田中東大教授に理論武装を依頼 …… 14

(4)　田中構想の完成とＰＲ活動 …… 15

(5)　参議院先議で可決、第61国会で廃案 …… 15

［２］中部発展のための長期計画の策定 …… 16

(1)『発展への回廊―大伊勢湾総合開発の展望』 …… 16

(2)『伊勢湾総合開発の展望』 …… 18

［３］名阪国道、中部横断高速自動車道路の建設促進 …… 18

(1)　名阪国道 …… 18

(2)　中部横断高速自動車道路 …… 19

［４］地域開発、経済政策、産業政策等に関する要望・提言並びに実現活動 …… 20

(1)　地域開発への取り組み …… 20

1)　豊橋に日本鋼管、三重県に八幡製鉄を誘致する活動 …… 20

2)　長島町観光開発 …… 21

(2)　企業経営に資する諸活動の積極的展開 …… 22

1)　経済見通しの策定 …… 22

2)　40年不況克服策を急遽建議 …… 22

3)　消費者物価高騰に対する各種意見の建議 …… 23

4)　税制改正への提言 …… 23

5) 地域産業の振興についての活動 …… 23
〈『東海３県の工業配置』の提言〉 …… 23
〈『重化学工業の現状と問題点』について提言〉 …… 24
〈社会開発に関する提言活動〉 …… 24
［５］他地域との交流促進 …… 25
(1) 九州・山口経済連合会 …… 25
(2) 富山財界 …… 25
(3) 四国経済連合会 …… 25
(4) 西日本経済協議会 …… 26

第３章　（活動第Ⅲ期―昭和46年度～昭和55年度）

激変する経済社会環境への対応

第１節　横山会長、鈴木会長、加藤会長の就任 …… 27
［１］横山通夫会長の就任 …… 27
［２］鈴木俊雄会長の就任 …… 27
(1) 次期会長選考委員会の設置 …… 27
(2) 第５代会長に就任 …… 28
［３］加藤乙三郎会長の就任 …… 28
第２節　主な活動の概要 …… 29
［１］激変する経済環境への積極的対応 …… 29
(1) ニクソン・ショックと石油危機 …… 29
1) 国際通貨不安の発生 …… 29
2) 第１次石油危機の発生 …… 30
(2) 本会の対応 …… 30
1) 円問題への対応 …… 31
2) 石油危機とその後のインフレ、長期不況への対応 …… 31
3) 賃上げ、労働問題への取り組み …… 32
［２］財政・税制のあり方、土地問題についての見解表明 …… 33
(1) 地方財政問題に対する意見表明 …… 33
(2) 税制改正への意見表明 …… 34
［３］中部各地域の発展計画づくりを実施 …… 35
(1) 変革の時代における地域開発のあり方について提言 …… 35
(2) 各地域の将来構想の策定 …… 36
1) 「中津川・恵那地域」と「伊那谷地域」の開発整備構想 …… 36
2) 「西三河地域」と「東三河地域」の将来構想 …… 36
［４］高速道路網整備の推進 …… 37
(1) 東海北陸自動車道 …… 37
(2) 名古屋環状２号線 …… 37
(3) 近畿自動車道 …… 38
(4) 中央自動車道 …… 38
［５］産業構造の高度化、個別産業の活性化策の提言 …… 38
(1) 産業構造ビジョンの策定 …… 38
1) これからの産業政策と東海地方の対応 …… 38
2) 東海地方における産業の発展方向と産業政策 …… 38
(2) 個別産業の将来ビジョンの策定 …… 39
1) 繊維・陶磁器産業のビジョン …… 39
2) 中部地域主要産業の国際競争力の現状と今後の方向 …… 39
(3) 余暇問題に関する提言 …… 39
［６］エネルギー問題、水資源問題について積極的な活動を展開 …… 40
(1) エネルギー問題に対する諸活動 …… 40
1) LNG総合基地構想を提言 …… 40
2) 『中部地域のエネルギー需給とLNGの導入拡大について』をとりまとめ …… 40
3) LNG冷熱利用プロジェクトに参画 …… 40
4) その他のエネルギー問題への取り組み …… 40
(2) 水問題に関する諸活動 …… 41
［７］環境問題への対応 …… 42
(1) 『産業と公害』を発表 …… 42
(2) 国連環境センター（仮称）誘致構想 …… 42

(3) 環境問題に関する諸活動 …… 43
1) 環境アセスメントの法制化について提言 …… 43
2) 水質総量規制導入に関する意見 …… 43
3) 二酸化窒素の環境基準に関する要望 …… 43
4) 環境保全と省エネルギーについての提言 …… 43
［8］国際交流活動への取り組み …… 44
(1) 初めての海外視察団の派遣 …… 44
(2) 海外子女教育相談室の開設 …… 44
［9］名古屋オリンピック招致 …… 45
［10］他の経済団体との交流 …… 45
(1) 西日本経済協議会 …… 45
(2) 北陸経済連合会との経済懇談会 …… 45
(3) ㈳経済団体連合会首脳との懇談 …… 46
(4) 沖縄・鹿児島両県開発地域の視察 …… 46
(5) 東北経済連合会との懇談 …… 46

第4章 （活動第Ⅳ期―昭和56年度～平成2年度）
『21世紀の中部ビジョン』の策定・推進

第1節 小川会長代理、田中会長の就任 …… 47
［1］小川修次会長代理の就任 …… 47
［2］田中精一会長の就任 …… 47
第2節 主な活動の概要 …… 49
［1］『21世紀の中部ビジョン』の策定並びに推進 …… 49
(1) 中部発展の将来ビジョン策定の必要性 …… 49
(2) 本会活動の新しい指針となった『21世紀の中部ビジョン』の策定 …… 49
［2］中部地域発展のための国の各種ビジョンの策定協力 …… 51
(1) 「東海環状都市帯構想」調査の推進と反映 …… 51
(2) 「21世紀中部圏計画（アポロ2025プラン）」の策定協力 …… 51
(3) 「伊勢湾利用基本構想」策定への協力 …… 52
［3］中部各地の将来構想の策定 …… 52
(1) 『三遠南信トライアングル構想』の策定と地域整備の動き …… 52
(2) 『名古屋国際ビジネスゾーン整備構想』の策定 …… 53
(3) 3つの研究学園都市構想の策定と推進 …… 53
1) 『東濃産学共同研究都市構想』並びに『東濃西部研究学園都市構想』の策定と推進 …… 54
2) 鈴鹿山麓研究学園都市構想の策定と推進 …… 54
3) 『名古屋東部丘陵研究学園都市の形成』 …… 55
(4) 『東紀州地域振興構想』 …… 55
(5) 『関・美濃総合物流センター構想』 …… 56
(6) 地域活性化構想の策定 …… 56
1) 『北勢地域活性化構想－三重県北勢地域活性化のための課題と対応策』 …… 56
2) 『長野県松本周辺地域活性化構想－活力ある60万都市圏の形成をめざして』 …… 56
［4］㈳日本プロジェクト産業協議会中部プロジェクト委員会の運営 …… 56
［5］時宜に適した経済政策、財政・税制問題等への意見表明 …… 57
(1) 円高不況から平成景気へ …… 57
(2) 経済政策に関する提言・要望 …… 58
1) 経済見通しの作成と経済政策要望 …… 58
2) 円高問題への対応 …… 59
3) 日米構造協議に関する提言 …… 59
(3) 財政・税制問題に関する提言・要望 …… 59
1) 財政再建・税制抜本改革への提言 …… 59
2) 翌年度の税制改正要望 …… 60
(4) 経済法規等の改正への対応 …… 61
1) 『会社法改正に関する意見』の建議 …… 61
2) 『商法・有限会社法改正試案』に対する意見の建議 …… 61
3) 『著作権審議会第8小委員会（出版者の保護関係）中間報告書』に対する意見の提出 …… 61

4) 『借地法・借家法改正要綱試案』に対する意見 …… 61
［6］高規格幹線道路網の整備・促進活動の展開 …… 62
(1) 主要幹線道路に関する陳情・要望活動 …… 62
1) 東海北陸自動車道 …… 62
2) 名古屋環状2号線・伊勢湾岸道路 …… 63
3) 東海環状自動車道 …… 63
4) 長野自動車道 …… 64
5) 三遠南信自動車道 …… 64
6) 中部縦貫自動車道 …… 64
(2) 広域交通体系整備、物流問題について提言 …… 65
1) 『名古屋圏における都市交通について』の提言 …… 65
2) 『名古屋圏を中心とする広域交通の現状と今後の展望』を発表 …… 65
3) 『中部における航空貨物の現状と課題』を発表 …… 65
［7］中部の産業振興、活性化への取り組み …… 66
(1) 『国際産業・技術首都圏の形成』の策定 …… 66
(2) 中部の活性化の推進 …… 66
1) 『民間活力に関する提言』の策定 …… 66
2) 名古屋証券取引所のオプション取引導入支援 …… 66
3) 財団法人中部産業活性化センターの設立 …… 67
4) 財団法人東海産業技術振興財団の設立 …… 67
5) 中部航空宇宙産業技術振興協議会の設立 …… 67
［8］中部の特質に合致した試験研究機能の整備推進 …… 68
(1) ファインセラミックスセンター …… 68
1) 設立前の動き …… 68
2) 設立後の動き …… 69
(2) 超電導工学研究所名古屋研究所 …… 69
(3) 大型放射光施設 …… 70
(4) 国際環境技術移転研究センター …… 70
(5) 核融合科学研究所 …… 71
(6) 超高温材料研究センター・超高温材料研究所 …… 72
(7) 日本無重量総合研究所の無重量落下実験施設 …… 73
(8) 長寿科学振興財団及び国立長寿医療研究センター支援 …… 73
［9］高度情報化推進への取り組み …… 74
(1) 『中部情報センター設立構想』の策定 …… 74
(2) 地域の情報化に資する各種の事業化の検討 …… 74
1) 産業通信事業 …… 74
2) ケーブル放送事業 …… 74
3) 付加価値通信事業 …… 75
(3) 電気通信事業法見直しに対する意見表明 …… 75
［10］行政改革・首都機能移転問題への取り組み …… 75
(1) 行政改革についての意見を表明 …… 75
(2) 国鉄民営化への協力 …… 76
(3) 地方の行政改革について提言 …… 77
(4) 首都のあり方と機能移転問題への取り組み …… 77
［11］環境問題への取り組み …… 77
(1) 公害健康被害補償制度の改正 …… 77
(2) 名古屋市窒素酸化物総量規制の見直しについての要望 …… 78
(3) 水質総量規制に関する要望 …… 78
［12］中部の文化振興への具体的取り組み、リゾート問題への提言 …… 78
(1) 徳川美術館の整備支援 …… 78
(2) 『名古屋の歴史的環境保全に関する提言』の発表 …… 79
(3) 法隆寺金堂壁画模写展示館の建設 …… 79
(4) 中部における広域リゾート整備への提言 …… 80
［13］国際交流の活発化 …… 80
(1) 中部の国際化に向けた提言 …… 80
(2) 海外経済視察団・調査団の派遣 …… 80

1) 海外経済視察団の派遣 …… 80
2) 海外調査団の派遣 …… 81
(3) 海外子女教育相談 …… 81
(4) 米州開発銀行（IDB）総会の誘致 …… 81
(5) 海外要人との懇談・海外ミッションの受入・セミナーの開催 …… 82
[14] 活発な地域交流の展開 …… 83
(1) 地域会員懇談会 …… 83
(2) 地方自治体首脳部との懇談会 …… 83
(3) 西日本経済協議会 …… 83
(4) 東海地方経済懇談会 …… 83
(5) 北陸経済連合会との経済懇談会 …… 84
(6) ㈳関西経済連合会との経済懇談会 …… 84
(7) 中部の経済団体合同の新春賀詞交歓会の開催 …… 84

第Ⅱ編　最近の10年史

（平成３年度～平成12年度）

第１章
経営基盤の強化と社団法人化

第１節　活動の拡大と経営基盤の状況 …… 87
［１］地域の発展に対する役割の増大 …… 87
［２］経営基盤の状況 …… 88
(1) 他の団体との経営基盤の比較 …… 88
(2) 会費の改定 …… 88
(3) 基金の整備 …… 88
第２節　社団法人への改組 …… 89
［１］社団法人化の検討 …… 89
［２］社団法人として再出発 …… 89
第３節　松永会長、安部会長、太田会長の就任 …… 91
［１］松永亀三郎会長の就任 …… 91
［２］安部浩平会長の就任 …… 91
［３］太田宏次会長の就任 …… 92

第２章
会の組織と主な活動

第１節　会の組織 …… 94
［１］総　会 …… 94
［２］理事会 …… 94
［３］常任理事会 …… 94
［４］正副会長会 …… 94
［５］評議員会 …… 94
［６］委員会 …… 94
［７］事務局 …… 94

［８］関連団体 …… 95
(1) ニューHEART中部推進機構 …… 95
(2) 新首都「中部」推進協議会 …… 95
(3) 中部の発展と水に関する懇話会 …… 95
(4) 伊勢湾・三河湾を考える会 …… 95
(5) ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会 …… 95
(6) 東海北陸道地域整備推進協議会 …… 96
(7) 伊勢湾口道路建設促進協議会 …… 96
(8) 東海環状地域整備推進協議会 …… 96
(9) 第二伊勢湾岸道路建設推進協議会 …… 96
(10) 中部国際空港建設促進協議会 …… 96
第２節　会の主な活動 …… 96
［１］経済政策・税制改革・行政改革・地方分権に関する調査研究・政策提言活動 …… 96
［２］地域発展ビジョンの策定と推進活動 …… 96
［３］中部における大規模プロジェクトの実現活動 …… 97
［４］中部の総合交通体系の整備促進・実現活動 …… 97
［５］ベンチャービジネス支援など中部の産業活性化に資する活動 …… 97
［６］研究開発機能の整備・充実、高度情報化促進のための諸活動 …… 97
［７］資源問題、環境問題等に関する諸活動 …… 97
［８］国際交流活動 …… 97
［９］地域経済交流活動 …… 97
［10］広報・情報提供活動 …… 97

第３章
経済政策・財政問題等に対する要望・提言

第１節　政治経済動向と経済、財政・税制政策の移り変わり …… 98
［１］激変した政治・経済状況と景気対策 …… 98
(1) 55年体制の終焉とその後の政局 …… 98
(2) バブル崩壊と構造改革への取り組み …… 99
(3) 個別課題への対応 …… 100
1) 金融システム安定化への対応 …… 100
2) 為替問題への対応 …… 102
3) 日米包括経済協議 …… 102
4) アジア通貨危機への対応 …… 102
［２］中長期的な財政構造改革と税制改正の動き …… 102
(1) 中長期的な財政構造改革 …… 102
1) 財政構造改革の推進 …… 102
2) 財政構造改革法の凍結 …… 103
(2) 主な税制改正の動き …… 103
1) 土地税制改革 …… 103
2) 所得税・個人住民税減税と消費課税制度改革 …… 104
3) 景気回復を最優先とした税制改正 …… 104
［３］中期経済計画と日本経済 …… 104
第２節　経済見通しの策定と経済運営に対する要望・提言 …… 105
［１］本会の経済見通しと実績 …… 105
［２］経済政策要望の年度別特徴 …… 107
［３］地域経済動向の把握や経済シンポジウムの開催 …… 108
第３節　中長期的財政問題への対応と当面の税制改正に対する要望 …… 109
［１］財政構造改革等中長期的な財政問題に対する意見 …… 109
(1) 中長期的な財政問題に対する意見 …… 109
(2) 財政構造改革法に対する意見 …… 109
(3) 21世紀を展望した税制・財政改革のあるべき姿 …… 110
［２］翌年度の税制改正要望 …… 110
［３］個別の税目等に対する意見表明 …… 111
(1) 固定資産税の非課税及び特例措置の縮減反対の要望 …… 111

(2) 租税特別措置見直しに対する要望 …… 111
(3) 地価税の廃止についての要望 …… 112
第4節 経済法規等の法律改正に対する意見表明 …… 112
[1] 独占禁止法 …… 112
(1) 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 …… 112
(2) 公共的な入札に係わる事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 …… 112
(3) 景品規制の改正 …… 113
(4) 「規制緩和推進計画」中の競争政策に関する項目及び独禁法の運用について …… 113
[2] 製造物責任制度 …… 113
[3] 商 法 …… 113
[4] 民事訴訟手続 …… 114
[5] 倒産法制 …… 114

第4章
中長期の地域発展ビジョンの策定と推進

第1節 国土総合開発計画と中部 …… 115
[1] 第四次全国総合開発計画と中部の位置づけ …… 115
(1) 第四次全国総合開発計画 …… 115
(2) 四全総における中部の位置づけ …… 115
[2] 「21世紀の国土のグランドデザイン」と中部の役割 …… 116
(1) 新しい全国総合開発計画に対する要望 …… 116
(2) 「21世紀の国土のグランドデザイン」と中部の役割 …… 118
1) 「21世紀の国土のグランドデザイン」の策定 …… 118
2) 新しい全総計画における中部の位置づけ …… 118
[3] 中部圏基本開発整備計画の改定 …… 119
第2節 中部の広域的・中長期的開発構想の策定 …… 121
[1] 『21世紀中部の構図』の策定 …… 121
[2] 『ニューHEART中部－環伊勢湾総合開発構想』の策定 …… 121
[3] 「中部21推進協議会」の設立と「ニューHEART中部推進機構」への発展的改組 …… 123
(1) 「中部21推進協議会」の設立 …… 123
(2) 「ニューHEART中部推進機構」への発展的改組 …… 124
[4] 『環伊勢湾総合開発構想の見直しと土地利用規制に関する提言』の策定 …… 125
[5] 『中央日本広域国際交流圏のグランドデザイン』の策定 …… 125
第3節 個別の地域開発構想 …… 126
[1] 『三遠広域200万都市圏構想』の策定 …… 126
[2] 『安全で安心な国土・都市づくり』の策定 …… 127
[3] 『伊勢湾の環境調和型人工島開発』の策定 …… 128
[4] 『知多半島地域振興整備について』の策定 …… 128

第5章
中部国際空港の建設

第1節 中部における国際空港の建設促進活動と本会の対応 …… 130
第2節 中部における新国際空港建設をめぐる経緯 …… 131
[1] 新国際空港建設への胎動 …… 131
[2] 大規模国際貨物空港構想の提案 …… 131
[3] 国際貨物空港構想の具体的推進 …… 132
[4] 国家プロジェクトとしての位置づけのための活動推進 …… 133

［５］５次空整、四全総への位置づけ …… 134
［６］６次空整で「調査実施空港」として位置づけ …… 136
［７］「調査実施空港」から「事業推進空港」へ …… 138
［８］空港建設推進体制づくりから現地着工へ …… 140
第３節　中部国際空港の計画概要 …… 144
［１］計画の方針 …… 144
［２］空港島の位置・面積 …… 144
［３］滑走路 …… 144
［４］主要施設 …… 146
第４節　交通アクセスの概要 …… 146
［１］鉄道アクセス …… 146
［２］道路アクセス …… 148
［３］海上アクセス …… 148
第５節　名古屋空港の将来構想について …… 150
［１］名古屋空港の歴史 …… 150
［２］一元化に至るまでの経緯 …… 150
［３］名古屋空港将来構想検討会議 …… 151

第６章

2005年日本国際博覧会

第１節　誘致組織設立から誘致決定まで …… 152
［１］開催構想打ち上げの経緯 …… 152
［２］地元誘致組織の設立 …… 153
(1) 21世紀万国博覧会誘致準備委員会 …… 153
(2) 21世紀万国博覧会誘致推進協議会 …… 153
(3) 愛知県、瀬戸市の対応 …… 153
(4) 市民活動のあらまし …… 154
［３］開催候補地の決定とその後の変化 …… 154
(1) 開催候補地の決定 …… 154
(2) 会場の分散化 …… 154
［４］全国的な誘致気運の盛り上がりと推進体制 …… 154
(1) 積極的な国内広報・啓発活動の展開 …… 154
1) シンボルマークの制定 …… 154
2) 閣議了解に向けてのＰＲ活動 …… 155
3) BIE調査団来日に向けての広報活動 …… 155
(2) 誘致決議 …… 155
(3) 21世紀万国博覧会全国推進協議会の設立 …… 156
(4) 21世紀万国博覧会誘致推進議員連盟の設立 …… 156
(5) 自由民主党2005年万国博覧会推進議員連盟の設立 …… 156
［５］誘致段階での基本構想と国としての本格的な博覧会開催の検討・推進 …… 156
(1) 「技術・文化・交流－新しい地球創造－」－地元としての基本構想案 …… 156
(2) 「新しい地球創造－自然・文化・技術の交流－」－国として初めての構想づくり …… 157
(3) 閣議了解 …… 157
(4) 開催希望通告 …… 158
(5) 21世紀地球ＥＸＰＯ「Beyond　Development」－誘致段階での最終構想案 …… 158
［６］競合国の出現 …… 159
(1) カナダ（カルガリー） …… 159
(2) オーストラリア（ゴールドコースト） …… 159
［７］BIE総会でのプレゼンテーション …… 159
［８］BIE調査団の来日 …… 159
［９］開催地の決定－第121回BIE総会 …… 160
［10］本会が行った海外支援要請活動 …… 161
(1) 第119回BIE総会ミッション …… 161
(2) 第120回BIE総会ミッション …… 161
(3) 平成９年２月ミッション …… 162
(4) 「フランス・ジャパン・イヤー」ミッション …… 162
(5) 第121回BIE総会ミッション …… 162
第２節　㈶2005年日本国際博覧会協会設立とその後の動き …… 163
［１］㈶2005年日本国際博覧会協会の設立 …… 163
(1) 設立に至る経緯 …… 163
(2) 協会内組織及び推進体制 …… 164
(3) 最高顧問・プロデューサー制度の導入 …… 164

［２］各種計画の検討 …… 165
(1) 会場利用計画 …… 165
(2) ソフトプログラムの検討 …… 166
［３］会場利用予定地内におけるオオタカ営巣確認後の動き …… 166
(1) オオタカの営巣確認とその対応 …… 166
(2) 会場の分散化へ …… 166
［４］BIE実務調査団の来日とその後の動き …… 167
(1) BIE実務調査団の来日 …… 167
(2) 国等との協議 …… 167
(3) BIE事務局との実務協議 …… 167
(4) 博覧会事業及び地域整備の基本的方向に関する三者合意 …… 168
(5) 「愛知万博検討会議」（海上地区を中心として）の発足 …… 168
(6) 「愛知万博検討会議」における議論の推移 …… 168
(7) 正式登録の実現 …… 169
(8) BIE調査団の来日 …… 170
第３節　環境対策への取り組み …… 171
［１］環境影響評価書の作成について …… 171
［２］博覧会協会の取り組み …… 172
第４節　会場建設費の検討 …… 172
［１］会場建設費の確定 …… 172
［２］資金負担スキーム（民間分）の検討経過 …… 172
［３］財務委員会の設立 …… 173
第５節　開催機運の盛り上げに向けて …… 174
［１］新シンボルマークの策定 …… 174
［２］本会の取り組み …… 174
［３］各種イベントの開催 …… 174
(1) 開催2000日前カウントダウンイベント …… 175
(2) 市民団体による支援活動 …… 175
(3) 「EXPO2005地球市民の会」への賛助会員加入促進に対する協力活動 …… 175
［４］その他の博覧会 …… 175
(1) リスボン国際博覧会 …… 175
(2) ハノーバー国際博覧会 …… 176

第７章
首都機能移転問題への積極的取り組み

第１節「規制緩和」「地方分権」問題と本会の取り組み …… 177
［１］「規制緩和」問題への取り組み …… 177
［２］「地方分権」「広域行政」問題への取り組み …… 177
第２節　首都機能移転問題への取り組み …… 179
［１］国会等の移転に関する決議・法律と調査会の答申 …… 179
(1) 首都機能移転問題の主な経緯 …… 179
(2) 本会の対応 …… 181
(3) 国会等移転調査会の最終報告 …… 181
［２］新首都「中部」推進協議会の設立 …… 182
［３］本会に「21世紀新首都問題特別委員会」を設置 …… 183
［４］調査対象地域の選定 …… 183
［５］財政構造改革と首都機能移転スケジュール …… 185
［６］関西及び国会議員との連携強化と全国へのアピール …… 185
［７］国会等移転審議会の答申 …… 187
［８］中央地域への首都機能誘致の積極的活動 …… 187
(1) 国会議員、地元行政等との連携強化 …… 187
(2) 『中央地域における首都機能配置の考え方とそのイメージ（試案）』の発表 …… 188

第８章
中部の総合交通体系の整備促進・実現

第１節　総合交通体系確立の理念 …… 190
［１］陸海空にわたる中部の総合交通体系整備の必要性 …… 190

［２］総合交通体系の姿－国土軸ロータリー構想 …… 190
［３］『中部の交通機関相互の連携について』の提言 …… 191
第２節　広域幹線道路網整備による循環型ネットワークの構築 …… 192
［１］『21世紀中部の幹線道路網構想』の策定 … 192
［２］幹線道路網の整備促進 …… 192
(1)　整備促進活動 …… 192
(2)　推進組織 …… 193
［３］幹線道路網の整備促進・実現活動の成果 … 195
第３節　中部の公共交通機関の整備 …… 195
［１］リニア中央新幹線 …… 195
［２］北陸（長野）新幹線 …… 196
［３］鉄道網等公共交通機関の整備 …… 196
［４］静岡空港 …… 197
［５］都市圏公共交通機関整備について …… 197
第４節　総合交通体系整備に向けた諸活動 … 198
［１］シンポジウム等啓発活動への取り組み …… 198
(1)　道路サミット、環伊勢湾交流サミット …… 198
(2)　伊勢湾・三河湾を考える会 …… 198
［２］交通ロータリーフォーラムの開催 …… 199
第５節　効率的な交通システムの構築に向けて …… 199
［１］『エコトラフィック・中部21』の策定 …… 199
［２］『今後の社会資本整備の「ものさし」－交通投資の客観的評価基準についての一試案』の策定 …… 200

第９章
中部の物流機能強化・港湾機能整備等に対する取り組み

第１節　中部における都市間物流の問題点と対応 …… 202
［１］物流の現状と問題点 …… 202
［２］ロジスティックス・センターのネットワーク構想 …… 202
第２節　21世紀の高速物流システムの整備 … 203
［１］『中部国際総合物流センターネットワーク構想』の策定 …… 203
［２］『中部エアカーゴターミナル構想』の策定 … 203
第３節　中部の港湾機能整備への取り組み … 205
［１］『中部の港湾機能の強化』について提言 …… 205
［２］『中部の国際物流の競争力強化』について提言 …… 205
［３］TSL拠点港の設置についての要望 …… 206

第10章
中部の産業構造高度化への積極的な取り組み

第１節　激変する中部産業を取り巻く環境 … 208
［１］大きな６つの潮流変化 …… 208
(1)　グローバル化・ボーダーレス化の進展 …… 208
(2)　高度情報化・ＩＴ革命の進展 …… 208
(3)　少子・高齢化の進展 …… 209
(4)　地球環境問題への関心の高まり …… 209
(5)　消費者意識の成熟化 …… 209
(6)　アジア地域経済の台頭 …… 209
［２］中部における産業空洞化の進行 …… 209
(1)　中部の産業構造変化の特徴 …… 209
(2)　海外生産の拡大 …… 210
(3)　輸入浸透度の拡大 …… 210
［３］持続可能な安定成長実現への対応 …… 210
第２節　「先端的産業技術の世界的中枢」の形成に向けた提言活動 …… 211
［１］中部の臨空産業の振興等についての提言 …… 211
［２］『21世紀初頭における中部産業の姿』について提言 …… 213
［３］『高コスト構造是正に関する問題提起と課題について』をとりまとめ …… 214

［4］中部におけるベンチャービジネス振興策の提言 …… 214
［5］『少子・高齢化に対応した社会の実現に向けて』を提言 …… 215

第11章
ベンチャービジネス支援

第1節　中部の産業活性化と新規産業の育成・振興 …… 216
［1］中部における新規産業創出・育成の必要性 …… 216
［2］中部における新規産業創出の支援活動の現状と今後の取り組み …… 216
［3］中部におけるベンチャービジネス支援の現状と問題点 …… 217
第2節　中経連ベンチャービジネス支援センターの設立 …… 217
［1］設立経緯及び活動状況 …… 217
(1)　設立経緯 …… 217
(2)　活動状況 …… 218
［2］今後の活動 …… 220

第12章
科学技術研究開発機能の振興

第1節　中部5県の研究開発機能整備の現状と今後の方向 …… 221
［1］中部5県における研究開発機能整備の現況 …… 221
(1)　愛知県 …… 221
(2)　岐阜県 …… 222
(3)　三重県 …… 222
(4)　静岡県 …… 222
(5)　長野県 …… 224
［2］その他の動き …… 224
［3］今後の整備方向・計画 …… 224
第2節　中部5県の研究開発機能整備に対する本会の活動 …… 225
［1］㈶国際環境技術移転研究センター（ICETT） …… 225
［2］㈱国際規格審査登録センター（ISC） …… 225
［3］㈱超高温材料研究センター（JUTEM）、超高温材料研究所（JUTEMI）の各岐阜センター …… 225
［4］㈱日本無重量総合研究所（MGLAB） …… 226
［5］文部科学省核融合科学研究所 …… 226
［6］㈶科学技術交流財団（ASTF） …… 226
［7］ソフトピアジャパン …… 226
［8］ＶＲテクノジャパン …… 227
第3節　技術交流の推進 …… 227
［1］大学共同研究センターの見学・技術交流会の開催 …… 227
［2］シンポジウムやセミナーの共催・支援 …… 227
［3］科学技術の振興、高等教育機関の充実整備等に関する要望・提言 …… 228
(1)「超信頼性無機融合材料」の次世代産業基盤技術制度による開発推進に関する要望 …… 228
(2)『中部公設試験研究機関の産官協調について』の提言 …… 228
(3)『航空宇宙将来機の開発に必要な研究設備について』の提言 …… 228
(4)『産業界におけるVRの現状とこれからについて』を提言 …… 228
(5)『国立大学の研究のあり方に関する提言』を発表 …… 228
(6)　地球環境に関わる戦略的研究機関設置についての要望 …… 228
(7)　名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望 …… 229

(8) 名古屋大学先端技術共同研究センター拡充整備に関する要望 …… 229
(9) 『創造的技術者・研究者を求めて－初等中等教育を考える－』を提言 …… 229
(10) 『民間企業のための研究開発資金支援制度ガイドブック』の発行 …… 229
(11) 『中部地域の研究開発環境の整備－産学官連携について』を提言 …… 229
(12) 知的財産に関する総合的な研修・研究機関の整備に関する要望 …… 229

第13章

中部の高度情報化促進

第１節　中部の情報化の状況と諸施策 …… 231
［１］中部の情報化の状況 …… 231
(1) 情報化の状況 …… 231
1) 電話等の普及状況 …… 231
2) 情報サービス業の状況 …… 232
3) 地域情報化の状況 …… 232
(2) 情報拠点施設の概要 …… 234
1) 豊橋サイエンスコア（豊橋市） …… 234
2) 岡崎市情報ネットワークセンター（岡崎市） … 234
3) ソフトピアジャパン（大垣市） …… 234
4) VRテクノセンター（各務原市） …… 235
5) 三重デジタル・ファクトリー（四日市市） … 235
6) 静岡マルチメディア情報センター（浜松市） … 235
7) 静岡マルチメディアソフトインキュベートセンター（静岡市） …… 235
8) 長野市フルネットセンター（長野市） …… 235
9) 上田マルチメディア情報センター（上田市） … 235
［２］中部で進められている新たな情報化施策 …… 235
(1) 高度道路交通システム（ITS）（豊田市、岐阜県） …… 235
(2) 地理情報システム（GIS）（岐阜県、静岡県） …… 236
(3) ギガビットネットワーク …… 236
(4) 地上デジタル放送 …… 236
第２節　中部の高度情報化に向けての本会の取り組み …… 236
［１］中部の高度情報化への取り組み …… 237
(1) 『中部の高度情報化への提言－21世紀に向けて』のとりまとめ …… 237
(2) 『21世紀の交通情報サービスのあり方について－トータル・トランスポーテーションセンター構想』の提言 …… 237
(3) 『高度情報時代における中部新国際空港－マルチメディア・エアポート＆コミュニティの形成をめざして』の提言 …… 237
(4) 『知多半島地域の高度情報化構想－中部新国際空港と共生する臨空都市圏の形成をめざして』の提言 …… 238
(5) 外国語FM放送局開局に関する要望 …… 238
(6) 『21世紀・中部の高度情報化に向けて－IT革命への対応』の提言 …… 238
［２］今後の電気通信産業のあり方に関する意見を提出 …… 239
(1) 『今後の電気通信産業のあり方に関する意見』を建議 …… 239
(2) 『NTT長距離会社の中部地域への誘致』について要望 …… 239

第14章

中部の水資源問題への取り組み

第１節　中部における水問題の現状と課題 … 240
［１］中部の水資源 …… 240
(1) 降水量 …… 240
(2) 水利用状況 …… 240
(3) 平成６年の大渇水 …… 240
(4) 利水安全度 …… 241

［２］中部の治水の現状と課題 …… 242
⑴　ゼロメートル地帯 …… 242
⑵　都市型洪水 …… 242
⑶　平成12年の東海豪雨 …… 242
⑷　治水安全度 …… 242
［３］潤いのある水辺空間の創出 …… 243
第２節　中部の水資源問題に対する提言・要望活動 …… 244
［１］『水資源の現状と今後の対応について』のとりまとめと異常渇水への緊急対策の呼びかけ …… 244
［２］中部における渇水対策についての緊急要望 …… 244
［３］『中部を変えるウォーターマジックレポート』のとりまとめ …… 244
［４］「ウォーターマジック懇談会」の設立 …… 245
［５］『中部の水の総合利用について』のとりまとめ …… 245
第３節　「中部の発展と水に関する懇話会」の設立と啓発活動の展開 …… 245
［１］設立の経緯 …… 245
［２］啓発活動等の展開 …… 246
⑴　講演会、シンポジウム等の開催 …… 246
⑵　見学会の開催 …… 246
⑶　研究会の開催 …… 247
⑷　新聞意見広告の掲出等普及啓蒙活動 …… 247

第15章
地球環境問題・資源エネルギー問題への取り組み
第１節　地球環境問題に関する国内外での動き …… 249
［１］国際動向 …… 249
［２］国内動向 …… 249
第２節　環境問題についての諸活動 …… 252
［１］『中部の環境保全対策技術データベース化』の発表 …… 252
［２］『環境用語集』の発行 …… 252
第３節　資源・エネルギー問題についての諸活動 …… 253
［１］『資源リサイクルの実態と課題』についてとりまとめ …… 253
［２］『2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築』について提言 …… 253
［３］『資源・エネルギー循環型社会を目指して』について提言 …… 253
［４］『環境保全と経済の両立した社会形成を目指して』について提言 …… 254
［５］環境関連企業見学会の開催 …… 254
［６］廃棄物対策会議の設置と廃棄物問題についての調査・研究 …… 254

第16章
中部の活性化に資するイベント開催への支援・協力
第１節　産業関連プロジェクト・イベント …… 256
［１］㈱国際デザインセンターの設立 …… 256
［２］Ｖ．Ｒ．ＥＸＰＯの開催 …… 257
［３］世界インテリアデザイン会議(IFI)・国際インテリアデザインフェアの開催支援 …… 257
［４］太平洋アジア観光協会(PATA)　名古屋総会の開催支援 …… 259
［５］旅フェア'99の開催支援 …… 259
第２節　スポーツ・文化関連プロジェクト・イベント …… 260
［１］ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会の設立 …… 260
［２］世界少年野球大会の開催支援 …… 262
［３］冬季オリンピック長野大会の開催支援 …… 262

［４］世界都市景観会議’97の開催支援 …… 263
［５］しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ2004」の開催支援 …… 263
［６］名古屋城本丸御殿障壁画復元模写の協力・支援 …… 264
第３節　地域振興イベント …… 264
［１］信州博覧会 …… 264
［２］世界祝祭博覧会 …… 264
［３］花の都ぎふ・花フェスタ’95 …… 265

第17章

国際交流活動

第１節　諸外国との交流 …… 266
［１］往　訪 …… 266
⑴　経済視察団の派遣 …… 266
⑵　海外調査団の派遣 …… 266
［２］来　訪 …… 267
［３］定期交流 …… 269
⑴　ウエストバージニア州（アメリカ）との交流 …… 269
1）　ロックフェラー上院議員の名古屋訪問 …… 269
2）　WV州の投資環境ＰＲ活動支援 …… 270
3）　WV州政府日本代表事務所の開設支援 …… 270
4）　WV州との交流増進 …… 270
5）　WV州との交流の成果 …… 271
⑵　アルザス・ガスコーニュ両地方（フランス）との交流 …… 271
1）　アルザス地方との相互交流 …… 271
2）　ガスコーニュ地方との交流 …… 271
3）　アルザス・ガスコーニュ日本代表部の名古屋開設 …… 271
第２節　セミナー等の開催・後援 …… 272
第３節　中部地域における外国公館等の開設支援 …… 274
第４節　㈶海外技術者研修協会（AOTS）中部研修センター（CKC）の建設活動 …… 274
第５節　海外子女教育相談室 …… 276

第18章

地域交流活動

第１節　地域別会員懇談会の開催 …… 289
第２節　関係自治体首脳部との定期懇談会 …… 292
第３節　大臣等との懇談会並びに意見交換会 …… 294
第４節　西日本経済協議会 …… 295
第５節　他地域の経済団体との懇談会 …… 297
［１］㈳経済団体連合会 …… 297
［２］北陸経済連合会 …… 297
［３］㈳関西経済連合会 …… 298

第19章

広報・情報提供・会員サービス活動

第１節　広報誌 …… 299
［１］機関誌『中経連』 …… 299
［２］英文『ＣＨＵＢＵ』 …… 300
［３］英文『ＣＨＵＫＥＩＲＥＮ』 …… 300
［４］パンフレット『社団法人中部経済連合会』 …… 300
第２節　ホームページの開設 …… 301
第３節　シンボルマーク、ロゴマークの制定 …… 301

《資料編》

1．任意団体中部経済連合会趣意書 …… 304
2．社団法人中部経済連合会趣意書 …… 305
3．社団法人中部経済連合会定款 …… 306
4．歴代役員在任期間一覧 …… 312
5．常設委員会の変遷 …… 322
6．現行委員会の紹介 …… 328
7．名誉会長・会長・副会長・専務理事・常務理事一覧 …… 329
8．組織図・関連団体 …… 330
9．事務局機構図 …… 331
10．中経連意見・要望書の一覧（平成３年度～平成12年度） …… 332
11．会員数の推移 …… 339
12．予算総額の推移 …… 340

《年　表》

「中経連40年の略史」 …… 341
「中経連この10年」 …… 363

• 主な参考文献一覧

凡　例

1　本書の編集にあたっては、本文を、本会が社団法人化した平成３年度以前と以後の２編に分け、前者を「第Ⅰ編　前40年史」、後者を「第Ⅱ編　最近の10年史」として構成した。

巻末の「年表」は、平成３年以前の40年間を「中経連40年の略史」として各年ごとの動きを、以後の10年間は「中経連この10年」として各年四半期ごとの動きを、それぞれ記載した。

「資料編」は原則として平成13年３月までのものを収録した。しかし、役員異動など関係する資料については出来る限り近時点のデータを収録するように努めた。

2　記述にあたっては、「第Ⅰ編　前40年史」については、原則として創立から10年単位で各章を構成し、その期間において取り組んだ主要な活動を概観した。但し、活動内容によっては、その期間以降の動きについても（補注）の形で記述した。

「第Ⅱ編　最近の10年史」では、事業別に章立てし、10年間に及ぶそれぞれの活動内容について詳述した。但し、中部国際空港、2005年日本国際博覧会、首都機能移転問題の３大プロジェクトについては、本会がそれぞれの構想の立ち上げ当初から係わっており、これらの動きを一貫して整理する必要から時間軸にとらわれずに記述した。

3　年号は、原則として元号を使用し、各節の初出時のみ西暦を（　　）で表記した。

4　人名は、できるだけフルネームとし、敬称は原則として省略した。但し、頻出する場合は、その章の初出のみフルネームとし、再出以降は氏のみとした。また、役職は当時のものとした。

5　中部国際空港については、平成９年12月に閣議決定された平成10年度政府予算案において「中部国際空港」として新規事業化が認められた。このため、本書では、平成９年12月までの構想段階では「中部新国際空港」とし、それ以降は「中部国際空港」と表現する。

6　社名及びプロジェクトの推進組織名並びに各省庁の名称は、当時の名称で表記した。

7　本会が発表した意見書・提言書・報告書の書名を『　　』で表記し、他の団体、機関等が発表したものは「　　」で表記した。

8　資料等の引用については、基本的に原文のままとしたが、旧字は新字体に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めたものもある。

9　参考文献は多数にのぼるため、特定のものを除き、巻末に一括して掲げた。

第Ⅰ編

前40年史

昭和26年度～平成２年度

history 50 year

第１章　経済復興・発展、基盤整備の時代
第２章　明日を見据えたプロジェクトの推進
第３章　激変する経済社会環境への対応
第４章　『21世紀の中部ビジョン』の策定・推進

第１章

経済復興・発展、基盤整備の時代

（活動第Ⅰ期－昭和26年度～昭和35年度）

第１節　設立の経緯と会の概要

［１］設立の経緯

中部経済連合会（略称：中経連）は、未だ戦後の混乱期にあった昭和26年（1951）４月、「自分のことは自分で、中部のことは中部で生活するものが解決するのが本当だ。東京の団体に金を納めて、いつか何かをしてくれるだろうと待っているなどは愚だ。我々は団結して他地区に流す金と団体を整理して、我々の手で中部の産業振興に当たるべきだ」という佐伯卯四郎（第２代会長・日本陶器㈱社長）の提唱に基づき設立された広域的な経済団体である。

当時は、昭和25年６月に勃発した朝鮮動乱による“特需”で、経済復興の端緒が開け、ようやく慌ただしさを加えはじめていたが、依然として、将来に対する不透明感、不安感を抱え、足元の対応に追われることが多く、佐伯のこの発言は、中部の財界に大きな反響を呼ぶこととなった。

佐伯は、戦後すぐに設立された経済団体連合会（昭和21年８月）や関西経済連合会（同年10月）の清新溌剌、かつ精力的な活動ぶりに大きな刺激を受けた。「中部地域においても広域的に活動するとともに、即断即決でき、小回りのきく組織体をつくらなければこの時局を乗り切ることが難しい。中部の発展は、中部の大企業、それと同じ意欲と識見を持つものが一丸となって当たるべきである」。佐伯は、こうした考えのもとに、中部版「経団連」を組織しようとしたものである。

当時、名古屋商工会議所（以下「名商」という）で、佐伯とともに副会頭として会頭の伊藤次郎左衛門（松坂屋㈱社長）を補佐していた村岡嘉六（大隈鉄工所㈱会長）は、この考えに共鳴、賛意を表すとともに、佐伯と一緒に愛知、岐阜、三重の東海３県下の財界有志の結集に努めた。また、中経連発足の母体となった名商からも熟慮の結果賛意が得られ、設立準備の事務方を努めてもらうこととなった。

こうした各方面の理解・協力によって設立の機が熟し、昭和26年３月22日、名商において東海北陸商工会議所会頭会議が開催され、「重要なる財政経済問題に対し、自由なる討議と中正なる判断とをもって検討を加え、経済復興の促進を指向し、産業経済界の創意と活発なる活動とを促進する総合研究機関として、また中部産業経済人の互助提携を基盤とした親睦団体」とする中部経済連合会の設立が全員異議なく承認された。諸準備も順調に進み、同年４月２日、名古屋商工会議所において創立総会が挙行された。

［２］創立時の役員・組織

創立総会では、全文８ヵ条から成る規約を承認、

役員として会長１名、副会長４名、常任理事10名、理事30名、監事３名、評議員50名を置くことが定められ、当初の年会費は１口３万円とされた。また、初年度予算については、会員の加入状況をみて見直すこととし、とりあえず会費150口と見込んで、収支とも450万2,000円とした。

役員に関しては、選考委員に一任して指名することとし、委員長に村岡嘉六、委員に佐伯卯四郎他７名の計９名を選出した。

選考委員の慎重な検討の結果、名商と中経連が一体となって進む意味から全員の強い推薦により、初代会長に名商会頭の伊藤次郎左衛門が就任、副会長に中経連創設提唱者である佐伯卯四郎と、一宮商工会議所会頭の豊島半七（豊島㈱社長）の２名が就任した。更に、理事に豊橋商工会議所会頭の磯村弥八（ユタカ産業㈱会長）ら12名、監事に日本興業銀行名古屋支店長の藤木正雄の陣容で出発した。

副会長以下いずれも定員未達であったが、今後会員増強の状態をみて順次補充することとし、副会長のうち、あと２名は岐阜県と三重県から１名ずつ、理事定員30名については15名を愛知県関係に、５名ずつを岐阜県と三重県関係に、残り５名を３県以外に割り当てることで了解された。

創立総会当時の役員は上記の通りであるが、その後の理事会で漸次補充した結果、昭和26年度末の役員は、新たに副会長に岐阜商工会議所会頭の吉川智慧丸（㈱十六銀行頭取）が就任、理事が23名に、監事が３名にそれぞれ増員、評議員も23名となった。

伊藤会長時代の副会長は、佐伯、豊島、吉川に加え、昭和27年５月に川喜田壮太郎㈱百五銀行頭取が就任した。

また、設立総会開催時の会員数は87であったが新規勧誘に努めた結果、昭和26年度末の会員数は、一般会員（企業）140、特別会員（商工会議所等の団体）11の計151となった。

経済団体連合会への加入は、本会の創立以来の懸案事項であったが、経済団体再編成により経済団体連合会の規約が改正され、加入の途が開かれたので、昭和27年12月１日より特別会員として加入した。

また、名商には、昭和29年10月より第３号議員として会費同額負担で加入した（名商は、本会創立当初より特別会員として加入済み）。

［３］佐伯卯四郎会長の就任

昭和29年10月、名商の伊藤、村岡、佐伯がそろって会頭、副会頭を辞任したことを受け、伊藤会長から辞任の申し出があったため、後任の第２代会長として佐伯卯四郎副会長を互選した。

佐伯の後任副会長として、昭和29年12月に、佐々部晩穂中部日本放送㈱社長が就任し、昭和32年10月に退任したため、その後任として井上五郎中部電力㈱社長を選任した。

更に、昭和33年５月には吉川智慧丸が退任し、代わって岐阜県代表として宮寺敏雄揖斐川電気工業㈱社長が、昭和34年４月副会長に就任した。

第２節　主な活動の概要

［１］繊維問題への取り組み

創立当初は、中部財界人の互助連携、経済諸問題に対する問題意識の高揚等に資するため、講師を招いた政治・経済諸問題の勉強会、浜松を加えた東海４県の主要都市での巡回懇談会、県・市当局や繊維業界等との業種別懇談会、地区懇談会等の開催が中心事業であった。

更に、必要に応じ、特別委員会を設置し、個別問題への対応を図った。最初に設けた特別委員会は、繊維滞貨処理委員会と不当輸出防止委員会であった。当地域の重要産業である繊維産業が抱える諸問題への対応を図るため、両委員会を昭和26年（1951）８月に設置した。

繊維滞貨処理委員会は、繊維品の値下がり及び輸出キャンセルによる滞貨の処理対策を検討し、日銀の商品（倉庫証券）見返貸付制度の適用品目に綿糸布の追加を日銀に要望した。また、不当輸出防止委員会は、陶磁器をはじめとする中部の重要生産品のダンピング防止について検討した。同年９月にはこの両者を合併し、輸出振興対策委員会と改め、討議したが、その中心対策と考えられる私的独占禁止法の改正（貿易組合法の制定等）についての中央の情勢が微妙であり、当面は輸出承認品目に追加することによって、ダンピングを防止する措置を政府がとることになったので、審議を打ち切った。

［２］重化学工業化のための基盤整備

⑴　緊急電源開発への取り組み

中部財界人の互助提携は、中部経済圏の発展・促進の基礎であり、外部に対する発言を強化させる要素ともなる。このことから、本会の最初の対外活動は、愛知、岐阜、三重、静岡（浜松）の主要都市で、所在会員と役員の懇談会を開催、会の趣旨説明を行い、地方の実情を聞くことであった。昭和26年７月２日に、一宮市で第１回巡回懇談会を開催し、その後各地を巡回したが、どこでも電力不足問題が大きな問題となっていた。

朝鮮動乱を契機とするアメリカからの特需が増え、中部地方の電力需要も急激に増加しつつあった。しかし、電源開発は遅々として進まず、このままでいけば電力の需給は重大な危機に陥り、産業活動にも国民生活にも大きな影響を与えることが憂慮されていた。その主な原因は、工事資金調達が行き詰まっていることにあった。当時の財政、金融事情によって、資金の規制は極めて厳重であり、また電力再編成の難航から占領軍の見返り資金の放出は差し止められたままになっていたため、電源開発工事の進捗はほとんど見られない実情にあった。

本会は、昭和26年８月に開かれた第１回定例理事会で、こうした窮状は中部産業界の浮沈に関わる重大事であるとの認識から、このことについて当局者から詳しく事情を聴取し、緊急に対応策をたてる必要があると判断、電源開発委員会を設置して、精力的に事態の解決策を検討した。

その結果、社債の発行が規制され、見返り資金放出許可の見通しがつかないために中部電力が新規電源開発工事に着手できないならば、中部地区需要家の協力を得て資金を拠出し、中部電力の電源開発を援助促進しよう、との結論に到達、『電源開発促進緊急対策』を決定した。この需要家の資金拠出の方法は、国の金融政策を乱すものとしてすぐには日銀総裁の賛同を得られず、再三折衝

の結果、ようやく中部電力の社債発行額に別枠を与えるかたちで認められた。ただし、この分は需要家による社債引受で充当することになり、昭和27年度の電源開発資金計画に取り入れられた。

これによって、次表の通り、大規模な新規建設ではなく、緊急に対応できる既設分の復旧改造、増設程度の工事にとどまることとなった。

また、その所要資金総額17億6,900万円のうち、地元消化という条件付きで認められた電力債３億円の消化に関し、中電関係者の必死の努力はもとより、本会首脳も地区内を回り需要家に呼びかけ協力を求めた。幸い東海３県知事をはじめ需要家多数の協力を得て、比較的短時日のうちに応募超過の状態となった。こうした関係者の努力と需要家の理解・協力により、所期の緊急電源開発計画を完遂することができ、昭和27年10月21日には「緊急電源拡充計画完遂報告会」を開催することができた。

緊急電源開発の状況

（単位：kW）

工事名	最大電力	営業送電開始
清水火力発電所改造	16,000	昭和26年12月20日
昼神水力発電所増設	4,000	昭和27年６月30日
久野脇水力発電所増設	16,000	昭和27年９月１日
平岡水力発電所増設	20,500	昭和27年10月５日
計	56,500	

このほか本会では、電源開発関係の活動として、昭和27年には佐久間、秋葉両水力発電所の開発等を行う天竜川の電源開発促進について、更に、昭和29年には中部地区の電力不足が最も大きくなると見込まれたことを受けて、電力の増強と料金の適正化について、それぞれ関係要路に要望した。

(2)　四日市旧海軍燃料廠跡の総合化学工業地帯化

昭和16年に建設された四日市市の旧海軍燃料廠は、かつてその能力、規模から東洋一といわれ、山口県岩国、徳山の燃料廠とともに日本の三大燃料廠とよばれていた。終戦直後に賠償物件に指定されたが、昭和24年に指定解除され、太平洋岸製油所の操業再開が許可された。

四日市地区は、戦時体制の下で石油精製業等の立地が進み、重化学工業化の兆しがあったものの戦災と敗戦によって本格的な進展をみることはなかった。また、旧海軍燃料廠の跡地も荒廃するにまかせて放置されており、各方面からその争奪戦が展開され、混迷状態が続いていた。そうした状況のなかで、日刊工業新聞社主催（本会後援）の「名古屋港と四日市港とを結ぶ大伊勢湾港建設を語る」座談会（昭和27年５月）及び「港湾工業都市四日市を語る」座談会（同年７月）を契機に、本会は旧海軍燃料廠の実態を調査研究し、昭和27年８月、三重県や四日市市とともに、現存する施設の特長を生かして早期に総合化学工業地帯への転換を図ることが、地域発展、国力の増進に寄与することになる、これらの施設をそれぞれ適格者に払い下げることが望ましく、しかもそれは極力早い方がよい、として関係大臣に対して具体的に払い下げの促進を求め、陳情、要望を重ねた。

その後国内経済事情の変化、国際情勢の変転、内閣の更迭などで紆余曲折はあったが、本会をはじめとした地元の熱意が通じ、昭和30年８月26日の閣議でようやく払い下げが正式決定した。四日市旧海軍燃料廠の石油精製に必要な土地及び地上施設に限り、昭和石油に対して、「土地は貸し付け、地上施設は払い下げる」という条件が提示され、昭和石油は同年９月10日、東海財務局を通じ「貸し付けならびに売却許可申請書」を提出、許可された。この用地貸し下げは、その後昭和39年12月、28万4,900坪（約94万㎡）の一括払い下げに更改された。

また、政府の石油化学コンビナート構想に呼応して、昭和石油、シェル、三菱グループの間に新会社設立構想が生まれた。昭和32年６月「新会社

をもって経営主体とする」旨の閣議了解のもとに同年11月、昭和四日市石油㈱が設立され、昭和33年５月、四日市燃料廠跡地に４万バレル／日の四日市製油所が竣工した。

四日市石油コンビナート

⑶　伊勢湾臨海工業地帯の建設と名四国道の建設促進

四日市旧海軍燃料廠跡地の払い下げ運動を一つの契機として、「京浜、阪神の中間にあり、恵まれた種々の条件を備えながら、なお停滞がちな中部の産業振興を図るには、伊勢湾に面する愛知、三重両県並びに名古屋、四日市など関係各市が一体となって重点的に障害を取り除き、開発に進むことが必要である」との認識が高まってきた。

ところが、現実には種々の面で格差がみられ、また歴史、伝統の違いにもろもろの感情が絡んで、簡単には手をつなぐことができないのが現状であった。しかし、一方では、有力な第三者の斡旋があれば問題は必ずしも打開されないものでもない、といった可能性もあった。

こうした状況を各方面に打診した結果、この間の調整役には財界人が最適との結論を得、本会から関係方面に働きかけたところ、出先関係官庁も参加することとなり、当面する名古屋－四日市間の交通隘路の打開、伊勢湾周辺の工業地帯整備を目的として「伊勢湾工業地帯建設期成同盟会」が結成された。愛知、三重両県知事、名古屋、桑名、四日市、鈴鹿の４市長、名古屋港管理組合管理者、名古屋、桑名、四日市、鈴鹿の４商工会議所会頭、大名古屋港振興会会長、四日市港振興会会長及び本会会長が発起人となり、昭和28年６月、会長に伊藤次郎左衛門本会会長が就任して、設立総会を開いた。

設立趣意書には、「伊勢湾港及び臨海工業地帯の建設、用水、電力、道路、通信、輸送、住宅地の整備確保に全力をあげて中部経済圏の画期的発展を期す」とうたわれている。

具体的には、「伊勢湾工業地帯建設想定地域」を想定し、愛知県では、名古屋市、津島市、横須賀町など30ヵ市町村（当時）、三重県では、四日市市、鈴鹿市、菰野町など17ヵ市町村（同）を第１次伊勢湾港の中核地域と認め、将来、半田市及び刈谷市を中心とする衣浦湾工業地帯並びに津市、松阪市及び宇治山田市を中心とする中南勢地区工業地帯との総合的な連携発展を考慮するとしている。

趣意書に列挙している多くの建設目標のうち、特に、①１号国道のうち２区間の改良工事を取り急ぎ行うとともに側線道路を速やかに整備新設すること（特に名古屋－四日市間の１号国道の改良）、②名四第２国道（名古屋市南区神明町－四日市港）の新設のため調査費500万円を予算計上すること（後に名四国道と称し、三重県三重郡日永～愛知県愛知郡豊明町に延長となる）、の２項目の早期実現の要望が強く、期成同盟会としてはこれを最優先させ、第１次実施事業として活動を始めた。その結果、伊勢湾工業地帯道路整備の一環である国道１号の側道である住吉橋（桑名）架設は、昭和30年度着工、昭和33年７月に完成した。

一方、名四国道建設事業は、本会が中部地方建設局、愛知県、三重県、名古屋市、桑名市、四日市市、鈴鹿市などと協力して、猛運動を重ねたこ

ともあって、建設省は昭和30年度総合開発調査項目としてこれを認め、昭和31年３月、「木曽特定地域総合開発計画」の中で「伊勢湾臨海道路建設事業」として閣議決定された。本会では、日本道路公団名古屋支社が昭和31年名四国道に関する経済調査を行ったのに併せて、パシフィック・コンサルタンツ㈱に委託して名四国道新設による経済効果について調査し、その結果をもって昭和32年２月、東京で説明会を開催した。これを契機に同事業は国の直轄実測調査の対象となった。

昭和33年には正式に道路整備五箇年計画に編入、同年、第１期工事として四日市市袋町－名古屋市港区寛政町間29.1㎞の工事が始まった。木曽三川橋梁部分は日本道路公団の担当、それ以外は全線、国の直轄工事であった。

昭和34年９月の伊勢湾台風によって道路の予定地域の大部分が水没するなど大きな被害を被ったが、これがかえって用地買収のきっかけになるなどして、昭和38年２月、第１期工事が完成した。更に、昭和47年10月には四日市市袋町－愛知県豊明市間の全線55.9㎞が完成した。

このほか、この時期に本会が建設活動に取り組んだ主な道路整備関係は次の通りである。

① 伊勢湾諸港と敦賀港を結ぶ、いわゆる東海・北陸連絡道路の津－彦根線の早期完成、特に三重・滋賀の県境にある鞍掛峠を有料トンネルとして早期完成を要望（昭和31年度）

② 大垣－名古屋線のうち濃尾大橋（尾西市～羽島市）－大垣市間を有料道路として早期完成を要望（昭和31年度）

③ 昭和32年６月に建設が決定した名古屋－西宮間高速自動車国道についての要望(昭和32年度)

④ 名古屋－東京間高速自動車道建設についての意見表明（昭和34年度）

建設が進む名四国道

⑤　岐阜県と伊勢湾諸港を直結する墨俣ー桑名線の整備・国道化を要望（昭和34年度）

［３］中部経済計画の策定

(1)　『中部経済５ヵ年計画』の策定

名古屋市や四日市市など各地に地方産業振興計画を策定する気運が高まりつつある状況から、本会では、この気運を助長すると同時に将来の中部総合開発計画をとりまとめることが、東海３県を有機的に結びつけ、わが国産業の中核地域として発展させるための基盤をつくり出すことになるーとの考えの下に、昭和26年12月、中部総合開発委員会を設置した。名古屋通商産業局、建設省中部地方建設局など国の出先機関や愛知、岐阜、三重の３県からそれぞれの将来計画をヒアリングするとともに、動力、金属機械等14の部会を設置し、幅広く研究を重ねた。

こうした中で、昭和30年12月、政府は「経済自立５ヵ年計画」を決定、本会はこれに即応し、中部の経済開発を長期の立場で見通すため、翌昭和31年１月、新たに中部開発促進委員会を設置した。同委員会は、生産第１（重工業）、生産第２（化学工業）、生産第３（軽工業）、貿易、中小企業、建設、交通、資金の８業種部会に分かれ、各部会のとりまとめと総合調整を行う総合調整委員会を設置して、全会員の協力により検討を進めた。その結果、昭和32年３月、地方で、民間人の手による初めての広域長期経済計画である『中部経済５ヵ年計画』を発表し、今後の中部経済産業開発の指針とした。

各業界では、同計画による目標年次である昭和35年における中部経済の発展目標を達成するために鋭意努力した結果、昭和32、33両年の金融引き締めによる景気下降と、昭和34年の伊勢湾台風の災害を克服して計画を上回る実績をあげることができた。

(2)　『中部経済10ヵ年計画』の策定

中部経済の一層の発展を期すため、本会は前述の『中部経済５ヵ年計画』に続き、東海３県にわたる地域経済計画として、長期の10ヵ年計画を自主的に策定することになり、昭和33年１月、中部経済総合計画委員会を設置して検討を始めた。同計画は、昭和34年度を基準年次とし、目標年次を所得倍増計画と同じ昭和45年度とする10ヵ年計画で、昭和36年４月の定時総会で発表した。

同計画は、業界の所見等によって、人口及び従業者数、工業出荷額、エネルギー需要、貿易額を策定し、これによって工業用水、土地、労働力などの需要を推定し、諸官庁、諸団体による河川、港湾、道路、鉄道などの建設計画を参考にしてとりまとめた長期展望である。このため、目標年次において計画数値に誤差が生じることもあるが、それを認めつつ、あえて経済活動の目標として示した。従って、諸数値は到達点というよりむしろ到達点への方向を示すものであり、実現のために必要な諸隘路の排除とともに諸対策の立案と実施を必須の条件とするなど、多くの問題点の存在を明瞭に指摘するためであった。

「中部経済５ヵ年計画」と「中部経済10ヵ年計画」の報告書

こうした問題意識の下で、同計画に関連するものとして、中部３県統合の具体化問題を田中二郎東京大学教授に、中部３県の機械工業の配置案を末松玄六名古屋大学教授に、中部地方の道路網の理想案をパシフィックコンサルタンツ㈱にそれぞれ調査・研究を委託した。次章で述べるように、

昭和36年４月に、『中部地域における機械工業配置計画』と『中部三県（岐阜・愛知・三重）主要都市連絡道路計画に関する調査報告』を、また、昭和38年４月に『東海３県統合構想』を、それぞれとりまとめ発表した。

［４］東海製鉄の設立

当時、中部経済圏の最大の弱点は、銑鋼一貫の製鉄所が存在しないことであった。製鉄所の建設の要件は、鉱石、石炭などの原材料が近くにあることが絶対条件とされていた。中部はこの条件に欠けているばかりでなく、地域産業の主軸が軽工業であったことなどから、製鉄所の設立活動については、幾度となく行われたものの結果を得ずして消えていた。

前述の『中部経済５ヵ年計画』の序において、「更にこの計画を進展せしめるのに必要と考えられる諸問題、すなわち製鉄所建設、エネルギー源の合理的確保、農業の近代化、水及び土地の総合的活用等についてもこれを取り上げ調査研究を行う所存である」としている。

本会首脳部並びに関係者は、これらの課題をいかにして打開するかについて数次にわたり協議を重ねた。昭和32年５月に、製鉄業の権威である太平工業㈱社長進来要氏（ブラジル・ミナス製鉄所建設現地調査団長。元日本製鉄㈱取締役建設局長）らを招き、中部における建設の可能性等について意見を求める製鉄所建設懇談会を開催、これが実質上、東海製鉄建設の第一歩となった。

進来氏の見解は、「過去は原料地に近いことを要求されたが、今日は地理的に消費者に連結していること、好適な港湾、臨海地帯があること」が立地の条件であった。従って、伊勢湾周辺は建設可能地であるとの見通しがついた。

これを受け、具体案作成のため前記の太平工業に適地調査と建設計画案の作成を委嘱、昭和32年12月に『中部製鉄所（仮称）建設計画に関する調査中間報告書』が、翌33年１月には、『中部製鉄所建設調査報告』がそれぞれ提出された。

それによると、生産規模は、差し当たり銑鉄年産70万ｔ、鋼塊同60万ｔ、鋼材同45万ｔとし、将来的には鋼塊100万ｔ程度の銑鋼一貫設備に拡充できることを前提条件とし、更に、製鉄所の主要設備としては、差し当たり1,000ｔ高炉２基、60ｔ転炉２基、56吋ストリップミルを中心とする圧延設備一式などを整備するとしている。

また、建設候補地については、伊勢湾臨海部６ヵ所について前述の生産規模を前提条件とし、①地形及び周囲の状況、②工場敷地と漁業権、③地耐力及び地質、④用水、⑤港湾、⑥鉄道、陸運、⑦社宅用地の７項目について比較検討した結果、(a)名古屋市南部臨海工業地帯と(b)桑名、四日市臨海工業地帯が適地と判断、最終的には当該企業が更に詳細に調査のうえ決定すべきとしている。

中部製鉄所に関する調査報告書

本会では、これをもとに昭和33年２月28日、中部製鉄所建設促進委員会を開催し、地元官民一致の体制で建設に向けて具体的な活動を展開、直ちに八幡製鐵㈱、富士製鐵㈱、日本鋼管㈱、川崎製鉄㈱など製鉄８社に具体案を説明するとともに中部側の考え（①自主的に工場を建設する。②地元財界との合弁会社とする。③地元で建設し技術者のみ供与する）を示して協力を要望した。

これに対し、富士製鐵の永野重雄社長からは、「合弁会社の設立を考慮する」旨の即答を得た。これを受け、委員会では委員了承の下で出資資本

の配分についての研究に着手した。こうした中で、同年４月に入り八幡製鐵から「現計画（八幡本工場拡張計画）の一部を移して中部に一貫工場を建設の意思がある」旨の申し入れがあった。

情勢の急展開を受け、昭和33年４月19日、緊急委員会を開催して議論を重ねた結果、道義を守ることの重要性が認められ、先に意思表示のあった富士製鐵との協力を決定、同年４月25日富士製鐵に、翌日八幡製鐵に、それぞれ事情等を説明、同年５月２日付で、富士製鐵㈱の永野重雄社長から正式受諾の回答を得た。

「永野返書」

これにより、昭和33年６月、仮称「東海製鉄株式会社」の設立手続きを開始し、地元出資の募集を進めた結果、富士製鐵12億9,350万円、地元12億650万円の合計25億円、株式総数500万株の出資を受けた。このうち50万円出資の１社を残し、他はすべて発起人とする縁故募集設立の形式をとり、この25億円を設立資本とし、授権資本は100億円と定められた。

昭和33年８月28日東海製鐵株式会社設立総会を開催、９月１日正式発足、翌昭和34年６月12日工場建設用地を名古屋南部臨海工業地帯（愛知県知多郡上野・横須賀町地先）に決定、昭和39年９月５日第１号高炉の火入れとなり、待望の銑鋼一貫製鉄所が誕生した。

なお、東海製鐵㈱は、昭和42年８月に富士製鐵㈱と合併、富士製鐵㈱名古屋製鐵所となり、更に昭和45年３月八幡・富士の合併により新日本製鐵㈱名古屋製鐵所となって、現在に至っている。

［５］愛知用水事業への支援

知多半島は、丘陵地であるとともに大きな河川がないことから、木曽川の水をこの地に導き、農業の振興、生活用水の確保を図る「夢の用水」といわれた愛知用水事業が、昭和26年以来進められてきた。昭和30年に愛知用水公団がつくられ、農林省は「愛知用水事業計画概要」を作成し、同公団に対し事業基本計画の作成を指示、これに基づき事業に着手、昭和36年に長さ112㎞、422億円の巨費を投じわずか５年のスピード工事で完成した。

東海製鉄など名古屋港南部臨海工業地帯等に立地する企業の工業用水は、愛知用水事業の一つである愛知県営工業用水道から安定的に供給されることになり、これによって当地域の重化学工業化が大きく進展することに繋がった。

本会は、当事業を伊勢湾臨海部開発の一環として位置づけ、計画段階から勉強を重ねるとともに、早期完成に向けて支援した。

［６］伊勢湾台風復興対策

昭和34年９月26日夜、最大瞬間風速は60ｍ/s、3.6ｍを超える高潮（伊勢湾内）を記録した猛烈な台風15号（伊勢湾台風）が東海地方を直撃、死者・行方不明者5,041人、重軽傷者約４万人、家屋の全半壊約12万戸など、当地方に未曾有の大災害を与えた。

この水害では、名古屋市南部から三重県桑名市まで約300k㎡が浸水した。台風の通過時と満潮が重なったため、名古屋港で最高5.31ｍもの高潮が押し寄せた。また、港に係留してあった１本５～６ｔもある大量のラワン材が高潮に乗って低地に押し寄せ、人家等を破壊したため、その被害はより大きくなった。

本会では、直ちに復興のため、佐伯会長を中心

に関係諸方面と緊密な連絡を保ちつつ災害の実態の把握と処理のために奔走した。10月13日、理事会を開き、当分の間諸行事を一切中止することにして、中部経済同友会と一体となり行動した。まず復興のための資金集め、更に被災した従業員の住宅建設について、日銀支店長をはじめ長期４銀行（日本興業、日本開発、日本長期信用、日本不動産）と緊密な連携体制をとり、また、名古屋通産局長、東海３県出身国会議員及び直接政府要路に、繰り返し要望した。これらの活動と同時に、本会は、政府が設置した「中部地方災害対策本部」と東海３県等と一体となって活動し、災害復旧に尽力した。

本会や地元自治体などからの強力な運動が効を奏し、日銀は復興融資に当たって市中銀行に対して、裁定による無査定、高率適用免除の協調融資許可、また大蔵省は被災大企業への融資源として、日本興業銀行、日本長期信用銀行の割引債発行制限を撤廃するなど、有効な措置が講ぜられた。

この伊勢湾台風を契機に、災害対策基本法が昭和36年11月15日に制定され、文字通り、今日の災害対策の基本となった。また、昭和39年には、名古屋港横須賀沖に高潮防波堤（全長7,593m、中央提高さ6.8m）が建設されたほか、伊勢湾沿岸部の堤防が格段に強化され、名古屋港の防災対策は万全が期された。

更に、名四国道の用地買収が急速に進み、建設のスピードアップが図られたことや、名古屋、四日市両港の整備進展につながった。同時に、名古屋港南部工業地帯への工業用水や知多半島地域への農業用水、上水を供給し、当該地域の発展の基盤となった愛知用水の工事も大いに進展した。

［７］中部経済同友会の設立

中部地域における経済同友会の設立については、東京の経済同友会及び各地の先発経済同友会から要望が出されていたことから、本会において検討を進めてきた。

昭和30年３月22日、本会理事会において、東西財界との連携強化を図るため、「中部経済同友会」の設立を決議、経済同友会全国委員会（３月23日開催）の承認を得た後、同年５月９日創立総会を開催、全国16番目の同友会としてスタートした。

中部経済同友会の設立趣意書では、「中部経済連合会は中部財界を代表する団体として、中部経済同友会は中部財界を構成する経済人の団体として緊密な関係に置かれるばかりでなく（中略）両者それぞれ其の目的達成を容易にするとともに両者の運営をあらゆる面において合理的にすることができる（後略）」と掲げられ、本会との密接な相互補完関係をうたっている。

同会の設立発起人には、本会の会長、副会長、顧問が就任することとし、創立総会後、初代代表幹事には佐伯卯四郎、金子嘉徳の両名が就任した。

なお、中部経済同友会は、創立後本会事務局が事務業務を兼務していたが、昭和37年度から分離・独立した。

［８］名古屋地区へのテレビジョン放送局設置の要望活動

本会は、名古屋地区へのテレビジョン放送免許の促進に関して、当地区で早くから免許申請を提出していた日本放送協会と中部日本放送㈱に対し速やかに免許を与えられたいとして、昭和27年10月、電波監理審議会の意見陳述会に出席するとともに、昭和28年２月及び５月、昭和29年１月にそれぞれ郵政大臣並びに電波監理審議会会長あてに要望書を提出した。

その結果、日本放送協会名古屋中央放送局に対して昭和29年２月に予備免許・本免許が与えられ、また、中部日本放送㈱に対しては昭和29年12月に予備免許、昭和31年10月に本免許がそれぞれ与えられ、同年12月１日にわが国初めての商業テレビジョンの本放送が開始された。

第2章

明日を見据えたプロジェクトの推進

（活動第Ⅱ期－昭和36年度～昭和45年度）

第1節　井上五郎会長の就任、副会長の増員

昭和37年（1962）4月27日開催の第11回定時総会で、佐伯卯四郎第2代会長が任期半ばで退任し、後任の第3代会長に井上五郎顧問代表（中部電力㈱会長）が就任した。佐伯会長は、昭和29年10月就任以来、4期8年在任し、退任後は名誉理事に、また、昭和46年4月から47年1月までは名誉会長に、それぞれ就任した。

井上五郎新会長は、就任挨拶の中で、「人と人のふれあいを大事にし、在来の方針を受け継いで会の発展並びに中部経済圏、ひいてはわが国経済の興隆に尽くしていきたい」と述べ、昭和37年度の事業方針において、「わが国産業経済の安定的発展を目標として中部経済10ヵ年計画並びに一連の地域経済開発計画を指標に、当地域を経済的中核たらしめる官民の協力を求めるとともに、より以上に委員会活動を強化する」と表明した。

井上会長は、昭和46年4月まで5期9年会長職を務めたが、その間会長を補佐した副会長は、井上会長就任時（昭和37年4月）では、前年1月に就任していた横山通夫中部電力㈱社長に加え、昭和37年4月に就任した榎並赳夫四日市倉庫㈱社長、神野太郎中部瓦斯㈱社長、野淵三治日本碍子㈱社長、永井嘉吉新東工業㈱社長、小寺勝昌㈱十六銀行頭取、遠山静一津島染色整理㈱社長の7名であった。

昭和38年の改選期には、小寺勝昌、横山通夫、遠山静一の3名が退任し、代わって高橋順吉㈱十六銀行頭取、香春三樹次東海製鐵㈱社長、森四郎森林㈱社長の3名が就任した。

昭和40年の改選期には、香春三樹次が退任、中川不器男トヨタ自動車工業㈱社長、須崎潔揖斐川電気工業㈱社長、芝谷常吉三重交通㈱社長の3名が就任し、9名となった。

昭和42年の改選期には、榎並赳夫が退任し、前年に就任していた川村久光東海製糖㈱社長、金子信男富士製鐵㈱副社長の2名に、岩田蒼明日本陶器㈱社長が加わり、11名と増強し活発な活動を展開した。

昭和43年度は非改選期であったが、中川不器男の急逝（昭和42年10月13日）もあって、副会長の補充を行い、横山通夫が再び就任したほか、プロパーで常務理事の西村義雄が就任し、12名となった。

昭和44年の改選期には、芝谷常吉が退任し、三宅重光㈱東海銀行頭取と豊田英二トヨタ自動車工業㈱社長の2名が就任、13名と陣容強化を図った。翌昭和45年には、金子信男が退任し、田中健之助三重交通㈱社長が就任した。

また、昭和43年4月の総会決定により、専務理事制、事務局長制を取り入れ、初代専務理事に中川哲郎（中部電力㈱常務取締役）、初代事務局長に小島正勝（中部電力㈱管理部長）がそれぞれ就任した。

第２節　主な活動の概要

［１］東海３県の統合を提唱

(1)　昭和34年度の事業方針に明記

経済の発展に伴い年々各県の格差が広がり、住民の福祉、経済の発展を阻害していることから、広域行政の必要性、東海３県合併に対する各界の要望は広範な分野で意識されていた。

こうした中で、昭和34年９月に起こった伊勢湾台風による大災害は、当地が天恵の地として考えられ、またそれを与件として施策された諸計画の再検討を促すきっかけともなった。東海３県が強い連携のもとで復興に努めた結果、早期に復興がなされ、このことが地域住民に対し、３県一体の力がいかに強力であるかを認識させ、“東海３県統合”の声を急速に高めることにつながった。

本会では、すでに昭和34年度の事業方針において、「①中部経済の長期総合計画を樹立し、基盤の強化拡大を図る、②伊勢湾港並びに伊勢湾工業地帯の建設とこれを根幹とする中部３県の有機的総合発展を期す、③中部地区内外の道路網を整備して北陸・長野との連携を強化する、を重点とし、これら事業の達成に障害となる現行府県制度の垣根を破り、実質的な道州制を目標として中部３県（愛知・三重・岐阜）の一体化に努力する」と、初めて３県統合の意向を明確に示した。

翌昭和35年度の事業方針では最初に、「中部３県（愛知・岐阜・三重）の統合を目標として、その緊密化と諸事業の統合化に努力する」とうたい、３県統合を活動の柱とした。

(2)　３県統合のための検討会議を設置

本会は、伊勢湾台風の災害復旧活動に全力を尽くすと同時に、中部経済同友会と連名で岸首相、東海３県知事など政府、関係地方自治体の要路に「中部３県の統合を要望する」との要望書を提出（昭和34年10月13日）した。

更に、翌昭和35年１月12日開催の定例理事会に３県知事の出席を得て、「統合について」の懇談を行い、

① ３県知事・財界人協議会（佐伯卯四郎会長を議長に、東海３県知事、本会副会長、佐々部晩穂本会顧問で構成。奇数月ごとに開催）

② ３県企画担当長会議（田淵寿郎本会名誉顧問を議長に、３県の企画担当長、中部地方建設局企画室長、本会側から佐伯卯四郎会長、横山通夫、神野太郎、榎並赳夫各理事、田口利八評議員によって構成。偶数月に開催）

を設置し、３県合併を目標に、３県の民度を等しく向上させるための諸施策について一体となって努力することを申し合わせた。

同時に、３県統合条件調査特別委員会を設け、佐伯会長のもとで、３県の合併による利害関係の有無、害ある場合の除去方法等について討議することにした。

(3)　田中東大教授に理論武装を依頼

昭和35年３月25日、地方制度調査会委員、行政審議会委員で府県合併を強く主張していたわが国行政学の権威、田中二郎東京大学教授・法学部長を招聘し、「府県統合はなぜ必要か」について講演を求めた。その後田中教授は、３県知事・財界人協議会のメンバーと懇談、道州制ではなく府県合併を主張する理由を分かりやすく説明した。

佐伯会長らは、田中教授の主張に接し、「本会の考えていることを理論的に説明していただいた」として、同年４月12日の理事会において緊急

動議を提出、田中教授に東海３県の統合案について行政学上の観点からの研究を委嘱することとした。

⑷　田中構想の完成とＰＲ活動

田中教授の研究は、昭和35年４月から38年４月まで丸３年をかけ、『東海３県統合構想』という厖大な報告書として上梓された。この田中構想によって、東海３県統合の必要性と可能性は理論的にも実証的にも体系づけられた。

本会では、野淵三治副会長を委員長とする３県合併推進委員会（昭和38年５月、それまでの３県統合条件調査特別委員会を改称）において、田中構想の消化に努めるとともに、田中構想を背景として経済人としての意見を加えた中経連合併構想を練り、同時に啓蒙・ＰＲ用の３県合併問答集などの資料を作成した。

府県合併に関し本会が作成したパンフレット類

昭和38年８月19日から21日にかけ、井上会長、野淵副会長等は、池田首相をはじめ政府、自民党首脳を訪ね、東海３県合併の必要性を強く説くとともに３県の知事、関係市長、商工会議所会頭を訪ね協力を要請した。

同年８月26日には、この問題を議題とする本会の臨時総会を開催し、満場一致で正式に３県合併の推進を承認した。また、翌27日、津市で開かれた三重県説明会を皮切りに、東海３県下各地の政・財界人を対象にＰＲを開始した。説明会・ＰＲ活動は３県下各地をはじめ中国、四国、九州に

３県合併構想説明会（昭和38年10月30日、伊勢市）

まで及び、その対象も青年層、婦人層、学識経験者、学生、業者団体など、各界各層にわたってエネルギッシュに行われ、１年有余の間に開いた合併説明会・懇談会は約50回に及んだ。

その後、府県合併の動きが拡大し、関西では大阪、奈良、和歌山、中国では広島、島根の合併運動が起こるなどし、昭和39年の第46回通常国会には「地方公共団体連合法案」提出の動きがあり、また、自民党有志による議員立法として「都道府県合併促進特別措置法」の動きがあったが、いずれも会期不足で未提出に終わった。

⑸　参議院先議で可決、第61国会で廃案

昭和39年９月、第10次地方制度調査会に本会の井上会長が委員として参画し、府県合併の緊要性を強く主張、翌40年９月の同調査会答申では、委員の大多数が広域行政の必要性、府県合併の妥当性を確認、「都道府県合併特例法」制定の必要をうたった。

かかる答申を待っていた本会は、府県合併の動きが国レベル、法案制定の動きに移行したことから第１段階の活動を終えたとして、昭和40年９月14日、井上会長名で下記の声明を発表した。

府県合併促進に関する声明

（前略）　本会は、今回の調査会の答申によって、およばずながら経済団体として許される一端の責

務を果たしたものと考えます。

しかし、これはあくまで一歩前進であって問題の解決はむしろこんごにあります。ということは、その実現はわが国行政制度上の一大改革であり、大きく政治的に推進されることを必要といたします。すなわち、答申にあるごとく「これはあくまで当該住民の自主的な総意によって決定されねばならない」からであります。したがって、政府はもちろん地方公共団体・各種団体・住民代表など各界各層の一致協力によって、初めてその実現が期しえられるのであります。

中部経済連合会は、今後とも府県合併の促進について格段の努力を続けたいと考えます。しかし、これが具体化は以上の通りで一経済団体のよくするところではありません。本会は、東海三県がその恵まれた自然的・社会的条件を遺漏なく発揮し得るよう合併を確立して、地域の繁栄・住民の福祉を向上するに止まらず、延いては国家の進展に寄与し先覚的役割をつくすため、官民こぞってのご尽力を期待する次第であります。

昭和40年９月14日

中部経済連合会

会長　井　上　五　郎

（原文のまま）

以後は、機会あるごとに政府、自民党等の要路に合併の合理性をＰＲし、その推進方を求めた。例えば、昭和40年６月２日、大阪において創立総会が開かれ、その後、毎年春秋２回各地域持ち回りで開かれていた西日本経済協議会（中部以西の経済団体で構成）の総会において、毎回、井上会長は府県合併の必要性を強調した。これを受け、同協議会は総会決議を行い、府県合併特例法案の成立を要望し続けた。

府県合併の動きは、国会の場に移り、第10次地方制度調査会の答申により論議の時代から実行の段階に入った。自治省は、合併促進法案の起草に踏み切り、各方面との折衝等による紆余曲折を経て、昭和41年４月22日「都道府県合併特例法案」が閣議決定され、同年６月13日には第51国会の衆議院において、永山自治大臣から提案理由の説明が行われた。

しかし、会期不足から継続審議となり、同年12月27日解散した第54国会で、合併特例法はいったん廃案となった。翌昭和42年３月17日旧案のまま再度閣議決定のうえ第55国会に提出したものの、審議は進まず、継続審議扱いで推移した。

昭和43年５月９日の第58国会地方行政委員会で審議入りしたものの同月24日の国会対策委員会で審議未了、廃案となった。

昭和44年３月18日、第61国会に三たび法案を提出、閣議決定され、４月11日合併特例法案は参議院先議となり参議院地方行政委員会で審議入りした。その後、７月８日には質疑打ち切り・合併法案可決、翌日には参議院本会議で原案可決・衆議院送付となった。しかし、会期末の８月５日、「大学法案」等の重要法案60余件とともに審議未了・廃案となった。

他方、同年９月18日、新たに日本商工会議所会頭に就任した永野重雄氏は、就任挨拶において「道州制による広域行政」の推進を提唱、全国規模で運動を進めることになった。

本会では、このような経緯と情勢の新しい展開を踏まえ、今後の対応を検討した結果、日米安保問題、沖縄返還、国会解散等の政治情勢を踏まえ、また、昭和40年９月14日の府県合併促進に関する声明（前述）に基づき、この運動の積極的推進をとりやめ、今後の推移を静観することとし、３県合併活動に一応の終止符を打つこととなった。

［２］中部発展のための長期計画の策定

(1)『発展への回廊―大伊勢湾総合開発の展望』

東海地域は、戦後の復興需要を背景に、軽工業主体の産業構造の特色を生かし、いち早く立ち直りをみせた。その後、昭和30年代においては、既

存産業の発展に加え、石油化学工業、鉄鋼業などの近代産業（重化学工業）の立地などにより、東西両経済圏に次ぐ経済圏域を形成しつつあった。また、当地域は、用地、用水、港湾等自然資源に恵まれた地域であり、その潜在能力は高く評価されているものの、東西両経済圏に比べ、経済規模や諸機能の集積の面で大きく立ち遅れていた。

昭和40年代に入り、世界市場におけるアメリカとの競合関係の発生、発展途上国の工業化の進展によるわが国産業との競合、わが国産業の海外進出の指向など、国際環境の大きな変化に遭遇していた。

更に、国内においても大きな環境変化が見られた。昭和30年代の高度経済成長期を通じて、人口（労働力）、産業（工業）、経済諸機能等の東京集中、東京の求心的構造の形成であった。

このような国際、国内環境のもとで、高度経済成長に伴って顕在化した地域間の所得格差、恒常化した物価上昇、経済発展に対する社会資本整備の遅れなどの課題を、今後の経済発展の過程において解消するとともに、国民生活水準の一層の向上を図ることが必要である。

このような認識のもとで、発展性豊かな伊勢湾を中心とする東海３県の20年後（昭和60年）のあるべき姿と、これに到達するために必要とする諸方策を国民経済的な視野に立って調査研究することとした。

これを受け、昭和44年３月、大伊勢湾総合開発研究会（前年度までの伊勢湾総合開発研究会を改称）において『発展への回廊－大伊勢湾総合開発の展望』をとりまとめた。

この報告書では、人口・産業別就業人口、国民総生産、産業別生産所得、産業別労働生産性などマクロフレームを独自推計し、それをもとに、東海地方の新しい経済社会建設の方向性を示した。

今後は、昭和30年代のような大幅な人口増－社会人口増が期待できないことにあり、このことを認識して今後の開発を考えるべきだとし、開発に当たっては、名古屋の保持する経済的社会的求心力を極端に助長することなく、各地域がそれぞれの開発基幹都市を中心に特性に見合う成長を図りながら、ワンセット都市群として発展・成長することが必要であるとした。

すなわち、①伊勢湾の回廊地帯に、「津・松阪」「四日市・桑名」「岐阜・大垣」「岡崎・豊田」「豊橋・豊川」の五大開発基幹都市群を配置して、100万都市圏への発展を目標に、第一・二及び三次産業の育成と、その地域が必要とする管理中枢機能の集積を図る。②名古屋は当地方の中心都市として機能することを目標に、産業の高度化－情報化・国際化－及び高次中枢管理機能の集中強化を図る。③伊勢湾内における主要港は、その地域の都市の成長に見合う規模の開発を図る。名古屋港は国際貿易港の要として、港勢の拡充強化を図る。なお、このほか各主要港の機能分担と一体化を促進する。④回廊外側の丘陵地帯には、住宅、学校あるいは研究機関等を目的に応じて配置を行う。⑤山地山脈及び海域に広がる国立国定ないし県立公園等は観光レクリエーション地帯として自然を生かした有効利用を促進する。

このように、地方中核都市を中心にそれぞれが特色ある都市圏を形成するとともに、それらを回廊として、すなわちネットワーク化することによって、総体として東海地域の発展を図ることこそが当地方の未来像であるとの見方に立っている。こうした考え方は、新しい都市圏開発のあり方を提唱するものであり、今日の当地域発展の原型ともなっているといえるものである。

更に、当地方の将来発展の起爆剤として、東西両経済圏では開花しえない大規模プロジェクトを付与して、潜在能力をフルに引き出すことが必要との観点から、経済規模の拡大、貿易依存度の増大に伴うわが国の物流体系の近代化を図り、国際的な流通体系の一環として組み入れるため、伊勢湾に、国際貿易港（自由港）の設置と、大規模国際（貨物）空港の建設というトランスファープロ

ジェクトを提唱した。

⑵ 『伊勢湾総合開発の展望』

先に中間報告としてとりまとめた『発展への回廊－大伊勢湾総合開発の展望』に盛り込まれた開発整備方策について更に具体的に掘り下げるとともに、経済開発と社会開発の接点を求めて広範な分野にわたって検討するため専門委員会を設置、鋭意作業を進めた。その結果、昭和45年４月開催の第19回定時総会において『伊勢湾総合開発の展望』と題した①総論編（大伊勢湾総合開発の意義、都市づくり方策など）、②都市圏編（伊勢湾回廊部を６地域に分け、更に圏域外として岐阜県の計７地域についての都市圏形成方策）、③成長産業編（情報、観光、住宅、省力、合成材料の新成長５業種について将来の産業規模等を予測）、④国際貨物空港編（わが国経済の国際化の進展と世界航空輸送界の動向を踏まえ国際貨物空港設定の必要性をうたう）の４部作を正式承認した。

［３］名阪国道、中部横断高速自動車道路の建設促進

地域の総合的な発展のためには、基盤となる道路網の整備が不可欠であることから、本会では、“地域開発の主柱は道路にあり”との考えのもとに、整備の遅れが顕在化している当地域の道路網整備について、創立後直ちに、名古屋－四日市間の臨海地帯の開発と国道１号の交通緩和をねらって、名四国道の建設に全力を注いだ。

また、「第２次道路整備５箇年計画」（昭和34年２月20日閣議決定）、更には「第３次道路整備５箇年計画」（昭和36年10月27日閣議決定）において建設整備が打ち出された名神高速道路（＊1）、東名高速道路（＊2）の建設が始まるに及び、これら高速道路の建設促進のための要望活動を行うとともに、中央自動車道（＊3）の建設についても要望活動を展開した。

昭和36年４月には、創立10周年記念として『中部三県（岐阜・愛知・三重）主要都市連絡道路計画』を策定（パシフィック・コンサルタンツ㈱に委嘱）、10年後のモータリゼーションの進展等を見通した３県の自動車専用道路、一般道路整備のためのマスタープランを提示した。更に、「夢」の部分と断ったうえで、①伊勢湾口海峡横断道路（現在、伊勢湾口道路建設構想として実現に向け建設促進要望中）、②四日市・伊賀上野・奈良・大阪線（名阪国道として供用中）、③小牧・中津川・飯田線（中央自動車道として供用中）、④環状線強化（東海環状自動車道や名古屋環状２号線として建設中）、⑤関－白鳥－富山伏木港線（現在東海北陸自動車道として建設中）等の建設の必要性を指摘した。

＊1　小牧－西宮間。昭和32年10月小牧－吹田間の施行命令、昭和40年７月小牧－一宮間の供用開始をもって全線開通。

＊2　東京－小牧間。昭和37年５月東京－静岡間の施行命令、昭和44年５月大井松田－御殿場間の供用開始により全線開通。

＊3　富士吉田線と西宮線に分かれており、富士吉田線は、昭和37年５月高井戸－河口湖の施行命令、昭和51年５月高井戸－調布間の供用開始により全線開通。西宮線は、昭和41年７月韮崎－小牧間で施行命令、昭和57年11月勝沼－甲府昭和間の供用開始により全線開通。

ここでは、この期間に本会が精力的に建設推進活動を展開した名阪国道と中部横断高速自動車道路（現・東海北陸自動車道）についての概要と本会の関わりについて述べる。

⑴ 名阪国道

前述の名四国道は、本会が当初提案した「将来を考慮して幅員50ｍまで拡幅の余地を残す」という構想に反して、日光川から東の名古屋市内が20ｍの６車線、西の四日市までが13～16ｍの４車線、木曽、長良・揖斐の両大橋など大橋梁部分はわずか２車線の設計であった。

このため、本会では、早晩満杯になるとの考えから、第二名四国道の必要性を議論した。その議論において、①名四国道がようやく着工しようとする時に、次の道路の建設を国としては容易に承

認しないのではないか。②名古屋－大阪を結ぶ主要幹線道路の国道１号あるいは名神高速道路は、大阪北部地区に集中しており、混雑・不便であるばかりでなく、冬期には雪害による影響を受ける状態にある。③昭和50年代には、国道１号はもちろん名神高速道路でさえ、交通量が計画容量を上回ることが確実視されている。

従って、結論として、名古屋－大阪間を最短距離で結び、あまり季節的影響を受けない南回りルート（名古屋－亀山－天理－堺）の道路の建設が必要である、とした。

昭和38年には、建設の必要性を当地域はもとより関西財界に対し強力に提唱しＰＲを進め、協調体制の確立に努めた。他方、当地域においては、同年７月に三重県及び関係15市町村が建設期成同盟会を発足させた。

その後､河野建設大臣が現地を視察､南回りルートのうち亀山－天理間（73.3㎞）を国直轄工事として取り上げ、千日での完成を命令、その両端である名古屋－亀山、天理－大阪両区間の工事は日本道路公団によって施行することとなった。天理－松原JCT間が西名阪自動車道として昭和44年３月に暫定２車線で供用開始し、昭和48年４月には高速道路に切り替え・編入された。また、亀山－名古屋西JCT間は、東名阪自動車道として昭和54年12月までに全線供用開始となった。更に、東名高速道路の名古屋ICまでの延伸が平成５年12月までに完成し、本会が提唱して以来16年振りに名古屋－大阪間が全線開通した。

名阪国道開通（奈良県一本松IC付近）（昭和40年12月16日）

(2)　中部横断高速自動車道路

中部を横断する高速自動車道路の建設は、中部・北陸両地域の経済、文化の交流促進のかけ橋となる。本会は、『中部三県（岐阜・愛知・三重）主要都市連絡道路計画』（昭和36年４月公表）の中で、「関－白鳥－富山伏木港線」建設の必要性をうたい、趣旨の徹底と早期具現化のための活動を展開した。しかし、昭和37年３月に富山財界を訪問した際に構想の一端を発表したものの、共感を得るまでには至らなかった。ところが、その後、経済の急速な進展と豪雪による交通途絶なども加わって、両経済圏を広域的に連携する高速自動車道建設の必要性が痛感されはじめた。

本会は、これに呼応して、３県企画担当長会議等の場において東海３県側の協力態勢を整えるかたわら一般へのＰＲを続けた。更に北陸側の協力を得るため、昭和38年３月北陸３県の官財界を歴訪して説明を行った結果、５月に北陸側の連絡役である富山県当局者より６県関係者を母体とする建設促進同盟会の結成申し入れなどがあり、本会の斡旋により同年７月４日愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井の６県と名古屋市で「中部横断高速自動車道建設促進同盟会」（会長県は岐阜県）が結成され、行政が中心となって活発な活動が展開された。

翌昭和39年７月１日に東海北陸自動車道建設法（昭和39年法律第13号）が施行されたことに伴い、同盟会の名称は「東海北陸自動車道建設促進同盟会」に変更された。しかし、昭和41年７月に国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律68号）の改正（昭和41年法律第107号）があり、本自動車道は拡大吸収され、単独法は廃止となった。

建設省（中部、北陸地方建設局）や同盟会では、昭和41年度から昭和47年度にかけて交通量の予測や沿線地域開発基本計画の策定等を行った。本会は、関係地方自治体や北陸経済連合会とも協力し

て建設促進の要望を続ける一方、東海北陸自動車道を南進させ伊勢湾に直結しようと、愛知県内の路線変更を建設省に強く要請、昭和53年11月、変更の承認を得た。

なお、東海北陸自動車道は、愛知県一宮市を起点に、富山県小矢部市を終点とする全長184.9㎞の国土開発幹線自動車道である。

［4］地域開発、経済政策、産業政策等に関する要望・提言並びに実現活動

⑴　地域開発への取り組み

1）　豊橋に日本鋼管、三重県に八幡製鉄を誘致する活動

豊橋市を中心とする東三河地域は、恵まれた伊勢湾の資質を生かすことにより、大きな開発余力を有する地域として、将来性が期待される地域である。本会では、このような東三河地域を、『中部経済10ヵ年計画』（昭和36年４月）では東海３県にとって京浜地区への玄関口、また、『東海３県合併構想』（昭和38年４月）では浜松と一体となった東への経済的接点と位置づけ、その重要性をうたっている。

一方、愛知県が「天竜東三河特定地域総合開発計画」（昭和29年６月）の施策に基づき策定した第１次愛知県地方計画（昭和33年12月策定。昭和40年が目標年次）によると、「名古屋から35㎞圏外にある東三河は、名古屋市の外郭地域として長野県の伊那地方に連絡し、静岡県の浜松地方と相対する独自の経済地域として豊橋市を中心に地域の産業文化を発展せしめる」と規定され、臨海工業地帯の造成などによる工業化が指向されていた。

しかし、その開発規模は小さく豊橋港整備も具体性に乏しいものであった。この地方計画は、東三河の官民に対して“深刻な衝撃”（『豊橋商工会議所百年史』より）を与えるものであり、広域レベルでの活動の重要性、自助努力を強く認識することになった。

このような状況等を反映して、昭和35年７月２日、本会理事（翌36年４月副会長に就任）の神野太郎豊橋商工会議所会頭（発足時には会頭職を辞任）は、従来の東三河産業経済研究所を発展させ、東三河地域全域の自治体及び経済団体のすべてが結集した「東三河産業開発連合会」を創立した。本会会長の佐伯卯四郎が同会の顧問に就任するとともに各種計画の策定、実行に関与して内面的援助を行ってきた。

こうした中で昭和36年６月、豊橋地区に日本鋼管の製鉄所進出の話が本会に持ち込まれた。本会正副会長会で協議の結果、積極的に誘致活動を展開することとし、同地区の官民有力者たちと連携をとり、協力体制を整え、日本鋼管首脳と協議を行うなどの努力を重ねた。

しかしながら、国際収支の悪化に伴う金融引き締め、設備投資の抑制、日本鋼管の内部事情、更には豊橋地区が工業地帯としての諸条件が整っていなかったことなどから、折角の話も不調に終わり、鋼管は後に広島県福山市にその立地を決定した。

一方、時を同じくした昭和36年、三重県も津市に八幡製鐵を誘致する活動を進めていた。富士製鐵（東海製鐵㈱として立地）の愛知県側立地決定後、三重県では、県の体質改善を目標に重化学工業化を図るべく八幡製鐵の四日市臨海部への誘致を折衝していたが、八幡製鐵の社内調査によると同地の地盤に地耐力上の難点が判明したことや業界をとりまく厳しい状況等から実現できなかった。三重県としては、極力製鉄所の誘致を実現しようとして四日市に替わる適地を調査、津市臨海部にその候補地を見出し八幡製鐵と内交渉を進めた。

当時は、全国各県が地域経済発展のため激しい製鉄所誘致活動を展開している時であり、実現を期するためには地域の官民が一致して推進する必要があるため、田中三重県知事は本会に協力を求めてきた。

本会では知事より詳細な事情を聞くとともに、

本会の基本的態度（中部経済圏の体質改善はわれわれの使命であり、工場誘致は積極的に推進するが、一つを絶対とせず数ヵ所を自由に選定してもらう態度で臨む。八幡製鉄誘致に関しては、豊橋市が名乗りを上げた場合、条件等を調査し、両者の条件が等しい場合は津市に決定して欲しい、絶対中部に工場を建設してもらいたいと交渉すること）を説明、了解を求めた。更に、理事会の承認を経て全面的にこれを支援することを決め、佐伯会長、横山、神野、榎並各副会長らが八幡製鉄本社に首脳部を訪問し、極力早期に三重県に製鉄所を建設されるよう要請した。同社はその第５次計画での考慮を約したが昭和37年、不況等の影響からこれも実現できずに終わった。

なお、同社は、中京地区需要家へのサービス向上、販売拡大を行う目的で、昭和36年４月、名古屋市港区空見町に、調質圧延工場を稼働させた。同工場は、新日本製鐵発足とともに名古屋製鐵所空見工場となったが、昭和46年９月、その機能を同製鐵所冷延工場に移管して操業を停止した。

一方、三重県では昭和42年６月、建造能力50万トンという日本鋼管のマンモス造船所の誘致に成功、昭和43年４月着工、昭和45年６月に完成し、本会が進めている伊勢湾総合開発に大きなエポックを画することとなった。

津造船所展望（昭和44年７月）

2）　長島町観光開発

高度経済成長の波に乗って、当地域では産業、経済の振興、道路、工場用地などの造成に比べ、勤労者たちのレクリエーション施設・地域の建設は後回しにされている感が強かった。

そこで本会では、昭和36年２月観光開発委員会を設置し、中部におけるレクリエーション施設の具体的な開発構想を策定することにした。そうした中でたまたま中部地方建設局より長良川河口堰計画に関連して、三県共通のレクリエーション地帯として三重県桑名郡長島町の観光開発問題が提起されたことから、これを取り上げ開発計画を練ることになった。

長島町は、木曽三川の輪中で、愛知、岐阜、三重各県からほぼ等距離の臨海要地にあり、対岸の養老、多度を加えた観光レクリエーション地としては理想的な土地であることから、諸施設を完備することに加え、名四国道の開通によって利便性が確保されることから、わが国でも稀（まれ）な理想的なレクリエーション地になりうると考えた。

本会では昭和36年９月、対象地域全域に公園緑地を豊富に配した総合レクリエーション地としての機能と雰囲気を十分に発揮する開発・造成計画（道路、交通、飛行場、国際見本市会館、花卉園芸施設、総合娯楽施設、総合休養施設、ゴルフ場など）を発案し、３県知事、名古屋市長などの協力を得て、三重県に対し基本的な調査を依頼、昭和39年６月、約３年がかりで策定された『長島町観光計画基礎調査報告書』が提出された。

しかし、この報告書は農業振興に重点がおかれ、観光振興計画の基礎調査とはいえなかったため再調査を委託、昭和40年12月提出された『三重県水郷県立公園開発計画報告書』は、本会の考え方と軌を一にしたものであった。

この間昭和38年８月、桑名郡長島町南端・松蔭地区の地下1,540ｍから摂氏60余度の温泉が湧出し、これの活用を目的とした長島観光開発㈱が、同年12月、服部知祥氏（同社社長）、大谷伊佐氏（同社常務）、更には東西、中部の財界人によって設立され、翌昭和39年11月に、今日全国各地に見ら

れるテーマパークの先駆けといえる、温泉を核とした総合レジャーセンターがオープンし、その後熱帯植物園、遊園地、大プール、ホテルなどが順次整備され、全国的に有名な一大レジャー・保養地となっている。

長島温泉全景

(2)　企業経営に資する諸活動の積極的展開

1)　経済見通しの策定

本会は設立以来、産業基盤の整備充実、産業構造の改革などを進めることにより、中部経済圏の体質改善に資することを活動の柱としてきたが、これらの整備について一応の成果をみることができ、経済も開放経済体制への移行、所得倍増計画の推進などにより大きな変化を遂げつつあった。こうしたなかで、今後の企業経営に資する目的で「翌年度の日本経済の見通し」を策定することになった。

昭和39年７月、経済情勢分析委員会を設置し、エコノメトリック・モデル、景気動向指標による方法など景気予測の手法を検討した結果、「企業者予測調査」の手法を採用することにした。調査項目は予め景気動向に関する指標など26項目を選出し、これを基にして、「日本経済全般に関するもの」と「自己企業に関するもの」の２種類に分け、昭和40年度の経済見通しを作成することとし、９月末に全会員あてにアンケートを行った。しかしながら、回収率が低かった(22％）ことやデータ相互の整合性の欠如等により「日本経済全般に関する経済見通し」の発表は見送られ、「自己企業に関する見通し」のみの発表に止められた。

その後、経済見通しの策定は、より高度な方式を採用すべきとの考えから、翌昭和41年度の見通し（昭和40年作業）は見送られた。そして、昭和41年度から経済情勢委員会と改称し、下部組織として専門委員会を設置して作業に当たった。

策定方法について慎重に検討した結果、政府が経済見通しの策定に当たって用いている国民経済計算方式に準じた方式と同じ方式で行うこととし、中部の経済団体として初めて本格的な『昭和42年度経済見通し』を策定、12月に公表した。

その後「昭和45年度経済見通し」から今日まで、毎年11月あるいは12月に、翌年度の経済見通しを策定し、その経済判断をもとにして、翌年度の経済運営について中部経済界からの政策要望を行っている。

また、昭和45年度見通しの策定作業（昭和44年）から経済情勢委員会の委員長会社で本会見通し用の計量モデルを作成し、これを使った作業方法に変更し、より客観性を持たせることとした。

2)　40年不況克服策を急遽建議

昭和40年のわが国経済は、それまでの急激な設備投資のための借入金の圧迫に加え、労働力不足と賃金高に反した需要の減退で、生産性が上がらず、しかも政府は予算の一部を棚上げにするなどのこともあって、倒産の多発など、景気は未曾有な不況局面にあった。

本会では、東海地域の産業、経済界においても深刻な影響があったため、急遽昭和40年６月の理事会で、総合政策懇談会を設置した。同懇談会では、とりあえず昭和40年度補正予算、昭和41年度予算編成前までに、政府に対する要望書をとりまとめることとし、原案作成を経済情勢委員会に指示した。同専門委員会で集中討議のうえ第４次案まで作成し、10月１日の本委員会及び同懇談会において審議の結果、『総合経済対策についての要望書』が承認され、早速代表が政府、自民党首脳

及び政府関係機関に説明、建議した。

この要望書は、①財政金融、②企業減税、③輸出振興、④物価対策の４項目から成っており、財政、特に問題となっていた赤字公債発行の必要性と規模、条件などについてかなり突っ込んだ提言を行った。また、減税については、不況対策のため所得減税より企業減税にウエイトを置くべきであると主張した。更に、長期的対策として、法人税の毎年１％ずつ10年間にわたる引き下げ、当面の施策として税制面における株式資本と借入金の取り扱い上の不合理を緩和するため資本金の７％損金算入制度、設備更新による特別償却制度を打ち出したことなどが大きなポイントであった。

3)　消費者物価高騰に対する各種意見の建議

昭和40年当時のわが国の消費者物価は、卸売物価の安定的推移と対照的に、昭和30年～35年の年平均2.0％に対し昭和35年～40年は年平均6.2％と、顕著な騰勢を示していた。

本会では、このような状況に鑑み、先の『総合経済政策についての要望書』に続いて、昭和41年６月、政策懇談会（総合政策懇談会を改称）において『消費者物価高騰の現状とその対策』並びに『消費者物価高騰抑制に対する要望書』をとりまとめ、政府、自民党、物価問題懇談会、米価審議会に建議した。

このレポートでは、５年間の消費者物価上昇に対する寄与度をみると、食料品関係と対個人サービス料金の両者で77％を占めていることから、消費者物価高騰の最大要因が農林・水産製品、加工食品・菓子等の中小企業製品にあることを指摘、このため、農水産物・加工食品対策、公共サービス料金対策、物価とカルテルとの関係等の問題について、経済人の感覚から物価問題を総合政策の一環としてアプローチし、「長期的視野から一歩一歩日本経済の近代化を進める以外に物価安定の道はない」とした。

また、物価高騰問題に関連して、農林政策委員会では、農産物価格をめぐる諸問題と対策について研究を行い、昭和43年３月『米の管理制度に対する提言』をまとめ、米の管理制度を現行の直接統制方式から間接統制方式への転換などを主張した。

更に、同委員会では、昭和44年５月『木材需給に関する提言』をまとめ、国内木材生産の基盤整備の促進、木材流通、加工部門の合理化等の必要性などを指摘した。

また、同年８月には、畜産物の低廉かつ安定的な供給体制の確立のため畜産経営の近代化促進、流通機構の合理化、輸入自由化の促進と開発輸入体制の整備をうたった『畜産物需給に関する提言』をとりまとめ、関係要路に建議した。

4)　税制改正への提言

わが国税制のあり方について幅広く研究する必要性から、昭和39年度に税制委員会を設置し、長期的にみた租税体系、特に直接税と間接税のあり方、中央・地方財政の現状と対策について、それぞれ研究を重ねた。

昭和42年度には、産業界として緊急を要する資本自由化対策、輸出振興対策、公害対策について企業減税の要望をとりまとめた。また、昭和43年度には、法務省からの「株式会社監査制度に関する改正」試案に対して意見を具申した。更に、財政金融委員会と改称した昭和44年度には『名古屋証券市場の振興策』（昭和45年４月公表）をとりまとめた。

5)　地域産業の振興についての活動

〈『東海３県の工業配置』の提言〉

本会は、創立以来中部経済の体質改善に資するため四日市旧海軍燃料廠跡の石油コンビナート化や東海製鉄の誘致など重化学工業化に資する活動を展開してきた。

しかしながら、東海３県における工業配置の現状をみると、基幹産業及び関連産業の立地や、道路、用地、用水等の産業基盤の整備は、ほとんど県と市が独自の立場で行い、資源の広域かつ効率的な利用ならびに開発を期待することは難しい状

況にあった。

本会が、東海３県合併を推進する理由の一端もここにあり、昭和39年４月、中部産業振興委員会において『東海３県の工業配置』をとりまとめ、３県鼎立による一切のトラブルを度外視して、そこに賦存する資源を合理的に利用・配分することによって得られる適正配置案を提案した。

作業は、京都大学吉川助教授の指導のもと「リニア・プログラミング」手法を採用し、11地区に区分した３県を一体として考え、そこに賦存する用地・用水及び輸送費を制約条件として、交通、通信、資本、労働、公害及び自然的、社会的因子等を副制約条件として、目標生産品目（肉製品、ビール、合板、アルミニウム、自動車、時計など27品目を選定）の付加価値額を最大にするモデルについて行った。

付与された生産品目及び条件のもとで、付加価値が大きい地区をみると、西三河・衣浦、中南勢、東三河、名古屋・尾張、西濃、北勢、飛騨の順と算出された。ここで注目される成果としては、名古屋、四日市の優位性が相対的に薄れて、漸次その東あるいは南の方面に移行していくことが表示できたことである。

なお、この構想は、昭和39年４月、政府の招請により中部地域を視察中のワイズマン国連調査団へ提示、参考に供した。

〈『重化学工業の現状と問題点』について提言〉

東海地域は、昭和30年代の高度経済成長時代に伊勢湾沿岸の臨海部で工業用地の造成が進み、石油化学、鉄鋼などを中心とする重化学工業の立地をみた。一方、内陸部では自動車工業を中心とする輸送機械工業の発展が図られていた。

しかしながら、これら基幹産業の集積、発展は限られた業種であり、多様性のある産業構造の構築や産業密度を高めていくためには、これらの産業に原料、部品を供給する産業や、一次、二次加工部門を強化した化学工業の集積を高め、発展を図ることが必要であった。

そのためには、当地域において、どのような業種がふさわしいかなどについて、昭和41年度に産業構造委員会を設置し、精力的に検討した。

その結果、今後の当地域の主軸産業は、自動車工業と石油化学工業であり、この育成が必要であるとした。そのために、前者については関連産業、特に素材、原料部門の強化を図り、後者についてはその加工製品の大量な需要を喚起する必要があるとした。こうした観点から、両産業の結びつきを緊密化することによって、軽工業の近代化、産業構造の高度化を図ることになる。このような内容を盛り込んだ提言書『中部地域における重化学工業の現状とその問題点』を昭和42年９月に発表した。

〈社会開発に関する提言活動〉

わが国の地域開発政策は、昭和30年代の高度経済成長期においてとかく経済開発中心であったことから、昭和40年代に至り生活水準全体が上昇したという充実感が得られず、そのアンバランスがさまざまな混乱を生じさせていた。豊かな国民生活の実現を目指すためには、より一層の経済開発と生産性の向上を図るとともに、日常生活の充実、生活環境の整備改善などの社会資本開発を積極的に推進することが必要である。

こうした観点から、本会では社会開発研究会において、昭和43年11月『豊かな社会をめざして』と題する報告書を作成、公表した。

この報告書の内容は、日常生活の基礎ともいうべき住宅及び広義の生活環境について現状を分析し、その問題点並びに対策を論じ、住み良い社会を目指すために当地域に必要と思われる社会開発の将来ビジョンを検討したものである。

更に、住宅等生活環境の整備充実を進めるためには、①民間ディベロッパーに積極的役割を与えていく必要がある、②社会資本の充実で利益を享受するために応分の費用負担の心構えがなければならない、③国、地方行財政の効率化のため広域的運営を図る必要があり、もっとも実効あるため

には市町村の合併、府県合併が必要、④適切な土地利用計画の策定と強固な土地利用規制により土地の有効利用を図るとともに積極的な先行投資が肝要である、などを提言している。

また、産業政策委員会では、生活環境の整備を進めるうえで根幹となる住宅について研究し、昭和46年４月『住宅産業の現状と将来－東海３県を中心として－』をとりまとめた。

今後の戦略産業として住宅産業が発展するためには、工業生産化した住宅工業の確立が不可欠であるとの観点から、住宅産業を製造業としての建物供給業、住宅用建材製造販売業、住宅用設備機器製造販売業の３分野に限定し、更に住宅生産の工業化、都市開発、土地、交通対策、住宅金融などについては、住宅産業を成立発展させるために必要な問題事項として検討した。この結果、当地域の産業構造面、立地条件面等から、将来当地域には、比較的輸送制約の少ない木質系、鉄骨系を主体とする工場生産住宅、住宅用建材、住宅用機器の供給基地を設置することが望ましいと結論づけている。

また、観光開発委員会では、産業化の進行に伴う社会の変化とともに、余暇に対する認識が大きな変貌を遂げつつある時代背景を踏まえ、昭和45年４月『余暇時代にそなえて』と題する報告書をとりまとめた。

ここでは、観光ユーザーの意向把握のため、観光レクリエーションの実態と志向について、東海地方では初のアンケート調査を実施（会員企業の従業員を対象）し、これに基づき、余暇対策の一つとして東海３県における観光レクリエーション開発はいかにあるべきか、またそれに対して官民がそれぞれ何を実践すべきか、更には東海３県における将来の具体的開発構想について論及した。

［５］他地域との交流促進

本会は、各地域の経済団体との連携強化を図るため、相互訪問し懇談を重ねてきた。

⑴　九州・山口経済連合会

九州・山口経済連合会との懇談は、昭和36年９月26日及び翌37年10月13日に、ともに名古屋市において工業配置問題等について意見交換するとともに、トヨタ自動車工業、名四国道、鈴鹿サーキット等を視察した。昭和39年６月５日には本会が福岡市を訪問し、地域開発と広域行政の推進をテーマに懇談するとともに、八幡製鐵戸畑製鐵所、筑豊の産炭地域を視察した。

⑵　富山財界

東海と北陸地域の経済、文化交流については以前から促進方策が議論されていたが、本会が昭和36年４月に発表した『中部三県主要都市連絡道路計画』の中で「関－白鳥－富山伏木港線」の建設構想を提唱した。（本節［３］⑵「中部横断高速自動車道路」の項参照）

この構想を主なテーマとして、懸案だった富山財界との懇談会を昭和37年３月23日富山市において開催、両地域の経済交流促進方策について意見交換するとともに、伏木港、富山港、吉田工業黒部工場等を視察した。２回目は同年７月３日に名古屋市で開催、懇談するとともに東海製鐵、中部電力新名古屋火力発電所、日本陶器等を視察した。

⑶　四国経済連合会

本会は、昭和37年11月16日、四国経済連合会の前身である四国産業開発委員会が中部地方産業開発視察団を編成して来名した機会をとらえ、四国経済開発の参考に資する中部地域の道路、交通整備状況や愛知用水建設事業等について懇談した。なお、四国産業開発委員会のメンバーは、懇談会の翌日、トヨタ自動車工業、中部電力新名古屋火力発電所、東海製鐵を視察した。

また、昭和39年２月20日から22日までの３日間、本会は、四国及び水島工業地帯の視察のため当地

を訪問した。また21日には、高松市において、前年（昭和38年３月）に設立された四国経済連合会と四国開発マスタープランや、東海３県統合構想と広域行政などをテーマとして懇談した。なお、22日は倉敷市において岡山経済同友会と懇談した。

⑷　西日本経済協議会

本会の創立15周年記念総会（昭和40年４月26日）においてわが国初の全国財界人討論会を開催したが、これをきっかけに、中部以西の経済団体が、「西日本全域の調和のとれた発展のために地域間に於ける連繋と協力を図ると共に中央偏重の行政、経済政策に対してもその是正に協力し、その要望を国政に反映する事により各地域の発展、福祉向上に資する」（西日本経済協議会「設立宣言」より）ことを目的に、「西日本経済協議会」を設立、昭和40年６月２日、大阪で設立総会を開いた。

以後、春・秋２回の総会を、各地持ち回りで開催（昭和46年から年１回に変更）、昭和51年からは夏に代表者会議を、秋に総会をそれぞれ開催し、激動する時代における経済政策一般、西日本経済の活性化を求めた行財政面の共通課題、西日本各地が推進する各種大規模プロジェクトの推進方策等広範な課題を討議し、政府等への要望を重ねている。

第3章

激変する経済社会環境への対応

（活動第Ⅲ期－昭和46年度～昭和55年度）

第1節　横山会長、鈴木会長、加藤会長の就任

［1］横山通夫会長の就任

昭和46年（1971）4月23日開催の創立20周年記念総会（第20回定時総会）において、井上五郎第3代会長が9年に及ぶ会長職を辞し、後任の第4代会長に横山通夫副会長（中部電力㈱会長）が就任した。井上前会長は、退任後名誉会長に就任した。

横山会長は、昭和50年5月までの2期4年務めたが、就任直後にドルショックを、昭和48年秋には第1次石油危機をそれぞれ経験し、猛烈なインフレと深刻な不況の同時進行という、かつて例を見ない経済的困難に直面する中で、中部の企業、地域社会が的確な対応を図るべく、舵取り役を担った。

同時に、この時期は、企業の社会的責任、企業行動への批判が高まった時期でもあった。横山会長は、挨拶の中で、次のごとく所信を表明し、中部の経営者に対し、企業家としての自覚と自信回復を促した。「我々経営者たるものは、社会的公正確保の見地に照らして、自ら恥じざる範囲において、大手を振って資本主義経済の目的追求に直進することができるのである。現在、世間の風潮を恐れて企業はやや萎縮しすぎる観があるが、私はむしろ胸を張って、自ら信ずるところに従い、堂々と邁進すべきであると考えている。

しかし、同時に現代の経営者であるならば、企業をめぐる経済的社会的環境の変化をいち早く察知して、これを無視したり、踏み外したりするはずのものでもないことを、私は堅く信じて疑わないものである。

これらの点を念頭に置いた上で、我々は自信をもって事業活動に専念し、相携えてその社会的責任を完遂してまいりたいと考えるものである」。

横山会長を支える副会長は、昭和46年4月に、野淵三治、森四郎、西村義雄の3名が退任し、新たに、鈴木俊雄日本碍子㈱会長、舟橋一雄名古屋鉄道㈱副社長、大隈孝一㈱大隈鉄工所社長の3名が就任した。更に、昭和48年度の改選期には、須崎潔が退任し、三木邦男㈱松坂屋副社長が就任した。

［2］鈴木俊雄会長の就任

(1)　次期会長選考委員会の設置

昭和50年度の役員改選期を迎えるに際して、横山会長から辞意が表され、後任役員人事について、昭和50年2月13日開催の正副会長会で、横山会長一任と決せられた。

しかし、3月10日開催の第255回理事会・評議員会で、横山会長から「後任人事について自分なりに考えてきたが、従来の現会長一人の意向や、一部の意見・考え等で決めることは密室的印象が

強く、感心できない。会費を払う会員によって成り立つ中経連としては、会員の総意をもとにフェアプレーの精神で人選できれば最善であると考える。

自分の意見としては、現会長の諮問機関として内規を定め、『次期会長選考委員会』を設置し、その答申に基づいて一時新会長候補者を内定し、副会長以下の新役員候補者の人選は、新会長候補者の意向に従って選んだうえ、理事会に諮り、正式には総会で決定するというルールを確立したい」と、「次期会長選考委員会」の設置を提案された。これを受けて、同理事会・評議員会で審議の結果、理事全員異議なく承認した。

新設した「次期会長選考委員会」は、副会長２名、理事６名、評議員１名、監事１名の10名から成り、委員長に永井嘉吉副会長が就任した。

次期会長選考委員会は、３月13日に開催し、慎重に協議の結果、次期会長候補者として、鈴木俊雄副会長を選定、永井委員長から直ちに横山会長に答申した。同日、横山会長から鈴木副会長に対し次期会長就任方を要請したところ、３月17日鈴木副会長から就任受諾の回答が得られた。

⑵　第５代会長に就任

昭和50年５月７日開催の第24回定時総会において、横山通夫第４代会長が退任し、後任の第５代会長に鈴木俊雄副会長が正式に就任した。横山会長は名誉会長に就任した。

鈴木新会長は、就任後初の役員会（６月７日開催）において、「現下の厳しい経済状況の打開策、特に物価安定と不況対策の接点をどこに求めるかを理論的に解明し、提言を行いたい。また、国際貨物空港や国連環境センターなどの国際的なプロジェクトは一代の会長ではなく、代々継続していくなかで実現を図りたい」と所信表明を行った。

鈴木会長は、昭和54年５月までの２期４年会長職を務めたが、その間会長を補佐する副会長は、前年の昭和49年９月に退任した三宅重光に加え、昭和50年５月の改選期において、榎並赳夫、永井嘉吉、川村久光、岩田蒼明、舟橋一雄、大隈孝一の６名が退任、新たに、加藤乙三郎中部電力㈱社長、原田鼎新日本製鐵㈱専務取締役名古屋製鐵所長、堀種治四日市倉庫㈱会長、梶井健一名古屋鉄道㈱副社長、金丸吉生㈱百五銀行頭取、墨敏夫艶金興業㈱社長、谷信一㈱東海銀行頭取の７名と、前年（昭和49年）５月に就任している田口利八西濃運輸㈱社長と併せて８名が新副会長となり、大幅に入れ替わった。

これによって、副会長は、高橋順吉、豊田英二、田中健之助、三木邦男とともに12名となった。

昭和52年度の改選期には、田中健之助、三木邦男、墨敏夫の３名が、また任期中途の７月に原田鼎が、それぞれ退任し、翌年の昭和53年５月に大内俊司新日本製鐵㈱副社長名古屋製鐵所長が就任した。

［３］加藤乙三郎会長の就任

鈴木会長の辞意表明を受けて、昭和54年３月27日次期会長選考委員会が開催され、慎重に協議の結果、全員一致で加藤乙三郎副会長（中部電力㈱会長）を候補者に選定、堀種治委員長から直ちに鈴木会長に答申、鈴木会長が同日加藤副会長に対し就任方を要請、４月１日受諾の回答があった。

昭和54年５月22日開催の第28回定時総会において、鈴木俊雄第５代会長が退任し、後任の第６代会長に加藤乙三郎副会長が正式に就任した。鈴木前会長は、退任後名誉会長に就任した。

加藤新会長は、就任挨拶の中で、「中経連設立の原点に立ち返って、産業人としての立場を改めて確認し、これを会運営全般の背骨として行く」と述べ、難しい国際環境、国内情勢の中で、本会に対する会員の期待に応えるべく、初心に返って実りある活動の展開を表明した。

更に、「次の時代を担う産業の育成を今から考えていくことが大変重要であり、積極的に取り組

むとともに、日本全体の中での中部の位置づけを認識し、各自治体とも十分意思疎通を図りつつ地域の主体性確立、民間活力の発揮に果たす本会の役割を十分踏まえて活動していきたい」と述べた。

加藤会長は、昭和57年５月までの２期３年務めたが、その間会長を補佐した副会長は、昭和54年５月の改選期には土方大貳三重交通㈱社長、神野信郎中部瓦斯㈱社長、小川修次日本特殊陶業㈱社長、齋藤茂中央板紙㈱社長、吉田弘一中部電力㈱顧問の５名が新任（吉田弘一は専務理事兼務）、高橋順吉、豊田英二、田口利八、堀種治、梶井健一、金丸吉生、谷信一の７名が再任され、12名の副会長であった。

第28回定時総会で挨拶する加藤新会長（昭和54年５月22日）

また、非改選期の昭和55年５月に谷信一が退任し、磯野員彦新日本製鐵㈱専務取締役名古屋製鐵所長と加藤隆一㈱東海銀行頭取の２名が新たに就任、副会長は13名となった。

第２節　主な活動の概要

［１］激変する経済環境への積極的対応

(1)　ニクソン・ショックと石油危機

1)　国際通貨不安の発生

昭和40年代前半のわが国経済は、好況の期間が長かっただけでなく、経済成長率も二桁の高成長を記録した結果、日本経済の対外的地位は大きく向上し「経済大国」の地位を確立することになった。戦後最長を記録した“いざなぎ景気”は、昭和45(1970)年７月(昭和40年10月からの57ヵ月間)を“山”に自律的な下降局面に転じたが、この期間（昭和40年～45年）における実質経済成長率は年平均11.1％（名目同17.4％）と世界でも類をみない高い成長を遂げた。

その結果、わが国の国民総生産（GNP）は、昭和40年（暦年）には910億ドルで、アメリカ、西ドイツ、イギリス、フランスに次いでOECD中第５位であった。これが、２年後の昭和42年に1,240億ドルとなり、西ドイツの1,234億ドルをわずかながら超え、アメリカに次ぐ第２位の地位を占めるようになった。

世界経済におけるわが国の地位が向上するにつれて、それにふさわしい経済体制の確立が求められるようになり、昭和30年代後半の貿易自由化に続いて昭和42年からは資本自由化がスタートした。

一方、世界においては、昭和42年のイギリス・ポンドの切り下げ、翌43年アメリカの金の二重価格制への移行、44年フランス・フランの切り下げ、西ドイツ・マルクの切り上げ等によってブレトンウッズ体制への信認が揺らぎはじめていた。日本の円は、昭和24年12月以来、１ドル＝360円に固定されてきたが、産業の国際競争力の向上や世界的な通貨の変動に伴い、円の過小評価という問題が顕在化してきた。

こうした中で、昭和46年８月15日（日本時間16日)、アメリカのニクソン大統領は、金ドル交換停止、10％輸入課徴金賦課、90日間の賃金・物価凍結を主な内容とする「新経済政策」を発表、いわゆる“ニクソン・ショック”が発生し、国際金融市場の混乱が長く続くことになった。

わが国は同年８月27日には、翌日からの変動相場制への移行が決定され、１ドル=360円の固定相

場制の時代は終わりを告げることとなった。その後、多国間での通貨調整は難航していたが、12月17日の10ヵ国蔵相会議で多国間通貨調整が合意（スミソニアン合意）され、円を16.88％切り上げ、１ドル＝308円という新しい平価が成立することとなった。

スミソニアン合意後、日本政府は、円再切り上げ回避の方針からドル買い介入したにもかかわらず円相場は上昇を続けた。昭和48年に入ってもドルの弱体化に伴う国際通貨不安が続き、年初のヨーロッパ通貨不安の再燃を契機として、２月14日、日本政府は円の変動相場制移行を発表、更に３月19日EC６ヵ国が共同変動相場制に移行し、第２次世界大戦後の固定相場制の時代は完全に終焉を遂げることとなった。

2)　第１次石油危機の発生

昭和48年10月６日第４次中東戦争が勃発し、直後の同月16日OPEC（石油輸出国機構）はクウェートで緊急会議を開き、対イスラエル制裁のため、原油公示価格の大幅引き上げ、原油生産の削減、非友好国への輸出禁止など石油を武器とした戦略を展開した。これによって翌17日、アメリカや日本などに対し原油公示価格の21％引き上げを一方的に宣言、これと併行してOAPEC（アラブ石油輸出国機構）は月５％ずつの生産削減を決めたため、全世界に衝撃が走った。

わが国に対しては、まず石油メジャー（国際石油資本）のエクソン、シェル、ガルフ、フランス石油が積み出し原油価格の30％値上げを、メジャー５社とユニオンオイル社などが10％の供給削減を、またサウジアラビアの国営石油会社ペトロミンが原油価格の70％引き上げと10％の供給削減を通告してきた。その後停戦協定が結ばれると、アラブ産油国は石油戦略を直接的規制から価格策に転換、昭和49年１月からの原油公示価格のバレル当たり11.651ドルへの引き上げを決定した。こうして10月中旬から12月下旬までのわずか２ヵ月余の間に、原油価格は3.87倍、前年末の2.48ドルと比較すると4.7倍、値上げされたこととなった。

わが国のエネルギーの石油依存度（昭和47年度76.3％）及び石油の輸入依存度（同99.7％）は極めて高く、石油価格の大幅な引き上げと供給削減は、産業、経済はもとより国民生活にも多大な影響をもたらした。灯油、プロパン、トイレットペーパー、合成洗剤など石油関連製品を筆頭に卸売物価、消費者物価ともに急騰し、昭和49年２月の卸売物価の前年同月比は37.0％増、消費者物価は同26.3％増と、まさに「狂乱物価」となった。また、買い急ぎと売り惜しみが全国に蔓延し、スーパーマーケットなどではモノ不足によるパニックが起こった。

政府は、昭和48年11月16日の閣議で「石油緊急対策要綱」を正式決定し、消費節約運動の展開、石油・電力の使用に対する行政指導中心の節減対策（石油、電力の原則10％削減）などがとられることとなった。これにより、室内温度の適正化、百貨店・スーパーの営業時間短縮、深夜テレビの放映自粛、ネオン節約、マイカー自粛、給油所の休日営業の自粛など、広範囲にわたる行政指導が行われた。

石油危機が日本経済・社会に与えた衝撃は、こうした短期的なものだけでなく、それまで低廉でしかも安定して供給されてきたため日本人が持っていた「水と油はタダ同然」との意識が崩壊し、新しい価値観が求められる時代となった。また同時に、価格体系とコスト構成を大きく変化させ、石油依存・エネルギー多消費・素材型産業の後退のきっかけとなった。加えて、変動相場制の進展と相まってわが国の貿易収支、貿易構造、産業構造を大きく変化させることとなった。

(2)　本会の対応

本会は、上述のような経済状況の急激な変化に対応し、緊急要望や経済見通しの策定、政策提言など多様な方法により所見表明や政策の建議などを行った。

1）　円問題への対応

ニクソン声明（新経済政策の発動）は、輸出依存度の高い当地域経済にとって非常に大きな影響を及ぼすことから、本会は昭和46年８月25日と９月14日に相次いで臨時正副会長会を開き、本会としての意見を集約、９月14日、①為替差損の補填、②貿易取引の正常化、③輸出産業の経営の安定化、④プラント輸出など長期契約に関する障害除去、⑤円対策８項目の再検討、⑥不況対策の６項目にわたる『円問題に関する要望』をとりまとめ、政府並びに関係機関に建議した。

更に、円の切り上げが必至の状況から対米輸出依存度が高い産業を多く抱える当地域産業への影響を探るため、昭和46年９月『円切り上げの東海地方産業に及ぼす影響』を発表した。これは、円切り上げ幅10％（360円→324円、IMF方式では11.1％の切り上げ）、多国間通貨調整の実施、切り上げ時期を昭和46年末、アメリカの輸入課徴金は円切り上げと引き替えに撤回されるなどを前提条件とし、昭和40年地域産業連関表をベースとして、円切り上げに伴う産業別影響度を輸出面と生産活動面とに分け試算した。この結果をもとにして、当地域に与える景気沈滞の懸念を訴え、輸出産業に対する救済措置として、公共投資の拡大、企業減税、公定歩合の引き下げ等の不況対策のほか、所得税減税、社会保障費の増額などの施策の実施を要望した。

2）　石油危機とその後のインフレ、長期不況への対応

昭和46年末の円切り上げにより一段と景気後退が懸念されたが、公共投資を中心とする積極財政と超金融緩和などから昭和47年半ばを境に、急速に景気回復した。加えて、田中内閣の発足（７月）による列島改造ブームによって、地価、株価の急騰をはじめ基礎的諸物資の価格も大幅に値上がりし、卸売物価は連日騰勢を続け、異常なインフレ・マインドが発生した。この物価上昇は、昭和48年度に入っていよいよその騰勢を強め、活発な設備投資、旺盛な個人消費にモノ不足現象も加わり、明らかに景気過熱の様相を呈した。政府・日銀はこれらの緊迫した諸情勢に対処して４、５、７、８月と連続して公定歩合を引き上げ、財政繰り延べと合わせて強力に総需要抑制策を遂行した。

こうした状況の中で10月、石油危機が突発するに及び、物価は急騰し、一種の混乱状態に陥った。この事態に鑑み、日銀は、同年12月、公定歩合を一挙に２％も大幅に引き上げ、金融引き締めの徹底を図るとともに、政府は緊縮型の昭和49年度予算案を編成した。その後石油供給は、量的にはやや好転をみたものの、その異常な高価格は日本の物価と国際収支に大きな影響を残すこととなった。

本会では、石油問題が発生するや西日本経済協議会に働きかけ、昭和48年12月25日に緊急代表者会議の真剣な討議を経て、「現下の緊急事態にどう対処するか」の共同宣言をとりまとめ、横山通夫本会会長をはじめ６経済連合会の代表者が田中首相と面談し強く要望した。

また、この共同宣言を受けて本会では、昭和49年１月23日に臨時の正副会長会を開き、生活必需物資の増産、安定供給、公共基礎産業への当面の財政補助、貯蓄の優遇等の具体策を盛り込んだ『現下の緊急事態への具体的な対処策』を正副会長会の所見としてとりまとめ、政府に建議した。

更に、経済情勢委員会では、情勢が流動的であるものの混迷の事態にあるだけに会員に対しガイドラインを提示することが必要との考えから、石油確保量に三つのケースを仮定（原油供給削減率が10％の場合、同15％の場合、原油供給削減がない場合）した『昭和49年度経済見通しならびに今後の政策運営のありかた』を昭和48年12月に公表し、政策当局に建議した。しかし、その後（昭和49年度）の日本経済は、総需要抑制策の浸透、原油など第一次産品価格の高騰、大幅な賃金上昇などからコストプッシュ型の物価上昇が根強く進行するという本格的なスタグフレーションに陥った。更に後半からはレイオフ、賃金カットが続出する

など深刻な情勢が続き、実質経済成長率は戦後はじめてのマイナスを記録（昭和55暦年基準で△0.4%）した。

こうした状況を踏まえ、同委員会では、昭和49年７月『当面の経済情勢と政策運営について』と題する昭和49年度経済見通しの改訂と経済政策要望をとりまとめ、政府・政策当局に建議した。また、同委員会では、流動する経済情勢のもとにあって企業経営の対応に万全を期すためには産業全般の動向を的確に把握することが不可欠との考えから、昭和49年７月、自動車、繊維など主要18業種の業況と四半期先の見通しをヒアリングし、それを『中部地域主要産業の動向』としてとりまとめ、会員への情報提供を行った。なお、このレポートは年３回づつとりまとめ、平成11年12月まで通算62号を発行し、現在は『中部地域の景況と主要産業の動向』として四半期ごとにとりまとめている。

一方、石油価格の大幅引き上げ、昭和49年春闘における32.9%という大幅賃上げにより、わが国経済は、コストインフレの様相を強め、不況下の物価高という最悪の事態となった。

このため、労働問題研究会と財政金融委員会では、名古屋大学経済学部水野正一教授ら学者グループに参画を求めて調査研究し、インフレ収束の国民的目標の設定と、目標達成のため、①総需要の適切な管理、②国、地方財政政策のあり方、③賃上げガイドラインの設定等７項目の提言を盛り込んだ『インフレの克服と経済の正常化のために』を昭和49年12月に提言した。

本会では、これを政府並びに国会議員、経済団体、企業、労働団体はもとより学識経験者、マスコミなど各界各層に幅広く提言した。

また、３年に及ぶ長期引き締め効果の浸透により物価は鎮静化の傾向をたどっているものの、生産、雇用、需要面では昭和40年不況を上回る極度の不振が続いていたことから、昭和50年２月財政金融委員会は『当面の財政金融政策に対する要望』をとりまとめ、金融窓口規制の緩和、公定歩合の段階的引き下げ、住宅建設を中心とした昭和49年度公共事業の年度内完全実施、昭和50年度予算の上半期重点支出などを政府に要望した。

更に、昭和50年に入ってインフレと不況が一段と深刻化してきたため、６月に物価・景気対策専門部会を設置し、前回に続き、名古屋大学水野教授ほか３氏の学者グループの協力を得て、物価安定と景気回復の接点をどこに求めるかについて研究し、同年９月『景気浮揚への提言－景気浮揚と物価安定の両立をめざして－』をとりまとめた。

この提言では、昭和51年度の政策目標として、実質経済成長率を６～７%以上、卸売物価の平均上昇率を３～４%、消費者物価では６～７%に止めることを目途とすべきとした。このために実行すべき政策として、約３兆5,000億円にのぼる公共投資など第４次不況対策の実施、景気中立型の昭和51年度予算の編成、51年度賃上げ率は一桁台が望ましいなどを内容とし、政府、政策当局に実施方を強く要望した。

3)　賃上げ、労働問題への取り組み

第１次石油危機を契機に減速経済に移行した日本経済にとって、昭和49、50両年度の大幅賃上げは、産業界にとって極度のコスト高を招いた。このため、本会も喫緊（きっきん）の課題として賃金問題を取り上げ、前述の『インフレの克服と経済の正常化のために』（昭和49年12月）の中で、昭和50年度の賃上げガイドライン13%を示した。更に昭和51年度については、労働問題研究会で、名古屋大学水野教授らの協力を得て『51年度賃上げのあり方』（昭和51年１月）をとりまとめた。

ここでは、本来、賃上げ率は、年度間の労働生産性上昇率を基準とすべきであるが、物価安定目標と矛盾しないことや労働者の実質所得の低下をもたらすことのないようにすることなどを基本的考え方として、昭和51年度における賃上げの上限は７～８%（消費者物価上昇率見込み）、ただし、企業の支払い能力によりゼロも止むを得ないとの提言をとりまとめたもので、発表後、各方面に大

きな反響を呼んだ。

更に、昭和52年度の賃上げに関しても、労働関係委員会において、中期的な視点に立った賃上げのあり方を公正な立場で研究を進めるべきとの考えから、昭和49年、50年に続き、51年も、名古屋大学水野・稲毛両教授、名古屋市立大学木村教授に素案策定を委嘱するとともに、その過程において逐次委員・会員の意見を求めながら検討を進め、昭和52年２月『労働経済の現状と52年度賃上げに対する見解』をとりまとめた。

ここにおいても、基本的には前年度の考え方を踏襲し、年度間労働生産性上昇率（６～７％、全国平均）をベースに、消費者物価上昇率（８～９％）がこれを超える点を勘案して、可能な企業においては若干のプラスアルファを考慮するのが妥当であろう、との意見を表明した。

このように昭和49年以来３年度にわたり、春季賃上げに関する経済団体としての見解を表明してきたが、その後の景気の長期停滞、急激な円高などにより景況は一段と厳しさを増し、企業倒産、失業の増大などにより雇用問題が社会問題として大きくクローズアップされ、「雇用の安定確保」が緊要な課題となってきた。

このため、労働関係委員会では昭和53年２月、会員に対するアンケート結果をもとに中部地域の雇用情勢、雇用対策などの実態を調査するとともに、雇用不安打開のためには、①７％経済成長の確保、②新技術・新産業分野の発展方向を明示した新しい産業ビジョンの策定など産業構造変革への対応、③中高年の雇用対策と今後の賃金体系のあり方として生涯賃金、総額賃金の考え方の検討などを提言した『中部地域経済の現状と雇用問題』を発表した。

更に、終身雇用、年功序列、企業内労組などを柱とするわが国企業の伝統的雇用慣行の見直しが迫られ、また、「第４次雇用対策基本計画」（昭和54年８月）において「昭和60年60歳定年を一般化」する方向を明確にし、定年延長とその条件整備が社会的に論議される状況となった。

このような情勢から、同委員会では高齢化対策と雇用延長問題は各企業の当面する重要経営課題であるとの考えから、会員を対象に、従業員の年齢構成の推移、定年あるいは雇用延長制度、賃金・退職金制度の実態、将来の方向等についてアンケートを実施し、その結果を分析・検討した報告書を昭和55年３月『雇用延長問題と賃金・人事諸制度のあり方』として公表し、高齢化社会における国・企業・個人の役割、雇用延長、退職金制度等の今後の方向について提言を行った。

この時期に発表した経済政策、賃金・労働問題等の提言書類

［２］財政・税制のあり方、土地問題についての見解表明

(1)　地方財政問題に対する意見表明

昭和30年代後半から始まった人口、産業の大都市集中は、過密過疎の進行、社会資本整備の遅延など産業活動や国民生活面に大きな影響を及ぼした。産業の発展と調和のとれた社会資本を整備し

ていくためには、国や地方公共団体の投資に期待する部分が極めて多く、新しい時代に対応した国や地方公共団体の財政、金融政策を新たな観点から見直す必要がある。

こうした考えのもとで、財政金融委員会では、豊かな地域社会の形成を図るための地方財政のあり方について、昭和47年４月『東海地域の地域開発と地方財政』と題するレポートをとりまとめた。

この中で、①地域開発事業の長期計画の確立と優先順位の設定、②国と地方の行政と財源の配分、③地方債の起債市場の整備と消化の促進、④地方財政の効率化、⑤民間資金の活用、⑥国際化への対応などについて政府並びに関係機関、地方自治体などに提言した。

このレポートをとりまとめている最中に、激しい地価の上昇が生じ、道路、住宅、鉄道など生活関連社会資本の整備充実を促進するうえにおいてさまざまな弊害が生ずるに至ってきた。同委員会では、土地問題の解決なくしてわが国が目指している福祉社会の実現は不可能であるとの認識から、名古屋大学水野教授の指導を受けながら、名古屋大都市圏の土地問題の特質について実態分析を行い、昭和48年３月『名古屋大都市圏の土地問題』をとりまとめた。

この中で、土地の有効利用、地価の安定、分配面の公正を期すためには、①適正な経済成長と巨大都市における都市機能の分散、②土地の有効利用、③土地税制の改善など７項目が重要施策であるとした。また、①広域的土地利用計画の策定、②地域の特性に適合した地域開発計画と土地利用計画など６項目を名古屋大都市圏の自治体に対する意見として政府、地方自治体等へ提言した。

昭和49年から50年にかけて、深刻な不況が続き、企業収益の低下が地方税収を圧迫し、東海地方の自治体では財源措置として法人県民税・市民税の税率引き上げ等の検討が進められた。

これに対し、同委員会は、昭和50年８月４日、安易な超過課税や法定外普通税の新設に頼るのではなく、地方行政事務並びに財政の合理化を図るとともに積極的な景気刺激策をとることを自治体に求めた『当面する地方財政運営に関する意見』をとりまとめ、東海３県並びに名古屋市当局に要望した。

昭和51年度も輸出は底固い動きを示したものの内需の不振から急激な景気回復、税収増は期待できない状況にあった。そこで昭和52年３月、行財政機構や税体系の抜本的見直し、地方交付税の引き上げ、受益者負担原則の徹底等を内容とする『地方財政の今後のあり方と地方債問題』をとりまとめ、関係機関に対し提言した。

⑵　税制改正への意見表明

昭和52年10月政府税制調査会が「今後の税制のあり方」について答申を出し、更に昭和53年２月には、大蔵省が財政の健全化を目指した財政収支試算において早期増税を検討するなど、税制問題が種々論議されるに至った。

財政金融委員会では、長期にわたる不況に加えて急激な円高の進行など深刻な経済情勢のもとでは、今後の税制のあり方いかんが極めて重要な課題であるとの認識から、昭和53年４月、会員の意向を把握するためのアンケートを行い、これらの意見を集約して『中期税制についての考え方』をとりまとめた。

この中で、①性急な増税は経済の混乱と停滞を招くので財政の健全化は長期的な観点で計画すべきこと、②高度経済成長期に策定された諸施策の見直し、すなわち歳出の削減・合理化、福祉政策の見直しなどを行うことなどの意見を政府並びに関係省庁に要望した。

しかし、わが国財政が構造的な赤字体質に陥り、財政再建策を検討する中で歳出の削減だけでなく何らかの形の増税が不可避な状況になった。こうした状況の中で、昭和53年９月、政府税制調査会一般消費税特別部会の試案が公表され、一般消費税の仕組みの大筋が明らかになった。

一般消費税のあり方いかんは、経済界のみならず国民全体にとって極めて重大な問題であるので、財政金融委員会では、名古屋大学水野教授の指導のもとに一般消費税の基本的な事項の研究を重ねるとともに、その導入に関し会員、各業界の意見をヒアリングし、これをとりまとめて昭和53年11月『一般消費税について－導入の前提条件と「試案」に対する評価－』として公表した。その中で、①一般消費税の導入はやむを得ないが現状では時期尚早である、②導入に当たっては歳出の節減合理化に努め、不公平税制の是正を図ることが前提条件であること等を提言し、政府並びに関係機関に要望した。なお、研究した内容の詳細を『一般消費税の研究』として編集し会員の参考に供した。

更に、財政立て直しの一環として、昭和54年９月から、政府税制調査会において利子・配当税制の本格的な審議が始まり、マル優の廃止、総合課税への移行など同税制の全面的な見直しが進められることとなった。この問題は、経済・社会に与える影響が大きく、技術的にも難しい課題を抱えているだけに十分な検討を要することから、財政金融委員会では名古屋大学水野教授指導のもとに調査・研究を重ね、昭和54年12月『利子・配当課税について』を公表した。

その中で、利子・配当所得の総合課税への移行は、税理論上は是認されるが、①行・財政の簡素化・効率化と不公平税制の是正、②金融資産に対する税負担の実質的公平化、③郵便貯金聖域化の廃止、④少額貯蓄等非課税制度の存続、⑤利子・配当所得者の確認と名寄せの完全化等を十分配慮して安易・性急に実施すべきではない旨を提言し、政府並びに関係機関に要望した。

また、昭和55年１月から国債の大量発行に伴う財政への圧迫や民間債のクラウディング・アウトの顕在化が、国民経済全般にとって重要な問題であるとの懸念が生じ、国民的議論となってきた。このため、国債管理政策の望ましいあり方について調査・研究し、昭和55年７月『国債管理政策について』をとりまとめた。

国債の大量発行に伴う諸問題の抜本的解決を図るためには、まず財政の再建に本格的に取り組み、過度の国債依存から脱却することが肝要であると指摘したうえで、今後の施策として、①国債発行額の思い切った減額、②市場原理重視の国債発行の推進など５項目を政策提言した。

また、『当面の税制改正にあたっての要望』をとりまとめ、①財政再建計画を早急に策定・明示すること、②税負担の実質的公平を期すこと、など６項目にわたる政策要望を翌年度の税制改正論議が本格化した昭和55年12月に行った。

［３］中部各地域の発展計画づくりを実施

本会では、中部地域を代表する総合的広域的な経済団体として中部全体の将来発展構想や地域内各地の将来構想を策定し、地方公共団体や国の政策当局、住民の方々へ広報し、地域の活性化に寄与している。

この期間にとりまとめた各地域の将来構想の概要は次のとおりである。

(1)　変革の時代における地域開発のあり方について提言

わが国は、高度経済成長の成果として、完全雇用の実現と物的豊かさを達成したことにより、昭和40年代後半においては福祉社会の建設が新たな国民目標として定着しつつあった。地域開発委員会では、こうした社会環境の変貌に対応した豊かな地域社会の姿の展望とそのための施策について調査研究し、昭和48年４月『新しい地域社会の発展方向を求めて』と題するレポートをまとめた。

この報告書は、東海３県下の市町村別の実態を計数的に把握し分析するとともに、全市長村長258名に、①市町村財政、②生活環境、③経済的福祉、④地域社会の将来に関して現状、問題点及

び施策等についてアンケートし、地方自治体の首長の生の声を把握したものである。

⑵　各地域の将来構想の策定

1）「中津川・恵那地域」と「伊那谷地域」の開発整備構想

昭和50年８月、待望久しかった中央自動車道恵那山トンネルが開通した。同自動車道は、東名高速道路のバイパス的性格を持つと同時に、甲府盆地・諏訪盆地・伊那谷・東濃地域など、これまで交通輸送条件に恵まれなかった地域に対する開発道路的色彩の強い道路である。沿線地域に多大なインパクトを与え、その受け止め方いかんが、地域発展の帰趨に大きな影響を与えることになる。また、東海地方としても中央自動車道開通のメリットを活用し、従来比較的疎遠であった信州経済圏との連携強化により相互の発展を期することが必要である。

こうした状況を踏まえ、地域開発委員会では、中津川・恵那地域に焦点を合わせ、現状分析、現地調査を実施した結果、人口減少地域である当地域においては、今後人口の流出防止や所得格差を解消するための総合的産業開発、更に豊かな自然環境を維持しながら都市的便益の涵養を図り魅力ある地域社会を形成することが不可欠であるとの将来構想を、昭和50年４月『中津川・恵那地域の開発整備構想－すぐれた15万都市圏の形成－』と題する報告書としてとりまとめた。

ここでは、10年後の昭和60年に人口15万人（昭和45年13.5万人）規模のすぐれた都市圏形成を目標に置き、これを達成するため第１・２・３次の各産業にわたる産業開発整備の方向と、より良い生活環境の創出、魅力ある都市圏形成に対する施策を具体的かつ総合的に提言した。

更に、恵那山トンネル開通３ヵ月後の昭和50年11月『伊那谷地域の開発整備構想－中央自動車道開通への対応－』をとりまとめた。

ここでは、世界第２位の長さを誇る恵那山トンネルの開通により、その交通輸送条件が飛躍的に改善され、農産物市場の拡大、工業立地の進展などから開発の可能性が高まることにより、将来は、信州経済圏と中京経済圏とを結ぶ回廊地帯としての発展が期待される。しかしながら、人口流出の加速化、外部資本の流入に伴う摩擦現象の深化などのマイナス面を未然に防止するためには、中央自動車道のインパクトを効率的に受け止め、多様な産業開発を積極的に推進することによって、まず人口の定着を図り、優れた自然の中に上伊那及び下伊那の魅力ある両都市圏の形成を推進、そして伊那谷全体を指向する広域機能の適正配置を実施することにより当地域の均衡ある発展を図ることが必要であると提唱した。

この中央自動車道恵那山トンネルの開通に伴い、岐阜県中津川・恵那地域と長野県伊那谷地域の経済交流の更なる促進が期待されることから、昭和50年11月26日、中津川市において本会会員、両地域の自治体並びに経済団体から約120名出席して地域懇談会を開催、両地域の開発整備構想を報告、これを中心に種々懇談した。

なお、懇談の席上、「恵那山第二トンネルの早期着工とスピード制限の緩和」について決議し、翌日建設大臣、日本道路公団総裁等関係先に要望した。

2）「西三河地域」と「東三河地域」の将来構想

愛知地域開発委員会において、西三河地域と東三河地域を対象地域に取り上げ、それぞれ報告書を発表した。

西三河地域については、昭和53年４月に『西三河地域の将来発展方向を求めて』と題する報告書を発表した。

西三河地域は、明治用水による近代農業社会の形成を土台に段階的に工業化が進み、近年は輸送機械工業を中心として内陸工業の一大拠点を形成している。しかし、急速な工業化・都市化の進展は、一方において都市間格差の増大、市街地のスプロール化、産業基盤の整備やサービス機能の立

ち遅れなどの問題も表面化しつつあると指摘した。これらを解消し、将来の発展を図るためには、矢作川流域圏としての一体感に基づく地方自治体・住民・企業の協力、国の適切なる指導が重要であり、特に生活環境施設の整備、南北を中心とする交通体系の整備、広域的かつ総合的な土地利用計画に基づく調和ある地域開発を進めることが必要であるとした。

このような視点から、名古屋東部丘陵研究学園都市構想（昭和58年度）の先駆となる「猿投山山麓実験都市構想」と「幡豆海岸地区レクリエーション都市構想」の２つの提案を行った。

一方、東三河地域については、昭和56年２月『東三河地域の開発整備方向』をとりまとめた。

東三河地域の開発整備の基本方向は、①東三河地域における開発の中核的な役割を持つ三河港の国際港化、②東三河臨海道路、浜松方面に直結する国道23号バイパスの早期建設、静岡県西遠地域、長野県中南信地域、三重県中南勢地域との広域連携を図るための幹線道路網、特に三遠南信自動車道、渥美半島道路、東三河環状線の建設・整備、③上流域におけるダム建設など新規水資源の早期開発、④三河港のエネルギー基地化、⑤メカトロニクス産業の振興と国立総合技術学校の設置など、東三河地域の発展と隣接地域との相互交流の促進についての具体的施策を提言した。

［４］高速道路網整備の推進

本会では、昭和51年度に道路網整備の推進を専門的に行う道路対策委員会を発足させた。

この期間においては、①東海北陸自動車道、②名古屋環状２号線、③近畿自動車道、④中央自動車道ーの建設促進に重点をおいて活動した。

⑴　東海北陸自動車道

道路対策委員会を発足させた昭和51年当時の東海北陸自動車道は、昭和45年から48年にかけて、一宮ー小矢部・砺波間184.9㎞の基本計画が決定されていた。また、昭和47年には一宮ー美濃間32.4㎞の整備計画と施行命令が発せられていた。しかし、美濃ー砺波間152.5㎞は、整備計画が決定されておらず、他方、岐阜ー一宮間の愛知県側では住民の反対などによって着工が大幅に遅れていた。

このため、本会では、北陸経済連合会と共同で美濃ー砺波間の整備計画決定の促進を建設省、日本道路公団等関係要路への要望活動を続けた。愛知県内道路については、一部路線変更案を提示するなど、具体的に建設促進の要望と調整活動を続けた。その後も白鳥以北の山間部区間の整備計画への格上げや伊勢湾岸までの延伸について要望・陳情活動を続けた。

⑵　名古屋環状２号線

名古屋環状２号線は、名古屋都市圏における環状の交通体系の基幹となる道路で、かつ、東名・名神高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道等の高速道路を有機的に結びつける道路である。特に海上部の３架橋は、名四国道等名古屋南部の交通緩和を図るための重要な手段として早期着工が切望されていた。とりわけ西大橋（全長780ｍ）は、地域交通の改善、名古屋港における物流の整流化のために早期実現が懸案となっていた。

名古屋環状２号線の建設促進については、これまで名古屋環状２号線整備促進期成同盟会（会長：愛知県知事）を軸に活動してきたが、海上部架橋の緊要性から、昭和53年７月４日、本会及び名古屋商工会議所を中心に名古屋港関係主要団体・企業などによる「名古屋港西大橋建設促進協議会」（会長：三宅重光名商会頭、副会長：鈴木俊雄本会会長）を設立し、建設省、日本道路公団等関係先にその実現方を強力に要望した。

このような活動から、昭和54年度予算において新規事業として採択され、事業に着手、昭和60年３月に西大橋区間の供用が開始された。

(3)　近畿自動車道

近畿自動車道の建設促進活動については、国道１・23号の極度の渋滞を軽減するため、近畿自動車道名古屋線（東名阪）の名古屋への早期接続の実現と、近畿自動車道伊勢線の久居以南の延伸について毎年要望活動を続けてきた。

昭和53年11月の国幹道建設審議会で、久居－多気間（28㎞）の整備計画格上げが決定され、同時に施行命令が出された。これを受け、昭和54年度以降は、その先の勢和村－伊勢市間の整備計画決定と早期着工を要望した。また、かねてより強く要望していた名古屋西－名古屋間(28㎞）の基本計画が決定され実現に向け大きく動いた。

(4)　中央自動車道

中央自動車道の全線開通は、単に東名高速道路のバイパスとしての役割だけでなく、岐阜県東濃地域及び長野県各地域との連携、広域的発展に極めて重要な意義を有している。従って、昭和54年度において、西宮線については、伊北－小渕沢間の未開通区間の早期供用開始を要望（昭和56年３月開通）するとともに、恵那山トンネル第２期工事の促進を重ねて要望した。また、岡谷より分岐し松本・長野に至る長野線については、用地買収、設計調査の促進など早期着工を関係要路に陳情・要望した。

これに関連して昭和56年１月13日には松本・諏訪地域の輸出が精密機械を中心に増大し、内陸税関の拡充強化について強い要望があることから、名古屋税関に対し同地方の税関官署設置を強力に要請、その結果、同年３月に名古屋税関諏訪地区方面事務所開設が実現した。

［５］産業構造の高度化、個別産業の活性化策の提言

本会は、中部を代表する経済団体として当地域産業の健全な発展に資するための各種提言を行っており、この期間においては、ニクソン・ショックや石油危機、その後の急激な為替変動など中部産業を取り巻く環境変化への適切な対応策について次のようなレポートをとりまとめた。

(1)　産業構造ビジョンの策定

1)　これからの産業政策と東海地方の対応

昭和40年代後半になると、わが国は成長追求型経済から成長活用型の経済への転換という基調の変化に加え、資源問題をはじめとする海外経済環境の著しい変容に伴い大きな転換期を迎えた。

産業政策委員会では、昭和47年度から、新しい時代に対応する産業のあり方、全国的な産業（工業）構造の変化方向を踏まえて、東海３県の望ましい産業構造の検討を進め、昭和49年７月に『昭和60年産業経済の展望－新時代への対応－』と題する専門委員会案を作成した。しかし、石油危機の発生に伴い内外の経済情勢が一変したほか、想定値をはるかに上回る石油価格の出現等により前提が大きく異なったことにより、内部資料に留めた。

その後、狂騰した物価もようやく鎮静化し、国内経済も安定化の兆しが見え始めてきたので、再び作業を開始し、昭和50年３月に、10年先の昭和60年におけるわが国の経済及び産業（需要）構造並びに財貨の需給を展望したうえで、これに基づき今後とるべき産業政策と東海地方の対応方向について提言した『これからの産業政策と東海地方の対応』と題する報告書を発表した。

2)　東海地方における産業の発展方向と産業政策

昭和51年12月、前述の『これからの産業政策と東海地方の対応』をよりブレイクダウンするとともに、新しい情勢に対応した東海地方の産業経済の発展方向と望ましい産業政策のあり方について、産業構造高度化への対応の観点から、『東海地方における産業構造の発展方向と産業政策』として、報告書をとりまとめた。

当報告書では、①全国的な産業構造の変化方向を踏まえて、東海地方の１次、２次、３次の各産

業並びに当地方の行政投資・産業基盤について詳細な現状分析を行った。次いで、②一定の条件（外生変数）を設定し、国の産業構造の長期ビジョンと東海地方の地域・産業特性との整合性を留意しつつ、昭和60年における東海地方の産業構造のシミュレーション分析を実施した。

更に、③中核都市名古屋市と各地域との経済的・社会的関係、名古屋市からの距離などによって、東海３県を名古屋大都市圏地域、名古屋大都市圏隣接地域、遠隔地域の３地域に区分し、それぞれの地域の将来を展望した。最後に、④当地方の産業構造高度化実現の基軸となるべき対策と課題について、高度組立型産業構造への転換等６項目の提案を行った。

⑵　個別産業の将来ビジョンの策定

1）　繊維・陶磁器産業のビジョン

昭和46年12月に行われた円の16.88％の切り上げは、当地域の輸出産業に深刻な打撃を与え、特に対米輸出比率が高く、経営基盤の弱い繊維・陶磁器産業に多大な影響を及ぼした。

両産業は、当地域を代表する地場産業として、地域経済に大きなウエートを占めているだけに、為替変動に加え発展途上国の追い上げによって苦境に立たされている両産業の将来発展方向を提示することが必要との考えから、貿易政策委員会では、昭和47年６月『繊維・陶磁器産業のこんごのあり方』と題するレポートを作成、政府並びに関係機関に提言した。

このレポートにおいては、両産業の企業規模、生産性、経営動向、需要の推移、流通機構、労働需給、産業特性などについて現状分析を行い、次いで両産業を取り巻く輸出事情及び国際環境について調査・分析した。その結論に基づき、両産業に対して、①輸出対策と海外企業進出、②生産体制の近代化、③流通体系の近代化について将来のあるべき姿を提示している。

2）　中部地域主要産業の国際競争力の現状と今後の方向

第２次石油危機による石油価格の高騰、為替相場の不安定化、発展途上国の急激な追い上げなど輸出環境の悪化は、当該産業のみならず地域経済にとっても先行き不透明さを増すものであった。

産業政策委員会では、中部地域経済に大きなウエートを持つ繊維産業、陶磁器産業、合板工業、刃物製造業、ギター製造業、鉄鋼業、自動車工業、自動車部品工業、金属工作機械工業、金属加工機械工業、繊維機械工業、家庭用ミシン工業、光学機械工業の主要13業種を調査対象とし、当該業種の主要企業、業界団体に対するアンケート、ヒアリングを中心とした実態の分析と将来の対応策の検討を行った。

これを昭和54年９月『中部地域主要産業の国際競争力の現状と今後の方向』としてとりまとめ、既存産業の振興、地域産業構造の高度化、地域資源・資質の有効活用、産業立地基盤の総合的整備について諸施策の提言を行った。

⑶　余暇問題に関する提言

本会では、昭和45年に『余暇時代にそなえて』と題するレポートをとりまとめ、提言した。その後、週休２日制の普及や労働時間の短縮などに伴う自由時間の増加と、所得・生活水準の一層の向上による価値観の変化等余暇に対する考え方もより多様化することになった。

労働問題研究会では、このような新しい情勢に対応し、本会会員（436社）及び無作為に抽出したその従業員（2,000人）を対象としたアンケートによる実態把握と分析に基づき、昭和49年４月、①余暇意識の啓発と余暇態度の転換、②余暇環境基盤の整備、③余暇制度の確立ーを内容とするレポート『余暇時代の到来ーこころ豊かな余暇をすごすためにー』を発表した。

［6］エネルギー問題、水資源問題について積極的な活動を展開

わが国は、資源・エネルギーの海外依存度が極めて高く、その安定確保と有効利用が重要な案件である。

本会では、この期間に発生した石油危機に対処するとともに、エネルギー問題、水資源問題に対し、活発な調査・提言活動を行った。

(1)　エネルギー問題に対する諸活動

1)　LNG総合基地構想を提言

資源エネルギー委員会では、エネルギー需給並びに環境対策の両面から、新しいエネルギー源であるLNG（液化天然ガス）問題を検討し、昭和51年２月『LNG総合基地の構想』をとりまとめた。

そのなかで、東海地方にLNGを積極的に導入する必要があるとしたうえで、昭和60年度の当地方のLNG需要を800万ｔと想定し、無公害の火力発電所による電力の供給、クリーンエネルギーによる一般企業の公害防除、都市ガス供給の充実による生活環境の向上等を図るため、名古屋、東三河、北勢の３地区に200～300万ｔ規模のLNG基地を建設することを提言した。

2)　『中部地域のエネルギー需給とLNGの導入拡大について』をとりまとめ

水・エネルギー対策委員会では、LNG問題の第２段として、昭和55年９月、LNGの導入・拡大に焦点をおいた『中部地域のエネルギー需給とLNGの導入拡大策について』をとりまとめた。ここでは、中部５県を対象として昭和65年までのエネルギー需給を想定、その結果、エネルギー源多様化のための長期戦略としては、原子力、石炭が基幹的役割を担うことになる。しかし、その開発に必要な長期のリードタイムを考慮すると、ここに至る過程において増大するエネルギー需要に対し、円滑に対応するためには、LNGの一層の利用拡大が不可欠である。

従って、LNG導入促進のため、港湾の整備、受け入れ基地の建設及びLNG火力発電所の建設に官民一体となって取り組むべきである等６項目の提言を行い、政府・関係機関に要望した。

3)　LNG冷熱利用プロジェクトに参画

前述したとおり、昭和51年２月に、LNGの積極的導入を提唱した『LNG総合基地の構想』を発表した。折しも、昭和52年10月、中部電力㈱と東邦瓦斯㈱が共同で建設した知多LNG共同基地が稼働を開始し、東海地方にも本格的なLNG利用の時代を迎えることとなった。

このような状況のなかで、本会では、LNGを再ガス化する過程で発生する冷熱エネルギー（LNG１㎏当たり200Kcal）の具体的有効利用の促進を図るべく、社団法人愛知県冷熱利用協会の設立（昭和52年６月）に参画した。

また、本会では、同協会が農林省食品流通局より、愛知県知多地区を対象としたLNG冷熱利用食品団地の形成に資する具体的調査や建設基本計画の策定等を主な内容とする『液化天然ガス（LNG）冷熱利用推進調査』を受託したため、昭和52年度から55年度の４年間にわたり主任研究員（本会企画部長）を派遣し、受託調査の報告書作成に携わるなど積極的に協力した。

4)　その他のエネルギー問題への取り組み

本会では、わが国のエネルギーにかかわる諸問題について多岐にわたる問題を取り上げ、検討してきた。

水・エネルギー対策委員会では、昭和54年２月『地域におけるエネルギー対策の推進について』をとりまとめた。ここでは、エネルギー問題を国全体の計画策定にとどめるのではなく、地域ごとの実行計画を具体化し、その地域の将来のあるべき姿を含めた総合的な観点から国民に訴えていくことが重要であり、エネルギー開発を地域開発計画に織り込むことなど５項目の提言を行った。

更に、同委員会では、昭和54年３月と55年６月の２回にわたり、省エネルギー問題を取り上げ、

それぞれ提言を行った。昭和54年度にまとめた『省エネルギー対策の推進について』では、わが国のエネルギー情勢や省エネの現状と課題を調査・検討したうえで、①省エネルギー意識の定着、②省エネルギー技術開発の推進など３項目を提言した。

また、昭和55年度に発表した『省エネルギーの促進について』では、①民間企業における省エネルギー技術の研究開発に対する促進措置、②省エネルギー投資に対する税制、金融上の助成措置など６項目の提言を行った。

⑵　水資源問題に関する諸活動

東海地方は、比較的水資源に恵まれているとはいえ、昭和50年代には人口１人当たりの水資源量では全国平均を下回っており、関東・近畿に次いで水資源問題が深刻になろうとしていた。

本会では、東海地方が抱える水資源問題の現状を分析し、今後の方策を樹立することが地域産業の発展、民生の安定化につながるとの観点から、水資源開発、水需給などについて調査検討を行い、この期間において９つの提言・要望を行った。

第１は、『地下水揚水規制と工業用水道の建設促進に関する要望書』（昭和51年７月）の策定である。地下水の過剰汲み上げに起因する濃尾地域の地盤沈下の現状を踏まえ、地盤沈下地域における工業用水道の建設促進など４項目を政府、関係機関に要望した。

第２は、『東海地方における工業用水の現況と対策について』（昭和52年３月）である。地下水問題の解決を図りながら産業活動への影響を最小限に止めるためには、水使用の実態に即した有効な対策が必要であるとの考えのもとで、水需給計画の見直しと水資源確保、工業用水道建設費の高率補助など問題解決のために５項目の提言を行った。

３つ目は『東海地方における水資源問題』（昭和52年12月）である。昭和60年頃までの水需給計画はすでに実情にそぐわなくなっていることから、水資源開発計画の着実な推進、節水・廃水の再利用等水使用の合理化促進など５項目の提言を行った。

４番目の『水資源開発のための提言』（昭和54年３月）では水源地対策のために５つの提言を行った。

５番目の『水問題に関する二つの提言と五つの要望』（昭和54年４月）では、本会会員会社のうち東海３県に所在地を有する事業所を対象としたアンケート（対象497事業所、回答319事業所）をもとに、当地域企業の目から見た水問題の実態と課題を探り、水の需給に関する総合管理体制の確立などを行った。

６つ目は『下水道事業の促進に関する要望』（昭和54年４月）で、当地域で遅れがちな流域下水道事業の推進を中心とした下水道全般の問題についての検討をもとに、下水の処理技術の開発の総合化推進など５項目の要望を行った。

７つ目の『地下水資源保全のための人工涵養に

水資源問題に関する提言・要望類

ついて』（昭和54年５月）では、人工涵養（地下水の人工的注入の促進）の具体化を図り、地下水の総合使用管理と合わせてその合理化を一層推進する必要があると主張した。

更に、８つ目の『中水道（水の再利用）の推進について』（昭和54年５月）では、中水道を雑用水としての利用推進を図るために３項目の提言を行った。

最後の『水資源の開発と有効利用について』（昭和55年６月）では、水資源が豊富であるといわれている中部地域においても、常に遅れがちな開発問題の打開と安定供給を目指して、水資源の積極的開発、工業用水の回収率の向上など６項目の提言を行った。

［７］環境問題への対応

長期に及ぶ高度経済成長は、わが国の国民生活を大幅に改善させたが、他面では、公害など環境悪化を派生させることとなり、第64国会（昭和45年12月）において公害関係14法の成立をみるなど、公害問題は大きな社会問題となった。

本会では、四日市や名古屋南部の大気汚染、三河湾の水質悪化問題もあり、公害の防止が重要命題と考え、積極的に取り組んだ。

⑴　『産業と公害』を発表

産業政策委員会では、産業公害問題を単にフィジカルな対策面に限らず、産業と福祉の関係、企業の社会的責任、世界の公害問題の状況など幅広い分野までとらえた研究の成果として、昭和46年10月『産業と公害』と題するレポートを発表した。

この報告書では、高福祉社会形成に果たす産業の役割と企業のあり方について述べるとともに、東海地方、日本、世界のそれぞれにおける公害の実態を研究し、次いで各種の調査結果に基づいて、公害にかかわる行・財政のあり方、公害防止費用の負担問題、公害防止技術の開発の必要性と方法などについて言及し、大気汚染・水質汚濁の防止について具体案を提示した。

しかし、環境問題はすでに国内領域の問題を超え、先進各国に共通する課題であり、全人類的課題であるとの結論に達した。地球環境の保全という高次元な命題に対しては、国際的な規模と機能を備えた強力な専門機関を設けることが必要であり、国連に「国連環境センター（仮称）」を創設すべきことを提案した。

⑵　国連環境センター（仮称）誘致構想

国連環境センター（仮称）をわが国に誘致し、これを東海地方に開設すべく、昭和46年度後半から広域行政促進委員会（昭和47年度より環境問題研究会に呼称変更）が担当し、昭和46年末に同センター創設構想策定を、財団法人日本工業立地センターに委嘱、昭和47年３月に『国連環境センター（仮称）創設の構想』と題した報告書が提出された。

これを受け、同月の正副会長会及び理事会において、本構想案を当地域の官財界の総意として誘致促進を図ることにした。

同センターの創設・誘致活動は、当初ＰＲに主眼を置き、外務省をはじめ関係省庁、政府首脳、自民党はもとより地元関係方面にも積極的な働きかけを行った。更に、アメリカ等57ヵ国の政府、及び国内外の学識経験者257名へ同センター創設構想についてアンケートし、過半数を超える賛成の回答を得ることができた。

また、昭和48年２月にワルトハイム国連事務総長に要望書を提出、同年４月には横山会長がストロング国連環境事務局長と懇談し、理解を求めた。席上、同局長から、目下UNEP（国連環境計画）ではグローバルな環境計画の一環として、アースウォッチ（地球監視）の計画があり、水環境（海水・陸水・雨水）のモニタリングで最も基本である正確な水の分析値を出し、水質を正しく理解・解析することが必要である、と指摘された。

本会では、この点に着目して、国連環境センター

（仮称）の創設は、まず水分析機関の設立から着手することとし、この分野で世界のトップレベルにある名古屋大学水圏科学研究所の北野康教授に構想案の策定を委託、菅原健名古屋大学名誉教授の協力を得て、昭和48年９月『汎太平洋地域水環境研修所（仮称）』と題した報告書が上梓された。その後、北野教授らがこの案の深化を図り昭和48年12月『アジア地域水環境研修所（仮称）』と題した構想案をとりまとめた。

昭和49年に至り、本構想が公表されると、内外関係者に大きな反響を呼び、多くの支持や助言が寄せられ、本会はこれに力を得てその実現に向け粘り強く努力を傾注した。しかし、時あたかも世界的に石油危機発生後のスタグフレーションで経済的に厳しい状況にあったことや、第２回UNEP理事会（昭和49年３月）など地球環境問題を討議する国際機関の場が南北間の対立の余波を受け、十分討議されないまま推移した。

本会は、昭和49年８月、Ｒ．フロッシュ国連環境理事会事務局次長と懇談した際、同氏から中経連構想を高く評価するが現状においては同センター及び水環境研修所の設置は難しいとの発言があり、その後も日本政府のみならず国連等に対して働きかけを行ったが国際情勢や資金的問題等から、第３回UNEP理事会では採択されるまでには至らなかった。

国連環境センター（仮称）イメージ図と、同センター及びアジア地域水環境研修所（仮称）の英文冊子

(3)　環境問題に関する諸活動

1)　環境アセスメントの法制化について提言

本会は、昭和51年10月『環境アセスメントの法制化問題』をとりまとめ、政府並びに関係省庁に要望した。この中で、現状での環境アセスメント制度の法制化には、制度、技術面等で未解決な問題が多く、その対応いかんではわが国経済社会の将来に大きく影響するので、総合的見地から検討すべきであり、国の自治体に対する有効適切な行政指導を望みたい旨を提言した。

2)　水質総量規制の導入に関する意見

環境庁では昭和53年、汚濁の程度が著しい特定の広域的な閉鎖性水域を対象に水質総量規制を実施するために、水質汚濁防止法の一部を改正する準備に入った。

本会では環境対策委員会において、法案作成については十分な検討期間を設けるとともに規制対象外となっている生活排水等の対策に重点を置いた総合的な水質保全対策の検討・推進など３項目の要望をまとめ、『水質総量規制導入に関する意見』として政府並びに関係機関に建議した。

3)　二酸化窒素の環境基準に関する要望

二酸化窒素にかかわる環境基準は、昭和48年５月、１時間値の一日平均値0.02ppm以下と設定され、それ以降も基準達成に向かって固定発生源、移動発生源両者に対しかかわる数次の規制が進められてきた。

昭和53年４月、本会は環境対策委員会において、政府が中央公害審議会の答申を受けて二酸化窒素の環境基準の見直し準備に入ったのを機会に、『二酸化窒素の環境基準に関する要望』をとりまとめ、環境基準運用上の混乱防止及び国際水準との整合性などについて政府並びに関係機関に強く要望した。

4)　環境保全と省エネルギーについての提言

昭和46年に公害対策基本法をはじめ公害関係諸法が改正、強化されて以来、環境対策が成果を上げてきた。その一方において、石油危機を契機と

して資源エネルギーの有限性が顕在化するとともに、経済成長の鈍化や円高等により企業を取り巻く情勢は厳しさを増し、更に、国民の欲求はますます高度化し、生活環境全体の質的向上が求められるに至った。

このような中で、環境対策委員会では、企業が環境対策を進めるうえで直面している諸問題を調査するとともに、国家的要請である省エネルギーの視点から分析、検討し、昭和53年９月『低成長時代の企業における環境保全と省エネルギーの問題について』を公表した。その中で、①産業と国民生活との調和を第一とした環境諸対策、②環境保全対策及び省エネルギー対策関係の技術開発に対する国の援助・誘導など、８項目を提言した。

［８］国際交流活動への取り組み

わが国は、経済規模の拡大に伴い、経済のサービス化と貿易、投資等を通じた海外との関係が強まり国際化が進展した。こうした中で地域の活性化を図るためには、産業振興の視点ばかりではなく、グローバルな視点に立った国際化への対応が重要となってきている。

⑴　初めての海外視察団の派遣

本会は、それまでは単発的に海外からの視察団との懇談を行っていた（例えば、昭和47年10月30日の朝鮮民主主義人民共和国国際貿易促進委員会代表団の受け入れ）が、昭和48年度から、常設委員会として国際交流委員会を設置し、国際交流を推進することとした。その後、昭和51年度には、ブラジル懇話会を設置（昭和53年度解散）し、ブラジル進出企業を中心として情報交換・話し合いを行う場とした。

本会の国際交流活動は、昭和51年度から、①海外視察、②講演会・セミナー等を通じた海外情報の提供、更に昭和52年度からはこれに加えて、③海外子女教育問題を取り上げ、活動を展開した。

本会の初めての海外視察は、昭和51年に中部経済同友会と共同で派遣した「中部地方経済訪中代表団」（10月25日から11月３日の10日間。団長：鈴木俊雄会長）であり、北京、南京、無錫、上海の各都市を歴訪し、王耀庭中国国際貿易促進委員会主任、廖承志中日友好協会会長らと懇談するとともに、中国銀行、中国遠洋運輸総公司等を訪問し、中部地域と中国との相互理解と今後の交流促進を図った。

本会単独では、昭和52年１月に派遣した「東南アジア視察団」（シンガポール、マレーシア、インドネシアの３ヵ国。１月12日から26日までの15日間。団長：鈴木会長）が最初であった。

これは、オイスカ産業開発協力団の協力により訪問したもので、各国政府及び商工会議所との懇談、進出日本企業の視察、現地駐在の日本人との懇談を行い、現地の実情に通じるとともに、今後の企業進出のあり方等について種々懇談した。

第２回目の「東南アジア視察団」（団長：鈴木会長）は、タイ、スリランカ、シンガポール、フィリッピンの４ヵ国を訪問（昭和53年７月30日から８月10日の12日間）した。特に、スリランカは、日本企業の誘致に熱心であり、同国への中部からの企業進出を援助すべく、同年９月にはスリランカ研究会を発足させ、同国への企業進出に当たっての調査・研究を行うとともに、同年11月と昭和55年１月の２度にわたり調査団を派遣、同国政府機関と折衝を重ねた。

⑵　海外子女教育相談室の開設

本会の特色ある国際交流活動であり、現在も活発に活動している海外子女教育相談室は、昭和53年５月より㈶海外子女教育振興財団の協力を得て、当初は毎月２回、カウンセラーが本会に出向き海外赴任前、帰国後の子女の教育相談を行った。その後、予定外の相談案件が生じた時や㈶海外子女教育振興財団のカウンセラーの都合が悪い時は、本会の国際部長が代役として相談を受けていた。

今日では全て本会国際部長がカウンセリングを行っている。

また、当地域における帰国子女の受け入れ制度については、昭和54年度から南山学園で大学・短大・高校・中学にそれぞれ特別学級を設け、一貫した体制で受け入れることとなった。また、昭和55年度から愛知教育大学附属中学校にも特別学級が設けられた。

海外子女教育相談室の開設（昭和53年５月）

［９］名古屋オリンピック招致

昭和54年９月、名古屋市会をはじめ愛知・岐阜県議会において、1988年名古屋オリンピック招致が決議された。中部が世界に開かれた地域として発展するためにもオリンピック競技大会の開催は意義ある事業であるとの認識から、本会もこれに全面的に協力することとなった。

このため、昭和54年９月にオリンピック特別委員会を設置し、関係機関との連携、ＰＲ活動の展開、他経済団体との協力体制強化などを進めることとした。同年11月６日、福岡市で開催した西日本経済協議会第21回総会において加藤乙三郎会長より、“1988年名古屋オリンピック競技大会”の招致について発言し、満場一致で特別決議を採択して、総理はじめ関係大臣に要望した。

昭和55年11月21日には閣議了解され、同月26日に正式に立候補し、官民挙げての招致活動を展開したが、昭和56年９月22日、西ドイツ・バーデンバーデンで開催されたIOC理事会で投票の結果、韓国・ソウルが開催都市と決まり、実現に持ち込むまでには至らなかった。

本会の名古屋オリンピックＰＲ活動（明治生命名古屋ビルの電光掲示板でのＰＲ）

［10］他の経済団体との交流

(1) 西日本経済協議会

中部以西の６経済団体で構成する西日本経済協議会は、昭和40年に創立された。以降、毎年２回の総会において、西日本各地域の均衡ある発展のための共通する内外諸課題について議論し、経済界としての課題解決策を政府・関係省庁に対し要望を重ねてきた。

昭和46年からは総会を年１回秋に開催することとし、昭和51年から夏に代表者会議を開催している。なお、昭和48年には第１次石油危機とその後の経済正常化への対応について緊急に協議するため12月25日大阪において代表者会議を開催した。

(2) 北陸経済連合会との経済懇談会

北陸経済連合会との第１回経済懇談会は、昭和47年10月５日金沢市において開催し、日本列島改造論と地域開発、公害問題、東海北陸自動車道、北陸新幹線の建設促進など東海、北陸両地域が抱える諸問題について活発な意見交換を行った。翌昭和48年に名古屋市で第２回目を開催した後、昭和52年に第３回目を福井市で開催、後は毎年東海と北陸で交互に開催している。また、同懇談会では両地域が共通して抱える道路整備やエネルギー問題など緊急な課題については連名で政府・関係機関に要望書を提出している。

⑶　㈳経済団体連合会首脳との懇談

㈳経済団体連合会は、土光敏夫会長の就任以来、国内各地域の経済界と懇談し、日本経済や地域経済の問題点や今後のあり方について意見交換を図っており、東海３県の経済界代表との懇談会は、昭和49年11月22日名古屋市において開催された。東海経済界は横山通夫中部電力会長（本会会長）、三宅重光東海銀行頭取（名古屋商工会議所会頭）が代表世話人となり、経済界代表21名が出席、経団連側は土光会長、稲山・岩佐・佐伯・大槻各副会長らが出席、石油危機後の不況克服について突っ込んだ意見交換がなされた。なお、昭和51年から毎年、本会並びに東海商工会議所連合会の共催により、両団体の全会員を対象として、経団連首脳を名古屋に迎えて「東海地方経済懇談会」を開催している。

⑷　沖縄・鹿児島両県開発地域の視察

本土復帰した沖縄県の開発計画と、鹿児島県志布志湾開発計画の現地を視察するため、須崎潔副会長ら20名は、昭和47年10月18日から21日まで沖縄・鹿児島両県を訪問し、両県の現地視察の後、沖縄県では屋良知事ら地元官・財界人と懇談、鹿児島県では開発計画担当部局より詳細な説明を受けた。

⑸　東北経済連合会との懇談

東北経済連合会との懇談会は、昭和48年７月18日、仙台市において開催した。本会から横山会長はじめ15名、東北経連から平井会長他34名が出席し、東北経連側から、懸案のむつ小川原大規模開発プロジェクトのついて詳細な現況報告がなされた後、地域開発、農業問題、企業進出、中枢管理機能強化策等多方面にわたる問題を懇談した。

第4章

『21世紀の中部ビジョン』の策定・推進

（活動第Ⅳ期－昭和56年度～平成２年度）

第１節　小川会長代理、田中会長の就任

［１］小川修次会長代理の就任

加藤乙三郎会長は、昭和55年（1980）５月から２ヵ年をかけ、本会の総力を挙げて策定した『21世紀の中部ビジョン』（昭和57年４月）の発表の直前に病に倒れ、長期療養を余儀なくされた。このため、昭和57年２月、加藤会長から「会務に支障をきたすので、中経連規約に基づき会長代理を置くように」との指示があった。

これを受け、同年３月１日開催の正副会長会で協議した結果、小川修次副会長が適任であると全員一致で推薦し、翌２日小川副会長より承諾の返事があり、同日付けで会長代理に就任した。小川会長代理は、３月12日開催の東海地方経済懇談会、４月５日開催の創立30周年記念式典などの重要行事を主宰した。

［２］田中精一会長の就任

昭和57年４月、加藤会長より、病気療養に専念したいため会長職を辞したい旨の申し出があった。これを受け、４月12日開催の正副会長会及び理事会において、小川会長代理が内規に基づく会長選考委員会の設置を提案、了承され、４月21日に次期会長選考委員会が開かれた。

同委員会では、慎重審議の結果、各委員から、加藤会長就任以来、本会の活動が長野県、静岡県まで活動範囲が拡大されてきたこと、21世紀の中部ビジョンの実現活動を展開する重要な時期にあることから、これらの事業を遅滞なく推進するためには、加藤会長の意見を十二分に踏まえて推進する人が望ましい。そのためには、本会理事の田中精一中部電力㈱社長が最適任者である、と全員の意見が一致した。小川会長代理は同日、答申されたこの結論をもって田中理事に会長就任を要請、同月26日内諾を得た。

昭和57年５月26日開催の第31回定時総会において、加藤乙三郎第６代会長が退任し、第７代会長に田中精一理事が就任した。

田中新会長就任（昭和57年５月26日）

田中精一新会長は、就任挨拶の中で、「『21世紀の中部ビジョン』の実現に向かって全力を傾注する。ビジョンの中には、数多くのプロジェクトや提言・提案が含まれているが、すべてを短期間で実現を目指すには無理がある。そこで、①本年度から直ちに着手しなければならないもの、②ここ数年の間に検討を十分加え、実行に移さなければならないもの、③息長く腰を据えて21世紀までの間に着実に実現を進めるものなど、順位と緩急を決め、分類して推進を図るべきと考える」と述べ、全体としての戦略性と個別の戦術をもって事業を展開していくことを表明した。

田中会長は、平成３年５月に任意団体としての本会が解散するまでの５期９年の長きにわたって会長職を務めた。その間、田中会長を補佐した副会長は次の通りである。

田中会長と同じ昭和57年５月に、神居詮正新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長が、前年７月に退任した磯野員彦の後任として副会長に就任した（昭和58年７月退任）。

昭和58年５月の改選期には、竹見淳一日本碍子㈱社長、矢橋浩吉イビデン㈱会長、河合滋㈱河合楽器製作所社長、濱鐵夫㈱大和製作所社長の４名が新任、高橋順吉、豊田英二、堀種治、金丸吉生、梶井健一、小川修次、齋藤茂、土方大貳、神野信郎、加藤隆一、神居詮正、吉田弘一（専務理事兼務）の12名が再任され、16名の副会長となった。

昭和60年５月の改選期には、前年に退任した豊田英二の後任として豊田章一郎トヨタ自動車㈱社長、神居詮正の後任として山田龍男新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長に加えて、高橋順吉、吉田弘一、矢橋浩吉の３名が退任したため、新たに清水義之㈱十六銀行頭取、甘利公雄中部電力㈱取締役の２名が就任した（甘利公雄は専務理事兼務）。

昭和62年５月の改選期には、清水義之が退任、後任として安田梅吉大日本土木㈱会長が就任、また、非改選期の前年５月には平野史日本電装㈱相談役、田口利夫西濃運輸㈱社長の２名が就任した。

更に、昭和62年７月に山田龍男が退任し、また、同年10月には齋藤茂が急逝、平成元年５月の改選期に、堀種治、土方大貳、濱鐵夫、平野史の４名が退任した。これに代わって、安江幹新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長（昭和63年５月就任）、松永亀三郎中部電力㈱社長、小林春男㈱八十二銀行頭取、堀木博四日市倉庫㈱会長、多賀潤一郎イビデン㈱社長、谷本悦造三重交通㈱社長、豊田芳年㈱豊田自動織機製作所社長、須田寛東海旅客鉄道㈱社長が新たに副会長に就任し、19名の副会長体制となった。

平成２年５月の非改選期に、加藤隆一が退任し、代わって伊藤喜一郎㈱東海銀行頭取が就任した。

第２節　主な活動の概要

［１］『21世紀の中部ビジョン』の策定並びに推進

⑴　中部発展の将来ビジョン策定の必要性

本会には、変化の激しい時代環境を的確に把握し、これからの変化方向を見据え、地域社会の将来を見定め、進むべき道を探るという大きな責務がある。

本章の対象期間である昭和56年（1981）度から平成２年度までの10年間は、このような問題意識のもとで今日の中部の姿、あるいは今後の中部像を描くうえでベースとなった各種ビジョンを策定した時期であった。

更に、後述するように、昭和57年４月に発表した『21世紀の中部ビジョン』で、中部の将来発展の基本方向として打ち出した国際的な産業技術中枢圏域の形成という考え方は、第四次全国総合開発計画（昭和62年策定。以下「四全総」という）において、国土計画として位置づけられる礎の役目を果たすこととなった。

また、当地域最大のナショナルプロジェクトである中部新国際空港の建設、新成長産業分野として導入を打ち出したファインセラミックスや超電導材料等に関する試験研究施設の設置、名古屋東部丘陵・東濃西部・鈴鹿山麓の各研究学園都市の整備、東海北陸自動車道や東海環状自動車道等幹線道路の建設促進など、同ビジョンの実現に向けた活動は、本会の主要活動として今日も着実に続けられている。

⑵　本会活動の新しい指針となった『21世紀の中部ビジョン』の策定

1980年代に入り、政治、経済、産業、文化、情報、教育、技術等すべての分野にわたって曲がり角にあり、将来に対する不確実・不透明な時代を迎えた中にあって、中部地域の将来をどのように構想し、21世紀初頭までの20年間をどのように行動するかが大きく問われていた。

このような時代環境のもとで、昭和55年１月、加藤乙三郎会長が年頭挨拶の中で、本会創立30周年記念事業として、20年後の2000年の中部のあるべき姿を描く『21世紀の中部ビジョン』の策定を提唱し、同年５月の定時総会において承認を得て、作業を開始した。

策定には全委員会が参加し、産業経済部会、交通流通部会、資源問題部会、地域問題部会及び全体の調整と総括的な問題を検討する企画調整部会を組織し、各部会のテーマに応じ９つの専門委員会等を設置し、会員会社から人的、資金的応援を得て、事務局が総力を結集してとりまとめた。

翌昭和56年５月の定時総会に中間骨子を報告、ビジョンの大綱について了承を得た。その後専門委員会を中心に精力的に内容の充実を図るとともに、中部５県１市の首長との懇談会及び各地会員懇談会において出された要望・提言等を織り込み、昭和57年３月に、450頁に集約した本論とイラストによりビジョンの概要を分かりやすくしたダイジェスト版『未来への提言』をとりまとめ、翌４月５日開催の創立30周年記念式典において発表した。

本ビジョンは、総論、産業、情報、交通・流通、エネルギー、水資源、水とみどりの調和、文化、地域づくり、プロジェクトの10編で構成している。

また、本ビジョンは、1980年代、1990年代、そして2000年の世界・日本及び中部の人口、経済規模等の展望に始まり、“水とみどり”豊かな潤い

21世紀の中部ビジョン（本書<左>とダイジェスト版）

のある地域づくりを基本理念として、中部の恵まれた自然的条件、地理的条件と高い工業集積をベースに、世界及び日本にあって分担すべき機能とその可能性を探り、道路整備を骨格とした環状・放射状に産業配置、都市圏の形成等を内容とする「ＲＲ－21Ｃ構想」を示した。

更に、世界の産業技術の中枢を形成するため、新成長産業の導入、既存産業の高度化など産業の再活性化を図るとともに、中部新国際空港や国際流通加工基地、産学共同研究都市、中部情報センターなど中部発展のカギとなる12のプロジェクトを提言した。

本ビジョンは、従来型のビジョンに往々にしてみられた産業経済開発や地域開発に比重を置いたものから脱し、自然、文化、教育までも対象とした広範な将来構想を展開、経済団体として初めての、地域活性化のための総合的なビジョンとして高い評価を受けるとともに、本会自体のアイデンティティーの発揮、ステータスの向上につながった。

本ビジョン策定後は、構想の具体化を図るためビジョン推進体制を強化・充実するとともに、中央省庁、政府出先機関、地方自治体等と意見交換を行うなど積極的な働きかけを行った。それらと併せて、新聞、放送等の報道機関をはじめ、関係団体、外部機関などにおいて説明会、講演会を30数回にわたり行うなど、各界各層の理解、認識を深めるよう幅広く活動した。特に、昭和57年８月、国土庁の第三次全国総合開発計画（三全総）のフォローアップ作業及びこの後に策定される四全総に

21世紀中部の発展フォロー

関する準備作業の一環として、中部産業の発展方向に関するヒアリングが行われ、本会から『21世紀の中部ビジョン』における産業発展、中部の発展方向を中心に詳細な説明を行った。

［２］中部地域発展のための国の各種ビジョンの策定協力

⑴ 「東海環状都市帯構想」調査の推進と反映

これらの活動や本会の働きかけによって『21世紀の中部ビジョン』の中で中部の新骨格として提唱したＲＲ－21Ｃ構想のMiddle　Ringを対象（後に東三河・中南勢地域を追加）とする東海環状都市帯調査が実施されることとなった。この調査は、昭和57、58年の２ヵ年にわたる国土庁、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省の５省庁共同の大規模な調査で、本会もこの調査に積極的に協力した。

この調査結果は、昭和59年３月「東海環状都市帯構想」として発表された。同構想は、中核都市名古屋を中心とする40㎞圏に環状に展開する都市群及び中南勢・東三河地域を対象に、地域整備の基本方向、土地利用計画、交通運輸施設及び産業・都市基盤の整備、研究学園都市の形成など多岐にわたっており、各都市が自立性を保つとともに、相互に連携・補完し、活力と潤いのある広域都市帯の形成を提唱している。

東海環状都市帯構想は、本会のＲＲ－21Ｃ構想と軌を一にすることから、国レベルの整備基本計画の提示、特に新骨格となる東海環状自動車道の必要性、３つの研究学園都市の形成がクローズアップされたほか、中部新国際空港にも言及されたことは、地域の発展ビジョンの実現にとって極めて大きな前進であった。

（注）現在、東海環状自動車道は建設中（進捗率60％）、研究学園都市については「東海リサーチ・リンケージ構想（東海地域研究学園都市構想）」として推進中、中部国際空港は、平成12年８月１日現地工事着手、平成17年３月開港予定。

⑵ 「21世紀中部圏計画（アポロ2025プラン）」の策定協力

中部圏（９県）は、東西両圏に比べ、多様性に富むこと、求心力が弱いこと、中進的な地域であることなどから、開発余力を高く評価されながらも三全総における位置づけが不明確であった。また、首都圏改造計画、近畿圏のスバルプランのような中部圏を対象とする超長期構想が立案されていなかった。

このような状況を打開し、中部圏の一体化の気運の醸成と四全総など国家計画への明確な位置づけの実現を意図し、国土庁、中部圏開発整備地方協議会（９県１市）、北陸経済連合会に働きかけ、国・地方自治体・民間（本会、北経連）の３者が一体となって推進したのが「21世紀中部圏計画調査」（中部圏一体化調査）である。

本調査は、昭和59年度から61年度までの３カ年計画（総費用１億5,000万円余）で実施し、昭和62年９月、“アポロ2025プラン”というサブタイトル（愛称）を付して公表した。

21世紀初頭の中部圏は、首都圏（金融・情報）及び近畿圏（経済・文化）との世界都市機能の分担・相互補完とともに、その地域特性から、わが国及び世界の発展を先導する“緑と水の産業・技術首都圏”の形成が基本方向であるとしている。また、計画の策定過程では、単年度ごとに個別テーマ別に調査報告書をとりまとめ、各界の有識者で構成する「21世紀を考える中部圏会議」や「21世紀中部圏計画調査委員会」で議論・検討したほか、関係者等へのヒアリング・アンケート調査を実施し、中部圏全体からの意見・要望の集約を進めた。

更に、この計画をより具体化、深化させるため、①ワールド・ガーデン構想、②未来の郷づくり構想、③テクノコリドール構想、④交流マルチコア構想、⑤総合交通・情報ネットワーク構想の５つのプロジェクト構想も策定した。

本調査の推進とＰＲに伴い、中部圏一体化の必要性が再認識され、中部圏の新たな骨格となる東

海北陸自動車道、中部縦貫自動車道等の建設促進活動、地域間交流活動が活発化したほか、中央諸省庁との意思疎通も進展した。昭和62年６月30日に閣議決定された四全総には、「名古屋圏は世界的な産業技術中枢圏域とする」と同計画の考えが色濃く反映された。また、中部新国際空港をはじめ中部圏の重要プロジェクトの多くが位置づけられ、大きく前進することとなった。

なお、国土庁では、同計画のフォローアップのため、昭和62年度から平成３年度まで、「中部産業技術首都圏形成等推進方策調査」として各種調査を行った。なかでも国際空港を核とした地域整備のあり方について、平成３年度末（平成４年３月）に「中部新国際空港整備に関連した地域開発に関する基礎調査」を実施、更に、翌年度末（平成５年３月）には「中部新国際空港のインパクトを活用したグローバル時代の圏域づくりに関する調査」をとりまとめた。

(3)　「伊勢湾利用基本構想」策定への協力

本会では、運輸省第五港湾建設局から昭和61・62両年度において、新しい時代に対応する伊勢湾地域の活性化推進や港湾計画立案などの指針となる「伊勢湾利用基本構想」の策定を受託した。このため、産官学の有識者30名からなる「伊勢湾利用懇談会」の意見を聴きながら作業を進め、昭和63年９月に報告書をとりまとめた。

その中で、開発余力が大きい伊勢湾を、世界をリードする産業技術中枢圏域の先導役と位置づけ、①世界に向けた交流・情報拠点の形成、②活力ある産業・技術拠点の形成、③魅力ある生活・文化空間の創造の３つの目標を設定、その目標実現のために、①伊勢湾国際総合物流拠点構想、②伊勢湾国際交流拠点構想、③伊勢湾新産業・技術拠点構想、④伊勢湾マリンアメニティゾーン構想、⑤伊勢湾総合高速交通ネットワーク構想、⑥安全な伊勢湾づくりの６つのプロジェクトを提案した。

更に、本会は、国土庁、愛知県、三重県、㈶中部産業活性化センターと共同して「伊勢湾における沿岸利用計画調査」を平成元年・２年の両年度にわたり実施した。

その中で、伊勢湾沿岸域の整備方策として、①テクノロジー・フロンティアベイの形成、②ライフスタイル・フロンティアベイの形成、③コミュニケーション・フロンティアベイの形成の３つを柱にそれぞれ関連した諸機能の配置・整備方策を提示した。

［３］中部各地の将来構想の策定

本会では、中部地域の広域的な将来ビジョンの策定に加え、昭和50年以降中部５県の中で特定地域を抽出し、構想を立案・提示してきた。本章の対象期間（昭和56年～平成２年）においては、『21世紀の中部ビジョン』のフォローアップと地域振興、四全総・中部圏開発整備計画への対応といった視点から、21世紀を指向した地域整備について、地域開発委員会等で精力的に調査・研究し、提言した。

(1)　『三遠南信トライアングル構想』の策定と地域整備の動き

『21世紀の中部ビジョン』において、長野県飯田地域を頂点とし、愛知県東三河地域と静岡県遠州地域を底辺とするトライアングルの形成による地域振興を提唱した。

この構想の具体化を図るため、３地域別の発展方向、トライアングルエリアの一体的発展に関して総合的に検討し、昭和60年２月、200万都市の形成を目指した『三遠南信トライアングル構想』をとりまとめ、公表した。

この構想では、３つの地域がそれぞれの優れた自然環境の中において、活力に満ちた都市圏を形成するとともに、相互に機能の連携を図り、一つの県に匹敵する三遠南信トライアングル200万都市圏を形成する。このための中核プロジェクトと

して、①三遠南信自動車道の建設促進、②三河港の整備促進とハイテクエリアの形成、③浜松テクノポリスの建設促進の３つを提唱した。

更に、地域の共同研究プロジェクトとして、①三遠南信農業研究情報センター（仮称）の設立、②三遠南信農林工芸大学（仮称）の設立、③国立歴史民俗芸能博物館（仮称）の建設、④広域観光ルートの形成、⑤三遠南信振興機構（仮称）の設置の５つを提言した。

当地域発展の基本となる三遠南信自動車道が、昭和62年６月に国の高規格幹線道路計画１万4,000㎞構想に組み入れられ、平成元年度からは区間ごとに順次基本計画が策定され、平成８年度には終了した。事業着手も順次進展し、難工事区間の小川路峠道路、青崩峠道路がそれぞれ平成６年３月と７月に供用開始され、他の区間も早期整備に向け建設事業が進められている。

このような基盤整備の進捗に併せて、平成３年11月には、浜松・豊橋・飯田の３商工会議所が中心となって「三遠南信地域経済開発懇談会」を組織、３地域情報地図の発刊、三遠南信交流団体の調査などの交流事業を行った。平成９年には、３会議所のみの交流から、交流の輪を拡大し、三遠南信地域の68の商工会議所・商工会が「三遠南信地域経済開発協議会」を発足（平成９年６月４日）させた。更に、平成６年１月には、建設省、地元自治体、本会などの経済団体を構成員とする「三遠南信地域整備連絡会議」が発足した。

一方、国ベースの動きをみると、平成３・４年度において「三遠南信地域整備計画調査」（国土庁・農林水産省・林野庁・通産省・建設省の５省庁共同調査）の実施、平成５年度には通産省が「広域南信地域産業文化圏計画調査」を実施し、地域整備の具体的方策が提案されることとなった。

その後、当該エリアの自治体、経済界が一体となって、３地域の相互連携・機能補完と一体的発展を遂げるため、行政、経済界、学生、NPOなどさまざまな領域の組織・個人が県境を越え、経済、文化、生活など多様な分野における地域交流活動を展開している。

(2) 『名古屋国際ビジネスゾーン整備構想』の策定

中部地域は、四全総で「世界的な産業技術の中枢圏域」を目指すと位置づけられた。この実現のため、情報機能の強化、研究開発機能の集積、国際交流機能の拡充等を図るとともに、名古屋圏では高次都市機能の集積を図るとしている。

本会では、昭和62年７月、国際化・情報化・技術化時代に対応する国際的な拠点の形成を目指す『国際産業・技術首都圏の形成』を発表（詳細は後述）し、その中で中枢都市名古屋の高次都市機能の集積とアメニティーの向上を目的とした「名古屋新都心軸の形成」を提唱した。これは、首都機能の分担を基本目標に、名古屋駅周辺約200haを大改造し、ヒト・モノ・情報の集まる新都心として再生させようとする構想である。

この構想を更に具体的に検討するため、㈶中部産業活性化センターと共同で平成元年３月、『名古屋国際ビジネスゾーン整備構想』と題する報告書をとりまとめた。ここでは、比較的土地の高度利用の面で遅れがみられ民有地のほとんどを占める名駅南地区にスポットをあて、隣接する笹島貨物ヤード跡地とともに、名古屋を世界都市に飛躍させる中核地区として国際ビジネスゾーンの形成を図るべく「NBP2001プラン」の推進を打ち出した。

一方、国土庁・通産省・運輸省・郵政省・建設省の５省庁は、昭和63年度より２ヵ年計画で「名古屋駅周辺地域総合整備計画」として調査をスタートさせ、インテリジェントビル・コンベンション施設の導入・鉄道新駅の設置等を具体的に提唱し、21世紀初頭の完成をうたった最終報告書を平成２年９月に公表した。

(3) ３つの研究学園都市構想の策定と推進

本会は、自動車、工作機械などを中心に厚い産

業集積を高度化するため、研究開発機能の強化に取り組んできた。特に、ＩＣ、ファインセラミックスなど新素材の出現、コンピューターの飛躍的発達、バイオテクノロジーなど新技術の開発といった新たな技術化の進展に対応するため、総合的な研究学園都市の形成について立案するとともに積極的に推進した。

1）『東濃産学共同研究都市構想』並びに『東濃西部研究学園都市構想』の策定と推進

本会では、未来のエネルギーとして注目される核融合技術の世界的な研究機関である「名古屋大学プラズマ研究所」の研究活動について、国に対し、予算の増額要望、体制整備等について要望・陳情活動を続けてきた。特に、当研究所の機能・施設整備のための岐阜県東濃西部地区への移転に当たっては、昭和56年度から文部省、岐阜県、地元自治体等の行政当局をはじめ関係各界への働きかけやバックアップに努めた。

こうした活動とともに、拡充整備される当研究所を中核とし、関連研究分野の研究機関、産業の導入育成及び研究エリア、産業エリア、居住エリアの土地利用などを総合的に検討し、研究開発機能、産業機能、生活機能の調和した都市づくりについて昭和59年６月『東濃産学共同研究都市構想』をとりまとめ、提案した。

更に、本会では、平成元年３月㈶日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）中部プロジェクト委員会と共同で『東濃西部研究学園都市構想』を策定、発表した。

ここでは、立地の決定した大型基礎研究機関を中核として、関連する民間研究施設や産業の誘導配置、高等教育機関の立地促進と研究開発活動をサポートするさまざまな機能の総合的整備によって、産・学・官共同型の研究学園都市を形成する。同時に、地場産業である陶磁器産業の一層の高度化・振興を図り、“陶磁器の都”“研究の都”という複合的な「21世紀の東濃」を実現することを提案している。また、広域的には、東海環状都市帯の拠点として、中核都市名古屋や他の研究学園都市との機能連携によって、東海地方の地域振興に結びつける施策について提言した。

本会では、当研究都市の形成について、名古屋大学プラズマ研究所を中核に、京都大学及び広島大学の関係研究機関を統合した新しい大学共同利用機関として創設（平成元年５月）された「核融合科学研究所」の早期立地に努力した。また、第３セクターの「㈱超高温材料研究センター」（平成２年３月）と「㈱日本無重量総合研究所」（同年４月）など先端研究施設の設立、立地に参画した。

なお、本研究学園都市は、平成５年３月に多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として国の承認を得て、「東濃研究学園都市プロジェクト」として整備が進められている。

2）　鈴鹿山麓研究学園都市構想の策定と推進

鈴鹿山麓地区は、三重県内における研究学園都市建設の適地であり、かつて提言した「国連環境センター（仮称）」（昭和47年３月、本編第３章第２節［７］「環境問題への対応」参照）の立地地点としてイメージした場所である。

本会では、三重県北勢地域の活性化のため、昭和62年４月に『北勢地域活性化構想－三重県北勢地域活性化のための課題と対応策－』を策定した。この活性化構想では、４つのプロジェクトを提案し、その一つが「鈴鹿・多度山麓総合開発構想」で、この中心として提唱したのが「鈴鹿山麓研究学園都市」である。

本会及び三重県では、研究学園都市の中核となる試験研究機関の誘致に積極的に取り組み、昭和62年から63年度にかけて、極めて先端的研究施設である大型放射光施設の立地について積極的な活動を展開したが、地盤の問題等から実現するに至らなかった。また、平成元年の地球環境産業技術研究所の誘致活動を進めたが不調に終わった。

更に、通産省から示唆された発展途上国への公害防止技術の移転や研究を実施する期間の設置について、平成２年から調査・研究するとともに、

通産省等の委託助成事業の受け皿となる三重県認可の「㈶環境技術移転センター」の設立（平成２年３月設立、三重県及び四日市市が出資）に参画した。

本会では、当センターを全国レベルの機関として機能させるため、財団の規模拡大と格上げについて地元の官民と一体となった活動を展開、平成３年２月、通産大臣の許可法人「㈶国際環境技術移転研究センター」（略称：ICETT、会長：田中精一本会会長）として新発足し、平成４年10月の施設完成とともに具体的な活動を開始した。

なお、本研究学園都市構想は、平成３年１月、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として承認を得た。現在、三重県では、“三重ハイテクプラネット21構想”の中核として推進している。

3）『名古屋東部丘陵研究学園都市の形成』

本会では、東海環状自動車道と中核都市名古屋から自動車産業の拠点である豊田市への軸線が交差し、開発余力の大きい名古屋東部丘陵であるとともに、21世紀初頭の開催を計画していた「21世紀万国博覧会」（当構想策定当時の名称）の会場候補地であることに着目して、平成２年９月『名古屋東部丘陵研究学園都市の形成－21世紀を開く創造新都市・八草リサーチコンプレックスー』と題する構想案をとりまとめた。

この構想は、万国博覧会の開催に伴うアクセス整備や会場跡地利用を考慮し、当地域を、①八草都心核、②ワールドリサーチビレッジ（万博・ハイテクゾーン）、③学術・研究ゾーン、④ハイテク産業ゾーン、⑤生活文化ゾーンにゾーニングし、各ゾーンの展開方法や新交通システム等交通通信事業の整備などを具体的に提言した。特に、当研究学園都市の中核拠点と目される八草地区に焦点を置き、研究・学園施設、産業、居住環境の調和のとれた新しい創造的都市の形成を提案したものである。

なお、本研究学園都市構想は、現在、愛知県が「あいち学術研究開発ゾーン」の中核地区として整備を進めている。

上述した３つの研究学園都市等については、平成６年４月、中部通産局内に「東海地域研究学園都市構想連絡会議」（同局、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）が設置され、「東海リサーチ・リンケージ構想（東海地域研究学園都市構想）」として、機能の連携、一体的発展を目指した活動が展開されている。

(4) 『東紀州地域振興構想』

熊野灘に面する東紀州地域及び伊勢度会地域は、高度経済成長期に入って不利な地理的・地形的条件などから相対的に発展が遅れ、さまざまな課題が表面化してきた。

本会では、当地域を『21世紀の中部ビジョン』においてリフレッシュゾーンとして掲げたことを受けて、そのフォローアップとして昭和59年４月『東紀州地域振興構想』をとりまとめた。

構想の策定に当たっては、風光明媚な国立公園など恵まれた自然との共生を念頭におき、第２次三重県長期計画、広域市町村圏計画などと整合させつつ、21世紀に向けた地域づくりを目指した。厳しい状況に直面している当地域が自立的発展を遂げていくための施策として、農業、林業、水産業、工業、観光・レクリエーションの産業別振興策を提示するとともに、①エネルギー基地適地の有効利用と地域振興、②熊野灘マリンコンプレックスの建設、③広域交通基盤の整備促進など６項目の地域振興策を提案した。

この構想をもとに、昭和59年８月、紀伊長島町、熊野市で説明会を開催するとともに、熊野市地域振興協議会、尾鷲市産業開発委員会と今後の発展方向について懇談するなどの努力を続けた。

なお、豊かな自然環境、歴史・文化資源を持つ当地域は「三重サンベルトゾーン」として、総合保養地域整備法（リゾート法、昭和62年６月公布・施行）の承認第１号を受け、21世紀に向けた国際

的な海洋性リゾートゾーンの形成を図るべく各種事業が推進された。

(5)『関・美濃総合物流センター構想』

『21世紀の中部ビジョン』は、中部圏開発の背骨となる東海北陸自動車道と中枢都市名古屋を中心として、30～40㎞圏に位置する産業都市を結ぶ東海環状自動車道の交点に当たる関・美濃地域に、国際化・技術化・情報化に対応する新しい形の内陸総合物流センターの建設を提唱した。

これに基づき本会では、㈳日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）中部プロジェクト委員会と共同でその具体策を検討、昭和60年12月に『関・美濃総合物流センター建設構想』を発表するとともに、運輸省貨物流通局、地元市町村首脳等の要望に応じて構想の説明を行った。

当構想は、このセンターを一つの核として、中央日本、中部圏における物流の体系化・効率化と東海環状都市帯・名古屋都市圏物流の整流化及び産業活動の円滑化を図るとともに、東海環状都市帯の形成、東海環状自動車道の建設促進、産業立地の促進など中部地域の重要政策課題に適合するプロジェクトとして提唱したものである。

なお、現在は、岐阜県、関市の関係機関による「中濃広域物流拠点推進連絡協議会」が設立され、物流戦略基地としての事業計画、規模、施設内容、事業主体確定のための環境調査、土地利用計画の検討、企業ニーズ調査等が進められている。

(6) 地域活性化構想の策定

本会では、昭和60年度より特定地域の構造的産業問題並びに都市機能の見直しに焦点を当て、地域の活性化方策を調査・研究するため地域活性化研究会を設置し、三重県北勢地域の活性化構想を昭和62年３月に、また、長野県松本地域の活性化構想を平成元年４月にとりまとめた。

1)『北勢地域活性化構想ー三重県北勢地域活性化のための課題と対応策』

本構想は、三重県北勢地域（桑名・四日市・鈴鹿・亀山地区の４市12町１村）を対象に、21世紀に向けて活力ある100万都市圏の形成を目指したものである。石油化学工業中心の基礎素材型産業及び伝統型地場産業の低迷という構造的問題が地域経済社会の停滞をもたらしていると指摘し、活性化するために、①鈴鹿・多度山麓総合開発構想②北勢テレトピアの形成、③四日市港の再活性化、④中央新幹線実験線の誘致建設の４つのプロジェクトを提案した。その後、北勢地域の関係市町村等に対し説明会を開催するなど、啓発・広報活動を行った。

2)『長野県松本周辺地域活性化構想ー活力ある60万都市圏の形成をめざして』

本構想は、長野自動車道の開通に伴って産業・経済はもとより観光・文化等の面で大きな発展が期待される松本市周辺地域（松本・塩尻・大町市他５町18村）を対象とし、当地域のもつ豊かな自然や中央自動車道長野線のインパクトを十分に活用し、活力ある60万都市の形成を提唱したものである。

そのための方策として、産業・経済活動の個々の振興策について提案するとともに、①松本・安曇野平総合開発構想、②松本・安曇野平交通ネットワーク構想、③首都機能分散候補地としての受け入れ都市基盤・機能の整備の３つのプロジェクトを提言した。

その後、地元自治体、経済団体等に対して説明会を開催するなどフォローアップ活動を展開した。

［４］㈳日本プロジェクト産業協議会中部プロジェクト委員会の運営

国土の有効利用と、より豊かな社会づくりを促進する各種大型プロジェクトの計画立案、推進等を目的とする日本プロジェクト産業協議会

（JAPIC）では、社団法人として再発足したのを機に、昭和58年９月30日、中部圏の諸プロジェクトを推進するため中部プロジェクト委員会を発足させた。

本会の諸活動がこの中部プロジェクト委員会の活動目的と軌を一にすることから、JAPICから支援要請があり、本会としてはこれに全面的に協力することとし、当委員会の事務局を務めた。

当委員会では、本会の『21世紀の中部ビジョン』で提唱した中核プロジェクトのうち、中部新国際空港、国際流通加工基地、国際産業文化ゾーン、東濃産学共同研究都市、関・美濃総合物流センターの５つを検討テーマとして取り上げた。

このため、「伊勢湾総合研究会」と「東海環状都市帯研究会」を設置し、上記５つのプロジェクトを分担して調査研究を重ねた。このうち、中部新国際空港構想問題については、第５次空港整備五箇年計画に対応するため24時間運用可能なわが国第三の国際空港を建設するための理論武装や、常滑沖をはじめ７地点10ヵ所について本構想の成立可能性、各工法、建設費の地点別比較等等に関する調査・検討を実施し、概案をとりまとめた（昭和60年12月に㈶中部空港調査会が発足したため、内部資料とした）。

更に、昭和61年度から地域航空（コミュータ航空）ネットワークに関する調査研究を開始し、昭和63年12月『中部圏コミューター航空ネットワーク構想』として報告書をとりまとめた。

（注）中部におけるコミューター航空については、中日本エアラインサービス㈱が平成３年４月から富山と米子、同年12月に高松と、それぞれ名古屋空港を結ぶ路線を開設し中部初のコミューター航空事業が離陸した。

東濃産学共同研究都市構想については、昭和59年度から５年間をかけて具体的な構想づくりを行い、前述したとおり、昭和63年度末の平成元年３月に本会と共同で『東濃西部研究学園都市構想』として報告書をとりまとめた。

関・美濃総合物流センター構想については、昭和59年度から必要性や成立の可能性の検討、現地調査等を行い、本会と共同で、昭和60年12月当委員会最初の報告書として『関・美濃総合物流センター建設構想』をとりまとめた。

上記５プロジェクトのうち、国際流通加工基地構想と国際産業文化ゾーン構想は、必要性、可能性等の基礎調査は行ったものの具体的な成果物を発表するまでには至らなかった。

なお、当中部プロジェクト委員会は、平成３年５月の委員会組織の見直しに伴い、「中部地区懇談会」として再発足したため、本会が担当してきた事務局業務はJAPIC本部に戻した。

［５］時宜に適した経済政策、財政・税制問題等への意見表明

(1) 円高不況から平成景気へ

わが国経済は、昭和58年年初を底として回復過程に転換し、60年６月まで28ヵ月にわたって好況を持続した。しかし、アメリカ経済の停滞に伴う輸出の鈍化、同年９月22日に行われた主要先進５ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議（Ｇ５）での協調介入合意（いわゆるプラザ合意）に基づく各国の政策協調と為替の調整による急速かつ大幅な円高により、輸出の減少、民間設備投資の鈍化などから景気の後退局面が続くこととなった。

こうした状況の中で、外需依存型経済体質のわが国に対し、諸外国から国際協調型の経済構造への転換、一層の内需拡大策の推進等が要請され、アクション・プログラム（市場開放のための行動計画）の策定（昭和60年７月）、前川レポート（産業構造の積極的転換などを柱とする）の発表（昭和61年４月）、日米半導体交渉の合意（同年７月）、国鉄分割・民営化関連８法案の成立（同年11月）などの構造改革、内需拡大に精力的に取り組むとともに、公共投資を中心とした景気対策を実施したことにより、昭和60年６月から61年11月まで17ヵ月続いた円高不況はようやく終息した。

その後、円高経済が定着化するに伴い、円高メリットが顕在化し、同時に、不況対策として公定歩合が数次にわたって引き下げられたため、住宅投資がいち早く回復に転じ、公共投資の拡大と併せて景気回復の牽引役を果たした。次いで民間設備投資と個人消費が活発化し、景気は自律的拡大を続けることとなった。

これが、“いざなぎ景気”（57ヵ月）に次いで戦後２番目の景気拡大となった“平成景気”であり、平成３年２月まで51ヵ月続いた。

平成景気は、投資と消費の好循環という自律的景気拡大の中で雇用情勢も好転し、中高年層の女性雇用者や外国人単純労働者が大幅に増加した。更に、超低金利時代が長く続き、株価と地価を高騰させて資産インフレを引き起こした。加えて原油価格の安値安定が長期の景気上昇を助長させる役目を果たすこととなった。

これを経済成長率からみると、昭和62年度から平成２年度までの実質GDPの年平均成長率は5.3%であり、これを成長寄与度でみると、内需5.7%、外需マイナス0.4%で、平成景気は、民間設備投資と個人消費を主軸とする完全な内需主導型の景気拡大であったといえる。

この期間、わが国経済は安定成長期の中では高い成長を果たすことができたが、その一方において、企業の業績回復に超金融緩和状態とが相俟って株価の上昇が続き、同時に土地、絵画、貴金属などの各種資産が投機目的で異常に上がり続け、いわゆる“バブル景気”を形成した。

しかし、平成元年５月31日から平成２年８月30日までの５回に及ぶ公定歩合の引き上げ（2.50%から6.00%へ）、日銀による強力な窓口規制の継続、「土地基本法」の制定による地価税の導入、土地関連融資の総量規制通達など税制・金融を総動員した政策の実行により、実勢からあまりにもかけ離れた株価や地価は漸く鎮静化した。

(2)　経済政策に関する提言・要望

1)　経済見通しの作成と経済政策要望

本会では、経済情勢委員会において、毎年、翌年度の日本経済の見通しと、時宜に応じた直近の経済運営、やや中期的な経済施策について要望・提言を行った。

経済見通しについては、原則として年１回、毎年秋に経済成長率（名目と実質）を当年度の実績見込みと翌年度の予測値について策定している。しかし、昭和61年度見通しに関しては、昭和60年秋以降の急激・大幅な円高の進展、原油価格の急落、度重なる金利引き下げなど「見通し」の前提条件が大きく変化したため、昭和61年６月に改訂見通しを策定した。

経済政策の要望・提言のうち、景気対策の機動的な実施、物価の安定、為替相場の安定、税制の改正、行財政改革の推進、市場開放・自由貿易体制の堅持等については各年度を通じて行った。

また、年度ごとには、エネルギーの安定供給（昭和56年度）、総合的住宅政策の確立（昭和57年度）、縮小「不」均衡回避の政策運営・構造変化に対応する新しい技術・産業の基盤づくり（昭和58年度）、民間活力を引き出す政策運営（昭和59年度）、21世紀への中部のナショナルプロジェクトの推進（昭和60年度）、対外経済摩擦への積極的対応（昭和61年度）、中長期的な構造調整策の推進・きめ細かな地域対策の実施（昭和61年度改訂）、国際的視野に立った経済・産業構造の構築・地方における社会資本の整備充実（昭和62年度）、抜本的な土地対策の実行・多極分散型国土の構築（昭和63年度）、税制抜本改革の貫徹・消費税導入を含む不公平税制の是正・東京一極集中の是正（平成元年度）、経済諸規制の緩和撤廃・労働需給逼迫への対応・消費税の定着化・財政健全化への取り組み（平成２年度）、新しい国際秩序形成への積極的貢献・公共投資10ヵ年計画の円滑な推進と社会資本の充実、土地問題への積極的対応（平成３年度）等々、激変する経済情勢に対応して中部経

済界の意見を要望・提言した。

2) 円高問題への対応

昭和60年9月のプラザ合意により円高が急速かつ大幅に進展したが、中部地域は、輸出依存度の高い産業を数多く抱え、しかも、それらの産業が当地域経済の主力を形成しているだけに、輸出関連産業のみならず地域経済にとっても大きな影響を及ぼしていた。

こうした状況から、経済情勢委員会では、昭和61年7～8月に中部5県下、18業種47企業・業界団体を対象にヒアリング調査を実施し、その集約結果を『円高の中部産業への影響について』として9月の役員会に報告するとともに、必要な諸対策を要望・提言した。

また、本会の働きかけにより昭和62年3月、深刻な事態に直面している日本経済の打開に向け、中部経済4団体の連名で、「予算の早期成立と内需の拡大」について、中曽根首相ほか関係大臣に緊急打電し、要望した。更に、4月には西日本経済協議会として同趣旨の「内需拡大に関する緊急要望」を実施、7月には西日本経済協議会代表者会議の決議により「市場開放と内需の拡大」への積極的施策を政府に求めた。

3) 日米構造協議に関する提言

わが国の大幅な経常収支黒字の解消、対米貿易の不均衡是正を目指して、平成元年9月、日米構造協議が開始された。これは、個別の保護主義的な制裁措置を回避し、日米両国の経済の構造的な問題を討議の対象としたところに特徴があり、翌平成2年4月に「中間報告」、同年6月に「最終報告」がまとめられた。

その中で日本側の改善策として、平成3年度から10年間で総額430兆円の公共投資を行う等、一方、アメリカ側は財政赤字解消のための増税を検討する等の基本計画が合意された。その後、この計画は、村山内閣によって630兆円に増額（平成7年～16年の10年間に変更）され、おりからのバブル崩壊に伴う長期の不況対策として活用された。

（注）平成6年6月、橋本内閣は財政構造改革のための歳出削減のために、公共投資基本計画（平成7年～16年）の期間の3年延長、総投資額の470兆円への縮小に変更した。

このような状況のもとで本会では、平成2年4月の「中間報告」の発表を機に、日米構造協議の日本側の具体的対応と今後の日米関係のあり方について意見をとりまとめることとし、5月から産業政策委員会において検討を重ね、7月『今後の日米関係のあり方に対する意見－日米構造協議を中心として－』を発表、海部首相をはじめ関係大臣、自民党、外務省、通産省等関係方面に建議した。

意見書では、冒頭において、緊密化する国際相互依存関係の中にあって日米の良好な関係の構築は、世界経済の健全な発展にとって不可欠であり、両国はイコール・パートナーとしてこれに貢献していくため、各々の課題を着実に実行していかなければならないことをうたった。

そのうえで、「日米構造協議合意事項の実行に関するわが国の具体的対応策」として、①公共投資10ヵ年計画の策定と着実な推進、②抜本的な土地対策の実行、③流通諸規制の緩和・撤廃、④内外価格差の是正と価格メカニズムの活用、⑤商取引慣行等の公正化－の5項目を、「新時代に対応した日米経済関係の再構築」として、①日米構造協議合意事項の着実な実行、②ガット・ウルグアイラウンドと米国包括通商法への適切な対応、③国際的に通用する経済システムの構築、④経済・文化交流の活発化、⑤太平洋経済圏の確立と中部の役割－の5項目を提言した。

(3) 財政・税制問題に関する提言・要望

1) 財政再建・税制抜本改革への提言

わが国の財政は、昭和50年度以降歳入と歳出に大きな不均衡が生じ、毎年巨額の国債発行に依存しなければならない危機的状況に陥っており、昭和50年代半ば以降、早急に赤字財政から脱却する「財政再建」の必要性が高まっていた。

本会財政金融委員会では、21世紀に向けて日本経済が健全な発展を遂げるためには財政再建が喫緊な課題であるとの認識から検討を重ね、昭和58年７月「歳出の徹底的な削減」と「不公平税制の是正」を二本の柱とした『財政再建について』と題する提言をまとめ、政府、自民党、大蔵省等関係機関に建議した。

更に、本会は税制の抜本改革についても積極的に意見の表明を行った。

財政再建が大きな政策課題となる中で、政府・自民党両税制調査会では、現行税制はシャウプ勧告（昭和25年）以来部分的修正の積み重ねにより、税体系に歪みを生じ複雑化しているため、税体系の基本となる直間比率の見直し、不公平税制の是正を中心として、税制の抜本的改革を図るべく検討を進め、昭和61年４月に両税調の中間報告、同年10月、12月にそれぞれ最終答申をまとめた。

本会では、税制の抜本改革は、今後の企業活動・国民生活に極めて重大な影響を及ぼす問題であり、中部経済界の意見を政府・自民党の改革案に反映させることが必要との判断から、昭和60年秋以降精力的に討議を重ね、昭和61年５月『税制改革について－考え方と提言－』をまとめ、政府並びに両税調、関係機関等に建議した。

この中で、税制改革の基本的な考え方としては、現行税制の持つ不公平、不合理を是正し、公平・活力・簡素の観点から、また、新しい時代に即応した税体系を構築すべきであるとの見地から、①所得税の改革と減税（二分二乗方式の検討等課税単位の見直し、累進税率構造の見直しなど）、②法人税の改革と負担軽減（普通法人税の税率引き下げなど）、③間接税体系の見直し、④税務体制の合理化の４項目を提言した。

政府は、昭和62年２月、直間比率是正の一環として売上税法案を提出したが、廃案となり、また、その後提出された昭和62年度税制改正で、所得税の減税や利子課税制度の見直しが行われたものの抜本改革とは程遠いものであった。

このため、本会では、抜本的税制改革を促進するため再度提言する必要があると考え、昭和62年12月『税制改革に対する要望』をとりまとめ建議した。今回の要望・提言では、税制改革の基本的考え方として行財政改革の貫徹を大前提とし、経済社会情勢の変化に即応できる新しい税体系を構築すべきであるとの見地から、所得税のもう一段の減税、法人税負担の国際水準並みへの引き下げ、国民が広く薄く負担する新しい間接税の検討等を柱とした。

昭和63年４月、政府税調は、所得税・個人住民税の減税と売上税に代わる新しい方式の間接税導入を含めた税制改正について中間答申した。

これに応じて、本会も同年５月に『税制改革に対する意見』をとりまとめ、再び関係先に建議した。ここでも公平・活力・簡素を基本理念とした税制の抜本改革が必要との視点を堅持し、行政改革の貫徹を大前提にこれまでの提言事項を重ねて主張するとともに、国民が広く薄く負担する、多段階累積排除方式による望ましい消費税制度について具体的な考え方を提言した。

昭和63年12月、税制改革関連６法案が成立し、所得税減税、消費税導入を柱とする税制抜本改革が平成元年４月から実施された。しかし、税制改革法の目指す公平・中立・簡素な税制の確立にはまだ多くの課題を抱えており、税制の抜本改革、税制改革法の基本理念の追求に向け、毎年、翌年度の税制改正要望の中で提言を重ねている。

2)　翌年度の税制改正要望

本会では、税制の抜本改革に対する要望・提言とともに、昭和58年12月以降毎年、翌年度の税制改正の審議時期に合わせ、要望事項をとりまとめ『当面の税制改正にあたっての要望』と題して、時の首相、大蔵大臣、政府・自民党両税制調査会、自民党幹部、国会議員、大蔵省や通産省の関係省庁等の要路に要望を続けた。

年度別に主な要望事項を列挙すると、法人税率の引き上げを行わないこと、石油・エネルギー関

係諸税、物品税、印紙税等の増税に反対であること（昭和58年度）、退職給与引当金の損金算入率の引き下げを行わないこと、公害防止・省エネルギー等法人関係租税特別措置の存続（昭和59年度）、法人税率の1.3％暫定引き上げ措置の撤廃、事業所税の税率引き上げ・課税団体の範囲拡大反対（昭和60年度）、間接税体系の見直し、土地税制の見直し（昭和62年度）、所得税の改革と減税、負担の公平の確保、国際的視点に立った法人税制の確立（昭和63年度）、消費税の定着に向けての具体的改善項目の明示（平成元年度）、土地税制についての具体的改善項目、消費税の見直し項目（平成２年度）、実効法人税率の引き下げ等法人税制の改正項目の明示（平成３年度）などを要望した。

⑷　経済法規等の改正への対応

経済法規や民事法規の改正は、内容いかんによっては今後の企業活動にとって大きな影響を及ぼすことがあり、経済団体として円滑な企業活動に資する意見を建議することが必要である。この意味から、次の法律等改正試案における法務省等からの意見照会に対し意見を具申した。

1）『会社法改正に関する意見』の建議

法制審議会商法部会では、昭和56年の商法改正の範囲外であった最低資本金及び大小会社区分並びに合併について昭和57年から検討してきた。

これを受け法務省では、わが国会社法の根幹にかかわるものとして、会社法改正試案作成のための審議を行う前提として、各界の意見を聴取することとし、昭和59年５月９日付で本会に対し「会社法改正に関する意見照会」があった。

本会では、企画調整部会において精力的に検討し、20数項目について、最低資本金制度、取締役の員数、任期の制限緩和、取締役会、株主総会、社員総会の手続の簡素化等への賛意表明を主とした回答書を作成、役員会の承認を得て、昭和59年10月12日付で法務省あて回答書を提出した。

2）『商法・有限会社法改正試案』に対する意見の建議

法務省民事局参事官室では、大小会社の区分を軸に会社法の近代化を目指す「商法・有限会社法改正試案」を公表するとともに、今後の法制審議会商法部会の審議に資するため、昭和61年５月、本会に意見を求めてきた。

このため、本会では企画調整部会で検討を重ね、同年11月、最低資本金制度の導入、貸借対照表の登記所公開、監査役会、株券失効制度をはじめ改正試案に盛られた全項目について本会の意見を付した『商法・有限会社法改正試案に関する意見について』を法務省あて提出した。

3）『著作権審議会第８小委員会（出版者の保護関係）中間報告書』に対する意見の提出

文化庁の著作権審議会第８小委員会（出版者の保護関係）では昭和63年10月「中間報告」を公表し、出版者に対し、著作物の伝達者としての役割の重要性及びその出版活動における知的行為を認め、出版者の保護を目的とした新著作権上の権利を創設することを提言した。

本会はこれに対し、会員会社の意見聴取及び検討を行った結果、①新権利の創設は出版物を公正に利用した経済諸活動を妨げるものである、②出版者の出版活動が保護されるべき知的行為等とは認められない、③出版物の複写による出版物の被害実態が明確にされていない、④出版者の保護は現行法制の効果的活用により十分可能である、⑤新権利の権利行使のあり方にまで言及するのは納得できないとの理由で、新たな権利を創設すべきでないとの意見を、昭和63年11月25日付で文化庁に提出した。

4）『借地法・借家法改正要綱試案』に対する意見

借地・借家問題に関しての基本的な法律である借地法・借家法は、大正10年に公布・施行され、その後部分的な改正が重ねられてきたものの、抜本的な改正は行われず、急激な社会経済情勢の変化より生じた借地・借家関係におけるニーズの多

様化に対応しきれなくなっていた。

このため、法制審議会民法部会では、昭和60年10月、情勢変化に対応した借地法及び借家法の改正について審議を開始し、平成元年３月、両法の改正の基本的課題について一応の討議を終えた。これを受け、法務省民事局参事官室ではこの討議に即して、「借地法・借家法改正要綱試案」を作成し、同月、本会に対し意見照会をしてきた。

本会では、かねてより土地の有効利用・高度利用、都市再開発事業の推進などが円滑に行われるよう抜本的な土地政策が必要と主張しており、今回の借地法・借家法改正の動きはその一環として高く評価できると位置づけたうえで、試案の全項目について意見を付し、平成元年９月30日付で同省あて意見書を提出した。

なお、借地法・借家法は建物保護法（明治42年）とあわせ、「借地借家法」として一つの法律になり、平成４年８月１日施行された。

［６］高規格幹線道路網の整備・促進活動の展開

中部における交通基盤は、名古屋圏と東西両経済圏とを結ぶ幹線ネットワークを中心に発展してきたため、東西軸は整備が進んでいるものの、南北軸及び環状軸の整備が相対的に遅れている。21世紀に向けて活力ある中部を構築するためには、発展基盤となる総合的・有機的な交通基盤の整備が不可欠である。

このような考えのもとで、この10年（昭和56年度～平成２年度）において、交通委員会（従来の道路対策委員会は昭和57年度に交通・流通委員会に組織変更、更に昭和61年度から交通委員会に組織変更した）を中心とした中部の交通基盤の整備促進の活動は、次の通りであった。

(1)　主要幹線道路に関する陳情・要望活動

当期間においては、東海北陸自動車道、名古屋環状２号線、伊勢湾岸道路、東海環状自動車道などの主要幹線道路について、建設省はじめ関係要路に対して積極的な陳情・要望活動を展開した。

ここでは、紙幅の関係から、当該期間の主要活動であった①東海北陸自動車道、②名古屋環状２号線・伊勢湾岸道路、③東海環状自動車道、④長野自動車道、⑤三遠南信自動車道、⑥中部縦貫自動車道について述べる。

これらの道路については、昭和63年頃までは、道路ごとに結成されている建設期成同盟会の一員として陳情・要望活動を行っていた。しかし、それ以降は、本会が単独で総理大臣、建設大臣、運輸大臣、自民党三役等関係要路に中部の主要幹線道路の建設促進を陳情することが増大した。

1)　東海北陸自動車道

東海北陸自動車道は、太平洋経済圏と日本海経済圏とを最短で結んで、相互の交流と連携を促進する地域連携軸の中心となる高規格道路である。

一宮JCT（愛知県）から小矢部・砺波JCT（富山県）までの全長184.9㎞のうち、昭和56年時点においては、一宮－白鳥間、福光－小矢部間に施行命令が出され、工事が進んでいた（一宮－白鳥間の最終供用開始は平成10年12月、福光－小矢部間の供用開始は平成４年３月）。

従って、本会では、白鳥－福光間の整備計画並びに施行命令の実施、一宮から伊勢湾岸までの延伸（一宮西港道路）の早期整備について、国会議員、建設省、日本道路公団、愛知県知事等に対して要望を重ねた。

その結果、この10年間においては、①白鳥－荘川間（21.9㎞）は昭和61年に整備計画、昭和63年に施行命令が出され（平成11年11月に供用開始）、②荘川－福光間（75.5㎞）は平成元年に整備計画に格上げされ、その一部区間である五箇山－福光間（16.3㎞）は平成２年に施行命令が出された。

（注）荘川－清見間（19.0㎞）は平成３年に、清見－五箇山間（40.2㎞）は平成５年に、それぞれ施行命令が出され、五箇山－福光間は平成12年９月に、荘川－清見間は同年10月にそれぞれ供用開始となった。

これにより、残っている清見－五箇山間の早期全線開通と、一宮西港道路の早期具体化、能越自動車道（小矢部・砺波JCT－輪島IC、115.5㎞）の事業促進の要望を続けている。

2） 名古屋環状２号線・伊勢湾岸道路

名古屋環状２号線は、名古屋都市圏交通の原点であるとともに、中部全域の道路体系の中核に位置づけられる道路で、自動車専用部（都市計画決定延長66.2㎞。事業主体：建設省）と一般道路部（国道302号。同延長58.6㎞。事業主体：日本道路公団）に分かれている。

本会では、名古屋環状２号線整備促進期成同盟委員会（会長：愛知県知事）と協力しながら、早期供用をめざして毎年、議員連盟、建設省、日本道路公団に陳情・要望を重ねた。

特に、伊勢湾湾奥部で名古屋のウォーターフロントを貫く海上部の三大架橋は、名古屋環状２号線と、わが国の新しい東西幹線軸となる伊勢湾岸自動車道（第二東名・名神）、東海環状自動車道の共用部分であり、この区間の早期供用が中部全体の幹線道路網の整備に拍車がかかるとの観点から、三大架橋の建設促進について積極的な活動を展開した。

その結果、昭和56年11月に、金城埠頭・西二区間の名港西大橋及びその取り付け高架橋の起工式が行われ、本格工事に着手、昭和60年３月暫定２車線で供用開始した。

続いて、伊勢湾岸道路の要となる三大架橋のうち、残る名港中央大橋と名港東大橋の整備促進を図るため、昭和61年５月に、経済４団体（中部経済同友会、中部経済連合会、中部経営者協会、名古屋商工会議所）で低利縁故債を引き受けることを了承し、その結果、民活プロジェクトとして昭和62年度に事業化の見通しとなった。

この事業認可に当たり、日本道路公団、愛知県、名古屋市の間で、愛知県、名古屋市が債券の引受先の斡旋に責任を持つ覚書を、また、昭和62年９月25日に愛知県、名古屋市と経済４団体の間で、経済４団体が債券の引受の責任を持つことを確認する「伊勢湾岸道路に係わる低利縁故債への民間協力に関する確認書」を締結し、事業推進の円滑化に資することになった。

この結果、名古屋港をまたぐ三大斜張橋「名港トリトン」を含む伊勢湾岸自動車道の名古屋南IC－飛島IC間11.2㎞が平成10年３月30日供用開始した。

（注）名古屋環状２号線の建設事業は、平成時代に入ってから順調な進捗をみており、自動車専用部をみると、平成12年度末現在において、北回り区間（名古屋西JCT－東名名古屋IC間約28.3㎞）は、国幹道の近畿自動車道名古屋関線として供用開始している。平成11年12月の国土開発幹線自動車道建設審議会（国幹審）において、未開通部分の東部・東南部（上社JCT－名古屋南JCT、約15㎞）に施行命令が出され、西南部（名古屋西JCT－飛島IC、約12㎞）は基本計画に格上げされ、全線開通に向け鋭意整備が進むことになっている。

3） 東海環状自動車道

東海環状自動車道は、名古屋市を中心に半径30～40㎞に位置する豊田、瀬戸、土岐、関、養老、四日市等の諸都市を有機的に連携する総延長約160㎞の高規格道路である。第二東名・名神高速道路と一体となって環状道路を形成し、名古屋市を中心とした名古屋圏の均衡ある発展を図るとともに、東名高速道路、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、近畿自動車道の国土開発幹線自動車道を連絡する当圏域の骨格道路として極めて重要な道路であり、一般国道の自動車専用道路として整備を推進している。

更に、当自動車道の整備によって高められる開発ポテンシャルを計画的に誘導かつ活用し、沿線地域に研究学園都市や物流センターなど新たな地域開発の推進や、新たな産業の創出、レクリエーションやリゾートなど多様な自然環境へのスムーズなアクセスの確保などが期待される。

昭和57・58両年度において国土庁、農林水産省、通産省、運輸省、建設省の５省庁が実施した「東海環状都市帯構想調査」において、対象地域の将来構想の基本形ができあがった。

当自動車道は、沿線地域のみならず中部全体の発展にとって基盤となる道路であることから、本

会では、昭和58年10月に発足した東海環状道路建設促進期成同盟会に参加し、建設省等に対し建設促進の陳情を重ねた。昭和59年度からは国の本格的な調査が開始され、昭和62年６月には建設省道路審議会の答申において１万4,000㎞に拡張された高規格幹線道路網に組み入れられた。

平成元年８月、岐阜県内の土岐－関（39.5㎞）の基本計画が決定されたことを皮切りに、平成２年には豊田－瀬戸（27.0㎞）と北勢－四日市（14.4㎞）の基本計画が決定された。

4）　長野自動車道

中央自動車道西宮線は、昭和57年11月に全線開通し、特に名古屋圏と長野県伊那谷地域との連携強化に資する動脈となった。

一方、本会は、長野県の総合的な発展に欠かすことのできない重要な路線で、長野市と松本市を結ぶ中央自動車道長野線の建設促進について、地元とともに関係要路に対し陳情・要望を重ねた。

その結果、長野自動車道（長野県岡谷市－更埴市。総延長約76㎞）は、昭和45年６月の岡谷－松本間の基本計画決定に始まり、昭和48年10月に全線にわたる整備計画、施行命令の後、昭和61年３月岡谷JCT－岡谷IC（3.7㎞）の供用開始、岡谷IC－松本IC（22.1㎞）が昭和63年３月、松本IC－豊科IC（7.3㎞）が同年８月に、それぞれ供用開始した。

（注）残っていた豊科ICと上信越自動車道と接続する更埴JCTとの間（42.7㎞）が、平成５年３月に供用開始したことにより全線開通し、長野県北・中信地域と名古屋圏との結びつきがより強固になった。

5）　三遠南信自動車道

三遠南信自動車道は、長野県飯田市から静岡県引佐郡三ヶ日町に至る延長約100㎞の高規格道路であり、中央自動車道及び第一、第二東名高速道路を有機的に連絡するとともに、長野県南信地域、愛知県東三河地域、静岡県遠州地域の地域開発に大きく寄与する重要な道路で、一般国道の自動車専用道路として整備が進められている。

当自動車道の建設構想は、昭和47年の三県知事会議で取り上げられ、本会でも、『21世紀の中部ビジョン』（昭和57年４月）で必要性を指摘したうえ、『三遠南信トライアングル構想』（昭和60年４月）の中核プロジェクトとして提言、関係方面に建設促進を辛抱強く要望し続けた。

当自動車道は、破砕帯の難工事、トンネルの掘削や経済性などから実現が危ぶまれていたが、昭和62年６月、ルートが当初構想の飯田市、豊橋市、浜松市の３都市を結ぶ逆Ｙ字路から飯田市－三ヶ日町間に変更されたものの、高規格幹線道路網計画１万4,000㎞構想に組み入れられ、実現に向け大きく前進した。

一方、地元自治体では、昭和60年に三遠南信道路建設促進期成同盟会（静岡、長野、愛知の３県及び関係市町村で構成）を結成し、当自動車道の建設促進方を関係方面に対し、陳情・要望を重ねた。

（注）本自動車道は、工事の難所といわれた小川路峠道路（矢筈トンネル関連区間、約５㎞）が平成６年３月に、また、青崩峠道路（草木トンネル関連区間、約２㎞）が同年７月にそれぞれ供用開始をしている。また、平成８年度までに全区間で基本計画が策定されており、他の区間も着実に整備が進められている。

草木トンネル池島側（静岡県磐田郡水窪町）

6）　中部縦貫自動車道

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から福井県福井市に至る延長約160㎞の高規格道路であり、

中央自動車道及び東海北陸自動車道、北陸自動車道を有機的に連絡し、北陸地方の諸都市と首都圏を最短で連絡するとともに、中部内陸部の地域開発に大きく寄与する重要な道路である。

本会では、当自動車道の建設は東海北陸自動車道とともに、中部・北陸を結ぶ幹線ネットワークの一つであることから、難工事区間である安房トンネルの早期建設など関係要路に対し積極的な働きかけを行っている。

当自動車道は、昭和62年６月に高規格幹線道路網計画１万4,000㎞構想に組み入れられ、実現に向け大きく前進した。

（注）平成元年度から平成８年度までの間に全区間について基本計画が策定され、そのうちの46％に当たる73㎞で事業化されている。また、現在、油坂峠道路（11㎞。平成11年４月と11月）、永平寺大野道路（２㎞。平成５年６月）、安房峠道路（６㎞。平成９年12月）がそれぞれ供用している。

⑵ 広域交通体系整備、物流問題について提言

1）『名古屋圏における都市交通について』の提言

本会では、高規格幹線道路網の整備促進について、関係要路に対し毎年機会あるごとに陳情・要望しているが、同時に、交通委員会において、経済界の立場から見た中部の望ましい交通体系のあり方等について調査・研究し、提言を行っている。

昭和62年度から２ヵ年をかけて、名古屋圏における自動車交通の急激な進展と調和のとれた都市づくりの観点から、公共交通と自動車交通の望ましい機能分担を目指した交通体系の総合的な整備方策について調査・研究し、平成元年６月『名古屋圏における都市交通について』を発表した。

この中で、①鉄道、バスの公共交通機関の早期整備、②道路交通網の早期整備、③鉄道各駅の総合駅化や相互乗り入れ、④バスターミナルやパーク＆ライド等に対する設備の整備など、交通基盤と交通結節点の整備に重点を置いた提言を行った。

2）『名古屋圏を中心とする広域交通の現状と今後の展望』を発表

中部では、中部新国際空港、リニア中央新幹線、第二東名・名神高速道路の３つの大きなプロジェクトを推進しており、これらの新しい交通基盤と既存の交通基盤とを最適に組み合わせることによって、世界に開かれた産業技術の中枢圏域にふさわしい高速交通体系を総合的に整備することが重要な案件である。

このような観点から、平成２年７月には『名古屋圏を中心とする広域交通の現状と今後の展望－高速交通体系の総合整備に向けて－』をとりまとめ、発表した。

ここでは、まず、わが国の広域交通体系整備の基本方向と諸外国の広域交通の現況・将来方向について調査・研究するとともに、名古屋圏を中心とした広域交通の課題を整理した。そのうえで、21世紀の総合交通体系整備に向けて、鉄道系、道路系、航空系、船舶系のハード面の整備及びこれらに共通するソフト面の整備について検討、提言した。このほか、開発利益の還元等整備財源のあり方、地方出先機関の機能強化と権限委譲など望ましい行政のあり方などについても提言した。

3）『中部における航空貨物の現状と課題』を発表

本会物流委員会では、中部における航空貨物輸送の役割の大きさに着目し、中部における国際・国内航空貨物の実態について、統計資料の収集・詳細な分析、業界へのアンケート・ヒアリングの実施等により調査・研究を行った。

その結果、中部の航空貨物の大部分が名古屋空港の便数不足などから東西両空港に横持ちされていること、名古屋空港は航空運賃の制度面でハンディを負っていること、またこのために、中部の荷主はもとより地域としても大きな損失を被っていることなどが明らかになった。

そこで平成元年７月『中部における航空貨物輸送の現状と課題』としてとりまとめ、発表した。この中で、こうした現状を打開し、わが国及び中

部の航空貨物輸送の合理化を図るためには、中部全体が航空貨物輸送の重要性に対する認識を深め、名古屋空港の整備促進、更には抜本的解決策として中部新国際空港の建設促進に総力を挙げて取り組む必要があるとの提言を行った。

［7］中部の産業振興、活性化への取り組み

(1)　『国際産業・技術首都圏の形成』の策定

中部地域では、本会の『21世紀の中部ビジョン』（昭和57年４月発表）や国土庁と地域の共同作業で策定した『21世紀中部圏計画（アポロ2025プラン』（昭和62年９月発表）などで提案された“国際的産業・技術中枢圏域の形成”が、21世紀に向けての地域発展の基本方向として定着しつつあった。

本会では、この実現のための一環として、主として産業・技術の側面から施策を検討し、昭和62年７月『国際産業・技術首都圏の形成』と題する提言を発表した。

ここでは、国際分業体制が深化する中で、世界の拠点を形成するための既存産業の高度化・複合化、次代を担う新成長産業（超電導、航空宇宙、バイオ等）の育成と研究開発機能の強化、情報・国際関係の機能・施設（コンベンション、テレポート、中部新国際空港、国際開発大学、国際交流機関等）の整備、国際的なリゾート環境の整備などを具体的施策として提言している。

更に、①国際リサーチ・コアの形成（セントラル21計画）、②名古屋新都心軸の形成（名古屋駅周辺大改造計画）、③国際的総合物流拠点の形成、④EXPO（万国博）の開催の４つを中核プロジェクトとして提案した。

また、この提言書の策定に先立ち、企業人自らが新成長産業に関する認識を深め、かつ新分野への戦略展開に資するため、昭和58年度から61年度までニューセラミックス、光ファイバー、ＦＭＳ、ニューメディア、宇宙産業、バイオテクノロジー、航空機産業、第五世代コンピューター、リース産業、先進複合材料の10分野について、『新成長産業講座』シリーズとして講演会を開催した。

(2)　中部の活性化の推進

1)　『民間活力に関する提言』の策定

第二臨時行政調査会（土光臨調）の５回にわたる答申を受けて、昭和56年度以降政府は「増税なき財政再建」をスローガンとして「行政改革」と「歳出削減」に向けて取り組むこととなり、毎年度の予算編成においてはゼロシーリング、更にはマイナス・シーリングを続けることとなった。こうした財政事情から、民間企業の資金や事業活動を取り入れ各種プロジェクトを実現していこうとの傾向が高まってきた。

本会では、こうした情勢に対応する民間活力の活用について検討を重ね、昭和60年10月『民間活力に関する提言』としてとりまとめ、政府・各省庁・地方自治体等関係先に建議した。

その基本的な考え方としては、①民間活力を阻害している公的規制や世界一高い企業課税などの見直し、②民間企業の公的事業分野への参入条件として採算性、収益性を考慮すること、③民間企業の人・技術・資本など経営資源や経営ノウハウが十分に発揮できる体制・組織を整えることなどを主張した。

（注）昭和61年５月「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（民活法）が制定・公布された。

2)　名古屋証券取引所のオプション取引導入支援

本会では、地域の金融機能の強化を図るうえで、地場証券市場の活性化が重要な施策であるとの考えから、昭和30年代以降、証券金融、公社債市場の開設等による名古屋証券市場の振興について支援してきた。

昭和62年９月、名古屋証券取引所が証券オプション取引の導入を決定したことに対し、その価格形成機能を通じて中部経済の発展に多大の貢献

をもたらすなど地元経済界にとってメリットが大きいと考え、同年11月、『名古屋証券取引所における証券オプション取引制度の早期実現』について大蔵大臣他関係機関に要望した。

オプション取引については、主要20業種25銘柄で構成された新株価指数を用いた“オプション25”が大蔵省の認可を得て、平成元年10月から取引を開始された。取引開始当時はバブルの最盛期と合致したこともあって、活発な取引が続き、創設初年の平成元年（10月17日～12月28日）だけで約14万単位の取引を記録した。

（注）しかしながら、バブルの崩壊、不況の長期化など経済環境の悪化を背景として新規商品のため知名度が低く市場に浸透しなかったことや取引がシステム化されていなかったことなどから、平成10年（１月4日～10月30日）１年間でわずか3,782単位まで減少し10月30日休止の止むなきに至った。

3） 財団法人中部産業活性化センターの設立

通産省では、円高傾向の定着に伴う円高差益の社会的還元の一環として、将来の日本のあり方を見据えながら地域の発展に資する産業活性化センターを全国10ヵ所に設立する構想をもっていた。一方、本会は、国際的産業・技術首都圏の形成を目標に諸活動を展開しており、当地域を対象とする専門的調査・研究機能充実の必要性を痛感していた。

このようなことから、本会は、既存産業の高度化、産業のニューフロンティアの開拓、最先端技術の研究開発等に係る各種プロジェクトを発掘・企画と実現に向けて誘導・支援することを目的として、昭和62年11月６日『財団法人中部産業活性化センター』（会長：田中精一本会会長、基本財産10億円、賛助会員数当初170社、現在152社）を設立（同年11月18日通産大臣設立許可）した。

当財団では、産学官の連携のもとに、先端化・情報化・文化化・国際化の４つをキーワードに、これらの分野に関する調査研究や普及啓発活動など、産業の活性化に資するさまざまな事業を推進している。

4） 財団法人東海産業技術振興財団の設立

本会は、『三遠南信トライアングル構想』（昭和60年２月発表）の中で、東三河地域において国立豊橋技術科学大学等を核に産業コンプレックスの形成、産学共同学園エリアづくり、更には技術振興財団の創設などによって技術化時代に対応するハイテク産業地帯化の基盤整備を提言した。

これを受けて地元の気運も高まり、10億円の基金を集め、昭和62年６月16日『財団法人東海産業技術振興財団』（理事長：田中精一本会会長）を設立（同年７月１日通産大臣設立許可）した。

本財団は、東海地域（原則として東海３県）において、豊橋技術科学大学をはじめ各大学や公的試験研究機関と民間企業が連携して各種産業技術の研究開発を進めようというもので、基礎研究、応用技術の開発を助成している。

5） 中部航空宇宙産業技術振興協議会の設立

中部地域は21世紀に向けて大きな発展が期待される航空宇宙関連産業の集積の高い地域で、この一層の振興は、重要な地域政策課題である。

このような観点から、本会と３県１市、名古屋商工会議所及び㈶中部産業活性化センターなどの産官学が一体となって、平成元年10月17日「中部航空宇宙産業技術振興協議会」（会長：田中精一本会会長）を設立した。

当協議会では、航空宇宙に関する一大研究開発・産業技術拠点の形成を目標に、関連する試験・研究施設の誘致をはじめ、航空宇宙に関する産業動向や技術の調査研究、情報収集・提供、普及啓発など幅広い活動を展開している。

（注）当協議会は、事業活動の強化拡充と国等への提言活動の強化を図るため平成５年９月16日「社団法人中部航空宇宙産業技術振興センター」に衣替えした。その後、平成７年７月には、活動目的を宇宙分野に特化した組織として「社団法人中部宇宙産業科学技術振興センター」と呼称変更するとともに、航空分野については任意団体の「中部航空産業技術振興協議会」を設立した。

また、本会技術委員会では、次期SSTの開発など次世代の航空・宇宙開発に必要な試験・研究施設の内容、中部地域への誘致すべき分野とその立

地条件などについて検討し、平成２年３月、高レイノルズ数風洞や超音速風洞など４施設を誘致候補設備とした『中部に誘致すべき航空宇宙関連施設について』を発表した。

［８］中部の特質に合致した試験研究機能の整備推進

本会では、中部地域が国際的な産業技術の中枢圏域として機能するためには、産業の高度化・技術化の推進とともに、世界的な試験・研究・開発機能の整備・充実が不可欠であるとの観点から、中部地域の特性に合致した試験・研究施設の設立・整備に努力した。

⑴　ファインセラミックスセンター

1）　設立前の動き

ファインセラミックスは、昭和50年代に鉄、プラスチックに次ぐ「第三の素材」として、また、産業の高度化や先端技術産業の育成の鍵を握る新素材の一つとして脚光を浴びるようになった。

わが国を代表する窯業集積地域である当地域では、セラミックスの加工・焼結等について長年にわたる技術を有していることから、ファインセラミックスをこの地域の将来の有望な産業として育成・発展させ、国際的なメッカにすることが必要であるとの認識が高まっていた。

本会では『21世紀の中部ビジョン』の中で新素材産業の旗手としてニューセラミックス産業の振興を打ち出し、さらに昭和58年度の事業計画において「ニューセラミックスセンター構想の検討」を提唱、積極的に実現方策を検討していくことにした。この構想は、ファインセラミックスに関し、大学、試験研究機関、企業等で個別に行われている活動を横断的に総括し、試験・研究及び材料評価基準の作成など実用化に繋がる実践的な研究開発、技術者の養成、海外との交流、ファインセラミックスフェアの開催などを行うオールジャパンのセンターを中部に設立しようとするものである。昭和58年７月に「ファインセラミックスセンター特別委員会」を設置し、センターの業務内容、設立時期、場所、資金等具体的内容を検討するとともに、関係方面との調整等を進めた。

また、名古屋通産局では、昭和56年９月、局長の私的諮問機関として、自治体、産業界、学識経験者で構成する「ニューセラミックス懇話会」（座長：斎藤肇豊田工業大学教授）を発足させ、昭和58年３月にとりまとめた報告書の中で、ニューセラミックス振興センター（仮称）の設置、ニューセラミックス材料試験所の設置などを提言した。

一方、昭和58年３月、名古屋市で開催され、本会が後援した“ニューセラミックスフェア’83”（翌年からファインセラミックスフェアと呼称を変え毎年３月に開催）には、ファインセラミックスに関する先端技術、その応用に関する技術が世界で初めて展示され、予想を遥かに上回る17万5,000人もの来場者があり、人々の関心の高さが伺えた。

他方、中央においては、昭和57年７月に、ファインセラミックスに関連するメーカー、ユーザーの団体である「ファインセラミックス協会」（現.㈳日本ファインセラミックス協会）が設立された。また、同時期に、通産省では省内にファインセラミックス室が新設されたほか、翌昭和58年６月にはファインセラミックス基本問題懇談会（生活産業局長の私的懇談会）を設け、ファインセラミックスの技術や産業の育成について検討を始めた。更に、昭和59年度予算に「ファインセラミックスセンター調査研究費」が認められるなど先端技術産業のファインセラミックス技術・産業の育成に対する気運は一段と高まった。

本会では、こうした状況から、昭和59年４月26日に『ファインセラミックスセンター設立準備協議会』（会長：三宅重光東海銀行会長）を組織し、同協議会の活動資金として３億円の募金を行った

ところ、会員企業の積極的な協力により、当初の目標を大幅に上回る３億9,000万円強の基金を集めることができ、本格的な設立準備作業を開始した。

同協議会では、事業内容、組織、立地地点、基金規模、収支予測などについて検討するとともに、通産省、地方自治体、関係団体などと協議を重ねた。また、ファインセラミックスセンターの事業内容及び経営見通しに関し、通産省が三菱総合研究所に、また、ファインセラミックスセンター設立準備協議会が東レリサーチ等にそれぞれ調査委託し、その結論を参考に同協議会で最終的な検討を行った。

一方、立地地点については、愛知県、名古屋市の協力により、名古屋市熱田区神宮東地域（1.8ha）が内定した。また、資金面については、通産省、地方自治体、経団連等の積極的な協力を得ることができ、ファインセラミックスセンター設立へと進んだ。

2）　設立後の動き

ファインセラミックスセンターは、昭和60年４月22日名古屋市内において設立総会が開かれ、直ちに財団法人としての設立許可を通産大臣に申請、同年５月７日その許可を得て、正式に『財団法人ファインセラミックスセンター（JFCC）』が誕生した。

同センターでは、本格稼働を昭和62年４月と定め、その間、資金調達（寄附金、出損金、補助金）、人材の確保、建屋の建設、導入試験研究設備の選定などの諸準備を進めた。

資金調達は当初80億円を目標としたが、建屋建設のための土地が無償貸与から購入に変わったことに伴い、110億円に変更された。また、資金の用途ついては、土地30億円、建物20億円、設備20億円、基本財産25億円、運用財産15億円を予定した。本会が中心となって行った募金活動は、中部地域とそれ以外に大別され、中部地域については本会会員を中心に拠出を要請し、それ以外の地域については経団連の協力を得て、各種団体や個別企業にお願いした。また、寄附された企業等が税制上の優遇措置を得られる試験研究法人（現在の特定公益増進法人）の証明を昭和60年６月に受けることができ、募金活動を進めるうえで潤滑油の役割を果たすこととなった。なお、110億円の目標に対し、平成２年度末の実績は、102.5億円、達成率93.2％であった。

建屋の建設は、昭和60年10月22日に名古屋市熱田区の建設地で起工式を行い、翌昭和61年12月完成、当初の予定通り昭和62年４月２日に竣工式を行った。開所時点での試験研究用機器は、最高倍率120万倍の電子顕微鏡など最新鋭の機器137機種を揃え、わが国を代表する試験研究機関にふさわしい施設内容とした。

また、同センターの運営については、従来の財団とは異なり、設立構想の段階から、活動に必要な資金は自助努力で稼ぎ出す民活・事業型財団を目指し、研究開発・評価試験など受託事業収入の増加に努力した。

ファインセラミックスセンター

(2)　超電導工学研究所名古屋研究所

電気導体を絶対零度（－273℃）付近まで冷却すると、電気抵抗が零となる物質があることは、以前より知られていた。昭和61年に、これまでの金属物質に比較し、格段に高い温度で超電導現象を示す酸化物超電導物質が発見され、全世界的に積極的な研究開発が進められた。将来、より常温に近い温度での超電導現象物質が実用化されれば、

宇宙、エレクトロニクス、輸送、医療システム等の産業・社会分野に計り知れないインパクトをもたらすことが予想される。

本会では、このような超電導の研究開発を行うナショナルセンターを中部地域に誘致し地域産業の技術革新を図ることが有意義であると考え、地元自治体等関係機関とともに通産省が計画中の超電導のナショナルセンターの誘致に取り組んだ。

昭和63年１月、超電導研究のナショナルセンターとして、㈶国際超電導産業技術研究センターが設立され、同年10月、付設研究所の超電導工学研究所が開所した。本部は東京に置かれたものの、同研究所最初の研究所が名古屋に設置され、ファインセラミックスセンター（JFCC）内に、『超電導工学研究所名古屋研究所』として、線材研究部門が置かれている。

⑶　大型放射光施設

科学技術庁では、昭和62・63両年度に調査し、昭和64年度（平成元年度）から総額1,000億円にのぼる大型プロジェクトの大型放射光（SOR）施設の建設を計画していた。同施設は、高輝度な短波長の光を放出し、材料の創成過程などの動的解析や物質の原子・分子レベルでの構造解析、材料の超微細加工などで優れた性能を発揮し、新素材の開発あるいは材料の品質管理等で大きな効果が見込まれる施設である。

本会では、三重県の鈴鹿山麓研究学園都市の中核研究施設として、この大型放射光施設を誘致し、これに関連する民間の研究機関や産業配置を促進すべく、昭和62年４月から三重県、四日市市、四日市商工会議所等と連携するとともに、同年８月には中部（三重・愛知・岐阜の３県）の産官学が一体となった「鈴鹿山麓研究学園都市SOR施設建設促進協議会」（会長：田中精一本会会長）を発足させ、科学技術庁、通産省等政府関係機関に要望・陳情活動を展開した。

誘致候補地として、兵庫県、三重県、岩手県、宮城県の４県が挙げられていたが、科学技術庁の整備計画が当初の６ギガeV（電子ボルト．原子や原子核レベルのエネルギーに用いる単位）から８ギガeVのSOR施設に計画変更されことに加え、地盤の問題等もあり、昭和63年12月兵庫県の西播磨地区に立地が決定した。

しかし、このSOR施設の誘致に当たり、中部の産官学が初めて一体となった運動を展開したことは大きな成果であり、これが後の㈶国際環境技術移転研究センターの設立へとつながった。

⑷　国際環境技術移転研究センター（ICETT）

地球環境の保全は、オゾン層破壊、地球温暖化、酸性雨、砂漠化、海洋汚染等の諸現象が地球的規模で顕在化し、1989年（平成元年）アルシュ・サミットで正式議題に取り上げられたことを契機に、世界的に危機意識が高まり、21世紀に向けて人類が総力を挙げてその解決に取り組むべき重要かつ喫緊（きっきん）な課題となった。

こうした情勢に対応し、通産省では、地球環境保全のためには産業面における技術開発の推進が不可欠であるとの考えから、国が主導し、産業界及び地方が支援協力して環境と調和する産業技術の開発の中核となる「㈶地球環境産業技術研究所（仮称）」の設置を検討していた。

本会では、かつて深刻な公害を克服した歴史と高度な環境管理技術を蓄積している四日市地区が、同研究所の立地適地と考え、平成元年９月、11月、12月の３回にわたり通産省、大蔵省等に誘致を陳情した。しかし、平成２年度予算では研究所の設置費用は認められず、自治体・民間による第三セクターで研究所を設置し、通産省が支援する形に変更となった。

このような情勢変化を受けて、同研究所の誘致に向け広域的な協力体制でバックアップするとともに、中部産業界のトップが地球環境に関する産業技術について広範囲な意見交換を行う場として、平成２年２月５日「地球環境産業技術中部圏懇話

会」（世話人代表：田中精一本会会長）を発足させた。

同研究所の誘致については、全国で10カ所以上が名乗りを挙げていたが、平成２年２月23日、関西文化学術研究都市（京都府）に決定（「地球環境産業技術研究機構」と称する）した。三重県に対しては、通産省から、発展途上国への公害防止技術の移転や研修事業を担う「国際環境技術移転研究センター（仮称）」の設置が示唆された。これを受けて、平成２年度内に通産省等の委託、助成事業を実施するため、とりあえず三重県及び四日市市の出資による県認可の「㈶環境技術移転センター」を平成２年３月31日に設立した。

本会では、同センターを全国規模の財団として機能させるため、「地球環境問題中部圏産業懇話会」（「地球環境産業技術中部圏懇話会」を改称＝平成２年３月５日）を通じて、財団の規模拡大と格上げについて、地元の官民が一体となって推進活動を展開した。

第１回地球環境問題中部圏産業懇話会（平成２年３月５日、名古屋市）

その結果、同センターは、平成２年12月10日に通産大臣の許可法人となり、平成３年２月１日「㈶国際環境技術移転研究センター」（略称：ICETT．会長：田中精一本会会長、理事長：田川亮三三重県知事）として新発足した。

このICETTの総事業費60億円は、自治体（三重県・四日市市）及び民間がそれぞれ30億円ずつ出捐するに決定した。本会では、民間分について会員企業及び経団連を通じて全国の地球環境問題に関連の深い企業に出捐要請を行った。

（注）なお、ICETTは、平成４年10月27日、本部施設である「研究研修所」が四日市市にある鈴鹿山麓研究学園都市「桜リサーチパーク」内に完成し、本格的に稼働した。

(5)　核融合科学研究所

本会は、『21世紀の中部ビジョン』及びその後に発表した『東濃産学共同研究都市構想』（昭和59年６月）において、世界的にも最高水準のレベルにある名古屋大学プラズマ研究所の東濃地域への移転・拡充計画を機に、人類究極のエネルギー源である核融合の学理と応用の研究、並びにその実用化を目指した総合的なセンターの設立とこれを核とした産学共同研究都市の形成を提唱した。

本会では、この実現を図るため昭和58年度に名古屋大学プラズマ研究所の東濃西部地区への移転促進について、岐阜県知事や地元市町村へ働きかけを行った。更に、昭和58年末に東濃西部３市１町で受け入れ合意がなされたことなどと併行して、政府、文部省など関係省庁に陳情・要望した。

この問題は、昭和59年度予算に土地購入準備費（約2,200万円）が初めて計上され、具体的な動きとなり、昭和60年度予算で初めて土地購入費が計上され、昭和63年度には土地造成が完了した。平成元年５月には、移転を機に名古屋大学から独立し、同大学のプラズマ研究所を核に、京都大学ヘリオトロン核融合研究センターの一部と広島大学核融合理論研究センターの一部が結集して、大学共同利用機関「文部省核融合科学研究所」として発足した。

同研究所の研究内容は、①大型ヘリカル装置（LHD）による高温プラズマの生成と制御の研究②高温プラズマの理論・シミュレーションの研究の２つに大別された。また、LHDの建設は平成２年から進められた。

（注）なお、LHDは平成９年末に完成、平成10年３月試運転完了、同月31日にファーストプラズマの点火に成功、４月から本格的に実験を開始した。

核融合科学研究所全景（出所：文部科学省核融合科学研究所パンフレットより）

(6) 超高温材料研究センター・超高温材料研究所

概ね2000℃に至る超高温の極限環境下において高性能、高機能を発揮し得る超高温材料の開発は、高効率ガスタービン、航空宇宙関係の機体、エンジン用材料、超高温炉用材料などの素材製造プロセス分野、電機用材料など電気機器分野の研究開発に不可欠な基盤技術である。

通産省では、超高温材料の創製の研究（山口地区）と超高温環境下での試験評価（岐阜地区）のための中核的な研究機関である超高温材料研究センターの建設を計画し、平成元年度予算で46億円を計上した。

本会では、中部地域が超高温材料の最大のユーザーである航空・宇宙関連企業の一大集積地であることから、超高温材料研究センターの当地域への誘致は極めて有意義であり、かつ、東濃西部研究学園都市の中核施設の一つとして機能させるという観点から、平成元年６月産業界を中心とする支援組織として、「超高温材料研究センター中部地域推進協議会」を組織し広く各界へのＰＲを行った。

平成２年３月１日、試験研究設備を有する研究基盤施設整備法人として「株式会社超高温材料研究センター」（総事業費45億円＝岐阜11億円、山口34億円）が、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、岐阜県、山口県、多治見市、宇部市及び関係民間企業の共同出資による第三セクターとして設立された。同時に、このセンターが有する先端的な設備を最大限に活用して超高温材料に関する研究開発を効率的に推進するため、民間企業45社の出資による研究機関として、「株式会社超高温材料研究所」が設立された。

「㈱超高温材料研究センター」と「㈱超高温材

超高温材料研究センター（岐阜センター）全景（出所：超高温材料研究センター（岐阜センター）パンフレットより）

料研究所」は、岐阜県多治見市の東濃研究学園都市内に岐阜センターが、山口県宇部市の宇部テクノポリス内に山口センターが、それぞれ設置され、平成４年４月に全面運用を開始した。

⑺ 日本無重量総合研究所の無重量落下実験施設

スペースシャトルの登場によって、宇宙実験の機会が提供され、これが新素材、エレクトロニクス、医薬品、バイオテクノロジーなどの幅広い分野で新たな技術革新の可能性を拓くものとして期待が高まった。また、同時に、これまで航空機や小型ロケット等を利用して実施してきた無重量の予備的実験がより手軽に行える施設の実現が望まれることとなった。

科学技術庁では、こうした情勢に対応し、無重量実験を地上で、安価かつ継続的に行える施設として、岐阜県土岐市の動力炉・核燃料開発事業団の東濃ウラン鉱山の立坑を利用し、自由落下距離100メートル、無重量時間4.5秒の無重量落下実験施設の設置を計画した。

本会では、この無重量実験による新しい発見や原理の解明が、金属、航空宇宙など当地域産業の高度化・技術化に大きく貢献するとともに、東濃西部研究学園都市の形成を促進するものとして実現に取り組んだ。昭和63年２月科学技術庁の中に設けられた「無重量落下実験施設検討会」に参画するとともに、同施設の必要性のＰＲ、説明会の開催など積極的な活動を展開した。

同施設の設置に際しては、科学技術庁の協力により、岐阜県、宇宙開発事業団、関連企業など関係者による検討を進め、同施設の設立を目的とする設立準備会を設置した。更に、平成２年４月26日、岐阜県、土岐市及び民間企業54社の出資による第３セクターとして、「㈱日本無重量総合研究所（MGLAB）」が岐阜県土岐市に設立された。

同社は、多極分散型国土形成法の適用を受け、総事業費14億円で、そのうち、出資金が９億5,405万円（地方自治体２億5,000万円、民間企業７億405万円）、残額６億円を日本開発銀行の融資によった。

（注）この無重量落下実験施設は、平成７年２月１日竣工式を行うとともに運用を開始した。

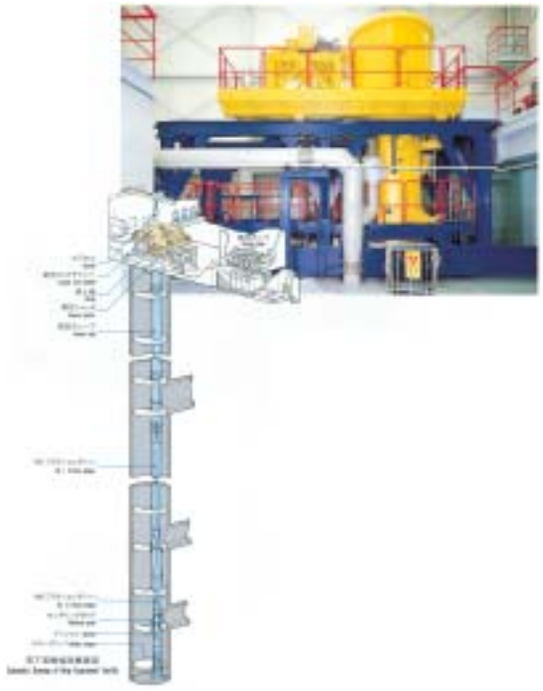

無重量落下実験施設（出所：日本無重量総合研究所パンフレットより）

⑻ 長寿科学振興財団及び国立長寿医療研究センター支援

愛知県では、わが国の長寿科学医療等を推進するための中核的・総合的な機関である「国立長寿医療研究センター」、愛知県の「あいち健康の森健康科学総合センター」「小児保健医療総合センター」等を整備し、「健康と長寿」に関する研究開発、実践の全国的国際的拠点となる「あいち健康の森」構想を、平成元年から大府市と知多郡東浦町にまたがる丘陵地（100ha）において進めている。

特に、国立長寿医療研究センターは、あいち健康の森構想の中核施設として平成元年11月に設置が決定された。また、同センターの支援組織として「㈶長寿科学振興財団」（厚生大臣許可）が同年12月26日設立された。

本会では、この財団の基金（目標100億円＝愛知県20億円、中部経済界20億円、その他全国から60億円）の整備について積極的に協力した。

（注）国立長寿医療研究センターは、平成７年７月に運営を開始している。

［９］高度情報化推進への取り組み

(1)　『中部情報センター設立構想』の策定

本会では、『21世紀の中部ビジョン』の中で提案したプロジェクトの中でも、比較的近い将来に実現を図るものの一つとして「中部情報センター構想」を位置づけた。

当構想の具体的推進を図るため、昭和57年度に中部情報センター特別委員会を設置し、地元自治体の意向調査、地域ニーズ把握のための中部における情報サービス産業及びシンクタンク機関の実態調査、今後の需要予測と事業内容検討のための会員対象のアンケートなど、多岐にわたる調査・検討を行った。

その結果、①地域経済・産業等のオリジナルデータベースの構築、②シンクタンク機能、③情報サロン、④教育・啓蒙を諸活動の柱とする事業内容及び年次別展開、収支予測、運営組織等を盛り込んだ『中部情報センター設立構想』を昭和59年４月発表した。

その後、国・出先機関、関係機関への説明と支援要請、更には、データベース構築やシンクタンク機能整備のためには地元自治体の協力が不可欠であることから、地元自治体担当者との実務協議を行った。

しかし、自治体は自己の管轄区域のみを対象にしか考えないとともに、各部局に縦割り行政のため協議が整わず、また、情報に対する価値の判断が時期尚早で馴染まなかったため、採算面等についての理解が得られず、昭和59年度をもって同構想を断念した。

(2)　地域の情報化に資する各種の事業化の検討

本会では、高度情報化の進展に対応する中部地域の情報機能の高度化方策を研究するため、昭和59年２月、ニューメディア研究会（昭和60年度よりニューメディア委員会、昭和62年度より情報通信委員会に改称）を設置した。同研究会会員のニーズを調査したところ、産業通信、ケーブル放送、付加価値通信の３つの分野について関心が高かったため、これらの情報伝達手段を中心に調査・研究した。

1)　産業通信事業

通信事業の企業化の可能性について調査するため、昭和59年10月本会会員263社を対象に、通信回線のニーズ、需要予測についてアンケート調査を実施（回答117社、回答率44％）、この結果を『ビジネス用通信回線の利用に関するアンケート調査』として発表した。

更に、これをもとにして調査・検討を重ね、昭和60年７月、中部における産業通信需要を大胆な仮定のもとに３つの事業モデルケースとして想定し、それぞれの設備投資額、収支等を試算した『中部地域における産業通信事業のあり方』を発表した。需要見通しに不透明部分があるものの、公正な競争促進のための環境整備等が図られれば企業化の可能性は高いと結論付けた。

2)　ケーブル放送事業

CATV事業については身近な問題で会員の関心も高いことから、経営を大きく左右する建設費及びケーブル地中化問題を取り上げ、検討した。

名古屋市内の住宅地１万戸加入を仮定し、伝送方式を双方向システムと単方向システムの２通り、ケーブル架布設を、電柱共架方式と地中管路方式の２通り、計４ケースをモデルとして建設費と収支予測を行い、昭和60年４月に『CATV事業企業化問題に関する調査について』としてとりまとめ、発表した。

3) 付加価値通信事業

昭和60年４月、電電改革三法の施行により情報通信にかかわる各種サービスの展開、企業化が活発化し、特に付加価値通信（VAN）市場においては全国で約200社（昭和60年４月時点）の企業が進出し激烈な競争を展開していた。

本会では、このような状況を受けて、中部地域におけるVAN事業への取り組みをスタディするため、昭和60年12月、会員企業291社に対し「VAN（付加価値通信）利用に関するアンケート調査」を実施（回答160社、回答率55％）し、翌61年４月公表した。この結果によると、データベースに対するニーズ、地域VANへの期待などが大きくクローズアップされたため、これをもとにして昭和61年７月『中部地域におけるVAN事業のあり方ー中部情報ネットワークセンター構想ー』をとりまとめ、発表した。

同センター構想は、中部の情報中枢として、地域に特化した各種データベースの集約、受発信をを行うと同時に、全国的なデータベースや海外のデータベースに対しても有効な手段で接続し、加えてネットワーキングによって得られるVANサービスの利用を図るものである。

これに基づいて、昭和61年11月、中部情報ネットワークセンター企業化調査委員会を設置し、ニーズ把握のために昭和62年２月本会全会員を対象に「データベース利用等に関するアンケート調査」（回答268社、回答率38％）し、商用データベースの利用状況や同センターの利用意向などを調査した。この結果、企業化を進めていくには、未だ機が熟しておらず、情報化に関する環境の成熟を待つべきであると判断した。

(3) 電気通信事業法見直しに対する意見表明

昭和62年12月、郵政省電気通信局から、電気通信事業法（昭和60年４月施行、施行後３年経過の見直しを予定）の施行状況に対する意見照会があった。

本会では、種々検討した結果、法で定められている３年目の見直しは時期尚早であり、昭和65年４月までに見直すことになっている日本電信電話株式会社法と併せて実施すべきである旨を内容とする『電気通信事業法施行状況と今後の見直しに対する意見』をとりまとめ、昭和63年１月郵政省に対し回答した。

この問題に関し、政府は、昭和63年３月、法改正に対する判断材料が乏しく見直しは時期尚早であるとして、同事業法の見直しを日本電信電話株式会社法の見直しと併せて実施することを決定した。

更に、本会では、昭和63年９月電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法（昭和60年４月施行、施行後５年目に見直しを予定）の見直し問題について検討を行い、平成元年11月、日本電信電話株式会社の分離・分割に対しては慎重に取り扱うべきとする『日本電信電話株式会社法等見直しに対する意見』を、郵政大臣等関係要路に建議した。

政府は、その後電気通信審議会の最終答申（平成２年３月）等も考慮して、平成２年３月、日本電信電話株式会社のあり方に対しては、平成７年度に結論を出すことを決めた。

[10] 行政改革・首都機能移転問題への取り組み

(1) 行政改革についての意見を表明

本会では、かねてより種々の機会をとらえ、行政改革の断行による財政危機の打開、簡素・合理化した行政機構構築の必要性を強調してきた。特に、昭和56年３月16日、第二臨時行政調査会（臨調．会長：土光敏夫㈳経済団体連合会名誉会長）の発足を機に、本会も臨調を支援し、行革を推進する目的をもって、同年３月行政問題特別委員会を設置した。

同委員会では、昭和56年６月、行財政の実態を分析したうえで、「増税なき財政再建」の基本方

針のもとで財政支出の見直し、行政介入の是正など６項目を主張した『行政改革推進に関する意見』をとりまとめ、臨調、政府等関係機関に建議した。

更に、昭和57年度には、①５月26日開催の第31回定時総会において『行政改革の推進に関する決議』、②７月16日には、増税なき財政再建の明確化、省庁の統廃合並びに公務員制度のあり方など４項目について『臨時行政調査部会報告に対する意見書』、③10月５日には、各業界における許認可の実情について行ったアンケート調査の結果に基づき、意見の多かった労働行政、土地利用等７分野52項目について『許認可の改善に関する意見書』、④昭和58年２月17日には、各省のブロック機関の行政管轄区域の一元化、臨調解散後の行政改革推進体制の設置等を求めた『臨時行政調査会最終答申に関する意見書』をとりまとめ、政府、臨調、行政管理庁等関係要路に要望・提言した。

また、西日本経済協議会において行政改革の貫徹に関する意見を共同で表明するなど、他の経済団体との連携を図り、政府に強力な推進を働きかけた。

臨調は、昭和58年３月14日、２年間の審議の総決算ともいうべき最終答申を発表し、解散した。しかし、行政改革はこれからが具体的な実行段階であるとの認識から、行革の実行を国民運動として盛り上げ、監視の目を光らせていく目的で行革国民会議が組織され、当地域での受け皿として行革推進名古屋会議が、本会、名古屋商工会議所、愛知県経営者協会、愛知同盟などと連携して発足した。

一方、昭和58年５月24日に新行革大綱が閣議決定され、７月１日には行革推進機関として臨時行政改革推進審議会（行革審．会長：土光敏夫経団連名誉会長）が発足した。

本会では、引き続き、徹底した歳出の削減や省庁・地方部局の改廃・統合、許認可の整理・合理化、三公社の改革、国・地方の関係の見直しなどについて行革審や政府へ要望した。

(2)　国鉄民営化への協力

日本国有鉄道（国鉄）は、昭和39年度に赤字に転落して以来、４回にわたる経営再建計画にもかかわらず、昭和55年度決算では累積赤字が１兆円にも達するに至った。この国鉄の経営再建は、国家的課題となり、行財政改革の推進に当たって避けて通ることのできない大きなテーマの一つであった。

このため、政府は、昭和58年３月の臨調最終答申を受けて、同年６月に国鉄再建監視委員会（委員長：亀井正夫住友電気工業㈱会長）を設置した。

このような状況を踏まえ、本会では、昭和58年２月、行政問題特別委員会と交通・流通委員会共管のもとに国鉄対策調査部会を設置し、経団連の国鉄対策連絡推進会議（昭和57年12月設置）の活動と協調するとともに、政府の国鉄再建監視委員会の活動を支援することとした。

同部会では、国鉄の実情把握に務めるとともに、特定地方交通線整理問題、国鉄貨物輸送合理化問題、分割・民営化問題を重点活動項目として、問題点の把握、意見のとりまとめ、経団連との意見交換などを行った。

国鉄は、昭和60年７月、国鉄再建管理委員会が行った分割・民営化を答申内容とする「国鉄改革に関する意見」及び昭和61年11月の国鉄改革関連８法の成立により、昭和62年４月１日から新会社を設立、民営化することとなった。

本会では、新会社の円滑な立ち上がりを支援するため、経団連及び国鉄名古屋鉄道管理局と情報交換を行い、経済界としての意見を表明した。特に、新会社設立に当たっての最大のテーマである「職員の再就職問題」については、昭和61年５月に中部経営者協会と共催で説明会を開催し、会員企業に協力を要請した。

分割・民営化に当たっては、本会の田中精一会長が、東海旅客鉄道株式会社の設立委員会及び評価審査会の各委員として参加した。

(3) 地方の行政改革について提言

地方の行財政改革については、行革審から種々提言が出されたが、自治体の行革への取り組みは消極的であり、成果もほとんどみるべきものがなかった。

本会では、地域の経済団体として地方の行財政改革に問題意識を持ち、更に改革へ積極的に取り組む必要があると考え、昭和60年３月財政金融委員会と行政問題特別委員会が共同で『地方の行財政改革について』をとりまとめた。ここでは、地方行政の実態を中部５県を中心に調査・検討し、人件費の徹底的抑制、事務事業の民間委託化の推進など６項目の提言を行った。

更に、同年12月には、『地方の行財政改革に関する提言』を発表し、関係先に建議した。この提言では、先の提言において未検討であった国の地方に対する権限委譲、国庫補助金制度、地方交付税制度について集中的に検討し、改革方向を提言した。

(4) 首都のあり方と機能移転問題への取り組み

昭和60年代に入り、東京圏に過度に集中した諸機能を分散させる一つの手段として、遷都、分都など首都機能の移転・再配置に関する論議が高まってきた。また、中部地域が首都機能移転の有力な候補地であるとする論調もでてきた。

こうした情勢に対応し、本会では、会長の諮問を受けた企画調整部会において、首都機能移転問題に対する本会としての基本的考え方及び今後の対応について研究し、昭和63年４月11日『遷都問題等について』をとりまとめ、答申した。特に、ここでは、この問題は、中部地域の将来にかかわる極めて重要な問題であり、会員総意のもとで本格的な調査・研究の必要性を指摘した。

これを受けて本会では、昭和63年度に首都問題研究会を設置し、下部組織として、遷都問題専門部会（首都機能の移転再配置問題を担当）及び権限・財源等専門部会（地方への権限・財源の委譲問題、地方制度改革問題を担当）の二つを設置し検討を開始した。

この結果、平成元年３月、首都のあり方の見直しは、多極分散型国土形成の最重要案件であり、その方策として、地方への権限・財源の大幅委譲を伴う首都移転を行う。更に、新しい首都のイメージ及び中部が首都移転に最適の地であることを指摘した『首都の在り方に関する中間報告』をとりまとめ発表した。

続いて同年10月、国土の均衡ある発展を図るためには中央集権体制から地方分権体制への移行が必要であるとして、その受け皿として地方庁の設置、更には道州制への段階的移行や、現在の国と地方の税体系を抜本的に改め、西ドイツの共同税方式の導入等具体策を盛り込んだ『望ましい国と地方のあり方』を発表した。

本会は、これらの成果を政府、自民党、行革審など関係機関に幅広く提言するとともに、同年10月12日大阪で開催された西日本経済協議会第31回総会、11月30日経団連ゲストハウスで開かれた全国経済人サミットなど、機会あるごとにこれらの見解を表明した。

この間、昭和63年５月13日開催された多極分散型国土形成促進法案を議題とする参議院土地問題等に関する特別委員会において、田中会長が参考人として出席し、東京圏集中の是正策を求め、遷都問題、地方への権限・財源の委譲、振興拠点地域の開発整備等について意見陳述した。

[11] 環境問題への取り組み

(1) 公害健康被害補償制度の改正

本会は、昭和61年11月、中央公害対策審議会の答申に基づく公害健康被害補償法改正の早期実現について、自民党、地元選出国会議員、愛知県、三重県、名古屋市、東海市、四日市市に要望した。

同法の改正については、第108国会に提出され

たものの審議未了となり、昭和62年７月開会の第109国会へ継続審議となった。このため、本会は、経団連と連携して、法改正の早期実現に向け運動を展開した。同法は、昭和62年９月17日成立、翌63年３月１日から施行された。

同法の改正に伴い、大気汚染指定地域の解除や公害病患者の新規認定の停止などがされたほか、公害健康被害補償予防協会基金が創設されることとなった。

(2)　名古屋市窒素酸化物総量規制の見直しについての要望

名古屋市では、昭和62年７月から名古屋市公害防止条例（昭和54年制定）に基づく窒素酸化物にかかわる工場等に対する規制の見直し作業を進め、平成元年７月３日名古屋市公害対策審議会から、見直しの答申が提出された。

このため、本会では、平成元年７月14日付けで、この見直し案に対し、今後名古屋市内のNOxに関する環境を改善・保全していくためには、自動車交通の集中排除や渋滞の解消、低公害車の導入等総合的・合理的な施策を行うことなど４項目の要望を名古屋市長あてに行った。

なお、名古屋市では、平成元年８月１日「名古屋市公害防止条例施行細則の一部を改正する規則」を公布、同年10月１日から施行した。

(3)　水質総量規制に関する要望

わが国の水質総量規制は、昭和53年に水質汚濁防止法が改正され、以後２回にわたり総量規制が実施された。更に、平成３年１月11日に、政府の公害対策会議は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の３海域について、化学的酸素要求量（COD）を削減するための第３次総量削減基本方針（達成目標、平成６年度）を策定し、政府から関係都府県に通知がなされた。

本会では、当規制に関して本会会員の意見を集約し、中部の産業界の健全なる発展を阻害されることのないように、平成３年３月４日伊勢湾を取り巻く愛知・三重・岐阜の３県知事に対して、①環境庁の定めたCOD規制値の範囲より厳しい値をもって許容値を決めないこと、②海域も底泥調査、浚渫の続行、③生活系排水処理施設の整備促進、生活系排水処理の高度化と維持管理の計画的推進などの要望を行った。

[12] 中部の文化振興への具体的取り組み、リゾート問題への提言

(1)　徳川美術館の整備支援

徳川美術館（名古屋市東区徳川町）は、徳川家康から形見分けされた家康愛用の品々をはじめ、尾張徳川家に伝わる大名道具類を中心に、源氏物語絵巻など国宝９件、重要文化財50件、重要美術品44件など、約１万数千点の古美術品を収蔵しており、わが国を代表する美術館の一つである。しかし、展示スペースが狭いうえに老朽化が目立ってきていたため、開館50周年に当たる昭和60年を目途に大規模な増改築を計画していた。

本会では、昭和57年、徳川義宣館長の要請もあって、当館と隣接する葵公園と一体的な整備を図り、中部の文化的シンボルとすることを目的に関係機関に働きかけ、昭和59年11月に「新徳川美術館建設協議会」を設立した。同協議会を中心として官民一体となって、新徳川美術館建設のための募金活動等を実施したところ、募金額は約26億円にの

徳川美術館

ぼった。同美術館は、昭和62年４月に建物が完成、同年10月に装いも新たにオープンした。

⑵ 『名古屋の歴史的環境保全に関する提言』の発表

本会では、『21世紀の中部ビジョン』の中で、“安らぎと潤いのある都市空間の整備”“文化的な街づくり”など都市環境整備の推進を提唱した。

本会環境委員会では、これらの具体的展開を図るため、徳川美術館の拡充整備にあわせ、歴史的環境保全の視点から江戸期の武家屋敷、寺院など古い建物が残る名古屋城から白壁・主税・徳川町と連なる名古屋城東地区を対象にケーススタディし、昭和60年７月『名古屋の歴史的環境保全に関する提言』をとりまとめた。

ここでは、「点」として存在する武家屋敷、寺院の歴史的建造物と景観を誘導路・緑道でネットワークし、「面」として地区全体を一体的に整備し、歴史的環境が少ない名古屋の新たな顔にすることを提言している。

⑶ 法隆寺金堂壁画模写展示館の建設

法隆寺金堂壁画は、飛鳥仏の代表とされる釈迦三尊像を安置する金堂の壁に描かれ、如来を中心とする高さ３ｍを超える浄土画４面と、菩薩を描く８面の計12面の仏画で、中国初唐様式を受けて７世紀末から８世紀はじめ頃に制作されたものである。また、土壁に描いたいわゆるフレスコ画としては日本ではほとんど唯一のものであり、日本最古の大規模な仏画の傑作として貴重な文化財でもあった。しかし、昭和24年、金堂の解体修理に並行して行われた模写作業中の失火により損傷を受け、現在は取り外され保管されている。修理後の堂内には昭和43年に別作された模写が取り付けられているが、これも痛みが激しく、堂内で直接鑑賞することは難しい状況にある。

愛知県立芸術大学では、学術的、文化的に非常に高い価値をもつ壁画を後世に伝えるとともに、古典模写技術の教育的効果にも早くから着目し、同大学名誉教授で日本芸術院会員である片岡球子先生を中心として、愛知県の助成のもとに昭和48年から14年の歳月と約１億8,000万円の資金を投入し、延べ7,300人の参加によって、法隆寺金堂壁画12点の模写を完成させた。

本会では、昭和62年春に片岡先生から、模写した壁画を死蔵することなく、収蔵、展示し、一般に公開する「法隆寺金堂壁画模写展示館」の建設について協力要請を受け、大学当局、愛知県などと協議し、これを推進することとした。この具体化のために、昭和63年７月『法隆寺金堂壁画模写展示館建設協議会』（会長：田中精一本会会長）を発足させ、愛知県内の企業、個人に募金を呼びかけ、目標額４億円を上回る約４億2,000万円を集め建設事業を推進した。

当展示館は、鉄筋平屋建て約1,300㎡、12点の壁画を展示する展示室約310㎡のほか、研究室、

法隆寺金堂壁画模写展示館竣工式（平成元年４月26日）

収蔵庫を設け、昭和63年９月に愛知県立芸術大学構内の建設現場で起工式を行い、また翌平成元年４月には竣工式と愛知県への引き渡し式を行い、同年９月から一般公開を行っている。

⑷　中部における広域リゾート整備への提言

昭和62年６月に、総合保養地域整備法（リゾート法）が公布・施行され、これを契機にリゾート開発が全国的ブームになった。

本会では、このような社会情勢を踏まえ、昭和63年度に「リゾート特別委員会」を設置し、翌平成元年６月『中部のリゾート開発のあり方に関する中間報告』を発表した。当報告書では、中部におけるリゾート開発のあるべき４つの姿と、リゾート開発を推進する上で克服すべき課題を一般的な課題、利用者側からの要求、提供者側の問題の３つに整理した総論的な報告を行った。

その後、海浜リゾート開発のあり方等の調査研究に着手、昭和63年７月リゾート法による第１号承認を受けたサンベルトゾーンをはじめ、三河湾、浜名湖に連なる海浜リゾートの実態調査を行った後、平成２年10月に『中部における海浜型リゾート地域の整備に向けて』を発表、広域連携の重要性を柱にリゾート推進協議会の設置やリゾート総合情報センター、リゾート総合大学の設置等を提言した。

［13］国際交流の活発化

⑴　中部の国際化に向けた提言

中部は、1980年代の急速な国際化の進展に伴い、地域・都市が主体性をもって国際交流機能の整備・強化に取り組み、「世界の中部」を実現することが重要な案件となった。

本会では、こうした観点から、国際委員会において、国際交流拠点形成への諸施策を検討、昭和62年２月『世界の中部を目指して』と題するレポートをとりまとめた。

ここでは、①コンベンション事業の推進、空港機能の充実など情報交流機能の強化、②留学生の受け入れ環境の整備、帰国子女への援助体制の整備など人の交流基盤の整備、③観光ネットワークの整備等国際的な都市づくりについて提言した。

更に、平成元年２月には、上記提言のフォローアップとして、「中部圏の国際化に関するアンケート」を実施し、中部の国際化の課題として、海外諸国とのパーセプションギャップの解消の重要性を確認することができた。

こうした経緯を踏まえ、本会では平成２年３月、㈶中部産業活性化センターと共同で、中部における国際交流活動を強化するための中部国際交流機構（仮称）の設立などを内容とする『中部の国際交流の姿と今後のあり方に関する調査研究報告』をとりまとめた。

⑵　海外経済視察団・調査団の派遣

1）　海外経済視察団の派遣

わが国の国際的行動が増大するのに伴い、国際社会における相互理解や相互交流が重要となっている。こうしたことから、本会では、昭和57年から毎年定期的（年１回）に、時宜に応じたテーマのもとで海外経済視察団を派遣している。

同視察団は、会長あるいは副会長を団長に、本会会員の中から参加希望者を募り25名程度の団員で構成している。

本章の対象期間である昭和56年から平成２年までの派遣状況をみると、欧州には５回派遣しており、昭和57年にオランダ、ドイツ、昭和60年にフランス、オランダ、ドイツ、イギリス、昭和62年にイタリア、フランス、スペイン、昭和63年にイギリス、スウェーデン、スイス、チェコスロバキア、平成元年にフランス、エジプト、ギリシャ、トルコ、イタリア、ドイツの各国を訪問した。

また、カナダ、アメリカには昭和58年、61年、平成元年、２年の４回派遣、ニュージーランド、オーストラリアへは昭和59年に訪問している。

視察目的は、昭和57年から60年までは訪問国の経済状況の把握、経済交流の促進が主であったが、昭和61年からは、都市再開発・コンベンション施設の視察（昭和61年）、リゾート開発（昭和62年、63年）、対米投資環境調査（平成元年）、ウォーターフロント開発・テーマパーク事業の調査（平成２年）など、具体的で個別のテーマを持って訪問し、当該部局の専門家等との懇談を重ねている。

昭和60年度海外経済視察団（欧州）

2） 海外調査団の派遣

平成２年からは、若手実務者を対象とする海外調査団を派遣し、海外諸情勢の知見を高める活動を始めた。この調査団は、翌平成３年から㈶中部産業活性化センターと共同で実施している。

最初の調査団は、「欧州経済調査団」であり、激動するヨーロッパ情勢、特に、EC市場統合、東西ドイツの統一をテーマとして、ブリュッセル（ベルギー）、デュッセルドルフ、ボン、ベルリン（ドイツ）、パリ（フランス）を訪問し、現地関係者と懇談するなど積極的な調査を実施した。

第１回海外調査団（EC本部訪問）

(3) 海外子女教育相談

各企業の海外活動の拡大に伴い、海外派遣者の子女の赴任地並びに帰国後の教育問題は一層深刻化し、この解決策として、昭和53年５月、本会に海外子女教育相談室を開設した。また、昭和56年度から、遠州地域（浜松市）でも海外子女教育相談室を開設した。

一方、海外子女の増大と高学年化に伴って「海外帰国子女の国公立高校受け入れに関する要望」を昭和59年１月に愛知県知事に、同年７月には文部大臣に要望するなど学校の受け入れ体制の整備に努めてきた。

その結果、昭和60年度から愛知県立千種高校、名古屋大学教育学部附属高校、昭和61年度には名古屋市立名東高校、昭和63年度からは愛知県立豊田西高校、愛知教育大学附属高校が、それぞれ帰国子女の受け入れ体制を整えた。

(4) 米州開発銀行（IDB）総会の誘致

米州開発銀行（IDB）は、開発途上にある中南米加盟国の経済・社会的発展に貢献することを目的として設立された国際的な地域開発金融機関で、その年次総会を米州域内と域外で交互に開催している。

1991年に米州域外で開催する予定の米州開発銀行（IDB）の年次総会を名古屋に誘致し、名古屋の国際化を推進しようとの狙いから、昭和62年より「米州開発銀行名古屋総会準備委員会」（愛知県・名古屋市・中部経済連合会・名古屋商工会議所・名古屋銀行協会他で構成）を組織し、誘致活動が始まった。

特に、ベネズエラ・カラカス総会（昭和63年３月）には、名古屋市をはじめ本会も参加した中部の官民一体の代表団を派遣、その後も毎年合同ミッションを派遣し、イグレシアス総裁等IDB幹部に名古屋誘致を直接要望した。

その結果、平成元年７月のIDB理事会において名古屋開催が正式に決定した。

こうした情勢を受け、平成元年11月13日、14日の両日IDB総会のプレ会議ともいうべき「第４回日本ラ米諸国経済交流シンポジウム」（主催：日本輸出入銀行、米州開発銀行）が名古屋において開催され、海外153名、国内96名の参加を得て「対外債務問題への対応と経済成長の実現の方策」を基本テーマに活発な意見交換が行われた。

更に、平成２年７月に前記の「準備委員会」を「開催委員会」とし、本格的な受け入れ準備体制を整え、万全を期した。

こうして、平成３年４月７日から９日までの３日間、「第32回米州開発銀行年次総会」が名古屋国際会議場において海外からイグレシアス総裁、エレーナ官房長、フジモリペルー大統領など1,200名、また国内から1,300名、総勢2,500名が参加し、盛大に開催された。

同会議は、名古屋で開催された過去最大規模の国際会議となり、中南米経済の現在と今後の課題、民間部門の育成、IDBの役割、環境問題等について熱心な討議が行われた。

⑸　海外要人との懇談、海外ミッションの受け入れ、セミナーの開催

本章の対象期間である昭和58年から平成２年までに、本会が単独あるいは地元自治体や他の経済団体と連携しながら行った海外要人・使節団等との懇談、名古屋で開いた企業誘致・投資セミナー等は次の通りである。

［昭和58年（1983）］

11月　フランス・アルザス企業誘致シンポジウム

［昭和59年（1984）］

５月　西ドイツ・バーデンビルテンビルグセミナー
８月　アセアン研修生の受け入れ
12月　国連工業開発セミナー

［昭和60年（1985）］

５月　オランダ経済視察団
５月　フランス・アルザス使節団
７月　オーストラリア研修生の受け入れ
９月　ミッチ・マッコーナル米国上院議員と懇談
10月　オランダ経済視察団

［昭和61年（1986）］

３月　オランダ経済視察団
３月　フランス・アルザス使節団
４月　オランダ視察団
５月　オランダ・ロッテルダム市長使節団
６月　オランダ視察団
７月　カナダ・オンタリオ州政府使節団
12月　フランス使節団

［昭和62年（1987）］

４月　世界銀行セミナー
５月　オランダ・ロッテルダム副市長使節団セミナー
５月　西ドイツ視察団
５月　オランダ視察団

昭和63年（1988）］

２月　オランダ視察団
３月　カナダ・オンタリオ州カーリング大臣
５月　西ドイツ・バーデンヴェルテンベルグ州セミナー
５月　ホワイトヘッド英国大使
７月　ダニエル・ラッセル米国副領事
９月　エレーナ米州開発銀行官房長
９月　オランダ・ロッテルダム物流セミナー
12月　ダニエル・ラッセル米国副領事

平成元年（1989）］

１月　Ｊ・Ｄ・ロックフェラーⅣ世米国上院議員
３月　アメリカ・ウエストバージニア州投資セミナー

平成２年（1990）］

５月　ドイツよりOA・FA研修視察団
５月　オランダ経済視察団

[14] 活発な地域交流の展開

(1) 地域会員懇談会

本会は、創立以来各地域の意見、要望を吸収し、活動に役立てるため、会員懇談会を行ってきた。

昭和56年度の会員懇談会は、21世紀に向け中部発展の基本目標と位置づけた『21世紀の中部ビジョン』の策定過程において、各地域の会員の意見を集約するため、上伊那・下伊那（飯田市）、岐阜（大垣市）、松本・諏訪（松本市）、三重（津市）、愛知（名古屋市、２回）に加え、新たに、長野・上田（長野市）、静岡（浜松市）の合計８回開催した。また、飯田、松本、長野、浜松の各地域では、懇談会前後に講演会を開催した。

昭和57年度は、『21世紀の中部ビジョン』の発表を受け、これを各地域に展開して着実に実現を図るためには如何にあるべきかについて、長野（長野市、飯田市）、三重（四日市市、津市）、岐阜（岐阜市、多治見市）、愛知（名古屋市。２回開催）、静岡（浜松市）で９回開催した。

昭和58年度から平成２年度までは、各地域が抱える課題や将来の発展方向、本会活動に対する要望等を聴取することを目的として、名古屋、岐阜、津、長野、飯田、浜松の各市で各県の会員懇談会を開催した。

(2) 地方自治体首脳部との懇談会

本会では、昭和56年８月、当時策定作業を進めていた『21世紀の中部ビジョン』の内容等に万全を期するため、各県の将来発展計画骨子をつくり、上松岐阜県知事（10日）、吉村長野県知事（24日）、田川三重県知事（31日）と意見交換した。また、知事・市長等地方自治体首脳と本会正副会長及び当該地域主要会員との懇談会は、昭和58年度に愛知県（４月）、岐阜県、三重県（ともに昭和59年１月）、名古屋市（同年７月）、昭和61年度に長野県（昭和61年４月）、昭和63年度に静岡県（昭和63年６月）と開催した。以降、毎年定例的に中部５県及び名古屋市の首脳との懇談会を開催している。

(3) 西日本経済協議会

昭和40年６月に設立した西日本経済協議会は、西日本各地域の産業人の意思疎通と交流の基盤整備を図り、広域的連携を進めることによって西日本の発展に寄与しようとするものである。

同協議会は、毎年夏に代表者会議、秋に総会を開催しているが、本章の対象期間である昭和56年度から平成２年度までの討議の中心テーマをみると次の通りである。

昭和56年度から59年度までは、臨調基本答申の完全実施等行財政改革の貫徹、昭和60年度は四全総策定に当たっての注文、昭和61、62年度は円高デフレに対する強力な内需拡大策の実施など構造調整問題、昭和63年度から平成２年度は多極分散型国土構造の実現、地方分権など新しい国土づくりであり、それぞれについて意見交換し、その総意を「西日本経済協議会総会決議」として政府等関係要路に建議した。

なお、昭和58年度にアセアンとの経済交流を深めるため、各経済連合会から団員を募り、「西日本経済協議会アセアン使節団」（団長：岩本英郎関経連副会長、副団長：小川修次本会副会長）をシンガポール、マレーシア、インドネシアの３ヵ国へ派遣した。

(4) 東海地方経済懇談会

経団連首脳を名古屋に迎えて本会並びに東海商工会議所連合会が共催で、昭和51年以降毎年開催している東海地方経済懇談会は、この期間（昭和56年度～平成２年度）においても、毎年２月あるいは３月に開催した。

討議テーマは、毎年、経済社会情勢の変化に伴い変えており、内外経済情勢と当面の課題、中部の抱える諸課題、ファインセラミックスセンター、中部新国際空港、21世紀万国博覧会、東京一極集

中是正と遷都問題など中部の重要プロジェクトの推進を共通テーマとして意見交換するとともに、中部が推進するプロジェクトについて経団連首脳の理解を求めた。

なお、毎年秋に経団連会館において、本会会長や名古屋商工会議所会頭など東海地方の経済人との懇談会が開催されていたが、昭和60年をもって廃止された。

⑸　北陸経済連合会との経済懇談会

わが国の中央部を形成する東海地域と北陸地域は、至近の位置にありながら地形的制約から道路、鉄道等の交流基盤整備が不十分である。

本会と北陸経済連合会は、昭和52年に第３回経済懇談会を開いて以降毎年秋に経済懇談会を開催し、地域経済の現状、産業構造の改革、交通網の整備、地域開発問題、東京一極集中問題等について意見交換し、共通課題の解決に向け理解を深めると同時に、必要に応じ連名で政府並びに関係先に陳情・要望した。

この期間においては、昭和56年度に、①東海北陸自動車道の建設促進等産業基盤の整備、②エネルギー供給基地の建設と地域産業の振興、③財政・金融政策の弾力的運用について、政府並びに関係省庁に要望した。また、昭和58年度には、東海北陸自動車道の愛知県側の建設促進を、愛知県知事に陳情した。

⑹　㈳関西経済連合会との経済懇談会

㈳関西経済連合会との経済懇談会は、昭和29年１月に大阪で第１回目を開き、第２回を７年後の昭和36年11月に再び大阪で開催した。

中断後の昭和56年７月に大阪において20年ぶりに３回目の経済懇談会を開催し、翌昭和57年９月に名古屋で４回目を開催、昭和61年11月の８回目まで、大阪と名古屋（昭和61年のみ津市）で交互に開催した。

８回開いた経済懇談会では、いずれの会合においても両地域の景気動向、それぞれの地域が抱える地域開発や産業基盤整備上の課題、主要プロジェクトの説明と協力方の要請などについて活発な意見交換を行い、両地域の発展に対して双方ともに大きなサポートとなった。

また、特に急を要する課題については、両団体の会長の連名で政府に緊急要望しており、昭和59年11月開催の第６回懇談会では、「財政再建の貫徹と企業課税の実質的増税反対」の緊急要望書を、また、昭和61年11月開催の第８回懇談会では、「関西経済圏と中部経済圏を結ぶ雪害対策に関する要望」を、それぞれ中曽根首相等に要望した。

⑺　中部の経済団体合同の新春賀詞交歓会の開催

中部の経済団体合同の新春賀詞交歓会は、昭和58年１月７日に本会、中部経営者協会、中部経済同友会の３団体が合同して開いたのが最初である。昭和60年１月８日に開いた第３回目から名古屋商工会議所が合流し、中部経済４団体新春賀詞交歓会となり、今日に至っている。

それまでの新春行事は、団体ごとに個別に行っており、本会の場合は、「新春懇談会」として、著名人の講演会と祝賀会を開催していた。本会会長の田中精一は、機会あるごとに“中部は一つ”との持論を述べており、手始めに３団体が一緒になって新春祝賀行事を行おうと本会が提唱し、他の２団体の賛同を得て開催したものであった。

第Ⅱ編

最近の１０年史

平成３年度～平成12年度

第１章　経営基盤の強化と社団法人化
第２章　会の組織と主な活動
第３章　経済政策・財政問題等に対する要望・提言
第４章　中長期の地域発展ビジョンの策定と推進
第５章　中部国際空港の建設
第６章　2005年日本国際博覧会
第７章　首都機能移転問題への積極的取り組み
第８章　中部の総合交通体系の整備促進・実現
第９章　中部の物流機能強化・港湾機能整備等に対する取り組み
第10章　中部の産業構造高度化への積極的な取り組み
第11章　ベンチャービジネス支援
第12章　科学技術研究開発機能の振興
第13章　中部の高度情報化促進
第14章　中部の水資源問題への取り組み
第15章　地球環境問題・資源エネルギー問題への取り組み
第16章　中部の活性化に資するイベント開催への支援・協力
第17章　国際交流活動
第18章　地域交流活動
第19章　広報・情報提供・会員サービス活動

第１章

経営基盤の強化と社団法人化

第１節　活動の拡大と経営基盤の状況

［１］地域の発展に対する役割の増大

本会は、昭和26年(1951)４月、愛知、岐阜、三重３県（昭和54年より静岡、長野を加えた５県）の産業経済人が、「重要なる財政経済問題に対し、自由なる討議と中正なる判断をもって経済振興を指向し、創意と活発なる活動を促進する総合研究機関、産業経済人の互助提携を基盤とする団体」（任意団体中部経済連合会の設立趣意書より）として設立された（第Ⅰ編第１章第１節「中部経済連合会設立の経緯」参照）。

第Ⅰ編において詳述した通り、本会は、中部地域を代表する広域的かつ総合的な経済団体として、設立後すぐに、四日市市旧海軍燃料廠跡の石油化学コンビナート化、名四国道の建設促進、東海製鉄の設立など、当地域の産業構造の高度化－重化学工業化のための基盤整備に努めた。

更に、昭和30年代から40年代前半においては、東海３県統合構想の提唱と実現活動、中部国際貨物空港の提唱など、今日の中部の大規模プロジェクトの先駆けとなる事業を活発に行った。また、昭和40年代後半以降のニクソンショック、石油危機に代表される激変する経済社会のもとにおいては、経済政策、財政・税制政策、土地問題、インフレの克服と賃金・雇用問題等について政策当局に積極的に建議するとともに、環境問題、エネルギー問題など経営環境の改善に資する活動を行った。

そして、昭和57年４月に発表した中部の長期ビジョン『21世紀の中部ビジョン』は、その後の本会活動の基本となるばかりでなく、その思想やプロジェクトが国の長期計画や関係自治体の開発計画に反映され、今日の中部発展の礎となったと言っても過言ではない。

その後『21世紀の中部ビジョン』の内容の具体化を図るため、中部の幹線道路網の整備促進に力を注ぐとともに、行財政改革への積極的な提言、㈶ファインセラミックスセンター（JFCC）や㈶国際環境技術移転研究センター（ICETT）などの研究開発機能の整備推進、中部新国際空港（現・中部国際空港）や21世紀万国博覧会（現・2005年日本国際博覧会）の実現に向け官民一体となった推進組織の立ち上げ、新徳川美術館や法隆寺金堂壁画模写展示館の建設、国際交流活動の本格化など、多彩な活動を展開し、平成３年４月に創立40周年を迎えた。

この間、本会と同様の性格である経済団体連合会（社団法人化：昭和36年）、九州・山口経済連合会（同：昭和38年）、関西経済連合会（同：昭和47年）がそれぞれ任意団体から社団法人へ移行したのに伴い、本会も節目の折々に法人化について論議を行ってきた。

しかし、法人化すれば、役員定数の制約、所管官庁への事務手続きが煩雑になるなどの考えもあって、自由闊達に事業が展開しやすいことを優

先して任意団体にとどまってきた。

他方、本会は、中部における広域的な経済団体として、中部国際空港をはじめとするナショナルプロジェクトの推進など、事業量が一段と増大するとともに、地域発展のうえにおいて果たす役割も高まり、こうした状況に的確に対応していくうえで財政・組織両面の強化が不可欠であったことから、平成２年１月、企画委員会において、会の経営基盤の強化と法人化問題について検討した。

［２］経営基盤の状況

⑴　他の団体との経営基盤の比較

社団法人化を検討するうえで、経営基盤の状況並びに事務局組織の現状を把握することが必要であることから、平成２年度時点において、本会と同様の性格を持つ他団体と比較した。

本会は、設立が経団連、関経連に次いで三番目という歴史を有しているものの、経営基盤面をみると、経団連、関経連はもとより九経連、東北経連よりも小さい規模であった。

こうした状況を反映して、事務局の構成も経団連、関経連はほとんどがプロパーであるが、本会は経営面の制約から会員企業の出向社員に多くを依存しなければならない状況であった。

しかしながら、大型で長期間を要する各種プロジェクトを同時並行的に推進する状況下では、これらの継続的推進に加え、調査活動の強化などの必要性から、プロパーの充実が求められていた。

⑵　会費の改定

会費は、昭和60年度に１口14万円に改定して以来、平成２年度まで６年間据え置いていた。この間の事業量の拡大に対し、特別事業準備金積み立ての取り止め、退職給与基金積立金の減額など歳出の見直しで対応してきたものの、財政状況が一段と厳しくなったため、平成３年度から１口18万円に改定した。

⑶　基金の整備

年会費の改定と同時に会員の増強、会費口数の増加を図ることとしたが、これを実施しても数年後には、重ねて会費の改定が迫られることが予想された。

会の経営基盤の強化のためには、法人化を期して基金を整備し、その果実を有効に運用することが好ましく、殊に公益法人となる場合は、事業の安定的推進といった面から相応の基金を持つことが必要であった。

こうした観点から基金の規模について、平成３年２月度の正副会長会で討議したところ、少なくとも九経連（９億9,000万円）を上回る規模が必要であるとの方向性が打ち出された。

基金を整備することによって、ナショナルプロジェクトの計画的な推進、主要プロジェクトの事業化調査、産官学連携事業への対応、人材の育成、調査研究事業、広報活動、地域交流活動の強化など、多様な会員ニーズに対応できる事業の展開が可能となるため、基金として、平成３年から２ヵ年以内に10億円を整備することとした。

第２節　社団法人への改組

［１］社団法人化の検討

本会では、創立40周年を前にした平成元年度に、会の経営基盤の強化並びに法人化問題について、事務局で調査研究を行っていくこととし、①公益法人と任意団体の法的関係の違い、②社団法人の設立、監督、③他団体の法人化の経緯、④公益法人と収益事業、⑤その他法人化にかかわる諸問題について調査し、その結果を平成２年(1990)１月企画委員会に報告した。

同委員会では、平成２年度１年間をかけて、法人化の諸問題並びに経営基盤の整備について重点的な検討を行った。その結果、法人化することによるメリットとして、次のことが挙げられた。

＜社会的信用が高まる＞

①定款等を整備することにより、組織が確立される。

②法人としての権利、行為能力が生じ、責任の所在が明確になる（官公庁からの委託・研究調査などの対応も可能）。

③登記することに伴い、社団の管理が明確になる。

④社会的に認知された団体として、箔が付く。

＜税制上の優遇措置が受けられる＞

①支払いを受ける利子、配当所得が非課税になる。

②収益事業から生じた所得に軽減税率が適用される。

（任意団体37.5％ ⇒ 公益法人27.0％）

③収益事業に属する資産のうちから公益事業のために支出した金額は寄付金とみなされ、収益事業所得の30.0％を限度に損金算入ができる。

その一方、法人化にあたってのデメリットは、

①役員定数の制約

②行政事務手続きの煩雑化

③事業活動への行政当局の非公式な関与

などの問題が考えられた。その中でも、役員定数問題については、九経連など理事の定数が削減されているが、経団連、関経連は設立前の状況とほぼ同じ水準であった。

更に、行政事務手続きの煩雑さの問題は一般的なことであり、事業面への非公式関与といった点についても、他団体では、会の独立性、自主性の尊重といった面を強調して対応しているとのことであった。

［２］社団法人として再出発

企画委員会は、平成３年２月、１年間の検討の結果、財政基盤の強化と法人化を積極的に進める必要がある、との結論に達し、この結論を３月に開催した第419回理事・評議員会に上程、審議の結果、異議なく承認され、５月の総会に諮られることとなった。

平成３年５月22日に開かれた第40回総会は、任意団体としての解散総会を行った後、時をおかずして社団法人としての設立総会を挙行した。

解散総会については、田中精一会長が議長となり、①平成２年度の事業報告及び収支決算報告、②平成３年４月・５月収支決算報告、③中部経済連合会の法人化について、それぞれ説明があり、原案通り承認され、任意団体としての本会は解散した。

この解散を受け、直ちに、「社団法人中部経済連合会」の設立総会が開かれた。

最初に、田中精一設立発起人代表から、「中部

地域から寄せられる期待に応えるためにも、組織の拡充と本会の経営基盤を強化し、社会的にも認知された法人への衣替えをし、本会の活動を発展させるべく新しい事業計画を策定した。これからも新生「社団法人中部経済連合会」に対し、今まで以上に、活動にご参加のうえご意見やご支援をいただき、所期の目的通りの活動が展開できるよう、お力添えをお願いしたい」との挨拶があった。

次いで、田中設立発起人代表が議長となり、「第１号議案：社団法人中部経済連合会の設立について、第２号議案：定款の制定について、第３号議案：事業計画及び収支予算について、第４号議案：入会金・会費規則について、第５号議案：役員選出について、第６号議案：名誉会長の委嘱並びに顧問及び参与の委嘱について、第７号議案：評議員会議長及び評議員の委嘱について、第８号議案：設立者及び設立代表者の選出並びに設立代表者の権限について、第９号議案：事務所の設置について、第10号議案：常勤役員の報酬について、第11号議案：事務局長の選任について」の11の議案についてそれぞれ審議し、全議案とも異議なく、満場一致で承認された。

この結果を持って、即日、所管の通商産業省に社団法人の設立申請を行い、５月29日、通産大臣から社団法人設立許可（３産第3881号）が下りた。田中設立発起人代表（社団法人化後は名誉会長）が、通産省において棚橋祐治産業政策局長から公益法人設立許可書を受領、即日、名古屋法務局に社団法人化への諸手続きを行い、６月５日に登記が完了した。

３産第3881号

公益法人設立許可書

社団法人 中部経済連合会
設立代表者 田中精一殿

平成３年５月28日付けで申請のありました
社団法人 中部経済連合会 の
設立については，民法第34条の規定に
基づき許可します。

平成３年５月29日
通商産業大臣 中尾栄一

社団法人の設立許可書

棚橋産業政策局長より公益法人設立許可書を受領する田中名誉会長

第３節　松永会長、安部会長、太田会長の就任

［１］松永亀三郎会長の就任

本会は、創立40周年を機に社団法人として衣替えすることになったが、田中精一会長から、これを機会に会長職を辞したい旨の意向が表明された。これを受け、平成３年(1991)４月30日会長選考委員会が開催され、全会一致で後任に松永亀三郎副会長が推挙された。

平成３年５月22日開催の社団法人中部経済連合会設立総会において、田中第７代会長が９年に及ぶ会長職を辞し、後任の会長に松永副会長が就任した。松永新会長は、本会会長としては第８代目であると同時に、社団法人としての本会の初代会長に選任された。

松永新会長は、設立総会の挨拶の中で、「今までの中経連の持ち味や長所を活かしながら、新しい活力を産みだしていけるよう頑張ってまいりますので、よろしくお力添えをお願いいたします」と決意を表し、更に、「『21世紀中部の構図』に肉をつけ血を入れることが急務であり、会員の皆様一人一人の行動と意思が中経連の発展、ひいては地域の活性化と会の隆盛に向かうものと考えますので、皆様方の積極的なご参加をお願いします」と、会員とともに歩む中経連を標榜した。

松永会長を補佐する新生中経連の副会長は、金丸吉生㈱百五銀行会長、梶井健一名古屋鉄道㈱副会長、小川修次東海日中貿易センター会長（日本特殊陶業㈱会長）、神野信郎中部瓦斯㈱社長、竹見淳一愛知県経営者協会会長（日本ガイシ㈱会長）、河合滋㈱河合楽器製作所会長、田口利夫西濃運輸㈱会長、小林春男㈱八十二銀行会長、堀木博四日市倉庫㈱会長、多賀潤一郎イビデン㈱会長、谷本悦造三重交通㈱社長、豊田芳年㈱豊田自動織機製作所社長、須田寛東海旅客鉄道㈱社長、伊藤喜一郎㈱東海銀行頭取、清水義之㈱十六銀行頭取、安部浩平新日本ヘリコプター㈱会長（中部電力㈱社長）、岩崎正視トヨタ自動車㈱副社長、藤原俊朗新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長の18名であった。また、会長及び副会長を補佐し、業務を総括する専務理事には、阿久津一が就任した。

就任の挨拶を述べる松永亀三郎会長

平成５年５月の改選期には、金丸吉生、小川修次、竹見淳一の３名が退任し、小原敏人日本ガイシ㈱社長が新たに就任した。

［２］安部浩平会長の就任

任期満了に伴う会長・副会長の選任については、内規に基づき「会長・副会長選考委員会」を設置し、事前に候補者の選考にあたることになっている。

松永会長は、平成７年５月まで２期４年務め、任期満了をもって退任の意向が示されたため、同年４月17日に会長・副会長選考委員会を開催し、会長候補者に安部浩平副会長、副会長候補者に13名（再任10名、新任３名）の推薦を全会一致で決定した。

平成７年５月19日開催した第４回通常総会に引き続いて開かれた第19回理事会において、安部副会長が、第９代会長に選任された。

安部新会長は、就任挨拶の中で、「中部は恵まれた自然条件や優れた産業技術の蓄積など、当地域のポテンシャルは高く、交通基盤の整備等によって更に飛躍することが可能であり、21世紀の日本の発展を担っていくのは中部であると信じている」と中部の将来を位置づけた。その上で、「内外の各地と直接アクセスできる体制を整え、情報の受発信機能を強化し、そのうえで国際交流を促進し、世界に開かれた地域にしていくことが必要であると考える。その意味で中部の将来を担う重要な礎となる中部新国際空港、21世紀万博、ニューHEART中部、国土軸ロータリー構想などのプロジェクトの実現に向け、地道な努力を積み上げていく」と決意表明をした。

安部新会長を補佐する副会長のうち、平成７年５月時点において、梶井健一、堀木博、多賀潤一郎と伊藤喜一郎（平成６年10月退任）の４名が退き、新たに、箕浦宗吉名古屋鉄道㈱社長、川喜田貞久㈱百五銀行頭取、西垣覚㈱東海銀行頭取、太田宏次新日本ヘリコプター㈱会長（中部電力㈱社長）（平成７年９月就任）の４名が就任した。

同時に、常任理事の中澤吉新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長（平成７年９月から寺門良二新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長に交替）、小菅弘正日本トランスシティ㈱社長の２名と、理事常任顧問の阿久津一を副会長待遇とした。また、専務理事に木下喜揚が就任した。

平成９年５月の改選期では、河合滋と田口利夫の２名が退任し、新たに副会長として、小菅弘正、遠藤優イビデン㈱社長、鈴木修スズキ㈱社長の３名が就任した。また、理事常任顧問で副会長待遇の阿久津一が顧問となり、寺門良二に代わって大橋徹郎新日本製鐵㈱常務取締役名古屋製鐵所長が常任理事・副会長待遇に就任した。

平成11年５月の改選期では、小林春男が退任し、代わって安川英昭セイコーエプソン㈱社長と小笠原日出男㈱東海銀行頭取の２名が新たに副会長に就任した。

就任記者会見する安部浩平会長

また、平成12年３月に、木村操名古屋鉄道㈱社長が就任した。

［３］太田宏次会長の就任

安部会長は、平成13年５月の任期満了をもって、３期６年の会長職を辞したい旨の意向が表された。

平成13年４月６日、会長・副会長選考委員会が開催され、安部会長退任の意向を受けて、次期会長候補者に太田宏次副会長（中部電力㈱社長）、副会長候補者に14名（再任11名、新任３名）の推薦を全会一致で決定した。

平成13年５月17日、第10回通常総会に続いて開催された第53回理事会において、太田副会長が第10代会長に選任された。

太田新会長は、就任挨拶の中で、「これからの中部地域は、ＩＴ革命への対応など産業構造の改革にどう取り組んでいくか、また、それらをいかに21世紀の中部づくりに活かしていくかが課題である。そのための方策として、第一に、ものづくりの強みを活かしながら新たな技術や産業を創り出すこと、第二に、観光など新たな資源を発掘・創出すること、第三に、地勢上の優位性を活かした交流基盤を整備すること、第四に、万博、空港、首都機能移転といったナショナルプロジェクトを

成功させて、中部地域発展の起爆剤にすることである。

いずれも任重くして道遠き課題ばかりだが、皆様の支援のもと、最大限の努力を傾注する決意である」と、今後の本会活動の基本についての所信を表した。

更に、「安部前会長は、21世紀は中部の時代とする信念に燃えて、着実な布石を打たれてきた。私も、その志を継ぎ、新世紀の中部の飛躍と発展に向け、邁進していきたい。論語に「危うきを見ては命(めい)を致す」という言葉がある。正に私の心境であり、心身をなげうつ覚悟で、皆様の期待に応えていきたい。ご支援をお願いする」との決意を述べた。

太田新会長を補佐する副会長は、谷本悦造、豊田芳年、岩崎正視の３名が退き、新たに横井明㈱豊田自動織機製作所取締役副会長、川口文夫新日本ヘリコプター㈱顧問（中部電力㈱常務取締役）、渡辺捷昭トヨタ自動車㈱専務取締役の３名が就任し、14名の副会長となった。

退任した副会長のうち、豊田芳年は評議員会議長に、谷本悦造、岩崎正視は顧問にそれぞれ就任した。また、専務理事の木下喜揚が副会長待遇の専務理事となった。

（平成13年５月現在の正副会長、常勤役員は巻末資料を参照）

大勢の会員を前に挨拶する太田宏次会長

第2章

会の組織と主な活動

第1節　会の組織

本会は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野の中部５県を活動エリアとし、ここに本社及び支店・支社を有する企業・団体など853（平成13年(2001)３月31日現在）の会員で構成する広域的総合的経済団体である。

主な組織は次の通りである（巻末資料編『組織図』参照）。

［1］総　会

本会の役員（理事及び監事）の選任、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び収支決算の決定等を行う。通常総会は年１回開催。

［2］理事会

正副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選任、評議員委嘱の同意、新規入会会員の承認、本会が発表する意見書・提言の審議・決定など。原則として月１回開催。

［3］常任理事会

事業計画及び収支予算の審議など会の活動にかかわる重要事項の審議。会長が必要と認めた場合に適宜開催。

［4］正副会長会

本会の活動方針の討議、本会が発表する意見書・提言の審議・承認など。原則月１回開催。

現在の正副会長は巻末の資料編『会長・副会長・専務理事・常務理事一覧』を参照。

［5］評議員会

本会が発表する意見書・提言の審議・決定など。原則月１回、理事会と同時開催。

［6］委員会

平成13年４月現在、15の常設委員会と４つの特別委員会があり（巻末の資料編『現行委員会の紹介』を参照）、主要な産業経済の諸問題について意見をとりまとめ、政府・関係機関に建議するほか、中部国際空港・2005年日本国際博覧会・中央地域への首都機能移転の三大プロジェクトの推進、交通基盤整備など中部地域の振興策、国際交流の促進など多様な活動を展開している。

［7］事務局

平成13年４月現在、総務部、会員部、企画部、調査部、開発部、国際部、技術部、航空担当、国

際博推進担当、ベンチャービジネス支援センターによって構成している（巻末の資料編『事務局機構図』参照）。

［8］関連団体

本会は、中部地域の総合的な発展を図るため、単独あるいは他の経済団体、地方自治体などと協調して、さまざまな推進組織を設立し、活発な活動を展開している（巻末の資料編『関連団体の一覧』参照）。

平成13年度における関連団体は次の10団体である。

(1)　ニューHEART中部推進機構

［会長］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）

［設立］平成７年（1995）８月

［目的］当地域の今後の経済・社会などの国際化時代への対応をまとめた長期的グランドデザイン「ニューHEART中部（環伊勢湾総合開発構想）」の着実な実現を図ることを目的に、産官学が一体となって、中部地域の総合的な開発計画及び広域プロジェクト等に関する調査研究、企画立案、関係者間の合意形成を図り、整合性ある総合的開発整備を推進する。

(2)　新首都「中部」推進協議会

［代表理事］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
磯村　巌（名古屋商工会議所会頭）

［設立］平成８年（1996）２月

［目的］中部の経済界を中心に、自治体、学識経験者の協力を得ながら、中部地域として、国会等移転調査会より公表された選定基準にふさわしい候補地の調査検討を行うとともに、中央等関係各方面への要望・提言活動、地域のコンセンサスづくりを目的として活動を行う。

(3)　中部の発展と水に関する懇話会

［会長］野嶋　孝（中部電力㈱取締役副社長）

［設立］平成３年(1991)３月

［目的］将来的に予想される水需要の増加への適切な対応を図るため、本会が主体となって設立。水利用、水資源開発などに関して、自由な討議と提言を行うとともに、講演会や研究会、見学会等の活動を積極的に推進する。

(4)　伊勢湾・三河湾を考える会

［座長］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）

［設立］平成８年（1996）４月

［目的］日本列島の中央部に位置し、今後、飛躍的な発展を遂げる可能性を秘めた伊勢湾・三河湾並びに沿岸地域について、広域的連携のもとで産業開発をはじめ、生活環境の向上や社会基盤の整備を通じ、当該地域の地理的特性を活かした地域づくりを積極的に推進する。

(5)　ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会

［チェアマン］神野信郎
（㈳中部経済連合会副会長）

［設立］平成６年（1994）11月

［目的］世界におけるヨット競技の最高峰であるアメリカズカップに挑戦するニッポンチャレンジチームへの支援と、アメリカズカップの中部地域での広報・啓蒙活動、海洋スポーツの振興等を目的とする。

［その他］平成12年（2000）11月の当後援会総会において、当面後援会活動を休止することを決定。次々回（2006年または2007年）に再挑戦することになれば活動を再開することとした。

⑹　東海北陸道地域整備推進協議会

［代表理事］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
山田圭藏（北陸経済連合会会長）
［設立］平成６年（1994）８月

⑺　伊勢湾口道路建設促進協議会

［会長］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
［設立］平成８年（1996）５月

⑻　東海環状地域整備推進協議会

［代表理事］太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
［設立］平成８年（1996）５月

⑼　第二伊勢湾岸道路建設推進協議会

［代表理事］梶原　拓（岐阜県知事）
神田真秋（愛知県知事）
北川正恭（三重県知事）
松原武久（名古屋市長）
太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
［設立］平成９年（1997）５月

［⑹～⑼の目的］

⑹～⑼の各組織は、“交流と連携”をテーマに地域連携軸の形成による多軸型国土づくりが検討されるなかで、各自動車道沿線の面的な開発を促進し、各地域間における交流の促進と活性化を図ることを目的として設立された。

⑽　中部国際空港建設促進協議会

［代表理事］今井　敬（㈳経済団体連合会会長）
山口信夫（日本商工会議所会頭）
奥田　碩（日本経営者団体連盟会長）
小林陽太郎（㈳経済同友会代表幹事）
太田宏次（㈳中部経済連合会会長）
磯村　巌（名古屋商工会議所会頭）
［設立］平成２年（1990）３月
［目的］中部国際空港の建設並びに関連公共施設の早期実現を図り、もってわが国の発展に寄与することを目的として、中央への要望活動や広報活動を行う。

第２節　会の主な活動

本会は、次の［１］～［10］に大別される活動を、行政や他の団体の協力を得ながら、会員の総力を挙げて実施している。

［１］経済政策・税制改革・行政改革・地方分権に関する調査研究・政策提言活動

本会は、予算編成や景気対策などの経済運営、中期的な財政改革並びに翌年度の税制改正、経済法規、行政改革、地方分権の促進など、わが国の重要な経済政策に関して中部経済界の意見をとりまとめ、政府・関係機関に対して提言・要望活動を行っている。

［２］地域発展ビジョンの策定と推進活動

本会は、中部地域のオピニオンリーダーの一角を担う立場から、経済界が考える当地域の中長期の将来像（ビジョン）を提示するとともに、その実現に向けた諸活動を展開している。

［3］中部における大規模プロジェクトの実現活動

本会は、21世紀の中部発展の起爆剤となる中部国際空港、2005年日本国際博覧会、首都機能移転問題の三大プロジェクトの実現に向け、積極的な活動を展開している。

［4］中部の総合交通体系の整備促進・実現活動

本会は、国土軸ロータリー構想の実現に向け、中部の陸海空にわたる総合交通体系の整備促進を図るとともに、中部における総合物流機能、港湾機能の強化策などの提言・要望活動、啓発活動など実現に向けた多様な活動を行っている。

［5］ベンチャービジネス支援など中部の産業活性化に資する活動

本会は、中部地域の「先端的産業技術の世界的中枢」形成に向けた産業構造高度化に資する提言活動を行うとともに、「中経連ベンチャービジネス支援センター」を通じて起業家育成事業を行っている。

［6］研究開発機能の整備・充実、高度情報化促進のための諸活動

本会は、中部地域の産業構造高度化のために不可欠な研究開発機能の整備・充実のために、当地域の特性に合致した研究開発機関の誘致・実現を図るとともに、高度情報化に向けての提言活動を行っている。

［7］資源問題、環境問題等に関する諸活動

本会は、地域発展における水資源問題の重要性から提言・要望活動並びに啓発活動を展開している。同時に、資源・エネルギー循環型社会の実現を目指した活動を行っている。

［8］国際交流活動

本会は、民間経済団体の立場から諸外国と積極的な交流活動を行い、相互理解の増進と国際経済の発展に努めている。アメリカ・ウエストバージニア州との定期交流をはじめ、経済視察団・経済調査団の派遣、海外の政財界要人との懇談会の開催、ビジネスセミナー等の開催、海外子女教育相談室の開催など多彩な活動を行っている。

［9］地域経済交流活動

本会は、中部５県の自治体首脳との定期懇談会の開催、㈳経済団体連合会、㈳関西経済連合会、北陸経済連合会との懇談、西日本経済協議会の定期開催などを通じて、相互交流を深めると同時に円滑な意思の疎通を図っている。

［10］広報・情報提供活動

本会は、会員をはじめ行政機関、他の団体等関係先に本会の意見・要望や活動状況を広く伝えるため、機関誌を定期刊行するとともに、ホームページを開設しインターネットを通じても情報発信している。また、不定期ながら、諸外国に、中部５県の社会・経済、産業、自然、歴史、文化などを紹介する英語版の紹介誌を刊行している。

第3章

経済政策・財政問題等に対する要望・提言

第1節　政治経済動向と経済、財政・税制政策の移り変わり

［1］激変した政治・経済状況と景気対策

(1)　55年体制の終焉とその後の政局

平成3年（1991）9月、第2次海部俊樹内閣（平成2年2月、自民）は、政治改革を実現するため、小選挙区比例代表並立制導入を柱とする政治改革関連法案を国会に提出したが、審議日数不足を理由に廃案となり退陣、同年11月5日、宮澤喜一内閣（自民）が発足した。

宮澤内閣は、地価、株価の大幅な下落に端を発したバブル崩壊による景気の低迷に対し、平成4年8月には、公共投資等の拡大を中心とする総合経済対策（事業規模10兆7,000億円）を打ち出した。また、懸案であったPKO法案・政治改革法案などに取り組んだ。しかし、東京佐川急便事件などで政治不信が高まり、平成5年6月に政治改革法案の成立を断念するや、同月、宮澤内閣不信任案が提出され、自民党内からも賛同者が出て可決された。宮澤首相は直ちに衆議院を解散したが、7月18日の総選挙の結果、自民党は過半数を割り、社会党も惨敗を喫する一方、新生党や日本新党が躍進し、55年体制は事実上崩壊するに至った。

平成5年8月9日には、社会党、新生党、公明党、日本新党、民社党、新党さきがけ、社民連と参議院院内会派民主改革連合の連立による細川護熙内閣が「政治改革」「行政改革」「経済改革」を掲げて発足した。

他方、景気の低迷が長期化し、わが国の現状に閉塞感が漂う中、構造改革に活路を見い出そうとする動きが高まり、細川内閣の私的諮問機関である経済改革研究会（座長：平岩外四㈳経済団体連合会会長）は、平成5年11月、規制緩和についての中間報告をとりまとめた。その中で、経済的規制については原則自由、例外規制とし、社会的規制については不断に見直すこととなった。更に、同年12月には経済改革について最終報告（いわゆる平岩レポート）がとりまとめられた。

国際面では、平成5年12月にGATT（関税と貿易に関する一般協定）のウルグアイ・ラウンドが妥結し、自由貿易による経済発展の枠組みが確認され、農業分野の市場開放やサービス貿易などの新しいルールの確立の試みがなされた。

平成6年2月、細川首相から「国民福祉税」構想が発表されたが、政府・与党内でも反発が多く、白紙撤回された後、政治資金疑惑などの影響もあって、4月に細川首相が退陣し、同じ連立の枠組みで羽田孜内閣（社会、新生、公明、日本新、民社、さきがけ、社民連、民主改革連合）が発足した。しかし、連立与党内の新会派（改新＝新生、日本新、民社、自由の4党と改革の会の5党派）の結成に伴うトラブルから社会党が離脱し、羽田内閣は新生・公明両党主導の少数与党政権となり、これに対し、6月には、自民党が内閣不信任案を

提出するに至り、羽田内閣は同月25日総辞職した。

その後、新政権の枠組みとして、同年６月29日に自民党、社会党、新党さきがけが支持した村山富市社会党委員長が首班指名され、村山内閣が発足した。

平成７年には、１月の阪神・淡路大震災への対応の遅れや、７月の参議院選挙での自社両党の不振などが続き、住宅金融専門会社（住専）の巨額負債の処理策（6,850億円の投入）を同年12月に決めたものの、翌平成８年１月５日に退陣を表明したことから、与党３党は直ちに連立の継続による橋本龍太郎内閣を発足させた。

第一次橋本内閣では、平成８年６月に住専処理法を成立させるなど住専の処理策などに取り組んだ後、衆議院総選挙を受け、社会民主（同年１月に社会より党名変更）、新党さきがけ両党が閣外協力に転じたため、自民党単独政権として11月に第二次橋本内閣が発足し、行政、経済構造、財政構造、金融システム、社会保障、教育の六大改革に取り組んだ。しかし、平成９年４月からの消費税率引き上げや特別減税の打ち切りをはじめとする国民負担の増大に加え、金融システム不安の高まりに伴い景気が著しく後退するに至って、平成10年７月の参議院選挙で自民党が惨敗したことから、橋本首相は退陣した。

これを受けて、平成10年７月には自民党単独政権として小渕恵三内閣が発足し、景気回復と金融機関の不良債権処理に取り組む経済再生内閣を標榜し、同年10月には、金融再生関連法・金融機能早期健全化緊急措置法を成立させた。

平成11年１月に自由党と連立し、同年10月に自由、公明両党との「自自公」連立政権に移行した。また、同年１月末には、景気対策の一環として地域振興券の交付を開始した。

平成12年４月に自由党との連立解消を表明した後、小渕首相が脳梗塞で緊急入院したため、同月４日に小渕内閣は総辞職し、引き続き、自民党、公明党と、自由党から分裂した保守党の連立による森喜朗内閣が発足した。

更に、平成12年６月の衆議院総選挙の結果、与党３党が絶対安定多数を確保したことを受け、同年７月に第二次森内閣が発足、同年12月には、翌平成13年１月６日からの省庁再編に対応した閣僚の配置による第二次森改造内閣が発足した。

しかしながら、発足当時から森内閣に対する支持率の低迷が続いていたことなどから、平成13年４月６日退陣を表明、４月24日に行われた自民党総裁選挙を経て、同月26日、引き続き自民、公明、保守３党の連立による小泉純一郎内閣が発足した。

(2) バブル崩壊と構造改革への取り組み

昭和61年11月を底に、地価や株価の上昇などを背景として51ヵ月にわたって拡大を続けたわが国経済は、平成３年２月にピークに達した。その後の地価、株価の大幅な下落に端を発したバブル崩壊によるストック調整が長期化するに至り、以降の日本経済は資産価格デフレによる長期停滞局面を迎えることとなった。

バブルの崩壊以降は、それ以前まで「日本式」モデルとして世界にもてはやされた政治、経済、社会の各システムに数多くの欠陥が露呈し、構造改革のかけ声のもと、あらゆる分野でさまざまな取り組みがなされることとなった。

同時に、グローバル化の進展や産業の空洞化問題、地球環境問題、高度情報化の進展、少子・高齢化などへの対応が喫緊（きっきん）の課題となり、平成７年３月、自由な競争の実現による経済の活性化に向けた規制緩和推進計画が策定され、引き続き平成10年３月には規制緩和推進３ヵ年計画が策定された。また、構造改革については、橋本首相が平成９年１月の施政方針演説で、行政、財政構造、社会保障、経済構造、金融システム、教育の６分野の改革を一体的に行うと宣言し、順次、対応が行われた。

更に、政府は、総合的な経済対策として、平成４年８月から平成７年９月までに計６回、事業規

模にして約67兆円という大規模の財政刺激策を実施するとともに、金融緩和策として、公定歩合を平成３年７月にそれまでの6.0％から5.5％へ引き下げたのを皮切りに、その後９度にわたって引き下げを行った結果、平成７年９月には0.5％と史上最低水準となった。

この結果、平成５年10月から、いったんは緩やかながら回復への動きがみられたものの、平成８年10月からの厚生年金の保険料率引き上げ（16.5％→17.35％）、平成９年４月の消費税率引き上げ（３％→５％）と特別減税（２兆円）の廃止、９月からの医療費自己負担の増加等によって、平成９年度の国民負担額は前年度に比べて約９兆円も急増したことから再び調整局面入りした。加えて、そこに同年11月の証券会社の大型倒産などに端を発した金融システム不安の高まりが加わって、戦後最悪の不況に突入することとなった。

こうした状況に対し、政府は、引き続き経済の効率化に向けた構造改革に取り組むとともに、長引く不況を克服するために、財政構造改革法を凍結して積極財政に転じ、平成10年４月から12年10月までの２年半の間に計４回、事業規模にして約70兆円もの財政刺激策を実施した。

また、小渕内閣においては、平成10年８月に内閣総理大臣の諮問機関として経済戦略会議を設置、わが国経済の再生と21世紀における豊かな経済社会の構築のための構想について審議し、平成10年10月に短期経済政策への緊急提言を、翌平成11年２月には日本経済再生への戦略をそれぞれとりまとめた。

更に、金融緩和策として、平成11年２月には金利の低め誘導、量的緩和など、いわゆるゼロ金利政策を行うに至り、同年４月には底を迎えた。

しかし、依然として景気の自律的な回復までには至っておらず、この間にわが国の実質GDP（国内総生産、平成２年基準）は、平成９年度、10年度と２年連続してマイナスとなるなど、平成２年度の436.0兆円から平成11年度の482.4兆円まで年平均1.1％という低成長にとどまった。その一方で、政府の公債残高は、平成２年度末の166.3兆円から平成12年度末（見込み）には約365兆円にまで倍増した。

この10年間の経済対策（財政刺激策）

（全事業規模、（　）内は対GDP比）

平成４年８月	総合経済対策	10.7兆円(2.3%)
５年４月	総合的な経済対策	13.2兆円(2.8%)
５年９月	緊急経済対策	6.2兆円(1.3%)
６年２月	総合経済対策	15.3兆円(3.2%)
７年４月	緊急円高・経済対策	約７兆円(1.5%)
７年９月	経済対策	14.2兆円(3.0%)
９年11月	21世紀を切りひらく緊急経済対策	——
10年４月	総合経済対策	16.7兆円(3.3%)
10年11月	緊急経済対策	23.8兆円(4.7%)
11年11月	経済新生対策	18.1兆円(3.7%)
12年10月	日本新生のための新発展政策	約11兆円(2.2%)
13年３月	緊急経済対策	——

(3)　個別課題への対応

1)　金融システム安定化への対応

金融機関においては、バブル崩壊による後遺症から経営体質が悪化し、その後処理に追われるなかで、自己資本規制（BIS規制）（＊）が導入されることとなった。このため、資金運用の安全性が優先され、時代の変革に対応した新しい産業への資金供給が滞りがちとなり、このことが後の日本経済失速の要因の一つにも挙げられることとなった。

（＊）　BIS 規制：国際業務を行う銀行を対象に、それぞれの自己資本比率を８％以上とすると決定した国際統一基準。

当初は、住宅金融専門会社（住専）の負債処理という視点で問題が取り上げられ、平成７年12月には、その処理スキームとして、6,850億円の公

金融緩和策の実施について

実施日	変更の内容	変更の背景
平成３年７月１日	公定歩合第１次引き下げ6.00%→5.50%	内需中心の持続的成長を図る
３年11月14日	公定歩合第２次引き下げ5.50%→5.00%	内需中心の持続的成長を図る
３年12月30日	公定歩合第３次引き下げ5.00%→4.50%	バランスのとれた経済成長を図る
４年４月１日	公定歩合第４次引き下げ4.50%→3.75%	景気の調整色濃い
４年７月27日	公定歩合第５次引き下げ3.75%→3.25%	景気は厳しい調整局面
５年２月４日	公定歩合第６次引き下げ3.25%→2.50%	最終需要の停滞
５年９月21日	公定歩合第７次引き下げ2.50%→1.75%	景況感悪化
７年３月31日	無担保コール翌日物金利の低め誘導　2.1%台→1.7%台	円高、阪神・淡路大震災
７年４月14日	公定歩合第８次引き下げ1.75%→1.00%	円高、株価下落
７年７月７日	無担保コール翌日物金利が公定歩合をある程度下回るよう調節	景気足踏み、株価低迷
７年９月８日	公定歩合第９次引き下げ1.00%→0.50%	景気足踏み、中小金融機関破綻
10年９月９日	無担保コール翌日物金利が平均的にみて0.25%前後で推移するように調節	景気悪化、株価下落、大手金融機関破綻
11年２月12日	無担保コール翌日物金利を当初0.15%前後に。その後徐々に一層の低下を促す	景気悪化、長期金利上昇、円高、株価下落

的資金の投入が決定され、翌年６月には住専処理法が成立された。

こうした状況において、それまでの護送船団方式では立ち行かなくなってきたことや国内金融の空洞化が懸念されるに至り、同年11月、橋本首相は、三塚大蔵大臣及び松浦法務大臣に対し金融システムの改革に取り組むよう指示を出し、日本版ビッグバンがスタートした。

しかし、その後も新たな不良債権が発生するなど金融機関の不良債権処理は進展せず、平成９年11月に北海道拓殖銀行が経営破綻し、山一證券が自主廃業するに至って、国内インターバンク市場で信用収縮が発生、海外ではジャパン・プレミアムが増大するなど、金融システム不安はピークに達した。その後、平成10年２月の金融安定化法の制定を経て、同年３月には主要21行への公的資金（１兆8,000億円）の注入が決定された。

平成９年６月には、改革全体の具体的措置とスケジュールが明らかとなり、翌年６月に金融システム改革法が成立し、関連法とともに順次施行された。

その後、同年10月に日本長期信用銀行、12月には日本債券信用銀行が国有化され、更に、平成11年３月には早期健全化法により７兆4,500億円の公的資金が投入された。

こうした状況の中で、本会では、金融システムの安定化に向けて、各種基準の明確化並びに情報ディスクロージャーの徹底とその適切な運営・管理、不良債権処理を前提とした破綻前の公的資金の早期導入、貸し渋り対策としての中小企業への資金調達手段の提供等について時宜に応じた要望を行った。

同時に、金融界においては、生き残りをかけた再編が加速し、都市銀行を中心として、系列の信託銀行、生命保険、損害保険、証券会社などを巻き込むかたちで、以下の４つのグループに収れんされていくこととなった。

- みずほフィナンシャルグループ
（第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行）
- 三井住友銀行
（住友銀行、さくら銀行）
- 三菱東京フィナンシャルグループ
（東京三菱銀行、三菱信託銀行ほか）
- ＵＦＪホールディングス
（三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行）

2）　為替問題への対応

平成３年４月当初には、１ドル＝130円程度であった為替レートは、貿易黒字の拡大などから、平成５年に入って急激に円高に向かい、８月には一時１ドル＝100円40銭にまで上昇した。平成６年６月21日にニューヨークで１ドル＝100円を突破した円は、平成７年３月８日に一時１ドル＝88円75銭とついに80円台に突入した。

更に、同年４月14日に、公定歩合の引き下げとともに、緊急円高・経済対策を実施、規制緩和推進５ヵ年計画の３ヵ年への前倒しなどが盛り込まれた後の４月19日に、東京市場で一時１ドル＝79円85銭という過去最高値を更新した。

その後、比較的平静さを取り戻し、平成７年８月以降90円台に戻った。そして、平成10年夏ごろまでにかけて140円台まで徐々に円安へ推移した後、再び円高傾向に転じ、平成11年12月には102円台にまで進行した。

しかしながら、わが国の経済構造改革に対する期待はずれから徐々に円安に移行し、平成13年３月には121円台となった。

本会では、為替相場の過度の乱高下が景気に及ぼす影響を考慮し、その安定化に向けた主要国の政策協調スキームの構築や、円の国際化の推進などについて機会あるごとに要望を行った。

3）　日米包括経済協議

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づく日米包括経済協議は、マクロ経済、環境等地球的展望に立った協力、個別セクター問題・構造問題の３分野について、平成５年７月より協議が開始された。

個別セクター問題・構造問題協議では、自動車・同部品、政府調達、保険、アメリカの輸出振興・競争力の４つの優先分野を中心に交渉が行われた。自動車・同部品分野においては、部品購入額や販売拠点の増加数など数値目標が最後まで対立し、通商法301条に基づく関税の賦課が示されるなか、平成７年６月28日、①外国車の日本市場への参入支援、②日本メーカーによる外国製部品の購入機会の拡大、③補修部品分野の規制緩和などの合意を両国政府が共同発表し、アメリカによる制裁の発動が回避された。

この問題に対し、わが国の自動車メーカー各社は、現地生産の拡大やアメリカ製部品購入の拡大などを伴ったグローバルビジネスプランをとりまとめ、対応を図った。

4）　アジア通貨危機への対応

平成９年夏のタイの通貨不安に端を発した外国為替市場の下落は、シンガポール、韓国、香港市場の暴落へと拡大しつつ波及し、同年10月には世界同時株安ともいうべき状況にまで発展した。

本会では、東南アジアの経済危機と中部圏経済への影響について主要企業へのヒアリング等を実施し、その結果、政府に対し、アセアン諸国の自由化と産業競争力の向上に向けた取り組み支援、アジアファンド等現地の金融・為替安定に資する支援スキームの創設、現地進出企業への金融支援スキームの拡充などの諸施策について要望を行った。

［２］中長期的な財政構造改革と税制改正の動き

(1)　中長期的な財政構造改革

1）　財政構造改革の推進

わが国は、平成３年以降、バブル経済の崩壊や

円高等の影響により、厳しい状況に直面した経済を回復させるために、財政・金融両面から種々の対策が講じられた。その結果、平成７年度と８年度のわが国経済は、個人消費や民間設備投資に緩やかな回復傾向が見られ、実質経済成長率はそれぞれ3.0%、4.4%と、近年にない高い成長を遂げることができた。

しかしながら、その一方で財政状況をみると、たび重なる財政出動の結果、平成８年度には７年ぶりに当初予算段階から財源の手当てのない特例公債の発行を余儀されることとなり、平成３年度に171.6兆円であった公債残高は、平成６年度に200兆円を突破し、平成９年度には258兆円へと急激に増加、危機的な状況に陥った。

こうしたことから、橋本内閣は、平成９年度を財政構造改革元年と位置づけ、徹底した歳出の洗い直し等の取り組みを行った。平成９年６月には「財政構造改革会議の推進について」が閣議決定され、その方策と枠組みを法律により明確化するため、同年11月に「財政構造改革法」が制定された。

同法は、経済構造改革を推進しつつ、「財政収支の健全化」「将来に向けて更に効率的で信頼できる行政の確立」「安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済の実現」という課題に対応可能な財政構造を実現するという、財政構造改革の趣旨を明確に打ち出した。そのうえで、財政運営の当面の目標として、集中改革期間の初年度にあたる平成10年度予算においては、主要経費（社会保障、公共投資等）ごとの量的削減目標（キャップ）を具体的に設定するなど、一般歳出の額を抑制するとともに、国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割の見直し等の観点を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進するものとした。また地方財政についても、地方も国に呼応し、並行して財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自律的な健全化を図ることとした。

2）　財政構造改革法の凍結

平成10年には、景気の悪化が顕著になってきたことから、財政構造改革法の基本的骨格を維持しながらも、経済情勢に弾力的に対応するために、同年５月に「財政構造改革法改正法」が成立した。同法によって、特例公債発行枠の弾力化を可能とするとともに、財政健全化目標の達成年次を当初の2003年度から2005年度まで延長し、平成11年度当初予算の社会保障関係費の量的縮減目標を「概ね２％」から「極力抑制」とする改正が行われた。

更に、同年11月に策定された「緊急経済対策」には、当面は景気回復に向けて全力を尽くすとの観点から、財政構造改革法の凍結が盛り込まれ、同年12月には「財政構造改革法停止法」が制定された。その主な内容は次の通りである。

① 財政構造改革法全体の施行を当分の間停止する。

② 停止解除の時期は、わが国経済が回復軌道に入った後に、経済・財政状況等を総合的に勘案して判断する。

③ 停止解除に当たっては、停止後の経済・財政状況を踏まえて、再施行のために必要な措置を講じる。

(2)　主な税制改正の動き

1）　土地税制改革

わが国税制は、昭和62年９月及び昭和63年12月にシャウプ税制改革以来と称される抜本的な改革が行われた。これは税制の基本理念である公平・中立・簡素を柱として、経済社会に適合し、高齢化社会や国際化など将来を展望した税制の確立を目的とし、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築するものであった。

また、平成元年12月には、戦後３回目となる地価高騰に対処するために土地基本法が制定されたことに伴い、土地税制の見直しを含む抜本的な土地政策の推進が求められた。これにより、政府税制調査会は平成２年10月に「土地税制のあり方に

財政構造改革についてのこれまでの流れ

平成８年12月19日

財政健全化目標について　を閣議決定
- 2005年度までのできるだけ早期に、財政赤字対ＧＤＰ比３％以下及び特例公債脱却等
- 財政健全化の方策についての原則（歳出全般の聖域なき見直し等）

平成９年３月18日

第４回財政構造改革会議で総理から　財政構造改革五原則　を提示
- 財政赤字対GDP比３％以下及び特例公債脱却は2003年を目標とする旨明記
- 「集中改革期間」（1998～2000年度）における主要な経費について具体的な量的縮減目標を定める旨明記　等

６月３日

第８回財政構造改革会議で　財政構造改革の推進方策　を決定
これを受けて　財政構造改革の推進について　を閣議決定

11月28日

財政構造改革の推進に関する特別措置法　が成立
- 財政赤字対GDP比３％以下及び特例公債脱却は2003年を目標とする旨明記
- 「集中改革期間」における主要な経費（社会保障、公共投資等）の量的縮減目標を具体的に明記　等

平成10年５月29日

財政構造改革の推進に関する特別措置法改正法　が成立
- 特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置
- 財政健全化目標の達成年次を2005年度まで延長
- 11年度当初予算の社会保障関係費の量的縮減目標を「おおむね２％」から「極力抑制」とする。

12月11日

財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法　が成立
- 財政構造改革法全体の施行を当分の間停止
- 停止解除の時期は、わが国経済が回復軌道に入った後に、経済・財政状況等を総合的に勘案して判断
- 停止解除に当たっては、停止後の経済・財政状況等を踏まえて、再施行のために必要な措置を講ずる旨規定

（出所：「図説　日本の財政（平成12年度版）」2000年７月・東洋経済新報社）

ついての基本答申」をとりまとめ、平成３年春に土地税制改革のための税制改正法が成立した。

2）　所得税・個人住民税減税と消費課税制度改革

わが国は、抜本的税制改革以降、人口の高齢化の加速、所得水準の上昇・平準化、経済のストック化といった変化が顕著となってきた。これに対応するため、更なる税制の総合的な見直しを背景とした国民的な議論の盛り上がりがあり、所得税・個人住民税の減税（税率構造の累進緩和、課税最低限の引き上げ）、消費課税の制度改革（中小企業に対する特例措置の縮減等、税率引き上げ、地方消費税創設）などの税制改革が実現されることとなった。

なお、当面の経済状況に配慮し、平成６年～８年に特別減税（減税規模は平成６年度3.8兆円、７・８年度各２兆円）が実施され、所得税・個人住民税の制度減税が平成７年より実施（同２兆円）された一方で、消費税に係る改正は平成９年４月からの実施となった。

3）　景気回復を最優先とした税制改正

厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮をするため、経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに、著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人所得課税（最高税率の引き下げ、定率減税、扶養控除額加算）及び法人課税（税率引き下げ等）のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの措置とした恒久的な減税が行われた。

また、これらに加えて住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点からもさまざまな措置が講じられた。

［３］中期経済計画と日本経済

平成３年は、昭和63年来の計画である「世界とともに生きる日本－経済運営５ヵ年計画－」（竹下内閣、計画期間中の年平均成長率3.75％）の４年目の年であった。

平成４年６月には、宮澤内閣において、平成４年から８年までの経済運営の方針として、生活大国への変革、地球社会との共存、発展基盤の整備を目的とした「生活大国５ヵ年計画－地球社会との共存を目指して」が閣議決定され、その間の経済成長率は3.5％程度と想定された。

また、平成７年12月には、村山内閣において、「構造改革のための経済社会計画－活力ある経済・安心できるくらし」が閣議決定された。これ

は、平成７年から12年までの経済運営の方針として策定したものであり、自由で活力ある経済社会の創造、豊かで安心できる経済社会の創造、地球社会への参画を目的としており、その間の経済成長率は、３％程度と想定された。

しかし、この計画では、構造改革が進んだ場合の経済成長率を３％、構造改革が進まなかった場合の経済成長率を1.75%としているように、楽観的なバラ色の夢が描かれており、計画策定以降の厳しい経済情勢にそぐわなくなってきた。そのため、わが国経済が置かれている深刻な不況を克服して経済を再生し、少子・高齢化、人口減少などの課題を乗り越え、新しい時代における繁栄と安寧を長期に実現させようと、平成11年７月８日に、小渕内閣において、平成11年から21世紀初頭までの10年間程度の経済運営の方針として、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」が閣議決定された。

この中で、「知恵の時代」へ向けた「あるべき姿」の条件として、知恵の社会化、少子・高齢化、グローバル化、環境制約などに対する「未来変化への対応性」が必要であると示された。また、目標として「最大自由と最少不満」、その概念として「多様性と創造的変革」、経済選択基準の価値観として「新しい効率、平等、安全と自由」が示され、平成22年までの経済成長率として、２％程度が想定されている。

第２節　経済見通しの策定と経済運営に対する要望・提言

［１］本会の経済見通しと実績

本会では、激変する経済情勢のなかにあって、経済の現状を的確に把握するとともに、会員企業への情報提供として、経済情勢委員会において翌年度の経済見通しを当年の秋に策定している。同時に、この経済情勢判断をもとにして、景気対策や産業政策、財政政策、税制、長期経済計画など経済政策全般にわたる諸政策に関し、中部の経済界としての意見や要望、提言を行っている。

平成４年（1992)度見通し（平成３年秋に発表）から平成13年度見通し（平成12年秋に発表）までの各年度の実質経済成長率（実質GDP成長率）の予測値とその判断根拠及び実績値(平成２年基準)は次の通りである。

平成４年度については、内需に盛り上がりが欠けると見られることから、3.1%の成長を予想した。しかし、民間設備投資のストック調整の長期化に加えて、個人消費等に対してバブル崩壊による影響が予想以上に大きかったことから、実績は0.4%にとどまった。

平成５年度は、総合経済対策や金利引き下げの効果の浸透が期待されるものの、個人消費や民間設備投資など内需が引き続き伸び悩むことから、2.9%の成長と予測したが、10月に谷を迎えて以降もバブル崩壊による影響から底を這う状況が続き、0.5%の伸びに止まった。

平成６年度は、減税と公共投資の追加を行わず、為替レートが１ドル＝110円という前提で、1.1%の成長と予測した。しかし、７年初めからの急激な円高や阪神・淡路大震災の影響などから、実績は0.6%と３年連続の０％台の成長に止まった。

平成７年度は、民間需要を中心に景気の回復が期待されるものの、公共投資の伸び悩み、更には為替レートの動きや雇用情勢などの先行き不透明な要因も見られることから、2.1%と予測した。しかし、平成７年後半からの円高是正を受けて3.0%成長を実現した。

日本の経済計画一覧

名　　称	策定年月	策定時内閣	計画期間（年度）	計画の目的	実質経済成長率（計画期間平均）（計画値）
経済自立５ヵ年計画	昭和30年12月	鳩山	昭和31～35年	経済の自立 完全雇用	4.9%
新長期経済計画	昭和32年12月	岸	昭和33～37年	極大成長、生活水準向上、完全雇用	6.5%
国民所得倍増計画	昭和35年12月	池田	昭和36～45年	極大成長、生活水準向上、完全雇用	7.8%
中期経済計画	昭和40年1月	佐藤	昭和39～43年	ひずみ是正	8.1%
経済社会発展計画 ―40年代への挑戦―	昭和42年3月	佐藤	昭和42～46年	均衡がとれ充実した経済社会への発展	8.2%
新経済社会発展計画	昭和45年5月	佐藤	昭和45～50年	均衡がとれた経済発展を通じて住みよい日本の建設	10.6%
経済社会基本計画 ―活力ある福祉社会のために―	昭和48年2月	田中	昭和48～52年	国民福祉の充実と国際協調の推進の同時達成	9.4%
昭和50年代前期経済計画 ―安定した社会を目指して―	昭和51年5月	三木	昭和51～55年	わが国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現	６%強
新経済社会７ヵ年計画	昭和54年8月	大平	昭和54～60年	安定した成長軌道への移行 国民生活の質的充実 国際経済社会発展への貢献	5.7%前後
1980年代経済社会の展望と指針	昭和58年8月	中曽根	昭和58～平成２年	平和で安定的な国際関係の形成 活力ある経済社会の形成 安心で豊かな国民生活の形成	４%程度
世界とともに生きる日本 ―経済運営５ヵ年計画―	昭和63年5月	竹下	昭和63～平成４年	大幅な対外不均衡の是正と世界への貢献 豊かさを実感できる国民生活の実現 地域経済社会の均衡ある発展	3¾%程度
生活大国５か年計画 ―地球社会との共存をめざして―	平成4年6月	宮澤	平成４～８年	生活大国への変革 地球社会との共存 発展基盤の整備	3½%程度
構造改革のための経済社会計画 ―活力ある経済・安心できるくらし―	平成７年12月	村山	平成７～12年	自由で活力ある経済社会の創造 豊かで安心できる経済社会の創造 地球社会への参画	３%程度 （8～12年度）
経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針	平成11年７月	小渕	平成11～22年	多様な知恵の社会の形成 少子・高齢社会、人口減少社会への備え 環境との調和	２%程度

平成８年度は、前年度の経済対策の本格発動から、為替相場が１ドル＝100円程度で推移すれば、景気は弱含みながら回復過程をたどり、2.0%程度の成長が期待されるとした。しかし、年度末にかけて、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が大きかったことから、4.4%と近年にない高い伸びとなった。

平成９年度は、消費税率引き上げや特別減税の打ち切りの影響が需要の抑制、前年度の駆け込み需要の反動減、可処分所得の減少などを伴うとし、1.7%と再び低い伸びに止まるものと予測した。しかし、駆け込み需要が予想以上に大きかったことから反動減も大きくなり、更に年度後半には、アジア通貨危機や、金融機関の破綻により金融シ

ステム不安が高まったことから▲0.1％と、昭和49年度の第１次石油危機後に記録した▲0.5％以来23年振りにマイナス成長となった。

平成10年度は、民間設備投資が情報化対応などにより堅調な伸びを維持することが期待されることに加え、個人消費が緩やかに回復に向かうとして、2.0％程度と予測した。しかしながら、金融システム不安の増大に加えて、デフレスパイラルの兆候が見られるに至って、▲1.9％と２年連続マイナス成長となった。

平成11年度は、不良債権問題の解決や企業のバランスシートの改善になお時間が必要なことから調整局面が長引いた。更に、アジア経済の回復の遅れてから、外需に期待できないものの、景気対策の効果が浸透することにより、0.5％と３年ぶりのプラス成長を予測し、実績も0.5％となった。

平成12年度は、財政政策の下支え効果が期待できることに加え、住宅投資も堅調に推移すると見込まれるが、なお雇用や所得環境は厳しく、個人消費に力強さを欠くと考えられ、0.5％成長を予測した。もっとも実績をみると、企業収益の改善や、情報関連投資が活発であったことから、民間設備投資が増加したため0.9％を記録した。

平成13年度は、設備投資の増加や政府の下支え効果が期待される一方で、外需が米国経済の減速により増勢が鈍化することや、個人消費は雇用・所得環境の厳しさから回復の足取りが緩やかなものになることから1.5％成長を予測した。

［２］経済政策要望の年度別特徴

翌年度の経済見通しを景気判断の根拠として、当面とるべき景気対策と、中期的観点からとるべき経済政策、中部の発展のために必要な施策について、中部経済界の意見・要望として、毎年秋に建議している。

年度ごとの政策要望の特徴は、次の通りである。

平成３年度は、景気対策として「景気の減速に歯止めをかけ、内需主導による安定成長路線の持続を図る」、対外政策として「自由貿易体制堅持のためのリーダーシップの発揮、ソ連・東欧諸国並びに開発途上国の経済改革に対する効果的な支援」を要望した。

更に、構造調整課題として「国際的に調和のとれた社会経済システムの確立、高齢化社会への対応と社会経済の活力維持、多極分散型国土の形成に向けての地方プロジェクトの推進と自律的な地方行政体制の確立」についてとりまとめた。

平成４年度には、安定成長路線復帰のための景気対策の実施を求めるとともに、世界経済の再活性化のための国際政策協調の促進を求めた。

加えて、中期的政策課題への早期取り組みとして、社会資本の早期整備・充実、21世紀に向けた均衡ある地域づくりと中部におけるナショナルプロジェクトの推進について要望した。

平成５年度は、内需主導による健全な経済成長を持続させるための構造改革が最優先課題であったことから、①直間比率の是正を中心とする税制の抜本改革、②日米構造協議で合意された430兆円の公共投資の前倒し執行と大幅な上積み及び分野・地域別配分の見直し、③規制緩和と内外価格差の解消、④産業構造・就業構造の変化に伴う円滑な雇用調整を要望した。

平成６年度は、大規模な公共投資の継続による社会資本の充実と中部におけるナショナルプロジェクトの推進、規制の緩和・撤廃、21世紀に向けての税制の抜本改革、産業構造変化への対応と新成長産業創出のための環境整備、国際社会におけるわが国の役割について要望・提言した。

平成７年度には、景気を回復軌道に乗せるための環境整備、中部における21世紀に向けた社会資本整備等の推進、経済構造改革の推進、中期的課題としての行財政改革を要望・提言した。

平成８年度は、所得税特別減税の継続や法人税減税の実施など景気回復の本格化へ向けた要望を行うとともに、行財政改革の実施や中期的な税制

改革、新産業・新技術の育成等、産業活性化に向けた諸施策の実施、中部における社会資本整備等の推進について要望・提言を行った。

平成９年度には、前年度に続いて、景気回復の本格化に向けた要望や、税制改正、行財政政策、金融・為替政策などの構造改革の実現に向けた要望、競争力強化に向けた規制緩和の推進、産業の活性化に向けた諸施策の実施について要望した。

平成10年度には、金融システムの安定化や税制改正、雇用対策など景気の早期回復に向けた要望、行財政改革、抜本的税制改正、社会保障改革などの構造改革の実施、中部地域における社会資本整備の促進、新産業・新技術の創出と育成支援策の実施、東南アジアの経済危機克服に向けた諸施策の実施について要望した。

平成11年度には、景気対策の継続、企業再編の円滑化、内外金融システムの安定化、税制改正、雇用対策の拡充、老後対策の充実などによる景気の本格的な回復に向けた要望を行った。

同時に、行財政改革の実現、抜本的税制改革の実施、社会保障改革の実現など構造改革の早期実施、中部地域における社会資本整備の促進、新産業・新技術の創出と育成支援策の実施について要望した。

平成12年度には、経営の自由度確立に向けた施策や規制緩和など民間活力を引き出す諸施策の実施を求めた。更に、持続的な経済成長を果たすために、切れ目のない財政政策、機動性のある金融政策、少子・高齢社会への環境整備、税制改正などを要望した。

また、わが国の構造改革のために必要な国・地方の行政改革の推進、税制改革の実施、社会保障改革の実現など行財政改革の推進、中部地域における社会資本整備の促進、新産業・新技術の創出・育成支援策の実施についても要望した。

［３］地域経済動向の把握や経済シンポジウムの開催

本会では、昭和49年７月より、中部地域経済に大きなウェートを持つ自動車産業をはじめとして、繊維産業、陶磁器産業など主要18業種を対象に、当面の業況と四半期先の見通しについてヒアリングを実施、これらを『中部地域主要産業の動向』として年３回ずつとりまとめ、平成11年12月まで通算62号を発行した。

更に、平成12年３月より、当地域の景気の現状や経営者自身の情勢認識を、より詳細に把握するため全会員企業を対象に景気動向等に関するアンケートを実施し、前述のヒアリング結果と合わせて『中部地域の景況と主要産業の動向』として四半期ごとにとりまとめ、経営判断の一助として情報提供を行っている。

また、混迷の続くわが国経済の再生を目指して、「日本再生－新たな挑戦と創造」をテーマとした経済シンポジウムを平成10年11月に名古屋市内で開催した。

シンポジウムでは、初めに、京都大学総合人間学部教授・同大学院人間環境研究科教授中西輝政氏から「歴史から見る現代社会のゆくえ」を、次いで、ドレスナー・クラインオート・ベンソン証券リサーチコンサルタントのピーター・タスカ氏から「日本再生の条件」について、それぞれ基調講演が行われた。その後、名古屋大学経済学教授・経済学部長の奥野信宏氏をコーディネーターに、日本銀行名古屋支店長の原田靖博氏、政策研究大学院大学教授の橋本久義氏をパネリストとして、「日本再生と中部の役割」についてパネルディスカッションを行った。

日本経済の再生をテーマに開かれた経済シンポジウムパネルディスカッション（平成10年11月13日）

第３節　中長期的財政問題への対応と当面の税制改正に対する要望

［１］財政構造改革等中長期的な財政問題に対する意見

わが国の財政は、今後急速に進展する人口の高齢化とそれに伴う社会保障費の増大、社会資本整備及び既存設備の維持更新費等により、その財源不足に一層の拍車がかかると予測される。このような状況のなかで、思い切った景気対策の実施や社会資本整備を着実に実現するためには、財政の再構築を着実に進めることが不可欠である。

本会では、平成７年(1995)９月から、財政金融委員会(平成11年度より税制・財政委員会と改称)において、中長期的視点からのわが国財政の健全化のための財政改革、税制改革に関する提言・要望を、当面の景気浮揚のための税制改正要望と併せて行っている。

(1)　中長期的な財政問題に対する意見

本会では、平成７年９月に『今後の財政問題及び税制改正に対する意見・要望』をとりまとめ、政府をはじめ政府税制調査会、自民党税制調査会、大蔵省等関係要路に建議した。

この意見書では、中期的な財政問題に関して、今後の社会資本整備費や社会保障費など財政需要の増大に対応し、健全な財政運営に努めるためには、国及び地方における徹底的な行財政改革と歳出削減を実行し、小さな政府の実現を図ることが必要である。加えて、税収の安定確保を図るためには、消費税率の段階的引き上げと所得税・法人税の減税による直間比率の是正、国債の弾力的運用等の実施を行うべきであるとした。

また、社会保障制度の改革については、長期的安定を図る観点から、高齢世代と現役世代との間で給付と負担の公平を図ることが必要であるとした。

(2)　財政構造改革法に対する意見

財政健全化を目標として、平成９年11月に制定された財政構造改革法は、その後、景気が急速に厳しさを増したことから、平成10年５月には「改正法」が、更にはその凍結が閣議決定され、同年12月には「財政構造改革法停止法」が成立した。

このような財政構造改革法をめぐる一連の動きに対して本会では、当初は、実効あるものにするために、歳出削減、市場原理の活用や小さな政府の実現など、行政改革を強力に推し進めるよう要

望を行った。しかし、平成10年9月以降は、その基本理念は尊重するものの、現下の経済情勢においては凍結もやむを得ないとした。

(3) 21世紀を展望した税制・財政改革のあるべき姿

本会では、当面の景気対策を最優先とする一方で、そのための施策は、21世紀を展望した中長期的な税制・財政のあるべき姿と整合性のとれたものでなければならないとの基本的スタンスに立っている。この意味から、今後も引き続きわが国の税制・財政問題を検討していくうえで、当面の景気対策に縛られない、本来あるべき税制・財政の姿を示す必要があるとの認識から、平成11年6月に『21世紀を展望した税制・財政改革のあるべき姿（検討の方向について）』をとりまとめた。

その中で、基本理念として、①わが国が経済先進国として生き残っていくためには、高度成長期を支えてきた経済構造を抜本的に見直し、「市場原理と自己責任原則」といった自由主義の理念に基づいた経済構造へ変革することが必要である、②これらの改革を実施する際には、「機会の平等」を前提としたうえで、「社会資本整備」や「社会保障」等のナショナルミニマムの再構築をすることが必要である、としている。

この考えのもとで、①財政健全化のための方策、②これからの社会保障制度のあるべき姿、③税制改革のあるべき姿を示した。

［2］翌年度の税制改正要望

昭和55年12月に、翌年度の税制改正に向け『当面の税制改正にあたっての要望』を提出し、その後昭和58年以降は、毎年の税制改正審議の時期に合わせ、本会としての要望をまとめ、総理大臣、関係省庁並びに政府・与党税制調査会等へ建議を重ねている。

また、平成9年度からは自民党政務調査会商工部会主催の「税制改正に関する協議会」のヒアリングにおいて、㈳経済団体連合会、日本商工会議所、日本経営者団体連盟等とともに出席し、翌年度の税制改正に対して中部経済界としての意見を要望している。

これらの活動を反映して、本会が長年切望していた法人実効税率の国際水準並みへの引き下げが、平成11年度の税制改正において実現されるなど、着実にその成果が表れてきている。

平成3年度以降の本会の税制改正に対する主な要望事項を挙げると次の通りである。

【平成3年度】

法人実効税率の引き下げ、試験研究活動への支援税制、地価税の目的達成段階での廃止、など。

【平成4年度】

直間比率の是正、所得税減税とそれに伴う消費税率の引き上げ、住宅促進税制の拡充、有価証券取引税の廃止を含む法人税制の見直し、など。

【平成5年度】

大規模な所得税及び法人税減税とその財源としての消費税率の引き上げ、投資減税の拡充、など。

【平成6年度】

消費税の引き上げもしくは消費税に福祉財源を取り込んだかたちでの「新間接税」の早期導入、所得税制度の見直しによる税率の引き下げ、法人税引当金制度の維持・拡充、減価償却制度の改善、PL法施行に伴う引当金新設、特別土地保有税の廃止、など。

【平成7年度】

ベンチャー等の事業に対する支援、土地税制の見直し、固定資産税の見直し、など。

【平成8年度】

所得税特別減税の継続、連結納税制度の導入、新技術の育成や研究開発の支援、など。

【平成9年度】

証券税制、持株会社やストック・オプションに関する税制の整備、など。

【平成10年度】

法人事業税や法人住民税の見直しによる課税の適正化、所得税と住民税を合わせた最高税率の50％への引き下げ等早急な恒久減税の実施、所得税の累進税率の簡素化、住宅取得促進税制の拡充、など。

【平成11年度】

企業再編時の税制上の措置の創設、ストック・オプション制度の拡充、相続税の見直し、企業年金制度改革関係税制の整備、など。

【平成12年度】

連結納税制度の早期導入、企業再編の合理化・円滑化に資する税制の整備、株式譲渡益課税の源泉分離課税の継続、法人事業税に対する外形標準課税の導入反対、など。

［3］個別の税目等に対する意見表明

(1)　固定資産税の非課税及び特例措置の縮減反対の要望

平成７年度の税制改正審議の過程において、税収不足等に対応するため、電力・鉄道・ガス事業等の公益事業が受けている地方税の特別措置である固定資産税の非課税や特例措置の大幅な縮減が検討された。

これらの特別措置は、元来、企業体質の改善、公害対策の充実等の見地から固定資産税による負担が企業活動の大きな障害とならないよう、また公共料金の抑制など経済政策的要請に基づく課税上の特例として認められているものである。

これらが縮減されると、原価の高騰による公共料金の値上げや製品のコスト高の原因となり消費者物価へ直接影響を与え、更にわが国経済の健全な発展に支障となる。

こうした意味から、本会では、平成６年12月に、固定資産税の非課税及び特例措置の縮減について反対し、現行制度の維持を要望した。

その結果、平成７年度税制改正においては見送られたものの、翌平成８年度以降の税制改正において、非課税等特別措置の整理合理化の一環として、電気・鉄道・ガス事業のいずれにおいても固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等が随時行われている。

(2)　租税特別措置見直しに対する要望

平成７年度の税制改正審議において、税収不足等に対応するため、法人税の税額控除・特別控除・準備金などの租税特別措置の整理・合理化が検討された。

本会では、平成６年12月に、これらの特別措置は、環境改善、地域開発、産業・技術の振興など経済政策的要請に基づく課税上の特例として、わが国経済の発展のための政策手段として大いに貢献している。また、今後健全な発展を図るためにも、企業の投資や研究開発及び環境設備等に対するこれら特別措置の廃止・縮減するに際しては、政策目的及び効果を十分検討のうえ一律的に行わないよう要望し、特に以下の項目については現行制度の存続を強く要望した。

① 試験研究費の税額控除
　増加試験研究費の税額控除
　基盤技術研究開発促進のための試験研究費の税額控除

② 公害防止設備、廃棄物再生処理設備等の特別償却

③ 高度省力化（高度機械等）促進税制の特別償却及び特別税額控除

④ エネルギー需給構造改革推進投資促進のための特別償却及び特別税額控除

しかしながら、平成７年度税制改正において租税特別措置の整理合理化の一環として、増加試験研究費等の税額控除制度の控除率の引き下げ、公害防止用設備の特別償却について、償却割合の引き下げ、対象範囲の縮減等が行われた。

(3)　地価税の廃止についての要望

地価税は、地価高騰の際、固定資産税の評価の適正化、土地の有効利用促進などを目的として、平成４年に創設された。しかしながら、有効活用されている土地に対しても加重負担を求めるなど、特定の産業に対する著しい負担となっていることや、地価税をはじめとした土地保有課税が低迷する企業収益を圧迫し景気回復の足枷となっていることから、本会では、平成７年12月に、地価が沈静した現在では当初の目的は達成されたとして、その存在意義はないものと考え廃止すべき、との意見を関係要路に建議した。

平成８年度の税制改正において、土地基本法の基本理念に則った土地税制の枠組みを崩さず、土地税制改正以降の状況変化などに配慮して、土地の保有・譲渡・取得の各段階での税負担のあり方が見直され、一定の調整が行われた。

また、平成10年度の税制改正において、長期にわたる地価の下落、土地取引の状況や現下の経済情勢に鑑み、臨時的な措置として、平成10年以後の各年の課税時期において、当分の間、地価税の課税は停止されている。

第４節　経済法規等の法律改正に対する意見表明

国においては、経済法規等の改正に際して、該当法規の審議会等において審議を重ねるとともに、中間報告が行われた段階で、関係する各界各層に対して試案に対する意見照会を求めることが多くなってきている。

本会では、下記の法律の改正案に対して意見照会があったため、法規委員会で検討を重ね、関係先へ意見具申した。

最近10年間における経済法規等の改正案に対する意見具申は次の通りである。

［１］独占禁止法

(1)　流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

平成３年（1991）３月、公正取引委員会（以下、「公取委」と称する）から「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」原案に対して経済界の意見を求められたため、本会では、競争制限的な諸規制を残したまま独占禁止法の運用強化を行うことの問題点等を指摘した意見をとりまとめ、同月、公取委に回答した。

なお、公取委では、同指針に対する関係方面から寄せられた意見を踏まえ、同年７月に「指針」を公表した。

(2)　公共的な入札に係わる事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

本会では、平成６年３月、公取委から「公共的な入札に係わる事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会原案）」に対して意見照会があった。

このため、本会では、法規委員会で検討するとともに、関係する主要会員企業16社から意見・要望を聴取し、これらをもとに、今後の健全な企業活動を展開していくうえで大きな影響を及ぼすと考えられる項目について、特に、①「違反となるおそれがあるもの」について、表現の不明確さを指摘、②「受注意欲の情報交換等」について、言葉の解釈の厳密性を求め、③「共同企業体の組合せに関する情報交換」について、具体性を持たせるべきと指摘、など８項目について意見をとりまとめ、同年４月に公取委あてに意見を表明した。

公取委では、原案に対する関係各方面からの意

見を踏まえ、表現の明確化や説明不足を補い、ほぼ原案どおりの指針を同年７月に公表した。

⑶　景品規制の改正

公取委では、経済規模の拡大、消費者の購買態度や価値観の変化を理由に、景品規制のいわゆる一般ルールに関する告示、同運用基準等を改正することとし、平成７年６月「景品規制の改正案（骨子）」を公表した。

本会では、公取委事務局より同改正案について意見照会を求められたため、関係する会員企業にアンケートを実施し、同改正案に対する意見を聴取し、「全般」「百貨店特殊指定第８項等」「オープン懸賞の上限金額の引き上げ」の３項目について、同年７月意見を具申した。

なお、公取委では、改正案に対する関係各方面からの意見を踏まえ修正し、平成８年４月から施行した。

⑷　「規制緩和推進計画」中の競争政策に関する項目及び独禁法の運用について

本会では、公取委より「規制緩和推進計画」に盛り込まれた競争政策に関する各項目及びその他独占禁止法の運用に関して意見照会があったため、平成８年10月『公正取引委員会への要望事項』として見解をとりまとめ意見具申した。

本会では、規制緩和の推進について機会あるごとに要望してきたが、ここでは持株会社の設立を禁ずる独占禁止法第９条の撤廃を求めたのをはじめ、再販価格維持制度等について、原則禁止ないし縮小の方向で見直しを進めるべきとの意見を述べた。また、市場における公正な競争条件が今後とも確保されるよう、そのルールである独禁法を運用面から強化すべきことを併せて要望した。

［２］製造物責任制度

本会では、国民生活審議会が製造物責任（PL）制度のわが国への導入に関して審議を重ねている状況に鑑み、製造物責任制度の重要性を十分考慮した上で、製造業のウェートが高い中部産業界の実情を踏まえ、消費者・行政・産業界の製品安全確保への取り組み状況、被害救済の実態、欧米の製造物責任制度の現状等広範な分野の検討を行い、平成４年９月に、『製造物責任問題について』と題する提言を発表した。

その内容は、消費者保護をより重視するとの考えに立ち、悪質クレームの増加や濫訴の恐れ、企業の新製品開発意欲の低下等、消費者・産業界にもたらすさまざまな影響が懸念されることにより、早急に製造物責任制度を導入するのではなく「真の消費者保護に役立つシステムを、わが国の実情を踏まえたうえで、わが国の進むべき方向を見据え、わが国の制度で維持すべき点は維持し、改める点は改めるという姿勢が必要である」として、同制度の導入には幅広い観点からの更なる検討が必要との見解を表明した。

国民生活審議会の結論が１年先送りとなった後、平成５年11月に産業構造審議会より製造物責任制度の導入を結論とする「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策のあり方について」の答申が発表された。その内容は、本会が前回表明したさまざまな懸念と問題点及び解決策が十分盛り込まれたものとなっている。

このため、この答申に沿った製造物責任制度の導入について、同年12月、国民のコンセンサスを得たうえで同制度の導入を図ることが妥当とする会長見解を表明した。なお、同制度は平成７年７月に施行された。

［３］商　法

平成５年２月、法務省民事局参事官室より「自己株式取得及び保有規制に関する問題点」について意見照会があったため、本会では、企業活動への影響や欧米の現状などさまざまな角度から検討

を行った結果、同年５月に、活力ある証券市場の確立に向けて資金調達環境の整備策や欧米との制度のハーモナイゼーションの観点等から、かなり自由度の高い自己株式の取得及び保有規制の緩和を求める回答を行った。

［４］民事訴訟手続

法制審議会民事訴訟法部会では、平成２年から、民事訴訟手続に関し、国民に利用しやすく、わかりやすくすること及び民事訴訟の迅速・効率化、証拠資料の提出を容易にすることなどを目的として、改正のための検討を進め、平成５年12月に『民事訴訟手続に関する改正要綱試案』を公表した。

本会では、法務省民事局参事官室より同試案についての意見照会があったため、争点等の整理、証拠収集手続の拡充、秘密保護の手続等今後の企業活動に関連深いと思われる事項の９項目に絞って意見をとりまとめ、平成６年５月法務省あて建議した。なお、同案は平成８年６月に改正され、平成10年１月に施行された。

［５］倒産法制

法制審議会倒産法部会では、平成９年12月に「倒産法制に関する改正検討事項」をとりまとめ、法務省民事局参事官室を通じて本会あてに意見照会があった。

当時、わが国の倒産にかかわる裁判上の手続きとしては、破産法、和議法、会社更正法及び商法の中の特別清算と会社整理があり、これらの手続きを規律する法律は、会社更生法を除くと、これまで全面的な見直しが行われておらず、現代の社会経済状況に適合していない面が多く見られた。

本会では、この問題の重要性を鑑み、「経済社会に合理的に合致する手続きの制定」「利害関係人にとって公平、迅速な手続の実現」を基本として、特に企業活動に関連が深いと思われる事項について、平成10年２月から検討を開始し、６月に意見をとりまとめ、法務省に提出した。

第4章

中長期の地域発展ビジョンの策定と推進

第1節　国土総合開発計画と中部

［1］第四次全国総合開発計画と中部の位置づけ

(1)　第四次全国総合開発計画

第四次全国総合開発計画（以下「四全総」という）は、昭和62年（1987）6月に閣議決定された4回目の全国総合開発計画で、わが国の国土づくりの基本目標等を示すとともに、それを実現するための住宅、都市、道路、空港等の社会資本整備のあり方などを長期的に方向づけるものであり、第三次全国総合開発計画以来、10年ぶりの改定となった。

四全総では、21世紀への国土づくりの指針として、おおむね2000年を目標年次とし、これまでの三次にわたる全総計画の成果を継承するとともに、世界の各地域に伍していける魅力の創出、地球環境にやさしい地域づくり、社会資本整備における重点化・効率化、成熟社会にふさわしい生活の実現など、新たな地域課題や経済社会の変化に対応するため、以下の点を踏まえて策定された。

① 地域の産業構造転換を図るため、地域活性化のための工業化ばかりではなく、多様な産業振興施策を展開する必要があること。

② 国土の主軸は形成されつつあるものの、地方圏の発展を促進するためには、地方主要都市を連絡する全国的なネットワークを早期に完成させる必要があること。

③ 生活や経済活動の圏域が拡大し、交流が活発化している実態を踏まえ、定住構想の理念を更に発展させる必要があること。

④ 東京を中心とした世界都市機能の集中や本格的な国際化の進展に、適切に対処していく必要があること。

こうして策定された四全総の特徴は、計画の基本的目標として「多極分散型の国土の形成」を掲げたことにあり、「安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく、地域間、国際間で相互に補完、触発し合いながら交流している多極分散型の国土を形成することを目標とする」と記されている。

この基本的目標を実現するために提唱されたのが「交流ネットワーク構想」である。三全総において開発戦略として掲げた生活圏域である定住圏を基礎的な単位としつつ、中心となる都市の規模、機能に応じ、定住圏を超える広域的な圏域を重層的に形成する。更に、それぞれの圏域が全国的に連携することによって、ネットワークを形成することが提唱されている。

(2)　四全総における中部の位置づけ

中部は、四全総において、機械等を中心とする工業生産機能の高い集積、先進的な農林水産業の

全国総合開発計画（概要）の比較

名称(略称)	全国総合開発計画（全　総）	新全国総合開発計画（新全総）	第三次全国総合開発計画（三全総）	第四次全国総合開発計画（四全総）	21世紀の国土のグランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月５日	昭和44年５月30日	昭和52年11月４日	昭和62年６月30日	平成10年３月31日
策定時内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背　景	1　高度成長経済への移行 2　過大都市問題、所得格差の拡大 3　所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想）	1　高度成長経済 2　人口、産業の大都市集中 3　情報化、国際化、技術革新の進展	1　安定成長経済 2　人口、産業の地方分散の兆し 3　国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1　人口、諸機能の東京一極集中 2　産業構造の急速な変化等による地方圏での雇用問題の深刻化 3　本格的国際化の進展	1　地球時代（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） 2　人口減少・高齢化時代 3　高度情報化時代
長期構想	——	——	——	——	「21世紀の国土のグランドデザイン」一極一軸型から多軸型国土構造へ
目標年次	昭和45年	昭和60年度	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年（2000年）	平成22年から27年（2010～2015年）
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊な環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり
開発方式等	拠点開発構想	大規模プロジェクト構想	定住構想	交流ネットワーク構想	参加と連携

展開などによって、産業面でわが国の発展に大きく寄与してきた地域として評価された。

加えて、名古屋圏をはじめとして多くの都市圏が広域的分散的に配置され、ゆとりある地域が形成されていることから、これらを活かした開発・整備の基本的方向が提示された。

すなわち、わが国の代表的な産業技術集積地域を形成するため、情報・研究開発機能の強化、国際交流機能の強化等を図ることである。地域別では、名古屋圏において、世界的な産業技術中枢圏域たるにふさわしい高次都市機能の集積を図るとともに、内陸・東部地域は、東京圏等との連携をも活かしつつ産業の集積と研究開発機能等の強化を図ることが必要であると示された。

地域間の連携を強めることも提示され、集積の効果を十分に活かすための南北の連携を強化するとともに、伊勢湾地域等の整備などによる各地域間の機能分担とネットワーク化を図りつつ、北陸をはじめ関東、近畿等との連携を一層深めることが盛り込まれた。

自然環境に関しては、優れた自然を保全するとともに、貴重な地域資源である自然や文化とのふれあいを推進する一方、東海地震等の自然災害に対する備えを充実させることが示された。

［２］「21世紀の国土のグランドデザイン」と中部の役割

(1)　新しい全国総合開発計画に対する要望

21世紀の望ましい国土の姿とそこに至る道筋とを示すため、平成6年11月第18回国土審議会が開催されて以降、新しい全総計画の検討が進められた。翌平成７年12月には、「21世紀の国土のグランドデザイン－新しい全国総合開発計画の基本的考え方について－」が示され、計画の概要が明らかになった。

本会はこれを受け、最終的な計画に中部経済界の意見が反映されるよう、『新しい全国総合開発計画に対する要望』をとりまとめ、平成８年６月、国土審議会、国土庁等へ建議した。

この中で特に、多重型・循環型交通ネットワーク「国土軸のロータリー機能の構築」による中央日本広域国際交流圏の形成について、新しい全総計画に明確に位置づけられるよう提言した。

更に、北陸経済連合会と共同で、平成８年10月『中央日本広域国際交流圏の形成に関する要望』

を国土審議会計画部会、国土庁長官等に対し建議した。

国土軸に関しては、太平洋ベルト地帯（第一国土軸）の基盤整備、北東地域と比較して立ち遅れている西南地域や日本海沿岸地域の重点的な開発整備が必要であると提案した。更に、国土軸を形成するにあたっては、ブロック間あるいは地域間を結ぶ連携軸の整備を行い、この輪を広げていくべきとした。

また、東京一極集中の是正に関しては、東京圏、関西圏と他の地域を第一国土軸（太平洋ベルト地帯）として一律的に扱うのではなく、四全総に引き続き大命題として取り組むべきことや、首都機能移転に必要な各種機能や基盤整備を盛り込んだ計画の策定を要望した。

併せて、中部地域の位置づけに関し、明確に盛り込まれるべき構想、プロジェクトを提言した。具体的には、環伊勢湾地域、三遠南信地域、東濃尾三地域を対象とした県域にとらわれない広域的な視点に立った地域づくりなどである。また、高

中部の国土軸のロータリー構想概念図

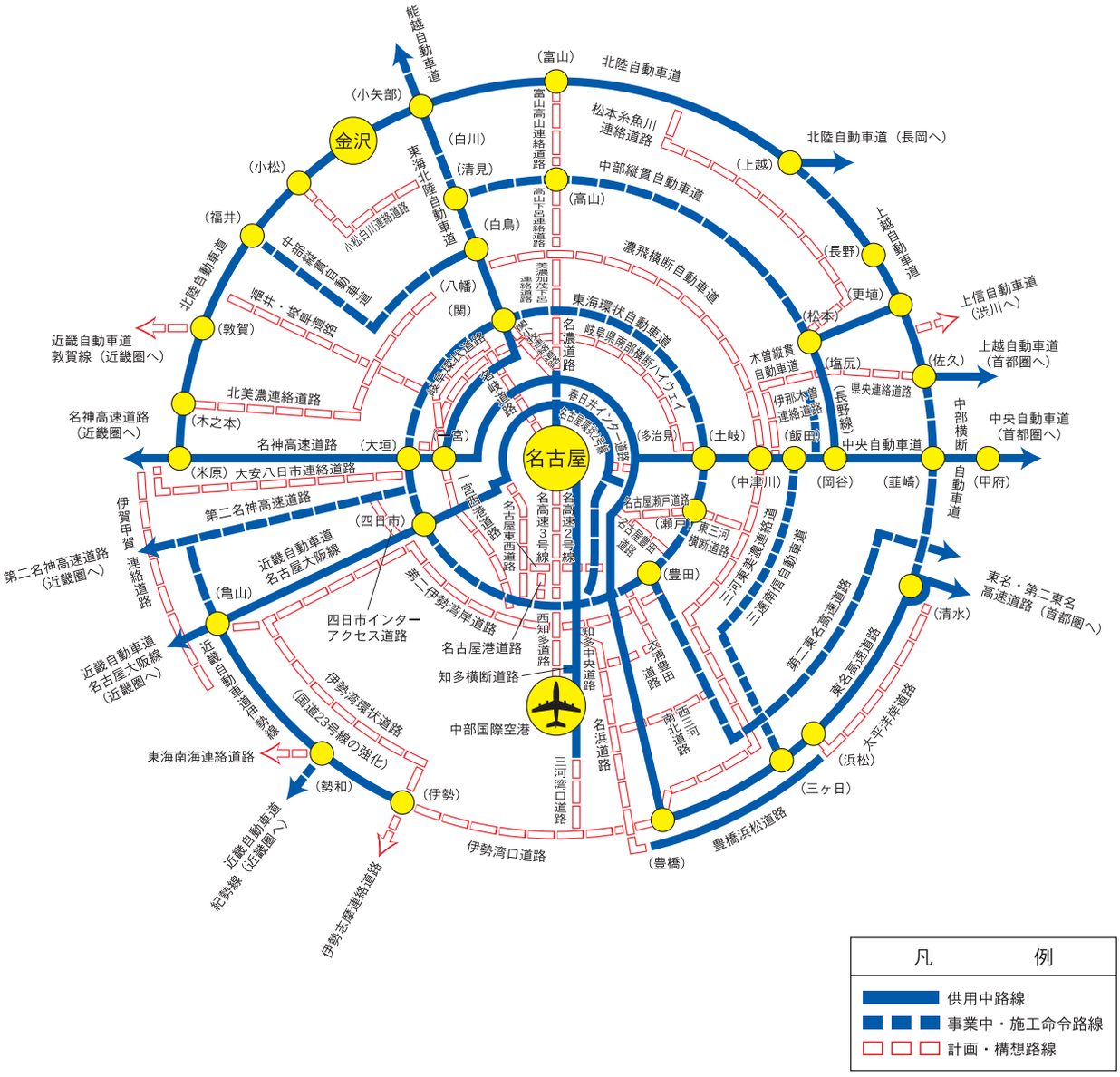

凡　例

- 供用中路線
- 事業中・施工命令路線
- 計画・構想路線

次都市機能、国際交流基盤の拡充整備なども盛り込んだ。

新しい全総計画は、その後精力的に検討が進められ、平成９年10月第22回国土審議会において、「計画部会審議経過報告」がとりまとめられた。

本会ではこれを受け、同年12月『新しい全国総合開発計画における中部地域の位置づけと基盤整備について』をとりまとめ、新しい全総計画に反映されるよう要望・提言を行なった。

この提言では、まず、中部が環太平洋地域における中枢的国際交流拠点を形成することの必要性を提唱した。これに基づき、中央日本広域国際交流圏の形成、海外とのグローバルネットワークによる世界都市機能の分担・強化、国際交流基盤の拡充整備について、新しい全総計画に明確に位置づけられることを要望した。

加えて、前述の平成８年６月に行った要望・提言と同様に、中部にとって不可欠な構想、プロジェクトを盛り込んだ。具体的には、国土軸の整備、県域にとらわれない広域的な視点に立った地域づくり、高速交通体系の整備、首都機能移転を踏まえた全国総合開発計画の策定、東京一極集中の是正と各地域の個性ある発展について要望した。

⑵　「21世紀の国土のグランドデザイン」と中部の役割

1)　「21世紀の国土のグランドデザイン」の策定

「21世紀の国土のグランドデザイン」は、平成10年3月、第23回国土審議会で採択され、同月31日に閣議決定された。

新しい全総計画は、あえて「第五次全国総合開発計画」と称しなかったことからもわかるように、これまでの全総計画とは一線を画すものであった。具体的には、まず、計画の目標年次に幅を持たせたことがあげられる。これまでの全総計画では、目標年次を明確な年度、あるいはおおむね何年というかたちで定めていたが、新しい全総計画では、2010～2015年とし、経済社会の変化がますます激しくなる状況に柔軟に対応するための試みがなされた。

２番目の特徴は、国土基盤整備のための公共投資額を明示しなかったことである。これは、計画の策定当時、財政構造改革が橋本内閣の大命題となっており、投資の重点化、効率化の方向を示そうとしたためと考えられる。

３番目の大きな特徴としては、21世紀のあるべき国土の姿として多軸型の国土構造を掲げ、国土の縦断方向に長く連なる軸状の圏域である国土軸が、複数に相互連携する姿を示したことである。これによって、日本列島を「庭園の島」とし、わが国のアイデンティティーを確立すべきと記されている。

具体的な国土軸としては、太平洋ベルト地帯を中心とした西日本国土軸に加え、新たに北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸が提唱され、それぞれの国土軸の発展方向や国際交流の姿が示された。

このような国土構造を構築するための課題とその戦略には参加と連携が必要であるとし、国、地方公共団体はもちろんのこと、民間企業、ボランティア団体、地域住民等多様な主体の参加と連携を求めている。また、課題達成のための戦略として、多自然居住地域の創造、大都市のリノベーション、地域連携軸の展開、広域国際交流圏の形成が取り上げられた。

2)　新しい全総計画における中部の位置づけ

本会では、前述した通り、『新しい全国総合開発計画に対する要望』（平成８年）、『新しい全国総合開発計画における中部地域の位置づけの明確化』（平成９年）をはじめとして、中部にとって不可欠な施策、プロジェクト等が盛り込まれるよう提言・要望を行ってきた結果、以下に示すように計画に反映することができた。

新しい全総計画において中部は、「先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たし、全世界を対象に多様な交流が活発に行われる地域」と位

置づけられた。これは、これまで中部がものづくり拠点として、わが国の発展を牽引してきたことが大きく評価されたものであり、加えて先進的な農林水産業、わが国を代表する美しい自然や歴史的蓄積等が総合的に評価された結果といえよう。

地域整備の基本方向として、名古屋圏は、国内外との密度の濃い交流を通じて、21世紀を切り開く知恵や価値が創造される圏域となることを目指すべきとされた。内陸・南部地域は、多自然居住地域として位置づけられ、特定分野で最先端の技術を持つ都市が織りなす美しさと知的な機会に満ちた圏域に、また、東部地域は、独創性のある多彩な産業を持ち、それに関連した文化活動等が活発に行われる世界に開かれた自律性の高い圏域となることが示された。

更に、各地域がこのような圏域となることを通じて、国土の中央部を広く覆う広域国際交流圏を形成すべきとされた。

具体的な施策に関しては、中部新国際空港、伊勢湾諸港・清水港、及びこれらのアクセスのための交通基盤の整備や、第二東名・名神、東海北陸、中部縦貫、中部横断、三遠南信の各自動車道といった高規格幹線道路をはじめとした道路交通体系の整備など、中部の発展に不可欠な社会資本整備が盛り込まれた。加えて、物流、コンベンション等の国際交流機能、研究開発機能等の高度化、農林水産業の高付加価値化、恵まれた歴史・文化遺産、産業遺産、自然環境の活用などに関し、施策の展開方向が示された。

［3］中部圏基本開発整備計画の改定

平成10年３月、新しい全総計画が閣議決定され、国土構造のあり方や基本的な課題、戦略が示されたことを受けて、平成12年３月30日、中部圏基本開発整備計画（第４次）が変更された（同年４月

中部圏基本開発整備計画の策定経緯（第１次～第４次）

項　目	第１次計画	第２次計画	第３次計画	第４次計画
策定時期	昭和43年６月	昭和53年12月 （第１次計画の全面変更）	昭和63年７月 （第２次計画の全面変更）	平成12年３月 （第３次計画の全面変更）
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10ヵ年間	昭和63年度からおおむね15ヵ年間	平成12年度からおおむね15ヵ年間
変更された背景	——	・第１次オイルショック等による経済、社会情勢の変化 ・第三次全国総合開発計画の決定	・中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ ・第四次全国総合開発計画の決定	・圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展 ・全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
人口規模	昭和60年　2,200万人（昭和40年　1,650万人）うち都市人口約1,700万人	昭和60年　2,120万人（昭和50年　1,864万人）うち名古屋大都市地域　660万人	平成12年　2,190万人（昭和60年　2,019万人）うち東海地域1,120万人	平成27年　2,162万人（平成７年　2,116万人）人口のピーク平成19年　2,182万人
開発整備の基本方針	地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。 わが国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。 ①交通通信施設の整備 ②都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 ③土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進	国土利用の偏在を是正する。 それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかし、その相互の連帯により圏域の均衡ある発展を図る。 ①一体的な圏域づくり ②自然と調和のとれた人間居住 ③定住のための総合的居住環境の整備 ④地域社会の安定のための産業の振興 ⑤全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実	高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。 多様性に富み、まとまりのある圏域を形成する。 ①創造性に富む産業と技術の中枢的圏域の形成 ②多様で活発な交流の場の形成 ③自然を生かした美しく安全な圏域の形成 ④豊かで快適な居住環境の形成 ⑤多極連携型圏域構造の形成	多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う圏域を形成する。 ○目標とする社会や生活の姿 ①世界に開かれた圏域の実現 ②国際的産業・技術の創造圏域の形成 ③「美しい中部圏」の創造 ④誰もが暮らしやすい圏域の実現 ○目指すべき圏域構造＝世界に開かれた多軸連結構造

注：人口規模の「都市人口」は中部圏を都市地域とその他地域に分けた際の都市地域の人口、「名古屋大都市地域」は中部圏開発整備法による都市整備区域、「東海地域」は岐阜県、愛知県、三重県をあわせた地域をそれぞれ指す。
（出所：「中部圏基本開発整備計画（第４次）」平成12年３月・国土庁）

５日公表)。

当計画の策定に当たっては、本会の安部会長が委員長を務める国土審議会中部圏開発整備特別委員会及び同委員会内に設置した計画部会等で、４年余に及ぶ審議を経て決定したものである。

新しい中部圏基本開発整備計画は、中部圏開発整備法に基づいて、長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向性を示すものであり、計画期間は平成12年度からおおむね15ヵ年としている。

今回策定された第４次計画は、新しい全総計画の基本的考え方を踏まえ、「目標とする社会や生活の姿」として、①世界に開かれた圏域の実現、②国際的産業・技術の創造圏域の形成、③「美しい中部圏」の創造、④誰もが暮らしやすい圏域の実現の４つを掲げている。

また、「目指すべき圏域構造」として、本会がかねてより提唱している国土軸のロータリー構想を反映して、４つの国土軸とそれらの国土軸を連結する６つの圏域軸を形成し、多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う“世界に開かれた多軸連結構造”を形成すべきとしている。

更に、これらを「実現するための重要施策」として、①世界につながる多様な連携、交流の展開、②世界水準の産業・研究開発集積の形成、③豊かな自然と共生した循環型社会の構築、④創造性豊かな諸活動の展開、⑤誰もが暮らしやすい圏域づくりの推進、⑥多様な連携、交流を支える交通、情報通信体系の整備と良質な社会資本の形成の６つを提唱している。

世界に開かれた多軸連結構造のイメージ

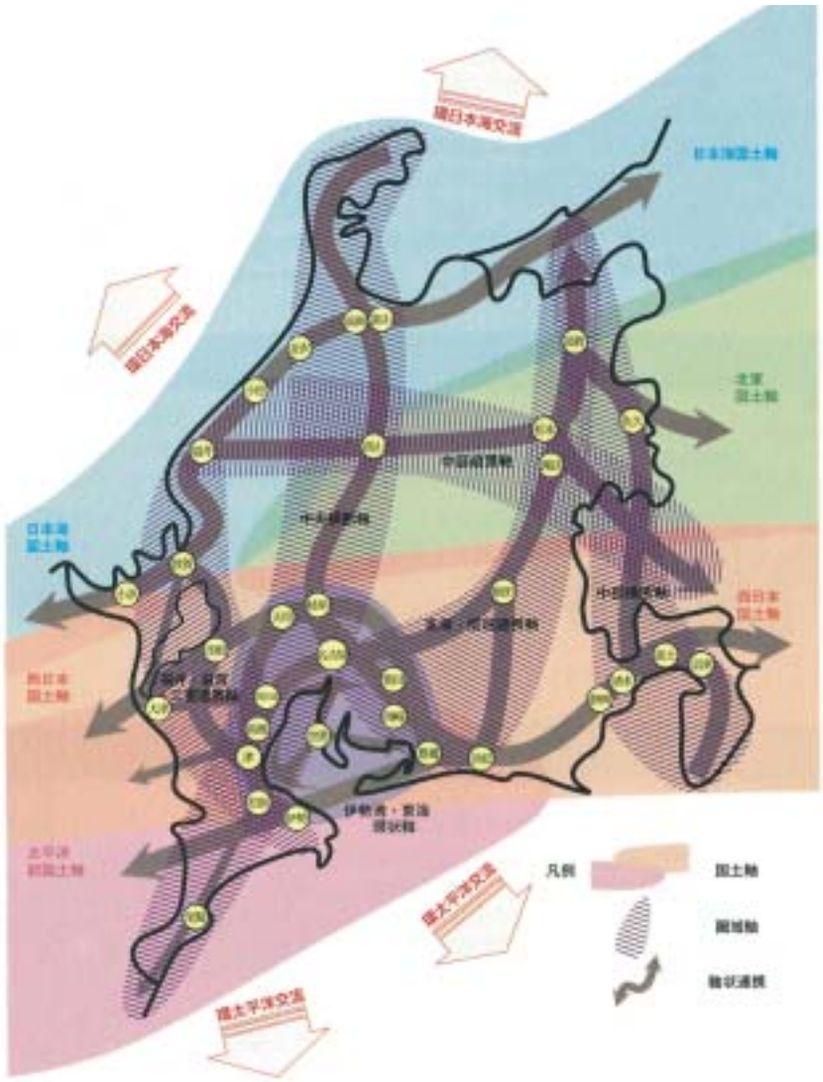

（出所：「中部圏基本開発計画（第４次）」平成12年３月、国土庁）

第２節　中部の広域的・中長期的開発構想の策定

［１］『21世紀中部の構図』の策定

本会では、昭和57年（1982）４月に創立30周年という節目の年に、2000年を目標年次とする中部の長期ビジョン『21世紀の中部ビジョン』を策定した。この構想で提案したさまざまなプロジェクトは、その後、国・自治体などの中・長期計画に広く取り入られるなど、中部が躍進するための指針の役割を果たした。

しかしその後、国内外における政治・経済の変革、急速な技術革新や地球規模の環境問題の生起など、経済社会の大きな変化を受けたことによって、新たなビジョンの策定が必要となった。

このため、本会の創立40周年記念事業として、平成3年12月に、目標年次を2025年に置いた長期ビジョン『21世紀中部の構図』をとりまとめ、広くＰＲするとともに、実現に向け関係先に提言・要望を行った。

当ビジョンでは、“人にやさしい”“地球にやさしい”地域づくりを基本コンセプトとし、多極ネットワーク型地域構造のもと、ゆとりと活力、創造性にあふれる中部の構築を目標とした。

長期ビジョンを描いた「21世紀中部の構図」

初めに世界、日本、中部の2025年の姿を展望し、次いで、目標実現のため、21世紀の中部のグランドデザインとして、道州制の導入や市町村合併による広域行政への移行を提案した。中部州は、愛知、岐阜、三重、静岡、長野の5県で構成され、中央の許認可権や財源委譲を受けるべきであるとした。これによって、産業振興、地域開発、国際化、福祉行政をはじめ、自治機能を高め、中部の政治・経済活動における中枢管理機能が強化されている将来像を描いた。

また、首都機能を分担できるよう国際ビジネスゾーンを整備すべきと提言した。情報通信基盤が整備され、国内外の主要企業が集まり、国際会議・メッセが開かれる高度な都市機能を備えた24時間都市の形成を提案した。更に、中部新国際空港を核とし、知多半島をはじめ、環伊勢湾地域、東海環状自動車道・東海北陸自動車道の沿線地域に、空港機能を活用した産業機能・物流機能・情報交流機能などを有する臨空都市圏が形成される姿を示した。

そのほかにも、国際共同研究開発拠点、国際複合物流拠点の形成や、新しい産業技術、交通体系のあり方、文化的で潤いのある環境など、中部が21世紀の日本、世界の発展を担っていくために必要な事柄について、総合的に提案した。

［２］『ニューＨＥＡＲＴ中部ー環伊勢湾総合開発構想』の策定

わが国は、バブル景気の崩壊によって、「日本式」

モデルともいわれた経済社会システムの抜本的な見直しを迫られることとなった。首都圏への高次都市機能の過度の集中排除、国土の均衡ある発展など、これまで取り組んできた課題に加え、グローバル化の進展に対応した経済社会の再構築、人と自然との共生が可能な地域開発など、長期的に取り組むべき課題が加わった。

このため本会では、伊勢湾を取り巻く中部の長期的・広域的発展の指針を新たに確立する必要があると判断し、平成５年から中部21推進協議会と連携しつつ作業を開始した。同協議会の中に環伊勢湾総合開発推進委員会を設置し、その下に総括部会、都市機能・プロジェクト検討部会を設置するとともに、高い次元から助言・意見をもらうための諮問機関として特別顧問会議を置いた。総勢100名近くの有識者、専門家からなる推進体制で具体的検討が進められ、平成６年10月、2025年をターゲットとしたグランドデザイン『ニューHEART・中部－環伊勢湾総合開発構想』をとりまとめた。

本構想では、環伊勢湾地域の開発整備の理念として、「21世紀日本の発展を担う“ニューHEART・中部”」を定めた。これには、21世紀における日本の新しいよりどころ……心（HEART）として世界経済の発展に貢献するという中部の目標を示すとともに、次のような理念を込めている。

H　Human & Harmony（人と調和）
　人・自然に優しい環境と調和した地域
E　Exchange（交流）
　産業・技術・研究開発・情報・文化の交流拠点
A　Amenity（快適な環境）
　ゆとりと安らぎのある快適で安全な都市環境
R　Research（研究）
　国際的な創造研究開発拠点
T　Target & Traction（目標と遂行）
　目標に向かってプロジェクトの着実な実現

また、本構想は、基本目標として次の６つを掲げた。

第１は「首都機能の分担」である。首都圏、近畿圏との連携のもとに国際貢献を果たし、21世紀の日本の発展を担っていくべきであるとした。日本列島の中央に位置するというロケーションや優れた開発余力を活かしながら、産業技術集積の高度化、国際機関や内外の世界企業の立地促進、金融、通信をはじめとした世界都市機能の強化など、国際中枢機能を高めることを目標とした。

２番目に「産業・技術・研究開発のセンター・オブ・エクセレンスの形成」を掲げた。相互循環的に産業・技術・研究開発を創出する、わが国並びに世界経済の発展を担う地域を目指し、内外から人材・研究機関の集積を高め、研究開発機能の強化を図ることが必要とした。加えて、21世紀万博（現．2005年日本国際博覧会）を通じ、国際的な研究開発、研究交流拠点としての地位を確立することを盛り込んだ。

３番目に「世界に開かれた国際交流拠点」を掲げた。当時は、1998年長野冬季オリンピック、21世紀初頭開港予定の中部新国際空港、2005年の国際博覧会開催など、産業・経済・文化などに関し、グローバルネットワークを構築する契機となるビッグプロジェクトを推進していた。

こうしたことから、経済・文化の国際交流拠点となるため、ヒト・モノ・情報の交流する魅力ある国際ビジネス拠点の形成や、国際的な研究開発・技術協力拠点の整備を図るとともに、芸術、文化、スポーツ、デザイン等についての国際的な交流事業展開を目標とした。

４番目の基本目標として、国土構造の観点から、「多極循環型ネットワークの形成」を掲げた。中枢都市名古屋の世界都市機能を強化するとともに、それぞれの都市圏が活力ある発展を遂げ、その輪を重層的に広げることによって、中部が一体的となった均衡ある発展を目指していくことが重要であるとした。

このため、高速交通体系、情報通信基盤の整備

環伊勢湾地域開発整備の理念と基本目標

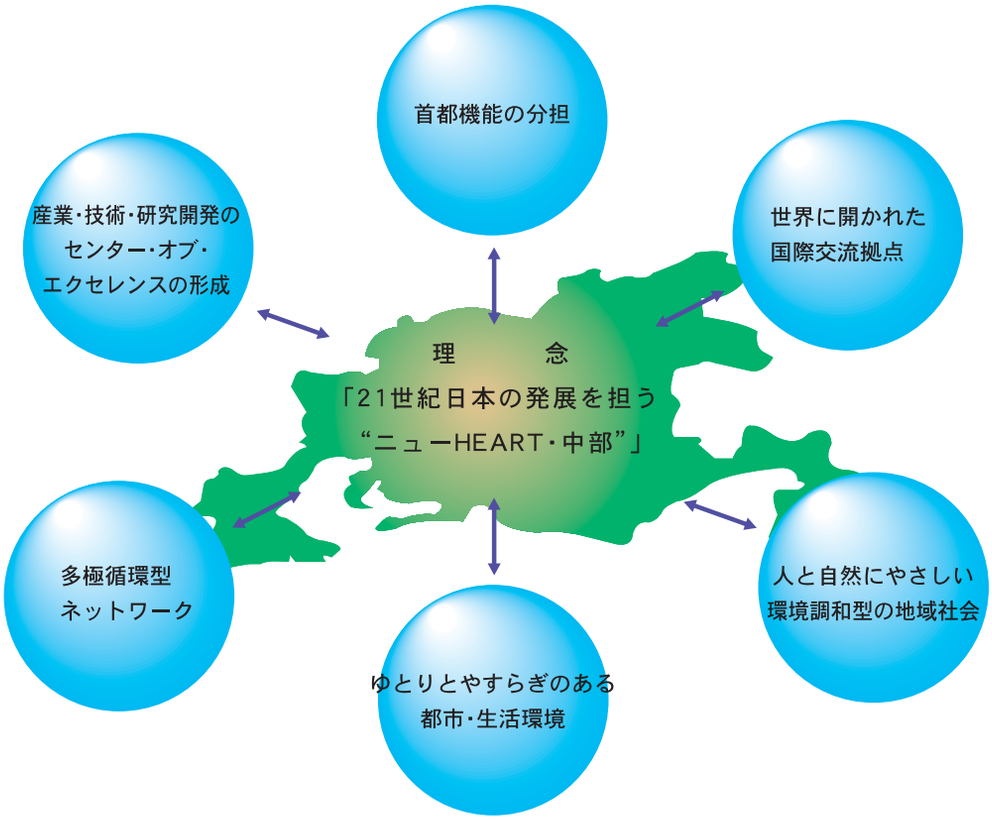

を図り、首都圏、近畿圏、北陸圏を結ぶ国土循環軸の拠点となり、国土軸相互を結びつけるロータリー機能を発揮すべきであるとした。

更に、地球環境問題の顕在化や高齢化社会の急速な進展など、時代の大きな流れに対応していくため、５番目の基本目標として、「人と自然にやさしい環境調和型の地域社会」を、また６番目の目標として、「ゆとりと安らぎのある都市・生活環境の形成」を掲げた。

環境調和型の地域開発、環境関連の技術開発などによって、中部の豊かな自然環境を保全していくとともに、自然とのふれあい、文化的な豊かさ、アメニティーあふれる地域づくりを進めていくことを盛り込んだ。

また、具体的なプロジェクトとして、当時4大プロジェクトとして当地域が取り組んでいた中部新国際空港、第二東名・名神高速道路、中央新幹線、21世紀万博のほか、高次都市機能の強化、地域開発、環境関連など、13のプロジェクトを提案した。

本会では、この『ニューHEART・中部』を総理大臣はじめ関係閣僚、関係省庁、地元自治体、地元選出国会議員や大学関係者、地元経済界等へ配布するとともに、新国土計画懇話会をはじめ各界からの要請により多様な場で紹介・説明を行い、合意形成を図った。

［３］「中部21推進協議会」の設立と「ニューＨＥＡＲＴ中部推進機構」への発展的改組

(1)　「中部21推進協議会」の設立

中部21推進協議会は、21世紀を目指して計画されている開発プロジェクトと高速交通機関の連携によって相乗効果を図り、中部の総合的な開発整備を図ることを目的として、平成４年３月に設立

された。

設立にあたっては、本会が中核となり、中部の産業界や経済団体、自治体等に参加を呼びかけた結果、230余の企業、団体の参加を得ることができ、中部のプロジェクト推進の一翼を担う役割を果たした。

最初の事業として『21世紀中部の幹線道路網構想』を手がけた。東京圏、大阪圏に比べて整備が遅れている中部の高速幹線道路ネットワークの整備を図るため、第11次道路整備５箇年計画に盛り込まれるよう、関係機関への提言・要望活動を行った。この結果、中部の主要道路構想がほとんど盛り込まれるという成果を得た。

更に、平成10年には、前述のように『ニューHEART・中部』を策定し、中部の発展に向け、地域が一体となった活動を展開した。

(2)　「ニューＨＥＡＲＴ中部推進機構」への発展的改組

中部21推進協議会は、以上のような役割を果たしたが、『ニューHEART・中部』を絵に描いた餅にすることなく、着実な推進を図るためには、広域にわたって地域間の連携を緊密にし、長期的に取り組みむことが必要であると考えた。

このため、中部21推進協議会を発展的に改組し、産官学一体となり、この構想の推進をはじめ、整

ニューHEART中部推進機構の概要

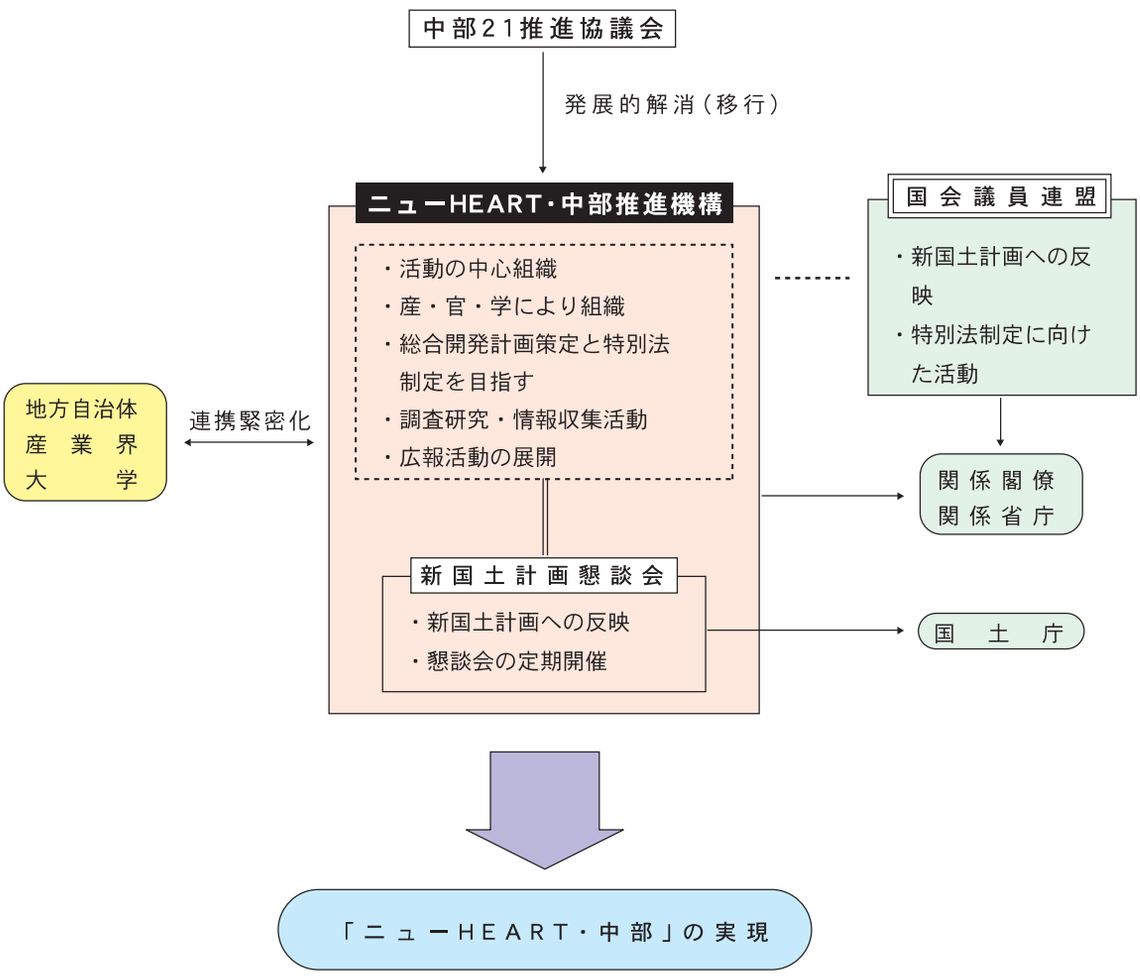

合性のとれた総合的な開発整備を進めていくため、平成７年８月「ニューHEART中部推進機構」を設立した。

事業としては、広域プロジェクト等についての調査研究、企画立案、関連する諸制度・法規等について、地域間、関係者間との調整、関係各省庁に対する積極的な働きかけを行うこととした。

具体的には、まず、環伊勢湾地域総合開発整備に関する特別立法の制定並びに新しい全総計画への同構想の反映を図るため、地元選出国会議員による期成同盟会的組織である国会議員連盟の組織化を構想した。同時に、地域においても『ニューHEART・中部』が新しい全総計画に反映されるよう、中部５県と名古屋市、大学、各県商工会議所連合会など、地域づくりに関係する有識者団体との緊密化を図った。

更に、総合的な高速交通体系の建設促進や研究学園都市並びに高次都市機能の強化に取り組むとともに、地域コンセンサスの形成に向けた広報活動を展開することとした。

この機関を設立以降、中部の発展にとって不可欠なプロジェクトや施策を積極的に提言・要望した結果、新しい全総計画などの国の計画をはじめとした諸計画にその多くが盛り込まれるなど、大きな成果を生み出した。

［４］『環伊勢湾総合開発構想の見直しと土地利用規制に関する提言』の策定

平成６年に『ニューHEART・中部』を策定し、構想の実現に取り組むなかで、中部を取り巻く情勢に大きな変化が生じた。中部国際空港の建設、2005年日本国際博覧会の開催決定、首都機能移転問題の具体的動き、不況の長期化、欧州統一通貨ユーロの誕生、地球環境問題の顕在化などである。

このため、『ニューHEART・中部』を、平成10年に策定された新しい全総計画を踏まえ、新しい時代環境に対応したものに見直すこととした。中部の発展に不可欠な機能強化策や、具体的に推進すべき、あるいは積み残されたプロジェクトの推進方策、更に構想の推進にあたっての土地利用規制のあり方についての提言を盛り込み、平成11年６月に『環伊勢湾総合開発構想の見直しと土地利用規制に関する提言』としてとりまとめた。

この提言においては、新しい全総計画で位置づけられた先端的産業技術の世界的中枢を形成していくため、情報通信、環境、バイオ等の振興による産業技術集積の高度化とともに、陸・海・空の高速交通ネットワーク機能、環境保全・創出機能、国際交流機能などの強化策やプロジェクトについて検討を行った。加えて、市町村合併の促進と道州制の導入、中央地域への首都機能移転を盛り込んだ。

また、日本経済全体が停滞するなかで、当初目指した当地域のみを対象とした特別法の制定は困難であると判断し、これに代えて現行の土地利用規制の問題点を抽出するとともに、環境保全に留意した今後の望ましい制度を提言した。

このなかで、今後の土地利用計画展開の方向として、環伊勢湾地域において広域的かつ官民一体となった開発計画を推進する場合には、個別法の規制の枠を超えた弾力的な対応が望ましいと指摘した。更に、市街化区域、市街化調整区域、用途地域といった専用化を指向する地域区分方式の見直しと土地利用の複合化、土地利用のあり方を総合的に評価できる客観的な分析手法の確立、各地域が抱える個々の課題に対応し得る地区計画制度の拡充などについて提言した。

［５］『中央日本広域国際交流圏のグランドデザイン』の策定

国籍にとらわれず、ヒト、モノ、カネ、情報などが行き交う「大交流時代」を迎えたなかで、中部は、中部国際空港の開港、2005年日本国際博覧会の開催を梃子（てこ）として、国内外との交流・連携を

一層活発に展開していくことが必要となった。加えて、新しい全総計画において、「国土の中央部を広く覆う広域国際交流圏」が中部の将来の発展方向として提示された。

こうした情勢を踏まえ、企画委員会では、平成11年２月、環日本海、環太平洋にまたがるグローバルな交流圏の形成に向け、『中央日本広域国際交流圏のグランドデザイン』を策定した。

ここでいう中央日本とは、中部５県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）と北陸３県（石川、富山、福井）からなる圏域であり、愛知、静岡、三重の３県を環太平洋地域、岐阜・長野両県を内陸・中山間地域、北陸３県を環日本海地域とした。

この中央日本広域国際交流圏の基本目標は、グローバル化に対応した国際交流圏、連携・交流時代の国土幹線軸の拠点、中山間地域のバランスある発展であり、これらを実現するため、広域交流機能の強化と基盤整備について提言した。同時に、対象地域を①名古屋市、②環日本海地域（３ブロック）、③内陸・中山間地域（４ブロック）、④環太平洋地域（３ブロック）に分けた地域別の発展方向を提示した。

具体的な提言として、国際交流機能を強化するため、国際ビジネスゾーン、地域のシンボルとなる教育・研究機関の整備などによる名古屋市の世界都市機能の強化、環日本海地域における環日本海交流の中枢拠点の形成、中央日本の観光拠点をネットワークした国際観光ルートの形成を提示した。また、国際交流基盤の整備として、グローバルゲートである空港、港湾と、広域交流基盤である鉄道、道路の整備の必要性を示した。

産業面においては、世界的な産業技術中枢圏域を形成するため、情報、環境、バイオをはじめとした戦略分野の育成・振興、環日本海・環太平洋諸国の技術集積構造の高度化に向けた産業技術ネットワークの形成、外資系企業・研究機関の誘致を取り上げた。

過疎化の懸念が深刻化している中山間地域については、農業の高付加価値化、観光産業の新たな展開、新産業として情報産業の振興を取り上げた。

また、環境問題への対応として、環境悪化の深刻化が懸念される中国をはじめとして、環境保全技術を海外へ移転するとともに、水質の保全を図ることが必要とした。

更に、地域別の発展方向として、環日本海、内陸・中山間、環太平洋のそれぞれの地域が結びつき、環日本海・環太平洋圏域全体の発展を牽引する架け橋（アーチ）となる国際交流圏を形成すべきとした。

第３節　個別の地域開発構想

［１］『三遠広域200万都市圏構想』の策定

愛知県東三河地域と静岡県遠州地域は、恵まれた気候・交通・市場条件を活かし、先進的な農業の育成、先端産業の振興・誘致に努めてきた。これによって、農業、工業がともに秀でるとともに、貴重な地域資源である自然や文化なども集積する圏域となっている。更に、第二東名高速道路、三遠南信自動車道、三河港の国際港湾化などによって、一層の発展が期待される地域である。

本会では、当地域を対象とした地域開発構想として、昭和56年（1981）に『東三河地域の開発整備方向』を、また昭和60年に『三遠南信トライアングル構想』を、それぞれ発表している。

これらを踏まえ、地域活性化研究会では、東三

河・遠州地域の持つポテンシャルを十分に活用し、中部発展の核となる広域都市圏の形成を図るため、３つ目の開発構想として、平成５年12月『三遠広域200万都市圏構想』をとりまとめ、関係各方面に提言した。

この提言では、まず、現況分析に基づき、両地域は、天竜川・豊川の流域圏で境を接しているものの、それぞれの地域が自律的な発展を遂げたことや県境の存在等から、人口・産業の集積、中核都市相互の距離などに比べ、相互交流は極めて疎（そ）になっていることを示した。そのうえで、第二東名高速道路をはじめ、新たに整備される社会資本を活用し、それぞれの地域特性を活かした機能・施設の分担と連携を図ることによって、活力ある三遠広域200万都市圏を形成すべきとした。

この三遠広域200万都市形成の意義は、多極分散型の国土形成に寄与するとともに、中部の総合力の発揮に大きく貢献できる中部圏新開発軸線を形成することにあるとした。更に、環伊勢湾都市圏形成の拠点となることや全国の縮図であるという地域特性を活かすことによって、新たな地域開発のモデル地域となることも掲げた。これらの構想を現実のものとすることによって、目標年次の2010年には、200万人の人口と4兆2,160億円の経済規模を持つ地域となることを目標とした。

具体的な三遠広域連携事業としては、連携基盤としての社会資本整備が不可欠であるとし、高速道路、空港・港湾アクセス道路、鉄道の整備促進、三河港の国際（コンテナ）化を提言した。更に、これらを活かすことなどによる農林業のシステム化・高度化、産業、研究開発、観光・レクリエーション、情報のネットワーク化を図るべきことなどを示した。

最後に、三遠広域中枢圏形成の中核プロジェクトとして、次世代農業を構築するための「三遠アグリセンター21」（仮称）、広域研究開発ゾーンを形成するための「三遠研究開発情報センター」（仮称）、広域都市圏を経営する「三遠広域都市圏振興機構」（仮称）の3つを提案した。

［２］『安全で安心な国土・都市づくり』の策定

平成７年１月17日早朝に起きた阪神・淡路大震災は、マグニチュード7.2、震度は制定以来初めて７を記録した世界でも稀（まれ）な大震災で、6,435名の死者・行方不明者をはじめ、４万3,792名の負傷者、全壊・半壊等の住家被害約51万3,000棟、焼損床面積約83.5万㎡など、甚大な被害をもたらした。（数値は平成12年12月27日消防庁発表値）

この大震災は、その被害の大きさはもとより、次のような点で国内外に大きな衝撃を与えた。すなわち、従来地震の心配が少ないと考えられていた地域で起きたこと、活断層のずれが原因というこれまで危険性が指摘されていた地震とは違う種類のものであったこと、阪神高速道路が横倒しとなるなど、わが国の社会資本の安全神話が崩れたことなどである。

これらによって、あらためて自然災害に対応し得る安全で安心な国土と都市づくりの重要性が認識されることとなった。とりわけ、わが国は、長期にわたって東京一極集中の国土構造となっており、リダンダンシー（多重、余裕）の観点を取り入れた国家機能の分散化、基幹的な社会資本の多重化などを促進していくことが喫緊（きっきん）の課題となった。

このため企画委員会では、国、地方自治体、企業、市民の各レベルでの防災対策、危機管理のあり方について検討を急ぎ、平成７年７月『安全で安心な国土・都市づくり』と題する提言書をとりまとめ、国、地方公共団体、企業など、幅広い層に提言した。

この提言では、安全・安心な国土づくりのため、まず、東京一極集中の是正を取り上げ、東京と同時に震災を被る可能性の小さい中部並びに近畿に中央省庁のバックアップ機能を持たせるとともに、

民間においても本社、国際交流、情報受・発信、生産・研究などの各機能について、適正配置を図るべきであるとした。

更に、防災、地域開発をはじめ、地域の独自性が求められる分野での地方分権の推進と、より広域にわたる防災対策を可能とするための広域行政体制への移行を提唱した。リダンダンシーの観点から、多軸型国土構造の形成と国土軸ロータリー、国際港湾・空港機能の強化が不可欠であるとした。

中部における都市づくりの観点からは、都市基盤の整備、電気・ガス・水道・情報通信というライフラインのあるべき姿、多重型・循環型交通体系の整備、国・地方自治体による広域的・実践的な防災対応について提案するとともに、企業・市民の防災対策も取り上げた。

［3］『伊勢湾の環境調和型人工島開発』の策定

平成６年10月に発表した『ニューHEART・中部』では、三重県中南勢地域、愛知県東三河地域の２つの地域において、人工島の建設を提唱した。

中南勢地域では、津・松阪港沖合をテクノスーパーライナーが寄港できる総合港湾とすることや、クリーンエネルギー関連施設、産業拠点、物流センター、都市機能等を備えた複合的な港湾地域として整備すべきとした。

一方、東三河地域では、エネルギー供給基地、航空貨物も扱う国際総合物流拠点、新産業拠点、レクリエーションゾーンの整備を示した。

その後、国際分業体制の進展によって、環伊勢湾における貿易額が増勢に推移したこともあり、この２つの地域において、交通基盤整備などによる産業立地の進展、物流拠点の整備、中部新国際空港との複合物流体系の構築、更には、自然の残された海岸線の保全、湾内海域環境の改善が重要な課題となった。

こうした観点から、地域開発委員会では、環境調和型人工島建設の具体化を図るための検討を行ない、平成８年12月『伊勢湾の環境調和型人工島開発』をとりまとめ、関係各方面に提言した。

この提言においては、環境調和型人工島開発の必要性として、海岸線の保全や親水空間等の創出、内湾における環境創造が可能、新たな土地の供給の諸点を指摘した。

更に、環伊勢湾地域の現状を分析するとともに、中南勢地域、東三河地域のそれぞれについて、現況と課題及びその目指すべき方向、具体的な人工島構想について提言を行った。人工島構想では、大水深・コンテナバース、ターミナル、貿易センター等、港湾物流機能の強化方策として、それぞれの地域に不可欠なものを盛り込むとともに、海域環境創造、エネルギー供給、排水・廃棄物処理システムといった機能を導入すべきだとした。更に、それぞれの地域が持つ強みを活かす観点から、中南勢地域においては、先端型・臨海型産業、海洋レクリエーション機能の強化を、東三河地域においては、国際自動車コンプレックスを整備すべきとした。

［4］『知多半島地域振興整備について』の策定

中部新国際空港が国際的な拠点空港として事業の推進を図ることが決定したのは、平成８年12月に閣議決定された第７次空港整備五箇年計画においてであった。これによって知多半島地域は、新空港建設を活かした新たな発展の機会を得ることとなった。

この機会をとらえ、地域開発委員会では、新国際空港の建設を契機とした地域発展の方向を求めた報告書『知多半島地域振興整備について』を平成９年２月に発表し、関係先に提言した。

この提言では、はじめに知多半島の現状について人口、産業構造、交通体系、土地利用の点から詳細な分析を行なった。これに基づき、知多半島

地域における課題とその目指す方向として、次代に対応できる産業の集積強化、交通体系の整備、自然と調和のとれた街づくりの必要性をそれぞれ指摘するとともに、新空港建設を新たな時代の幕開けととらえ、情報・交流、物流、国際ビジネス、産業・研究などの諸機能について、高いレベルの集積を図っていくべきだとした。

地域振興整備のあり方としては、新国際空港の建設を契機に、臨空都市圏として新たな発展を遂げていくには、半島地域全体の将来を見据えた整合性ある広域的・長期的な地域整備計画に基づき、アクセス整備、都市機能の強化を図り、自然、産業、文化の調和ある地域社会を形成することが重要であるとした。更にこの地域を、産業、文化、自然の調和ある臨空タウン、臨空産業整備ゾーン、健康・スポーツ交流ゾーン、自然とのふれあいゾーン、海洋性環境整備ゾーン５つのゾーンに分け、それぞれの特長を活かした振興策を提言した。

最後に、こうした広域的なマスタープランに基づく行政一体となった街づくりを行うにあたっては、市町村合併による広域行政への移行が望ましいとした。

第5章

中部国際空港の建設

第1節　中部における国際空港の建設促進活動と本会の主な対応

本会は、昭和40年代初頭にいち早く、中部地域における国際空港建設の必要性と具体的な構想を提唱して以来、国際空港が中部発展のための最重要プロジェクトであるとの認識のもとに、時代環境と空港建設を取り巻く諸情勢に対応しながら実現に向けた諸活動を進めてきた。

当初は、伊勢湾内への大規模な国際貨物空港の建設を提唱し、各地での説明会の開催や国への陳情等を重ねてきた結果、昭和48年度には国における国際貨物空港に関する基礎的な調査の実施という成果を得ることができた。しかし、石油危機に伴う経済・財政状況の悪化や航空輸送需要の伸び率鈍化などから国による国際貨物空港建設に関する調査は打ち切りとなり、本会の活動も地道なものとなった。

その後、本会では、昭和57年（1982）４月に発表した『21世紀の中部ビジョン』において、21世紀に向けた基幹プロジェクトとして「中部新国際空港の建設構想」を提唱し、その実現に向けて積極的なＰＲ活動とともに、地域のコンセンサスづくりに傾注した。時を同じくして、愛知、岐阜、三重の３県と名古屋市（以下「３県１市」という）では、長期計画の中に新空港を位置づけることとなった。こうした情勢を捉え、本会は、３県１市や名古屋商工会議所（以下「名商」という）等とともに、中部新国際空港建設促進期成同盟会（昭和60年１月）、㈶中部空港調査会（同年12月）を設立した。

更に、平成２年３月には民間サイドの建設推進組織として中部新国際空港建設促進協議会を発足させ、田中精一本会会長が竹田弘太郎名商会頭とともに代表理事に就任、強力な推進支援体制を整えた。

こうした中で、第６次空港整備五箇年計画（平成３年11月閣議決定）において中部新国際空港が「調査実施空港」と位置づけられたことなど情勢の変化を受け、本会では、新空港の建設促進活動を、毎年の事業計画の中核事業に置き、従前にも増して実現に向け精力的な活動を展開してきた。

その後、第７次空港整備五箇年計画（平成８年12月閣議決定。後に七箇年計画に変更）において「事業推進空港」と位置づけられ、具体的な空港建設が可能となったが、その間、本会の松永亀三郎会長（平成７年５月から名誉会長）が、平成６年３月から、病に倒れる平成９年９月まで㈶中部空港調査会の理事長として、政府、自民党、運輸省等関係省庁に中部新国際空港の建設促進に関する具体的な要望、陳情活動を精力的に行った。

また、安部浩平本会会長は、松永理事長の後任の㈶中部空港調査会理事長に就任（平成９年11月～平成10年６月）し、再三にわたり政府、関係大臣及び幹部、自民党三役を訪ね、地元の熱意と決意をアピールした。

こうした動きとともに、本会や名商等の地元経

済界では、平成10年度における事業主体の設立を円滑に進めるため、平成９年10月、㈳経済団体連合会の参画を得て「中部新国際空港民間出資促進準備委員会」を立ち上げ、出資計画について種々検討を行った。翌平成10年２月「中部国際空港民間出資促進委員会」を設置、民間出資分512億円の募集について、本会が名商とともに事務局業務を担い、地元企業に対し出資依頼するとともに、東西企業に対しては経団連の協力を得ながら出資要請を行った。

こうした状況の中で、国においては、平成９年12月に、中部国際空港を民間活力を活かしたPFI事業として最優先プロジェクトに位置づけ、平成10年度政府予算案において「中部国際空港」の新規事業化を認めた。

中部における国際空港建設活動が新しい段階に入ったことを受け、本会は、３県１市及び名商とともに、「中部国際空港事業主体設立準備協議会」を設立し、事業主体の設置に関わる諸準備を精力的に進めた結果、平成10年４月30日に中部国際空港株式会社の創立総会を行い、安部本会会長が地元経済界を代表して同社の会長職に就任した。

第２節　中部における新国際空港建設をめぐる経緯

［１］新国際空港建設への胎動

昭和42年（1967）、本会では、航空機のジェット化・大型化の進展に伴い、空の大量・高速輸送時代の到来が予見される情勢に対応するため、国際航空輸送網の拠点となる4,000ｍ級滑走路（＊）をもつ国際空港の建設についての調査・研究に着手した。

新国際空港の建設地点については、愛知、岐阜、三重の３県下16地区について、地形、地質、風向、騒音影響などについて文献調査、現地調査を実施し、昭和43年３月、常滑沖、一色町沖、伊良湖沖、天伯原、知多中部及び小牧（名古屋空港の拡張）の６地域が適地であるとする『国際空港建設適地の選定について（中間報告）』を発表した。

一方、国際空港の需要・採算性については、東海道新幹線の開通による国内線旅客需要の減少などの要因もあり、昭和60年を目標とした場合には、新空港を支えるに足る旅客輸送の需要が見込めず、現名古屋空港の整備拡充によって対処せざるを得ないという結論になった。

（＊）　昭和42年当時、国際空港の必要滑走路長は、一般的に、次期大型ジェット機には3,500ｍ級、超音速旅客機に対しては4,000ｍ級といわれていた。

［２］大規模国際貨物空港構想の提案

昭和43年４月、東海３県の新たな発展方向を探究するため、大伊勢湾総合開発研究会を新たに発足させた。この研究会では、伊勢湾地域全体の方向性、これからの産業の発展方向、経済成長と生活環境が調和する都市圏の形成及びプロジェクトについて調査・研究を進めた。

昭和44年５月に、同研究会の中間報告『発展への回廊－大伊勢湾総合開発の展望－』を発表した。ここで提唱したプロジェクトとしては、名古屋港の国際港湾化－自由港の設置構想、並びに空港の成立条件を国際航空貨物に求めた国際貨物空港の開設の２つを提言した。

国際貨物空港については、「伊勢湾が広大な適地を持ち、かつ国際貿易実績の多い名古屋港等もあり、国際貨物空港として最適の条件を備えている」として、わが国の中央部に位置し、かつ開発適地を擁する伊勢湾に、大規模な国際貨物空港の建設を提唱したわけである。

この『大規模国際貨物空港構想』は、昭和44年12月、豊橋市で開催した地域懇談会において発表、この中で建設地に関しては「世界の物流体系の一環としてアジア地域をも指向した国際的な規模と機能とを兼ね備え、かつ陸運及び海運の両者に対してネットワークの形成が容易であること、また騒音による影響が少なく、地理的、地勢的及び気象的条件に恵まれていること」などが必要であり、「伊勢湾を中心とした地域には、このような条件をほぼ満たし得る地点を求めることができる」としている。

（補注：国際貨物空港構想は、運輸省、㈳経済団体連合会、㈳世界貿易センター、航空政策研究会、日本航空㈱などに幅広くＰＲするとともに、数多くの教示を受けた）

［３］国際貨物空港構想の具体的推進

昭和45年４月、大伊勢湾総合開発委員会（大伊勢湾総合開発研究会を昭和44年５月に呼称変更）では、総論、成長産業、都市圏及び国際貨物空港の４編で構成する『伊勢湾総合開発の展望』を発表した。

その中の『国際貨物空港編』では、航空機材の展望、航空貨物需要の見通し、国際貨物空港の必要性などを総合的に検証している。

同年５月に、国際貨物空港建設の適地の一つと目される幡豆郡一色町沖合の海域をモデルとした試案を作成、西尾、碧南、一色、吉良及び幡豆の首長、議員並びに当該地区選出の国会議員等の関係者100余名を招き、「国際貨物空港設定説明懇談会」を吉良町の吉良観光ホテルで開催した。

更に、松阪地域懇談会（７月）、静岡政経研究会（８月）、西尾･碧南･半田等青年会議所共催シンポジウム（９月）、西日本経済協議会（４月・11月）の席上において同構想を説明するとともに、同年７月には井上五郎会長が世界貿易センター東京総会において内外の参加者に披露し国際的ＰＲにも努めた。

こうした地元へのＰＲと併行して政府、運輸省、衆参両院議員など中央に対する地道な要望活動を展開した。

また、同年７月、運輸政策審議会の『総合交通体系のあり方及びこれを実現するための基本的方策について』において、「航空貨物の増大に対応するため、国際貨物空港における貨物取り扱い施設及びシティ・エア・カーゴターミナルの整備を図るとともに、国際貨物空港の建設を検討すべきである」と答申された。

本会では、これまでの蓄積や情報をベースに、大規模貨物空港の例として、『国際貨物空港－一色編』及び『国際貨物空港－常滑編』を作成した。

一色国際貨物空港（仮称）の概要

わが国に、航空新時代の要請に応じた世界の国際貨物空港として、また、世界航空輸送貨物幹線網のアジアの中心拠点としての性格を備えた空港を、仮に一色町地先に開設した場合を想定しますと、およそ次のようになるものと考えられます。

○位　置　一色町沖合海域（長方形（2,500ha）でＮＷに基準をおく）

○性　格　世界航空輸送貨物幹線網におけるアジア地域の中心拠点空港

○規　模（完成時点）

イ）離着陸性能：陸上機全機種

ロ）離着陸運航：年間80万回（ピーク時200回/h）

ハ）滑走路

4,000ｍ級４本　（幅67ｍ）

横風用　２本　（幅67ｍ）

計　６本

ニ）面積：2,500ha（8,000ｍ×3,125ｍ）

○工事期間等

航空輸送貨物需要（見通し）に対処し空港機能の早期稼働を図るため、埋立造成用地を２期に分けて工事を行い、第１期工事で1,500ha（土厚平均９ｍ）の空港（敷地本体）を造成する（工事費約460億円）。

また、第２期工事で残る1,000ha（土厚平均14ｍ）の土地を造成する（工事費約525億円）。

第１期工事に約５年、第２期工事には５年強（工事費計約985億円）を要することになる。

（出所：『国際貨物空港ー一色編』昭和45年９月）

常滑国際貨物空港（仮称）の概要

わが国に、航空新時代の要請に応じ、かつ、世界航空輸送・貨物幹線網におけるアジア地域の中心拠点としての貨物空港を建設するとすれば、わが国物的生産の中枢を形成する太平洋工業地帯の中央に位置し、広い港湾と陸上交通の便に恵まれ、開発余力に富む東海地方が、まず着目されるべきであろう。

しかしながら、上記の主旨による大規模な空港の建設には多くの過酷な制約条件が存在しており、その立地地点は自ずと限定されることになる。

常滑沖海域は、東海地方における数少ない空港建設適地の一つにあげることができる。いま、ここに空港を開設した場合を想定すると次のようであろう。

○位　置　愛知県常滑沖合海域（標点は北緯34度51分、東経136度49分付近）

○性　格　わが国及び世界航空輸送貨物幹線網におけるアジア地域の中心拠点空港

○規　模

イ）離着陸性能：陸上機全機種

ロ）離着陸回数：年間50万回（ピーク時120回/h）

ハ）滑走路

3,500ｍ級１本（離陸用）

3,500ｍ級１本（着陸用）

3,000ｍ級１本（着陸用）

計　３本

（着陸用平行滑走路間隔1,800ｍ）

ニ）面積：1,500ha

○工　期　約５年

○工事費　総額3,045億円

（出所：『国際貨物空港ー常滑編』昭和45年９月）

昭和46年11月、運輸省運輸政策審議会物流部会が発表した『昭和60年における国際航空貨物需要予測と航空貨物輸送システムのあり方について』において、「大都市立地指向性の高い旅客優先型空港とは立地条件の異なる国際貨物空港について、産業との関係、海に隣接しているという一貫輸送上の要請等を配慮したうえで、その建設に関する調査研究を早い時期に開始すべきである」と報告された。

これら答申を受け、昭和48年度には、運輸省予算に国際貨物空港に関する基礎的な調査を実施するため600万円が計上された。運輸省が正式に国際貨物空港の調査に着手したことは大きな前進であった。更に、昭和49年度には空港整備調査費1,300万円と調査調整費1,500万円が、昭和50年度には空港整備調査費1,500万円と調査調整費505万円がそれぞれ計上され、海外空港の実態調査等がが実施された。

しかしながら、昭和51年度において、石油ショックに伴う経済・財政状況の悪化や航空輸送需要の伸び率鈍化などから、国による国際貨物空港建設に関する調査は打ち切りとなった。

［４］国家プロジェクトとしての位置づけのための活動推進

国による調査は打ち切りになったものの、国際空港の建設は、中部発展のための最重要プロジェクトであるとの認識のもとに、昭和51年９月、本会、名商、中部開発センターの３団体により、国際空港問題共同研究会が設置された。

同研究会では、昭和52年８月に国際空港調査委員会（委員長:八十島義之助東大教授）を設け、中部における新国際空港構想について調査・研究を

進め、昭和53年11月、調査報告書がとりまとめられた。

更に、同年12月、航空政策研究会（会長：木村秀政氏）が「長期空港政策への提言」を発表し、その中で「中部圏の航空需要の今後の増大と現名古屋空港の行き詰まりが近いことを考慮すれば、遅くとも昭和75年（2000年）までに中部圏に新国際空港の完成が望まれ、また、関西新空港の開港が遅れその代替機能を求められた場合、中部新国際空港の開港は10年早い昭和65年（1990年）が望まれる」とした。

こうした状況のもとで、中部新国際空港の建設促進活動を積極的に進めたが、昭和56年12月閣議決定の第４次空港整備五箇年計画（昭和56年度～60年度）においては、先行する３大プロジェクト（新東京国際空港の第２期工事、東京国際空港の沖合展開，関西国際空港の建設）が優先され、中部新国際空港の法定計画への位置付けは実現しなかった。

昭和57年４月、本会では、創立30周年記念事業として、２年余の歳月をかけて『21世紀の中部ビジョン』を策定・発表した。

中部新国際空港については、これまでの蓄積に加え、新しい需要予測や関西国際空港の知見などに基づき、総合的に検討し、当ビジョンの基幹プロジェクトとして提案した。

本会では、当ビジョンの考えをもとに、建設地の絞り込み、民間資金の有効な利用方策等の調査研究を継続するとともに、機会あるごとに政府、中央省庁、中央財界、地方自治体に対し積極的に要望・支援要請を行い、地域のコンセンサスの形成に努めた。昭和57年10月及び12月に、愛知県、名古屋市、本会、名商の４者が共同で運輸大臣へ要望したことは大きな前進であった。

これまで運輸省においては、前述した３大プロジェクトのほか、地方空港のジェット空港化、環境問題への対応が重要課題となっていた。

しかし、関西国際空港の建設もようやく目途がついてきたため、本会では、昭和61年度から始まる第５次空港整備五箇年計画に中部新国際空港が位置づけられ、具体的調査が始められることを最大目標とし、㈳日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）中部プロジェクト委員会と連携して機能分担し、中部新国際空港の立地点の比較・優劣を検証することを目的に、伊勢湾、三河湾内の５地点について、建設工法及び建設費の見積り等をシミュレーションした。（調査結果は、中部新国際空港期成同盟会の発足などの新情勢に配慮して内部資料とした）

［５］５次空整、四全総への位置づけ

昭和59年に入ると、わが国の空港３大プロジェクトにおいて、東京国際空港（羽田）の沖合展開の工事着手、関西国際空港㈱の設立などの進展がみられた。

中部新国際空港に関しては、運輸省第五港湾建設局を中心とする伊勢湾港湾連絡協議会が策定した『21世紀の伊勢湾ビジョン』（昭和59年１月）や国土庁ほか４省庁共同調査の『東海環状都市帯整備計画調査』（昭和59年３月）などの報告書の中に、「新国際空港」の字句が掲げられ、国家プロジェクトへ進展の兆しが見えてきた。

本会では、このような情勢の変化に対応し、関係官庁との連携を強めるとともに、年度初めから新しい推進体制づくりの準備を進めた。

こうした中で、昭和59年12月開催の国土審議会中部圏特別委員会の席上、河本国土庁長官から「中部圏の新国際空港については真剣に検討すべき段階を迎えた」との発言があった。

このような情勢を受けて、昭和60年１月、中部新国際空港の建設促進活動を一体となって推進するため、３県１市と本会及び名商など東海地域各界の39団体で構成する中部新国際空港建設促進期成同盟会を結成した。この期成同盟会は、愛知県知事が会長を務め、本会会長は、岐阜、三重両県

知事、名古屋市長、名商会頭とともに副会長を務めている。更に、同年３月、東海３県選出国会議員による超党派の中部新国際空港建設促進議員連盟が発足した。

期成同盟会では、議員連盟の支援のもと、運輸省、国土庁をはじめとする政府、政党に対して活発な要望･陳情活動を展開した。また、本会でも独自に、中曽根総理をはじめ政府・自民党などの要路に対し、機会あるごとに要望・陳情するとともに、㈳経済団体連合会、西日本経済協議会の場など幅広いＰＲ活動を展開した。

また、同年８月、航空審議会空港・航空保安施設整備部会の『第５次空港整備五箇年計画の基本的考え方の中間とりまとめ』において「将来の国際空港の配置及び国内における航空ネットワークのあり方を検討するための必要な調査を行う」とされた。

わが国第３の国際空港の新設という大規模プロジェクトの性格から、科学的・専門的に調査・研究する権威ある公益法人設立の必要性が提唱されたことを受け、地元官民が一体になって努力した結果、昭和60年12月、㈶中部空港調査会（理事長：三宅重光㈱東海銀行会長、副理事長：田中精一本会会長ほか２名）が運輸省から設立許可を得て設立され、本格的な調査活動を開始した。

中部新国際空港の建設促進については、議員連盟、期成同盟会、空港調査会という三位一体の体制が整い、具体的に推進されることになった。

翌昭和61年２月、『国土審議会計画部会資料（四全総策定関連）』において、「中部圏等において新たな国際空港の配置を検討することが求められる」と記述された。更に、３月には、国土庁大都市圏整備局、中部圏開発整備地方協議会、北陸経済連合会及び本会が、昭和60年以来３ヵ年計画で進めてきた『21世紀中部圏計画策定調査』において、「21世紀に向けての国際的な高度交通体系の整備を考えると、中部圏の諸機能をより効果的に、また、より高度に発揮させていくためには、24時間離着陸が可能な中部新国際空港の建設が不可欠」とし、「国際空港を核とした臨空型産業の振興、都市拠点整備等を複合的に行い、その波及効果を最大限高めていくことが必要である」とした。

このような情勢の進展の中で、同年11月『第５次空港整備五箇年計画』（５次空整）が閣議決定され、「21世紀初頭におけるわが国の国際航空需要に対応するため国際空港のあり方について調査を行う」として、中部新国際空港を含め調査することが盛り込まれた。

更に、昭和62年６月閣議決定された『第四次全国総合開発計画』（四全総）において「21世紀初頭におけるわが国の国際交通網の充実を図るうえから、航空需要の動向等を見極めつつ、中部圏等における対応策について調査を進める」と位置づけられ、建設促進に向けて大きく前進した。

同年９月、国土庁大都市圏整備局、地方公共団体（中部圏開発整備地方協議会）及び民間（北陸経済連合会、本会）の３者による『21世紀中部計画策定調査』の最終報告『アポロ2025プラン』において、「将来の航空需要の増大への対応はもとより、（ⅰ）中部圏の海外との直結性の強化、（ⅱ）創造的交流の世界の拠点づくり、（ⅲ）国際的産業・技術首都圏の形成等の観点から24時間本格運用が可能な中部新国際空港構想の具体化を図る」とされた。

昭和63年７月、中部圏の21世紀に向かっての指針となる『中部圏基本開発整備計画（第３次）』（総理大臣決定）では、「中部圏並びにわが国と世界各国との人的及び物的交流の増大に円滑に対応するため、その拠点となる国際空港及び国際港湾の整備を進める。そのため、名古屋空港の整備を進めるとともに、国際需要の増大等に適切に対応し、わが国の国際空港網の充実を図るうえから、その対応策について長期的な視点に立って調査を進める」と、四全総より更に進んだ表現を得た。

一方、新空港の立地に関しては、同年12月に㈶中部空港調査会が発表した『中部新国際空港の立

地可能性調査の経過について』等をもとに、候補地の絞り込みのため、３県１市の首長懇談会が重ねられ、平成元年３月、その位置を伊勢湾東部の海上（常滑沖）とすることが望ましい旨の合意を得、続いて開かれた中部新国際空港建設促進期成同盟会や中部新国際空港建設議員連盟において了承された。

［６］６次空整で「調査実施空港」として位置づけ

平成元年６月、本会では、田中会長を委員長とし、全副会長を委員とする中部新国際空港特別委員会を発足させ、平成３年度を初年度とする「第６次空港整備五箇年計画」の策定時期に合わせ、中部新国際空港の同計画への盛り込みを目標に、政府並びに政策当局への陳情等積極的な建設促進活動を展開した。

平成２年３月、本会は地元経済界の総意を結集し、民間レベルの建設促進組織として、東海３県の10経済団体による中部新国際空港建設促進協議会を発足させ、強力な推進支援体制を整えた。

中部新国際空港建設促進協議会の構成団体

（平成２年３月設立時）

愛知県商工会議所連合会、三重県商工会議所連合会、岐阜県商工会議所連合会、名古屋商工会議所、中部経済連合会、中部経済同友会、岐阜県経済同友会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、岐阜県経営者協会

平成２年５月、㈶中部空港調査会は、空港建設候補地選定のための調査をはじめとした各種の調査結果を集大成し、これをもとに当地域の各方面の検討を経て策定した『中部新国際空港基本構想』を公表した。その後、同構想は中部新国際空港建設促進議員連盟、中部新国際空港建設促進期成同盟会の了承を経て、地元の構想として運輸省をはじめ関係省庁に提出した。

本会では、この基本構想をベースに、海部総理、金丸副総理をはじめ各大臣と懇談するとともに、期成同盟会、建設促進協議会と連携して、第６次空港整備五箇年計画への盛り込み方を、国に対し再三にわたって陳情・要望活動を展開した。

中部新国際空港構想の概要

項　目	概　　要
位　　置	名古屋の南約30kmの常滑沖の海上
規　　模	4,000ｍ滑走路を含む複数滑走路 第１期計画は、4,000ｍ滑走路１本 （空港本体のみで約600ha）
開港目標	21世紀初頭（おおむね2000～2005年）
機能性格	①　中部の要となる国際空港 ②　国土の要となる国際空港
需　　要	2005年で、国際線旅客710～880万人 国内線旅客580～600万人 国際線貨物55～65万ｔ 国内線貨物15～16万ｔ 2025年で、国際線旅客1,300～1,700万人 国内線旅客710～740万人 国際線貨物110～150万ｔ 国内線貨物18～20万ｔ
事業費	建設費　6,000億円～6,700億円 （空港本体約600ha） 事業費　6,700億円～7,550億円
採算性	建設費6,000億円のとき、事業費6,800億円、 出資率30％ 建設費6,700億円のとき、事業費7,550億円、 出資率35％ 単年度黒字転換10年、累積損失解消25年
アクセス	名古屋都心から30分程度

（出所：『中部新国際空港基本構想』平成２年５月、㈶中部空港調査会）

平成２年８月に、航空審議会空港・航空保安施設整備部会から発表された「第６次空港整備五箇年計画の基本的考え方について（中間とりまとめ）」において、「名古屋圏については、国際空港の新設に関し、将来における同圏域の航空需要を勘案しつつ、現空港との関係を含めた整備の内容、採算性と費用負担、アクセス、空域等の諸問題について地域の創意工夫を反映させつつ、関係者が連携して総合的な調査を進めることとする」と位置づけられた。

同年９月には、東京において講演会「21世紀の空と中部新国際空港」及び建設促進協議会創立の披露パーティーを盛大に開催し、中央の政官財界に広くＰＲするとともに、同基本構想について出席者の賛同を得た。

平成３年６月には、㈶中部空港調査会より「中部新国際空港の全体像について」が公表され、より具体的な構想が示された。これを踏まえて、７月、８月には期成同盟会、促進協と連携して、海部総理をはじめ関係省庁に対し積極的な要望・陳情活動を実施した。

同年９月には、中部新国際空港建設促進協議会に、新たに中央の経済４団体（㈳経済団体連合会、日本商工会議所、日本経営者団体連盟、㈳経済同友会）をはじめ全国各地の経済団体の参画を得て、32団体による全国組織へと拡大させ、強力なバックアップ体制を整えた。

その後、10月には、促進協の拡大理事会及び全国拡大披露記念パーティーを東京において開催し、中央及び地元の政、官、民の首脳など多数の出席を得て全国的な気運の盛り上げを図った。

更に11月、本会は、議員連盟、同盟会、促進協と連携し、宮沢総理はじめ関係省庁に対し積極的な要望･陳情活動を実施した。

また、同月29日には、「第６次空港整備五箇年計画」が閣議決定され、中部新国際空港について、「将来における空港需要を考慮しつつ、現空港との関係を含めた整備の内容、採算性と費用負担、空域、アクセス等の諸問題について地域の創意工夫を反映させつつ、関係者が連携して総合的な調査を進める」と位置づけられた。

これによって、中部新国際空港は、構想段階から調査空港段階へと大きく前進した。

規模に関する基本構想との概念の対比

		空港本体		関連用地
		基本施設	ターミナル施設	
基本構想（平成2年5月）	全体規模	4,000m滑走路を含む複数滑走路	基本施設に対応した施設	都市的サービス施設を始め空港関連産業等
	第1期計画	4,000m滑走路を1本	同上	同上
		約600ha		

		空港	
		基本施設	ターミナル等
全体像（平成3年6月）	全体計画規模	4,000m滑走路2本	旅客ターミナルおよび貨物のターミナル、整備基地、貨物関連、整備関連、国際業務、流通業務、技術交流等のエリア
		700～800ha	

（出所：『中部新国際空港の全体像について』平成３年６月、㈶中部空港調査会）

［7］「調査実施空港」から「事業推進空港」へ

平成４年４月、３県１市と本会、名商、㈶中部空港調査会の７団体は、地元における調査の基本方針及び重要事項の取り決めを行うため、「中部新国際空港調査地域連絡調整会議」を設立した。

その後、同年８月と11月の２度にわたり、松永会長は、中部新国際空港建設促進協議会の代表理事として、地元関係者とともに大蔵省、運輸省など関係省庁に新空港建設について陳情を重ねた。特に11月の陳情では、奥野運輸大臣から「中部新国際空港は最高のプロジェクトであり、第７次空港整備五箇年計画では具体的な対策を講じる」との力強い発言を得た。

一方、愛知県及び㈶中部空港調査会では、中部新国際空港の建設にかかわる各種調査を実施した。

こうした多様な動きが広がるなかで、本会では平成４年９月、事務局私案として、『中央国際空港私案』を発表した。これは、空港計画や地域整備計画の策定に向けて地域の議論を活発化するための引き金となり、地域としての総意づくりにつながることを期待して、空港計画、隣接エリアの規模、機能、事業主体の考え方など全体像を提案したものである。

本会事務局私案として発表した
「中央国際空港私案」

中部新国際空港建設促進協議会は、平成６年６月に開催した賛助会員大会において、「新空港建設促進の機運を高めていき、地元合意の形成、全国レベルでの認知度向上をめざし、各層に対する新空港への理解活動、さまざまな広報活動などを経済界の総意を結集して一層強力に推進する」ことが合意された。

同年９月には、「空の日及び空の旬間」の記念行事の中核事業として「中部新国際空港フォーラム及び’94スカイフェスタなごや」（主催：’94スカイフェスタなごや実行委員会、航空政策研究会、21世紀の空と中部新国際空港実行委員会）を開催した。そのフォーラム宣言として「中部新国際空港が７次空整において、24時間運用可能な、人と環境に優しい空港で、地域に豊かさと安らぎ、将来の期待をもたらす空港として位置づけられるよう、地域の英知と総力を結集する」ことが採択された。

中部新国際空港の整備内容等について

空港能力	（航空需要／2020年代半ば） 国際旅客　800～1,300万人　国内旅客　600～1,100万人 国際貨物　60万t　国内貨物　５～10万t 離発着回数　8～14万回 ※開港時には、上記需要に対応可能な規模を空港能力として設定
空港規模	（全体構想） 滑走路：２本（4,000m、クロースパラレル） 面　積：900～1,000ha
	（開港時） 滑走路：１本（3,500m） 面　積：460～530ha ※護岸は２本目滑走路用地を囲む形であらかじめ建設し、埋立材は建設残土等の有効活用を図る。
建 設 費	6,300～8,300億円（平成６年価格による開港時規模の建設費）
事業方式	①現行の一般的な空港整備による事業方式 ②一体経営型 ③用地造成分離型 ④３機能分離型 ※地域と空港の関わり方や事業採算性を念頭に、より可能性の大きい事業方式を探っていく必要がある。 ※事業の採算性については、 ・建設費の削減方策、増収方策、事業費の30%以上の無利子資金の手当をする等、種々の採算性確保策の検討が必要。 ・地域の地方自治体、経済界としても、相応の責任と負担が必要。
周辺開発	※空港の周辺開発は空港計画と整合を図りつつ、平行して進める。

（出所：『中部新国際空港事業化に関する調査状況について』平成６年11月、㈶中部空港調査会）

また、同年11月、㈶中部空港調査会は、事業化検討の前提の一つとなる空港整備の内容について、中部新国際空港調査地域連絡会議における空港整備内容等の検討を踏まえ専門委員会で中間的なとりまとめを行い、開港時には3,500ｍ滑走路１本であること、事業費の30％以上の無利子資金が必要であること等とした「事業化に関する調査状況について」を発表した。

平成４年から平成７年の間に行われた空港建設にかかわる各種調査は次のとおり。

平成４年11月、㈶中部空港調査会が、常滑沖を立地地点とする大気関係、騒音、電波障害などの陸域に関する具体的な調査に着手した。

平成５年３月、愛知県、三重県、㈶中部空港調査会は、懸案であった海域調査（漁業、環境、地象）について、愛知、三重両県漁連の同意が得られ現地調査に着手した。９月には、音波探査及びボーリングの結果が公表され、新空港建設予定地は極めて良好な支持基盤であることが確認された。

平成５年12月、愛知県と㈶中部空港調査会は共同で、離発着及び想定飛行ルート等の騒音体感を目的とし、新空港建設予定地（洋上）を仮想滑走路として、B747-400、B767-300型機による実機飛行調査を実施、その結果を翌平成６年４月に公表した。

平成６年10月、㈶中部空港調査会、愛知県、三重県は、陸域調査(大気・気象、環境騒音、陸域生物等、平成４年６月より実施)及び海域調査(海水の流れ・水質等、平成５年３月より実施)により得られた10項目にわたる環境現況調査結果を中間的にまとめ、公表した。

平成６年７月愛知県は、常滑沖約３㎞に海上環境測定局設置し、10月より気象・海象測定及び藻類の育成試験を開始した。

平成７年５月、「21世紀の空と中部新国際空港」実行委員会（中部新国際空港建設促進期成同盟会、㈶中部空港調査会、中部新国際空港建設促進協議会で構成）は、「中部新国際空港アクション東京～事業着手をめざす全国大会」を開催し、約860名もの多数の出席を得た。

これは、第７次空港整備五箇年計画において「事業着手」の位置づけを得ることを目標に、中部新国際空港整備の必要性について理解を広めるとともに、地元の決意と熱意を在京の各界各層に示すために開いたものである。レセプションには関係省庁から亀井静香運輸大臣、松尾道彦運輸事務次官等、政界から河野洋平自民党総裁、海部俊樹新進党党首等、経済界から豊田章一郎㈳経済団体連合会会長をはじめとする経済４団体トップ等の出席を得た。亀井運輸大臣から「中部地方にも国際ハブ空港ができて当然」など、７次空整へ向け中部新国際空港に対する積極的かつ好意的な発言があった。

地元が積極的に中部新国際空港の必要性をＰＲしていくなかで、運輸省航空審議会は平成７年８月に、「第７次空港整備五箇年計画の基本的考え方(中間とりまとめ)」を発表した。このなかで中部新国際空港について、わが国をめぐる国際航空需要を中心的に受け持つ機能と、グローバルな空の結節点としての機能を有する国際ハブ空港として「事業の推進を図る」ことが位置づけられた。

これによって、中部新国際空港は、2005年の開港へ向けて大きく前進した。

更に、同年11月には、松永亀三郎㈶中部空港調査会理事長、安部浩平本会会長及び鈴木礼治愛知県知事が、運輸、大蔵、建設、国土等の関係省庁及び自民党首脳等を訪ね、７次空整期間中の投資規模及び平成８年度予算の満額確保、７次空整における事業推進の位置づけ、空港計画の早期決定等、中部新国際空港の建設促進に関する具体的な要望を行った。

このとき、運輸省幹部から「中部新国際空港へ

のアクセス整備を重点課題に位置づけ、空港と道路を一体的に進めたい」との発言があった。

これらを受けて地元では、関係機関、関係団体が連携してプロジェクトの一層の推進を図るため、同年12月、従来の「中部新国際空港調査地域連絡調整会議」（３県１市、本会、名古屋商工会議所、㈶中部空港調査会で構成）を強化発展させ、３県１市、国の地方機関（中部運輸局、第五港湾建設局、大阪航空局、中部地方建設局）、本会、名商及び㈶中部空港調査会のトップで構成する「中部新国際空港推進調整会議」を設置した。同会議では、７次空整期間中の着工及び2005年の開港を目指し、遅くとも平成８年度中には空港計画案、空港事業方策案、環境影響予測案、地域整備構想案及びアクセス整備方策をとりまとめることとした。

本会では、同じく12月に、中部新国際空港特別委員会の下部組織として中部新国際空港専門委員会を設置した。専門委員会では、広く会員の参加を得、関連する常設委員会と協力して、空港計画、事業性、関連機能開発及び交通アクセスなどにつき具体的な提言、改善案をまとめ、国、自治体、㈶中部空港調査会における検討ステージに応じて経済界の意見反映を図った。

［８］空港建設推進体制づくりから現地着工へ

政府は平成８年２月、「今後５年間における空港整備に関する投資規模を総額３兆6,000億円、うち空港整備事業２兆8,260億円、民間出資関連事業5,740億円とする」旨を閣議了解した。

また、平成８年度予算の成立に伴い、平成８年５月、運輸省航空局に新空港を担当する大都市圏空港計画室、また、第五港湾建設局に中部新国際空港調査室が設置された。

同年７月と11月には、松永㈶中部空港調査会理事長、安部本会会長、鈴木愛知県知事らが運輸、大蔵、建設、自治、防衛、国土等の関係省庁及び自民党首脳を訪れ、閣議決定における「事業推進」の明確な位置づけ、及び７次空整期間中の投資規模等に関し要望した。国側からは、「我々も努力するが、地元の皆さんには、これから熱意を示していただく場が多くなると思う」との発言があった。

平成８年12月13日、「第7次空港整備五箇年計画」（平成９年に特別措置法により七箇年計画に改定）が閣議決定され、中部新国際空港に関しては「中部圏における新たな拠点空港の構想について、定期航空路線の一元化を前提に、関係者が連携して、総合的な調査検討を進め早期に結論を得たうえ、その事業の推進を図る」と明示された。

これによって、中部新国際空港は、新東京国際空港（成田）、関西国際空港とともに日本を代表する国際拠点空港と位置づけられ、2005年の開港に向けて大きな弾みがついた。

この間、本会は、中部新国際空港特別委員会において、平成８年７月『中部国際空港と関連するプロジェクトについて（第1部）』を発表し、新空港と空港都市、空港計画及び空港都市の機能と規模について基本的な考え方を示した。

更に、翌年２月には、『中部新国際空港と関連するプロジェクトについて（環境との調和、水産との共生、情報通信）』をとりまとめ、関係者へ提言した。

７次空整の閣議決定後の平成９年３月、第３回中部新国際空港推進調整会議を開催し、これまでに当地域において検討された各種計画案（空港計画案、環境影響予測案、地域整備構想案、アクセス整備方策案、空港事業推進方策案のいわゆる５点セット）を了承した。これら計画書は、地元関係者のコンセンサスづくりとともに、平成10年度政府予算（実施設計）獲得に向け大きな推進力となった。

平成９年６月、航空審議会は、中部新国際空港の整備の方向性について審議する空港整備部会を設置し、安部本会会長、加藤晃岐阜大学名誉教授、

伊藤達雄四日市大学教授など地元関係者を含む８名を臨時委員に委嘱した。このように多数の地元関係者を構成員としたことは大変稀（まれ）なことであり、中部新国際空港の早期着工に大きな弾みをつけるものであった。７月に開催された空港整備部会において、鈴木愛知県知事及び松永㈶中部空港調査会理事長が、空港計画案、地元調整状況、定期航空路線の新空港への一元化、アクセス整備方策案、事業推進方策案等について詳細な説明を行った。

また、同月、中部新国際空港の早期着工を目指す全国組織の自民党国会議員有志による「自由民主党中部新国際空港建設推進議員協議会」が発足し、９月の総会において、会長に小渕恵三氏、最高顧問に竹下登氏が選任された。

平成９年８月、運輸省は平成10年度予算の概算要求に、事業主体の設立及び空港建設に関する実施設計調査費等として14億2,200万円を盛り込んだ。

こうした動きに対応し、同年10月、経済界では、平成10年度における事業主体の設立を円滑に進めるため、㈳経済団体連合会、本会並びに名商等の地元主要経済団体代表の参画を得て「中部新国際空港民間出資促進準備委員会」を立ち上げ、出資計画について種々検討を行った。翌平成10年２月「中部国際空港民間出資促進委員会」において、民間出資についての基本的な考え方を了承した。

民間出資要請額設定についての基本的な考え方

(1)　地元（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）で民間出資512億円の２分の１、256億円募集することを目標とする。残りの256億円は東西企業で募集する。

(2)　出資要請

①　地元企業については、40億円をトップに3000万円までを設定。

②　東西企業については、5億円をトップに3000万円までを設定。

③　上記以外に、中経連会員及び名商会員等地元企業を中心に、原則として最低1000万円で広く募集する。

これを受け、同委員会事務局（本会、名商で構成）では、直ちに地元企業、東西企業に出資の協力要請を行い、特に大口出資要請企業約500社に対しては、直接訪問して、依頼するなど精力的な活動を展開した。

その結果、地元企業、東西企業とも中部新国際

中部国際空港㈱の事業スキーム

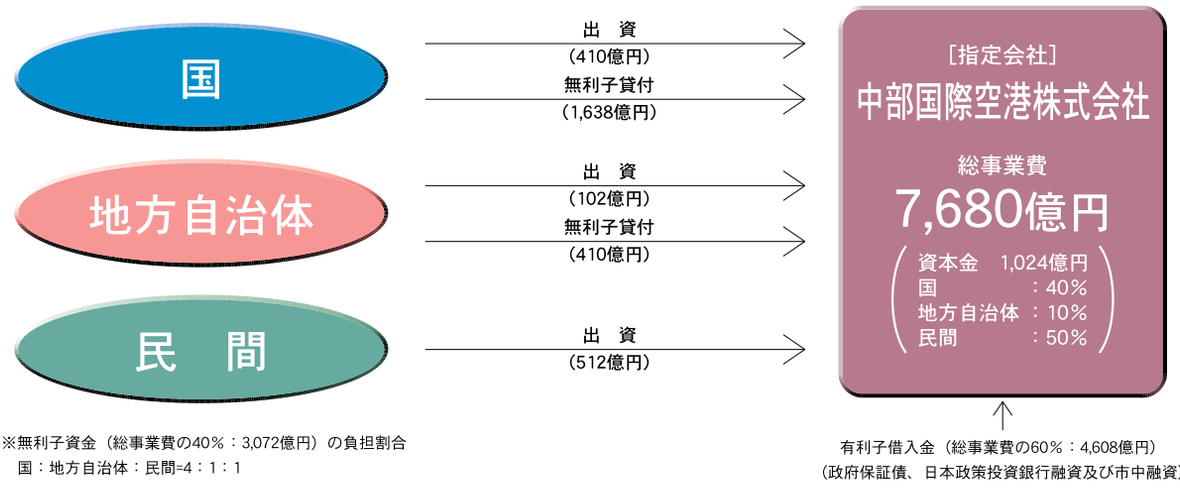

空港に対する関心は高く、出資についても積極的で最終的な民間出資予定額は、742社、775億7,000万円と目標額の512億円を大幅に上回る結果となった。

平成９年10月から12月の予算案編成の重要な時期にあたって、安部本会会長（中部新国際空港建設促進協議会代表理事、㈶中部空港調査会理事長を兼任）は、再三にわたり橋本龍太郎総理大臣をはじめ、大蔵・運輸・建設等各省の大臣、幹部、自民党三役を訪ね、地元の熱意と決意をアピールした。

一方、国においては、同年12月に、中部国際空港を民間活力を活かしたＰＦＩ事業として最優先のプロジェクトに位置づけ、平成10年度政府予算案において「中部圏の新たな拠点空港として中部国際空港の整備に着手する」として事業着手を認めた。

同時に、事業会社の設立及び同社が行う空港建設に関する実施設計調査を行うために必要な経費として10億7,200万円を計上した。このように、中部新国際空港の建設活動は、新しい段階に入ることとなった。なお、当政府予算案での新空港の名称は、中部新国際空港から「中部国際空港」と標記され正式に変更された（以後、本文においても「中部国際空港」と称する）。

また、予算関連法案として中部国際空港を法的に位置づけた『中部国際空港の設置及び管理に関する法律案要項』において、中部国際空港は、成田、関空と並ぶ第一種空港とすることを明記、事業主体は国に代わって、空港の設置、管理を委託される指定会社とすること、支援措置として出資、債務保証、無利子貸付、税制の優遇措置等を講じることを規定した。

平成10年１月、事業主体の設立に向け、３県１市、本会及び名商は、「中部国際空港事業主体設立準備協議会」を設置した。同年３月31日に設立発起人会を開催し、定款、事業概要等について了承するなど、中部国際空港㈱の設置に関わる諸準備を進めた。

中部国際空港事業主体設立準備協議会
設立発起人名簿
（平成10年３月31日現在、順不同）

愛知県	（知事：鈴木礼治）
岐阜県	（知事：梶原　拓）
三重県	（知事：北川正恭）
名古屋市	（市長：松原武久）
豊田章一郎	（トヨタ自動車㈱会長）
安部浩平	（中部電力㈱会長）
谷口清太郎	（名古屋鉄道㈱会長）
須田　寛	（東海旅客鉄道㈱会長）
西垣　覚	（㈱東海銀行頭取）
石丸典生	（デンソー㈱会長）
小川　進	（東邦ガス㈱会長）
小原敏人	（日本ガイシ㈱会長）
今井　敬	（㈳日本鉄鋼連盟会長・新日本製鐵㈱社長）
荒木　浩	（電気事業連合会会長・東京電力㈱社長）
中里良彦	（㈳日本電機工業会会長・富士電機㈱社長）
辻　義文	（㈳日本自動車工業会会長・日産自動車㈱会長）
清水義之	（岐阜県商工会議所連合会会長・㈱十六銀行頭取）
堀木　博	（三重県商工会議所連合会会長・日本トランスシティ㈱会長）

こうした動きと平行して、中部新国際空港推進調整会議は、「中部国際空港の計画案（最終まとめ）」をとりまとめ、平成10年４月に公表した。これは、１年前に公表した「中間まとめ」に対し、騒音に対する地元の不安に配慮して一部変更（滑走路中心位置を100ｍ沖出し）を織り込んだものとなっている。

中部国際空港の事業主体である中部国際空港㈱

の創立総会が平成10年４月30日に開催され、翌５月１日には設立登記が行われ、正式に発足した。

会長に安部浩平本会会長、社長にトヨタ自動車㈱出身の平野幸久氏が就任し、資本金3億2,200万円、組織は総務、経理、企画、調整、建設の各部、社員数は地元自治体と地元企業を中心に84名という体制でスタートした。

中部国際空港㈱は同年７月１日、新空港等の設置及び管理を行う者として国からの指定を受けるとともに、出資、人材を受け入れ、資本金は５億3,600万円、社員数も122名と増資、増員された。

一方、中部国際空港の連絡鉄道施設については平成10年８月、翌年度予算の運輸省概算要求において、中部国際空港アクセス鉄道を対象とする補助制度の新設が織り込まれた。平成11年１月には「中部国際空港連絡鉄道施設整備協議会」(愛知県、三重県、岐阜県、名古屋市、常滑市、名商、空港調査会、名鉄、JR東海、空港会社及び本会で構成)が開催され、名鉄常滑線の常滑駅～空港駅（仮称）を結ぶ連絡鉄道施設の設置が了承された。

これを受け、平成11年２月に、「中部国際空港アクセス鉄道建設主体設立準備委員会」が発足し、６月には、鉄道施設建設の事業主体となる「中部国際空港連絡鉄道株式会社」が第３セクター方式により設立された。

一方、現地工事着工への最大の課題である漁業補償に関して、平成10年９月、愛知県漁連中部国際空港対策協議会（平成10年８月設立）が、漁業経営実態調査の受け入れを決定し、平成11年３月以降に、愛知県から各漁協へ補償額が順次提示され、漁業補償交渉が開始した。同年８月には、知多支部委員会分の漁業補償等について了承が得られたことを受けて、中部国際空港㈱から運輸大臣に飛行場設置許可申請が、また中部国際空港㈱及び愛知県企業庁から愛知県知事に公有水面埋立免許出願が行われた。

引き続き、東三、西三、渥美の各支部委員会に対しても補償額の提示が行われ、平成11年12月、空港対策協議会が、これら３支部委員会に対する漁業補償額について了承するとともに、協議会会長より各事業主体に対して、事業の実施についての同意書を提出した。

また、同月には、運輸省主催の中部国際空港の設置及び延長進入表面等の指定に関する公聴会が開催された。本会から、豊田芳年副会長が公述人として出席し、中部国際空港の設置について賛成の立場から公述を行った。

平成12年２月に、愛知県漁連との間で漁業振興費について合意を得、３月には野間漁協との補償交渉が妥結したことにより、愛知県漁連との漁業補償交渉は一応の決着をみた。

一方、三重県漁連との漁業補償交渉は、平成12年１月に中部国際空港㈱が窓口になり、補償の考え方等の説明を開始し、同年３月には補償額を提示した。しかしながら、両者の主張は大きく相違し、当事者同士による解決は困難となった。このため、同年５月に北川正恭三重県知事が両者からの斡旋依頼を受け入れ、６月に斡旋案を提示した。中部国際空港㈱と三重県漁連は、この斡旋案を受諾し、ここに漁業補償交渉は完了した。

三重県漁連に対する漁業補償額等に関して 愛知県漁連より不満が出ていたが、８月、中部国際空港㈱が漁業振興費基金に追加拠出すること等で決着することができた。

この間、平成12年４月、運輸大臣が中部国際空港の設置を許可し、６月には、環境庁長官の意見

漁業補償額と漁業振興費

（単位：百万円）

	補償額	振興費
知多支部北部部会	24,780	——
知多支部南部部会	10,500	——
東三・西三・渥美支部	3,180	——
野間漁協	5,500	——
愛知県漁連計	43,960	10,000
三重県漁連	13,600	7,300
合計	57,560	17,300

を得て、建設・運輸両省は、愛知県知事に対し公有水面埋立免許の認可があり、直ちに愛知県知事より中部国際空港㈱に対して公有水面埋立が免許された。

中部国際空港㈱は、平成12年８月１日、現地工事に着手し、同19日には、建設事務所近くの特設会場で起工式を、その後、常滑市体育館において、関係者1,200名の出席を得て起工祝賀会が行われた。

第３節　中部国際空港の計画概要

［１］計画の方針

平成８年（1996）12月13日に閣議決定した「第７次空港整備五箇年計画」（平成９年に財政構造改革の推進に関する特別措置法を受けて計画期間を七箇年に延長）を受けて、地元では、中部新国際空港推進調整会議（＊）において空港計画案を検討した。その結果、平成10年３月に、現在の中部国際空港建設のベースとなった「中部国際空港の計画案（最終まとめ）」をとりまとめた。

（＊）　岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、運輸省中部運輸局、同第五港湾建設局、同大阪航空局、建設省中部地方建設局、㈳中部経済連合会、名古屋商工会議所、㈶中部空港調査会の長で構成。平成７年12月設置。

同案では、新空港計画の方針として、

① 現名古屋空港における定期航空路線の新空港への一元化を前提とし、国際航空輸送及び国内航空輸送の拠点とする。

② 陸・海・空のアクセスを整備し、国内・国際の乗り継ぎも便利な利便性の高い空港とする。

③ 24時間運用可能な空港とする。

④ 環境に配慮した空港とする。

⑤ 地域と一体的・相乗的に発展する空港とする。

⑥ 開港に必要な施設の整備を終えた時点に運用を開始し、以降、航空需要の動向に応じ、逐次施設の拡充を図る。

の６項目を掲げた。

また、新空港の空港施設計画の検討の前提となる航空輸送需要は次表の通りであり、第Ⅰ期計画では、旅客が2,000万人／年（国際800万人、国内1,200万人）、貨物が51万ｔ／年（国際43万ｔ、国内８万ｔ）と想定している。

空港施設計画の検討の前提となる航空輸送需要

計画時点	航空旅客（万人／年）		航空貨物（万トン／年）		〔参考〕離着陸回数〔万回／年〕
	国際	国内	国際	国内	
第Ⅰ期計画	800	1200	43	8	約13
将来構想	1000	1500	53	10	約16

（注）離着陸回数は、航空輸送需要を基に、航空機材を想定し、算定したものである。
（出所：「中部国際空港の計画案（最終まとめ）」平成10年３月、中部新国際空港推進調整会議）

［２］空港島の位置・面積

中部国際空港は、名古屋の南約35㎞の伊勢湾東部常滑沖海上に位置する。面積は、空港本体部分が約470ha。隣接する地域開発用地（事業主体は愛知県企業庁）約110haとあわせて約580haの空港島が造成される。将来構想では、空港部分が約700ha、地域開発用地が約200haの合計約900haに拡張される計画となっている。

［３］滑走路

開港時は3,500ｍ×１本（事業の採算性確保の観点から）、将来構想では4,000ｍ×２本を計画、滑走路間が300ｍのクロースパラレル方式で設置する。

■空港島の面積等

区分		第Ⅰ期計画	将来構想
空港	滑走路長及び本数	3,500m1本	4,000m2本
	滑走路等	約346ha	――
	旅客ターミナル等	約69ha	
	貨物施設等	約44ha	
	護岸、その他用地	約14ha	
	合計	約473ha	約700ha
地域開発		約107ha	約200ha
空港島合計		約580ha	約900ha

■空港用地の形状及び土地利用計画

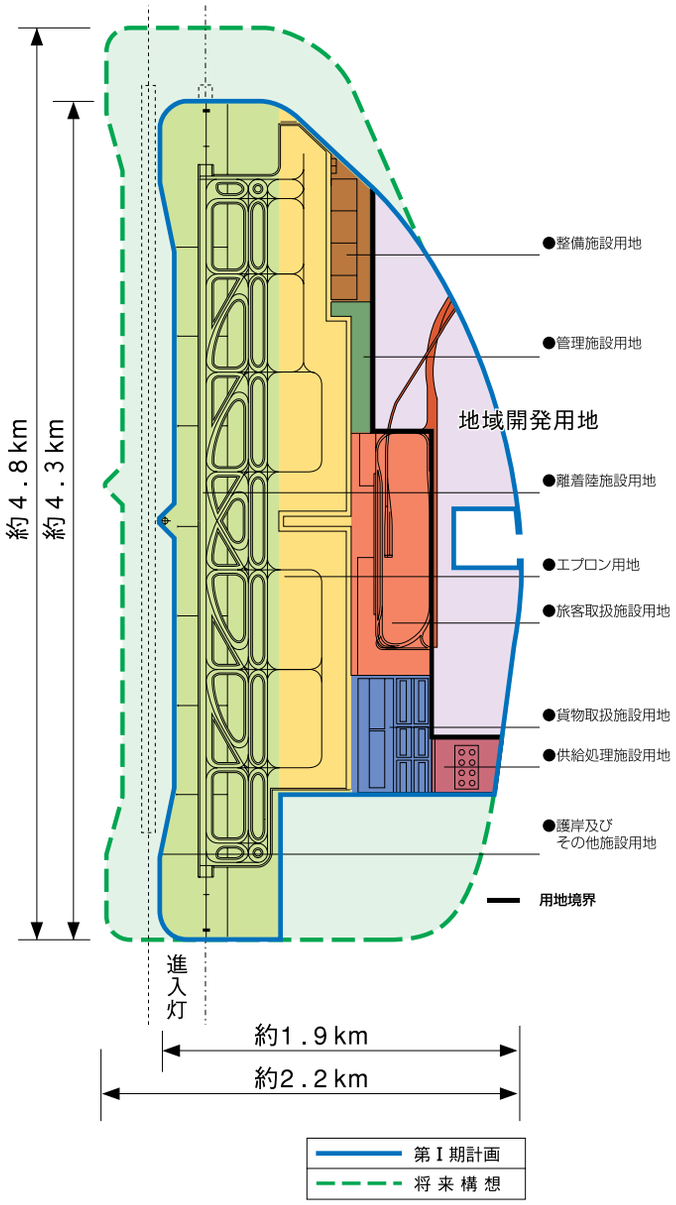

■空港島及び空港対岸部地域開発用地の位置図

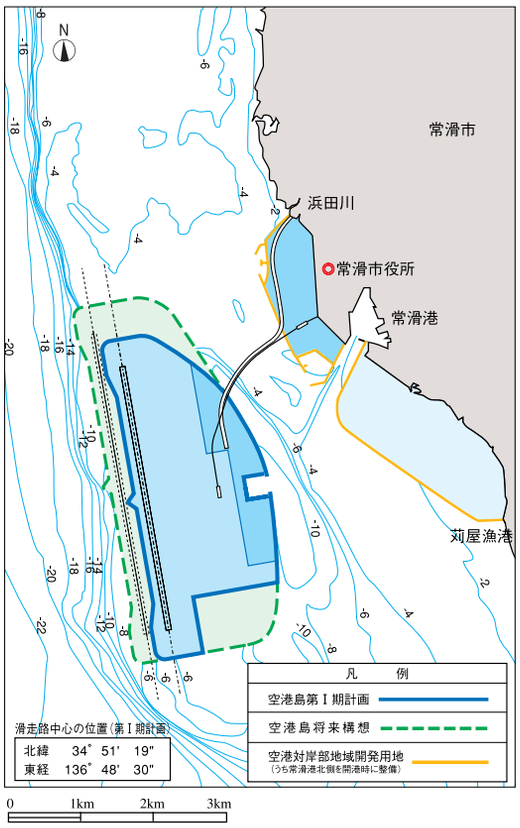

■地域開発用地の段階的整備の考え方

整備位置	開港時	空港の将来構想対応時
空港島地域開発用地	約107ha	約200ha
対岸部地域開発用地	約123ha	約360ha

中部国際空港建設促進期成同盟会資料より

［4］主要施設

平成11年５月、中部国際空港㈱は、旅客ターミナル地区基本計画の概要を発表した。「ユーザーフレンドリーでシンプルなターミナル」を特徴としており、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいものにする「ユニバーサルデザイン」や、旅客ターミナルビルと交通アクセスをわかりやすく結ぶ「マルチアクセスターミナル（MAT）」などを採用している。更に、経済的、効率的なターミナルを整備するという観点から、スポットの一部を国内線、国際線いずれにも利用できる「スイングゲート」を設けるほか、将来の拡張を容易にするため旅客ターミナルをモジュール化するなどさまざまな工夫を打ち出している。

また、平成12年10月には旅客ターミナルビル基本設計の概要が発表された。21世紀の空港としての最新機能と、和やかで親しみのある「和」にあふれた空間が融合するように計画されており、「やさしいターミナル（誰もが使いやすいユニバーサルデザイン）」「わかりやすいターミナル（コンパクトで機能的な施設配置）」「にぎわいターミナル（魅力ある商業空間と環境配慮）」の３つのコンセプトを掲げている。

旅客ターミナルビルは、ターミナル本館、本館から西側に突き出したセンターピア、本館両側に南北に伸びたウイングから構成され、南北約1,030ｍ、東西約500ｍの建物で、延床面積は約22万㎡あり、アクセス施設が集中したMATと緩やかなスロープの連絡通路で結ばれている。スポット数は54（国際線25、国内線29）と現名古屋空港の２倍を確保するとともに、スイングゲートを採用しスポット運用の効率化を図ることにより、ビルから直接乗降できる固定スポットの利用率を旅客数で90％となるように計画されている。

第４節　交通アクセスの概要

［1］鉄道アクセス

知多半島から常滑沖の空港島までの交通アクセスのうち、鉄道アクセスについては、現在の名古屋鉄道（名鉄）常滑線を延伸し、常滑駅～中部国際空港駅（仮称）までの約4.3㎞を総事業費約708億円で整備（営業キロは4.2㎞）する。また、現在の終点常滑駅は地上駅であるため、延伸にあたっては高架駅とするが、これに併せて既存の名鉄常滑線榎戸駅南～常滑駅間の約1.5㎞についても、愛知県や常滑市とともに、鉄道による市街地の分断や踏切の解消を目的に都市計画事業による高架化事業を行うこととしている。

中部新国際空港推進調整会議において決定された鉄道アクセス計画には「新空港の開港時までに、名鉄常滑線から空港に至る連絡鉄道施設を整備するとともに、名鉄常滑線のスピードアップ及び輸送力増強を図る」とあり、これを具体的に検討するため、平成９年（1997）10月、「中部国際空港連絡鉄道施設整備協議会」が設置され、平成11年１月、中部国際空港アクセス鉄道事業の概要等を公表した。計画では、名鉄常滑線常滑駅～中部国際空港駅（仮称）までの鉄道連絡施設について、第三種鉄道事業者（鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に使用させる者）として整備・運営を行う事業主体を第三セクター方式で設立する。総事業費は約708億円で、うち約116億円を出資金（地方自治体：民間＝１：１）、約135億円を補助金（国：地方自治体＝１：１）で調達し、事業採算性を向上させている。

旅客ターミナルビル

中部国際空港の概要

1）空港の概要

位　　置：愛知県名古屋市の南約35km、常滑市の沖約４km（滑走路位置）の伊勢湾海上

規　　模：空港面積　約470ha　滑走路　3,500m　１本

開港目標：2005年３月

2）旅客ターミナルビルの概要

旅客ターミナルビルは、ターミナル本館、本館から西側に突き出したセンターピア、本館両側に南北に伸びたウイングから構成され、南北約1,030m、東西約500mの建物で、延床面積は約22万㎡です。この旅客ターミナルビルはアクセス施設が集中したＭＡＴと緩やかなスロープの連絡通路で結ばれています。

●階数と規模

本館部	地上４階	間口230m×奥行190m	
		最高部高さ	30m
センターピア部	地上３階	幅　55m×長さ315m	
ウイング部	地上３階	幅　20m×長さ400m×２	
ＭＡＴ部	地上２階	間口 85m×奥行 60m	
		連絡通路長さ	50m

●構　造

鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

3）旅客数とスポット数

	計画対象旅客数	計画スポット数		計
		ローディング	ナイトステイ及び予備	
国際線	700万人	19(内固定　13)	6	25
国内線	1,000万人	17(内固定　9)	12	29
計	1,700万人	36(内固定　22)	18	54

注）固定スポット数のうち、２スポットは国際線、国内線両方に使用可能なスイングスポットです。このようにスポット運用の効率化を図ることにより、ビルから直接乗降できる固定スポットの利用率を旅客数で90%となるように計画しています。

4）ターミナルビル主要施設の概要

●旅客取扱施設

チェックイン施設	国際線アイランド型	４アイランド	
		88ポジション	
	国内線アイランド型	４アイランド	
保安検査施設	セントラルセキュリティ方式		
	Ｘ線検査装置・金属探知機		
出入国検査施設	出国	税関検査カウンター	4
		出国審査カウンター	23
	入国	検疫検査カウンター	7
		入国審査カウンター	25
		動物検疫検査カウンター	2
		植物検疫検査カウンター	2
		税関検査カウンター	28
搭乗待合施設	国際線　13ゲート	バスゲート	2ゲート
	国内線　9ゲート	バスゲート	2ゲート
手荷物取扱施設	手荷物検査方式	国際線インライン方式	
		国内線カウンター方式	
	バゲージクレーム	国際線	5基
		国内線	4基

●ＭＡＴ（マルチアクセスターミナル）

各種のアクセス交通機関と旅客ターミナルビルとの結節機能、交通、観光等各種情報の集約提供機能を持つ施設で、旅客ターミナルビル２・３階の中間レベルにあり、旅客ターミナルビルとはスロープと動く歩道で結ばれています。

●コンセッション・サービス施設

レストラン、ショップ、マルチリラクゼーション施設、銀行、郵便局、診療所、宅配サービス等

●関連施設

鉄道アクセス　アクセス鉄道：名古屋鉄道　駅舎：橋上駅（ＭＡＴと同じレベルに配置）

海上アクセス　アクセス基地とＭＡＴ間を立体連絡通路で結ぶ計画としています。

●附帯数

ＣＩＱ棟、ＣＪＩＡＣ棟

中部国際空港㈱パンフレットより

これを受けて同年２月、中部国際空港アクセス鉄道建設主体設立準備委員会が発足し、開業までに必要な約57億7,500万円（民間分）の出資を確保すべく、関係先へ要請を行った。その結果、厳しい経済情勢にもかかわらず、必要な出資承諾が得られ、６月の事業主体設立へと準備が進められた。

平成11年６月17日、第三セクターの中部国際空港連絡鉄道㈱(東海３県２市と民間９社が発起人)が設立され、設立時の資本金は４億9,000万円、鉄道事業法による第三種鉄道事業及び付帯・関連する事業を行う。名古屋鉄道が第二種鉄道事業者として列車の運行を行い、名古屋市内から約30分で連絡する予定である。平成12年４月には鉄道事業許可、９月には工事施工認可を得、平成13年１月には現地工事に着手するなど、平成16年度の開業に向けて、着実に事業が推進されている。

［２］道路アクセス

開港時までに知多半島道路の半田常滑ICから新空港にいたる知多横断道路、中部国際空港連絡道路を整備することとしている。

知多横断道路は、知多半島道路の半田常滑ICから常滑IC（仮称）までの延長8.5㎞を、往復４車線の自動車専用道路として整備される。

中部国際空港連絡道路は、前島に設置される常滑IC（仮称）から空港島までの2.1㎞を、往復４車線の自動車専用道路として整備する。片側２車線については、空港島工事の資材、人員輸送等に暫定利用できるよう先行整備することとしている。

併せて、第二東名自動車道の東海ICから新空港にいたる西知多道路についても計画が進められている。

このほか、ETC（自動料金収受システム）をはじめとするITS（高度道路交通システム）についても具体的な検討が進められている。

［３］海上アクセス

海上アクセスについては、新空港の旅客ターミナルに近接した位置に海上アクセス基地を整備する。また、四日市港、津松阪港及び鳥羽港において、今後の需要の動向を勘案しつつ、事業採算性を前提としながら、地元市町村や運航事業者等で組織する協議会を設置し、検討が進められている。

交通アクセス図

●道路

●鉄道

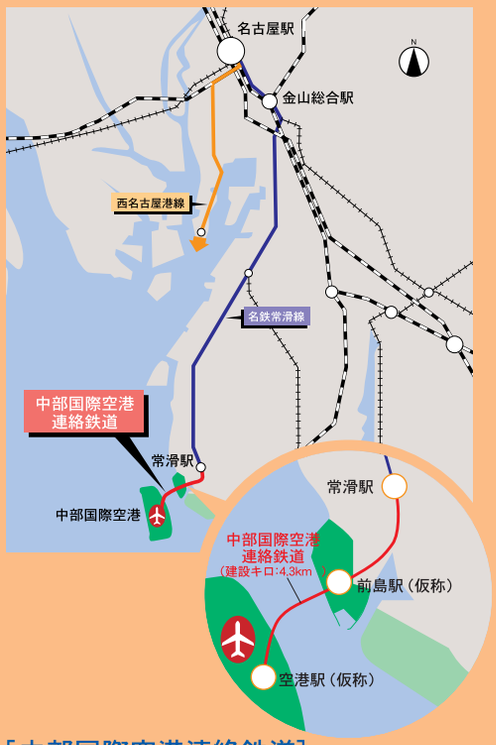

［中部国際空港連絡鉄道］

○事業内容／名鉄常滑駅から空港に至る連絡鉄道が整備されます。名古屋鉄道が、新名古屋駅から30分未満を目標に列車を運行します。
○事業費／約708億円
○事業主体／中部国際空港連絡鉄道（株）

目標　1）名古屋都心から30～40分
　　2）60km圏内の主要都市から概ね1時間
　　3）北陸地域、関西地域等から高速のアクセスを確保

［知多横断道路・中部国際空港連絡道路］

○事業内容／知多半島道路の半田常滑JCTから空港までを結ぶ自動車専用道路が整備されます。これにより、名古屋都心と空港が30分～40分で結ばれます。
○事　業　費／約1,400億円
○事業主体／愛知県道路公社

●海上

関係自治体により協議会が設置され、事業化に向けた検討が進められています。

中部国際空港建設促進期成同盟会パンフレットより

第５節　名古屋空港の将来構想について

［１］名古屋空港の歴史

名古屋空港の前身である小牧飛行場は、昭和19年（1944）２月、旧陸軍により1,500ｍの滑走路、約254haの面積を有する名古屋地方防空飛行場として建設された。昭和20年８月、終戦とともに米軍に接収されたが、戦後、米軍の管理下で拡張整備が進められ、昭和32年６月、滑走路が2,740ｍに延長、翌年６月、面積も約320haに拡張されて現在とほぼ同規模の空港となった。

昭和27年３月、日本航空㈱による定期航空路線（東京－名古屋－大阪）が開設され、昭和29年３月には、日本ヘリコプター輸送㈱（現・全日本空輸㈱）が定期便（東京－名古屋－大阪）を開設した。当時、民間航空の再開により、数多くの航空会社が誕生したが、当地域からは中日本航空㈱が名乗りを上げ、昭和28年、航空機使用事業、不定期航空運送事業の免許を取得し、ビラの空中散布や写真撮影、遊覧飛行などを行った。民間空港としての形が整うのは、昭和32年９月、愛知県、名古屋市、地元経済界出資による名古屋空港ビルディング㈱により空港ターミナルビルが完成されたことによる。

昭和33年９月、同飛行場は米軍から日本へ正式に返還され、名称も「名古屋空港」と改められた。一方で、自衛隊と民間が共用する空港となり、昭和40年代からの民間航空機のジェット化とも相俟って、航空機騒音問題が深刻化した。その後、定期航空路線の拡大に伴い、空港が都市生活に不可欠な社会基盤として認知されたことや、航空行政当局による周辺環境対策が充実されたこと等から周辺住民の理解と協力を得るところとなり、空港の整備充実が図られ、今日では中部の発展を支える基幹空港として重要な役割を果たしている。

［２］一元化に至るまでの経緯

現在の名古屋空港は、平成11年４月に空港南側の拡張整備が行われたが、大規模な拡張は、今後、困難な状況にあり、21世紀初頭には空港容量が限界に達すると予測されている。また、航空機騒音のため空港利用時間の制約があり、24時間離着陸可能な国際空港としての機能を十分に活かすことができない状況にある。このため、増大する航空需要に対応でき、24時間利用可能な新しい空港の建設に向けて、関係者が連携して調査を進めてきた。

このようななか、７次空整（平成８年12月閣議決定）において、新空港の建設は「定期航空路線の一元化を前提とする」とされたが、路線が一元化されれば大きな影響を受けるとして、地元市町から愛知県に対し、「地元の不安を解消する解決策が示されない現状では、安易に一元化を認められない」と訴え、一元化に伴う地域振興策を早急に提示するよう申し入れた。

これに対し、愛知県からは、以下に示す５項目を柱とする「中部新国際空港開港後における名古屋空港のあり方及び地域振興等の対応策に関する愛知県の基本的考え方」（平成９年５月）が提示された。

○定期航空路線一元化の必要性
○名古屋空港の空港機能存続
○名古屋空港のゼネラルアビエーション（GA）空港化
○定期航空路線の一元化に伴う周辺市町へのさまざまな影響を回避し、新たな地域振興を図

る対応策の必要性

○対応策を検討する「空港将来構想検討会議」（仮称）の設置

これらの提案を受けて、平成９年９月「名古屋空港将来構想検討会議」（座長：加藤晃岐阜大学名誉教授）が、空港周辺３市１町（名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町）、地元経済界、学識経験者、愛知県を構成員として設置され、中部国際空港開港後の名古屋空港の活用及び周辺地域の振興に係る基本構想の策定に向けて調査・検討が行われた。

［３］名古屋空港将来構想検討会議

同会議は、９回の会議を経て、平成11年４月「名古屋空港の活用及び周辺地域振興基本構想」をとりまとめ、公表した。概要は以下のとおり。

①空港機能を存続し、ゼネラルアビエーション空港として活用

空港機能を維持するのに必要な施設用地範囲を約63haとし、コミュータ航空、産業航空、公共航空、ビジネス航空、スポーツ航空を名古屋空港の将来機能として想定している。

また、この用地を管理運営する事業主体は、県または県が中心となって設立する第三セクターが考えられるとしている。

周辺環境対策については、定期便移行後、国の補助により実行される諸対策の削減が予想されることから、将来の事業主体に対し、国の行ってきた周辺環境対策に準じた騒音防止工事等の騒音対策事業の実施、新たな対策範囲からはずれた区域については、経過措置の検討を含め十分理解が得られるよう配慮すること等が望まれるとしている。

②さまざまな地域振興方策を展開

地域振興の基本方針については、①地域振興につなげる空港機能の最大限の活用、②地域や空港と共生する新しい産業交流拠点の創出、③安全で快適な質の高いまちづくりを掲げ、この方針のもと、地域振興として考えられる方策の柱として８つを掲げ、12の地域振興方策案を盛り込んだ。

基本方針及び方策の柱と地域振興方策案と対応関係

基本方針	地域振興として考えられる方策の柱	地域振興方策案
●地域振興につなげる空港機能の最大限の活用	1）ゼネラルアビエーションの拠点空港づくり	①GA拠点空港としての施設整備
	2）航空関連産業・研究教育機能の強化	②航空関連産業の拡充 ③航空関連研究・教育機能の導入
	3）空港機能を活かした広域防災拠点の形成	④広域災害救援・研修拠点の形成 ⑤航空救急医療機能の強化
●地域や空港と共生する新しい産業・交流拠点の創出	4）集客型産業の創出（立地誘導）	⑥複合型商業・アミューズメント機能の導入
	5）広域物流機能の強化	⑦広域物流機能の強化
	6）あいち学術研究開発ゾーンとの連携及び地元工業技術力の活用	⑧工業・研究開発用地の整備
●安全で快適な質の高いまちづくり	7）活力あるまちづくり、都市基盤の整備	⑨街区形成等基盤づくり ⑩空港周辺の地域道路整備
	8）快適で魅力ある周辺環境づくり	⑪公園・緑地系機能の整備 ⑫移転補償跡地の活用

（出所：「名古屋空港の活用及び周辺地域振興構想」平成11年４月、名古屋空港将来構想検討会議）

第6章

2005年日本国際博覧会

第1節　誘致組織設立から誘致決定まで

［1］開催構想打ち上げの経緯

昭和63年（1988）10月18日、鈴木礼治愛知県知事の呼びかけにより、西尾武喜名古屋市長、田中精一本会会長などの経済界の代表による「万博に関する懇談会」が名古屋市内において開かれ、21世紀初頭に愛知県において国際博覧会条約に基づく国際博覧会を開催すること、大阪万博に匹敵する規模・内容を目指すことが確認された。

合意内容と参加者は次のとおり。

1．国際博覧会の概要
　①　名称：「21世紀万国博覧会（仮称）」
　②　テーマ：例えば「21世紀の平和と文明」のような21世紀の初頭にふさわしいもの（今後、更に検討）
　③　開催時期：21世紀の初頭
　④　開催場所：愛知県内
　⑤　主催：日本国政府
2．会議参加者（五十音順）
　加藤隆一、鈴木礼治、竹田弘太郎、田中精一、豊田英二、西尾武喜、三宅重光の７名

この合意を受けて、翌19日に鈴木知事ら代表が、竹下登首相、宇野宗佑外務大臣、田村元通商産業大臣（博覧会所管大臣）等に「国際博覧会開催のついての要望」を陳情し、いずれからも好意的な回答を得た。

この時期に、中部地域において21世紀初頭に国際博覧会を開催しようとした背景には、次のような社会環境があげられる。

一つには、当地域の基本的な発展方向について、第四次全国総合開発計画（昭和62年策定）で「国際的な産業技術の中枢圏域」の形成を目指す地域と位置づけられ、今後“高度なモノづくり”の地域として発展するためには、ヒト・モノ・情報が交流する地域として、施設だけでなく万博のような国際的スケールで交流・情報発信するソフト的なイベント、求心的なプロジェクトが求められていたことが挙げられる。

二つ目は、中部新国際空港、リニア中央新幹線、第二東名・名神高速道路のいわゆる３点セットといわれる、21世紀を睨んだ大型プロジェクトを推進するうえで、万博の開催が大きく寄与するものとの認識があったことである。

三つ目は、地域全体に大規模なイベントの開催を待望する気持ちが強かったことである。昭和56年に1988年夏季オリンピック大会の開催をめぐり、ソウルに破れて以来、当地域ではオリンピックに代わる大規模な国際的イベントの開催を愛知県だけでなく経済界においても提唱していた。

この点につき、本会では、昭和59年に豊田市伊保原地区を対象に新しい街づくりとして「21世紀都市セントラル2001」構想を事務局試案としてと

りまとめ、その中で「21世紀都市文明博覧会」の開催を検討した。その後、昭和62年７月に発表した『国際産業・技術首都圏の形成』の中で「21世紀の都市」（仮称）をテーマとした博覧会開催を提唱した。一方、名古屋商工会議所（以下「名商」という）においては、昭和61年に竹田弘太郎会頭が「交通文化博覧会」構想を提唱していた。

四つ目は、博覧会を所管する通産省と事前の連絡を密にし、理解を得て順調に活動を開始することができたことである。

［２］地元誘致組織の設立

平成元年４月、当地域の行政、経済界、各種団体等が中心となって、地元における万博誘致組織を相次いで設立した。

なお、これらの組織は、2005年の開催権を獲得した平成９年12月31日、所期の目的を達したことから解散した。

⑴　21世紀万国博覧会誘致準備委員会

（平成３年４月15日、21世紀万国博覧会誘致委員会に改称）

21世紀万国博覧会誘致準備委員会（以下「誘致委員会」という）は、国際博覧会の誘致実現に向け、国内の合意づくりや協力体制の構築、国内外でのＰＲ活動、政府への働きかけを推進する組織で、誘致活動の中核の役割を担った。

平成元年４月３日、名古屋市内で設立総会を開催し、会長に竹田愛知県商工会議所連合会会長（名商会頭）を選出するとともに、委員に愛知県、名古屋市の自治体、議会、経済界、愛知県内の大学、労働組合、婦人団体など各種団体の代表31名（解散時には37名）が就任した。本会では田中会長が委員となった。

更に、これらの諸活動を強化するため、平成３年度から賛助委員制度を設け、同委員会の事業に賛同する企業が参加した（平成３年度23社、解散時35社）。

（注）誘致委員会の会長職は、歴代、愛知県商工会議所連合会会長（名商会頭）が務めた。
平成元年度は竹田弘太郎氏、平成２年度から平成４年度は加藤隆一氏、平成５年度から解散時（平成９年度）は谷口清太郎氏。

⑵　21世紀万国博覧会誘致推進協議会

21世紀万国博覧会誘致推進協議会（以下「推進協議会」という）は、国際博覧会の誘致活動を幅広くバックアップすることを目的に、平成元年４月17日名古屋市内で設立総会を開催し、会長に田中本会会長を選出した。

同協議会は、中部９県下の自治体、議会、経済界、各種団体など257団体（後に258団体）で構成し、誘致委員会と車の両輪となって誘致活動を積極的に展開した。当初は、誘致委員会の活動を精神的に支援する立場に止まっていたが、より多くの人々の積極的な誘致活動への参画と資金的な支援を得るため、平成４年11月１日に「賛助会員制度」を創設し、この結果、それまで以上に幅広い誘致活動の輪を拡げることにつながった。

（注）推進協議会の会長職は、歴代、本会会長が務めた。
平成元年度及び平成２年度は田中精一氏、平成３年度から平成６年度は松永亀三郎氏、平成７年度から解散時（平成９年度）は安部浩平氏。

⑶　愛知県、瀬戸市の対応

愛知県では自治体、経済界合同の誘致委員会、推進協議会の設立に合わせ、平成元年４月３日、県庁内に鈴木知事を本部長とする愛知県21世紀万国博覧会誘致推進本部を発足させ、全庁をあげて誘致・推進する体制を整えた。

これにより国際博誘致組織としては、実務を行う誘致委員会、支援組織である推進協議会、当事者の自治体として前二者と協力して誘致を図る誘致推進本部の３本柱が整った。

一方、会場候補地が瀬戸市南東部と決定されたことに伴い、瀬戸市では平成２年３月１日に井上博通市長を委員長とする庁内組織として21世紀万国博覧会誘致推進委員会を設立した。更に、同年８月６日、瀬戸市の産業界、行政機関、民間団体により、21世紀万国博覧会誘致瀬戸地区協議会を

設立し、市民意識の盛り上げに取り組んだ。

(4)　市民活動のあらまし

市民レベルでの誘致活動は、当初、国際博覧会の開催について市民の立場から理解を深めるため、会場候補地の見学会や勉強会などを通じ、これからの国際博覧会のあり方や意味を問う地道な活動が続けられた。

平成７年12月の閣議了解後は、新たに国際博覧会誘致を支援する複数の市民グループが設立され、各グループが独自性を持った活動を進めるとともに、相互に協力・補完するネットワークの構築が始まった。平成８年４月21日、瀬戸市の「陶祖まつり」に合わせて開催された誘致支援イベント「EXPO2005の実現をめざす市民の集い」（主催：EXPO2005の実現をめざす市民ネットワーク）の成功は、市民レベルの活動が誘致気運の盛り上げに大きく寄与する契機となった。

平成８年11月の博覧会国際事務局（以下「BIE」という）調査団来日の際には、EXPO2005の実現をめざす市民ネットワークを母体に「BIE調査団歓迎実行委員会」が結成され、市民グループが企画段階から参加し、市民3,000人による瀬戸市での歓迎など各行事において地元市民としてのホスピタリティーを示した。

また、平成８年６月、12月、平成９年６月の各BIE総会においても、多くの市民グループがパリやモナコへ渡航し、手作りのＰＲ活動を進めたほかBIE事務局・加盟各国大使等に数多くの博覧会実現を求める手紙や葉書、署名などを送った。

このように、市民活動は各グループが独自の発想による個性的な活動を展開したことによって、誘致実現に大きな役割を果たした。

［３］開催候補地の決定とその後の変化

(1)　開催候補地の決定

愛知県では、開催候補地の選定に際しての基礎的要件を検討し、①宿泊施設、サービス施設など大都市機能が活用できる地域であること、②６ヵ月の国際博覧会のために開発するということではなく、長期的な地域づくり等について具体化に向けた取り組みがあること、③すでに交通基盤整備の計画があること、④用地が比較的確保しやすいことの４点をポイントとした。その結果、平成２年２月５日、開催候補地を、瀬戸市海上（かいしょ）町を中心とした同市南東部の丘陵地帯とし、広さは約350ha以上とすることを発表した。

(2)　会場の分散化

会場候補地は、基本構想の変遷に伴い、面積等の変化はあったものの、平成２年２月に瀬戸市南東部の丘陵地帯（いわゆる海上（かいしょ）の森）に決定して以来、変更することはなかった。しかし、平成11年５月に会場候補地内においてオオタカの営巣が確認されたことを機に会場基本計画の見直しが進められた結果、㈶2005年日本国際博覧会協会により、同年９月９日、これまでの会場候補地である「海上の森」に、「愛知青少年公園」と「科学技術交流センター予定地」を加えた新たな計画案が公表され、会場の分散化が図られた。

［４］全国的な誘致気運の盛り上がりと推進体制

(1)　積極的な国内広報・啓発活動の展開

国際博覧会を開催するためには、地元はもとより全国レベルでの誘致気運の盛り上がりと支援の取り付けが不可欠である。

このため、誘致委員会と推進協議会では、国内の理解促進と誘致気運の醸成を図るため、足かけ10年に及ぶ誘致活動の中で一貫して国内広報・啓発活動に力を注いできた。

1)　シンボルマークの制定

誘致活動を効果的に進めるために、その象徴となるシンボルマークを制定することとなり、全国

1,118人から寄せられた1,923点の応募作品の中から、審査の結果、大阪市在住のグラフィックデザイナーの作品が最優秀作品に選ばれ、平成４年３月に発表された。

作品は、緑の円と赤の楕円を組み合わせた斬新なもので、その後、ポスターやパンフレットなどへの印刷、バッジの作成、ジャパン・エキスポ富山'92（平成４年）や信州博（平成５年）など各地のイベントでの表示など各所で活用し、文字通り誘致活動のシンボルとして大きな役割を果たした。

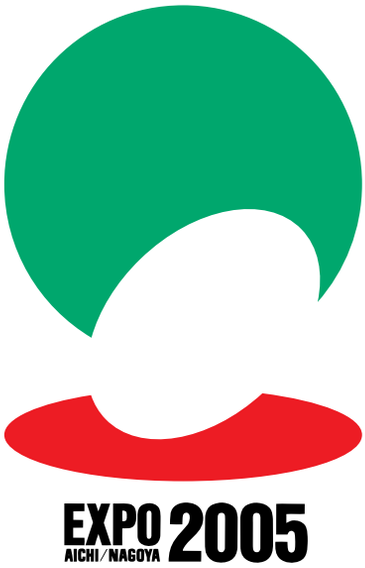

シンボルマークの意味

この誘致シンボルマークは、緑の円と赤の楕円が「技術と文化」、「世界と日本」、「自然と人」を表し、双方を結ぶ楕円がそれぞれの交流と調和、共生を表現しています。

また、赤い楕円の「日本（愛知）」から発信し、緑の円の「新しい地球創造」をしていく姿勢とともに、愛知に万博を誘致する気持ちが込められています。

誘致シンボルマーク

2）閣議了解に向けてのＰＲ活動

平成７年度は、BIE申請への閣議了解の獲得に向けて大事な時期であったため、地元の熱意を国に示す広報活動が展開された。

このため、ポスターをはじめ、懸垂幕・横断幕の掲出、社用車や営業車などへのステッカーの貼付、新聞全国紙７紙に全国通しの１頁全面ＰＲ広告の掲載、社内報や社用封筒へのシンボルマーク印刷、新聞・雑誌・テレビ広告へのシンボルマーク・ロゴ掲出など、民間企業や団体によるＰＲが積極的に行われた。

本会では、役員会等の場で、会員企業に対し、上述のポスターや懸垂幕の掲出、自社の広告媒体を使っての各種広報活動など、多様なＰＲ方法による協力を要請し、多数の会員の参画を得た。更に、本会の仲介により、平成７年１月から開催された第29回アメリカズカップ日本代表挺「ニッポンチャレンジ」に、誘致シンボルマーク・ロゴを掲出してＰＲした。

3）ＢＩＥ調査団来日に向けての広報活動

平成７年12月の閣議了解、平成８年４月の開催申請を経て、平成８年11月のBIE調査団の来日にかけて、市民の盛り上がりを内外に示す広報活動も最大の山場を迎えた。

愛知県、名古屋市、瀬戸市等の自治体の連携はもとより、企業、市民が一体となって活動し、ポスターやバナー、小旗、ステッカー等シンボルマーク、ロゴが市内にあふれ、また、街頭キャンペーンや誘致賛同署名活動が展開されるなど、地元の熱意が内外に示された。

(2) 誘致決議

閣議了解を控え、万博誘致が地元だけでなく全国的な意思であることを示すことが必要であった。

このため、愛知県議会、名古屋市会、瀬戸市議会をはじめ愛知県下全市町村議会、全国知事会、全国市長会など全国の自治体関係で111団体、㈳経済団体連合会をはじめとする全国の経済界関係で125団体の計236団体が、国際博覧会の誘致推進に関する支援決議を行った。

本会では、中部以西の６経済団体で構成する西日本経済協議会に働きかけ、平成６年10月20日開催の第36回総会決議の中に万博誘致を盛り込むとともに、翌７年10月５日開催の第37回総会において「21世紀万国博覧会の開催実現」の特別決議を採択し、翌６日に政府並びに関係大臣等に要望した。

(3)　21世紀万国博覧会全国推進協議会の設立

平成７年12月初旬に閣議了解を得るためには、全国レベルの民間による誘致推進組織が不可欠であるとの認識から、平成７年11月21日、21世紀万国博覧会全国推進協議会（以下「全推協」という）を設立、本部は東京に置かれた。

会長には豊田章一郎経団連会長が就任、副会長に安部浩平本会会長ら25名、委員に経済団体、業界団体、特殊法人、地方自治体関係、学識経験者など113名が就任、参加団体は設立当初147団体を数えた（解散時には153団体となる）。

全推協は、平成７年内に予定されていた閣議了解や平成８年４月予定のBIEへの公式立候補などを政府、関係機関、諸団体等に対して働きかけたほか、BIEへの公式立候補後は、国際博覧会を推進するために必要な国内外の情報、特にBIE加盟国並びに加盟慫慂（しょうよう）国の情報の収集、提供、調査を行うとともに、全国的な国際博覧会誘致気運の盛り上がりのためのＰＲなどを展開した。

本会は、この全推協の設立並びにその後の運営に関して、名商と協調し、地元の主要企業に対して、活動資金の拠出を要請するとともに、専従職員の派遣を依頼するなど、全推協活動を全面的にサポートした。

また、全推協は、2005年国際博の全国的な認知度を高める方策の一つとして、推進協議会が実施した賛助会員制度（入会記念品として万博時計を贈呈）と同じ内容の制度を、平成８年秋より全国企業を対象に展開したところ、多数の加入があり所期の目的を達することができた。

(4)　21世紀万国博覧会誘致推進議員連盟の設立

21世紀万国博覧会の誘致を実現するため、愛知県など地元選出の国会議員34名（設立時）を構成メンバーとする21世紀万国博覧会誘致推進議員連盟の設立総会が、平成５年12月16日、東京都内で開催され、会長に海部俊樹元首相、事務局長に草川昭三議員を選任した。

(5)　自由民主党2005年万国博覧会推進議員連盟の設立

閣議了解を前にした平成７年12月14日、2005年にわが国において21世紀最初の新しい国際博覧会の誘致を実現し、その円滑な開催を図り、国際的相互交流の促進及び国際社会への貢献に資するとともに、国民経済の発展に寄与することを目的として、自由民主党2005年万国博覧会推進議員連盟が、自由民主党の国会議員により設立された。

会長には竹下登元首相、会長代行には小渕恵三議員が就任し、設立当初の会員は77名であった。

［５］誘致段階での基本構想と国としての本格的な博覧会開催の検討・推進

(1)　「技術・文化・交流ー新しい地球創造ー」ー地元としての基本構想案

国際博覧会の設計図にあたる基本構想を、地元として検討する「21世紀万国博覧会基本構想策定委員会」が平成４年６月８日に発足、委員長に木村尚三郎東京大学名誉教授が就任した。

同委員会の下部組織として、構想部会と建設部会を設置した。構想部会は、月尾嘉男東京大学教授を部会長に、開催コンセプトや演出計画、財政計画等の素案、建設部会は、加藤晃岐阜大学学長を部会長に、会場計画や交通アクセス計画、関連公共施設計画等の素案を、それぞれ検討し、平成６年６月21世紀万国博覧会基本構想策定委員会に最終答申を行い、同月14日同策定委員会から誘致委員会に対し、最終案が提出された。

［21世紀万国博覧会基本構想の概要］

〈平成６年６月14日、21世紀万国博覧会基本構想策定委員会答申より〉

①名　称：21世紀万国博覧会（仮称）

②テーマ：技術・文化・交流ー新しい地球創造ー

③展開イメージ：「地球市民交流の杜（もり）」
④会場構想：自然と共生し、持続可能な開発を実証する会場
瀬戸市南東部約650ha、うち主会場は約250haで、都市、田園、山村ゾーンに分ける。管理ゾーン約50ha
⑤開催期間：2005年３月あるいは４月より半年間
⑥入場者数：4,000万人目標

(2)　「新しい地球創造―自然・文化・技術の交流―」―国として初めての構想づくり

平成６年６月、地元から愛知県での2005年における国際博覧会の開催構想の提出を受けて、その検討のための経費が平成７年度国家予算に盛り込まれた。通産省では、平成７年８月、21世紀初頭におけるわが国での国際博覧会の開催の必要性、妥当性等について検討を行うため、有識者からなる「国際博覧会予備調査検討委員会」（委員長：関本忠弘経団連副会長）を設置した。

同委員会は、平成７年12月、最終報告書「新しい21世紀型国際博覧会の開催について」をとりまとめた。

同報告書の提出をもとに、同月BIEへの開催希望通告について閣議了解され、平成８年４月には、BIEへの開催希望通告を行った。

「新しい21世紀型国際博覧会の開催について」のポイント

〈平成７年12月４日、国際博覧会予備調査検討委員会最終報告より〉

１．テーマ（案）
新しい地球創造－自然・文化・技術の交流－
Beyond Development (Bringing Together Communication, Culture and Nature to Create a New Dimension of Growth for the 21st Century)

２．21世紀型の新しい国際博覧会の基本的な考え方
○自然環境と共生し、21世紀型まち・地域づくりのプロセスと一体化した国際博。

３．開催場所
地元基本構想における開催場所（愛知県瀬戸市南東部）を主たる会場として想定。

４．開催期日・期間
2005年春頃を想定。期間は条約上の６ヵ月以内。

５．会場規模
地元基本構想の主たる会場候補地約250haのうち、約80haを展示施設・広場・園路等、約170haを緑地・公園等。また、北部・東部の森林（約290ha）の一体的展開も検討。

６．入場者数規模
約2,500万人を想定。

(3)　閣議了解

平成７年12月18日に開催された事務次官会議において、翌日の閣議にて、愛知県における国際博覧会の開催申請が諮られることとなり、翌19日の閣議では、次の通り閣議了解が行われた。

愛知県における国際博覧会の開催申請について

平成７年12月19日
閣議了解

愛知県における国際博覧会については、2005年（平成17年）に開催することとし、国際博覧会条約上の開催申請手続を進めることとする。

なお、政府としては、現下の極めて厳しい財政事情の下、徹底的な歳出削減等の財政改革に一層強力に取り組まざるを得ない事態であることに鑑み、開催のための諸経費については関係各省の既定経費の枠内で捻出せざるを得ない。

かかる観点に立って、また、自然環境保全の重要性に鑑み、開催申請を行うに当たり、別紙の方針を確認する。

（別紙）
１　博覧会の規模は極力圧縮したものとすること。
２　会場建設事業については、長期的地域整備と

の整合性を十分図ることとし、長期的地域整備により行われるべき土地造成、施設整備等は会場建設事業から除外することにより会場建設費は極力圧縮したものとすること。

3　会場建設費については、建設費総額に占める補助対象事業の割合を3分の2程度とし、残余の部分は民間資金等により対応するものとすること。

補助対象事業の部分については、国と関係地方公共団体が同率の割合で負担するものとすること。

4　会場運営費は適正な入場料の設定等により賄うものとし、国庫によるいかなる負担も助成も行わないこと。

5　博覧会の開催に関連する公共事業については、その必要性等について十分検討を行い、通常の公共事業費の中で適切な配分により対処することとし、新たに国及び地方公共団体による特別な財政措置は講じないこと。

6　国の所要経費は将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとし、特別の措置は一切講じないこと。

7　今後、国及び関係地方公共団体は、会場区域設定、会場整備・利用計画の具体化に当たっては、会場候補地の自然環境の保全に十分配慮すると共に、会場候補地の環境問題への対応を含め、地元での継続的な対話・意見交換等を通じてより一層の合意形成に努めるものとすること。

なお、本博覧会の開催に当たっては、環境影響評価を適切に行うこと。

(4)　開催希望通告

平成8年4月18日、パリ市内のBIE事務局において、BIE日本政府代表からロセルタレス事務局長に開催希望通告を手交した。

(5)　21世紀地球ＥＸＰＯ「Beyond Development」―誘致段階での最終構想案

平成8年5月、通産省及び全推協の共同により、「21世紀国際博覧会推進委員会」（委員長：関本忠弘経団連副会長）が設置され、本会の安部会長と名商の谷口会頭が、地元代表として委員に就任した。

同委員会は、先の国際博覧会予備調査検討委員会報告書の内容を踏まえ、博覧会の基本理念、まちづくりの基本的方向性等について地元の意見等［愛知県が公表した「会場候補地に係る地域整備構想及び会場構想について」(平成8年8月19日)］を集約しつつ検討し、平成8年11月1日、最終報告書「2005年国際博覧会（21世紀地球EXPO）の実現をめざして」を発表した。

「2005年国際博覧会（21世紀地球EXPO）の実現をめざして」の概要

〈平成8年11月1日、21世紀国際博覧会推進委員会報告より〉

1．21世紀地球EXPOのめざすもの

①　問題提起型のWisdom　EXPO

②　来るべき時代への実験場（開催成果の恒久的継承）

③　アジアの視座(Asian　Perspectives)

2．テーマ

Beyond Development : Rediscovering Natures Wisdom（新しい地球創造：自然の叡智）

3．開催候補地

愛知県瀬戸市南東部の丘陵地

4．会場構想

- 長期的な地域整備と一体となった取り組みを図り、恒久施設を先行的に利用。
- 自然地形の改変を抑制し、自然環境に対する負荷を極力抑えた会場展開。
- 主たる会場ゾーンは約250ha（Ａゾーン約150ha、Ｂゾーン約100ha)。主会場の北部・東部約290ha（Ｃゾーン）と一体的展開。

［6］競合国の出現

2005年の国際博覧会開催に関し、日本の競合国としてアジアの国を含め複数の国の名前が報じられたが、カナダとオーストラリアの２ヵ国がBIEに対して開催申請を行った。

⑴　カナダ（カルガリー）

カナダでは、平成５年及び６年にかけて、オタワ（及びハル）とカルガリーが相次いで2005年国際博覧会の開催について検討したが、その時点では、双方とも地元レベルでの活動に止まり、連邦政府レベルでの開催候補地決定には至らなかった。

その後、連邦政府は、希望している双方の国際博覧会にかかる財政保証を慎重に検討した結果、平成７年９月７日、カルガリーに決定した。

この時点では、カルガリーは博覧会のテーマも決定していなかったが、同月下旬になって、「21世紀の開拓：共に学び、創造し、生きる」をテーマとし、2005年３月からの６ヵ月間、1,200万人の入場者を見込んだ暫定案を公表した。

カナダ連邦政府は、この暫定案をもって、平成８年５月28日、BIEに対して開催申請を行った。

⑵　オーストラリア（ゴールドコースト）

平成８年９月13日（現地時間）、ボービッチ・クインズランド州首相は、同州議会で2005年の国際博覧会立候補について発言し、同月18日にはボービッチ首相からハワード連邦政府首相に対して、2005年の国際博覧会の開催希望を通知した。

オーストラリア連邦政府は、BIEへの開催申請期限である同年10月17日に、2005年の国際博覧会に立候補することをBIEに通知し、BIEは正式に受理した。

しかしながら、翌11月には、オーストラリア現地紙が、クインズランド州が2005年の国際博覧会立候補の方針を変更し、2002年の博覧会に立候補する考えである旨を報じた。

2002年の国際博覧会に立候補するには、モラトリアム決議（2004年までの国際博覧会開催を凍結する決議）の解除が必要であったが、同年12月の第120回BIE総会及び翌平成９年３月の臨時総会を経て解決されたため、オーストラリア連邦政府は、2005年への立候補を取り下げた。

［7］ＢＩＥ総会でのプレゼンテーション

わが国がBIEに対して開催希望申請を行った平成８年４月から開催権を獲得した平成９年６月までに、BIEは３回の通常総会、１回の臨時総会を開催した。

わが国とカナダは、第119回から第121回までの３回の総会のいずれにおいても、構想の説明と計画の紹介をはじめ、開催熱意を示すプレゼンテーションを実施した。

なお、オーストラリアは、立候補を辞退する前に開催した第120回総会（平成８年12月）のみプレゼンテーションを行った。

［8］ＢＩＥ調査団の来日

平成８年４月（日本）、５月（カナダ）のBIEへの開催申請、６月の第119回BIE総会における日本、カナダのプレゼンテーションを経て、同年10月にカナダ、11月に日本に対しBIE調査団が派遣され、2005年国際博覧会の準備状況、地元の受け入れ体制、会場計画等を調査した。

なお、この調査結果は、同年12月に開催された第120回BIE総会において報告された。

日本に対する調査団メンバー、期間、調査結果の概要等は次の通り。

＜調査団メンバー＞
団長：ノゲス・モナコ政府代表
団員：センペーレ・スペイン政府代表
　　チェスカ・オーストリア政府代表

　　シャーリ・マレーシア政府代表
BIE ：フィリプソン議長
　　ロセルタレス事務局長
＜調査期間＞
　平成８年11月12日～20日（日本着は13日）
＜主な日程＞
　調査団は、日本到着後直ちに東京において通産省、愛知県等と実務協議を行い、2005年国際博覧会についてのテーマ及び基本コンセプト、準備状況、会場計画等に関する説明を聴取したのち、愛知県を訪問した。
　愛知県では、瀬戸市の会場候補地を視察するとともに、地元関係者から詳細な説明を受けた。
　ノゲス団長は、調査終了後の記者会見で、「このEXPOプロジェクトは、瀬戸、名古屋、愛知、中部地区全体、そして日本のさまざまな目的を反映するものであり、人間と自然との関係の新しい概念を創造しようとするもの、そして非常に野心的（Ambitious）なものである」と発言した。

　本会では、BIE調査団に対し、誘致委員会、推進協議会、全推協、愛知県等関係機関とともに、地元が一体となって2005年国際博覧会の誘致に対する熱意を示した。

BIE調査団の来名（平成８年11月、瀬戸）

［９］開催地の決定ー第121回BIE総会

　平成９年６月12日、モナコで開催された第121回BIE総会において、投票の結果（現地時間午後５時40分～同６時15分、日本時間13日午前０時40分～同１時15分）、2005年の国際博覧会が日本・愛知で開催されることが決定した。

○投票国数：加盟国82ヵ国のうち、ジャマイカを除く81ヵ国が投票
○投票結果：日本52票、カナダ27票、棄権１票、無効１票

　総会終了後、安部会長は、小渕恵三自民党万博議連会長代行、村田敬次郎衆議院議員、松浦晃一郎駐仏大使、鈴木愛知県知事、松原武久名古屋市長、豊田全推協会長、谷口名商会頭とともに、同行の日本記者団との共同記者会見に臨み、開催権獲得の喜びと、成功に向けての決意を述べた。

開催地決定後の共同記者会見（平成９年６月12日、モナコ）

　一方、このBIE総会における開催国決定の瞬間を、名古屋において同時に見届けようとする「2005年国際博開催国決定速報報告会」が、12日午後10時30分から13日午前３時まで、名古屋市内のホテルで開催された。
　当日は、これまで万博誘致活動に携わってきた地元の行政、議会関係者、本会の松永亀三郎名誉会長、神野信郎・豊田芳年・須田寛・岩崎正視・箕浦宗吉・西垣覚・太田宏次の各副会長等経済界

の関係者、市民団体等広範な人々約1,000名が参加し、日本が過半数を超えた瞬間、会場内から一斉に拍手がおこり、来場者一同で喜びを分かち合った。

[10] 本会が行った海外支援要請活動

昭和63年10月に国際博覧会構想が打ち上げられた時点から、国内外における誘致活動がスタートした。その際に重点が置かれたのは、国際的な知名度が必ずしも高いとは言えない愛知を、いかにしてBIE加盟国に認知させ、支持を取り付けるかということであった。

実際の誘致活動では、この点に鑑み、①BIE加盟本国への働きかけ、②国内における各国関係者（駐日大使等）への働きかけ、③パリにおける各国関係者（駐仏大使等）への働きかけの３点に重きを置き、それぞれ支援要請活動を展開した。

本会は、愛知県、名商等地元関係機関とともに、誘致の初期段階から、BIE加盟本国政府や主要経済団体、来日した海外要人、駐日大使等への支援要請を行ってきた。

特に、平成８年からは、2005年の国際博覧会開催地決定（平成９年予定）を控え山場を迎えていたことから、本会では、政府、通産省、全推協、愛知県、名古屋市、瀬戸市、名商と歩調を合わせ、BIE加盟国の要人に対し、積極的な支援要請活動を展開した。

この他、本会では、平成８年10月７日に派遣した「米国・南米経済視察団」において、BIE加盟国であるアルゼンチンのカルロス・サウル・メネム大統領、ギド・ディ・テラ外務大臣（国際博覧会担当）等の政府要人に対し、2005年国際博の日本支持表明に対し謝意を表すとともに、引き続き日本支持を要請した。

本会の万博ミッションは、次の通りである。

(1) 第119回BIE総会ミッション

平成８年６月５日、パリ市内の国際鉄道連盟会館で開催された第119回BIE総会に、21世紀万博誘致のため、官民及び中央と地元が同一歩調をとって実施した初めての海外誘致ミッションが派遣された。

本会では、安部会長、小原敏人副会長、木下喜揚専務理事から成るミッションを組織し、同年６月１日から９日までの９日間、ベルギー、フランス、フィンランドの３ヵ国を訪問した。

本会ミッションは、BIE総会前の６月３日にベルギー政府を訪問し、ルポ副首相兼経済・通信大臣（ベルギーの万博担当大臣）と懇談、支援要請したところ、日本支持の回答が得られ、出だしから大きな成果を上げることができた。

パリでは、BIE第119回総会プレゼンテーションに出席するとともに、フィンランド、ナイジェリア、ハイチ、ブルガリア、ベルギーの在仏大使を訪問し、2005年国際博の内容説明と日本への支援要請を行った。

総会後の６月７日には、フィンランド政府を訪問し、ヒュンニネン外務省外務次官補等に対し日本支持を要請した。

ベルギーへの要請（平成８年６月３日）

(2) 第120回BIE総会ミッション

本会は、平成８年12月12日にパリ市内の国際鉄道連盟会館で開催された第120回BIE総会に、同年６月に続いて、安部会長、小原副会長、木下専務理事から成るミッションを組織し、同年12月７

日から14日までの８日間、チェコ、スロバキア、フランスの３ヵ国を訪問した。

本会ミッションは、パリ入りする前に宮本駐チェコ大使と懇談するとともに、９日にはスロバキア共和国を訪問し、ミホーク商工会議所会頭（BIE代表）、フォルティーン経済省次官、シェスターク外務次官とそれぞれ懇談し、2005年国際博の基本理念、会場構想、財政問題、環境問題への対応など詳細な説明を行い、日本支持を要請した。

パリでは、第120回BIE総会プレゼンテーションに出席するとともに、BIE加盟国であるスロバキアとブルガリアの在仏大使を訪問し、日本への支持要請を行った。

スロバキアへの支援要請（平成８年12月９日）

(3)　平成９年２月ミッション

本会は、カナダとの誘致競争が佳境に入った平成９年２月20日から３月１日まで、安部会長、木下専務理事等で編成したミッションをBIE加盟国のイギリス、ギリシャに派遣した。また、安部会長がカタールを訪問中に、木下専務理事がBIE加盟国のルーマニアを訪問した。

イギリスでは、国際博覧会の最高責任者であるハンレイ外務省閣外大臣と懇談し、日本への支持要請を行うとともに、今後の博覧会のあり方等について意見交換を行った。

また、既に日本支持を表明していたが政権交代があったルーマニアでは、国際博のキーパーソンであるコジョカル商工会議所会頭と懇談したほか、国際博担当官庁である外務省のニクレスク国連国際機関局長等と懇談し、改めて日本支持を要請した。

ギリシャでは、博覧会の担当官庁である国家経済省のバルタス政務次官等と懇談、2005年国際博の内容について突っ込んだ意見交換を行った。

なお、カタールでは、ハマド首長に再度BIEへの加盟を要請した結果、加盟する旨の回答を得た。

ルーマニアへの支援要請（平成９年２月24日）

(4)　「フランス・ジャパン・イヤー」ミッション

平成９年４月から平成10年３月まで、フランス全土を舞台として、「’97年フランスにおける日本年」（通称：フランス・ジャパン・イヤー）が開催された。

この行事は、エッフェル塔に隣接して「パリ日本文化会館」が平成９年５月に開設されることを祝うとともに、日本の文化・科学・技術を総合的に紹介する行事である。

2005年国際博誘致関係者は、平成９年６月のBIE総会を１ヵ月後に控えた５月の時点で、日本の愛知県が2005年国際博覧会に立候補していることをアピールし、在仏BIE加盟国関係者に日本支持を強く要請する必要があるとの判断から、誘致委員会事業として、オープニング記念事業に参加した。

オープニング記念事業の行事概要は、次の通り。

５月11日

20:00～　　祭りパレード

21:00～　　オープニングレセプション
22:00～　　日本の花火
☆レセプションはエッフェル塔内。
日本の花火は、三河打ち上げ花火2005球及び手筒花火30本。
約７万人の市民が祭りパレード、花火を見学。

５月12日
午前/午後　在仏BIE加盟国大使館訪問
13:00～　　BIE関係者レセプション

５月13日
16:15～　　パリ日本文化会館開館記念式典
18:00～　　パリ日本文化会館記念レセプション
- 開館記念式典及び記念レセプションは、松浦駐仏大使及び磯村パリ日本文化会館館長主催。シラク大統領、チベリ・パリ市長をはじめとする関係者が出席。

本会では、愛知県など関係機関と協力して、このジャパン・イヤー関連行事並びにパリ日本文化会館開館式典等への出席、2005年国際博誘致ＰＲのため、安部会長、神野、豊田、小原各副会長、戸本嘉伸常務理事事務局長等を派遣した。

本会ミッションは、パリでの諸行事に出席するとともに、安部会長、小原副会長は、５月13日にカタールと韓国の在仏大使を訪問し、2005年国際博の日本支持を要請した。

また、パリ入りする前に、神野副会長がドイツを訪問し、ベンツ社やフォルクスワーゲン社等豊橋地区に進出している主要企業の首脳に対し、2005年国際博の日本支持を要請した。

更に、豊田副会長は、パリ入り前に、小渕自民党議連会長代行とともにリスボンを訪問し、ポルトガル政府首脳に対し、日本支持を要請した。

安部会長は、パリでの諸行事が終了後、村田衆議院議員とともにロシアを訪問し、外務省次官等の政府要人と懇談、日本支持を要請した。

(5)　第121回BIE総会ミッション

本会では、平成９年６月12日、モナコで開催された第121回BIE総会に出席するため、安部会長、小原副会長、木下専務理事を派遣し、2005年国際博の日本・愛知での開催決定の瞬間に立ち会った。

総会出席に先立ち、本会ミッションは、６月９日、10日の両日、在仏のウクライナ、ノルウェー、ベルギー、ブルガリアの各大使を訪問し、最後の日本支持を要請した。

また、総会では、会場内で日本とカナダの一騎打ちの評決に立ち会い、日本に決定した際には、小渕自民党万博議連会長代行、豊田全推協会長ら関係者ともども喜びを分かちあった。

第２節　㈶2005年日本国際博覧会協会設立とその後の動き

［１］㈶2005年日本国際博覧会協会の設立

(1)　設立に至る経緯

平成９年（1997）６月12日（日本時間は13日未明）、モナコで開催された第121回BIE総会において、2005年国際博覧会の日本開催が決定したことを受け、本事業の円滑な準備及び運営を行うための事業主体を立ち上げることになった。

愛知県、名古屋市、瀬戸市の首長と議会議長、中央経済界５団体の会長、地元経済界の代表として、本会会長と名商会頭、学識経験者、オブザーバーとして通産省が参画した㈶2005年日本国際博覧会協会（仮称）設立準備委員会を平成９年９月３日設立し、今後の全体スケジュールや基本財産の規模、出損団体等について協議を行った。

その後、愛知県、全推協、本会など関係機関が協力しながら準備を進め、平成９年10月22日、経団連会館において、㈶2005年日本国際博覧会協会の設立総会が開催された。会長に豊田経団連会長を選出、理事等の役員の選任、基本財産を3,000万円とすることなどを承認した。

総会終了後の同日午後、主務官庁である通産省に設立許可申請を行い、翌23日許可書が交付され、国際博覧会条約に基づく2005年日本国際博覧会の準備及び開催運営等を行うことを目的とする『財団法人2005年日本国際博覧会協会』（以下「博覧会協会」と称する）が正式に発足した。

また、事務局の運営体制については、設立総会において黒田眞氏（元通産省審議官）が事務総長に委嘱（平成12年10月に坂本春生氏［元札幌通産局長］に交代）され、主たる事務所を名古屋、従たる事務所を東京に置いて、職員数39名でスタートした（平成12年度末時点での職員数は148名）。

本会は、博覧会協会の設立に関与した団体として、安部会長が副会長を務めることになったことをはじめとして、原則として副会長が理事もしくは評議員に就任したほか、基本財産についても500万円を出捐した。

⑵　協会内組織及び推進体制

博覧会協会では、議決機関である理事会並びに審議機関である評議員会をはじめ、副会長以上のメンバーで構成される幹部会及び地元幹部会を適宜開催しているほか、実務レベルでの協議の場として連絡調整幹事会を開催している。

本会では、こうした場をとらえ、経済界の声を反映させるべく意見表明に努めているほか、会場建設費の民間負担分に関する募金活動を担う財務委員会の立ち上げについて、経団連とともに中心的な役割を果たすなど、2005年の博覧会開催に向けて博覧会協会の活動をサポートしている。

また、博覧会協会は、「新しい地球創造：自然の叡智」（設立当時）というテーマを具体化する会場基本計画の企画立案及び博覧会の円滑な運営のために、平成10年２月から、会長の諮問機関として、「シニアアドバイザー」と「企画運営委員会」を設置した。「シニアアドバイザー」については、博覧会のあり方について大所高所からの助言を求めるもので、メンバーは、浅利慶太氏や黒川紀章氏、堺屋太一氏など各分野の権威により構成されている。一方、「企画運営委員会」は、実働部隊として博覧会の企画等（催事・展示構造、会場計画、情報技術の活用等）を検討・立案するもので、各分野の第一線で活躍している若手で構成しており、本委員会には下部組織として、「企画調整会議」「環境プロジェクトチーム」「会場計画プロジェクトチーム」（以下「ＰＴ」という）が設置された。これら各ＰＴについては、各種計画の検討作業を進める中で必要に応じて随時新設されており、その後、観客輸送、コンセプトの２つのＰＴ、広報活動全般をリードする広報広聴委員会並びにその下部組織としてデザイン専門委員会が設置されている。

なお、平成12年４月からは、会場計画の策定にあたり大きな役割を果たす環境、会場計画、観客輸送の３つのＰＴが合同で委員会を開催し、各種計画の検討にあたってきたが、平成13年３月21日に開催された第14回企画調整会議をもって、所期の役割を果たしたことから解散した。

⑶　最高顧問・プロデューサー制度の導入

登録承認時期と前後して、博覧会協会において博覧会事業を統括しプロデュースする役職である総合プロデューサーの選任作業が進めるとともに、その上位に最高顧問職を設けることとなった。

この結果、平成13年２月27日、協会のシニアアドバイザーでもある堺屋太一氏の最高顧問への就任内諾が発表され、併せて新たに「愛知万博事業に関する基本原則」がとりまとめられた（堺屋氏の最高顧問就任は同年３月19日開催の博覧会協会第13回理事会・評議員会にて正式決定）。

これにより、同年６月末日をめどにコンセプトづくりを進め、その後総合プロデューサーを含む各部門別のプロデューサーが選任されることとなった。

また、第13回理事会・評議員会において、愛知万博の関係者が一体となってひとつの方針・目標のもとに円滑な事業推進を図るため、中央官庁、地元自治体、地元経済界、博覧会協会の代表者と最高顧問から構成される「愛知万博推進最高会議」が設置されることとなり、本会からは安部会長がメンバーとして参加することとなった。

その後、堺屋最高顧問を中心に精力的な検討作業が進められた結果、６月28日にコンセプト及びストーリーがとりまとめられ博覧会協会に引き渡された。なお、堺屋氏は、これら一連の作業の終了により、最高顧問としての所期の役割は果たしたとして、従来から務めていた顧問及びシニアアドバイザー職にはとどまるものの、最高顧問職は辞することとなった。

その後、博覧会協会が中心となり、堺屋氏より提出された愛知万博のコンセプト・ストーリー最終案をどのように生かしていくか、また今後の推進体制等について独自に検討が進められた結果、７月23日に第２回「愛知万博推進最高会議」が開催され、今後の基本的な方向について関係機関からの了承を得た。

会議では、今後の事業推進の指針となる「2005年日本国際博覧会（愛知万博）の基本的な枠組み」について承認された。これは、協会として、愛知万博における開催目的、事業の基本的諸元、事業展開の基本的考え方、会場づくりの方針等について整理されたものである。

また、併せて、懸案であったプロデューサー体制の確立に向け、総合、チーフそれぞれ３名ずつ、計６名のプロデューサーの選任についても同意が得られた。人選については、博覧会の顔となる総合プロデューサーに泉眞也氏、菊竹清訓氏、木村尚三郎氏の３氏、事業全体の実務を実質的に取り仕切る要となるチーフプロデューサーに、原田鎮郎氏、福井昌平氏、牧村真史氏の３氏が就任することとなった。

これに続き、今後、各分野のプロデューサーの人選も行われる予定であり、８月29日には、名古屋市内にプロデューサーの作業スペースとなる「プロデューサー・オフィス」が設置されるなど、博覧会事業の推進体制づくりが進展しており、10月には事業全般に係わる基本的な骨子が取りまとめられる見通しとなった。

［２］各種計画の検討

(1)　会場利用計画

博覧会協会では、誘致段階において日本側からBIEに提出された会場計画案をもとに博覧会のテーマである「自然の叡智」をどのように具体化していくか、21世紀の幕開けの博覧会にふさわしい内容とはどのようなものか等に重点を置いて検討が進められ、平成10年７月17日、新しい会場基本計画案を公表した。

本計画案におけるポイントは、誘致時の案をベースに検討しつつも、①水系保全の観点から建築物のＡゾーン内他地域への分散、②森やその周囲の自然空間の展示空間化、③「森林体験ゾーン」と位置づけたＣゾーンの活用による人の自然に対する関与の新しいあり方の提示といった３つの新たな考え方を盛り込んでいる。

また、この７月案に対して寄せられた意見等を参考にしつつ、会場計画ＰＴ及び環境計画ＰＴを中心に引き続き検討が重ねられ、同年11月27日に新たな会場計画案が公表された。

更に、平成11年５月、会場候補地として利用を計画してきた海上の森においてオオタカの営巣が確認されたことにより、「海上の森」地区に加え「愛知青少年公園」等の利活用が決まり、会場計画も大幅な見直しが迫られることとなった。

(2)　ソフトプログラムの検討

博覧会事業における展示内容等のソフト面に関する検討については、協会内のコンセプトＰＴが中心となって作業にあたっており、平成10年12月３日、その検討状況が公表された。

「『自然の叡智』への12のアプローチ」と題した本検討案は、博覧会の事業として展開される具体的展示、催事などについて、各国政府や企業及び市民団体等も参加し、全体として統一感をもった形で構成していくことを念頭に策定されたものである。基本テーマである「自然の叡智」に至る複数の切り口を提示することを目的に、「12の森の構想」と称する森へのさまざまな角度からのアプローチ方法が示されている。

この「12の森の構想」については、その後、更に検討が重ねられ、平成12年２月３日に開催された企画調整会議の場において討議された博覧会テーマ及びサブテーマの見直しにより、３つのサブテーマの中に包含される形となった。

○テーマ　NATURE'S　WISDOM【自然の叡智】
○サブテーマ
(1)　DEVELOPMENT　FOR　ECO-COMMUNITIES【新しい地球創造】
・・「共鳴の森」「共創の森」「資源と環境の森」「廃墟の森」
(2)　ART　OF　LIFE【生きる歓び】
・・「美の森」「聖なるものの森」「学びと遊びの森」「技芸の森」
(3)　NATURE'S　MATRIX【母なる自然】
・・「大地の記憶の森」「宇宙の森」「生命の森」「情報の森」

---

［３］会場利用予定地内におけるオオタカ営巣確認後の動き

(1)　オオタカの営巣確認とその対応

平成11年４月９日、㈶日本野鳥の会愛知県支部より国際博覧会会場利用予定地（瀬戸市南東部地区）内に環境庁のレッドデータブックに記載され、絶滅危惧種に指定されているオオタカの営巣を発見、同月29日にこれを確認したとの連絡が寄せられ、翌30日に愛知県及び博覧会協会に対してオオタカの保護と調査に関する要望書が提出された。

愛知県では、こうした事態に対して、６月２日、オオタカ営巣に関する県の対応方針を発表し、オオタカに関する調査・保護を実施しつつ、地域整備事業の推進を図り、オオタカとも共存できる国際博の開催を目指すこととした。

また、予定されていた瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という）と道路事業についても、オオタカの調査を行い十分な保護対策を立てるまで、道路事業の着工を一部保留し、「オオタカ調査検討会」の検討を踏まえ、オオタカの調査・保護と必要な調整を行いつつ進めることが確認された。

(2)　会場の分散化へ

オオタカの営巣確認により、事業主体である博覧会協会は、こうした与件のもとでは、自然環境の保全に十分配慮するとともに、来場者の利便性を確保しつつ、十分な防災・防犯対策等を講じ、博覧会を運営することは困難であるとの見通しを明らかにした。

こうした情勢の中、６月25日、博覧会事業を所管する与謝野馨通産大臣から神田眞秋愛知県知事に対して、当初より会場候補地としてきた瀬戸市南東部地区を基本としたうえで、その周辺地を博覧会会場として利用することの可能性の検討及び来場者の利便性、博覧会の効率的運営等円滑に開催するために必要な措置について十分対応するよ

う要請があった。

これを受け、神田知事は６月定例県議会の場において、国や博覧会協会と相談を重ねた結果、瀬戸市南東部地区を国際博のテーマを具現化するうえで中心となる会場と位置づけたうえで、会場予定地の周辺に位置する「愛知青少年公園」及び「科学技術交流センター予定地」の両地区についても利活用を図っていく、との方針を示した。

この知事発言を受け、７月７日、岩田満泰通産省商務流通審議官より博覧会協会に対して、愛知青少年公園等の利活用について検討するよう指示が出された。これにより、これまで瀬戸市南東部地区のみを会場利用予定地として計画してきた博覧会計画は大きく変更されることとなった。

［４］ＢＩＥ実務調査団の来日とその後の動き

⑴　ＢＩＥ実務調査団の来日

誘致段階と比較して会場計画案が大幅に変更されたことを受け、一連の経過確認等を目的に、平成11年11月16日から19日にかけて、BIEよりフィリプソン議長、ロセルタレス事務局長の２名が来日し、現地視察や博覧会協会をはじめ通産省、地元自治体、並びに本会、名商等との協議を行った。

この結果、翌年の平成12年１月中旬のマスコミ報道により、BIE側が博覧会会場の跡地利用として愛知県が予定していた「新住事業」について強い懸念を示していたことが明らかとなり、BIE側の真意を確認すべく、急遽、２月10日、11日の両日、通産省、愛知県、博覧会協会の三者がパリのBIE事務局に出向き、協議を行うこととなった。

⑵　国等との協議

本件に関連して、平成12年１月27日、博覧会事業を所管する深谷隆司通産大臣が来名、「海上の森」及び「愛知青少年公園」の両会場予定地の視察が行われ、その後、名古屋市内で地元経済界等代表との懇談会が開催された。

本会からは、安部会長、豊田、須田、小原各副会長が出席し、席上、深谷大臣から、博覧会の開催は国際公約であり、実現に向けてあらゆる努力を惜しまないとの意向が表明され、BIEからの承認が得られるよう真意を確認する必要がある旨の発言があった。更に、博覧会の実現に向け開催地元として誘致時と同様の熱意をもって取り組むとともに、テーマである「自然の叡智」を重く考えて進めるよう要請があった。

この深谷通産大臣の来名を皮切りに、閣僚はじめ政党レベルでの動きも活発なものとなり、同年１月30日には中山正暉建設大臣が来名、中部地方建設局管内の視察に合わせて博覧会会場を視察し、地元経済界等との懇談（本会からは安部会長、須田副会長が出席）が行われた。また、２月９日、東京において民主党議員有志による「愛知万博に関するヒアリング・討論会」として、環境保護団体側と事業者である通産省、博覧会協会、愛知県など関係者が一堂に会しての討論会が催された。翌10日には、民主党のネクストキャビネットのメンバーを中心とする同党所属国会議員６名が来名し、「民主党ネクストキャビネット・イン・愛知」を開催、地元側の率直な意見を聞くべく経済界や行政、学識経験者、環境保護団体などから発言者を募り、公開ヒアリングが実施され、本会から木下専務理事が出席し、開催賛成派を代表して意見を述べた。

更に、２月19日には、野中広務自民党幹事長代理が来名し、会場予定地の視察及び地元代表との懇談会が開催され、本会から安部会長が出席した。

⑶　ＢＩＥ事務局との実務協議

平成11年11月に来日したBIE実務調査団との協議の際、博覧会会場の跡地利用策として検討されてきた「新住事業」に対して先方より厳しい指摘があったとされる件について、その真意を確認すると同時に十分に理解を得るべく、通産省及び博

覧会協会、愛知県の三者からなる代表団が、平成12年２月10日、11日の両日、パリのBIE事務局を訪ね協議を行った。

本協議の結果を踏まえ、当初平成12年５月のBIE総会を目指していた博覧会登録申請時期等について関係者間で検討が行われた結果、２月16日、深谷通産大臣より、BIE側からの指摘事項等を踏まえ、更に内容の充実を図るべく平成12年11月ないし12月に開催予定のBIE総会まで先送りすることが発表された。これを受け、博覧会協会及び愛知県を中心に新たな会場計画案等の検討作業が進められることとなった。

⑷　博覧会事業及び地域整備の基本的方向に関する三者合意

平成12年４月４日、深谷通産大臣、神田愛知県知事、豊田博覧会協会会長による三者会談が行われ、海上の森の博覧会事業及び地域整備の基本的方向について合意に達した。

この中で、懸案であった「新住事業」の取り止めとこれに関する道路についての認可申請を取り下げることが発表され、これまでの計画を大きく方向転換する形となった。また、海上の森南地区の中にテーマ館などの展示施設を配した博覧会会場を整備することを目指し、地元関係者や自然保護団体などの意見を幅広く聴きながら検討を進めることや、海上の森の博覧会会場地を中心とした地区の将来の地域整備については、広く関係者の意見を聴きながら検討を進めることとなった。

⑸　「愛知万博検討会議」（海上地区を中心として）の発足

前述の三者合意の結果を受けて、学識経験者をはじめ自然保護団体や市民団体、関係行政機関など各団体の代表者34名のメンバーにて構成される「愛知万博検討会議」（海上地区を中心として）が発足した。

平成12年５月28日に開催された第１回目の会合では、委員長に谷岡郁子中京女子大学学長、副委員長に森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を選出し、同年12月に開催されるBIE総会での博覧会登録実現を目指しつつ、鋭意議論を交わしていくこととなった。また、同会議での議論の対象については海上南地区が中心ではあるが、もう一方の会場予定地である愛知青少年公園地区と一体的に把握する必要があることから、議論の対象に加えられることとなった。当会議は計画段階からの市民参加の実現という本博覧会が掲げた理念を尊重し、意思決定プロセスの透明化を図るべく会議は原則公開のもとで行われ、併せてインターネットを通じて会議の模様がリアルタイムで中継された。

本会は13回にわたる全会議にオブザーバーとして出席し、その動向を会員に提供することに務めた。

⑹　「愛知万博検討会議」における議論の推移

「愛知万博検討会議」には、万博推進派はもとより、自然保護団体をはじめとする万博開催に関して慎重姿勢を示す団体のメンバーも委員として会議に参加し、それぞれの立場から意見を表明した。賛否両論さまざまな声が上がる中での会議の進行は意見集約を困難なものとしたが、７月２日に開催された第６回の会合において、谷岡委員長が各委員から表明された提案を踏まえ、委員有志の協力を得つつ試案（委員長試案）をとりまとめ公表した。

本試案の主な内容については、万博の総合イメージを「21世紀の持続可能で豊かな循環型社会に資することを目的とした挑戦的な実験」と位置づけ、「環境万博」「市民参加万博」という２つの側面を満たすものとすることを要請しており、具体的な会場計画については、「海上地区」と「愛知青少年公園地区」を１会場として登録し、1,000万人超の規模を確保することをうたい、そのためにも有力な会場アクセス手段である東部丘陵線を開幕に間に合うよう開通させることを強く

要望するものであった。この委員長試案をもとに各委員間で活発な意見交換が行われた結果、「海上地区」については精力的に議論されたが、「愛知青少年公園地区」の利用や広域展開については十分な議論をするまでには至らなかった。

検討会議としての会場計画案の作成については、博覧会協会がこれを行うこととなり、7月24日の第8回検討会議において、海上地区に関する会場計画案が諮られた結果、各委員からの承認が得られた。

博覧会協会では本合意に基づき、12月のBIE総会での登録実現に向けて「海上地区」及び「愛知青少年公園地区」の具体的な会場計画の策定に入り、続いて8月18日に開催された第7回「合同プロジェクトチーム」会議の結果を受けて、検討結果が公表された。

本案については、海上西地区の北に位置する「飛び地」並びに南地区での展開が計画されている回廊部分は会場管理上の問題により登録会場から外し、「海上地区」及び「愛知青少年公園地区」を合わせた登録会場面積は約182haとなった。また、これに合わせて会場建設費の見直し作業も並行して進められることとなった。その後、これらの作業結果をもとに、9月12日に開催された博覧会協会理事会・評議員会において最終案が諮られ承認された。

なお、この検討会議については、その後も各種計画の進捗状況のフォローアップ方法等に関して議論すべく会合が持たれ、その結果、公開かつ市民代表が参加する形での検討が行われるべき分野として挙げられた4つの分野（①海上地区の会場計画のモニタリング、②検討会議提案のフォローアップ、③海上地区の長期的な保全・活用、④市民万博としての広域展開万博の推進）について新たに会議体を設け、検討作業が行われることとなり、13回に及んだ検討会議は12月21日に解散した。

(7)　正式登録の申請

「愛知万博検討会議」において懸案であった海上の森の利活用方針について結論が出されて以来、9月中旬にもBIEに対して博覧会開催に関する登録申請書を提出すべく書類内容等の検討が進められた。その書類の中でも大きな位置を占める会場建設費等の資金面に関し、博覧会協会、国、地元自治体及び本会、名商による数度の調整会議が開かれ、精力的な検討を行った。その結果、8月25日に開催した博覧会協会地元関係者懇談会において、会場建設費についておおむね1,450億円程度まで圧縮することを軸に最終的な詰めの作業を行っていくことが確認された。

これに続き、9月12日に開催された同協会の臨時理事会・評議員会において、BIEへの登録申請及びそれに先立つ閣議決定に向けた最終案が諮られ、全会一致をもって了承された。本案において、懸案であった会場建設費について8月25日時点（1,450億円程度）から一層の圧縮を図った結果、総額を1,350億円とし、運営費についても想定入場者数を1,500万人としたうえで、入場料収入の再検討や協会内の人員体制のスリム化を図るなど諸経費の見直しに努め、550億円とすることを決定した。

登録申請にあたって、政府は平成12年9月19日午前に開かれた閣議において、BIEに対して正式な登録申請を行うことを決定（決定事項は下記の通り）し、同日中にパリ市内のBIE事務局に対して、登録申請書が提出された。

平成12年9月19日閣議における決定事項

① 「自然の叡智」をテーマとして、2005年日本国際博覧会の登録申請を行う。

② 会期は平成17年（2005年）3月25日から同年9月25日までとする。

③ 開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずる。

(8)　ＢＩＥ調査団の来日

BIEは平成12年10月23日、執行委員会を開催し、提出された登録申請書に基づく現地調査計画の実施を決定し、11月８日から12日にかけてベルナール・テステュ執行委員会委員長（BIEフランス政府代表）を団長とする調査団を日本に派遣することにした。

来日した調査団一行は、海上地区並びに愛知青少年公園地区の両会場予定地の現地視察並びに実務協議を行うなど申請内容に関する検証に努める一方、平沼赳夫通産大臣をはじめ橋本龍太郎自民党万博推進議員連盟会長などの関係要人と懇談したほか、博覧会に対して賛成・反対双方の立場の市民団体からのヒアリングの場に臨むなど精力的に作業をこなし調査結果を持ち帰った。

一連の調査活動を通じて、かねてよりBIE側から疑問点として指摘されていた両会場間の輸送計画や会場への交通アクセスなどについて理解を得ることができたものの、会場管理区域の明確化や外国政府館の面積拡大といった要望が出されたため、博覧会協会では外国館の面積を少なくとも１万㎡増加することで合意が得られた。なお、会場管理区域についてはBIEの基準に基づく設定がなされ、その結果面積は182haから173haへと変更された。

BIEとの実務協議の模様

本調査結果については、調査団により11月15日に開催されたBIE執行委員会に報告され、その場にて2005年日本国際博覧会の登録を次期BIE総会の議題として諮ることについて満場一致をもって了承された。

12月15日、パリにて開催された第128回BIE総会において正式に登録承認され、晴れてBIE旗が、政府代表として出席した松田岩夫通産政務次官、豊田博覧会協会会長、神田愛知県知事に手渡された。

手渡しを受けたBIE旗を掲げる豊田章一郎博覧会協会会長、安部浩平本会会長ら日本関係者

第３節　環境対策への取り組み

［１］環境影響評価書の作成について

2005年日本国際博覧会については、その開催申請にあたっての閣議了解（平成７年12月19日）において、「環境影響評価（以下「環境アセスメント」という）を適切に行うこと」との事項が盛り込まれた。

博覧会事業そのものは、平成９年（1997）６月に公布された環境影響評価法（以下「環境アセスメント法」という）の対象事業ではないものの、同法で新しく取り入れられた手続きや、評価の考え方等を取り入れて、通産省が定めた要領に従って環境アセスメントを実施している。

その特徴的な取り組みとして特筆される事項としては、①環境アセスメント法の趣旨の先取り、②地域整備事業との連携、③博覧会計画と連動した環境影響評価の導入が挙げられる。

とりわけ、①については、環境アセスメント法で新しく導入された「方法書」にあたる「実施計画書」を、法施行に先がけて作成し、住民意見を求める手続を実施したほか、同法で新たに取り入れられた「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」「人と自然との豊かな触れ合い」「環境への負荷」といった新たな区分に従った検討が行われており、他の事例と比べて多くの項目を対象に詳細な調査を実施し、環境保全上の措置が検討されている。

更に、博覧会協会のホームページ上に、公告の内容、「実施計画書」の内容、「実施計画書」に対する住民意見の概要、同じくそれに対する見解（案）、準備書の概要、準備書に対する住民意見の概要とそれに対する見解、説明会の議事概要、手続状況などを掲載し、広く情報の公開に努めてきた。

こうした手法に基づき作成された2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書が、平成11年10月に博覧会協会より公表された。この評価書の作成にあたっては、準備書作成時点からの諸情勢の推移を考慮し、評価書作成時点における計画を踏まえた記述へと整理し直されたことをはじめ、準備書作成段階における計画案と、愛知青少年公園等を環境保全措置として利活用する計画案を比較検討し、愛知青少年公園地区等についての検証の結果は評価書「青少年公園地区等編」として別途とりまとめられ、平成11年10月25日付けで通産大臣に送付、翌12年１月21日付けで、通産大臣意見が出されている。

本意見書では、これまでの環境影響評価の進め方や環境影響の回避・低減に向けた対応について、更には愛知青少年公園なども利活用する方向性についても一定の評価がなされており、次のステップである評価書の修正作業に進むよう指示が出された。

博覧会協会では、これに基づき、この大臣意見に沿って検討を加え、現在継続して実施している愛知青少年公園地区などの現況調査の結果及び会場計画の進捗状況も考慮したうえで修正評価書の作成を進め、平成12年10月24日にこの検討状況をアセス報告書としてとりまとめ公表、主として愛知青少年公園会場の利用により会期中、住民生活に大きな影響が及ぶことを懸念する長久手町民からの理解を得るべく、翌10月25日から同年11月17日までを閲覧期間とし、併せて説明会を開催した。

［2］博覧会協会の取り組み

環境対策については、博覧会協会環境PTにおいても、来るべき循環型社会の構築に向けて、人と自然の新たな関わり合いやゼロエミッション、最適エネルギーシステムのあり方を提案すべく、検討が進められた。なお、この作業に当たっては、当ＰＴの下部組織として、自然環境の特性を生かした里山管理と自然とのふれあいを検討するフィールド活用部会、循環型社会の構築を目指したシステムを検討するゼロエミッション部会、新エネルギー・省エネルギー技術等を踏まえた、将来の最適エネルギーシステムについて検討するエネルギーシステム部会が設けられ鋭意検討が進められた。

このほか、環境PT・ゼロエミッション部会により、循環型社会の実現のためには、社会のしくみやライフスタイルの新たな創造が必要になってくるとの観点から、そのきっかけづくりのひとつとして、ゼロエミッションEXPOルールの検討が進められた。このルールは、ゼロエミッションに関して、関係者すべての参加によりつくり上げ、運用を通じて改善し、楽しみながら活用するという全く新しい考え方（「共創モデル」）を取り入れていくこととしている。

第４節　会場建設費の検討

［1］会場建設費の確定

会場建設費については、誘致段階において愛知県より概算で1,000～1,500億円との数字が示されていたのみであったが、会場利用計画の検討作業が進むにつれ、会場建設費総額の確定が急がれることとなった。このため本会はじめ国、愛知県、博覧会協会など関係機関による協議の場として「七者調整会議」が設置され、平成11年（1999）秋以降、断続的に検討作業が行われた。

この結果を受け同年10月末、博覧会協会より当時の会場利用計画を基に算出した会場建設費を1,800億円とする金額が提示された。

その後、平成12年１月に明らかとなったBIEの指摘に端を発する会場利用計画の大幅な見直しにより、再検討が必至の情勢となった。同年７月末、「愛知万博検討会議」により海上地区を中心とする新たな会場利用計画案が示されたことを受け再検討作業がスタートし、「七者調整会議」を中心に、昨今の厳しい経済情勢に鑑みて総額を引き下げる方向で断続的に検討作業が行われた結果、想定入場者数を1,500万人と見込み、総額を1,350億円に圧縮、併せて運営費についても550億円とすることを決定した。

［2］資金負担スキーム（民間分）の検討経過

会場建設費の負担割合については、平成７年12月19日の閣議了解において、現下の厳しい財政事情に鑑み、博覧会の規模及び会場建設費について極力圧縮すると同時に、国、自治体、民間等が３分の１ずつを負担することが確認されている。

経済界では、この民間等に該当する部分について負担を求められており、過去の博覧会の事例に倣い、地元企業はもとより経団連を中心とするオール経済界の体制で、広く寄附金募集を行うこととなった。

この資金負担スキームに関する検討作業を開始するにあたっては、民間企業が拠出する資金の充

当枠が競輪や競艇等の公営競技から得られる補助金を含めたものであることから、まずは純粋な企業負担金額の確定作業が必要とされ、博覧会協会による各競技の主催団体との折衝状況を見やりながらの作業となった。民間負担金額の検討にあたっては、経団連及び地元経済団体を代表して本会並びに名商の三者が精力的に作業を進めた。

その結果、建設費総額（1,350億円）の３分の１にあたる450億円の民間等の負担枠のうち、230億円を各企業による寄附金で賄い、更に当該金額を中央と地元（中部５県）でそれぞれ半分ずつを目標に集めるとの方針を固めた。また、この作業と並行する形で、各個別企業に対する寄附の依頼額を確定すべく検討が行われ、中央分については、従来の民間寄附募集方式である各業界団体経由での依頼を中心とし、地元分は各企業の業績等のさまざまな指標を勘案したうえで依頼金額別にグループを設定、これに基づき幅広い企業に対して依頼活動を行うこととなった。

資金造成スキームの考え方（検討案）

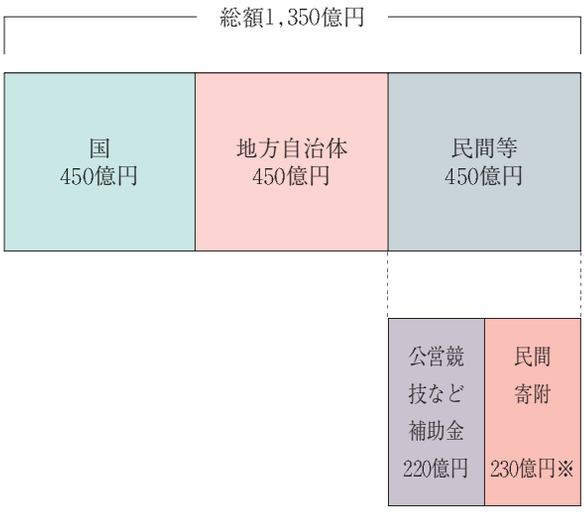

※中央：地元＝１：１

なお、地元レベルでは、本会並びに名商の共催により、会場建設費の負担問題を協議するために地域を代表する大手企業９社のトップによる懇談会を、平成12年８月と翌13年１月に開催し、地元経済界として積極的に博覧会を支援する立場から応分の負担を行うことを確認、最終的には９社合計で約100億円を負担することとなった。

［３］財務委員会の設立

日本国内で開催された従来の博覧会では、民間からの寄附金募集を実施するに際して、博覧会協会内に財務委員会を設置し、これが民間寄附に係る諸課題の検討並びに枠組みを構築する役割を果たしていた。

本博覧会でも、過去の博覧会と同様、博覧会協会内に財務委員会を設立することとし、平成13年早々にも委員会設立を果たすべく、平成12年秋以降、博覧会協会が中心となって委員就任要請活動が展開された。委員要請にあたっては、当初460名程度の就任を目標に、国内の主要団体及び企業に対し呼びかけが行われ、平成13年２月８日の第１回目の委員会の開催時には、この目標はおおむね達成することができた。

本会では、委員要請先の選定作業はもとより、就任要請活動を側面からサポートするなど、これら財務委員会設立までに至る作業が円滑に進むよう積極的に協力してきた。

なお、財務委員長には荒木浩経団連副会長が就任し、副委員長には安部本会会長、磯村巌名商会頭、田代和大阪商工会議所会頭の３名が就任した。

第５節　開催機運の盛り上げに向けて

［１］新シンボルマークの策定

博覧会協会では、誘致活動以来、長らく親しまれてきた誘致シンボルマークに替わる本博覧会固有の新たなデザインを選定すべく、協会内の「デザイン専門委員会」をはじめ一般市民対象の「公開セッション（討論会）」等の場で検討を重ねた。

その結果、海外デザイナー３名を含む10名のデザイナーによる「国際指名コンペティション」を実施し、提出された40作品の中から、アートディレクターの大貫卓也氏による作品を選出し、平成12年（2000）３月21日の第８回理事会・評議員会の席上にて公表した。

決定したシンボルマークは、従来のマークの概念にとらわれないデザインであり、制作者である大貫氏の言を借りれば、従来のマークの象徴性だけでなく機能を持たせたとのことで、2005年の博覧会開催に向けたＰＲ用ツールとして幅広く利用されることとなった。

EXPO
2005 AICHI

新しいシンボルマーク

［２］本会の取り組み

本会では、地元経済界を代表する立場から誘致活動時以来、本博覧会についての全面的な支援・協力体制を表明し、国内外でのＰＲ活動に努めるなど機会あるごとにサポート活動に取り組んでいる。

事業主体である博覧会協会設立後は、幹部会や連絡調整幹事会等の場において同協会の活動方針や事業内容に対して助言を与えるなどの積極的な支援活動を行ってきたが、その後の博覧会を取り巻く情勢の変化に鑑み、平成12年４月、正・副会長をメンバーとする2005年日本国際博覧会特別委員会を設置し、経済界としてより主体的に関与していくこととした。

また、この下部組織として同専門委員会を設置し、万博講演会の開催（名商と共催）や、民間出展に関する意見交換会を実施するなど博覧会協会と各企業間の連携の橋渡し的な役割を果たすべく活動を行っている。更に、平成13年４月23日付けで、事務局に国際博推進担当を設け、従前にも増して積極的な活動を展開することにしている。

［３］各種イベントの開催

2005年の博覧会開催に向けて認知度向上・浸透促進を図り、機運醸成に努めることは準備段階において取り組むべき最重要課題の一つであり、事業主体である博覧会協会をはじめ、「EXPO2005地球市民の会」などの支援団体を中心にイベントやシンポジウムなどさまざまなＰＲ活動が展開されている。

(1)　開催2000日前カウントダウンイベント

博覧会開催日から遡って2000日前となる平成11年10月３日、地元を中心としつつ、広く全国に向けて2005年日本国際博覧会開催の認知・浸透を図るとともに、本博覧会が目指す「参加型」の理念を体現するために名古屋・久屋大通公園一帯と東京・渋谷109スクエアの２会場で博覧会協会主催による「EXPO 2005カウントダウンイベント Touch EXPO」が開催され、本会も後援した。

当日は、２会場合わせて約60万人もの人出があり、今後も、1000日前など節目のタイミングで、同様のイベントを開催することが予定されている。

また、これらイベントの開催に先立ち名古屋駅前及び東京・渋谷駅の２ヵ所にカウントダウンボードが設置されており、2005年３月25日の博覧会開幕日に向けて時を刻んでいる。

(2)　市民団体による支援活動

博覧会開催を支援する各種市民団体の連合体である「EXPO2005地球市民の会」を中心に機運の盛り上げや啓発のための各種イベントが実施されている。

誘致決定１周年を迎えた平成10年６月には、リトルワールドにおいてこれを記念するイベントを開催しており、３周年となる平成12年６月11日にも開催機運の一層の盛り上げを図るために、「成功させよう愛知万博　広げよう支援の輪」をテーマに愛知青少年公園において愛知万博開催決定３周年記念「EXPOフェスティバル」を開催、約２万人以上の参加者を集め、過去最大規模の支援イベントとなった。

本会は本イベント実行委員会の構成団体として、企画段階から中心的な役割を果たすとともに積極的な支援活動を行った。

(3)　「EXPO2005地球市民の会」への賛助会員加入促進に対する協力活動

「EXPO2005地球市民の会」に対しては、その設立以来、地元経済界として積極的な支援・協力体制を敷いている。本会は、発足にあたって名商とともに賛助会員となったことに加えて、事業活動の更なる充実化を図るうえで喫緊（きっきん）の課題であった財政基盤の強化を図るための一助として、本会会員企業に対する賛助会員への加入促進を呼びかけを行っている。

［４］その他の博覧会

(1)　リスボン国際博覧会

ヴァスコ・ダ・ガマのインド航路開設500周年にあたる1998年、ポルトガル共和国において「海洋－未来への遺産」をテーマとするリスボン国際博覧会（正式名称：1998年リスボン国際博覧会）が開催された。

首都リスボン市東部、テージョ河沿い南北５㎞に及ぶリバーフロント再開発地域の一部60haを会場に、160ヵ国・機関（146ヵ国・14機関）が参加、５月22日～９月30日の132日間に約1,000万人の入場者を集めた。

本博覧会に出展した各国パビリオンの中でも日本館は大きな注目を集め、会期中約170万人の入場者を集め大いに賑わいを見せた。

また、わが国の「海の日」にあたる７月20日に催された「ジャパン・デー」に際して記念式典をはじめ公式レセプション等の各種記念イベントが開催され、本会から安部会長、小原副会長、木下

リスボン博

専務理事が参加し、愛知万博の積極的ＰＲに貢献した。

⑵　ハノーバー国際博覧会

20世紀最後の年であり、かつ東西ドイツ統一から10周年を迎えた2000年にドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州ハノーバー市において、ハノーバー国際博覧会（正式名称：2000年ハノーバー国際博覧会）が開催された。

既設の国際見本市会場を中心とした160haの広大な敷地を会場とする本博覧会は、基本テーマに「人間・自然・技術」を掲げ、173の国・地域、国際機関が出展する過去最大規模の国際博として、会期中の５ヵ月間（６月１日～10月31日：153日間）に4,000万人の入場者数を見込むなど20世紀最後の博覧会にふさわしいスケールと内容となった。

日本からは、日本貿易振興会（JETRO）が公式機関として参加し、再生紙からできた「紙管」で造られた日本館パビリオンや館内で展示された和紙で包まれた電気自動車（名称「Lantern Car “螢”（ランタンカーほたる）」）は大いに注目を集めた。

本会では、2005年日本国際博覧会までに開催される最後の大規模博であることを重視し、その準備状況を確認することを目的に平成９年10月に欧州経済視察団（団長：豊田副会長）の一行をはじめ、翌平成10年７月に安部会長、小原副会長、木下専務理事がハノーバー国際博覧会公社幹部と懇談すべく現地を訪問した。

また、会期中も平成12年７月に安部会長を団長とするドイツ・フランス経済視察団が表敬訪問を行ったのをはじめ、10月30日及び31日にかけて執り行われたレセプションはじめクロージングセレモニー等の公式行事に、安部会長、小原副会長、木下専務理事が出席、最終日のセレモニーにおいて実施されたブロイエルハノーバー国際博覧会公社総裁から豊田博覧会協会会長へのBIE旗の継承式に立ち会い、153日間に及んだ会期の閉幕を見届けた。

ハノーバー博

第7章

首都機能移転問題への積極的取り組み

第1節　「規制緩和」「地方分権」問題と本会の取り組み

［1］「規制緩和」問題への取り組み

平成2年(1990)10月に設置された第三次行革審（臨時行政改革推進審議会、会長：鈴木永二）は、具体的な行政改革について審議を重ね、平成5年10月、規制緩和や地方分権の推進、内閣の総合調整機能の強化等を主な内容とする最終答申をまとめた。

特に、規制緩和のアクションプログラムの策定並びに地方分権推進のための基本理念や課題、手順等を明らかにした大綱を1年以内に策定し、それに沿って地方分権に関する基本法の制定を目指すなど、「規制緩和の推進」と「地方分権の推進」に重点を置いた内容となっている。

本会では、平成5年10月の第三次行革審の最終答申、同年11月の経済改革研究会の中間答申（いわゆる平岩レポート）に対応して、中部経済界としての具体的な規制緩和要望事項をとりまとめるべくアンケート調査を実施し、会員企業25社から220項目に及ぶ提案をとりまとめ、同年12月、総理府、総務庁長官等に提出した。

更に、平成7年3月の規制緩和推進計画の策定に対応して、同年5月に名古屋市で開催された「一日行革委員会」において、会員を対象に実施したヒアリング調査の結果をもとに、規制緩和に関する要望を行った。また、同年11月、総務庁長官との懇談会において、政府は現行の平成7～9年度までの規制緩和推進計画をできるだけ早い時期に実施するとともに、項目数も1,091項目で終わることなく、第2次、第3次の規制緩和推進計画をまとめ、その着実な実施を図るべきである旨の見解を表明した。

平成10年3月の規制緩和推進3カ年計画の策定に対応して、同年11月、本会など全国9経済団体は「行革フォーラム」を東京で主催し、規制撤廃・緩和の徹底と事前規制型行政から事後チェック型行政への転換等5項目を挙げた共同宣言を採択し、関係機関に要望した。また、同計画の毎年度の見直しに対応して、平成11年4月に総務庁行政管理局による規制緩和説明会を実施するとともに、平成12年5月には総務庁の依頼に基づいて、会員企業40社に対して許認可等の申請手続きに関する意見・要望のアンケート調査を実施した。

［2］「地方分権」「広域行政」問題への取り組み

本会では、従来より主張してきた地方庁の設立、都道府県連合、道州制への段階的移行等の理論武装の一助とするため、平成4年12月事務局員をドイツ、スペインに派遣、連邦制・自治州制度について現状と問題点を調査し、後に発表した各種提言・要望内容に反映させた。

平成6年2月に閣議決定された「行革大綱」で

は、平成７年３月末までに地方分権大綱方針を策定し、地方分権推進基本法（仮称）の制定を目指すことをうたったが、これに対応して、平成６年10月、全国９経済団体の首脳が村山富市首相、宇野収第24次地方制度調査会会長を招いて「地方分権に関する全国経済団体懇談会」を開催、９団体会長の連名による共同提言「地方分権の実現に向けた政治的決意を期待する」を決議した。

主な内容は、国・地方を通じた簡素で効率的な行政の実現、国の役割の限定化、地方の自治能力の強化、地方分権推進のための体制整備であり、即日、総理大臣ほか関係閣僚、自治省など関係要路に要望した。

また、本会広域行政委員会では同月、翌平成７年３月末に市町村合併特例法が期限を迎えることに対応して、現行の市町村の行財政基盤は脆弱なため合併して全国を300～400程度にもっていくべきだとする『市町村合併促進についての意見書』をとりまとめ、総理大臣、自治大臣ほか関係機関に提言した。

平成６年12月、地方分権推進に関する大綱が閣議決定され、平成７年７月地方分権推進法が成立、地方分権推進委員会が発足した。

地方分権推進委員会の４次にわたる勧告に対応して、本会広域行政委員会では、平成10年２月『地方行革・市町村合併の促進に対する提言』、同年12月には『地方財政の健全化に対する提言』をそれぞれとりまとめた。

『地方行革・市町村合併の促進に対する提言』では、地方自治体の財政事情の悪化に対応して、中部5県下市町村の首長に対するアンケート調査の結果をベースとして、地方公共団体の行財政改革のあり方、市町村合併による自治能力の拡充・強化を主な内容としており、自治省をはじめ関係先に提言した。

また、『地方財政の健全化に対する提言』では、平成10年度において大都府県を中心に「財政危機宣言」を出す自治体が現れたことから、緊急に提

平成２年以降の行政改革・地方分権推進等の主な動き

平成２年10月	臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）の設置
平成５年６月	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）
10月	第三次行革審最終答申
平成６年２月	行政改革大綱「今後における行政改革の推進方策について」を閣議決定
９月	地方分権の推進に関する意見書（地方６団体）
11月	地方分権の推進に関する答申（第24次地方制度調査会）
12月	「地方分権の推進に関する大綱」を閣議決定
〃	行政改革委員会の設置
平成７年３月	「規制緩和推進計画」を閣議決定
〃	市町村合併特例法の改正
５月	地方分権推進法の成立
７月	地方分権推進法の施行・地方分権推進委員会の発足
平成８年３月	「規制緩和推進計画」の改定
〃	地方分権推進委員会の「中間報告」
11月	行政改革会議（会長：内閣総理大臣）の設置
12月	地方分権推進委員会の「第一次勧告」
〃	「行政改革プログラム」の閣議決定
平成９年１月	地方分権推進連絡会議の設置
３月	「規制緩和推進計画」の改定
７月	地方分権推進委員会の「第二次勧告」
９月	地方分権推進委員会の「第三次勧告」
10月	地方分権推進委員会の「第四次勧告」
12月	行政改革会議の「最終報告」
〃	行政改革会議最終報告に関する対処方針の閣議決定
平成10年２月	中央省庁等改革基本法案の閣議決定
３月	「規制緩和三カ年計画」の閣議決定
５月	「地方分権推進計画」の閣議決定
６月	中央省庁等改革基本法の成立・公布
11月	地方分権推進委員会の「第五次勧告」
平成11年３月	地方分権一括法案の閣議提出
〃	第二次地方分権推進計画の閣議決定
〃	「規制緩和三カ年計画」の改定
４月	中央省庁等改革関連17法案の閣議決定
７月	地方分権一括法の閣議決定
〃	中央省庁改革関連17法の成立・公布
８月	「市町村の合併の推進についての指針」の策定
平成12年３月	「規制緩和三カ年計画」の改定
４月	地方分権一括法の施行
平成13年１月	中央省庁の新府省発足

言書を策定したものであり、地方財政の緊急避難措置、行政改革のあり方、財政基盤の強化策を提言した。

更に、同委員会では平成12年６月に『市町村合併への提言－地方分権体制の確立に向けて』を策定した。これは、平成11年７月の市町村合併特例法の改正、同年８月の「市町村の合併の推進についての指針」によって、市町村合併気運が高まったことに対応して、財政面から市町村の適正規模を分析するとともに、地方への財源を含む一層の権限委譲、市町村合併推進における国・都道府県・市町村それぞれの役割について提言した。

第２節　首都機能移転問題への取り組み

［１］国会等の移転に関する決議・法律と調査会の答申

⑴　首都機能移転問題の主な経緯

首都機能の移転問題については、昭和30年代以降、遷都・分都・展都論等さまざまな形態について、学界や研究機関等より多数の提言・提案がなされてきた。政府が国土計画として最初にこの議論を取り上げたのは、昭和52年（1977）に策定された「第三次全国総合開発計画」（三全総）においてであった。その内容は、首都機能の移転再配置を国土政策上の重要課題として位置づけ、「21世紀に向けて創造的建設的な議論が国民的規模でなされることが望まれ、これを踏まえて首都機能の移転の方向を見定めなければならない」とされた。

その後策定された「首都改造計画」「第四次首都圏基本計画」等において、当面の対応策として展都や分都が提案され、東京都区部に立地している国の行政機関や特殊法人の一部を東京都区部外の首都圏各地に分散立地させる施策が打ち出された。

更に、昭和62年に策定された「第四次全国総合開発計画」（四全総）においても、「遷都問題については、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられるため、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」課題とされた。

また、その後、東京都心部に端を発した地価高騰が大きな社会問題となったことを受けて、昭和63年には「総合土地対策要綱」で、単に一部の行政機関等の移転にとどまらず「政治・行政機能等の中枢的な機関の移転再配置について、幅広い観点から本格的検討に着手する」とされ、土地対策という新たな観点からも首都機能の移転の必要性が認識されるようになってきた。

こうした動きに対応して、本会では、昭和63年に設置した首都問題研究会（平成５年から広域行政委員会と改称）において、東京一極集中是正策としての首都機能移転を調査研究することとし、経団連首都問題委員会等で意見交換を行った。

その後、国では、平成２年１月、国土庁に設置した「首都機能移転問題に関する懇談会」（座長：八十島義之助帝京技術科学大学学長）において首都機能移転問題の検討が開始される一方、国会100周年に当たる同年11月には、衆参両院において、「国会及び政府機能の移転を行うべきであり、政府はその実現に努力すべきである」とする「国会等の移転に関する決議」がなされた。

この決議を受けて平成２年12月、政府全体の立場から国会及び政府中枢機能の移転に関する国会合意の醸成を図るための検討を目的として、内閣総理大臣の主催による「首都機能移転問題を考える有識者会議」（座長：平岩外四東京電力㈱会長）が設置され、検討が開始された。

国会等の移転に関する決議

（平成２年11月７日衆参両院において決議）

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第二次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪みを是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、更に、21世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。

右決議する。

また、国土庁の「首都機能移転問題に関する懇談会」は、平成４年６月、「首都機能移転の方法」「新しい首都像」「東京の将来像」等について検討結果をとりまとめ、同年７月には有識者会議も意見のとりまとめを公表した。ここでは、首都機能移転を「人心一新」の好機としてとらえ、21世紀のわが国の政治、経済及び文化のあり方に大きな影響を及ぼす「国家百年の大計」であると強調している。

一方、国会においては、決議以降活発な論議が展開され、平成３年８月からは衆参両院に「国会等の移転に関する特別委員会」が設置され、各方面から参考人の意見聴取を行うなど議論も本格化、平成４年12月には議員提案による「国会等の移転に関する法律」が成立し公布・施行された。

同法は、国会等（国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの）の東京圏以外の地域への移転に向けて積極的な検討を行う旨の国会の責務、国が検討を行ううえでの指針、国における検討機関としての国会等移転調査会の設置等を定めている。

国会等移転調査会は、移転の対象の範囲、移転先の選定基準、移転の時期の目標、移転先の新都市の整備に関する基本的事項、移転に伴う東京の整備に関する基本的事項等法律に定められた事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、報告を受けた内閣総理大臣はそれを国会に報告することとされている。

当調査会は、平成５年４月より調査審議を開始し、更に専門的な立場から検討を行うため、基本部会を設置した。第１タームとして、首都機能移転についての国民的な合意の形成を図るため、「移転の意義と効果」について調査審議していくこととした。当調査会では、その検討内容を中間的にとりまとめて広く国民各層の検討に供するため、平成６年６月「首都機能移転その意義と効果」について内閣総理大臣に中間報告を行った。

次いで、第２タームとして、新首都の具体像を明らかにしていくための調査・審議を行っていくこととし、どのような機能をどのような手順で移転し、整備すべきであるかについて調査審議を行ってきた。また、「移転先の新都市の整備に関する基本的事項」を専門的に検討するため、新都市部会を新たに設置し、新首都のあるべき都市像に加え、新首都づくりのための制度等のあり方について、調査審議を行ってきた。そして、首都機能移転が国民の間で更に現実性のあるものとして具体的に議論されることを目的として、平成７年６月「首都機能移転の範囲と手順・新首都の都市づくり」について内閣総理大臣に第２次中間報告を行った。

第３タームとしては、「移転先の選定基準」「移

転の時期の目標」「移転に伴う東京都の整備に関する基本的事項」について、基本部会において調査審議を行い、更に、国民から広く意見を聴くために、公聴会を平成６年３月に東京、同年11月に名古屋においてそれぞれ開催した。

本会は、この公聴会に松永亀三郎会長が意見陳述人として出席し、「国会等の移転は地方分権、規制緩和と並行的に行われることが重要である」との持論を訴えた。

こうした中で、平成７年１月17日に阪神・淡路大震災が発生し、大都市の危機管理の重要性が改めて認識させられた。これを契機に、首都機能の安全性に対する危惧の念が喚起され、首都機能移転による東京への一極集中の是正、国土構造の改編に対する議論が一層高まることとなった。

国会等移転調査会公聴会で意見陳述する松永会長（一番右側）
（平成６年11月25日、名古屋）

(2)　本会の対応

本会は、このような動きに対し、首都機能移転については、東京一極集中の是正、地方分権の確実な推進と規制緩和の徹底を図り、簡素で効率的な政府の実現とともに行うべきであるとの認識に立って、中部地域が新首都の最適地であると訴えた『中部への首都機能移転（中間報告）』を平成７年10月にとりまとめ、国会等移転調査会、政府はじめ関係先に幅広く提言した。

また、中部以西の６経済団体で構成する西日本経済協議会は、同月開催した第37回総会において、「移転先は日本列島の中央部が適切である」と、移転先について初めて決議し、同年12月西日本６経済団体の首脳が総理大臣、関係閣僚、国土庁幹部へ陳情した。

また、同年11月に、国会等移転調査会で検討されていた選定基準、選定方法の原案が、特定の地域を浮き上がらせるような表現となっているとの報道がなされたことから、調査会本来の目的に基づいた方向で見直しが行われるよう『「明日の日本と新しい首都」に対する意見書』をとりまとめ、国会等移転調査会委員及び国土庁幹部等に建議するとともに、『新首都のあり方』について国土庁に要望した。翌12月には『新首都は中部へ』と題したパンフレットを作成、国会議員、関係省庁、経済団体、地方自治体等へ配布し、積極的にＰＲ活動を展開した。

(3)　国会等移転調査会の最終報告

このような状況下、国会等移転調査会は、約２年半にわたる調査審議の成果について、同年12月総括的に以下のようにとりまとめた。

国会等移転調査会最終報告
（平成７年12月13日）

１．首都機能移転の意義と効果
　①規制緩和・地方分権等国政改革全般の改革の契機
　②東京一極集中の是正
　③災害に強い国土づくり
　④21世紀に向けた新たな経済発展
　⑤人心一新の好機
２．移転の対象となる首都機能の範囲
　①立法：国会
　②行政：内閣、中央省庁
　③司法：最高裁判所
３．移転先地の選定基準
　①日本列島上の位置
　　国内各地から移転先地へのアクセスに、極めて大きな不均衡が生じない場所。

②東京からの距離
鉄道で１～２時間の概ね60㎞～300㎞程度の範囲。但し、東京圏との連坦を避ける。
③国際的な空港
欧米主要各国の元首専用機等が発着可能な滑走路を有し、40分程度以内で到達可能。
④土地取得の容易性
広大な用地の迅速かつ円滑な取得が可能。
○第１段階だけでも約2,000ha
○最終的に最大限総人口60万規模の都市群の開発適地
⑤地震被害等に対する安全性
大規模な地震が発生した場合に、著しい地震被害が生じるおそれのある地域は避ける。
⑥その他の自然災害に対する安全性
災害により都市活動に著しい支障を生じさせないよう十分配慮。
⑦地形等の良好性
極端に標高の高い山岳部や急峻な地形の多い場所は避ける。
⑧水供給の安定性
総人口60万人の都市の出現で、現在の首都圏以上に水需要の逼迫する地域は避ける。
⑨既存都市からの距離
政令指定都市級の大都市からは十分な距離を保つ。
なお、東京からの距離が概ね300㎞程度を超える遠隔地であっても、これ以上の選定基準に照らし、極めて優れた長所を有する地域については、検討の対象に加える。

４．移転先地の選定方法
①権威ある専門的かつ中立的な選定機関を設置し、移転先候補地を選定し、国会へ報告。
②国会が最終的に移転先地を決定。

また、国会等移転調査会は、首都機能移転後の東京についても積極的に検討し、その報告では、「東京はわが国全体の繁栄を牽引していく、いわば経済首都、文化首都としてあり続けることが重要である」とし、更に、「東京の視点からみた首都機能移転は、過密の緩和による都市環境の改善や移転跡地の活用を通じた新しいまちづくりの契機となるものであり、東京を住みやすく働きやすい環境につくりかえるうえで大きな意義と効果がある」とした。

［２］新首都「中部」推進協議会の設立

本会は、国会等移転調査会の最終報告を受け、地域一体となって首都機能を中部地域に移転させることが重要であるとの観点から、平成８年2月、中部地域への新首都の立地を官民協力して推進する組織の設立を呼びかけ、中部５県（長野・岐阜・静岡・愛知・三重）の経済団体を構成メンバーとし、中部５県と名古屋市の首長を顧問、学識経験者を参与とする『新首都「中部」推進協議会』（代表理事：安部浩平本会会長、谷口清太郎名古屋商工会議所会頭）を発足させた。

同協議会は、「首都機能移転は、規制緩和、地方分権の推進とともに、閉塞感が強まっている日本の政治・経済社会の全般にわたる改革を進める手段として、その実現を図らなければならない。また、東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を実現するために、是非とも取り組んでいかなければならない。中部地域は日本列島の中央に位置し、既存、計画中の交通基盤が活用でき、経済効率的な建設が可能であるとともに、内外とのアクセスに優れ、自然条件にも恵まれていることから、21世紀日本の新首都の最適地である」旨の決議を行い、国土庁等関係要路に要望した。

更に、経済界をはじめ自治体、学識経験者等幅広い人々との連携を図りながら、同年７月に東京、９月に名古屋、11月に大阪において「21世紀の日本と首都機能移転」と題してシンポジウムを開催した。ここでは、日本の新しい首都のあるべき姿、役割とともに首都機能移転の意義や効果、実現方

策などについて、専門家による講演とパネルディスカッションを行うなど地域並びに全国的なコンセンサスづくりをめざして、積極的な活動を展開した。

また、首都機能移転の実現の必要性と中部が新首都の最適地として魅力ある地域であることを幅広く認識してもらうため、ＰＲパンフレット『新首都は中部へ』及び東京、名古屋、大阪でのシンポジウムの記録集を、関係閣僚、関係省庁、国会等移転審議会委員、国会議員並びに地元自治体等に配布した。

首都機能移転シンポジウム（平成８年９月20日、名古屋）

［３］本会に「21世紀新首都問題特別委員会」を設置

平成７年12月の国会等移転調査会の最終報告で、首都機能移転のスケジュールとともに移転先地の選定基準が示されたのに続き、平成８年６月には「国会等の移転に関する法律」が改正され、国会等移転審議会が発足した。これにより、候補地選定に向けた具体的な検討が始まり、首都機能移転の実現に向けた動きが本格化した。

そこで、本会では、首都機能移転を担当する専門の委員会として、会長・副会長全員をメンバーとする「21世紀新首都問題特別委員会」を設置した。

同委員会では、中部地域は日本列島の中央に位置し、既存及び計画中の交通基盤が活用でき、経済効率的な移転が可能であり、加えて内外とのアクセスに優れ、自然条件にも恵まれていることから、21世紀日本の新首都の最適地であるとの認識のもと、移転先候補地の用地問題、地質構造、水供給問題、交通アクセスなどの調査を行うとともに、各種移転促進活動を展開した。

一方、国の動きに対しても積極的な対応を図り、平成８年７月２日の「参議院国会等の移転に関する特別委員会」の愛知県視察に際しては、新首都「中部」推進協議会の安部、谷口両代表理事が、７月３日の三重県視察に際しては本会の堀木博顧問が、また、11月19日の「衆議院国会等の移転に関する特別委員会」の愛知県視察に際しては本会の神野信郎副会長が、同日の静岡県視察に際しては本会の鈴木修理事と中山正邦浜松商工会議所副会頭が、それぞれ地元経済界を代表して意見を述べた。

このほか安部、谷口代表理事等が国土庁幹部と折にふれ懇談を行い、中部地域への首都機能移転を要望した。併せて、国会等移転審議会並びに国土審議会委員、国会議員等へも中部地域が新首都の最適地であることのＰＲ活動を積極的に行った。

更に、平成９年10月に開催した西日本経済協議会第39回総会において「全国との交通アクセスに優れている日本列島の中央部に位置する中部地域への移転」を決議し、同年12月、西日本経済協議会首脳が揃って国土庁長官をはじめ関係閣僚等へ陳情した。

［４］調査対象地域の選定

平成８年６月に発足した国会等移転審議会の調査の進め方については、３段階に分けて行われ、第３タームで最終的に移転先候補地の選定を行うこととした。その前提作業として、第１タームでは調査対象地域の設定を行うこととなった。

この調査対象地域の設定については、東京から300㎞圏内の地域に関する検討と、東京から300㎞

調査対象地域（H10.1）

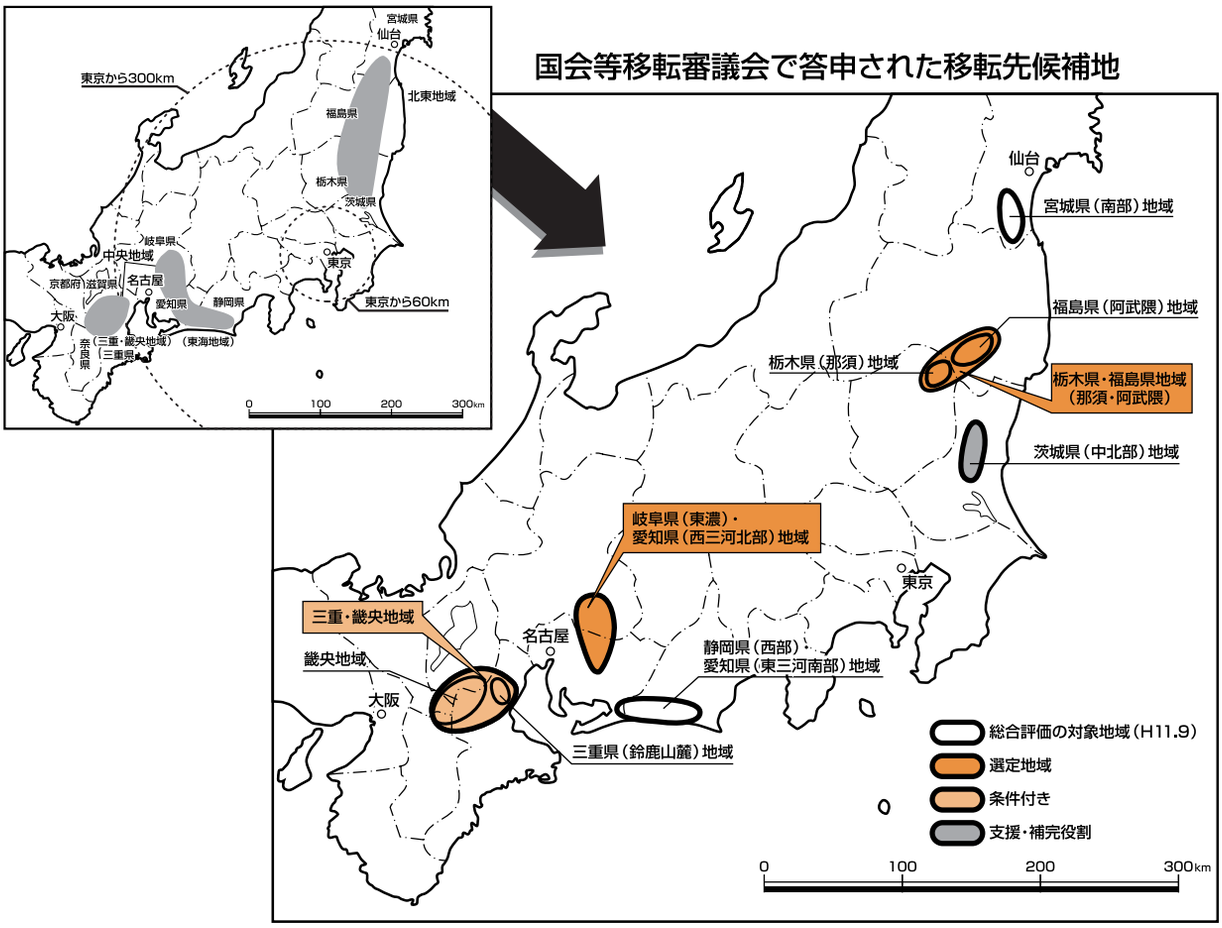

調査対象地域の設定について

調査対象地域名（仮称）		関係府県	概ねの位置	備　考
北東地域		宮城県 福島県 栃木県 茨城県	宮城県南部から福島県を経て、栃木県中北部・茨城県中北部に至る東北新幹線等の交通軸の周辺に幅広く拡がる地域を中心とする地域	東京との連携が容易であり、開発可能性に恵まれた地域
中央地域	東海地域	岐阜県 愛知県 静岡県	岐阜県南東部から愛知県三河地域を経た静岡西部に至る地域を中心とする地域	日本の中央に位置し、名古屋又は京阪神と連携が容易な地域
	三重・畿央地域	三重県 滋賀県 京都府 奈良県	三重県伊勢平野中央部から三重、滋賀、京都、奈良の府県境付近に至る地域を中心とする地域	

圏の周辺における地域及び地方公共団体等が移転先候補地として表明している地域について、それぞれ地域特性の把握と比較検討が行われ、最終的に平成10年１月、調査対象地域が設定された。

調査対象地域は、「北東地域」（宮城、福島、栃木、茨城の４県）と「中央地域」の２ブロックとなり、「中央地域」は「東海地域」（岐阜、愛知、静岡の３県）と「三重・畿央地域」（三重、滋賀、京都、奈良の１府３県）に分かれ、合計３地域となった。

［5］財政構造改革と首都機能移転スケジュール

国会等移転審議会において、移転候補地の調査が進む一方において、政府は、橋本首相のもとで行政改革をはじめとする６つの構造改革に取り組んでいる最中であった。

このため、首都機能移転問題についても、財政構造改革に対応し、新しい投資を行うことが可能となるのは早くても2004年度となった。

これに伴い、国会等移転審議会の審議スケジュールは、平成11年秋頃に候補地を選定、内閣総理大臣に答申、その後、審議の場を国会に移し、国民合意の形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を経て、移転をするかどうかが決定されることとなった。

そして移転が決定する場合には、国会で移転先を法律で決定し、事業主体の決定、マスタープランの作成、環境アセスメント、地元関係者との調整などを経て、2004年度以降に着工、建設を開始してから約10年後に新都市で国会を開催することとなった。

国会等移転審議会は、調査対象地域を設定後、第２タームで「属地的調査」の段階に移り、地域の全般的な特性にかかわる調査、それから即地的な詳細調査と自然的環境等への影響に関する調査を行う。更に、移転先によってわが国の国土全体へのさまざまな影響や災害の問題等を含めて幅広く検討すると同時に、対象となる地方公共団体へのヒアリングと現地調査を行う。最後に第３タームで、最終とりまとめを行うこととなった。

［6］関西及び国会議員との連携強化と全国へのアピール

本会は、中部が調査対象地域の「中央地域」として設定されたことを受けて、首都機能の「中央地域」への移転を目指して、平成10年５月、候補地を有する東海４県知事、本会会長、東海商工会議所連合会会長の６名で、「『中央地域』へ首都機能移転を実現する会」を結成し、同年６月、首都機能移転の推進と「中央地域」への移転を求める決議を国土庁長官他に要望した。

また、同年10月に広島市で開催された西日本経済協議会第40回総会での決議「変革の時代と日本の再生－西日本からの提言」において、「簡素で効率的な行政の実現と首都機能移転」のなかに「日本列島の中央部に位置する『中央地域』への首都機能移転」が盛り込まれ、同月に関係各大臣等に要望した。

この間、本会は、中部地域における移転先候補地について、開発対象地域の面積、土地所有形態、地震等の影響、水供給の安定性、東京とのアクセスなどの調査結果をもとに、各地域との情報交換・連携強化を深めるとともに、中部地域が移転先候補地として最適地であることを関係各方面に積極的に働きかけた。

また、首都機能移転の実現と中部地域の移転先候補地としての優位性をＰＲするパンフレット『新しい日本の構築―首都機能移転－』を新たに作成し、関係各方面に配布した。

また、引き続き地元の自治体等と協力して、講演会、シンポジウムを名古屋、大阪、東京で開催し、全国的なコンセンサスづくりに取り組むとともに、中部地域が新首都の最適地であることを積極的にＰＲした。特に、首都機能移転シンポジウムについては、一般紙に開催広告を地元のみならず全国版で掲載するとともに、特集記事によってその概要を紹介したのをはじめ、抄録冊子をとりまとめ関係先に配布するなど、幅広いＰＲ活動を展開した。

国会等移転審議会は、その後も移転先候補地の選定作業を着々と進め、同年９月から10月にかけて調査対象地域の「中央地域」の現地調査を実施、審議会委員自らが現地を直接視察し、地形、景観、交通条件等をはじめとした地域の全体像を把握す

るとともに、地元自治体首長、議会関係者、各分野の専門家や本会をはじめ経済界の代表者などとの意見交換を行った。

本会も、首都機能移転に関する意識の盛り上げと議論の深化を図るため、平成11年１月に、中部圏知事会、新首都「中部」推進協議会、近畿ブロック知事会、㈳関西経済連合会と合同で、再度東京において首都機能移転シンポジウムを開催した。また、地元自治体や各種団体の主催するシンポジウムに積極的に参加し、首都機能移転の必要性と当地域への移転を訴えた。

こうした中、国会議員の動きも活発になり、平成11年３月、中部地域など９県の自民党国会議員による「中部地域に首都機能を誘致する国会議員連盟」（会長：綿貫民輔元建設大臣）が設立され、国民総意による移転事業の実現と中部地域への移転に取り組んでいくことが申し合わされた。

国会等移転審議会の答申が近づくにつれて、本会も活発な活動を展開した。平成11年５月と７月には、高松、福岡、広島において地元経済連合会と共催で首都機能移転に関する連続講演会を開催し、西日本での論議の盛り上げと中央地域への移転に対する理解の促進を図った。

首都機能移転に関する講演会（平成11年７月12日、博多）

更に、同年６月には、衆議院の国会等の移転に関する特別委員会での参考人陳述において、本会より須田寛副会長が出席し、首都機能移転の意義と候補地選定に当たっての日本列島の中央部への移転の必要性をアピールした。

また、同年８月11日には「中央地域」への首都機能移転を強力に推進するため、本会及び㈳関西経済連合会が中心となり、中部及び関西の自治体、経済界合計17府県・団体が連携する「中央地域へ首都機能移転を推進する会」を設立し、中部と関西の行政・経済界の具体的な連携組織を設置した。これと同時に当日、『「中央地域」への首都機能移転の実現に関する決議』を採択し、政府、自民党幹部、国土庁、国会等移転審議会委員に要望し、中央地域を強くＰＲした。

一方、国会議員と連携した活動も積極的に展開した。平成11年６月には、東京において、新首都推進懇談会（会長：村田敬次郎衆議院議員）をはじめ首都機能移転を推進する国会議員連盟主催の「世紀が変わる、首都機能を変える」総決起大会に参画した。更に、国会等移転審議会による答申を間近に控えた11月17日には、当地域への移転を目指す国会議員による「中部地域に首都機能を誘致する国会議員連盟」（会長：綿貫民輔衆議院議員）が超党派の組織として新たに設立されたのを機に、同議員連盟並びに「新首都『中部』推進協議会」等は、「中部地域に首都機能を誘致する総決起集会」を開催し、国会議員、行政、経済界およそ1,300名が出席し、「中部地域への首都機能移転に関する決議」を採択、国会等移転審議会、政府並びに関係各方面へ要望した。

総決起集会（平成11年11月17日、東京）

［7］国会等移転審議会の答申

こうした活動の成果が実り、国会等移転審議会は平成11年12月20日、移転先候補地について、当地域から「岐阜・愛知地域」を選定するとともに、「三重・畿央地域」についても将来の高速交通網の整備を条件に候補地とする答申をとりまとめ、小渕首相に提出した。

国会等移転審議会の答申

（要　　旨）

（平成11年12月）

審議会は、平成２年の国会決議、平成４年の「国会等の移転に関する法律」の制定を受け、平成８年の同法の一部改正により設置され、平成８年12月19日に内閣総理大臣からの諮問に応じ、約３年間、首都機能の移転先候補地について、31回に及ぶ調査審議を行った。

第１章　首都機能移転の歴史的意義

我が国は今、重大な歴史的転換期にさしかかっているが、首都機能移転は世紀を越えた長期的視点に立って構想すべき歴史的大事業である。

第２章　移転先候補地の選定

客観性と公正さを重視した「重みづけ手法」を用いて総合評価を行い、その結果をもとに、更に多面的、多角的な検討を加えて、移転先候補地の選定作業を行った。

○移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

○「茨城地域」は、自然災害に対する安全性に優れる等の特徴を有しており、「栃木・福島地域」と連携し、これを支援、補完する役割が期待される。「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

○移転先では、初期段階からその地域だけで首都機能の運営に十全を期することは容易ではなく、東京あるいは仙台、名古屋、大阪、京都等の大都市との広域的な連携はもちろん同じ調査対象地域内の他の地域との連携が必要である。

［8］中央地域への首都機能誘致の積極的活動

(1)　国会議員、地元行政等との連携強化

国会では、国会等移転審議会の平成11年12月答申を踏まえ、「岐阜・愛知地域」「三重・畿央地域」「栃木・福島地域」の３候補地を１ヵ所に絞り込み、そのうえで「国会等の移転に関する法律」の趣旨に則り、社会経済情勢に配慮し、更に東京都との比較考量を通じて、移転について検討することとなっている。

これを受け、平成12年５月の衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」では、２年を目途にその結論を得る旨の決議が行われた。

このような状況のもとで、本会では、移転先が「岐阜・愛知地域」と「三重・畿央地域」の中から選定されることを目指して、地元行政はもとより関西並びに西日本の経済界、更には国会議員等とも連携して、積極的な要望活動、シンポジウムや後援会の開催等の啓蒙活動を展開した。

平成12年５月22日に行われた参議院の「国会等の移転に関する特別委員会」の「岐阜・愛知地域」視察に先立ち開かれた概況説明会に本会の須田副会長が出席し、「国民の多数が賛成できる位置にしていただきたい」旨の意見を述べた。

また、前年の平成11年８月に中部・関西の７府県・10経済団体で設立した「中央地域へ首都機能移転を推進する会」を、平成12年度も８月に東京

において開催し、『国土の中央部への首都機能移転を望む』との決議を採択し、官房長官、国土庁長官等関係要路に決議文を手交し、要望した。

更に、同会では、扇千景国土庁長官が講演で、首都機能移転に否定的な考え方を述べたことに対し、９月12日「首都機能移転は、21世紀における日本の新たな発展に不可欠な事業であり、引き続き国会において審議を尽くし、速やかな移転先を決定することを強く希望する」旨の緊急アピールを行った。

地元自治体等との協力・連携の活動では、移転先に選定された「岐阜・愛知地域」へ首都機能移転を推進する『岐阜愛知新首都推進協議会』（代表理事：岐阜、愛知両県知事）が地元行政、経済団体（200団体）により平成12年４月４日発足し、本会の安部会長が設立発起人並びに理事として名を連ねた。また、「三重・畿央地域」については、10月23日、大阪において地元行政、経済界等により『三重畿央新都推進協議会』が設立され、本会はメンバーとして参画している。

⑵　『中央地域における首都機能配置の考え方とそのイメージ（試案）』の発表

本会は、平成12年４月、首都機能移転の必要性と「中央地域」への移転のメリットを広く各界各層に訴えるためのＰＲパンフレット『新しい日本の創造』を作成し、国土庁、全国の自治体首長等へ配布した。

更に、平成13年２月、今後の首都機能移転の推進と中央地域への移転に向けて『中央地域における首都機能配置の考え方とそのイメージ（試案）』を発表した。

この中で、日本の再生のために首都機能移転は不可欠であると位置づけたうえで、首都機能の中央地域内への広域的配置、政府関係機関（外局・附属機関）の全国への分散配置、国会都市を中心とした新首都のイメージ（パース）などを提案した。

新首都圏における諸機能配置構造の概念図

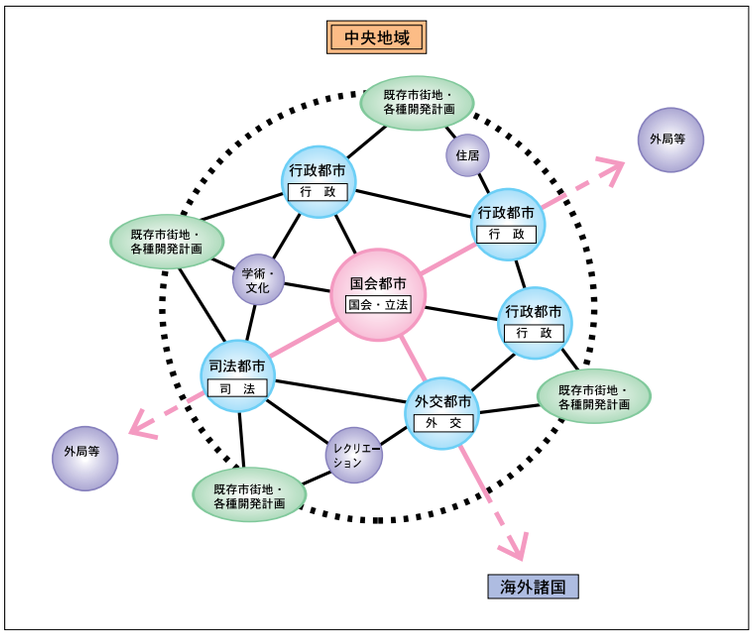

国会都市のイメージパース

第8章

中部の総合交通体系の整備促進・実現

第1節　総合交通体系確立の理念

［1］陸海空にわたる中部の総合交通体系整備の必要性

中部地域が、先端的な産業技術の世界的中枢圏域としての役割を担うなど、21世紀のわが国のリーディング地域として発展を遂げていくためには、中央日本広域国際交流圏の形成が不可欠であり、その基幹インフラである国際拠点空港・ハブ港湾、東西・南北・環状の幹線交通軸等、陸海空にわたる総合交通体系の整備促進が喫緊（きっきん）の課題である。

本会では、中部国際空港の着工や名古屋港の国際大水深バース化、東海環状自動車道や第二東名・名神高速道路等の高規格幹線道路網の建設促進など、その整備に向けた要望・促進活動を行い、着実にその成果を上げてきている。

しかしながら、中部の総合交通体系の確立に向けては、地道な継続した活動を展開することが肝要であり、引き続き関係省庁への要望活動やシンポジウムなどの開催による啓発活動等、強力な推進活動を展開していく必要がある。

［2］総合交通体系の姿ー国土軸ロータリー構想

本会では、日本の中央部に位置する中部において、国土軸相互を結束した循環型交通体系（国土軸のロータリー）を構築することによって、当地域が産業、経済、文化の交流圏域として、また、ヒト、モノ、情報の流れの調整圏域として発展することを目指した提言を、交通委員会において集中的に検討し、平成６年(1994)12月に『中部の循環型交通体系の構築（国土軸ロータリー構想)』と題して発表した（国土軸ロータリー構想図は、本編第４章第１節［２］「21世紀の国土のグランドデザインと中部の役割」に掲出済み)。

これは、従来より進めてきた循環型交通体系構築の考え方を拡大し、都市圏循環交通網から地域循環交通網、更には隣接経済圏との交流を促進する広域循環交通網を陸海空一体となった総合交通網整備の観点から位置づけ、積極的に推進するものである。

また、新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年３月）において、交流・連携・補完をキーワードに、北東、日本海、太平洋、西日本の４つの国土軸の形成を提唱しているが、これらを相互に交流・連携・補完することが、日本の均衡ある発展のためにも、またリダンダンシー確保の観点からも必要である。

更に、国際軸の相互補完の視点からみると、21世紀のグローバル化時代を迎え、当地域では、中部国際空港の建設、名古屋港、四日市港等の国際港湾の整備が進み、太平洋側のゲートウェイ機能が強化される。一方、日本海側では中国、韓国、

ロシア等との交易拡大に伴い、北陸の伏木富山港などが環日本海経済圏の窓口として期待されている。

こうした意味から、中部と北陸を結ぶ循環型交通体系の構築や東海北陸自動車道の整備などは、国際軸相互を補完し、中部と北陸が一体となった広域経済圏の形成に資することにつながる。

中部において国土軸ロータリー構想を推進することを交通機能向上の観点と、地域活性化の観点からみると、交通機能向上の観点からは、①全国からの人流、物流の接点として、環状と放射、格子・梯子状を組み合わせたルートによる交通量に合わせた整流と分流化を促す、②全国の人流、物流が中部を経由することにより、中継拠点として陸上交通におけるハブ機能を発揮する、③環状型ネットワークの構築により、東西・南北間の時間距離の短縮、ルートの多重化によるルート選択肢を拡大させることになる、④国際空港、国際港湾とのリンクにより、日本の国内、国際結節点、中部圏内の主要都市相互が直結される、等々が期待できる。

また、地域活性化の観点からみると、①交通利便性の向上に伴い、各国土軸等各ブロック間の交流・連携を促進し、日本全体として均衡ある発展を促進する、②中部へヒト、モノ、情報が集まり、日本における交流圏域を形成する、③これにより、産業、経済、文化等の拠点化が図られ、企業の本社機能の立地や物流拠点化等による調整圏域としての機能を発揮し、中部圏の発展と国内、国外への情報発信地域となる、④面的な交通ネットワークにより中部圏の面的な開発を促進する、などの効果が期待できる。

［3］『中部の交通機関相互の連携について』の提言

交通委員会では、平成5年3月、高速交通時代における総合的な交通の体系化を図るため、交通機関相互の連携と交通結節点の整備方策、開発プロジェクトの促進に向けたアクセス整備方策などを示した『中部の交通機関相互の連携について』を提言した。

これは交通網整備の基本として、①交通の流れを「整流」し、その円滑化を期すること、②交通手段間の「連携」を図ること、③交通をとりまく諸条件との「共生」を図ること、の3点を念頭におき策定したものである。

これを前提に交通アクセス整備に向けての留意点として、①交通アクセス及び交通結節点は、全体の交通システムの重要な構成要素であるため、これらの整備を同時に進行する必要がある。特に、鉄道や道路等の交通アクセスは、結節点整備に比べ計画から完成まで時間がかかるため、早期に着手することが不可欠である、②開発プロジェクトの推進において、交通アクセスの整備計画を後回しにすると、プロジェクトが完成しても本来の機能を発揮できない場合がある。従って、プロジェクトの計画段階から交通アクセス整備を折り込んだものにする必要がある、③計画の実現に当たっては、官民一体となった推進協議会等により具体的な内容を検討する必要がある、の3点を留意点として提示した。

また、交通アクセス整備のケーススタディーとして、中部新国際空港の鉄道ルート、道路ルート、航空ルート、海上ルートのアクセス整備について具体的提言を行った。更に、地域開発プロジェクトにかかわるアクセス整備として、愛知万博会場へのアクセス、名古屋東部丘陵、東濃、鈴鹿山麓などの研究学園都市を結ぶ循環型道路、伊勢湾口道路及び三河湾口道路についても提言を行った。

更に、「都市内」の交通結節点整備においては、交通機関相互の乗り継ぎ抵抗を最小限とすること、都市計画の段階で駅周辺の各施設を機能別にゾーニングし、これらをペデストリアンデッキなど立体的な施設で結び安全で利便性の高いものとすることなどを、また、「郊外」の結節点の整備にお

いては、バスやタクシー等公共交通機関の進入レーンとマイカー等との進入レーンを区別して交通の整流化を図るとともに、歩行者が安全で快適に移動できる魅力的な遊歩道等を設置していくことなど、人と車の流れを重視する多様な整備手法を示した。

第２節　広域幹線道路網整備による循環型ネットワークの構築

［１］『21世紀中部の幹線道路網構想』の策定

本会では平成４年（1992）、21世紀の中部の幹線道路ネットワークを示した『21世紀中部の幹線道路網構想』を策定し、国土庁や建設省等関係省庁に対し、積極的な要望・提言活動を行った。その後、この構想は、平成９年及び平成11年に、幹線道路網の着工や供用開始等の進捗状況、新しい道路整備五箇年計画、国土開発幹線道路建設審議会の答申などに併せて見直し、更新を行ってきた。

この『21世紀中部の幹線道路網構想』は、本会がかねてより提言してきた国土軸ロータリー構想実現のための施策である。具体的には、循環型交通体系の基盤となる、①第二東名・名神高速道路や中部縦貫自動車道等の東西交通軸の強化、②東海北陸自動車道や三遠南信自動車道等の南北交通軸の整備、③名古屋環状２号線や東海環状自動車道等の環状交通網の整備、④知多横断道路等の中部国際空港アクセス道路の整備促進、⑤名古屋瀬戸道路等2005年日本国際博覧会会場アクセス道路の整備促進、⑥太平洋新国土軸の実現等を柱とするものである。

広域幹線道路網整備による循環型ネットワークの構築は、中央日本広域国際交流圏として21世紀のわが国をリードする役割を担う当地域にとって不可欠なものであり、今後とも強力に推進活動を展開していく必要がある。

［２］幹線道路網の整備促進

(1)　整備促進活動

当地域は、先端的産業技術の世界的中枢としての役割を担うなど、21世紀のわが国の経済・社会をリードする中央日本広域国際交流圏の形成に向けて、広域的な交流と連携を促進する幹線道路ネットワークの構築が急務である。

中部の総合交通体系の構築、殊に『21世紀中部の幹線道路網構想』の実現に向けては、第二東名・名神高速道路、名古屋環状２号線、東海北陸自動車道、中部横断自動車道、近畿自動車道紀勢線、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道、第二伊勢湾岸道路、名浜道路、伊勢湾口道路、東海南海連絡道等、それぞれ個々の幹線道路の着実な整備促進が必要である。

このため本会では、次年度予算の概算要求時、政府予算案の策定時、国土開発幹線道路審議会（国幹審）の開催時、道路整備五箇年計画の策定時など、時宜や節目に応じて建設省や国土庁など関係省庁に対して、幹線道路ごとにその整備促進に向けた強力な要望活動を行っている。

第二東名・名神高速道路、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、名古屋環状２号線、三遠南信自動車道など重点推進路線の建設促進は、沿線の地域整備を促進するとともに、ヒト、モノ、情報、文化等の広域的な交流と連携を促す国土軸ロータリーの機能を発揮する。

本会では、こうした重点推進路線の建設促進が、中央日本広域国際交流圏の形成を目指す21世紀の

21世紀中部の幹線道路網構想図

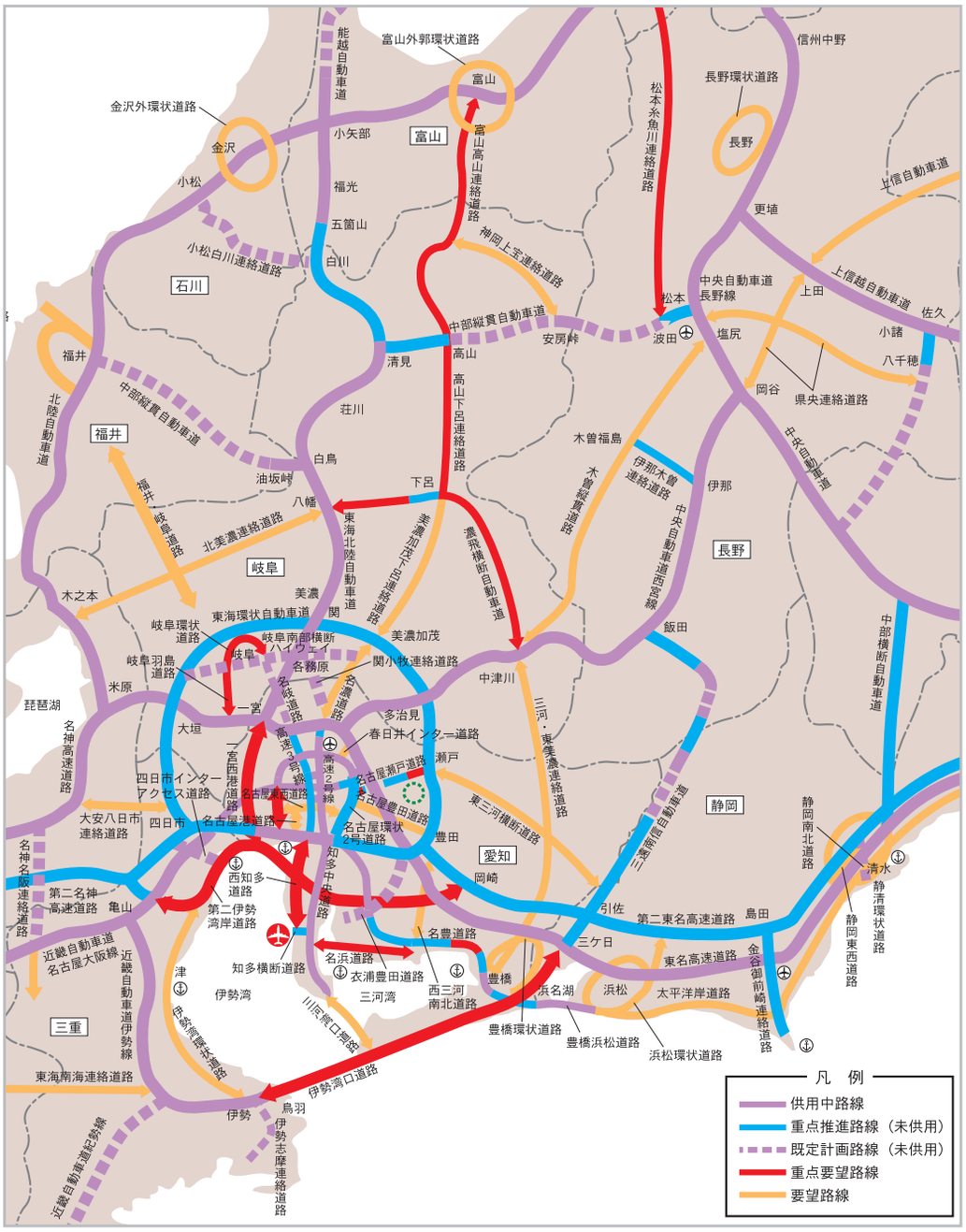

中部にとって不可欠な社会基盤であることなどを広く啓発するため、時宜に応じて、それぞれの幹線道路の必要性や整備効果などについてシンポジウムや講演会を開催し、建設促進に向けた啓発活動を展開している。

(2)　推進組織

本会では、『21世紀中部の幹線道路網構想』の実現に向けた活動の一環として、主要幹線道路ごとの個別の推進組織を主体的に運営、あるいは積極的に参画し、自治体・国等の関係機関や地域経済界と連携の強化を図り、整備推進活動を展開している。

その主な推進組織は以下のとおりである。

◎は運営、○は参画を示す。

◎東海北陸道地域整備推進協議会
設立：平成６年８月
目的：東海北陸自動車道及び一宮西港道路、能越自動車道の建設促進等
構成：㈳中部経済連合会、北陸経済連合会ほか沿線地域９経済団体

○東海北陸自動車道建設促進同盟会
設立：昭和38年７月
目的：東海及び北陸を結ぶ高速自動車道の建設促進等
構成：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市等自治体関係者、㈳中部経済連合会会長など産業界の代表者

○東海環状地域整備推進協議会
設立：平成８年５月
目的：東海環状自動車道を軸とした沿線地域整備の推進等
構成：建設省中部地方建設局、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市等沿線自治体、㈳中部経済連合会ほか沿線３経済団体

◎伊勢湾口道路建設促進協議会
設立：平成８年５月
目的：伊勢湾口道路の建設促進と環伊勢湾地域の交流促進、太平洋新国土軸の実現等
構成：㈳中部経済連合会、ニューHEART中部推進機構、愛知県商工会議所連合会ほか地域９経済団体

○伊勢湾口道路建設促進期成同盟会
設立：昭和63年６月
目的：伊勢湾口道路の早期建設の実現
構成：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、名古屋市等沿線自治体、㈳中部経済連合会ほか地域９経済関係団体

◎第二伊勢湾岸道路建設推進協議会
設立：平成９年５月
目的：名古屋三河道路、四日市湾岸道路、鈴鹿亀山道路を一元化した第二伊勢湾岸道路の建設等
構成：岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、㈳中部経済連合会、愛知県商工会議所連合会ほか地域５経済団体

○名古屋環状２号線整備促進期成同盟委員会
設立：昭和41年３月
目的：名古屋環状２号線の整備促進
構成：愛知県知事、名古屋市長等沿線自治体関係者、㈳中部経済連合会会長、名古屋商工会議所会頭等

○三遠南信地域整備連絡会議
設立：平成６年１月
目的：三遠南信自動車道の沿線地域の計画的、一体的な発展
構成：建設省中部地方建設局、長野県、静岡県、愛知県、関係沿線自治体、㈳中部経済連合会、飯田商工会議所ほか地域２経済団体

○太平洋新国土軸構想推進協議会
設立：平成２年10月
目的：太平洋新国土軸の早期実現を推進
構成：関係沿線府県18知事、㈳中部経済連合会会長ほか７経済団体の長

○東海南海交流会議
設立：平成８年８月
目的：近畿圏と中部圏の連携を強化し、太平洋新国土軸の主要な部分を構成する東海南海自動車道の早期実現を促進

構成：愛知県知事、三重県知事、大阪府知事、奈良県知事、和歌山県知事、㈳中部経済連合会会長、㈳関西経済連合会会長

［3］幹線道路網の整備促進・実現活動の成果

このような幹線道路網整備に向けた不断の促進活動の結果、関係者の努力によって第11次道路整備五箇年計画（平成５年５月28日閣議決定）において本会が要望した重要路線がほぼ認められ、計画期間中に名古屋環状２号線や東海北陸自動車道、伊勢湾岸道路、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道などの整備が進められる等の成果を得た。

第12次道路整備五箇年計画（平成10年５月29日閣議決定）においては、本会が平成９年に見直しを行った『21世紀中部の幹線道路網構想』に掲げた重点推進路線について、平成14年度末までに第二東名・名神高速道路豊田東IC～四日市JCT間の開業、東海環状自動車道の事業推進、名古屋環状２号線高針～上社間の開通、東海北陸自動車道一宮JCT～清見IC間の開通（全線開通は平成19年度を予定）などの目標が掲げられ、本会の要望がほぼ全面的に認められた。更に、平成11年12月に開催された国土開発幹線道建設審議会において、名古屋環状２号線の西南部が基本計画区間に位置づけられ、また東南部についても施行命令が出されるなど、日本で初めての本格的な大都市圏環状道路として全線がつながるめどがつくなどの成果を得ている。

第３節　中部の公共交通機関の整備

［1］リニア中央新幹線

現在、東海道新幹線の開業から30年以上を経て、より一層の高速化が求められている。増加する需要への対応が限界に達しようとするなかで、リニア中央新幹線の構想が浮上、実現すれば、東京～名古屋～大阪を時速500㎞の超高速で結ぶわが国の新しい大動脈となる。多様な地域との交流と連携がなされる中央日本広域国際圏の形成を目指す当地域にとって、大きな期待を集めるプロジェクトである。

本会では平成３年（1991）７月、『リニア中央新幹線が中部地域経済に及ぼす影響と対応策』と題する提言書を策定した。

この提言書は、リニア中央新幹線建設の必要性やわが国経済に与える有意性を検証するとともに、いわゆる「ストロー現象」により名古屋圏や大阪圏の中枢機能が東京に吸収される懸念について、その対応策を調査・検討したもので、当地域が魅力ある広域交流圏を形成すれば、逆にリニア中央新幹線の建設によって東京の一極集中を是正する「逆ストロー現象」も期待できるとしている。

当地域は、平成10年３月に閣議決定された新しい全国総合開発計画において示された４つの国土軸がすべて交わる地域的な優位性を持つとともに、先端的産業技術の世界的中枢圏域などの役割を担う中央日本広域国際交流圏の形成など、魅力ある地域づくりが期待されているところである。

リニア中央新幹線の建設は、当地域の飛躍的な発展だけでなく、東京の一極集中を是正し、均衡ある国土づくりや、安全でゆとりある社会の実現のためにも、21世紀初頭のわが国にとって不可欠なプロジェクトである。

本会では、リニア中央エクスプレス建設促進愛

知県期成同盟会に参画し、関係諸団体と連携を図るとともに、その早期実現に向け中央省庁への要望活動やシンポジウム・講演会の開催など幅広い推進活動を行っている。

山梨実験線で試走中のリニアモーターカー

［２］北陸（長野）新幹線

北陸新幹線は、東京～長野～糸魚川～金沢～敦賀～大阪間を結ぶ幹線高速鉄道で、昭和47年に基本計画が、昭和48年に整備計画がそれぞれ決定された。その後、平成元年に高崎～軽井沢間、平成３年に軽井沢～長野間の工事実施計画が認可され、長野冬季オリンピック開催直前の平成９年10月に東京～長野間が開通した。

また、平成４年に石動～金沢間、平成５年に糸魚川～魚津間、平成10年に長野～上越間の暫定整備計画が決定され、それぞれ同年に工事実施計画が認可され、着工している。

北陸新幹線は、本会がかねてより提唱している国土軸ロータリー構想の一翼を担う重要な幹線高速鉄道ネットワークであり、北陸経済連合会などとも連携をとりながら、早期完成に向けて積極的な推進を図ってきたところである。

北陸新幹線東京～長野間の開業は、長野と東京との時間距離を約２分の１（最速79分）に短縮し、首都圏からの高速鉄道アクセスとして冬季オリンピックの大成功をもたらす一因となった。オリンピック終了後の平成10年も、不況の長期化や夏場の天候不順などにより全国的に鉄道利用者が減少するなか、「あさま」の利用者は前年比20％以上も増加した。

［３］鉄道網等公共交通機関の整備

鉄道は、高速性、定時性、安全性、大量輸送等の面で他の交通機関よりも優れ、また、エネルギー効率や地球環境への負荷の面においても優れた交通機関である。

中部の総合交通体系構築のため、都市間幹線高速鉄道の整備と併せ、大都市圏域の鉄道網の整備は不可欠であり、本会ではかねてよりその早期の整備促進を提唱し、機会あるごとに運輸省等関係省庁へ要望してきたところである。

平成４年１月に運輸政策審議会（以下、運政審という）より「名古屋圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」が答申され、平成20年までに整備することが適当な路線83.0㎞などが示された。

しかし、現在までに開業に至った路線は、ＪＲ城北線枇杷島～尾張星の宮間、名古屋市営地下鉄３号線庄内緑地公園～上小田井間の延伸、６号線今池～野並間の延伸、４号線大曽根～砂田橋間の延伸、名古屋ガイドウェイバス㈱の大曽根～小幡緑地間の24.9㎞だけである。現在、工事中あるいは着工のめどがたっているのは、名古屋市営地下鉄４号線砂田橋～新瑞橋間の延伸、名鉄小牧線・名古屋市営地下鉄上飯田線、西名古屋港線、東部丘陵線の37.6㎞で、これがすべて完成しても62.5㎞で運政審答申12号の75％に過ぎない。しかも、名古屋圏の鉄道整備は計画に較べて遅れ気味であり、中部の総合交通体系構築の重要な一翼を担う鉄道等の整備推進について、今後とも粘り強い推進運動を展開していく必要がある。

特に、磁気浮上式システムによる東部丘陵線は、最先端技術を駆使し、環境に配慮した交通機関であり、2005年日本国際博覧会の来場者輸送及びそ

の技術を広くアピールするためにも、本会は、東部丘陵線推進協議会に参画し、万博までの開業に向けて関係省庁への要望活動を行っている。

［4］静岡空港

現在、空港のない静岡県の航空需要は、平成15年度において178万人が見込まれている。

静岡空港は、地域の広域的な交流と連携を促進し、また将来の航空需要に対応し地域の経済的発展に資するものと期待される交通インフラである。空港は静岡県榛原町、島田市にまたがる位置約190haに、大型ジェット機の就航が可能な2,500mの滑走路を有し平成18年の開港を目指している。

本会では、環伊勢湾交流サミットなどを通して、静岡空港の必要性などを広く啓発するなど推進活動を展開してきたが、関係者の努力やこうした活動が結実し、平成10年11月には空港本体工事の起工式を行うに至っている。

［5］都市圏公共交通機関整備について

本会では平成８年７月に、首都圏や関西圏と比して人口規模や密度などが異なる中部の都市圏の実情に合わせ、また即効性・経済性を踏まえ、デュアル・モード・バス・システム等、新しい公共交通システムの導入を中心とする中部型都市圏公共交通システムの整備を目指した『中部における都市圏公共交通機関の整備について（トランスネット中部21）』を提言した。

都市交通問題は、都市への機能・人口の集積の進行に伴い次第に深刻化しており、中部においても例外ではない。その解決のためには、まず国づくり、街づくりに関して政策上の方向づけが必要であるが、一方、各都市に最もふさわしい交通システム形成についても種々の具体策を検討し、それらと国づくり、街づくりが一体となって改善が進められることが必要である。

提言は、中部の現状を分析して問題を提起し、それに対応した中部独自の都市圏公共交通機関の整備を目指したものである。基幹交通としての鉄道、コスト割安の中量交通システム、面的集客力のあるバスを地域の実情に応じて組み合わせた経済的かつ効率的な「中部圏型新都市交通総合ネットワーク」をすみやかに形成するため、既存設備の有効活用（上空利用等）、各種整備計画の同時施行、整合性確保等のコスト低減、中量交通システム（デュアル・モード・バス等）の導入による経済性の追求、交通機関相互の連携改善、交通結節点整備、相互乗り継ぎを円滑にするためのソフト・ハード面の施策展開等、効率性の追求に留意すべき点を指摘している。

具体的な展開として、大都市圏である名古屋圏においては、人口規模、都市集積の郊外への発展傾向を勘案しつつ、運政審答申の線に沿って関係機関の努力により鉄軌道網の整備を進めることや、建設コスト低減と即効性が期待される中量交通システム導入を検討し、鉄軌道系交通と道路系交通を結びあわせ、効果的な交通システムの形成が必要としている。特に、デュアル・モード・バス・システム、新交通システムのより広範囲な導入（常電導リニア方式も含む）は欠かせない。この場合、道路と一体として建設すること、既存道路の活用等道路と鉄軌道諸設備相互の有効活用に留意する必要があるとしている。

中位都市圏である浜松、豊橋、岐阜等は、人口規模40～50万人にふさわしい新しい公共輸送システムを低コスト、即効性を考えて形成することとし、既存の路面電車の保存もしくはライトレール化による活用のほか、都市間を結ぶ鉄道の域内交通機関としての活用を図ること、道路系交通システムをより高度化するかたちでデュアル・モード・バスの導入を検討し、都市域の基幹交通機関として活用することを提示した。

また両都市圏の共通事項として、 バスの果たす役割は今後も大きいと考えられるので、ハード、

ソフト両面にわたり活性化を図る。特に走行環境の改善（専用レーン設定、基幹バス方式導入）、運賃システムの改善が必要であること、自動車を含んだ都市圏内のあらゆる交通手段相互の連携改善、殊に交通結節点の整備、駐車場、駅前広場のあり方、交通規制のあり方等ハード、ソフト両面にわたる改善を検討すべきであるとしている。

これらの施策によって従来の都市圏にはない中部独自の「中部圏型新都市交通システムートランスネット中部21」を地域づくり、街づくりの一環として形成し、新しい中部発展の基盤づくりを目指すべきであると提示した。

第４節　総合交通体系整備に向けた諸活動

［１］シンポジウム等啓発活動への取り組み

⑴　道路サミット、環伊勢湾交流サミット

本会は、第11次道路整備五箇年計画策定を直前に控えた平成４年(1992)８月、山崎拓建設大臣を来賓に迎え、名古屋市内のホテルにおいて『21世紀中部道路サミット』を初めて開催した。

サミットでは藤井治芳建設省道路局長の基調講演の後、道路局長、中部５県１市の首長、経済界代表が一堂に会し「21世紀中部の役割と道路ネットワーク」をテーマに活発なパネルディスカッションを行った。

中部が21世紀のわが国をリードしていく役割を担うためには、本会が同年に策定した『21世紀中部の幹線道路網構想』に掲げられた、第二東名・名神高速道路、中部縦貫自動車道、東海北陸自動車道、三遠南信自動車道、名古屋環状２号線、東海環状自動車道等の幹線道路網の整備促進が不可欠であることがそれぞれのパネラーや参加者によって確認された。

この道路サミットを開催した後、暫く中断したが、第12次道路整備五箇年計画策定を翌年に控えた平成８年５月､名古屋市内のホテルにおいて『21世紀環伊勢湾交流サミット』と名称を変え、道路サミットと同様、藤井治芳建設省事務次官、中部５県１市の長、経済界の代表などが、中央日本広域国際交流圏の形成を目指した中部の社会・経済基盤の強化に向けたシンポジウムを開催した。

この『21世紀環伊勢湾交流サミット』は、「県境を越えた連携と協調」を基本テーマとして、建設省高官、地元の中部５県１市の首長、経済界の代表が一堂に会して、当地域の幹線道路網構想や地域整備構想等について熱心な意見交換をする場として定着しており、今日まで毎年盛会裡に開催している。

平成８年度以降の開催実績は本章末の（表１）の通りである。

21世紀環伊勢湾交流サミットの開催（平成12年８月24日、名古屋）

⑵　伊勢湾・三河湾を考える会

本会は、中央日本広域国際交流圏を形成する社会基盤の強化に向けて、関連する農林水産省東海

農政局、通商産業省中部通商産業局、運輸省第五港湾建設局、郵政省東海電気通信監理局、建設省中部地方建設局の長と経済界が参加、その連携を強化するため、平成８年４月、本会会長を座長として『伊勢湾・三河湾を考える会』を設立した。

これは、新技術・新産業の創出、生活環境の向上及びそれを支える情報通信を含めた社会基盤整備を、相互かつ効率的に進めるために行政の枠を超え、官民の幅広い分野から積極的な地域づくりを検討するものである。

設立と併せて同日、豊橋市内のホテルで設立記念シンポジウムを開催し、建設省の藤井治芳事務次官による基調講演の後、関係する国の機関の幹部、経済界代表が一堂に会してパネルディスカッションを行った。伊勢湾・三河湾の浄化や国土の広域交流ネットワーク形成のための幹線道路網の整備など、それらの具体的な取り組みや、関連する６省庁と経済界の連携強化などについて熱心に討論し、それぞれの意見を確認し合った。

国の出先機関の長と経済界が一堂に会して、一つのテーマについて意見交換する場は、同会が初めての試みであり、翌平成９年から会場を名古屋市内に移し、毎年盛会裡に開催している。開催実績は本章末の（表２）の通りである。

伊勢湾・三河湾を考える会の開催（平成12年11月20日、名古屋）

［２］交通ロータリーフォーラムの開催

本会では平成８年７月より、中部の総合交通体系整備に向けて、会員企業の忌憚のない意見や要望を伺い、本会活動に資するため、交通ロータリーフォーラムを年２回開催している。幹線道路網構想の推進等中部の交通体系に関する意見や要望、本会活動や交通委員会活動に関する意見・要望等について自由討議を行い、会員企業の意見をとりまとめている。

交通ロータリーフォーラムでとりまとめた意見は役員会に報告のうえ、中部の総合交通体系整備の実現を求めて、毎年、次年度予算の概算要求時期の前に関係中央省庁へ要望するとともに、本会の年度事業計画への反映を図っている。

第５節　効率的な交通システムの構築に向けて

［１］『エコトラフィック・中部21』の策定

本会は平成11年（1999）７月、中部の輸送効率の向上に向けた諸施策を提言した『エコトラフィック・中部21』を発表した。目的は、移動の自由と豊かで安全な生活を確保する交通の側面から「人間の幸せを希求」しようとするもので、具体的目標に、交通事故の防止、交通渋滞の緩和、地球環境の保全を掲げ、身近で効率的な交通システムを目指し、「公共交通機関等の活用」「交通環境の改善」「創意と工夫による交通の効率化」の３つを提案している。

その中で特に、ITS仕様のスマートウェイの中部への先駆的導入に向け、強力な推進活動を提唱した。更に、上記の３つの提案に関する28のケー

ススタディー等について、その高度化や中部の都市規模別の適用などについて考察し、実現に向けた方策等を提示した。

諸施策の実現方策としては、法令整備等新制度の創設、規制緩和、規制の見直し、補助金や税制優遇措置などの助成措置、財源の確保、新しい財源創出、新しい事業手法の検討、技術の開発・高度化、標準化、仕様づくり、一般交通需要者への啓発活動の推進等に課題を分類し、実現に向けた具体的重点項目を提示した。

また、これらの施策について、都市規模別の適用について考察し、名古屋都市圏では公共交通機関の活用等、安全で潤いのある豊かな生活空間の再生に向けた施策を、長野・岐阜・静岡・浜松・豊橋・四日市等の中核～中規模都市では路面電車のLRT化による活用など中心市街地の再生に向けた施策を、小規模都市～過疎地域ではデマンド・バス方式の活用による公共交通の足の確保等、それぞれ都市規模別の施策導入の具体例を提案した。

［２］『今後の社会資本整備の「ものさし」－交通投資の客観的評価基準についての一試案』の策定

本会は平成10年７月、『今後の社会資本整備の「ものさし」－交通投資の客観的評価基準についての一試案』をとりまとめ、調査研究成果として発表した。効率の良い社会を構築するため、社会資本整備の方向性やあり方を考察するとともに、社会的コンセンサスを得るにあたって比較的に課題が多い交通分野に絞り、交通投資意思決定システムの確立の必要性を訴えた。

その中で特に、欧米諸国の先進事例として、費用対効果の分析など客観的評価を法的に義務づけるとともに、評価過程の情報を開示し透明性を高めている点や、ドイツなどでは、人口の多いところにだけ交通投資が集中しないよう、都市と地方や地域間の公平性を保つような工夫も行っている等の点を例示した。

交通投資の客観的評価基準の「ものさし」は、その必要条件に、①一定規模以上の交通投資に対し「ものさし」による計測を義務づけること、②計測の前提となるデータや手法、計測過程など情報を開示すること、③地球環境、国土の安全などを定量的・定性的に評価すること、④国土的施策の評価や地域間の公平性をも評価するなど効率的で公正な総合評価システムとすることなどを明示した。

一方、その十分条件として、交通投資の最終的な意思決定は政策遂行上の裁量とすることにより、２段構えの決定方式とすることを示し、制度化にあたっての留意点として提示した。

また、交通投資の客観的評価基準「ものさし」の基本的な部分である費用対効果分析について、中部に大きな影響を及ぼす第二東名・名神高速道路、リニア中央新幹線について、現在、最も堅実と考えられているプロジェクト実施による時間短縮効果、トリップ機会増大による効果を計測し、両プロジェクトとも2010年に開業すると仮定、開業後30年間の効果を年4％で時間割引して集計し、新聞等の公開情報から推定した建設費、保守費の合計を費用として算出し費用対効果分析を行った。

費用対効果の試算結果をみると、第二東名・名神高速道路は費用１に対して効果は4.4倍、リニア中央新幹線は費用１に対して効果は3.9倍と、試算ではあるが両プロジェクトの経済効率性が高いことが判明した。

21世紀環伊勢湾交流サミット開催実績（表１）

回数		第１回	第２回	第３回	第４回	第５回
年月日		平成８年５月17日	平成９年５月22日	平成10年８月26日	平成11年８月23日	平成12年８月24日
場所		名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
来賓挨拶		建設省事務次官　藤井　治芳　氏	建設省技監　橋本鋼太郎　氏	建設省事務次官　橋本鋼太郎　氏		
講演	演題				21世紀の暮らしと道路	次世紀の暮しを支える社会資本整備
	講師				建設省道路局長　大石　久和　氏	技術研究組合　走行支援道路システム開発機構　専務理事　山川　朝生　氏
パネルディスカッション	テーマ	環伊勢湾広域交流圏の形成	広域国際交流圏の形成を目指して	中央日本広域国際交流圏の形成に向けて	交流と連携による魅力ある中部づくり	21世紀のゆたかで暮らしやすい中部の実現に向けて
	コーディネーター	愛知芸術文化センター総長　飯島　宗一　氏	愛知芸術文化センター総長　飯島　宗一　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏
	パネラー	建設省事務次官　藤井　治芳　氏	建設省技監　橋本鋼太郎　氏	建設省中部地方建設局長　城処　求行　氏	建設省中部地方建設局長　山川　朝生　氏	建設省中部地方建設局長　岡野　眞久　氏
		長野県副知事　池田　典隆　氏	長野県副知事　池田　典隆　氏	長野県副知事　池田　典隆　氏	長野県出納長　古越　典雄　氏	長野県出納長　古越　典雄　氏
		岐阜県知事　梶原　拓　氏	岐阜県知事　梶原　拓　氏	岐阜県知事　梶原　拓　氏	岐阜県知事　梶原　拓　氏	岐阜県知事　梶原　拓　氏
		静岡県知事　石川　嘉延　氏	静岡県知事　石川　嘉延　氏	静岡県副知事　坂本由紀子　氏	静岡県副知事　柴　順三郎　氏	静岡県副知事　柴　順三郎　氏
		愛知県知事　鈴木　礼治　氏	愛知県副知事　佐治　正之　氏	愛知県知事　鈴木　礼治　氏	愛知県知事　神田　真秋　氏	愛知県知事　神田　真秋　氏
		三重県知事　北川　正恭　氏	三重県知事　北川　正恭　氏	三重県知事　北川　正恭　氏	三重県知事　北川　正恭　氏	三重県知事　北川　正恭　氏
		名古屋市長　西尾　武喜　氏	名古屋市長　松原　武久　氏	名古屋市長　松原　武久　氏	名古屋市長　松原　武久　氏	名古屋市長　松原　武久　氏
		㈳中部経済連合会副会長　須田　寛	㈳中部経済連合会副会長　須田　寛	㈳中部経済連合会副会長　須田　寛	㈳中部経済連合会副会長　須田　寛	㈳中部経済連合会副会長　須田　寛
その他			共同宣言の採択	共同宣言の採択	共同宣言の採択	共同宣言の採択

伊勢湾・三河湾を考える会開催実績（表２）

回数		第１回	第２回	第３回	第４回	第５回
年月日		平成８年４月５日	平成９年６月18日	平成10年11月５日	平成11年11月29日	平成12年11月20日
場所		豊橋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
講演	演題	新連携時代の伊勢湾・三河湾	地球時代の中部を支える基盤整備	先端的産業技術の世界的中枢としての中部の役割	よりよい国土をめざして	21世紀中部の地域づくり
	講師	建設省事務次官　藤井　治芳　氏	運輸省大臣官房技術総括審議官　栢原　英郎　氏	通産省大臣官房技術総括審議官　中島　邦雄　氏	建設省技監　青山　俊樹　氏	運輸省大臣官房技術総括審議官　川嶋　康宏　氏
	演題			ＩＴＳの取り組みの現況と展望		
	講師			建設省土木研究所長　井上　靖武　氏		
パネルディスカッション	テーマ	21世紀のグローバルベイエリア伊勢湾・三河湾	21世紀のわが国発展と中部の役割	魅力ある広域国際交流圏の形成について	21世紀の中部の進路と課題	新世紀、魅力ある中部の創造について
	パネラー	岡崎国立共同研究機構教授　江口　五朗　氏	愛知芸術文化センター総長　飯島　宗一　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏	愛知芸術文化センター総長　加藤　延夫　氏
		厚生省生活衛生局水道環境部長　坂本　弘道　氏	東海農政局長　細田　敏昭　氏	東海農政局長　岩元　睦夫　氏	東海農政局長　岩元　睦夫　氏	東海農政局長　和田　宗利　氏
		農林水産省構造改善局建設部長　岡本　芳郎　氏	中部通商産業局長　殿岡　茂樹　氏	中部通商産業局長　寺田　範雄　氏	中部通商産業局長　松島　茂　氏	中部通商産業局長　市川　祐三　氏
		通産省大臣官房技術総括審議官　光川　寛　氏	第五港湾建設局長　黒田　秀彦　氏	中部運輸局長　伊藤　鎮樹　氏	第五港湾建設局長　佐藤　清　氏	第五港湾建設局長　村田　進　氏
		運輸省大臣官房技術審議官　戸嶋　英樹　氏	東海電気通信監理局長　吉室　誠　氏	第五港湾建設局技術次長　加藤　寛　氏	東海電気通信監理局長　須田　和博　氏	東海電気通信監理局長　飯田　清　氏
		郵政省電気通信局電波部長　甕　昭男　氏	中部地方建設局長　井上　靖武　氏	東海電気通信監理局長　大須賀克己　氏	中部地方建設局長　山川　朝生　氏	中部地方建設局長　岡野　眞久　氏
		建設省大臣官房技術審議官　井上　靖武　氏	㈳中部経済連合会副会長　神野　信郎	中部地方建設局長　城処　求行　氏	㈳中部経済連合会副会長　神野　信郎	㈳中部経済連合会副会長　神野　信郎
		㈳中部経済連合会副会長・豊橋商工会議所会頭　神野　信郎		㈳中部経済連合会副会長　神野　信郎		

（注）第３回は、意見交換会

第9章

中部の物流機能強化・港湾機能整備等に対する取り組み

第1節　中部における都市間物流の問題点と対応

[1] 物流の現状と問題点

わが国の国内貨物輸送量は、昭和30年代から昭和48年（1973）の第1次石油危機までは、経済の高度成長を反映し、製造業の成長に伴う生産財輸送、消費財輸送、土木・建設ラッシュに伴う建設資材輸送などが拡大し、大幅に増加した。また、東名・名神高速道路をはじめとする全国の道路ネットワークの整備及びモータリゼーションの急速な進展も、物流拡大の大きな要因であった。

しかし、第1次石油危機以降は経済成長率が鈍化し、第2次石油危機（昭和54年）以降は、為替変動等に加え、わが国の産業が国際分業体制に移行する中で、産業構造も重厚長大型から軽薄短小型に転換したこともあって、物流も質的転換を遂げた。

すなわち、荷主企業は先行き不透明な状況に対応し極力リスク軽減を図るため、商品の個性化・差別化により多品種少量化を進め、在庫負担の増大を抑えるようになった。このため、物流に対するニーズは、輸送単位の小口化、多品種少量化、輸送回数の多頻度化、指定時間通りの配送というジャスト・イン・タイム化が進み、内需主導型経済の成長のなかで、物流自体が多様化・高度化傾向を強めてきた。

また一方では、物流サービス形成のうえで深刻な人手不足、長時間労働の短縮等といった物流発展の制約要因となる重要課題をかかえ、「物流サービス」のあり方についての見直しの気運が高まってきた。

[2] ロジスティックス・センターのネットワーク構想

本会では物流委員会において、こうした状況を踏まえ、平成3年8月『物流の問題点と対応』をとりまとめ、中部における都市間物流の問題点と対応について、次のように提言した。

はじめに、わが国の経済活動と物流の変化の状況を、物流の担い手である輸送手段の変化と今後の物流革新の動向について整理し、次いで、中部における都市間物流の実情について道路、鉄道、港湾等の物流インフラから始まり、輸送手段別の物流の動態を他地域との物流の比較等により、その特徴を明らかにした。更に、これらの分析の上に立って21世紀の物流を考えた場合の輸送力の増強、物流革新の推進、物流の効率化、物流拠点の整備等で何が問題かを明らかにして、その対応の方向を示した。

特に、わが国の中央に位置し、物的生産に特化

している中部地域における物流機能を強化・発展させるには、特に次の二点を重視すべきと提言した。一つは、最大の物流基盤である道路について、第二東名・名神、東海北陸、東海環状等の高規格幹線道路を中心としたメッシュ（網目状）トランスポーテーション・ネットワークを形成する必要があること、二つには、物流拠点について、中継基地、倉庫といった従来の考え方を変え、異なる輸送手段の結節点（ジャンクション）であり、全体の物流をコントロールする中枢機能を持ったロジスティック・センターとして位置づけ、これをネットワーク化して、中部の物流の高度化、円滑化を図るべきであること、具体的には、インターナショナル・ロジスティックス・センター（国際総合物流拠点）を木曽岬に、ロジスティックス・センター（物流拠点）を環状道路と放射状道路の主な結節点にそれぞれ配置する構想を示した。

第２節　21世紀の高速物流システムの整備

［１］『中部国際総合物流センターネットワーク構想』の策定

前述の『物流の問題点と対応』のなかで、その必要性を強調したロジスティックス・センターの体系的整備について、その具体化構想を策定するため、物流委員会が引き続き検討を重ね、平成６年（1994）８月『中部国際総合物流センターネットワーク構想』をとりまとめた。

ここでは、中部が日本列島の中央部に位置するという地理的特性を生かして、21世紀物流システムのモデルとして、国際物流のゲートウエイ機能強化、情報機能で装備した国際総合物流センター設置の必要性と、具備すべき基本機能、計画の概要と実現に向けての留意点、及び当センターを核としたロジスティックス・ネットワークのあり方について提言した。

その主な内容は次の通り。

① 国際物流の窓口機能を強化し、物流面でもわが国の国際化を一層進めるため、国内物流への橋渡し機能を強化する必要がある。そのために、21世紀には中部新国際空港、第二東名・名神高速道路等の完成によって陸・海・空の交通の要衝となる木曽岬に「中部国際総合物流センター（CILC）」を配置する。

② 中部地域の物流の95％はトラック輸送が担っており、道路ネットワークへの依存度が極めて高い。こうした状況の中で、21世紀を目指して名古屋を中心に５本の東西軸、３本の南北軸と４本の環状軸（＊）からなる幹線道路ネットワークの整備が着々と進められており、中部の物流にとって最適な条件が整いつつある。

③ そこで、本構想におけるCILCを中心として、この８放射、４環状の高規格道路が交差する箇所にロジステックスセンター（LC）を配置し、更に、名古屋環状２号線沿いにサブ・ロジステックス・センター（SLC）を配備する。また、都市間の大量輸送と都市内の小口多頻度輸送を分離して、物流の整流化を促進する。

（＊）　５・３・４構想
５本の東西軸＝北陸自動車道、中部縦貫自動車道、中央自動車道、東名・名神高速道路、第二東名・名神高速道路
３本の南北軸＝中部横断自動車道、三遠南信自動車道、東海北陸自動車道
４つの環状軸＝名古屋環状２号線、一般国道１５５号、東海環状自動車道、伊勢湾口道路～三遠南信自動車道～中部縦貫自動車道～北陸自動車道～近畿自動車道伊勢線

同提言の具体化については、東海北陸・東海環状自動車道の美濃・関ジャンクション周辺地区が、中濃広域物流拠点（仮称）として建設省ロジ

ステックスモデル事業に採択され、環境調査、土地利用計画の検討、企業ニーズ調査等が行われた。

［2］『中部エアカーゴターミナル構想』の策定

中部地域は、全国の工業出荷額の22％を占める物的生産地域であるとともに、1,600万人以上の人口集積を擁する一大消費地でもあることを反映して、機械・同部品等の輸出、生鮮食料品や繊維製品等の輸入の航空貨物の取扱量が年々増加する傾向にある。

しかしながら、名古屋空港は、就航路線数や便数が少ないことから、輸出貨物の約80％、輸入貨物の約63％（平成８年「名古屋税関管内における輸出入貨物の物流動向」より）が、成田・関西の東西両国際空港で取り扱われており、航空貨物利用者に輸送時間や物流コストの面で大きな影響を与えている。

現在他の空港を利用している中部で生産・消費される航空貨物を、中部国際空港で取り扱うためには、就航路線・便数の拡大を図るとともに、いまやグローバルスタンダードとなっている24時間・年中無休稼働、高度情報化システムの導入等の国際競争力を有した航空貨物取扱施設の整備が不可欠である。

物流委員会では、こうした状況を踏まえ、ユーザーの立場で物流の効率化を実現するため、航空会社、航空貨物取扱業者、関係行政機関等を一体的に整備した航空貨物取扱施設の空港島内への設置と、航空貨物を迅速かつ安価に処理する物流システムの整備を提言した『中部エアカーゴターミナル構想－21世紀の高速物流システムについての提言』と題した報告書を、平成９年12月発表した。

同構想は、成田、関空と異なり、空港と都心間の距離が約20㎞という中部国際空港の地理的優位性を生かし、中間に中継的なエアカーゴシティーターミナルを設けず、直接、空港内エアカーゴシティーターミナルに集荷し、航空会社、航空貨物取扱業者、行政機関を集約一体化したワンストップサービスを実現し、航空貨物処理の迅速化、効率化を図ることを提案した。

愛知県では、中部国際空港の総合的な物流拠点のあり方を検討するため、学識経験者、エアライン、フォワーダー（＊）、中部国際空港㈱、流通業者（商社）、荷主、銀行、経済団体で構成され、オブザーバーとして国の関係出先機関が参加し、合計48機関から成る「エアロ・ロジスティクスパーク研究会」を平成10年６月発足させた。そして、空港島地域開発における物流関連用地の整備計画について検討を進め、平成12年５月、その検討内容を発表した。本会もこれに参画し、本会構想の反映に努めると同時に、引き続き同研究会での具体的検討に加わり協議を重ねている。

（＊）フォワーダー＝航空貨物運送取扱事業者。荷主の依頼を受けて、他の運送業者の運送手段を使って貨物の運送を引き受けることを業とするもの。多くの場合、荷主代行、混載業者、複合輸送人の性格を兼ね備えている。

中部エアカーゴターミナル（CACT）の施設配置イメージ

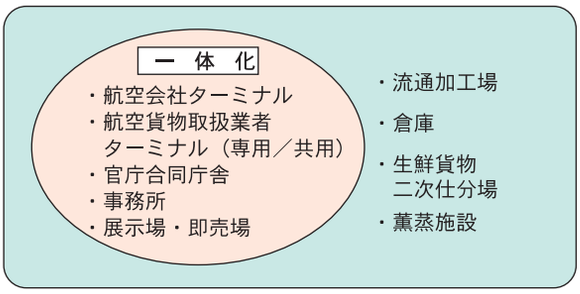

第３節　中部の港湾機能整備への取り組み

［１］『中部の港湾機能の強化』について提言

わが国の港湾政策は、平成７年（1995）６月に運輸省が「大交流時代を支える港湾」を策定し、おおむね2010年をめどに、東京湾、伊勢湾、大阪湾、北部九州を5,000～6,000TEU級の超大型コンテナ船の出現と大規模荷役施設、情報技術の高度化にも対応できる「中枢国際港湾」と位置づけた。また駿河湾沿岸等全国８ヵ所を、基幹定期航路の展開も視野に入れ、需要に応じた対応を行う「中核国際港湾」として整備する方針を打ち出すなど、これまでの総花的な港湾整備から、国際競争を念頭に置いた重点的な港湾整備への大きな転換を示唆した。

第９次港湾整備五箇年計画（平成８年度～12年度）では、長期港湾政策を受けて、中枢国際港湾の国際競争力アップや震災に強い港湾整備に重点投資する旨が盛り込まれた。

一方、中部の港湾事情をみると、名古屋港、四日市港、清水港など中部の中枢・中核国際港湾は、アメリカ、オーストラリア、インドネシア、中東諸国、ヨーロッパが主要な輸出入先となっている。この３港が中部のコンテナ貨物の取り扱い港であり、平成９年には名古屋港が2,664万ｔ、四日市港が126万ｔ、清水港が422万ｔで、合計取扱量は3,212万ｔで全国（１億6,800万ｔ）の19.1％を占めている。

この実績と背後圏の経済力との関係を運輸省が５年ごとに実施している全国輸出入コンテナ貨物の流動調査結果でみると、①滋賀県、富山県では、これまで利用の多かった神戸港に代えて、名古屋港の利用シェアが増大、②石川県、福井県は神戸港、大阪港、③長野県は東京港、横浜港の利用が多く、輸出入コンテナとも、本来中部の港湾で取り扱われるべきものが、まだまだ東京港、横浜港や神戸港に流れており、中部のコンテナ取り扱い３港は、背後圏に見合ったコンテナ取り扱い能力を持った港とはいいがたいのが実情である。

更には、名古屋港をはじめとした中部の港湾は、第９次港湾整備五箇年計画及び平成８年度実施計画において水深15ｍ級の大水深バース、大水深航路整備が明記されず、東京湾、大阪湾に比べて一歩遅れた状況となっていた。

本会物流委員会では、このような当地域港湾の実情を踏まえ、今後の港湾整備計画では、こうした背後圏の経済力との関係でバランスのとれた港湾能力を持つように港湾機能を強化することが必要との考えのもとで、平成８年２月『中部の港湾機能の強化』と題する提言書を発表した。

ここでは、わが国港湾の現状と背景、中部の港湾機能強化の考え方について論及した後、中部の港湾の国際競争力強化策として、①大水深航路と大水深バースの整備など10項目に及ぶハード面の整備方策、②24時間年中無休の荷役体制の確立など３項目のソフト面の整備方策、③ナショナル・セキュリティーの確保など、多様な提言を行った。

［２］『中部の国際物流の競争力強化』について提言

物流を取り巻く国内外の情勢は急激に変化し、国際的な大競争時代が到来していることから、政府は平成９年４月に「総合物流施策大綱」を閣議決定した。同大綱では、①アジア太平洋地区で最も利便性が高く魅力的なサービス、②産業立地競

争力の阻害要因とならない物流システム、③環境負荷の低減、の３項目を基本的な目標とし、①物流関連社会資本の重点的整備、②物流効率化の観点からの幅広い規制緩和の実施、③ペーパーレス化やワンストップサービスなどの情報化、コンテナ等の標準化・国際整合化等物流システム高度化等を具体的な横断的施策として打ち出している。

一方、各船社では輸送コストの削減とサービスの向上のため､国際的なコンソーシアムの再編(共同運航）とスペースシェアリングを積極的に行っている。加えて、システムの共用や共有化を通じ、経営資源を有効利用し、最大限の経営効果を上げることを目的に国際業務提携（グローバルアライアンス）を加速させることによりスケールメリットを追求し、コンテナ船の大型化と寄港地の集約化が進められている。

わが国の港湾が、ハード、ソフト両面の国際競争力を失うと、基幹的な世界の海運ネットワークから取り残されることが懸念され、既にアライアンスの再編による寄港地集約化で日本の港への寄港数が減少し始めている。

こうした状況を打開し、国際物流の競争力を強化するためには、コンテナ施設等の港湾機能の強化が必要であるとの観点から、本会物流委員会では、平成11年10月『中部の国際物流の競争力強化』と題する報告書をまとめた。

当報告書では、ハードインフラの整備方策として、①名古屋港－16ｍ、四日市港－14ｍ、清水港－15ｍの大水深バースの整備、インテリジェント高規格コンテナターミナルの整備など国際大水深バースの整備、②伊勢湾への東西軸、環状軸、南北軸などのアクセス整備、③中部国際空港の有効活用を掲げ、更にソフトインフラの整備方策として、①港運事業免許制の廃止・許可制への移行、港運料金認可制の廃止・届け出制への移行などの規制の緩和、②グローバルスタンダードへの対応等港湾サービスの向上、などを提言した。

また、本会では名古屋港、四日市港、清水港等、中部の主要港湾の国際競争力強化が急務との観点より、数次にわたる要望活動を行ってきた。

こうした諸活動が効を奏し、名古屋港については平成12年３月22日に開催された港湾審議会第171回計画部会において、新しい名古屋港港湾計画が了承され、同年４月に公布された。この計画には、飛島ふ頭の大水深バース（水深15～16ｍ、岸壁２バース、延長700ｍ（コンテナ））、航路の拡幅・増深（東航路水深15～16ｍ、幅員580ｍ、西航路水深14ｍ、幅員400～500ｍ）等が盛り込まれ、名古屋港の国際競争力強化が図られることになり、その後、16ｍ大水深バースについては平成13年度に調査費が設けられた。

清水港については平成12年度に15ｍ大水深バースが着工され、伊良湖マーチス（伊勢湾海上交通センター）についても平成12年度の着工、四日市港については平成13年度に14ｍ大水深バースが着工されるなど、具現化に向けて港湾整備が進められている。また、日本一の自動車輸出入港である三河港については、重要港湾から特定重要港湾化への要望活動を行っている。

［３］ＴＳＬ拠点港の設置についての要望

テクノスーパーライナー（TSL）は、航空便よりも大量に、海上便よりも早く運ぶことができるという特性を持ち、国内輸送のモーダルシフトの切り札として、研究開発された次世代の海上貨物新幹線である。

平成17年、常滑沖に中部国際空港が開港することによって、伊勢湾地区へ国際航空貨物が集中することになる。空港島にTSL接岸ターミナルも含めた港湾施設を整備し、空港島を拠点とした日本各地、及びアジア域内とのTSLの輸送網を構築すれば、輸出入航空貨物の国内・外への迅速なフィーダー輸送に資することとなり、シンガポールのようなシー＆エアの一貫輸送体制を確立する

ことができる。

また、日本企業の生産拠点のアジア諸国へのシフトや、東南アジア諸国の著しい経済発展に伴い、アジア域内の輸送需要も急激に高まってきている。TSLの特性を生かし、「第３の輸送手段」としても十分に機能するものと考えられる。

こうした事情を勘案し、本会では、21世紀の新たな海上物流幹線の国内及び国際的ネットワークの形成について、中部の海上ゲートウエイである伊勢湾（名古屋港、四日市港、空港島など）、駿河湾（清水港、御前崎港など）にTSLの拠点港設置を図るべく関係省庁に要望している。

第10章

中部の産業構造高度化への積極的な取り組み

第１節　激変する中部産業を取り巻く環境

［１］大きな６つの潮流変化

わが国経済・産業を取り巻く環境は、1990年代に入り、グローバル化やＩＴ革命、少子・高齢化が進展するとともに、地球環境問題への関心の高まりや消費者意識・行動の多様化、アジア経済の台頭など、さまざまな分野で激しい変化が起こっており、事業活力の低下や産業の空洞化などに晒されることとなった。

こうした状況に加えて、経済の長期低迷が諸課題への対応力を低下させることが懸念されている。しかしながら、その一方において、混沌とした時代こそ、新たな産業の芽が生み出される絶好の機会であるとの見方もあり、従来と異なったアプローチで可及的速やかに対応することが重要となっている。

(1)　グローバル化・ボーダーレス化の進展

わが国産業は、貿易摩擦の激化や円高の進展に対し、国際競争力を維持するため、最適立地を求めて積極的な海外展開を模索し、国内生産を縮小する動きが広がっている。なかでも、輸送機械産業などでは、需要地である欧米での現地生産に積極的に取り組んでおり、電気機械産業などでは、コスト競争力を強化するため、東南アジア地域に進出し、国内で基幹部品を製造して海外で組み立てる分業体制を構築しつつある。

一方においては、欧州の市場統合や通貨統合、北米自由貿易協定（NAFTA）の発効等を経て、各国の市場が共通化、均質化していくことで、企業においても、国の枠組みを超えた連携などによる規模の拡大が志向され、わが国企業においても、海外企業との積極的な連携を進め、企業グループの一員となる動きも見受けられる。

(2)　高度情報化・ＩＴ革命の進展

コンピューターの機能が飛躍的に向上するとともに、低価格化が進み、更にはインターネットの爆発的な普及とも相まって、産業界における情報化が加速した。これにより、業務効率の改善だけでなく抜本的なビジネススタイルの変革など、情報革命ともいうべき変化が起こった。

また、こうした流れは一般にまで幅広く浸透し、パソコンの普及率は、平成３年（1991）の11.5％から平成12年には38.6％（経済企画庁「消費動向調査」）にまで拡大し、また、平成11年末におけるわが国のインターネット人口は約2,700万人と、商用利用開始後わずか６年間でインターネットの世帯普及率は19.1％となった（郵政省「平成12年版通信白書」）。

(3)　少子・高齢化の進展

少子化に関しては、わが国の合計特殊出生率が低下を続けており、平成２年には「1.57ショック」という言葉が生まれたが、その後も低下を続け、平成11年には1.34にまで低下するなど、少子化が加速した。

これにより、高齢化率は上昇を続け、平成７年には14.6％に達し、平成18年頃には20％にまで到達すると予測されており、生産年齢人口の減少による経済活力の減退や社会保障負担の増大などが懸念されている。

(4)　地球環境問題への関心の高まり

従来、環境問題は、公害防止といった問題であったが、近年ではオゾン層の破壊や地球温暖化といった地球全体に影響を及ぼす問題や、酸性雨、環境ホルモンなど国境を越えた問題が発生しており、熱帯林の減少や野生生物の種の減少等の問題も進行している。

また、わが国は、大量生産・大量消費型の経済体質が定着しており、大量なゴミの発生が地球環境に大きな負荷を与えているとの認識から、循環の仕組みづくりなど、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図っていく必要がある。

(5)　消費者意識の成熟化

一定の物質的な豊かさが達成された現在、消費者の意識は変化しており、従来のような物を作れば何でも売れた供給側優位の時代から、消費者が必要なものを必要なだけ買うという需要側優位の時代になっている。

また、先述のように、地球的な環境意識が高まるなか、環境負荷のより少ない商品が求められるようになりつつある。

(6)　アジア地域経済の台頭

アジア全体の経済成長率は、1990年代前半には７％台に達していた。なかでも、それ以前から高成長を続けた東アジアに加え、東南アジアでも成長の加速がみられ、世界の成長センターと言われるほどの目覚ましい発展を遂げた。

こうしたなかで、平成９年７月にタイで始まった通貨・金融危機は、韓国、インドネシアなどへ波及し、更に、世界経済への伝播が懸念された。しかし、平成11年から12年にかけてアジアNIEsやASEAN諸国の経済は、アメリカ経済の好況に伴う電子部品・半導体などを中心とする情報関連機器の輸出増加に支えられ、拡大に転じた。もっとも平成13年に入り、アメリカの景気減速に伴う輸出の伸び率鈍化などを背景に、総じて成長率が鈍化している。

［２］中部における産業空洞化の進行

(1)　中部の産業構造変化の特徴

中部地域は、昭和30年には、第一次産業が22％、第二次産業が34％を占めており、製造業の中では、繊維工業が約40％を、食料品工業が約10％を占めていた。これが昭和40年には、第一次産業が10％へ減少する一方、第二次産業が41％、第三次産業が49％へと増加した。

更に、昭和50年には、第一次産業が５％へ減少し、第二次産業が44％へとウエートを高めた。製造業の中では、繊維、食料品などの伸びは低く、輸送機械、金属製品、鉄鋼など重工業関連が大幅に伸びた。

昭和60年から平成２年にかけては、第二次産業のウェートが更に高まり46％で、輸送機械や電気機械をはじめとする加工組立型製造業がリード役を果たし発展を続けた。

その後、バブル期とその崩壊を迎えたが、経済のソフト化に加え、貿易摩擦の激化と円高の定着などにより、製造業の海外展開が活発化したことから平成10年には、第二次産業が41％へ減少する一方で、第三次産業が52％から58％へと、ウエートが拡大している。

中部の産業構造の変化

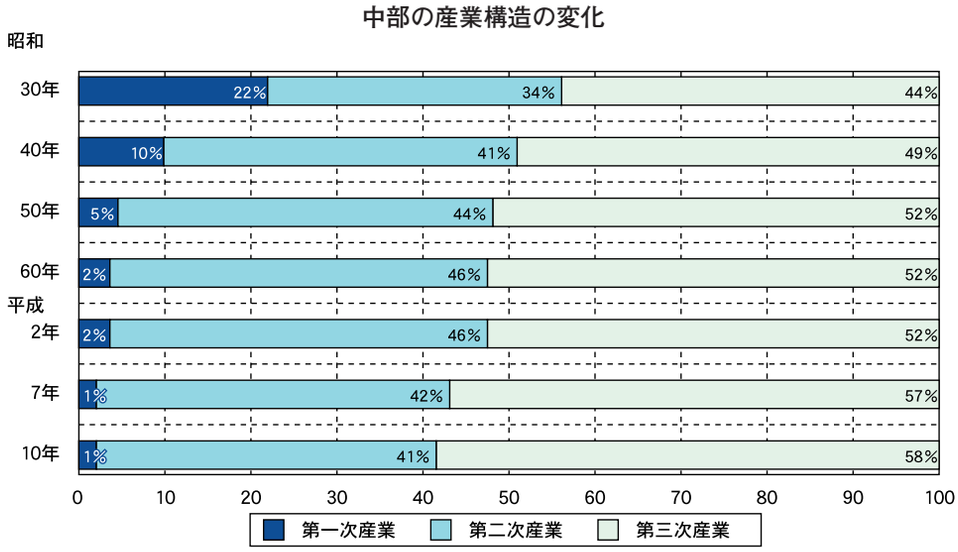

次に、近年の中部地域の産業構造の変化を、東京圏(東京・埼玉・千葉・神奈川)、関西圏(大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）と比較してみると、第三次産業（いわゆるサービス業）においては、東西とほぼ同程度の伸びとなっているが、製造業においては、東西では減少する傾向にあるなか、中部地域では依然として増加しており、当地域の製造業の優位な構造がより鮮明になってきたといえる。

(2)　海外生産の拡大

平成10年度の製造業の海外生産比率（＊）は、13.1%（前年度比0.7ポイント上昇）となり平成３年度（6.0%）の２倍以上の水準となった。これは、製造業の国内法人売上高が低い伸びにとどまったのに対し、製造業の現地法人売上高が平成３年度に比べ倍増となったことによるもので、平成11年度には、14.1%（前年度比1.0ポイント増）と更に増加している。

また、業種別にみると、輸送機械（30.8%、平成３年度比17.1ポイント増）と電気機械（20.8%、同9.8ポイント増）が高く、以下、一般機械（14.3%、同6.7ポイント増）、化学（11.9%、同6.4ポイント増）、鉄鋼（10.9%、同6.0ポイント増）、精密機械（10.3%、同5.9ポイント増）などが10%を超えている。

（＊）　海外生産比率（%）＝
現地法人売上高／国内法人売上高×100

(3)　輸入浸透度の拡大

わが国産業における輸入浸透度（＊）をみると、昭和60年の5.7%から平成５年の8.0%まで着実な伸びを示していた。しかし、平成７年にかけての急激な円高傾向が加わって同年末には10%台へと輸入が加速した。その後は、円高の修正や国内需要低迷による伸び悩みはあったものの、産業構造の転換が進んだことから平成12年末には12%台へと着実に増加している。

また、業種別にみると、平成12年末に、精密機械工業（37.1%）と繊維工業（30.8%）の輸入浸透度が30%を超え、非鉄金属工業（19.9%）、電気機械工業（15.1%）、化学工業（11.5%）、石油・石炭製品工業（11.2%）の４業種が10%を上回っている。

更に、平成３年から平成12年にかけての変化をみると、繊維工業（22.4ポイント増）、精密機械工業（20.1ポイント増）、電気機械（11.7ポイント増）の３業種が２桁増となっている。

（＊）　輸入浸透度＝（輸入指数×平成７年基準輸入ウエート）／（総供給指数×平成７年基準総供給ウエート）

［３］持続可能な安定成長実現への対応

前述したように、この10年は、年平均の成長率が１％を割るという低成長であった。今後、わが国経済が、バブルの後処理を終えて２％程度の持続可能な安定成長を実現し、将来に向けて山積する課題に積極果敢に対処していくためには、中部地域が、先端的な頭脳部門と高度な生産部門を併せ持った高度なモノづくりの集積地域として、わが国と世界の発展をリードする産業・技術・研究開発の情報発信地域としての重要な役割を果たしていくことが不可欠である。

そのためには、

①　高度化・高付加価値化の推進
②　独創的な技術やソフトの開発促進
③　情報化などを通じた一層の効率化の推進
④　グローバル化への積極的な対応
⑤　独創的ベンチャー企業の創出・活用

などに積極的に取り組んでいく必要がある。

第２節　「先端的産業技術の世界的中枢」の形成に向けた提言活動

中部地域は、これまで自動車産業を中心とする競争力の強い製造業に支えられて比較的順調に発展してきた。しかしながら、グローバル化・ボーダーレス化の進展、高度情報化の進展など、前述したように産業を取り巻く環境が大きく変化し、その影響は計り知れないものがある。こうしたなかで、中部の企業は生き残りをかけた厳しい対応を余儀なくされており、地域経済も新しい環境に対応した産業構造の構築が喫緊（きっきん）の課題となっている。

当地域は新しい全国総合開発計画で、「先端的産業技術の世界的中枢」「広域国際交流圏域」と位置づけられているように、これまで培ってきた“ものづくりの技術”を基盤として世界の技術・知識と交流・融合しながら先端的な頭脳部門と高度な生産部門を併せ持った地域を目指すことが基本的な発展方向である。このためにも、中部国際空港、2005年日本国際博覧会、東海地域研究学園都市などを十分活用し、国内外を結んだ人流、資本流、情報流を拡大させ、当地域の産業構造の高度化、国際交流機能の拡大を図ることが必要である。

こうした観点から、本会産業政策委員会では、中部新国際空港の開港に伴う地域産業への影響、特に空港建設に伴う臨空産業のあり方等について産業界の立場から多面的な検討を行った。更に、今後の中部産業ビジョンともいうべき2010年を目標年次とした中部産業の姿を展望するとともに、既存産業20業種、新成長産業８業種についての将来展望を行った。

また、わが国が抱える構造的な課題である高コスト構造の是正問題について提言するとともに、中部におけるベンチャー企業の育成・支援方策、少子・高齢化に対応した社会の実現に向けての提言を行った。

［１］中部の臨空産業の振興等についての提言

中部地域が、中部新国際空港を21世紀における中部発展の基幹施設として機能させていくためには新空港の建設と合わせて、都市機能、経済機能、研究開発機能などの強化を図り、新空港が持つさまざまな臨空機能を最大限に活用し、一体的に発展していくことが必要である。

そこで、本会では、平成２年（1990）３月から

㈶中部産業活性化センターと共同で、新空港建設に伴う臨空産業のあり方等について、経済界の立場からの検討を始めた。

臨空産業は、多種多様な業種や広範囲の地域に影響が及ぶため、どのような臨空産業が生成・発展するかは、空港が持つ性格や機能に左右される面が大きく、中部における臨空産業のあり方を検討する場合、その領域や作業内容が広範なものになる。このため、最初の報告書を平成３年７月に『中部の臨空産業（第１部）～中部新国際空港と空港関連産業』と題しとりまとめ、次いで平成５年９月に２回目の報告書として『中部の臨空産業（第２部）～新国際空港を核とした産業の振興と臨空機能の地域配置』をとりまとめた。

第１部では、はじめに臨空産業の概念区分・定義を行った。次いで、中部における空港業務関連産業（基本的空港業務産業、地上支援サービス関連産業、旅客サービス関連産業、貨物輸送関連産業）の2005年並びに2025年の産業規模の予測を行った。更に、中部新国際空港における主要空港基本施設と空港島内に設置すべき空港関連産業施設、交通アクセス、物流システムは何が望ましいかを提案するとともに、空港島に配置すべき機能と望ましいゾーニングを提言した。

第２部では、新空港を活用する中部産業の発展方向として、①研究開発力の強化など５項目を掲げた既存産業の高度化方策、②航空宇宙産業など５分野の新成長産業の育成、③メッセ・コンベンション産業など４分野の知識・サービス産業の重点的育成、をそれぞれ提案した。

また、臨空機能の望ましい地域配置について、空港島と対岸部の知多半島地域を「接空圏」、名

地域への臨空機能の展開イメージ

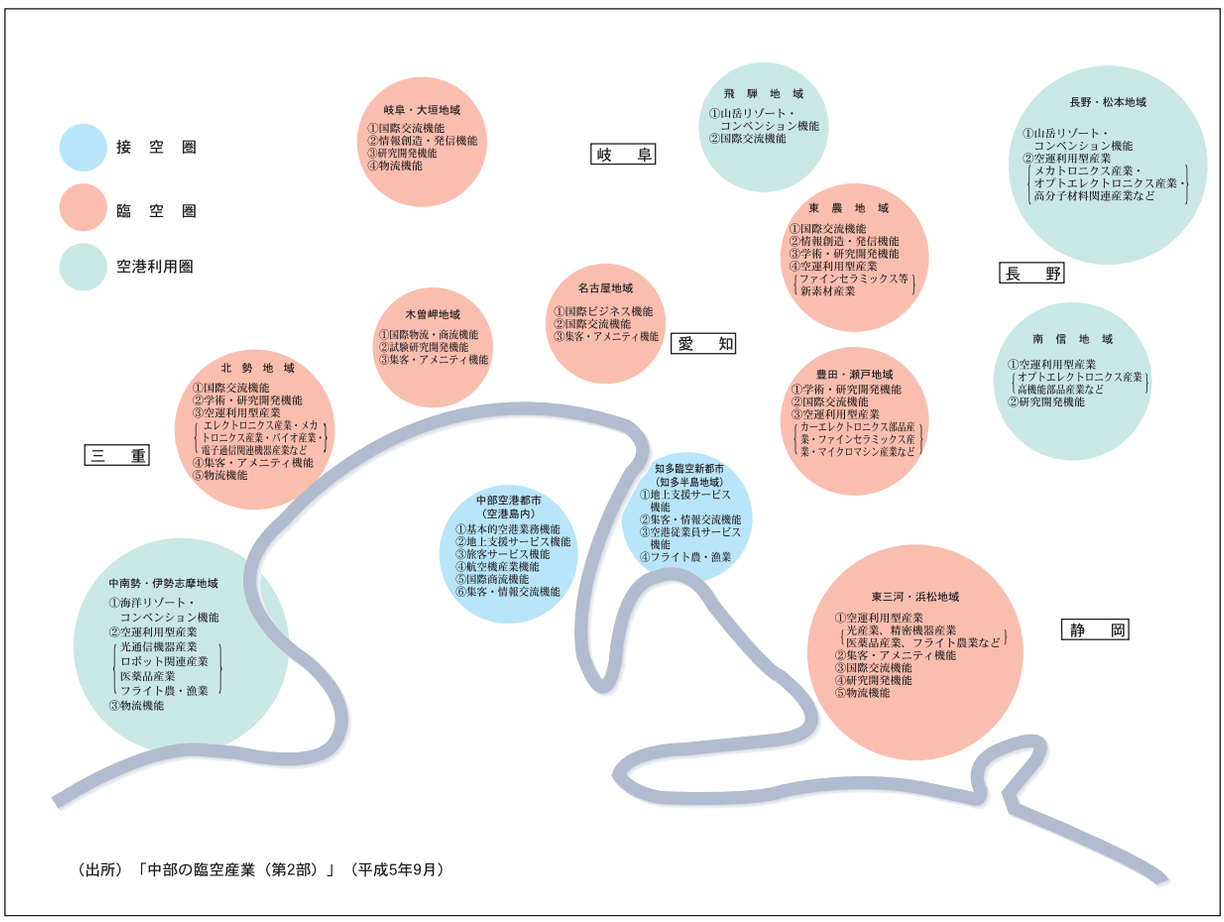

（出所）「中部の臨空産業（第2部）」（平成5年9月）

中部にふさわしい空運利用型産業

産業分野	空運利用型産業	主な品目
繊維工業 衣服・その他繊維製品製造業	男子服製造業 婦人・子供服製造業 ネクタイ製造業 スカーフ・マフラー製造業	スーツ、スカート、ブラウス、ネクタイ、マフラー、スカーフ（但し、デザイン性、ファッション性に富むもの）
窯業・土石製品製造業	ガラス繊維製造業	光ファイバー等
	理化学用・工業用陶磁器製造業	ファインセラミックス、高性能セラミックス系複合材料等
化学工業	合成繊維製造業	スーパー繊維等
	医薬品製剤製造業 医薬品原薬・製剤製造業	エイズ、癌、糖尿病、アレルギー老人性痴呆症などの治療薬等
	プラスチック製造業	スーパーエンプラ、炭素繊維強化プラスチック等
	生物学的製剤製造業	人工酵素、生体膜、ワクチン、血清保存血液等
	他に分類されない化学工業製品製造業	バイオリアクタ、サイクロデキストリン、バイオ農薬、バイオセンサー等
一般機械器具製造業	産業用ロボット製造業	産業用ロボット（知能ロボット、極限作業用ロボット）、複合加工センター等
	事務用機械器具製造業	ワープロ、電子ファイリングシステム、レーダープリンター等
	その他の特殊産業用機械製造業	半導体製造装置、マイクロマシン（超々精密工作機械）等
電気機械器具製造業	電子計算機製造業	パソコン、スーパーコンピュータ、バイオコンピュータ等
	その他の電子応用装置製造業	超音波応用機器、人工現実感システム、レーザー顕微鏡等
電気機械器具製造業（続き）	半導体素子製造業	シリコンウェハー、化合物半導体ウェハー等
	集積回路製造業	ＡＳＩＣ、ＡＩ、テラビットメモリ等
	有線通信機械器具製造業	ＣＡＴＶ関連機器、ＦＡＸ、ＴＶ電話等
	無線通信機械器具製造業	自動車電話、コードレス電話、携帯電話、航空機公衆電話レーダ装置、無線応用航法装置等
	電気音響機械器具製造業	ＤＡＴ等
	その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業	プリント配線基盤、磁性材料、磁気ヘッド、液晶ディスプレイ等
輸送用機械器具製造業	自動車部分品・付属品製造業	セラミックエンジン、電気自動車部分品等
	航空機製造業	75席クラス民間輸送機（ＹＳＸ）ＳＳＴ、HST、ヘリコプター等
	航空機用原動機製造業	航空機用エンジン等
	その他の航空機部分品・補助装置製造業	炭素繊維等繊維強化プラスチック製機体部分品等
	人工衛星、ロケット製造業	人工衛星等
精密機械器具製造業	医療用機械器具製造業	医療用精密機械器具等
	医療用材料製造業	人工臓器等
	分析機器製造業	光分析装置、電磁分析装置等
	精密測定機器製造業	自動精密測定器等

（出所：「中部の臨空産業（第２部）」平成５年９月）

古屋地域をはじめ新空港から40～50km圏を「臨空圏」、中南勢・伊勢志摩地域や飛騨地域、長野県を「空港利用圏」と中部地域を３つの影響圏に分類し、各圏における臨空機能の分担と活用方策等について提示した。

最後に、補論として、空運利用型産業（＊）の現状を統計等の分析により検証し、中部にふさわしい空運利用型産業を例示した。

（＊）　空運利用型産業とは、航空機の高速輸送性を利用し、原材料や商品を航空輸送（空運）に依存することで付加価値をつける商品群を持っている産業をいう。

［２］『21世紀初頭における中部産業の姿』について提言

中部の産業は、既存製造業の大部分が成熟化を迎えていることに加え、1990年代半ばにおいて、急激な円高の進行と生産コストの上昇に伴い、生産拠点の海外シフトを加速させており、産業空洞化の一層の進展と地域経済の活力低下が懸念されている。

本会は、このような危機意識から、2010年を目標年次とした『21世紀初頭における中部産業の姿』を平成７年７月にとりまとめ、提言した。

本報告書では、まず、空洞化の懸念と現状を分析し、わが国が経済構造改革の着手に遅れたり、柔軟で活力のある経済システムへの転換を図らなければ経済成長率はゼロ％、場合によってはマイナス成長に陥るとの危機意識から、今後、豊かさを実感できる社会づくりや高齢化社会への的確な対応、遅れている社会資本の整備・充実、規制緩和や行財政改革を通じた経済の効率化等を推進することによって、少なくとも２％台の経済成長が必要であるとした。

この２％成長を前提として、全国の産業構造と中部の産業構造の姿を、新しい産業分類として８分野55産業に分類し提示した。同時に、自動車産業、工作機械産業など中部の既存主要産業20業種、新成長産業分野８業種について、個別産業ごとの将来展望を行った。

2010年の中部の産業構造

（単位：％）

	構成比		伸び率	全国シェア	
	1990年	2010年	1990年～2010年	1990年	2010年
全産業	100.0	100.0	2.5	16.4	16.5
第１次産業	1.5	0.7	△0.5	10.6	10.6
生活関連製造業	8.8	5.6	0.2	18.3	18.0
内・繊維・アパレル	2.1	1.2	△0.4	20.8	17.4
基礎素材型製造業	15.5	12.4	1.4	17.8	18.3
内・陶磁器	0.4	0.2	△1.0	59.3	30.9
加工組立型製造業	24.3	18.3	1.0	32.6	35.2
内・自動車	13.4	10.4	1.2	47.5	54.6
内・工作機械	0.8	0.4	△1.0	31.8	56.4
情報・通信関連産業	6.8	15.5	6.8	10.6	12.9
内・電子・通信機器	2.3	7.4	8.7	12.1	14.6
インフラ関連産業	20.1	20.6	2.6	14.2	15.5
商業	8.0	5.4	0.5	13.9	13.9
サービス業	15.0	21.5	4.3	12.3	14.2

更に、産業の空洞化を回避し、２％成長を達成するために必要な民間部門が取り組むべき課題として、円高メリットの積極的活用、ベンチャービジネスの育成など５項目を、また行政が取り組むべき課題として、規制緩和を通じた経済の効率化の実現等４項目を提言した。

［３］『高コスト構造是正に関する問題提起と課題について』をとりまとめ

平成７年12月、政府が発表した新経済計画「構造改革のための経済社会計画－活力ある経済・安心できるくらし－」において、高コスト構造及び内外価格差の是正を通じて経済を活性化し、国民生活の豊かさを実現することが重要であるという政策が表明され、そのために規制緩和や競争政策を積極的に推進していく方針が打ち出された。

こうした国の政策動向を踏まえ、当地域の主力である製造業について、将来にわたって国際競争力を維持するという観点から、平成８年５月より、「高コスト構造の是正問題」について検討を始めた。しかしながら、産業分野全般において解決できる共通項とわが国の経済成長を支えてきた付加価値やギャランティーなどの要素を内在した“みかけ”の高コストが存在すること、実証データの不足などから、平成10年２月『高コスト構造是正に関する問題提起と課題について』と題する調査レポートにとどめ、会員の業務の参考に供した。

［４］中部におけるベンチャービジネス振興策の提言

前述したとおり、平成７年７月に『21世紀初頭における中部産業の姿』を策定したが、そのなかで、中部が“ものづくり”の地域として持続的な発展を遂げるためには、新技術を活かした新産業やベンチャービジネス等の育成・支援が必要であると提言した。

これを受け、翌平成８年より、当地域におけるベンチャービジネスの具体的な振興策の検討を開始し、①当地域におけるベンチャービジネス支援制度の現状と問題点、②他地域における支援組織の実態についての調査、③これらの支援策を実際に利用しているベンチャー企業が抱く問題点等々を踏まえたうえで、平成９年11月『中部におけるベンチャー企業育成・支援のための方策について提案』をとりまとめた。

ここで、現在当地域において、産・官・学の分野で既に着手されつつあるヒト・モノ・カネにかかわる各種支援情報の一元化をはじめとした効果的な支援体制をとるために、経済界を主体とした「ベンチャー支援機構」を当地域に新たに設立することを提案した（ベンチャービジネス支援センターの設立及び活動状況等については、次章「ベンチャービジネス支援」を参照のこと）。

［5］『少子・高齢化に対応した社会の実現に向けて』を提言

わが国の人口構造は、急速に少子・高齢化が進展しており、経済社会や産業活動をはじめさまざまな分野で悪影響を及ぼすことが懸念され、わが国が直面する喫緊（きっきん）の課題である。

しかしながら、豊富な経験と働く意欲を持つ中高年層や女性が能力を発揮できる場を確保するとともに、高齢者市場でのビジネスチャンスに積極的にチャレンジすることなどによって、わが国が今後とも活力と産業の国際競争力を維持し続けるためには、少子・高齢化に対応した社会の実現に向けて、今から適切な対応策を講じていく必要がある。

本会では、こうした問題意識のもと、少子・高齢化がもたらす経済活動、産業構造、国民生活等への影響について調査するとともに、今後拡大が予想される高齢者市場への取り組み、人材活用のための雇用環境整備のあり方、少子化への対応策等について会員企業へのアンケート（対象数：783社、回答率34.2%）並びにヒアリング（主要業種・企業14社）を実施し、その結果等を平成12年７月『少子・高齢化に対応した社会の実現に向けて』と題するレポートとしてまとめた。

ここでは、今後目指すべき少子・高齢社会の姿として、①市場が活性化された活力ある社会、②全ての人材の能力が発揮できる社会、③仕事と育児が両立できる社会の３点を掲げ、それぞれについて具体的な提言を行った。

また、会員企業に対しては、今後拡大が予想される高齢者市場への積極的な取り組みと高齢者や女性に対する雇用環境の整備を働きかけた。

同時に、政府に対しては、高齢者市場の活性化に向けた規制緩和や高齢者向け産業の支援、社会資本の整備、社会保障制度の改革などを提言した。

第11章

ベンチャービジネス支援

第１節　中部の産業活性化と新規産業の育成・振興

［１］中部における新規産業創出・育成の必要性

中部地域は、これまで輸送機械や工作機械、伝統的地場産業の繊維、陶磁器等のものづくりの技術の集積を背景に、わが国産業の牽引役を担い、わが国並びに世界の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、製造業のウエートが高く、かつ輸出依存度の高い中部地域は、内外の経済環境の変化の影響を強く受ける産業構造を形成しており、新たな発展を図るためには、他の地域以上に既存システムの変革が迫られている。

このためには、既存産業の高度化・複合化の推進とともに、医療・福祉関連分野（医療サービス、医療機器、在宅介護サービス、福祉用具等）、情報通信関連分野（情報通信産業、ソフトウェア、情報処理サービス等）、環境関連分野（エコマテリアル、環境調和型製品製造業、廃棄物処理・リサイクル産業等）など、多様な新規産業の創出・育成強化を図ることが不可欠である。

この多様な新規産業の創出・育成を実現する担い手として、新規開業やベンチャー企業による独創的な事業活動の展開が必要であり、この中から新しい製品・サービスの開発や新市場創出の進展が期待されている。

［２］中部における新規産業創出の支援活動の現状と今後の取り組み

平成11年（1999）の中小企業基本法の改正をはじめとして、新規産業を創出するための支援活動（ベンチャー支援活動）が、全国各地で組織的に行われつつあり、中部においても、中小企業庁が平成12年４月に開設した「中小企業・ベンチャー総合支援センター中部」とともに、県ごとにもプラットホームが整備され、一連の組織づくりが進みつつある。

しかしながら、それらの組織の中には、既存の類似機関を当てはめたものや、行政組織の性格から起業に最も重要とされる、買い手側から見た技術評価や市場評価、マーケティング支援などができる機関とはなっておらず、いまだに資金援助主体の支援活動に止まっているのが現状である。

一方、2003年に独立法人化が行われようとしている国立大学では、その存続をかけて地域への貢献を強く指向しはじめ、産業界のニーズに対し、産学の共同研究活動を活発化させている。また、研究者の有するシーズを提供するために、「大学等技術移転促進法」（TLO法、平成10年８月施行）に基づき、中部TLOが平成12年度に活動を開始させ、産学の連携基盤が整いつつある。

これらによる産学連携の成果が期待されているものの、当地域におけるそれらの活動の開始が他

地域に比べ立ち遅れた面が否めないこともあって、成果も今ひとつの状況にあるといえよう。

本来の成果を上げるには、①産業界からのニーズと大学や中小企業の有する技術シーズのマッチングをタイムリーに実施できる場の創設、②そのシーズのコア技術に対する目利き、③活用に関するコーディネート活動が重要であり、その役目を担える人材の発掘・活用が求められている。

［3］中部におけるベンチャービジネス支援の現状と問題点

中部経済産業局では、当地域における新規産業の育成に向け、当地域の支援機関相互の連絡の場として「新規事業育成支援会議」を平成７年より開催し、当地域の支援組織のとりまとめ役を果たしている。

また、各種の助成金や融資制度を中心とした支援制度は、中小企業に対する支援策として、ヒト・モノ・カネへの支援を中心に充実しつつある。

一方、事業パートナーを得ることもベンチャー企業の成長にとっては重要なことである。当地域においても「ベンチャープラザ中部」（中部経済産業局主催）、「おみあいフォーラム」（中部ニュービジネス協議会主催）が年数回行われているが、ベンチャーにとって、タイムリーな場の提供となっていない。

更に、当地域が得意とする製造業の場合の新規事業の立ち上げには、生産設備等に多大な資金を必要とするため、非常に困難なものがある。特に、次世代技術の開発・商品化においては、多大な時間と経営資源を必要とするため、資本力の小さいベンチャー企業のみに期待することは大変難しいものがある。

そこで、既存企業の有する経営資源の活用と新事業展開ニーズとのマッチングによる新規事業の共同育成が必要とされつつある。

ベンチャーの育成には、ヒト・モノ・カネという物質的な支援の充実とともに、①それらの活用方法へのアドバイス、②開発内容や商品化への技術コンサルティング・販路開拓への支援、③ビジネスマッチング・経営指導等の情報を中心とした支援を一元的に提供できる支援活動が求められている。

第２節　中経連ベンチャービジネス支援センターの設立

［1］設立経緯及び活動状況

⑴　設立経緯

本会は、平成11年（1999）４月１日付けで、事務局の一部署として「中経連ベンチャービジネス支援センター」を設立した。

前述のとおり、本会では、産業政策委員会が平成７年７月に発表した『21世紀初頭における中部産業の姿』の中で、中部の産業空洞化を回避し、経済の活力を向上させるためには、ベンチャービジネスの創出・育成に積極的に取り組むべきとの考えを提唱した。

これを受け、中部におけるベンチャービジネスの具体的な支援方策の検討を進め、「ベンチャー企業支援機構（仮称）の設立」を内容とする報告書『中部におけるベンチャー企業育成・支援のための方策についての提案』を平成９年11月に発表した。この中で提唱した同機構の具体的設置方策を検討するため、同年12月、ベンチャー支援機構設立準備委員会を設置し、国内の代表的な支援機構に対して情報収集を行い、こうして得た情報をもとに、企業や国立大学の特許等の活用を主体と

する支援策を、平成10年３月に試案としてまとめた。

その後、この試案をより具体的かつ実効あるものに見直しするため、同年７月、同準備委員会のもとに幹事会を設置した。幹事会では、「大学等技術移転促進法」の施行や国・地方自治体の新産業育成支援に対する新たな公的支援策の充実等が進むなかで、“中経連らしさ”を発揮しうる支援機構の設立に向け、その具体的な活動内容と支援組織のあり方について、調査研究を重ねた。

その結果、①本会の組織力と情報収集力の活用、②官・学との連携、③起業段階ごとに必要とされる支援などについて、支援を受ける側のニーズを加味した常設の支援組織を設置することとし、これを『ベンチャービジネス支援センター（仮称）設置について（案）』としてとりまとめ、平成11年２月の理事・評議員合同会議に上程、承認を得て、同年４月に開設した。

当センターは、当面３年間を活動期間とし、それ以降は、活動の成果を踏まえ見直すこととした。組織は、４名の専任スタッフを常駐させ、無料の支援活動を展開している。

(2)　活動状況

活動内容は、下記の５項目とした。

①　大学・公的研究所などの技術移転情報の紹介

TLOの特許などシーズ、ノウハウ、評価機関などの紹介・仲介

②　企業間での技術の移転・結合による新事業の創出支援

中経連会員企業の有する開放特許の仲介・ベンチャー企業の有する技術のＰＲ・探索支援

③　市場調査と製造メーカーの紹介支援

起業化アイデアの照会と評価、試作メーカーへの仲介など

④　製品評価と販路開拓の支援

ベンチャー企業製品を中経連会員企業への紹介と評価、販路開拓の支援・仲介

⑤　各種申請書類の作成支援

書類・資料作成など実務的な支援

ベンチャーからのさまざまな相談案件に対して、３名の専任コーディネーターが、事業計画の技術レベルや商品化の可能性などを中心にヒアリングし、ベンチャーとともに事業内容の精査や事業計画の再構築を行い、計画の実現性を高めている。

更に、技術内容や事業計画が優れた案件については、インターネットを活用した当センターオリジナルの情報ネットワーク（下図）を通じ、中経連会員企業112社（平成13年３月末現在）にベンチャーからの提案内容を配信、各社で技術面、市場性等を客観評価し、その結果を当センターが集約、ベンチャーに返信し、ベンチャーの事業計画・アイディアの更なる精査・洗練化に役立てさせている。

中経連ベンチャービジネス支援センターの情報ネットワークの概要

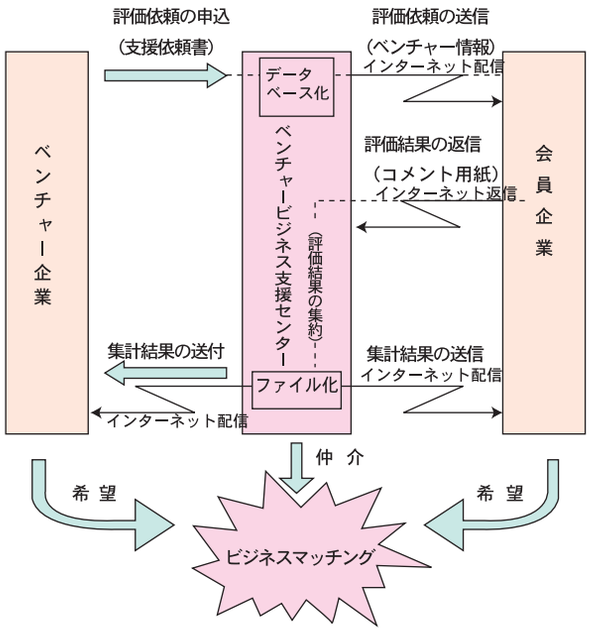

また、支援ネットへの情報配信時には、事業参画の可能性調査も併せて実施しており、会員企業の事業ニーズとベンチャーの技術シーズのマッチングが図られるようにしている。

当センターへのベンチャーからの支援申し込み数は、平成11年４月の業務開始から13年３月末までの２年間で462件に達した。支援申し込み内容を産業分野別にみると、生活文化関連（83件）、ビジネス支援関連（39件）、都市環境整備関連（33件）、情報通信関連（32件）、新製造技術関連（32件）が上位５位を占め、これらで全体の約半数（47％）を占めている。

また、申込者を地域別にみると（２年間の累積）、愛知県が71.6％を占めるなど中部５県で89.0％となっているが、５県以外（海外では韓国、国内では宮城、東京、京都、大阪、長崎など）からの申し込みも11.0％となっている。

開設以来の２年間で、ベンチャーの優れた提案32件に対しては、当センターの情報支援ネットを通じ、本会会員企業112社に配信・評価し、ビジネスマッチングは201回、ベンチャー製品技術説明会10回（平成12年度新規事業）を行った。

これまでの成果は、当センターの支援で共同試作・サンプル納入・共同開発などに至った案件が47件（28社）で、金額的には、公的助成金等を受領した案件を含め約9,000万円となっている。

これらの活動実績により、当センターは、中部地域の中で技術評価とマーケティングが一体的にできる唯一の支援機関との評価を得ている。

更に、当センターの支援方法は、地域内外の支援組織から、経済団体としてユニークな支援方法として注目され、北陸経済連合会が中核となって設立した支援組織「北陸スーパーテクノコンソーシアム」の手本となったほか、東北経済連合会の東北ベンチャーランドの新支援組織の方法として参考とされている。

また、平成11年度から当センターが当地域の支援機関の連携活動の中核機関となり、ベンチャー

申込者の地域別分布

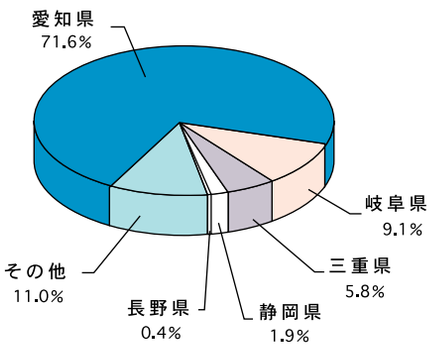

相談案件の産業分野別分類

産業分野No.		件数
1	医療福祉	15
2	生活文化	83
3	情報通信	32
4	新製造技術	32
5	流通物流	21
6	環境	28
7	ビジネス支援	39
8	海　洋	3
9	バイオ	1
10	都市環境	33
11	航空宇宙	0
12	エネルギー	10
13	人　材	13
14	国際化	1
15	住　宅	27
16	その他	30
小　計		368
事業詳細連絡待ち		65
バイヤー		29
計		462

への集中支援活動を行っている。同時に、中部５県の代表業種､代表企業から成る｢アドバイザリーボード会議｣（現在13名）を活用し、支援の活動状況や支援方法の改善に努めている。

［２］今後の活動

中部地域の将来を託する新技術・新産業の創出にはベンチャー企業に期待するところが大きい。しかし、一方では、ベンチャー企業には体力に不足する面がある。また、既存企業には社内の活性化のために社内ベンチャー制度を設ける企業が多くなりつつある。

このような状況のもとで、当センターでは、これまでに得た多くのベンチャー情報を情報支援ネットを活用して発信し、会員企業で活用してもらい、より多くの創造的開発型ベンチャー企業の創出に努めることと、当地域の他の支援機関や中部TLO（大学等技術移転機関）等の関連機関との連携をより強め、先端技術を活用した新規産業の育成に努めていく必要があると考えている。

このためには、当センターの活動を域内に限定することなく、全国的に連携して支援活動を展開していく必要があると考えている。

こうした観点から、今後の活動の方向としては、

① 既有技術情報の広域発信

② 域内外の支援団体との情報共有化

③ 会員企業の社内ベンチャー活動との相乗効果

を図り、経済団体らしさの出る中経連らしい支援活動をより強力に進めていきたいと考えている。

第12章

科学技術研究開発機能の振興

第１節　中部５県の研究開発機能整備の現状と今後の方向

［１］中部５県における研究開発機能整備の現況

国土の中央に位置する中部地域は、わが国を代表する「ものづくりの中心地」として発展し、新しい全国総合開発計画において打ち出されているように、今後の中部は「世界的な産業技術の中枢圏域」として発展していくことが基本方向である。

このためには、既存産業の高度化・高付加価値化、新成長産業の創出を積極的に推進することが必要であり、その基礎となるのが科学技術の研究開発機能であることから、一層の強化を図ることが不可欠である。

中部５県における研究開発機能整備の状況をみると次の通りである。なお、東海３県の研究学園都市構想の歴史、試験研究機関の整備経緯など本章と関係した動きは、第Ⅰ編第４章第２節［３］(3)「３つの研究学園都市構想の策定と推進」及び［８］「中部の特質に合致した試験研究機能の整備推進」に掲載した。

(1)　愛知県

愛知県では、およそ20の大学をはじめ、多くの研究・研修機関が立地する名古屋東部丘陵（対象地域９市５町）を「あいち学術研究開発ゾーン」と位置づけ、既存集積を生かした頭脳拠点の形成を目指している。犬山東部地区から岡崎東部地区まで南北に７つの拠点地区に分けているが、なかでも、㈶科学技術交流財団の今後の活動拠点となる科学技術交流センター施設の建設予定地である国際博覧会会場・周辺地区と名古屋市が整備を進めている志段味地区において施設整備の動きがみられる。

志段味地区では、「人と環境にやさしいヒューマンサイエンスパークの創造」の理念のもと、新産業創造ゾーンには、平成９年(1997)５月に、理化学研究所バイオミメティックコントロール研究センター及びマイクロメカトロニクス研究センターが入居する研究開発センターが開設し、続いて平成11年11月には産官学連携のオープンラボラトリーである先端技術連携リサーチセンターが開設した。現在、国立の研究機関である工業技術院名古屋工業技術研究所の移転第Ⅰ期工事が平成13年度完成を目指して進められている。このほか、このゾーンには、研究支援施設、先端的研究機関の誘致なども検討されている。

なお、名古屋工業技術研究所は、平成13年４月に、独立行政法人産業技術総合研究所中部センターとなった。

また、あいち学術研究開発ゾーンの更に南の豊橋地区には、豊橋サイエンスクリエイトがあり、交流、研修、リエゾン機能を果たす拠点施設である豊橋サイエンスコアを中心に、豊橋リサーチパーク、豊橋技術科学大学が立地している。

(2)　岐阜県

岐阜県南部の東海環状自動車道沿いに弧を描いて広がる研究開発拠点群「研究ネットワーク都市・アークぎふ」構想は、東濃研究学園都市、ソフトピアジャパン、VRテクノジャパンなどから構成されており、極限環境科学、情報科学、VR技術、バイオ科学、生命科学などの先端的科学技術の集積を図っている。

東濃研究学園都市は、その構想の中心的な存在で、平成３年１月の多極分散型国土形成促進法に基づき整備したもので、「極限環境」をテーマに、多治見市、土岐市、瑞浪市にまたがる４つのリサーチパークで構成されている。主な施設は㈱超高温材料研究センター、文部科学省核融合科学研究所、㈱日本無重量総合研究所、核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター、先端科学技術体験センター、東濃地震科学研究所などがある。

㈶ソフトピアジャパンは、国際的なソフトウエアの研究開発拠点として、平成６年４月大垣市に開設された。研究開発、インキュベート、人材育成、情報発信などの機能をもつソフトピアジャパンセンタービル（平成８年６月オープン）及び平成９年に開設した大垣市情報工房とそれを取り巻く進出企業群からなり、近接するメディアソフトづくりの高度教育機関である国際情報科学芸術アカデミー（平成８年度開設）などとともに国際ソフトピアコンプレックス形成を目指している。

VRテクノジャパンは、平成11年２月、研究開発、交流・情報拠点、人材育成の機能をもつ㈱VRテクノセンターなどが入居するテクノプラザとそれを取り巻く進出企業からなり、VR技術のメッカとして、各務ヶ原市に開設された。

(3)　三重県

三重県では、平成３年に多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として、三重ハイテクプラネット21構想を立てた。

この構想では、６つの重点整備地区のうち、鈴鹿山麓リサーチパーク、鈴鹿山麓アグリハイテクヒルズ、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアからなる鈴鹿山麓研究学園都市が中心的役割を担っている。このコア地区である鈴鹿山麓リサーチパークは、環境保全、情報などに関する研究開発機能の集積を図るため、平成４年12月、四日市市桜地区に第Ⅰ期工区21haの用地造成を行い、研究施設、交流施設、研修施設などを整備している。

当リサーチパークの中核施設である㈶国際環境技術移転研究センター（ICETT）は、環境保全技術の発展途上国への移転を行うことを目的に、平成２年12月に財団として認可され、平成４年10月には施設が竣工した。㈱三重ソフトウエアセンターは平成３年５月に設立、平成５年２月施設が竣工した。三重県科学技術振興センター及びISO14001の登録審査などを行う㈱国際規格審査登録センター（ISC）が入居し、交流の拠点でもある研究学園都市センターは平成10年１月に、また、三重県環境総合センター、三重県衛生研究所は平成11年８月に、貸工場にあたる試作開発型事業促進施設は平成11年７月に、それぞれ施設が竣工した。

平成13年４月には、ゲノム解析研究センターが開設され、民間企業として初めての研究所の開設が実現した。更に、オープンラボになる開放型試験研究施設は、近々工事に着手する予定となっている。

しかし、整備が進んでいるのは、この鈴鹿山麓リサーチパークだけで、鈴鹿山麓アグリハイテクヒルズ、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアなどでは整備が遅れていて、鈴鹿山麓リサーチパークでも、民間企業の誘致を計画していた第Ⅱ期工事のめどが立たず、三重ハイテクプラネット21構想の見直しが進められている。

(4)　静岡県

浜松市を中心にして、昭和54年度に浜松地域テクノポリス構想を策定した。産学官の交流体制の

中部５県における産業・技術・情報各機能の整備構想図

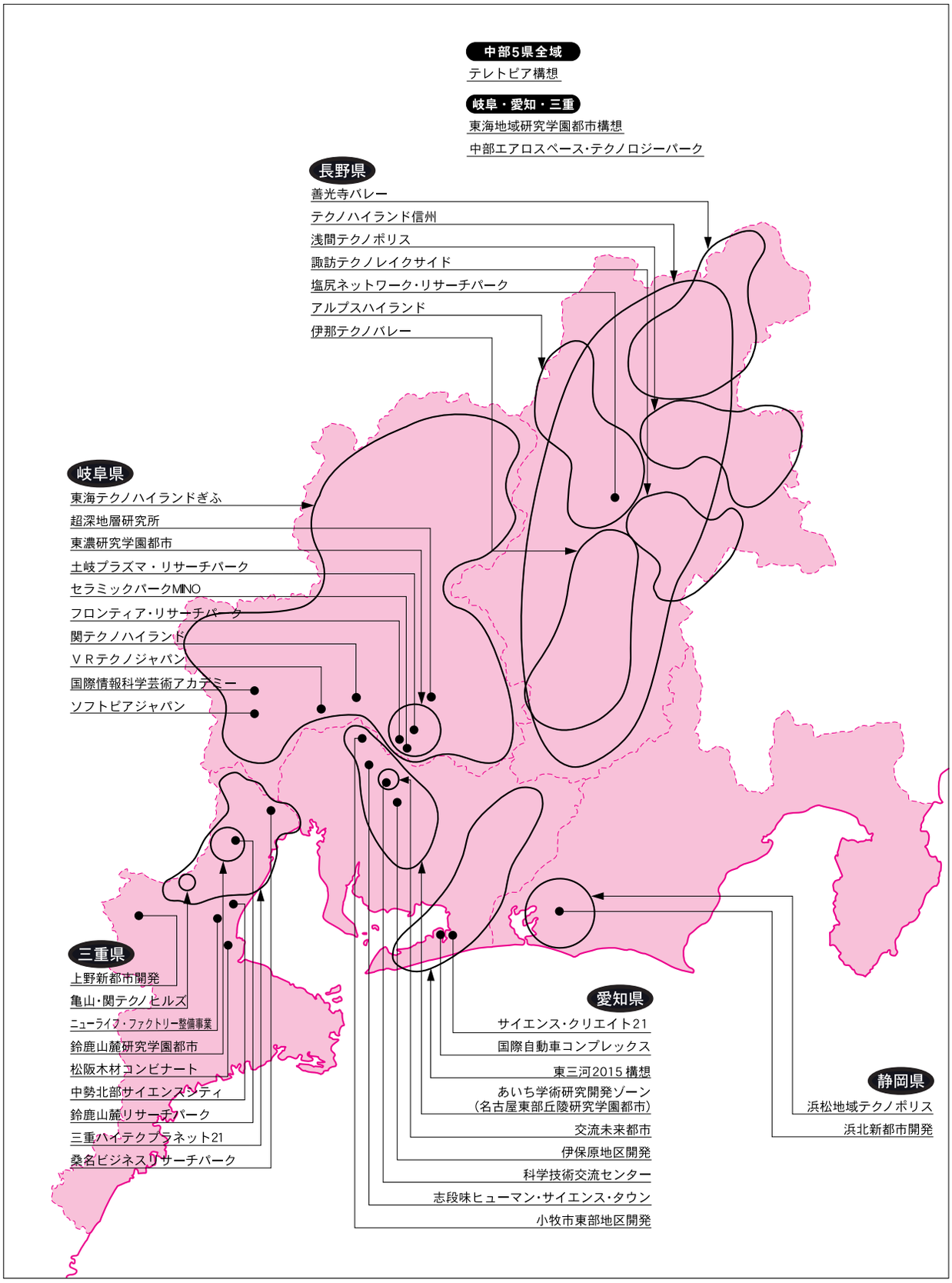

（出所：「中部プロジェクト2000」平成12年７月、㈶中部産業活性化センター）

確立を図るために、浜北リサーチパーク、浜松技術工業団地の造成完了、浜松工業技術センター、㈱浜名湖国際頭脳センター、浜松ホトニクス㈱中央研究所、静岡大学地域共同研究センターなどが相次いで開所した。平成６年には、複合商業施設の「アクトシティー」も完成し、「音と光と色の未来都市」の形成にも努めている。

⑸　長野県

テクノポリス構想の長野県版として昭和58年にテクノハイランド信州構想を策定し、浅間テクノポリス、善光寺バレー、アルプスハイランド、諏訪テクノレイクサイド、伊那テクノバレーの５つのテクノハイランド圏域を設定した。

特に、浅間テクノポリスは浅間山麓地域にあり、唯一テクノポリス法の承認を受けて、テクノハイランド信州形成の主導的な役割を果たしている。上田地域には、上田リサーチパーク、長野県工科短期大学校、マルチメディア研究センター、マルチメディア情報センター、佐久地域には佐久リサーチパークが完成、小諸地域には、ニューファクトリーパークを予定している。

［２］その他の動き

上述した中部５県における研究開発機能整備の状況に加え、当地域の大学においては、既に、すべての国立大学に共同研究センターが設置され、産学官連携の推進に努めている。特に、名古屋大学では、専任教授の配置、リエゾン機能など拡充強化されている。

併せて、名古屋大学、名古屋工業大学などにはベンチャービジネスラボラトリーが設置され、新規事業創出への研究・教育の機能が付加された。

更に、地域の研究開発を支援するために、例えば、愛知県では㈶科学技術交流財団を設立するなど、産学官が一体となった活動が進められている。

［３］今後の整備方向・計画

研究開発機能の集積を図る研究学園都市構想においては、研究開発、研究交流、研究開発支援などのコア施設とそれを取り巻く企業群、大学施設などから構成されているなかで、地方自治体によるコア施設整備は、当初計画より大きく遅れているもののマクロ的にみれば進捗がみられる。しかし、民間企業の誘致は、景気後退に伴って難しい局面にあり、今後の展望も立っていないケースが多くなっている。併せて、施設整備においても地方自治体の財政悪化により、今後は更に難しくなることが予測され、長い目で整備していくことが肝要になる。

一方で、平成７年11月の科学技術基本法、平成８年７月の科学技術基本計画の策定をうけて、創造的な研究開発の促進、産学官連携の促進、研究開発成果の移転実用化、地域の研究開発力の結集などの活動や仕組みづくりに国の予算が厚く配分されるようになり、研究学園都市とそこにおける施設整備というハード面だけでなく、ソフト面の充実にも視野が広がってきている。設立から５年が過ぎた愛知県の㈶科学技術交流財団における活動はまさにこれにフィットしたもので、この活動を更に発展、拡大させていくことが重要である。

第２節　中部５県の研究開発機能整備に対する本会の活動

［１］㈶国際環境技術移転研究センター（ＩＣＥＴＴ）

㈶国際環境技術移転研究センター（ICETT）は、当地域がこれまで環境問題に取り組んできた技術と経験を生かして、諸外国の環境改善・環境保全を目指し、地球環境の保全と世界経済の健全な発展に貢献するため、鈴鹿山麓研究学園都市の一角に三重県、四日市市及び民間企業の出捐によって、平成２年(1990)３月三重県知事の認可を受けて発足、同年12月には通商産業大臣認可の財団法人となった。

研修指導事業は、平成12年度末には累計で国内研修1,131名、海外研修1,394名、57ヵ国にも達し、この10年間でその受講生が発展途上国の環境行政部門における中核的地位に就いたことによって、研究開発事業、調査情報提供事業などがより密接した連携に展開してきている。

本会は、太田会長がICETTの会長職を務めており、設立以来関係行政機関とともに、センター事業の円滑な運営、発展に関与している。

［２］㈱国際規格審査登録センター（ＩＳＣ）

平成８年９月１日に国際標準化機構（ISO）のISO14001が発効し、企業のマネジメントの仕組みやフォーマンス評価が、国際規格として全世界で運用されることとなった。

ISO14001の導入には、審査登録・研修等を実施する機関が必要であるものの、これらの機関は首都圏に集中しているのが現状である。

こうした状況から、東海地域を中心に、企業の環境管理・環境監査への対応や「環境にやさしい企業」経営を支援するため、審査登録及び審査員研修の充実等を図ることを目的とした㈱国際規格審査登録センターが、平成10年10月に設立された。

当センターは、㈶三重県環境保全事業団環境審査登録センターを母体として、岐阜県、愛知県、三重県及び東海３県の主要企業23社が出資した第３セクターであり、鈴鹿山麓研究学園都市内に設置された。

本会では、当センターの設立は、ICETTの機能と併せ、当研究学園都市の地球環境保全に対する機能集積に寄与し、シナジー的な成果の発揮につながるものであることから、設立資金の募集について協力した。

［３］㈱超高温材料研究センター（ＪＵＴＥＭ）、超高温材料研究所（ＪＵＴＥＭＩ）の各岐阜センター

㈱超高温材料研究センター（JUTEM）は、新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）、岐阜県、多治見市、民間企業による第３セクターとして、また、超高温材料研究所（JUTEMI）は、

超高温材料研究センター／研究所創立10周年記念式典（平成12年９月７日、多治見）

民間セクターとして、ともに平成２年３月に設立された。

岐阜センターは、山口センターの新素材創製の研究開発機能とは異なり、開発された新素材の超高温域における力学的特性及び耐環境性などの実用化特性評価機能を提供する場として活動している。

本会では、平成３年から、同センターや岐阜県等共催している“超高温材料国際シンポジウム”を通じてセンター機能の発揮と経営基盤づくりを引き続き支援している。

［４］㈱日本無重量総合研究所（ＭＧＬＡＢ）

宇宙環境の利用は、新材料、エレクトロニクス、医療、バイオテクノロジーなどの幅広い分野で技術革新の可能性を秘めている。

㈱日本無重量総合研究所（MGLAB）は、宇宙空間や航空機利用ではなく、極めて身近な地上での安価な無重量落下実験によって、その基礎的な物理現象の解明を足早に行うために、堅固な鉱山縦坑を活用して、岐阜県、土岐市、民間企業54社の出資による第３セクターとして平成２年４月に設立した。平成６年度から平成12年度末までに、燃焼、流体、金属、セラミックス、半導体、ライフサイエンスなどの分野で、落下実験回数は累計3,980回に達している。

［５］文部科学省核融合科学研究所

平成元年５月、名古屋大学プラズマ研究所を中心に、京都大学ヘリオトロン核融合研究センターの一部及び広島大学核融合理論研究センターの一部を結集し、大型ヘリカル装置（LHD）を中心とした大学共同利用機関として土岐市に設立、核融合研究の国内外の中核拠点（COE）としてスタートした。また、平成10年３月にはファーストプラズマの点火に成功、㈱超高温材料研究センター・超高温材料研究所岐阜センター、㈱日本無重量総合研究所などとともに東濃研究学園都市を形成している。

［６］㈶科学技術交流財団（ＡＳＴＦ）

㈶科学技術交流財団（ASTF）は、平成６年９月、愛知県を中心とした地域における学術研究開発機能の強化と既存産業の高度化及び新産業の育成を図るため、愛知県及び民間企業の出捐によって設立された。

本会は、この民間分の出損について協力した。

同財団は、産業界、学界、行政の連携・参画により運営し、研究交流クラブ、各種研究会などによる発想の芽を創造する研究者交流の場の提供、新技術創出に向けた共同研究の促進、中小企業への技術開発支援、情報の提供、人材育成の支援、及び国の科学技術振興事業のコーディネイター事業などを推進している。また、これらの活動拠点となる科学技術交流センター施設は名古屋東部丘陵地域の「あいち学術研究開発ゾーン」に設置予定である。

［７］ソフトピアジャパン

岐阜県では、マルチメディア産業を次世代の基幹産業と位置づけ、新産業の育成や地域産業の高度化、更には、医療・福祉・教育など県民生活との係わりの深い民生分野の情報化を目指し、国際的なソフトウェアの研究開発拠点として、平成６年４月岐阜県の設立許可による「財団法人ソフトピアジャパン」を大垣市に開設した。

このソフトピアジャパンでは、４つのコア機能（人材育成機能、情報発信機能、研究開発機能、ニュービジネス創出機能）に基づき活動しており、現在は、「ソフトピアジャパンセンタービル」（平成８年度）を中心に、「ソフトピアジャパン・ア

ネックス」(平成９年度)、「ソフトピアジャパン・ドリームコア」(平成11年度）が建設され、その周辺に立地した企業を含め145社、就業者約1,600名を超える規模に拡大している。

更に、平成14年３月開設予定で、世界とのビジネス拠点として業務や日常生活を24時間サポートする施設として「ワークショップ24（仮称)」を現在整備中である。

本会は、このソフトピアジャパンの円滑な立ち上がりに対して支援を行った。

［８］ＶＲテクノジャパン

岐阜県では、バーチャル・リアリティ（ＶＲ）技術を“モノづくり革命”を起こす21世紀のキーテクノロジーと位置づけ、頭脳部分である研究開発、情報処理、商品開発等の機能強化を図るとともに、その関連産業を集積し、ＶＲ技術・産業のメッカを目指している。

この具体化のために、平成４年11月、頭脳立地法に基づく岐阜地域集積促進計画が国から承認されたことを受けて、各務原市に、岐阜県、㈱ＶＲテクノセンター、岐阜県土地開発公社の３者が推進主体となってＶＲテクノジャパン（総事業費約180億円）プロジェクトを発足させた。

当プロジェクトは、研究開発立県を標榜する岐阜県のシンボルと位置づけ、県の18試験研究機関を統括して先端的な研究開発の推進を図る「岐阜県科学技術振興センター」と、ＶＲに関する研究開発、人材・企業育成、情報提供、交流促進などの事業を行う第３セクターの「㈱ＶＲテクノセンター」の会社ビルを合築で建設し、先端科学技術に関する“研究者の溜まり場”の創出を図るものである。また、センタービル周辺に業務団地「ＶＲテクノジャパン」を整備し、産業の頭脳部分といえる情報処理サービス業、デザイン業、ソフトウェア業、機械設計業などの企業の集積を図り、超ハイテク・オーダーメイドのモノづくりを図ることを目的としている。

本会では、㈱ＶＲテクノセンターの設立を支援するとともに、平成５年度からＶＲに関する普及啓発と情報発信を目的として開催している「V. R. World Gifu」を支援した。

第３節　技術交流の推進

［１］大学共同研究センターの見学・技術交流会の開催

本会技術委員会では、産学官協調体制づくりの活動として、会員企業の開発実務者による国立大学共同研究センター及び公設試験研究機関の見学・交流会を展開した。平成３年（1991）を皮切りに平成６年までの４年間で、６大学・53研究室及び８機関で延べ678名の参加を得た後、本活動は大学研究者などによる自律的活動に移行した。

［２］シンポジウムやセミナーの共催・支援

本会では、科学技術振興に関連して、研究開発情報の交換、技術者・研究者の産学官交流、国際交流などの当地域への促進・普及の場を提供し、それによる関連産業の振興及び新しい産業の創出・育成、併せて、市民への科学技術への理解・関心の浸透などを目的に、広く各層が参できるシンポジウムやセミナーの主催、共催を行っている。

例えば、超高温材料国際シンポジウムの主催、

IEEEロボテクス国際会議、産業技術保存継承シンポジウムなどの支援などを継続的に行っている。

［3］科学技術の振興、高等教育機関の充実整備等に関する要望・提言

本会技術委員会では、産学官連携を促進するための公設研究機関、大学における研究のあり方などの提言、及び地域の研究開発機能の強化のための陳情・要望など、単に「研究」という側面だけにとどまらず、創造的な技術者の育成という「教育」についても積極的に取り組んでいる。

(1)　「超信頼性無機融合材料」の次世代産業基盤技術制度による開発推進に関する要望

当地域の代表的産業であるセラミックス関連産業の振興と㈶ファインセラミックスセンターの活用をねらい、平成３年８月、「超信頼性無機融合材料」新規プロジェクトの実現を通商産業省に要望した。

(2)　『中部公設試験研究機関の産官協調について』の提言

産官学協調を促進するための研究体制の整備の一環として、地域産業の生産活動や先端技術の実用化に資する公設試の機能強化を図るため、平成４年６月『中部公設試験研究機関の産官協調について』をとりまとめた。

ここでは、公設試験研究機関の依頼試験対応能力及び研究機能の強化の視点から、公設試の改組、統廃合による事業の効率向上、人材の有効活用などの必要性を提言した。

(3)　『航空宇宙将来機の開発に必要な研究設備について』の提言

当地域に集積が高く、先端産業である航空宇宙産業の研究開発の促進について、平成２年に提言した『中部に誘致すべき航空宇宙関連設備について』の検討を更に深め、大型風洞など大規模な研究設備を有する中核研究センターの整備の必要性とそれに対する中部の優れた立地性について、平成４年７月『航空宇宙将来機の開発に必要な研究設備について』と題する報告書をとりまとめ、関係先へ提言した。

(4)　『産業界におけるＶＲの現状とこれからについて』を提言

平成７年６月、当地域で育成すべき具体的研究開発分野の一例として、注目を浴びているバーチャルリアリティー（VR）技術を取り上げ、バーチャルリアリティー技術の現況、及び産業界での今後の活用とその課題などに関してその調査研究成果を『産業界におけるＶＲの現状とこれからについて』としてとりまとめた。

(5)　『国立大学の研究のあり方に関する提言』を発表

産官学協調を促進するために、平成７年６月に過去５年間にわたる国立大学共同研究センター、公立試験研究機関等の見学や14大学19名の大学研究者へのヒアリング結果など生の声を集大成して、科学技術予算の倍増、国立大学の研究費の拡充及び研究者の人事交流を中心とした実効ある産学共同研究の促進策などについて『国立大学の研究のあり方に関する提言』としてとりまとめ、通産省、文部省に要望した。

(6)　地球環境に関わる戦略的研究機関設置についての要望

平成７年11月と平成８年10月の２回にわたり、地球規模の環境問題や社会経済活動の変化に関わる問題について戦略的、横断的に研究・分析する「地球環境に関わる戦略的研究機関」の鈴鹿山麓研究学園都市への設置を、三重県、四日市市、三重県商工会議所連合会とともに、環境庁、大蔵省に要望した。しかしながら、当研究機関は、平成

９年１月神奈川県湘南国際村への立地が決定された。

⑺　名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望

平成８年７月、９年１月及び同年７月、当地域を代表する国立研究施設である名古屋工業技術研究所について、名古屋市が総合的研究拠点の建設を進めている志段味地区への移転整備・機能強化を、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所とともに、通産省工業技術院、大蔵省に要望した。

更に、上記要望の第Ⅰ期工事が進められているなか、平成11年７月及び12年７月に第Ⅱ期以降の整備拡充を引き続き要望した。

⑻　名古屋大学先端技術共同研究センター拡充整備に関する要望

平成８年８月、名古屋大学で計画されている産官学の協力体制の強化に資する先端技術共同研究センターの拡充整備構想について、その早期実現を名古屋大学総長に要望した。

更に、平成11年８月には、同研究センターのリエゾン機能の整備強化についても要望した。

⑼　『創造的技術者・研究者を求めて－初等中等教育を考える』を提言

次代を担う創造的な技術者・研究者を輩出する環境を整えるため、平成９年４月に『創造的技術者・研究者を求めて－初等中等教育を考える』をとりまとめ、教育行政機関等に提言した。

当提言書は、初等中等教育のあり方に主眼をおいてとりまとめ、教育における実質的な地方分権や学校への裁量権委譲、ものづくりの現場体験の教育プログラムへの取り込みや子どもを対象とした参加体験型ミュージアムづくりなどをとりまとめたものであり、中央教育審議会や文部科学省の教育改革プログラムに意見が反映されるよう努めた。

⑽　『民間企業のための研究開発資金支援制度ガイドブック』の発行

民間企業における研究・技術開発の促進を図る観点から、これらを資金面で支援する補助金・融資・債務保証・出資など、バラバラでわかりづらい公的制度が一覧できる『民間企業のための研究開発資金支援制度ガイドブック』を平成10年10月に発行した。

なお、このような制度は毎年変わっていくため、㈶科学技術交流財団の協力により、財団のホームページにこの最新の情報を掲載いただき、定期的な見直しを行っている。

⑾　『中部地域の研究開発環境の整備－産学官連携について』を提言

先端的なものづくりの世界的な中枢圏域として中部地域が発展するためには、基盤である研究開発環境、とりわけ大学と産業界の関係強化が必須な条件である。更に現在、国立大学の法人格化などが国において検討されている。

本会では、このような状況は、産学連携を強化するうえで絶好の機会であるととらえ、大学の研究開発機能の活用策を全国に先駆けて整備し、かつ実効をあげていくために大学への具体的な変革案の提示、その変革案への産業界の支援、及びそれらを支える地域のあり方などについて、『中部地域の研究開発環境の整備－産学官連携について』と題する提言書を平成12年12月とりまとめ、文部科学省をはじめ、中部地域の国立大学、地方自治体に要望した。

⑿　知的財産に関する総合的な研修・研究機関の整備に関する要望

特許庁においては「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」を設置し、司法制度改革の流れを踏まえ、弁理士を含めた知的財産関係者に対する研修のあり方について検討を進めている。

本会では、ものづくりの中部にとってこの知的財産に関する動向には大きな関心を持っており、平成12年12月、愛知県、名古屋商工会議所と共同で、特許庁に対し、弁理士を含めた知的財産関係者全般に対する研修、研究のための総合的な中核機関「知的財産権総合研修・研究センター（仮称）」の整備、並びに当センターの愛知県への設置を要望した。

第13章

中部の高度情報化促進

第１節　中部の情報化の状況と諸施策

［１］中部の情報化の状況

(1)　情報化の状況

1)　電話等の普及状況

中部５県における情報化の現状を一般加入電話、携帯電話・PHS加入者数、ISDN回線、ケーブルテレビ加入世帯数の変化でみると次の通りである。

一般加入電話数は、平成12年(2000)３月末現在で701万台にのぼり、全国の加入台数（5,552万台）の12.6％を占め、世帯数の全国比12.5％を若干上回っている。また、これを人口普及率でみると、2.4人に１台加入(全国は2.3人に１台加入)となっている。一般加入電話は、平成８年度をピーク（中部５県：773万台、全国：6,144万台）に減少傾向にある。この理由としては、利用者の携帯電話、ISDNへの移行があげられる。

一方、携帯電話及びPHSの加入者数は、平成12年３月末現在で812万台にのぼり、全国の加入台数（5,685万台）の14.3％となっており、人口普及率でみるとほぼ２人に１台の加入となっている。携帯電話は、平成８年度に310万台に到達以来、毎年120万台近くの加入があり急速に伸びている。その理由には、料金の低廉化、機器の価格低下があげられる。

なお、平成11年以降モバイル･インターネットの加入者も急増している。

ISDN64のサービス回線数は、平成12年３月末現在で88万回線、全国(654万回線)比13.6％となっており、平成８年度から急激に伸びている。これは、インターネットの急激な普及に伴い、一般加入電話回線よりも高速なデータ伝送能力、及びインターネットにアクセス中であっても電話が利用できることなど多様な機能、更に機器の価格低下等費用が低減したことから、広く一般家庭でも利用されるようになったことが理由にあげられる。

次に、自主放送を行うケーブルテレビへの加入世帯数をみると、東海４県では平成12年３月末現在、125万世帯で全国加入世帯数（947万世帯）の13.1％を占めており、平成７年以降急増している。また、ケーブルテレビ加入世帯普及率は、24.5％と、全国の普及率20.0％を大きく上回っている。一方、長野県のケーブルテレビへの加入世帯数は平成12年３月末現在約35万世帯、加入世帯普及率は、43.3％となっている。

なお、近年はインターネットサービスを行うケーブルテレビ事業者も増えており、平成12年３

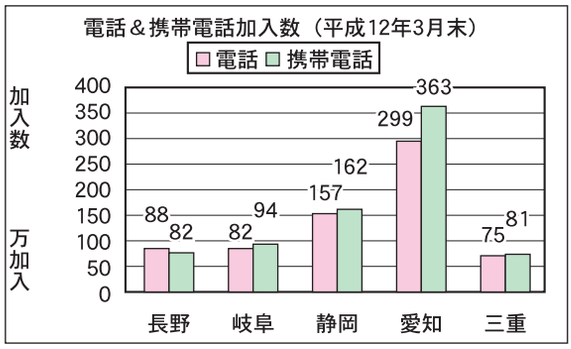

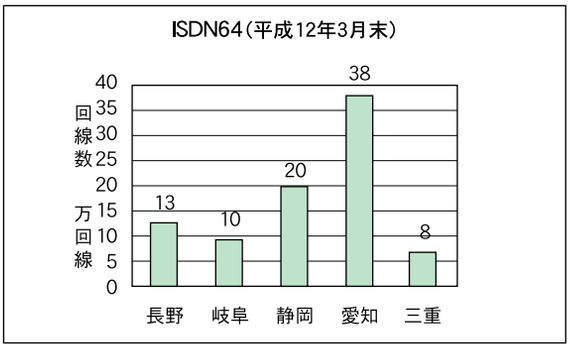

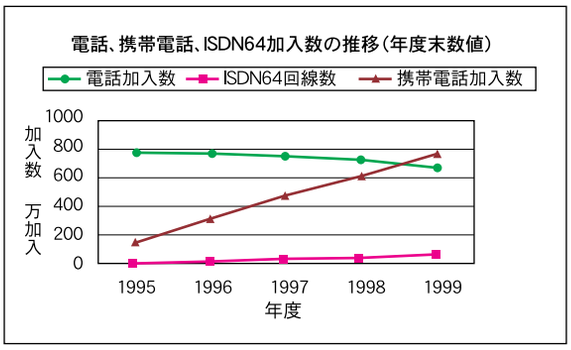

月現在で同事業を行っている事業者数は、中部５県で18社と全国（77社）の23.4％を占めている。

この理由として、ケーブルテレビの普及率が高いこと、料金が定額・安価で、高速のデータ伝送が可能であることがあげられる。

2）　情報サービス業の状況

情報サービス業は、汎用大型コンピューターによる計算事務やシステム開発等の受託業務を行う業態として発展しており、近年クライアント・サーバーシステムへの移行が進むなか、システムインテグレーションやアウトソーシングサービス等への比重を高めつつある。平成７年以降インターネットの急激な普及に伴いプロバイダー事業、

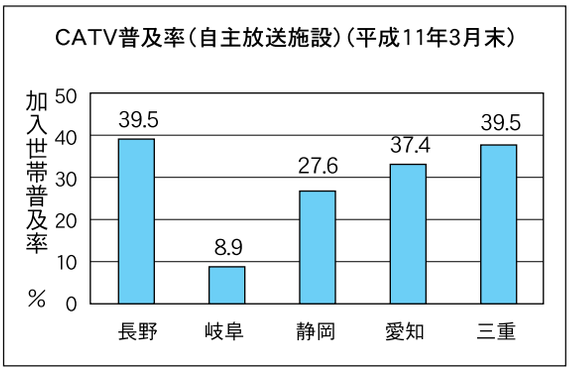

ホスティング・ハウジング事業、インターネットコンテンツ制作・運営、ポータルサイト運営などさまざまな事業を複合的に展開している企業も出てきている。

これらの企業は、営業活動の効率性や保守サービスの迅速性を確保する必要性から、顧客の近くに立地する傾向が強く、企業の本社機能が集中する大都市に集積している。平成10年度の情報サービス業の売上高（本社ベース）は、東京圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）が66.1％を占めているのに対し、関西圏（大阪、兵庫、京都）は11.6％、中部５県は6.6％となっている。

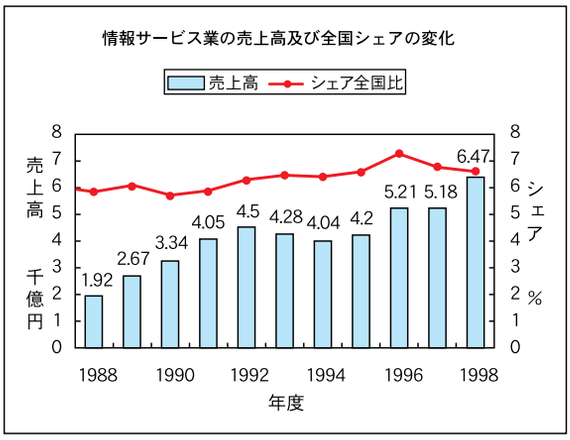

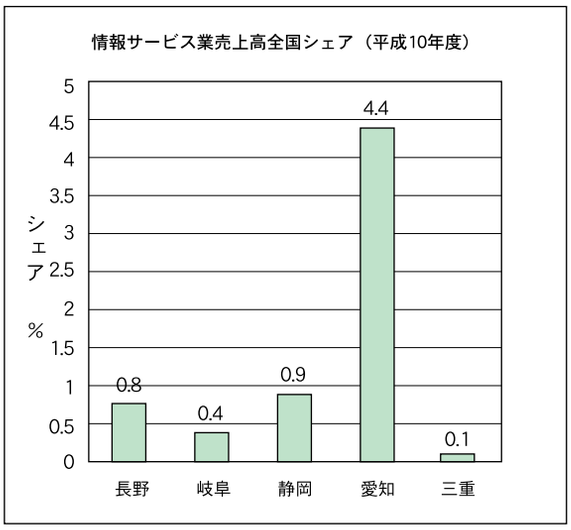

3）　地域情報化の状況

地域の情報化推進に向けて、国においては昭和58年以降、各省庁が情報化構想を提唱し、それぞ

れモデル地域の指定を行っている。中部地域でもこれに対応し、情報拠点施設及び情報通信設備をつくり情報通信産業を育成、併せて地域の情報化を進める取り組み等がなされている。

＜テレトピア構想指定地域＞（総務省）

CATV、データ通信、コミュニティー放送などの各種情報メディアをモデル都市に集中的に導入することで各地域が抱える問題点の解決を図ると同時に、マルチメディアが家庭、経済、地域社会に及ぼす効果や影響、問題点を実体験を通じて把握し、向かうべき高度情報社会の諸問題を事前に克服するとともに、地域情報化の促進により地域社会の活性化を図ることを目的とした構想。

昭和60年以降平成13年までに、中部５県では33地域（全国：189地域）が指定されている。

愛知県：豊田市・三好町、名古屋市、岡崎市、衣浦東部広域行政圏、一宮市・尾西市・木曽川町、豊橋市、蒲郡市、知多北部情報文化圏、西尾幡豆広域市町村圏

岐阜県：高山市、大垣市、可児市、岐阜市、多治見市・笠原町、土岐市

三重県：四日市市、伊賀地区広域市町村圏、津地区広域行政圏、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、東紀州広域市町村圏

静岡県：静岡市、浜松市

長野県：上田市・丸子町・東部町・坂城町、飯田市、諏訪地域広域市町村圏、大北地域広域市町村圏、長野市、松本市、安曇野地域（明科町、豊科町、穂高町、梓川村、三郷村、堀金村）

＜広域的地域情報通信ネットワーク整備促進モデル事業指定地域＞（総務省）

広域的な情報通信ネットワークの構築を企画する複数の地方公共団体の連携主体に対してモデル構築を委託する事業。

愛知県：愛知県及び県内全市町村、岡崎市・幸田町・額田町

岐阜県：多治見市・笠原町

三重県：松阪市・飯南町・飯高町・多気町・明和町・大台町・勢和村・宮川村

長野県：須坂市・小布施町・高山村・長野市

＜地域・生活情報通信基盤高度化事業指定地域＞（総務省）

電気通信格差是正事業の一環として、地方公共団体などが高度なネットワークインフラを利用して公的サービスを提供する拠点施設整備を支援する事業。

○マルチメディア街中にぎわい創出事業：塩尻市

○情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業：谷汲村

○地域イントラネット基盤整備事業：静岡県、伊那市

○テレワークセンター施設整備事業：須坂市

○新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業：豊橋市、飯南町、上野市、美杉村、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、久居市

○自治体ネットワーク施設整備事業：岡崎市、蒲郡市、長久手町、足助町、岐阜県、大垣市、谷汲村、浜松市、西伊豆町、細江町、長野市、松本市

＜先進的情報通信システムモデル都市構築事業指定地域＞（総務省、経済産業省）

21世紀型マルチメディア未来都市の先行実現を図ることを目的に、行政、教育、医療、防災などの複合的な機能を持つ先進的情報通信システムの整備を行う事業。

愛知県：ひまわりネットワーク㈱

岐阜県：可児市

三重県：三重県、㈱シー・ティ・ワイ

＜先進的アプリケーション基盤施設整備事業指定地域＞（経済産業省）

地方公共団体などが先進的な情報処理技術を応用したアプリケーションを整備し、公的分野、産業分野における情報化を促進することを目的とし、データベース管理・ネットワーク管理などの機能を有する開放的なコンピュータシステムを備えた施設を整備する事業

岐阜県、長野県上田市・丸子町、ひまわりネットワーク㈱（愛知県）

＜地域情報化街づくり推進事業指定地域＞（経済産業省）

地域の特色に応じた情報化を推進し、地域産業の活性化や地域住民生活の利便性向上を図ることを目的としている。人材養成施設、研究施設、及びベンチャー企業への支援施設などを一体的に整備する「地域総合情報化施設整備事業」と、整備される中核施設を活用する先進的情報システムの開発、及びそれに係る実証実験を行う「地域総合情報化支援システム整備事業」。

愛知県、岐阜県、美濃加茂市、浜松市、天城湯ヶ島町、長野県坂城町

＜生活空間情報化システム開発事業指定地域＞（経済産業省）

急速に進展するデジタル技術、情報技術を活用することによって、地域の創意工夫を生かした社会空間の創造や拡大が図れるような社会システムを構築する事業。

三重県鳥羽市

＜遠隔医療推進モデル事業指定地域＞（厚生労働省）

在宅医療の質の向上と離島・山間へき地における適切な医療を行う遠隔医療を推進することを目的とし、慢性疾患の患者の家庭と診療所間の遠隔診療などに必要な機器の設置を補助し、周辺の社会福祉施設などと連携した遠隔医療を行う事業。

岐阜県大垣市、三重県熊野市、長野県佐久市

＜田園地域マルチメディアモデル整備事業指定地域＞（農林水産省）

高度な情報基盤の整備により地理的ハンディを克服し、快適な農村生活を実現することを目的とし、必要に応じて総務省の施策と連携し、ケーブルテレビなどの高速、大容量の双方向通信が可能な情報基盤を整備する事業。

愛知県岡崎市、岐阜県国府町、坂内村、長野県川上村

(2)　情報拠点施設の概要

1)　豊橋サイエンスコア（豊橋市）

産学交流や研究開発を行う「サイエンスクリエイト21計画」の拠点施設として、平成４年にオープンした。この中に設置されているデジタル・ファクトリーは、地域内の既存産業の情報化の推進と情報産業の育成を目標として、情報化コンサルティング、デジタルコンテンツ作成支援、ホームページ作成支援などの事業を行っている。

2)　岡崎市情報ネットワークセンター（岡崎市）

行政情報を集め、住民が必要な情報をいつでも、どこでも、はやく取得するための拠点施設で平成８年に建設された。岡崎市では、情報ネットワークセンターを軸として、公共施設をCATV網で接続しネットワーク化を図るとともに「まち」や「くらし」の情報提供を充実するなど地域情報化を推進している。更に、「岡崎リサーチセンター」で始められたマルチメディアの教育分野への応用実験を引き継ぎ発展させることや、岡崎市、蒲郡市、幸田町、額田町の２市２町を一つの生活圏としてとらえた広域情報化などを進めている。

3)　ソフトピアジャパン（大垣市）

マルチメディア関連産業を次世代の基幹産業として位置づけ、新産業の育成や地域産業の高度化、更には県民生活と関わりの深い医療、福祉、教育

などの民生分野の情報化を目指すため、国際的なソフトウエアの研究開発の中核拠点として創設された。

マルチメディア等に関する先端的な研究開発の支援、映像ソフトなどの人材育成、ニュービジネスの創出、先端的なソフト情報の発信をコア機能として、産学官一体で国際ソフトピア・コンプレックスの形成を目指し、マルチメディアを活用した情報化の推進を行っている。

4)　ＶＲテクノセンター（各務原市）

バーチャル・リアリティー（VR）技術は、「モノづくりの革命」を起こす21世紀のキーテクノロジーとして、設計、建設、医療、福祉、教育、アミューズメントなど広範な分野でその応用が拡大すると期待されている。

こうしたことから、VR関連産業を集積し、研究開発、情報処理、商品開発などの関連業種の集積を強化し、高度な生産体制の確立、製品の高付加価値化を目指すための中核施設として創設された。研究開発機能、交流機能、情報提供機能などを有している。

5)　三重デジタル・ファクトリー（四日市市）

平成８年、三重ソフトウエアセンター内に「三重デジタル工房」として開設した。マルチメディア分野を目指す企業や、映像やグラフィックスを利用する企業などに対し、高性能のハイテク機器の利用並びに研修ができる「場」を提供するとともに、実践的なマルチメディア研修を行っている。

6)　静岡マルチメディア情報センター（浜松市）

平成７年、浜名湖国際頭脳センター内にオープンした。地場産業の情報化の支援、県民へのマルチメディア普及を目的として、人材普及やイベントなどを行っている。

7)　静岡マルチメディアソフトインキュベートセンター（静岡市）

新分野に挑戦する企業家、創業者を支援するための「しずおか夢起業支援事業」の一環として整備された施設で、ソフトウエア業、情報処理サービス業の創業者支援を行うため、マルチメディア関連機器、高速通信回線などの設備を安価な使用料で提供している。静岡県には、静岡市以外に浜松市、沼津市、富士市にもインキュベートセンターを整備している。

8)　長野市フルネットセンター（長野市）

ハイテク長野冬季オリンピックの実現、高度情報ネットワークの構築、地域生活向上・産業経済基盤の高度化などを目的として開設された。教育・福祉用の映像制作・編集、ソフト開発などを行うスタジオ、ビデオ・オン・デマンドシステム、インターネットなど、電話回線やCATVを利用してマルチメディア情報の提供を行っている。

9)　上田マルチメディア情報センター（上田市）

漫画を通してマルチメディアの世界を地域住民に紹介するとともに、地域の新映像産業の育成・振興を図ることを目的として、デジタルマンガのクリエイター育成、上田地域広域行政ネットワーク構築、デジタル・アーカイブ構築などの事業を行っている。

［２］中部で進められている新たな情報化施策

(1)　高度道路交通システム（ITS）（豊田市、岐阜県）

豊田市では、市内の渋滞緩和、都市内・都市間連携の円滑化、広域道路ネットワーク化を目的として、駐車場案内情報板、路側放送、道路交通情報通信システム（VICS）、ケーブルテレビ、インターネット、情報ステーション等の構築、電気自動車共同利用実験、パーク＆ライド実験などが進められている。

また岐阜県では、情報提供システム、産業廃棄物運搬車両の動態把握などの実験が進められている。

⑵　地理情報システム（GIS）（岐阜県、静岡県）

コンピュータ上で地理情報を処理する地理情報システム（GIS）は、行政の業務などに多く利用されているものの、利用者相互の情報共有や運用が出来ていないことから二重投資になるなどの課題を抱えている。このため、地理情報の高度利用や一層のコスト削減、運用の容易性などを目的として、統合型のGISモデル事業など標準に基づくGISの整備・普及が、岐阜県、岐阜市、大垣市、美濃加茂市、及び静岡県、掛川市、沼津市、浜北市等で進められている。

⑶　ギガビットネットワーク

「研究開発用ギガビットネットワーク（JGN）」は、高度情報通信社会を実現させるための基盤技術の研究開発を目的に全国規模で整備された次世代超高速情報通信網で、超高速ネットワーク技術や高度アプリケーション等の研究開発が広く進められることによって情報通信分野における新規ビジネスの創出が期待されている。

ネットワークは、全国10ヵ所に設置されたATM交換機と50ヵ所の接続装置によって構成されており、最大2.4ギガビットの伝送が可能となっている。

東海３県では、名古屋市にATM交換機が置かれ、接続装置は、名古屋大学、ソフトピアジャパン、三重県立看護大学、静岡県立大学、NTT熱田ビルの５ヵ所に設置されている。また、長野県では、長野市にＡＴＭ交換機が置かれ、接続装置は長野市フルネットセンター、松本ソフト開発センター、NTT石堂ビルの３ヵ所に置かれて、地域間相互接続実験や高精細画像伝送による遠隔授業支援システムなどの研究が進められている。

⑷　地上デジタル放送

実用規模の地上デジタル放送研究開発用共同利用施設が全国10ヵ所に整備され、全国番組中継ネットワークを構成するとともに、地域の研究開発拠点として開放されており、平成11年度からおおむね５年程度で各種の実験が進められることになっている。

当地域においては、名古屋市に研究開発支援センターが設置され、三国山送信所他４ヵ所の中継局、移動型中継車、２台の移動測定車などの施設によって、デジタル放送の伝送系技術の実験、番組運用技術の開発、移動体向けマルチメディアサービスの実験、CATVによる放送再送信の伝送実験などが進められている。

第２節　中部の高度情報化に向けての本会の取り組み

コンピューターの出現以来、あらゆる産業分野においてコンピューター・システムが取り入れられ、業務の効率化などの情報化が進められてきている。特に、1990年代に入ってからのパソコン能力は飛躍的な増大、インターネットの急速な拡大によって、今や携帯電話で音声、文章、写真、映像までも通信できるようになるなど、産業・経済の振興、都市機能の魅力向上などに情報通信産業の担う役割は大きくなっている。これにより、ビジネス・スタイルはもちろん、ライフ・スタイルもまた急激な変革を迎えている。

こうした情勢のなかで、本会では、中部がこれまで以上に先端的産業技術の中枢圏域としてアジア・太平洋地域など世界をリードする地域として発展していくためには、産業の高度情報化を推進し、国際競争力を高めて産業技術などの情報発信基地とすることが重要であるとの観点から、情報通信委員会において情報通信の高度化に関する調

査研究活動を積極的に行ってきた。

［1］中部の高度情報化への取り組み

(1)　『中部の高度情報化への提言ー21世紀に向けて』のとりまとめ

中部は、先端的産業技術の集積が高く、今後もモノづくりの世界的中枢としてリードしていくことが期待されている地域である。しかしながら、情報発信機能やネットワークづくり、ソフト開発の面においては立ち遅れていることから、高度情報化、国際化の進展に対応する国際情報・通信機能の整備、経済・生活・文化全般にわたる情報機能の強化を推進するための方策について調査・検討を行い、平成３年（1991)10月『中部の高度情報化への提言ー21世紀に向けて』をとりまとめた。

本報告書では、国際化を目指す機能強化、情報産業・技術の強化、広域行政化への対応という３つの観点から、①スポーツ・イベント・見本市などを開催するインテリジェント・ドーム構想、②コンピュータ・グラフィックスやバーチャル・リアリティーなどのソフト開発を進める高度ソフトウエア研究開発センター構想、③国際ビジネス情報センター構想など、６つの提言を行った。

これらの構想は、名古屋市のナゴヤドームの建設、ナディアパークの国際デザインセンター、岐阜県のソフトピアジャパン、VRテクノジャパンなどに生かされ、着実に成果を出している。

(2)　『21世紀の交通情報サービスのあり方についてートータル・トランスポーテーションセンター構想』の提言

中部では、中部国際空港、2005年日本国際博覧会、リニア中央新幹線、第二東名・名神高速道路などの大規模プロジェクトが進展している。これらの実現に伴い、地域社会・経済が一層活性化され、国内外を対象とした人流・物流が飛躍的に増加することが想定され、利用者に的確な情報を提供することが必要であるとの観点から平成５年７月『21世紀の交通情報サービスのあり方についてートータル・トランスポーテーションセンター構想』を提言した。

本報告書では、陸・海・空の異なる交通機関が総合的に共有できる情報ネットワークを構築し、適切な情報メディアをタイムリーに活用できる「オンライン・リアルタイムシステム」の開発・運用が必要であるとし、実現に向けては、日本の地理的中心である中部においてそのモデルとなる「トータル・トランスポーテーションセンター」を構築し、その後、関東、関西などそれぞれの地域において同様のセンターを設置、それらを全国的にネットワークすることで大規模な交通情報ネットワークとするよう提言した。

(3)　『高度情報時代における中部新国際空港ーマルチメディア・エアポート＆コミュニティーの形成をめざして』の提言

中部新国際空港の建設により、空港と隣接地域を核としてグローバルな活動を行う高次都市機能が集積し、高度情報時代における中部の国際交流拠点として、ヒト、モノ、情報が交流する高度な情報発信機能の形成が期待されている。このことから、中部新国際空港を地域に開かれたマルチメディア型空港とするための情報通信基盤整備や高度なマルチメディアサービスなどについて調査研究し、平成９年２月『高度情報時代における中部新国際空港ーマルチメディア・エアポート＆コミュニティーの形成をめざして』と題する報告書をとりまとめた。

本報告書では、ワイヤレスICカードや携帯情報端末などを用いた空港利用者への情報サービス、空港管理・運営を支援するトータル・エアポート・マネジメント・システム、物流やショッピング、コンベンションなどを支援する情報サービスなどの提供を提言するとともに、交通情報サービスや気象情報サービスの提供など臨空地域への

ネットワーク化による空港都市全体の高度情報化を提言した。

⑷　『知多半島地域の高度情報化構想ー中部新国際空港と共生する臨空都市圏の形成をめざして』の提言

常滑市を中心とする知多中央丘陵地域は、空港隣接の地の利を生かした国際交流・ビジネスの拠点として、臨空産業の誘致・育成、地場産業の移転集約による活性化などが期待されている。また、交流人口の急激な増大なども予想されることから、これまで立ち遅れていた情報化への取り組みを強化し、高度情報化時代にふさわしい情報通信基盤の整備や高度情報通信サービス提供基盤の構築が望まれる。

こうした観点から、中部新国際空港と共生する臨空都市圏の形成を目指した高度情報化のあり方などについて調査研究を行い、平成10年９月『知多半島地域の高度情報化構想－中部新国際空港と共生する臨空都市圏の形成をめざして』の報告書をとりまとめた。

ここでは、福祉・医療、教育、行政などの情報化の推進や高度な交通情報などを提供する知多マルチメディアサービスセンター構想、知多半島地域全域の情報化を推進する知多半島地域広域ネットワーク構築事業構想などを提言した。

本構想は、東海電気通信監理局が主催し、産・学・官で構成する「中部国際空港臨空地域高度情報化懇談会」に継承され、平成12年２月に発表された「中部国際空港臨空地域高度情報化ビジョン」の中に取り入れられた。

⑸　外国語FM放送局開局に関する要望

グローバル化が急速に進展するなかで、産業界のみならず市民レベルにおいても国際交流が活発化しており、愛知・岐阜・三重・静岡の４県に在住する外国人も増加し、総人口に占める比率は1.3%にものぼっている。

その一方、在住外国人にとっては、日常生活に必要な情報、地域行政情報や災害時の緊急情報などの外国語による提供が少なく、不安定な生活が強いられている。

このような状況にあって、2005年日本国際博覧会の開催、中部国際空港の開港は、国際交流を一層活発化することになり、外国語の放送による適切な情報を提供することが、相互のコミュニケーションを深め、外国文化に親しむ機会を増やすなど、地域のグローバル化に必要である。

こうした観点から、平成９年８月当地域における「外国語のＦＭ放送局」の早期開局を東海電気通信監理局長に要望した。

その後、所定の手続きを経て、放送主体となる「愛知国際放送㈱」が平成11年８月に設立され、平成12年４月に開局した。

⑹　『21世紀・中部の高度情報化に向けてーIT革命への対応』の提言

インターネットの急速な普及に伴い、「IT革命」と呼ばれる情報化が進展している。中部の行政、企業がこれに適切に対応し、情報技術を最大限に活用し、21世紀に向けての新しい成長基盤を構築し、魅力ある都市の形成、国際競争力ある産業への変革、新たな産業の醸成を進めることが必要である。

このためには、行政、産業、教育、市民生活全般にわたりITを活用した地域の情報化推進施策、産業の振興・発展施策を確立することが必要であるとの観点から、平成12年10月『21世紀・中部の高度情報化に向けてーIT革命への対応』をとりまとめた。

本報告書では、電子政府実現に向けての行政情報化施策、高度情報化による産業構造の変革と次世代産業の創出施策、情報通信社会を担う人材育成施策という３つの視点から検討し、①ITS、GIS産業の育成、②循環社会実現のための研究開発施設の設置、③マルチメディア産業育成のため

の都市型共同利用施設の構築、④地元大学でのIT分野の大学院設置、マルチメディア関連学科の設置、など３分野13項目の提言を行っている。

［２］今後の電気通信産業のあり方に関する意見を提出

日本電信電話株式会社法（NTT法）は、電気通信事業法とともに、わが国の電気通信事業の骨格を決める法律である。従って、その見直しは、産業活動のみならず国民生活にも多大な影響を及ぼすとの認識のもとに、平成元年11月『日本電信電話株式会社法等見直しに対する意見書』を提出した（前出第Ⅰ編第４章第２節［７］「高度情報化推進への取り組み」参照）。

その後、NTT法の見直し等に応じて情報通信委員会において鋭意検討のうえ意見書をとりまとめ、関係要路に建議した。

(1)　『今後の電気通信産業のあり方に関する意見』を建議

政府は、平成７年度に日本電信電話㈱（NTT）のあり方を審議する予定であったことから、この結果次第では、当地域の情報通信産業の発展に大きな影響を及ぼすと考えられた。

この結果、電気通信産業の発展のためには、政府の規制緩和とネットワークのオープン化が必要であり、NTTの経営形態については、本社の権限を地域支社等に大幅に移管・委譲することが地域活性化に必要であるとする『今後の電気通信産業のあり方に関する意見』を平成７年12月とりまとめ、郵政省はじめ関係当局に建議した。

(2)　『NTT長距離会社の中部地域への誘致』について要望

平成９年６月、NTT法の一部が改正され、持株会社のもとに東・西の地域会社と長距離会社に再編成されることになった。

このような情勢を踏まえて、日本国有鉄道の分割民営化が地域の活性化に多大なインパクトを与えたこと、東京の一極集中の是正、国土の均衡ある発展などに鑑み、NTTの東・西地域会社や長距離会社の本社所在地は、地方中枢都市におかれることが望ましい。特に、中部地域は日本列島の中央に位置し、国土づくりのうえで要となる地域であり、高い産業技術集積を有しているなどの特徴から、NTT長距離会社の本社機能は中部地域に設置することが望ましいとする内容の『NTT長距離会社の中部地域への誘致に関する要望』を平成９年７月とりまとめ、NTTや郵政省に建議した。

第14章

中部の水資源問題への取り組み

第１節　中部における水問題の現状と課題

［１］中部の水資源

(1)　降水量

平成７年（1995）における中部５県の年平均降水量は、2,084㎜、人口１人当たりの水資源賦存量（＊）は3,997㎥で、いずれも全国平均の1,714㎜、3,359㎥を上回っている。

一方、近年の降雨状況をみると、少雨化傾向にあり、また記録的多雨であった平成５年と、一転して厳しい渇水に見舞われた平成６年に象徴されるように、近年の年間総降水量のバラツキは大きくなっている。しかも近年異常天候が続いているためか、年平均降水量も下降気味である。

更に、当地域は水に恵まれた地域であるといわれているが、一方では東三河地域がたびたび渇水に見舞われるなど水資源の地域偏在が問題となっている。

（＊）水資源賦存量＝（降水量－蒸発散分）×面積

(2)　水利用状況

平成10年におけるわが国の水使用実績は888.6億㎥（取水量ベース、以下同じ）で、そのうち、当地域は108.9億㎥（全国比12.3％）を使用している。また、当地域の全使用量の約半分の56.5億㎥は農業用水として、残りは我々の毎日の暮らしや都市活動を支える生活用水として23.1億㎥、産業活動を支える工業用水として29.3億㎥が使われている。

平成11年６月に発表された国土庁の「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」によると、生活用水は増加、工業用水（淡水使用量）はゆるやかに増加、農業用水はほぼ横ばいで推移することが予測されている。

(3)　平成６年の大渇水

近年の大規模な渇水は、昭和61年、平成６年の渇水である。とりわけ平成６年の渇水は、６月、７月、８月の降水量が、岩屋ダム地点において500㎜（平年値1,066㎜の47％）、牧尾ダム地点では292㎜（平年値826㎜の35％）と、平年に比べて極端に少ない典型的な夏季渇水であった。

このため、木曽川水系の水源である牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダムがすべて枯渇し、最大の取水制限率がこれら３ダムでは過去最高の農業用水

平成６年大渇水取水制限状況

水系名	地区名	水源施設	最大取水制限率(%)			期　間	延べ日数
			上水	工水	農水		
大井川水系	大井川用水		20	38	50	７月12日～９月30日	80
天竜川水系	河南用水	美和ダム	－	－	30	７月14日～８月４日 ８月17日～９月８日	45
	天竜川下流用水		10	30	30	６月16日～６月19日 ７月15日～９月18日	70
豊川水系	豊川用水	宇連ダム	35	60	60	６月16日～10月24日	131
矢作川水系	矢作川給水用水	矢作ダム	33	65	65	５月30日～９月19日	113
木曽川水系	愛知用水	牧尾ダム	35	65	65	６月１日～11月13日	166
	東濃用水	阿木川ダム	35	65		７月11日～11月13日	126
	木曽川用水	岩屋ダム	35	65	65	６月９日～11月13日	158
	西濃用水	横山ダム			70	７月18日～９月18日	63
雲出川水系	中勢水道	君ヶ野ダム	15	30	30	７月23日～７月25日 ８月12日～８月14日	6
櫛田川水系	南勢水道	蓮ダム	10	20	20	７月23日～７月26日	4

65％、水道用水35％、工業用水65％となり、愛知県内の11市10町において初めての時間給水という深刻な事態となった。

この結果、木曽川水系に依存する地域の約590万人が節水を強いられ、また、この地域の工場では、一部操業の休止、アラスカや香港等から工業用水の輸入を行うなど、約300の事業所から約300億円の被害があったと報告されている。更に、農作物の成育不良が発生するなど市民生活、経済活動に与えた影響は計り知れない状況であった。

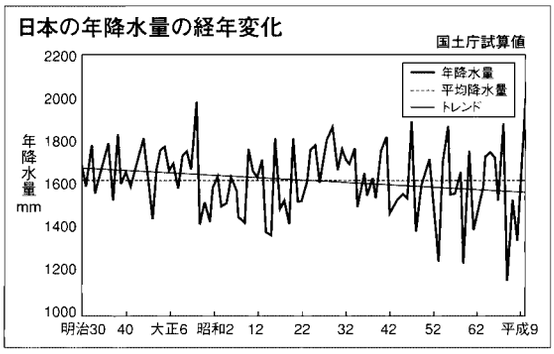

(4) 利水安全度

わが国では、水資源確保の基本として、10年に１回程度発生する規模の渇水時でも安定的に取水できることを計画の目標として、将来の水需要の増加に対してダム等の整備を行っている。

しかし、近年、気候変動などの影響により、ダム等の水資源開発施設を計画した時期に比べて降水量のバラつきが激しく、極端に少雨となる年の発生が頻発しており、全体として少雨傾向がみられる。

また、下水道の普及等生活環境整備の推進や核家族化など生活様式の変化に伴い、１人当たりの使用水量が増大し、水需要は依然として増加傾向にある。更に、ダム等の水資源開発施設の整備の遅れから、一部の地域では水源のない不安定な暫定水利に多くを依存している状態になっている。

こうしたことから、主要河川の各地域では渇水の発生頻度が増大しており、利水の安全性、確実

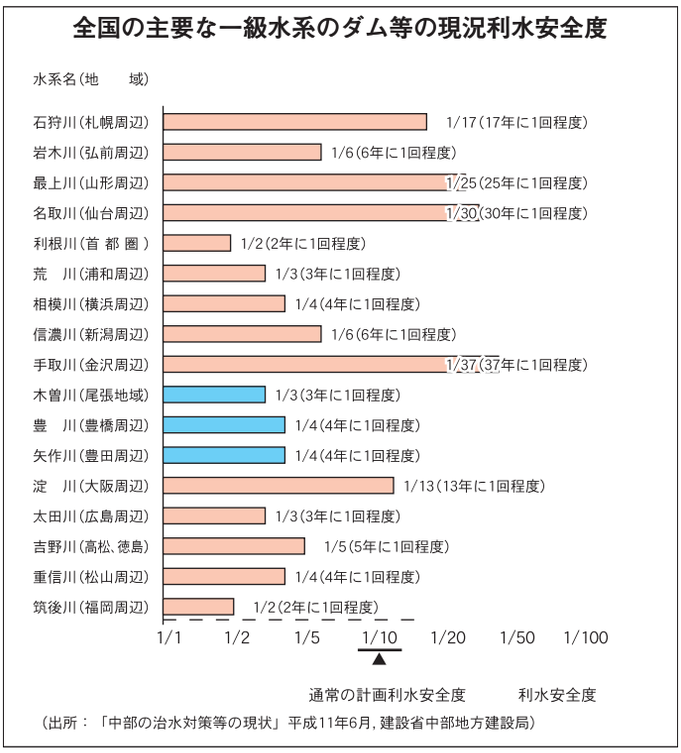

（出所：「中部の治水対策等の現状」平成11年6月，建設省中部地方建設局）

性が低下してきている。渇水にいかに耐えられるかという利水安全度(＊)が、木曽川で1/3（３年に１回渇水がおきる)、豊川、矢作川とも1/4まで低下しており、水需要に対し必要な基礎供給力を確保することが喫緊(きっきん)の課題である。

(＊)利水安全度：利水の安全性を示す。通常１／年の単位で示し、例えば10年に１回程度の渇水に対し需給がバランスしている時、「利水安全度は1/10である」という。

［２］中部の治水の現状と課題

(1)　ゼロメートル地帯

東海３県は、濃尾平野の中心にゼロメートル地帯が広がり、その面積は約400㎢に達しており、関東平野等と比較してもゼロメートル地帯は最大規模となっている。

地盤沈下は、昭和47年から49年にかけて最も著しく、昭和36年以降35年間の累積沈下量は、三重県長島町において約1.6ｍに達している。最近は地下水の汲み上げ規制で沈下は止まっているものの、いったん堤防が決壊するとその被害は大きくなるという問題点を抱えており、治水対策には万全を期す必要がある。

(2)　都市型洪水

現代の都市では、地表の大部分が屋根や舗装道路など平らな不浸透面で覆われているため、都市に降る雨の大部分は貯留されずに流出する。また、排水路が整備されているので雨水が河川に流出するまでの時間が短く、大量の雨水が短時間に集中して流れることになる。このような洪水を都市型洪水と呼ぶ。

平成３年９月には、春日井市の内津川が破堤し、沿川を中心に約2,000世帯に及ぶ被害が発生、JR中央線が春日井駅冠水等により長時間運休して、春日井市に災害救助法が適用されるほどであった。

(3)　平成12年の東海豪雨

平成12年９月には、当地域を、11日未明から12日までの総雨量が、年間総雨量1,535㎜の1/3に及ぶ567㎜にもなった記録的な豪雨が襲った。

この豪雨により、名古屋市北部を庄内川に沿って流れる一級河川新川においては、新川流域の洪水流出と、洗堰を越境して庄内川から流入した洪水によって計画水位を超える危険な状態が長時間継続し、河口から16㎞上流地点の名古屋市西区内で、左岸堤防が100ｍにわたり破堤した。また、他の区域でも、ポンプの排水能力を上回る洪水の流出と、新川本川の破堤を防ぐために一部ポンプの運転調整を行ったことから、内水氾濫が発生した。

これにより、氾濫面積19㎢、約２万9,000人の被災者、住家の浸水約18,100戸、このうち床上浸水は約11,900戸、事業所の浸水被害を加えると約6,700億円に及ぶ甚大な被害となった。

これに対し、国土交通省中部地方整備局と愛知県により、河川激甚災害対策特別緊急事業として総額870億円をかけ、庄内川、新川、天白川等の整備を含めた緊急的な治水対策が行われることとなった。

(4)　治水安全度

中部は、江戸時代の宝暦治水、明治時代の木曽三川完全分流、現在の長良川河口堰にいたるまでさまざまな治水事業が実施され、水害による浸水面積等は減少しており、かなり治水の安全性が高まりつつある。

治水の安全性を示す治水安全度をみると、揖斐川は、昭和34年当時では1/5（５年に１回の規模の洪水に耐えうる）であったが、現在は概ね1/15（15年に１回の規模の洪水に耐えうる）程度まで整備されてきている。

しかし、今、伊勢湾台風と同規模の降雨があると、中・下流部では計画高水位以上の出水が見込まれ、堤防が決壊しても不思議ではない状況とな

り、揖斐川の治水安全度向上のためにも徳山ダム建設は不可欠となっている。

次に、長良川をみると、平成11年９月の台風16号、18号による集中豪雨で、上流域の岐阜県白鳥町付近で８ヵ所が破堤・決壊し、大きな被害を受けた。幸い中流・下流は、長良川河口堰建設に伴う河床のマウンド浚渫のおかげで、水位が下がっていたため大きな被害を受けずに済んだ。

更に、名古屋市北西部を貫流する中部の代表的な都市河川である庄内川をみると、現在、流域内では15市14町におよそ250万人が生活しており、流域内資産や人口密度は全国でもトップクラスである。

これに対して、庄内川の堤防整備はわずか24％であり、東京の多摩川（68％）、大阪の淀川（68％）、また都市河川の全国平均（52％）と比べても大きく遅れており、10年に１回程度発生する洪水に対してすら危険な状態である。

建設省中部地方建設局が実施した洪水シミュレーションによれば、１日に250㎜の大雨が降った場合、名古屋市内数ヵ所で堤防が決壊、12時間で中心部の約２分の１が水没することになる。

その場合、総面積が16万9,000㎡と全国一を誇る名古屋市の地下街や地下鉄ネットワーク等が大きな被害を受けることになり、その被害総額は平成11年に、地下街に洪水が溢れた北九州市の大雨による被害をはるかに上回ることになろう。こうした事態を未然に防ぐため、庄内川の築堤の整備等、治水対策を早急に実施するとともに、小里川ダム（所在地：岐阜県瑞浪市～同県恵那郡山岡町）の早期建設による洪水調整が期待されている。

［３］潤いのある水辺空間の創出

河川法の目的は、明治29年に制定以来、治水、利水にあったが、平成９年６月の改正で、新たに

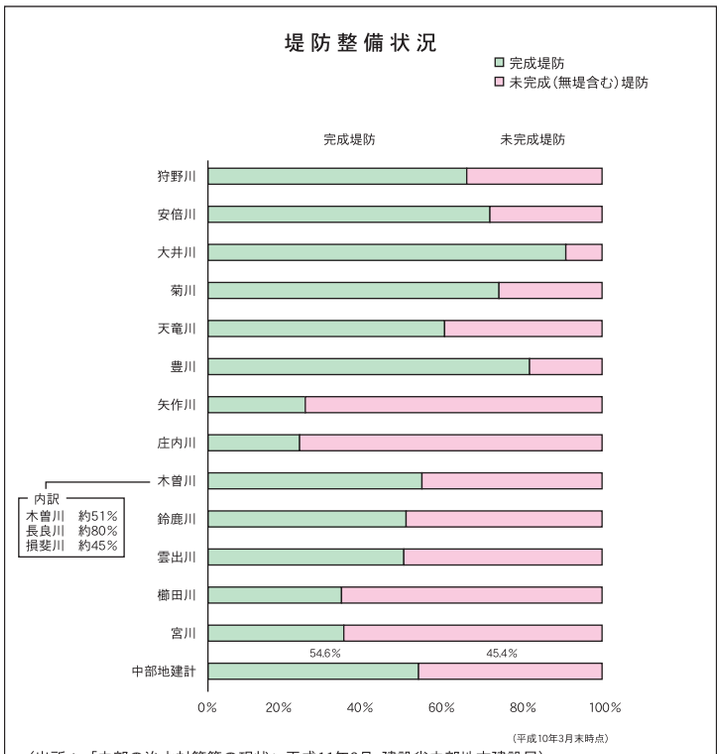

（出所：「中部の治水対策等の現状」平成11年6月，建設省中部地方建設局）

「河川環境の整備と保全」が加わり、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入に踏み切った。この改正後、治水、利水と並んで、「親しみのある川づくり」「潤いのある空間づくり」が河川整備の目的となった。

これに対して、中部の河川整備状況をみると、名古屋は“白い街”といわれるほどのコンクリートジャングルで、真夏は非常に暑く感じられる。これは気温を下げる効果のあるせせらぎが街の中心部になく、感覚的にも“涼しい”と感じることができないからである。実際、水辺空間の割合はわずか1.7%しかなく、広島（16.2%）、富山（15.5%）、盛岡(13.6%）などと比べると極端に低い。また、水辺までの到達距離は714mで、全国の主要都市のうち、水辺までの距離が250mを超えるのは名古屋以外の都市では皆無である。

このように名古屋は、水辺空間に乏しく、また水辺から隔たった街であり、魅力的な街づくりのためにも水辺空間の拡大が喫緊（きっきん）の課題である。

第２節　中部の水資源問題に対する提言・要望活動

［１］『水資源の現状と今後の対応について』のとりまとめと異常渇水への緊急対策の呼びかけ

本会資源委員会では、平成６年（1994）７月『水資源の現状と今後の対応について』と題するレポートをまとめ、建設省をはじめ関係官庁等へ提言した。このレポートの作成に当たっていた平成５年、６年当時は、確実に不足すると予想され、また実際に６年は当地域においても大渇水が生じた年であった。このため、節水の必要性に加えて、新たな水資源開発計画の早期策定とダム再開発事業の推進、限られた資源を有効に活用するためのハード・ソフト両面での広域的な水需給体制の構築、細分化されすぎた水行政における一元管理の必要性、良好な水質の保全、人と自然にやさしい水辺空間の創出など、具体的な提言を行った。

これとともに、平成６年８月には、松永亀三郎会長名で、全会員企業トップに書簡を送り、異常渇水の状況説明並びに緊急事態への理解と節水協力・社内対応を呼びかけた。

［２］中部における渇水対策についての緊急要望

平成６年の大渇水以後も当地域の渇水状況は好転せず、平成７年８月から節水規制が続き、生産活動のみならず地域経済、市民生活へ甚大なる影響が生じることが危惧された。

このため、平成８年１月、愛知県知事、建設省中部地方建設局長、中部通商産業局長の３者に、①味噌川ダムの試験たん水の緊急利用、②安定した水供給を図るための恒久的な水資源開発の促進の２点を緊急要望した。

［３］『中部を変えるウォーターマジックレポート』のとりまとめ

本会資源委員会では、平成９年10月『中部を変えるウォーターマジックレポート－水資源ネットワーク化と親水空間の演出』をとりまとめた。

当レポートでは、中部地域が抱える水資源の現状と課題を分析するとともに、「治水」「利水」に加え、同年６月の河川法改正で新たに加えられた河川環境づくり、「親水」空間の創出に焦点をあて、

堀川の浄化・再生によるうるおいのある名古屋の街づくりを提言した。

また、将来の水需要と水資源の地域偏在性を解消するため、恒久的な水資源確保の必要性や水資源ネットワーク化により、県境を越え有効に水資源を活用する広域的水路構想等について提言した。

［4］『ウォーターマジック懇談会』の設立

前述した本会作成の『中部を変えるウォーターマジックレポート』の提言を機に、親水空間の少ない名古屋に“やすらぎと潤いのある”水辺空間を創出することを目的に、平成９年８月、本会は、建設省中部地方建設局（現、国土交通省中部地方整備局）、運輸省第五港湾建設局（現、国土交通省中部地方整備局）、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合とともに「ウォーターマジック懇談会」を発足させた。

当懇談会においては、官民一体となって、名古屋市内を流れる堀川を名古屋の顔として復活させかつてのにぎわいを取り戻すための施策として「水」の力を利用した「ウォーターマジック」を提案している。こうした活動により、平成11年９月には、庄内川から堀川への試験通水が実施される等、堀川浄化への気運の高まりをみせている。

［5］『中部の水の総合利用について』のとりまとめ

中部の水資源問題に関する上記２つのレポートを踏まえ、渇水対策、広域導水等で問題となる水利権問題を取り上げ、新たな視点による水利用のルールづくりの必要性を提言した『中部の水の総合利用について』と題するレポートを平成11年12月にとりまとめた。

本レポートでは、中部が安全で安心できる生活を享受し、今後も発展していくためには水資源の総合利用が不可欠であるとの観点から、治山・治水の必要性や徳山ダム等の恒久的水資源の確保、また潤いのある水辺空間創出による魅力ある地域づくりの推進とともに、水利権の適正な再配分と水利秩序の再構築について提言した。

第３節　「中部の発展と水に関する懇話会」の設立と啓発活動の展開

［1］設立の経緯

中部で計画されている中部国際空港をはじめ、2005年日本国際博覧会等の大規模プロジェクトの進展に伴い、将来、水需要の増加が予想され、これに適切に対処できるかどうかが中部の発展を左右するといっても過言ではない。

このような観点から、本会では、今後の水需要の増加に対応するため、水利用、水資源開発など「水」について自由な討議と提言を行い、当地域の将来の発展に貢献していくため、平成３年（1991）３月「中部の発展と水に関する懇話会」を設立した。

設立趣意書

古来から、人々の暮らしと文化は、川や水に育まれて発展してきた。中部圏は、母なる川、木曽三川や豊川、天竜川、大井川等の水量豊富な川が流れ、上・工・農水や水力エネルギーに恵まれると共に、これらの諸河川で形成された沃野では、豊かな農業生産が営まれ、民族・文化が育ち、観光やレクリエーションにも利用されてきた。

この地には、こうした自然的環境を生かした陶磁器、繊維等の産業が芽生え、地域の発展に寄与

し、高度成長時代には、臨海部重化学工業が、現在は輸送用機械を中心とする内陸部機械工業が、当地域の発展を支えてきた。この間、交通体系の整備や産業の集積は高まったものの、未だ課題は多い。

第四次全国総合開発計画では、中部圏は、先導的産業分野に関する世界的水準の研究開発機能の集積、情報機能の拡充、国際交流機能等の充実をはかり、産業技術の中枢圏域を形成するよう方向が示された。

現在当地域では、東濃西部、名古屋東部丘陵、鈴鹿山麓の研究学園都市の構想をはじめ、中部新国際空港、リニア中央新幹線、第二東名・名神高速道路、東海北陸自動車道、三遠南信自動車道等の高規格幹線道路が計画、推進され、長野冬季オリンピックや21世紀万国博覧会等の大型プロジェクトが検討されている。

まさに「21世紀は中部の時代」に向けて各種のプロジェクトが動き出し、この地域に住む私達に夢と希望を与え、明るい展望が開けはじめている。

これらプロジェクトの進展に伴い、地域の活力が向上し、将来の水需要が増加することが予想され、この水需要増に適切に対応できるかどうかが、中部の今後の発展を左右すると言っても過言ではない。

このような時こそ、今まで当地域の発展を支えてきた限りある資源「水」に注目し、当地域の将来につなげていくため、水利用、水資源開発、治水等について改めて考えてみることが必要である。

こういった観点から、経済人が自由な討議と提言を行い、地域社会への啓発と当地域の発展に寄与していくため「中部の発展と水に関する懇話会」を設立するものである。

平成３年３月１日

中部の発展と水に関する懇話会

［２］啓発活動等の展開

上記の趣意に基づき、下記の活動を積極的に行っている。

⑴　講演会、シンポジウム等の開催

水をめぐるさまざまな問題について、一般市民等に広く啓発することを目的に、各界有識者による講演会、シンポジウムを毎年、春と秋の年２回程度実施している。

⑵　見学会の開催

中部地域の水資源関係の施設や関連する地域産業の現状などについて調査・研究し、「水」に関する意識向上を高めるため、会員有志による見学会を実施している。

第１回（平成３年６月11日）
行　先　木曽川用水総合管理所、木曽三川公園、長良川河口堰建設所　他

第２回（平成４年７月21日）
行　先　阿木川ダム、小里川ダム　他

第３回（平成５年９月22日）
行　先　長良川河口堰建設現場とその上流域

第４回（平成６年10月12日）
行　先　中部電力㈱奥美濃水力建設所

第５回（平成８年３月27日）
行　先　長良川河口堰、アクアプラザながら

第６回（平成８年10月30日）
行　先　味噌川ダム、釜口水門

第７回（平成10年３月26日）
行　先　長島川ダム

第８回（平成10年11月27日）
行　先　自然共生研究センター、ツインアーチ138

第９回（平成12年３月29日）
行　先　小里川ダム、阿木川ダム

(3)　研究会の開催

本懇話会に所属する会員により、中部の経済発展に向けた水利用のあり方等の分析・検討を目的に、年１・２回、外部の講師を招聘し研究会を開催している。

(4)　新聞意見広告の掲出等普及啓蒙活動

水に関する諸問題について、広く地域住民に知ってもらいたいことを意見広告として年１～３回、新聞や雑誌に掲載している。

また、講演録、シンポジウム抄録やパンフレット、ＰＲグッズ（団扇）を制作し、関係方面に幅広く配布・ＰＲを行っている。

平成12年８月１日　全国紙６紙に掲載

「中部の発展と水に関する懇話会」講演会・シンポジウム等開催状況

回数	種別	日	場所	講演			パネルディスカッション		
				講師		演題	テーマ	パネラー	
第１回	講演会	平成３年３月１日	名古屋栄ビル12F	関東学院大学工学部教授	宮村　忠氏	わが国、水問題に関する最近の動向			
第２回	講演会	平成３年10月14日	名古屋栄ビル12F	実践女子大学助教授	佐藤　綾子氏	地域パフォーマンスの時代			
				国土庁長官官房水資源部長	山内　彪氏	水需要の動向と水資源開発をとりまく諸問題			
第３回	講演会	平成４年４月９日	名古屋栄ビル12F	国際防災の十年科学技術委員会委員	木下　武雄氏	地域環境の変化と水資源の関わり			
第４回	講演会	平成４年９月９日	名古屋国際センターホール	キャスター	草柳　文恵氏	出会いに育まれて			
				中部大学教授	樋口　敬二氏	水の惑星―グローバルからローカルへ			
第５回	講演会	平成５年４月７日	名古屋栄ビル12F	建設省中部地方建設局長	山口　一弘氏	長良川河口堰について			
第６回	講演会	平成５年９月16日	今池ガスホール	女優	大山のぶ代氏	たかが水・されど水			
				経済評論家	谷村喜代司氏	中部における水問題への対応			
第７回	講演会	平成６年４月６日	名古屋栄ビル12F	建設省中部地方建設局長	松田　芳夫氏	中部における水行政について			
第８回	講演会	平成６年９月22日	今池ガスホール	テレビキャスター	見城美枝子氏	命の源・・・水			
第９回	講演会	平成７年４月13日	名古屋栄ビル12F	名古屋工業大学長	吉田　彌智氏	中部の水資源について			
第10回	講演会	平成７年９月21日	丸栄カーネーションホール	帝京大学・帝京女子短大教授	高崎　哲郎氏	技師・青山　士と土木技術の世界			
第11回	講演会	平成８年８月23日	名古屋栄ビル12F	建設省河川局開発課長	竹村公太郎氏	最近の水問題について			
第12回	設立５周年シンポジウム	平成８年11月28日	ウエスティンナゴヤキャッスル	熊本大学長	江口　吾郎氏	水とヒトのいきざま	中部の発展と水を考える	熊本大学長	江口　吾郎氏
								建設省河川局開発課建設専門官	宮本　博司氏
								岐阜県海津町長	平野　義明氏
								エッセイスト	見城美枝子氏
								作家	三宅　雅子氏
第13回	講演会	平成９年４月24日	名古屋栄ビル12F	元岐阜大学長	館　正知氏	中部の水資源確保について			
第14回	講演会	平成９年10月７日	名古屋東急ホテル	科学評論家	村野　賢哉氏	水惑星（地球からのメッセージ）			
				早稲田大学教授	吉村　作治氏	エジプト文明から見た地球環境			
第15回	講演会	平成10年７月28日	名古屋栄ビル12F	㈶リバーフロント整備センター理事長	松田　芳夫氏	日本の水と河川について―その歴史と21世紀へ向けて―			
第16回	講演会	平成10年９月30日	名古屋東急ホテル	㈳淡水生物研究所所長	森下　郁子氏	世界をとりまく水の事情			
				ジャーナリスト	江森　陽弘氏	『取材メモ』からひろった水と人間の話			
第17回	よみがえれ堀川シンポジウム	平成11年５月19日	テレピアホール	建設省中部地方建設局河川部長	門松　武氏	21世紀の堀川	よみがえれ堀川―名古屋の街に潤いを	東海テレビ放送報道局部長	内田　優氏
								名古屋市堀川総合整備室長	徳永　東三氏
								紫川を愛する会会長	湯佐　一郎氏
								黒川ドリーム会事務局長	堀部　正臣氏
								ライオンズクラブ地区ガバナー	林　孝氏
								㈳中部経済連合会常務理事	阿部　昌弘
第18回	講演会	平成11年７月28日	名古屋栄ビル12F	楽水舎舎主	尾田　栄章氏	セーヌにたゆとうパリ、川が造りし瑞穂の国			
第19回	ウォーターマジック・シンポジウム	平成11年10月１日	名古屋観光ホテル	歴史家／元神奈川大学教授	網野　善彦氏	歴史から見直す尾張・美濃の水と文化	水の環境から透視する21世紀・中部の都市デザイン	慶應義塾大学大学院教授	三宅　理一氏
								建設省中部地方建設局河川部長	門松　武氏
								名古屋工業大学工学部教授	長尾　正志氏
								建築家	石井　和紘氏
								建築家	松井　正澄氏
第20回	講演会	平成12年５月24日	名古屋栄ビル12F	国土庁長官官房水資源部水資源計画課長	浜口　達男氏	新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）等について			
第21回	講演会	平成12年９月27日	名古屋東急ホテル	東京大学生産技術研究所顧問研究員	上林　好之氏	木曽川の治水と利水について　～科学的視点からの計画～			
				俳優	柳生　博　氏	森と暮らす　森に学ぶ　～森は自然のダム～			

第15章

地球環境問題・資源エネルギー問題への取り組み

第１節　地球環境問題に関する国内外での動き

［１］国際動向

1972年のローマクラブによる「成長の限界」の発表、同年のストックホルムにおける国連人間環境会議での「人間環境宣言」の採択を契機に、地球環境に対する人々の関心が世界中で高まり、以来、オゾン層破壊防止や地球温暖化の防止等さまざまな地球環境問題が国際レベルで議論されることとなった。

1980年代に入ると、オゾン層の破壊が報告され、「ウイーン条約」（1985年）や「モントリオール議定書」（1987年）により、フロンガスなどのオゾン層破壊物質の段階的廃止が各国間で同意され、フロンガスなどの使用が段階的に制限されることとなった。

1990年代には、「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）による地球温暖化に関する第１次評価結果の報告（1991年）や「環境と開発に関する国際会議」（UNCED．1992年）がブラジル・リオデジャネイロで開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」が採択されるとともに、地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出抑制を行うための「気候変動枠組条約」の署名が行われた。この条約は1994年３月に発効したが、温室効果ガスの具体的な削減目標が示されていないことや2000年以降の取り組みが定められていないことなど不十分な点があったため、この条約を採択した各国は、1995年４月ベルリンで開催された気候変動枠組条約第１回締約国会議（COP１）以降、国際的な合意に向けた取り組みを実施することとなった。1997年12月には、第３回締約国会議（COP３）が京都で開催され、二酸化炭素をはじめとする６種類の温室効果ガスについて、先進国全体が2008年から2012年までに、1990年のレベルに対して平均5.2％の温室効果ガスを削減する、という具体的な目標を盛り込んだ「京都議定書」を採択した。

その後、2000年11月にオランダのハーグで開催されたCOP６まで毎年、議定書のルールを取り決めるための締約国会議が継続して開催されてきたが、依然合意には至っていない。

［２］国内動向

わが国では1971年（昭和46年）に環境庁が発足し、翌1972年に最初の「環境白書」が発表され、従来の公害問題に加え、新たに地球環境問題が議論されることとなる。

1988年には前述の「ウイーン条約」や「モントリオール議定書」を受け、「特定物質の規制等に

環境年表

年代	国際動向		国内動向	
1970	72	ローマクラブ「成長の限界」発表	71	環境庁発足
	72	「国連人間環境会議」開催 「人間環境宣言」採択	71	「廃棄物処理及び清掃に関する法律」施行
	75	「ロンドン条約」(廃棄物による海洋汚染防止)発効	72	「環境白書」発表
	75	「ワシントン条約」(野生動植物の国際取引規制)発効		
	75	「ラムサール条約」(水鳥生息に関する湿地保全)発効		
	75	「世界遺産条約」(世界文化遺産、自然遺産保護)発効		
1980	85	「ウイーン条約」(オゾン層保護)採択	84	「環境影響評価実施要項」閣議決定
	87	「モントリオール議定書」(オゾン層保護)採択	88	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定
	88	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第1回会合開催		
	89	「ヘルシンキ宣言」(特定フロンの全廃)採択		
1990	90.8	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第1次評価報告書発表	90.6	「地球再生計画」(通産省)発表
	92.6	「環境と開発に関する国際会議」(UNCED)開催(リオデジャネイロ) 「環境と開発に関するリオ宣言」採択 「アジェンダ21」採択 「気候変動枠組条約」署名 「生物多様性条約」署名	90.10	「地球温暖化防止行動計画」(地球環境保全関係閣僚会議)決定
			90.12	「産業構造審議会ガイドライン」策定
			91.4	「地球環境憲章」(経団連)発表
			91	「廃棄物処理及び清掃に関する法律」改正
			91.10	「再生資源の利用の促進に関する法律」施行
			92.6	「中部の環境保全対策技術のデータベース化－環境保全技術向上と技術移転の促進に向けて－」(中経連)発表
	95.3	気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)開催(ベルリン)		
	95.12	IPCC第2次評価報告書発表	93.4	「資源リサイクルの実態と課題について」(中経連)発表
	96.7	気候変動枠組条約第2回締約国会議(COP2)開催(ジュネーブ)	93.6	「省エネ・リサイクル支援法」施行
	96.9,10	ISO1400sおよびJIS Q14000s発効	93.11	「環境基本法」施行
	97.12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催(京都)京都議定書採択	94.12	「環境基本計画」閣議決定
			95.4	「2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築」(中経連)発表
	98.11	気候変動枠組条約第4回締約国会議(COP4)開催(ブエノスアイレス)ブエノスアイレス行動計画採択	96.7	「環境アピール」(経団連)発表
	99.11	気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5)開催(ボン)	97.4	「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進に関する法律」(容器包装リサイクル法)施行
			97.5	「使用済み自動車リサイクルイニシアチブ」策定
			97.6	「廃棄物処理及び清掃に関する法律」改正
			97.6	「環境自主行動計画」(経団連)発表
			97.12	地球温暖化対策推進本部設置
			98.5	「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)成立
			98.7	「資源・エネルギー循環型社会を目指して」(中経連)発表
			99.4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
			99.4	「エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正」(改正省エネ法)施行
			99.7	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)成立

2000	00.11	気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)開催(ハーグ)	00.1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
			00.3	「環境保全と経済の両立した社会形成を目指して－環境行動指針」(中経連)発表
			00.4	「容器包装リサイクル法」完全施行
			00.5	「環境会計ガイドライン」(環境庁)公表
			00.5	「循環型社会形成推進基本法」成立
			00.5	「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)成立
			00.6	「改正廃棄物処理法」成立
			00.6	「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)改正(改名を含む)
			01.3	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)成立
			01.3	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令」告示
			01.3	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)成立
			01.4	「家電リサイクル法」施行
			01.4	「PRTR法」施行
			01.4	「資源有効利用促進法」施行
			01.4	「グリーン購入法」施行

よるオゾン層の保護に関する法律」が制定され、フロン等のオゾン層破壊物質の使用が法律で規制された。また、1990年には「地球温暖化防止行動計画」や「産業構造審議会ガイドライン」が策定された。

更に、1991年には「再生資源の利用の促進に関する法律」（通称、リサイクル法）が施行され、この後、「環境基本法」（1993年）や「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進に関する法律」（通称、容器包装リサイクル法．1997年）等の循環型社会の形成に向けた多くの法律が整備された。

産業界では、㈳経済団体連合会が、企業が事業活動を行う際に配慮すべき事項をとりまとめた「地球環境憲章」を1991年に発表した。その後、「環境アピール」において経済界の自主行動宣言を行い、「自主行動計画」において、地球温暖化と廃棄物対策について業界団体ごとの目標値設定と定期的レビューを行うこととし、業界団体を中心とした循環型社会に向けた取り組みが開始された。

本会においても、技術委員会及び資源委員会において、環境保全対策技術や循環型社会の構築に向けた提言、各企業の取り組みを支援するための環境見学会等を開催するなど、当地域における経済発展と環境保全との調和、循環型社会の構築を目指した産業界及び行政のあり方について、対話・相互理解活動・提言等を実施した。

第２節　環境問題についての諸活動

［１］『中部の環境保全対策技術データベース化』の発表

わが国の企業が持つ環境保全技術、例えば公害防止関連技術や環境アセスメント手法などは世界のトップレベルにある。これらの技術を発展途上国のみならず世界の必要としている国々に移転していくことは、地球環境保護に大きく寄与する。なかでも産業技術の中枢圏域である中部には、こうした技術蓄積の優れたものが多く、また、国際貢献の観点からも中部地域の企業が蓄積してきた環境保全に関する豊富な経験と技術力、人材などの活用について期待されるところが大きい。

このため、本会では、環境保全技術の向上と今後の国際的環境技術移転の促進に貢献することを目指し、会員企業がどのような環境保全対策技術をどのような形で保有しているかを整理することにした。手法として、それら技術を環境対策設備という形態として調査し、データベース化した。調査方法は、本会会員の内製造業に対し、大気関連117企業158事業場、水質関連84企業103事業場にアンケートを実施、大気関連では48企業83事業場、水質関連では42企業71事業場から回答を得て、対象設備、燃料、処理対象物質、処理の方法等についてデータの集積を行った。この結果を、平成４年（1992）６月、『中部の環境保全対策技術データベース化－環境保全技術向上と技術移転の促進に向けての提言』としてとりまとめ、公表した。

これにより、会員が他業種で実施されている環境保全対策やそれら技術の自社適応などを進めるうえで参考となり、一層の環境保全技術の拡大を図ることができた。

更に、環境保全技術の発展途上国への技術移転機関として本会も設立に協力した㈶国際環境技術移転研究センター（ICETT）が、その研修を行うにあたり、先進国として経験・蓄積した環境保全の技術を開発途上国に移転する際に紹介するデータとしても活用できるようにデータベース化し、活動を側面から支援した。

［２］環境用語集の発行

環境に関する社会的関心が高まり、地球環境問題や環境保全対策などの環境に関する用語について、解釈の難しい用語や新しい言葉が数多く使われるようになった。

このため、本会では、平成４年６月に、これまで本会が整理してきた環境関連の用語を『環境用語集』として整理、とりまとめ、会員企業や関連機関・団体などに配布し、用語の正しい理解促進に努めた。

第３節　資源・エネルギー問題についての諸活動

［１］『資源リサイクルの実態と課題』についてとりまとめ

資源エネルギーの有効活用並びに廃棄物の増加への対応として、「環境保全のための循環型社会システム」の形成を念頭において、資源リサイクルの必要性を訴えるとともに、中部におけるリサイクルの現状を把握し、生産・流通、消費、処理におけるその問題点・課題や今後の望ましいあり方について平成５年（1993）４月に『資源リサイクルの実態と課題』としてとりまとめ、将来の具体的施策提言に向けての第一歩とした。

［２］『2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築』について提言

平成７年４月、『2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築』をとりまとめ、政府並びに資源エネルギー庁等関係機関に提言した。

全国のエネルギー需要を長期的かつマクロに想定し、これを中部地域の需要に展開、環境調和型エネルギー供給構造の実現に向けた課題と、その取り組み方策について調査・検討したものである。

提言には、わが国のエネルギー問題の取り組みに際して、「資源の枯渇問題への対応」「国際貢献」等をはじめとしたナショナルニーズに的確に対応し、次世代に良いエネルギーや環境遺産を残すことを第一に、省エネルギー技術をはじめとするエネルギー有効利用策や経済性のある新エネルギー、地域と共生した原子力発電所等の整備を図ること等を盛り込んだ。

また、中部地域では、各地域の地理的な条件や環境、エネルギー供給施設の適正配置、防災を念頭においたエネルギーライフラインの確保等を考慮し、都市地域エネルギーの開発、臨海地域エネルギーの開発（人工島、地域共生型原子力発電所）、ローカルエネルギーの開発を行うことが重要であるとした。

［３］『資源・エネルギー循環型社会を目指して』について提言

平成10年７月、『資源・エネルギー循環型社会を目指して』をとりまとめ、発表した。

当レポートは、地球温暖化・廃棄物問題の根本的な解決には、資源とエネルギーを無駄なく有効活用する社会システムへの総合的・体系的な取り組みが必要であるとの観点から、循環型の新しい生産・リサイクルシステム構築での基盤づくりに視点をおいた提言である。

ここでは、環境と資源・エネルギーを取り巻く背景や循環型社会に向けた課題を整理したうえで、ものづくりの中枢圏域である中部地域が先頭に立って循環型の生産・リサイクルシステムの構築に取り組む必要性から、まず企業自らが循環型社会システムの構築に向けた活動を積極的に進めるとともに、こうした企業活動を支える国や地方公共団体の支援、市民の協力が必要であるとした。

具体的には、①企業の排出物を他の企業で原料やエネルギー源として利用し、排出物やエネルギーを抑制する仕組みづくりを推進するために環境ネットワークを県レベルで整備する。また、技術面での指導、法律面での相談、研究機関の紹介等のアドバイスができる情報管理センターを設置する、②廃製品が製造事業者の手に戻るための仕組みづくりと製造事業者が責任を持ったリサイク

ルシステムの構築を推進するために、リサイクル費用の販売価格への組み込みやデポジット制度、業界でのリサイクル拠点の整備等を推進する、③リサイクル推進と安全な廃棄物処理に向けた制度面での支援では、中小企業等に対する環境マネジメントシステムの認証取得拡大に向けた、自治体での優遇制度の導入や廃棄物処理業者の経営体質・技術強化を図るための優遇税制、低利融資などの支援制度の整備を図る、④国民意識向上への支援では、世界環境デーが開催された６月５日を「環境の日」とする等の提言を実施した。

この後、名古屋市は、「環境デー」を設定し、市民のリサイクル活動の推進に向けた取り組みを開始した。また、リサイクルに向けた法整備の中では、リサイクル費用販売価格への組み込みなど提言の中で言及した事柄が現実に検討された。

［４］『環境保全と経済の両立した社会形成を目指して』について提言

環境保全と経済が両立した社会の形成にとって極めて重要な循環型社会の構築に向けた企業の取り組みを促進し、併せて、環境に関する企業活動を行政・市民に広く知っていただくため、『環境保全と経済の両立した社会形成を目指してー企業活動における環境行動指針ー』を平成12年３月にとりまとめ、地方自治体や会員企業のみならず各地の商工会議所や消費者団体等の広範な分野に周知した。

この中では、企業は製造業、非製造業にかかわらず、その活動が環境問題と関連していることを認識し、自主的かつ積極的に環境管理体制を整備し、継続的な環境保全活動を推進する。また、環境に配慮した製品やサービスの提供及び自主的な環境情報の公開、市民や行政とのパートナーシップ、海外への技術協力等を推進することにより、循環型社会が速やかに構築され、環境保全と経済の両立した社会形成を目指すとした。

具体的には、調達、設計・開発、製造・生産、輸送・物流、出荷・販売・サービスの各活動における環境保全活動、適切な廃棄物対応、情報公開、市民・行政とのパートナーシップ、海外への技術協力などの項目に分けた「環境行動指針」を提示した。また併せて、各指針に関する最近の行政や企業、社会の動向の説明と、会員企業で実施されている実際の活動事例を数多く紹介し、わかりやすい内容とした。

［５］環境関連企業見学会の開催

会員企業の循環型システムの構築に向けた取り組みを支援するために、注目すべき環境保全活動を推進している企業の見学会を平成10年10月から継続して開催している。

見学会は、平成12年度までに９回開催し、参加者は延べ418人となった。

［６］廃棄物対策会議の設置と廃棄物問題についての調査・研究

近年新たな設置が難しく、将来の産業活動に影響を与えることが懸念される一般及び産業廃棄物処分場の整備について調査を進めるとともに、廃棄物の適正処理に関する当地域の現状や施策などについての情報・意見交換を行うために、中部５県１市で構成する「廃棄物対策会議」を平成13年2月に設置した。

環境関連企業見学会開催実績

平成13年３月31日現在

回	時　期	見　学　先	内　　容	参加者
1	平成10年10月	トヨタ自動車㈱トヨタ環境センター、トヨキンクリーンセンター他（愛知県豊田市）	環境への取り組み、自動車のリサイクル状況、廃棄物発電プラント	47名
2	平成11年４月	王子製紙㈱春日井工場（愛知県春日井市）	紙のリサイクル状況、植林事業、グラウンドワーク活動	39名
3	７月	アサヒビール㈱名古屋工場（愛知県名古屋市）	ゼロエミッション活動、ノンフロン化	45名
4	10月	ＩＮＡＸ㈱本社、常滑工場（愛知県常滑市）	廃棄物ゼロ、物流部門での省エネ対策	52名
5	平成12年２月	松下精工㈱本社、春日井工場（愛知県春日井市）	ＥＭＳの取得支援、グリーン購入、生産工程からの廃棄物削減	48名
6	６月	よのペットボトルリサイクル㈱（三重県阿山郡伊賀町） 三重中央開発㈱総合リサイクルセンター（三重県上野市）	廃ペットボトルの再資源化工場 管理型最終処分場の他に廃棄物発電施設、堆肥化工場、炭化工場、家電リサイクル施設、粉砕選別施設などのリサイクル施設を併設	38名
7	９月	㈱デンソー善明製作所（愛知県西尾市）	デンソーエコビジョン2005 廃棄物削減、ビオトープ他	62名
8	12月	グリーンサイクル㈱（愛知県名古屋市）	廃家電・建設廃材のリサイクル施設	49名
9	平成13年３月	太平洋セメント㈱藤原工場（三重県員弁郡藤原町）	セメント製造による廃棄物の再資源化	38名

第16章

中部の活性化に資する イベント開催への支援・協力

第１節　産業関連プロジェクト・イベント

［１］㈱国際デザインセンターの設立

昭和62年（1987）に策定された「第四次全国総合開発計画」において、名古屋圏は「世界的な産業技術の中枢圏域」として位置づけられ、研究開発機能やデザイン機能の集積を高めることがうたわれていた。また、当地域においては、平成元年に開催された世界デザイン博覧会や、世界デザイン会議を契機に、国際的なデザインセンターの設立の気運が高まっていた。

このことから、平成2年10月、本会と名古屋商工会議所（以下「名商」という）、愛知県、名古屋市が中心となり、「国際デザインセンター設立推進委員会」を立ち上げ、設立に向けた準備作業を行い、平成４年３月25日、㈱国際デザインセンター創立総会を開催、平成８年11月にオープンした（名古屋市中区栄三丁目1801番地：中央高校跡地、現・ナディアパーク）。

㈱国際デザインセンター創立総会（平成４年３月25日、名古屋）

同センターは、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）」の適用を受けた第３セクター方式の株式会社であり、わが国で初めての本格的な総合デザインセンターである。また、同センターは、産業界はもとよりデザインの専門家から市民に至るまでの幅広い範囲を対象に、デザインに関する研究開発、研修、企業化支援、展示、情報収集・発信等の事業を総合的かつ国際的に展開するとともに、これらの事業活動を通じて当地域の産業、文化の発展と国際交流の促進を図り、デザイン界の新しい潮流を築くことを目的として設立されたものである。

本会では、この設立趣旨に賛同し、同社に出資するとともに、役員会などを通じて、会員企業にも幅広く出資を呼びかけるなど、設立に際して全面的な支援・協力を行った。

設立時においては、田中精一会長が顧問に、阿久津一専務理事が取締役に、それぞれ就任し、現在は太田宏次会長が顧問、木下喜揚専務理事が取締役を務めている。

［２］V.R.EXPOの開催

本会は、平成４年、最先端技術として注目を集めるバーチャル・リアリティーを中部地域に根付かせ、人・技術・情報の国際的な交流拠点としての確固たる地位を築くことを目的として、世界で初めての総合的、本格的なイベントである「バーチャル・リアリティ・エキスポ」を開催することとした。

このため、愛知県、岐阜県、名古屋市、㈶中部産業活性化センター、名商の地元行政及び経済界、更には中日新聞社、ＮＨＫ、日本経済新聞社、東海テレビ放送の報道機関の協力を得て、「バーチャル・リアリティ・エキスポ開催委員会」を設置し、本委員会を主催団体として、平成４年10月16日から19日まで名古屋国際会議場において「バーチャル・リアリティ・エキスポ’92」を開催した。

同エキスポは、内覧会と一般公開の４日間を通して、目標入場者数２万人を超える２万3,129人の幅広い層にわたる入場者が会場を埋め、好評を博したことから、その後、平成６年と９年の２回開催し、バーチャル・リアリティーの啓蒙・普及に努めた。

本エキスポでは、専門家や研究者だけでなく一般を含めた幅広い分野の人々の関心・理解を深めるとともに、国際的な人的・技術的・情報的な交流の場となることを目指した。幅広い分野の人々がバーチャル・リアリティーを身近で感じ、考えることができるように、最新の技術の研究・開発成果を紹介する展示（デモンストレーション）、セミナー（1994年を除く）、ワークショップの３本柱で構成した。

V.R.EXPO展示風景（平成９年10月９日、名古屋）

これまで３回開催した本エキスポの概要は表の通りである。

［３］世界インテリアデザイン会議（IFI）・国際インテリアデザインフェアの開催支援

中部地域では、世界デザイン博覧会（平成２年）の成果を生かすとともに、国際デザインセンターの設立に向けて盛り上げを図ること、更には、愛知・名古屋の情報発信を通じて当地域の国際化、愛知万博の誘致のためのＰＲとして、名古屋での世界インテリアデザイン会議（IFI）開催誘致活動が進められた。

平成３年に開催されたIFI第15回会議（シカゴ）において、名古屋での開催が決定された。これを受け平成４年８月、その受け入れ準備として、本会、名商、愛知県、名古屋市、㈳日本インテリアデザイナー協会などが中心となり、「世界インテリアデザイン会議開催準備委員会」が設立された。

本会からは、同準備委員会の副委員長として阿久津一専務理事が、委員として木下喜揚事務局長がそれぞれ参画し、受け入れの準備をすすめ、平成６年２月には「世界インテリアデザイン会議運営会」が設立され、本会からは松永亀三郎会長が顧問に、小原敏人副会長が副会長に、それぞれ就任した。

世界インテリアデザイン会議は、平成７年10月２日から10月６日までの５日間にわたり、名古屋国際会議場で「インテリアー新しいうねりの創造」のテーマのもと、同会議を開催するとともに、国際インテリアデザインフェアを開催した。同会議では、海外36カ国からの参加を得、1,300人余りが出席するとともに、同時に開催された同フェア

V.R.EXPO開催実績

回　　数	第１回	第２回	第３回
名　　称	バーチャル・リアリティ・エキスポ'92	バーチャル・リアリティ・エキスポ'94	バーチャル・リアリティ・エキスポ'97
略　　称	V.R.EXPO.'92	V.R.EXPO.'94	V.R.EXPO.'97
テ　ー　マ	人類の未来を拓くＶＲ	生活・文化・産業を変革するＶ．Ｒ．	ＶＲが拓く新しい世界
会　　期	平成４年10月16日（金）～19日（月）	平成６年10月１日（土）～４日（火）	平成９年10月９日（木）～12日（日）
会　　場	名古屋国際会議場（白鳥センチュリープラザ）	名古屋国際会議場（白鳥センチュリープラザ）	名古屋国際会議場（白鳥センチュリープラザ）
主　　催	バーチャル・リアリティ・エキスポ'92開催委員会（愛知県、岐阜県、名古屋市、㈳中部経済連合会、㈶中部産業活性化センター、名古屋商工会議所、㈱中日新聞社、ＮＨＫ、㈱日本経済新聞社、東海テレビ放送㈱）	V.R.EXPO.開催委員会（愛知県、岐阜県、名古屋市、㈳中部経済連合会、㈶中部産業活性化センター、名古屋商工会議所、㈱中日新聞社、ＮＨＫ、㈱日本経済新聞社、東海テレビ放送㈱）	V.R.EXPO.開催委員会（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、㈳中部経済連合会、㈶中部産業活性化センター、名古屋商工会議所、㈱中日新聞社、㈱日本経済新聞社、東海テレビ放送㈱）
共　　催	㈶マルチメディアソフト振興協会	㈶マルチメディアソフト振興協会	㈶マルチメディアコンテツ振興協会
後　　援	通商産業省、㈳日本電子工業振興協会、㈶日本情報処理開発協会、㈳日本コンピュータ・グラフィックス協会	通商産業省、㈳日本電子工業振興協会、㈶日本情報処理開発協会、㈳日本コンピュータ・グラフィックス協会	通商産業省、㈳日本電子工業振興協会、㈶日本情報処理開発協会
入場者数	23,129人	29,062人	20,249人
併催行事	【国際セミナー開催概要】 日時；10月19日（月）10:00～17:30 〈オープニングレクチャー〉 福村晃夫名古屋大学名誉教授 〈基調講演〉 「Ｖ．Ｒ．技術の現状と将来」 廣瀬通孝東京大学工学部助教授 ○ケーススタディ１ 「バーチャリティの開発事例」 ジョナサン・ウォルデンＷ．インダストリーズ社社長 ○ケーススタディ２ 「バーチャリティオーディオの開発事例」 クリストファー・カレル オーディオサイバネティック社社長 ○ケーススタディ３ 「サイバーグローブ・トーキンググローブの開発事例」 ジェイムズ・クレイマー バーチャルテクノロジーズ社社長 ○ケーススタディ４ 「テレイグジスタンスロボットの研究開発事例」 舘　暲　東京大学先端科学技術研究センター教授 〈パネルディスカッション〉 テーマ；「バーチャル・リアリティはテクノロジーとアートを結ぶ新しいメディアとなるか？」 コディネーター 服部　桂　ASAHIパソコン副編集長 パネラー 廣瀬通孝　東京大学工学部助教授 鴻上尚史　劇作家 式邑光裕　日本大学芸術学部専任講師 横井茂樹　名古屋大学工学部助教授		【国際シンポジウム開催概要】 日時；10月９日（木）13:15～17:00 〈オープニングレクチャー〉 廣瀬通孝東京大学工学部助教授 〈特別講演〉 遥かなる世界との遭遇 「火星探査Mars　Pathfinderプロジェクトでの Ｖ．Ｒ．技術の応用」 Brian K. Cooper　NASA·JPL研究所 〈パネルディスカッション〉 テーマ；「Ｖ．Ｒ．が拓く新しい世界」 コーディネーター 廣瀬通孝　東京大学工学助教授 パネリスト Brian K. Cooper　NASA·JPL研究所 宮田秀明　東京大学教授 横井茂樹　名古屋大学教授 鈴木　元　NTTソフトウェアインタースペース事業部長 Jay Kided　マルチジェン・インクマーケティング担当副社長

には当初の目標入場者数の3万0,000人を大幅に上回る4万5,000人の人々が訪れ、大成功を収めた。

［4］太平洋アジア観光協会（PATA）名古屋総会の開催支援

太平洋アジア観光協会（PATA）は、太平洋アジア地域の政府観光機関や観光関連の専門家で組織される国際機関である。観光の専門家に名古屋、愛知を中心とした中部圏の観光・文化・産業等をＰＲするとともに、2005年日本国際博覧会の開催や中部国際空港の建設など、当地域の21世紀に向けてのプロジェクトのＰＲを行うことなどを目的として、PATA年次総会の名古屋への誘致活動を進めてきたが、平成８年に開催されたバンコク総会において1999年総会（第48回）の名古屋開催が決定した。

これを受け、本会、名商、愛知県、名古屋市が中心となり、平成８年２月に受け入れのための機関である「PATA1999年総会名古屋委員会」が設立された。本会からは、安部浩平会長が顧問に、木下喜揚専務理事が副会長としてそれぞれ参画し、受け入れのための準備を進めた。

同総会は、「新しい未来に架ける橋」をテーマに、平成11年４月18日から22日まで、名古屋国際会議場をメイン会場に開催され、会期中、世界45ヵ国から、政府観光機関をはじめ観光業界の専門家1,600名を超える参加者があり、盛会裡に終了した。

［5］旅フェア’99の開催支援

旅フェアは、総合的な国内旅行需要の喚起を図ることを目的に、観光客の受け入れ側である都道府県・市町村・観光施設・宿泊施設等と送客側である旅行会社・交通機関等が一体となって、平成７年から毎年実施している全国規模の「旅の総合見本市」である。

本会は、愛知県、名古屋市、名商とともに、中部圏で初めての開催となるこの旅フェアを、第48回太平洋アジア観光協会（PATA）の1999年年次総会の名古屋開催と同時に開催すべく活動を進めた。平成10年初めより、旅フェア実行委員会（会長：石月昭二㈳日本観光協会会長）や運輸省等に対し、旅フェア誘致を積極的に取り組み、同年10月「旅フェア’99愛知・名古屋委員会」を設立、本会の安部浩平会長が顧問に就任し、地元としての支援事業に協力・支援した。

同フェアは、平成11年４月21日から25日までの５日間、ナゴヤドームを会場として開かれ、目標20万人を２割上回る約24万人の来場者を得て、盛況裡に終えた。

［旅フェア’99開催概要］

○名　称　旅フェア’99
○テーマ　21世紀の交流新時代をめざして
○会　場　ナゴヤドーム
　面積：アリーナ・フィールド内
　13,400㎡
○会　期　平成11年４月21日～25日
　（５日間）
○主　催　旅フェア実行委員会
○後　援　運輸省、自治省
○特別支援　旅フェア’99愛知・名古屋委員会
○来場者総数　24万555人

旅フェア’99オープニング（平成11年４月21日、名古屋）

第２節　スポーツ・文化関連プロジェクト・イベント

［１］ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会の設立

アメリカズカップは、世界におけるヨット競技の最高峰といわれ、単なるヨットレースという概念を超え、最先端技術を結集したヨットを投入し、国の威信をかけた戦いを行い、サッカーのワールドカップやオリンピックにも匹敵するビッグイベントである。

このアメリカズカップに挑戦する日本チームの「ニッポンチャレンジ」は、1992年大会に初挑戦し、ベスト４にまで勝ち残る善戦をしたことから次の1995年大会での健闘が大いに期待された。

中部地域は、静岡、愛知、三重にわたり豊かな海岸線を有し、海洋スポーツ・レジャーや海浜リゾート開発の適地を数多く抱えた地域である。

本会では、ニッポンチャレンジが、海洋性スポーツ拠点としてのポテンシャルを持つ愛知県蒲郡市をベースキャンプ地にしていることから、チームへの支援とアメリカズカップの中部地域での広報・啓蒙活動等を目的として、平成６年11月24日『ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会』を設立した。

同後援会の代表であるチェアマンに、神野信郎副会長が就任、会員として、本会会員、三河地域の企業、個人が入会した。

その一方で、ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ委員会（会長：山崎達光）への協力のため、中部地域有力企業に対し協力・支援要請を行った。更に、21世紀万国博覧会誘致委員会がニッポンチャレンジ艇のブーム部分に「EXPO 2005 AICHI」の文字を入れ、ＰＲに努めた。

平成６年（1994）秋からアメリカ・サンディエゴにおいて、第29回アメリカズカップ挑戦艇シリーズが行われた。後援会では、平成７年３月28日、松永亀三郎会長を団長に18名がサンディエゴを訪問して盛んな応援を行うなど活発な活動を展開した。ニッポン艇は、世界の強豪に対して堂々の戦いを挑み、予選ラウンドを７チーム中４位で通過したが、準決勝では一勝もできず世界の壁の

EXPO誘致マークの入ったニッポンチャレンジ（1995年大会）

厚さに涙を飲んだ。

しかし、同年９月28日、ニッポンチャレンジは第30回大会への挑戦に表明したことから、ニッポンチャレンジアメリカ杯2000が発足した。チーム構成としては、世界的なヨット競技者のピーター・ギルモアがクルーの責任者（艇長）、宮田東大教授が艇開発責任者、そして菊地誠が両者を結ぶオペレーション責任者となり、三者一体の体制がつくられた。

これを受け、同年11月17日名古屋において後援会の第２回総会が開催され、1999～2000年にニュージーランドで行われる第30回大会に向けての活動支援を継続することとした。

その後、後援会の活動はアメリカズカップの予選が始まる1999年に本格的な活動に入れるよう、ニッポンチャレンジの資金確保に対する支援、並びにニッポンチャレンジが全国的なＰＲとサポータークラブの形成を目指して行った事業に対して支援を行った。

平成10年には、ニッポンチャレンジとアメリカズカップ蒲郡基地協力会が３月13日に開催した「BASE　CANP　EVENT」、更にはニッポンチャレンジが４月から７月にかけて海洋環境の保全とＰＲを兼ねて行った日本一周イベントに支援・協力した。

平成11年は、５月11日の総会でニッポンチャレンジアメリカ杯2000の山崎達光会長の講演、７月20日「海の日」の蒲郡ベースキャンプでの新艇進水式への協賛、８月20日、木村太郎氏の講演とパネルディスカッションによる支援シンポジウムの開催、９月４日のクルー壮行会への支援など積極的に活動を行った。

PHOTO：TAKEO TANUMA

ニッポンチャレンジの競争模様（2000年大会）

また同年11月６日から11日までの６日間、安部浩平会長を名誉団長、神野信郎副会長を団長とした総勢11名のアメリカズカップ視察団を組織し、ニュージーランド・オークランドへ派遣した。

オークランド沖で10月18日から12月15日に行われたアメリカズカップの第一次予選において、ニッポンチャレンジチームは合計101.5ポイントを獲得し、参加11チーム中２位で準決勝進出を決め、決勝進出の可能性も十分に考えられたが、2000年１月２日から行われた予選準決勝では、ニッポンチャレンジチームは４勝６敗の４位で終わり、３度目の挑戦も残念ながら決勝に残ることはできなかった。

アメリカズカップは、ルイヴィトンカップの覇者プラダチームとディフェンディングチャンピオンのニュージーランドチームの間で争われたが、ニュージーランドが５戦全勝と圧倒的な戦績で、アメリカズカップを守り切った。

なお、次回アメリカズカップは2002年秋から予選、2003年初頭に本選が行われる。

平成12年７月19日にニッポンチャレンジアメリカズカップ委員会の山崎達光会長が次回のアメリカズカップ2003への挑戦断念を正式表明したことに伴い、後援会は11月10日、総会を開催し、今後のあり方について協議した。その結果、後援会としては、活動を当面休止するが、次々回のアメリカズカップに挑戦することになれば、その時点で活動を再開することとした。

［2］世界少年野球大会の開催支援

世界少年野球大会は、㈶世界少年野球振興財団によって運営されているが、そもそも本大会は、日米のホームラン王として知られる王貞治氏とハンク・アーロン氏によって、野球を通じて世界の青少年の友情と親善の輪を広げることを目的として、平成２年以来毎年、日本またはアメリカで開催されているものである。

本会では、この大会が中部地域の国際化に資する意義深いものであると考え、平成７年の岐阜大会、平成10年の静岡大会に、地元として最大限の支援を行い、いずれの大会も盛会裡に終了した。

［世界少年野球大会開催実績］

平成２年　ロサンゼルス市（アメリカ）
平成３年　千葉市
平成４年　水戸市
平成５年　サンディエゴ市（アメリカ）
平成６年　宮崎市
平成７年　岐阜市
平成８年　盛岡市
平成９年　長崎市
平成10年　静岡市
平成11年　横浜市
平成12年　リジャイナ市（カナダ）

［3］冬季オリンピック長野大会の開催支援

オリンピックは、スポーツを通じて人類の平和を願い、国際親善を促進する平和の祭典として知られている。

昭和60年以来長野県が中心となり、1998年冬季オリンピックの長野開催に向けて誘致活動を続けてきたが、平成元年６月の「第18回オリンピック冬季競技大会の長野招致」の閣議了解を経て、平成３年にバーミンガムで開かれたIOC総会にて長野開催が決定した。

日本でのオリンピック開催は、昭和39年の東京（夏季）、昭和47年の札幌（冬季）に次いで３回目の開催となった。

本会では、同大会を中部における一大プロジェクトであると位置づけ、その招致と大会成功に向けての支援を行った。とりわけ、招致段階においては、平成２年の役員会において、本大会の招致に最大限に協力することを確認するとともに、広く会員企業に招致活動資金の協力を呼びかけるなど積極的な支援活動を展開した。

同大会は、平成３年に設立された㈶長野オリンピック冬季競技大会組織委員会を中心に準備と運営が進められ、世界72ヵ国・地域より、3,766人の選手が参加し、７競技68種目に熱戦が繰り広げられた。全世界からは、約128万人の観客が訪れるなど大きな盛り上がりをみせ、大成功を収めた。

［第18回オリンピック冬季競技大会長野大会の概要］

会　期　平成10年（1998）２月７日～22日
競技場　長野市、山ノ内町、白馬村、軽井沢町
　　野沢温泉村
競技数　７競技68種目
参加国　72ヵ国・地域
選手数　3,766人
会場観客数　127万6,000人

［４］世界都市景観会議’97の開催支援

名古屋市では、昭和62年に名古屋市都市景観条例に基づき都市景観基本計画を策定し、「デザイン都市名古屋」をスローガンに都市景観の整備に努めてきた。こうした中で、都市計画、建築、土木、造園、デザインなどの広範な分野の専門家、自治体、関連企業の関係者や市民などを広く国の内外から招き、「名古屋世界都市景観会議’97」を開催することなった。

本会では、名古屋市、名商とともに同会議の実行委員会に参画し、支援を行った。

同会議は、平成9年10月６日～９日の４日間、「都市風景の生成」を全体テーマとし、名古屋国際会議場を主会場として、広小路通、白川通、久屋大通、名古屋港などでイベントを開催し、延べ5,000人余が参加するなど成功裡に終了した。

［５］しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ2004」の開催支援

国際園芸博覧会は、国際園芸家協会（AIPH）が承認した国際レベルの造園、園芸関係の展示等を行う行事であり、この名称はAIPHが承認した博覧会のみで使用できるものである。

静岡県では、①わが国でも有数の花き園芸産業や造園産業の更なる振興と活力ある新産業の創出、②新たなライフスタイルの創造と潤いのあるまちづくりの推進、③国内外との積極的な交流と世界に向けての情報発信を目的に、平成６年４月、ドイツで開催されたAIPH総会において、AIPH承認の国際園芸博の開催意向を初めて表明した。

その後、静岡県庁内、県の有識者・経済界等からなる委員会、地元などの推進組織を立ち上げ、誘致活動を展開してきた。

平成８年９月、ハンガリーで開かれたAIPH総会において、2004年（平成16年）開催が正式に承認された。

平成９年３月に基本構想が公表され、同年６月には全国的な支援組織として、しずおか国際園芸博覧会・日本委員会が設置され、本会からは安部浩平会長が副会長に就任した（平成13年５月太田宏次会長に交替）。

更に、同年12月、同博覧会の開催主体となる㈶静岡国際園芸博覧会協会（会長：鈴木修スズキ㈱取締役会長；本会副会長）が設立された。

平成10年３月には、基本計画が公表され、翌11年11月会場となる浜松市庄内地区で会場造成工事に着手し、平成16年の開催に向け着々と準備が進んでいる。

なお、平成２年に大阪で開催された国際花と緑の博覧会がアジアで最初に開催された国際園芸博であり、しずおか国際園芸博覧会は、平成12年の淡路花博に続くわが国で３回目の国際園芸博覧会である。

［しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ2004」開催概要］

〈開催テーマ〉

花・緑・水　～新たな暮らしの創造～

ⅰ　世界に広がる花・緑・水の交流の輪づくり

ⅱ　花･緑･水を取り入れた新しい暮らしづくり

ⅲ　花・緑・水を生かした魅力的なまちづくり

〈会　期〉

平成16年（2004）４月8日～10月11日の187日間

〈種　別〉

国際園芸家協会（AIPH）が承認する国際園芸博覧会

〈開催場所〉

静岡県西部の浜名湖に面する浜松市庄内地区「浜名湖ガーデンパーク」

〈会場規模〉

約56ha

〈開催主体〉

（財）静岡国際園芸博覧会協会

［6］名古屋城本丸御殿障壁画復元模写の協力・支援

名古屋城の天守閣や本丸御殿は、昭和20年５月14日のアメリカ軍の空襲により焼失したが、幸い、取り外しができた襖、杉戸、障子、天袋などの障壁画は、城内の櫓や倉庫などに移されて焼失を免れた。これらの障壁画のうち、1,047面が、その後、国の重要文化財として指定されている。

名古屋市では、名古屋城と名古屋の文化をＰＲするため、平成４年度から６年度まで障壁画の復元模写の試作を行った後、平成７年度から22年度までの計画で、864面（襖絵等214面、天井板絵650面）の障壁画の復元模写事業を、愛知県立芸術大学日本画保存模写研究会の協力を得て進めている。

本会としても、同事業は当地に残された貴重な文化的資産であり、復元模写のうえ、後世に伝えていくことはきわめて意義深い事業であることから、名古屋城本丸御殿復元課題検討委員会に委員を派遣（木下喜揚専務理事）するとともに、平成９年２月には名商と連名で、本会及び名商の会員企業に同事業に対する協力を広く呼びかけるなど、積極的な支援を行っている。

第３節　地域振興イベント

［1］信州博覧会

信州博覧会は、昭和60年（1985）に長野県議会等からの要望や申し入れがあり、長野県において検討が進められた。平成２年２月に「信州博覧会基本構想」を策定し、基本理念、テーマ、名称、会場、開催時期を決定した。これを受け、同年３月に「信州博覧会実行委員会」（行政、経済団体、報道機関等21団体、会長：小林春男長野県経営者協会会長）を設立し、諸準備と運営に当たった。

本博覧会は、国の支援として、通商産業省提唱の「ジャパンエキスポ」並びに建設省提唱の「地域イベント推進事業」にそれぞれ認定されたイベントであり、「豊かな心の交遊と創造」をテーマに、長野県松本市において開催された。期間中目標とした160万人以上を大幅に上回る約244万人の入場者を集め、同博覧会は盛会裡に終了した。

本会では、本博覧会を後援するなど円滑な実施に向け支援・協力した。

［信州博覧会開催概要］

○名　称　信州博覧会
　　（JAPAN EXPO IN SHINSHU ’93）
○テーマ　「豊かな心の交遊と創造」
○サブテーマ「ゆとりとふれあい」
　　「人間と地球」
○会　場　松本平広域公園緑地（長野県松本市）
　　約45ha（会場約25ha、駐車場約20ha）
○会　期　平成５年７月17日～９月26日
　　（72日間）
○主　催　信州博覧会実行委員会
○入場者数　243万8,225人

［2］世界祝祭博覧会

世界祝祭博覧会は、昭和59年８月に、三重県知事と地元財界との会談の場で、低迷する伊勢志摩地域の観光振興の起爆剤として、国際イベントの開催が話題となったことが始まりであり、その後、

県において推進組織の立ち上げ等の諸準備が進められた。平成２年12月には、実行組織となる「財団法人世界祝祭博覧会協会」が設立された。本会からは、田中精一会長が同協会の副会長に就任し、積極的に協力・支援を行った。

平成３年２月に、実施計画、シンボルマーク等を決定、同年７月には通産省の「ジャパンエキスポ」制度の認定を受け、翌平成４年２月には建設省の「地域イベント実施計画」の認定を受けた。

本博覧会では、「新たな“であい”を求めて」をテーマに、三重県伊勢市朝熊（あさま）山麓において開催され、期間中目標とした300万人を大幅に上回る約351万人の入場者を集め、同博覧会は盛会裡に終了した。

［世界祝祭博覧会開催概要］

○名　称　世界祝祭博覧会
○愛　称　まつり博・三重'94
○テーマ　新たな“であい”を求めて
○サブテーマ
　“ひと”と“自然”とのであいを考える
　“もの”と“こころ”とのであいを見直す
　“伝統”と“未来”とのであいを探る
　“三重”と“世界”とのであいを目指す
○会　場　三重県伊勢市朝熊（あさま）山麓
　　約40ha（駐車場を除く）
○会　期　平成６年７月22日～11月６日
　　（108日間）
○主　催　財団法人世界祝祭博覧会協会
○入場者数　351万275人

［３］花の都ぎふ・花フェスタ'95

平成２年に大阪で“自然と人間との共生”を理念として開催された国際花と緑の博覧会を契機として、岐阜県では、「花の都ぎふ」運動が展開された。具体的な施策としては、花づくりの面では花き花木産業の振興施策を、花かざりの面では、公共施設の花かざり、花街道・花の名所・花の森・フラワーパーク・フラワーリバーづくりなどの事業展開を図ってきた。

こうした中で、岐阜県では、西暦2000年への中間年ごろに、花と緑の祭典を開催する構想が打ち出され、県庁内部において調査研究を進めた。

平成４年には、花フェスタ'95基本構想・基本計画委員会（委員：関係部局長等）を設置し、イベントの概要、基本計画・基本方針の策定、公園整備計画との調整など、本格的なイベント準備を進めた。平成５年２月に、同フェスタ開催のための準備委員会を、また、同年７月には実施機関としての「花フェスタ'95実行委員会」をそれぞれ設置した。

本会では、同委員会（総裁：梶原拓岐阜県知事）の会長に田口利夫副会長、顧問に松永亀三郎会長が参画したことをはじめとして、本イベントを後援するなど支援・協力を行った。

本イベントは、「未来へ－花・夢・人」をテーマに岐阜県可児市において開催され、期間中目標とした50万人を大幅に上回る約190万人の入場者を集め、大成功を収めた。

［花の都ぎふ・花フェスタ'95開催概要］

○名　称　国際花と緑の博覧会５周年記念
　　花の都ぎふ・花フェスタ'95
○愛　称　花の万博５周年記念　花フェスタ'95ぎふ
○テーマ　未来へ－花・夢・人
○キャッチフレーズ　地に花、人に愛
○会　場　岐阜県可児市瀬田（岐阜県営可児公園）
　　74.6ha
○会　期　平成７年４月26日～６月４日
　　（40日間）
○主　催　花フェスタ'95実行委員会
　　㈶国際花と緑の博覧会記念協会
○入場者数　191万5,657人

第17章

国際交流活動

第１節　諸外国との交流

［１］往　訪

本会では、激動する最新の国際情勢を把握するとともに、諸外国との交流を進めるため、毎年経済視察団並びに海外調査団を世界各地に派遣し、訪問国の政治・経済・産業等の状況について視察・調査を行い、同時に中部地域に関する情報発信を行ってきた。

特に、平成３年(1991)からの10年間は、経済視察団、海外調査団の訪問先において、2005年の国際博覧会の誘致、同年に開港を目指している中部国際空港のＰＲを積極的に行った。

更に、平成９年６月に2005年日本国際博覧会の誘致が実現した後も、経済視察団、海外調査団の訪問先において機会あるごとに、2005年日本国際博覧会への出展、諸外国の航空会社の中部国際空港への乗り入れ等を要請してきた。

⑴　経済視察団の派遣

経済視察団は、訪問先国の現地事情を視察するとともに、政・官・財各界首脳との懇談を通じて相互理解、友好親善を進めた。

本会が、平成３年から12年までに派遣した経済視察団は12回、訪問先国（一部地域を含む）は19ヵ国にのぼる。（詳細は、本章末の「経済視察団」派遣一覧を参照）

地域別の訪問先は、次の通りである。

- 北　米（アメリカ）
- 中南米（ブラジル、アルゼンチン）
- 欧　州（フランス、オーストリア、スペイン、ポルトガル、イギリス、ロシア、イタリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、ドイツ）
- 大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）
- アジア（中国、香港、台湾）

⑵　海外調査団の派遣

海外調査団は、本会の提言等の活動に資するべく、訪問国における経済、地域開発、産業分野、交通インフラ整備、特定プロジェクトなど個別のテーマに関する調査を行った。

平成３年から12年までに、本会が派遣した経済調査団は11回、訪問先国（一部地域を含む）は19ヵ国にのぼる。（詳細は、本章末の「調査団」派遣一覧を参照）

地域別の訪問先は、次の通りである。

- 北　米（アメリカ）
- 中南米（メキシコ）
- 欧　州（ドイツ、スペイン、フランス、スイス、オランダ、オーストリア、イギリス）
- アジア（台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア、香港、ベトナム、中国、ミャンマー、タイ、インド）

［2］来　訪

外国の政府要人ミッション、駐日大使など在日外国公館関係者等の訪問を積極的に受け入れ、中部の経済・産業及び主要プロジェクト等についての説明を行い、意見交換をするなどして相互理解の増進に努めた。

特に、この期間（平成３年～12年）においては、中部国際空港建設プロジェクトや2005年日本国際博覧会に関連した各国元首級要人の当地域への訪問が活発化した。

主な来訪者・来訪団は次の通り。

［平成３年（1991）］

４月　ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州クレフェルト市／ヴァール市長

５月　アメリカ・ウエストバージニア州／ケーパートン知事

６月　ハンガリー／マヨール対外経済省次官

７月　フランス／フランソワ・ポンセ元外相（ガスコーニュ地方ロッテガロンヌ県県会議長）

11月　フランス・アルザス地方／クライン・アルザス開発公社理事

12月　オーストラリア／ダルリンプル駐日大使

［平成４年（1992）］

１月　オーストラリア／クック労使関係大臣

１月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員

３月　ドイツ／シュミット前ドイツ連邦共和国首相

４月　ロシア／ゴルバチョフ・元旧ソ連大統領（ゴルバチョフ財団総裁）

５月　オーストラリア／ショート上院議員（野党「影の内閣」財務相）

６月　カナダ／テイラー駐日大使

７月　フランス／トルジュマン投資担当特命大使

９月　フランス／ストロースカーン産業・貿易大臣、オブリ労働・雇用・職業教育大臣

９月　オーストラリア／キーティング首相

ゴルバチョフ元旧ソ連大統領（平成４年４月20日）

10月　フランス／レニエツ元蔵相経済政策顧問

11月　カナダ／ホッキン国務大臣

［平成５年（1993）］

１月　フランス／デュリュー貿易大臣

１月　フランス／フランソワ・ポンセ元外相

５月　フランス／ギー・ノード・アルザス州オーラン県議会議員　他

７月　フランス／トランキエ総領事

11月　フランス／フランソワ・ポンセ元外相（ガスコーニュ開発公社理事長）

12月　アメリカ／モンデール駐日大使

［平成６年（1994）］

１月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員

４月　フランス／フランソワ・ポンセ元外相（ガスコーニュ開発公社理事長）

７月　ニカラグア／レアル外務大臣

８月　スイス／ホイス総領事

10月　トルコ／クドール対外経済委員会理事

12月　イギリス／コックラム総領事

12月　フランス／トルジュマン外国投資移動大使

［平成７年（1995）］

１月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員

１月　バングラデシュ／アーメッド駐日大使

１月　アメリカ／デミング駐日公使

２月　イギリス／ヘーゼルタイン貿易産業大臣 他

２月　フランス／ウーヴリュー駐日大使

２月　アメリカ／リンカーン駐日大使特別経済補

佐官
3月　ベトナム／チェン駐日大使
4月　シンガポール／王・駐大阪領事
5月　フランス・アルザス地方／クライン・アルザス開発公社理事長
6月　ドイツ／ディークマン駐日大使　他
7月　エジプト／タラウイ駐日大使　他
7月　イギリス／ページ貿易産業省政務次官
10月　フランス・アルザス地方／クライン・アルザス開発公社理事長
11月　イスラエル／ハレル・イスラエル日本親善商工協会会長、リヴナット駐日公使

［平成８年（1996）］

1月　イギリス／コックラム在大阪総領事 他
5月　イギリス／ライト駐日大使、コックラム在大阪総領事
7月　韓国／姜・駐名古屋総領事
7月　アメリカ／スタンレー在名古屋前首席領事、シールズ在名古屋新首席領事
8月　アメリカ・ウエストバージニア州／ケーパートン知事
9月　チェコ／クラウス首相　他
9月　アメリカ／シアリング商務省次官補代理　他
10月　韓国／蔡・在名古屋総領事 他
10月　チュニジア／メジュドュブ駐日大使　他
11月　アメリカ／シアリング商務省次官補

クラウス・チェコ首相（平成８年９月７日）

［平成９年（1997）］

1月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員
2月　アメリカ・ユタ州／メイビー国際経済開発局長　他
3月　スロバキア／ライチャーク駐日大使
3月　メキシコ／セディージョ大統領
3月　アメリカ／シアリング商務省次官補
3月　スロバキア／メチアル首相
3月　アメリカ・ウエストバージニア州／アンダーウッド知事
4月　フランス／フラオー・パリ商工会議所会頭 他
4月　ドイツノルトライン・ヴェストファーレン州／ホルニッヒ経済振興公社部長
5月　アメリカ・コロラド州／チャフィー国際貿易局部長
5月　ブルガリア／ゲルジコフ貿易省次官　他
7月　オーストラリア／カルバート駐日大使
7月　オーストラリア／フィッシャー副首相兼貿易大臣
9月　アメリカ／アグレス商務省臨時次官補代理
9月　ポルトガル／マテウス経済大臣
9月　オーストリア／ファンライトナー経済大臣
12月　コスタリカ／フィゲーレス大統領　他

［平成10年（1998）］

1月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員
2月　中国河北省／葉・省長
2月　ドイツ／ヘンケル・ドイツ産業連盟会長
2月　アメリカ・ユタ州／レビット知事
3月　ロシア／パノフ駐日大使
3月　香港／梁・香港経済貿易代表部首席代表
3月　アメリカ／フォーリー駐日大使
5月　メキシコ／ウリベ駐日大使
5月　アメリカ・ケンタッキー州／パットン知事
5月　チュニジア／ガヌーシ国際協力海外投資大臣
6月　ベルギー／ディルクス駐日大使　他
7月　カナダ／エドワード駐日大使　他
10月　アメリカ・ウエストバージニア州／アンダーウッド知事

10月　韓国／鄭・駐名古屋総領事
10月　フィンランド／リントゥ駐日大使　他
11月　ベルギー／ディ・ルポ副首相

［平成11年（1999）］

1月　アメリカ・ウエストバージニア州／ロックフェラーⅣ世上院議員
2月　ドイツ・ザクセン州／ビーデンコップ首相
3月　オーストラリア／グレー駐日大使
6月　アメリカ／クイン名古屋米国領事館首席領事
6月　ドイツ・ザクセン州／メッガー経済振興公社総裁　他
7月　ドイツ／プライジンガー在大阪・神戸総領事
8月　イギリス／ジャック駐日公使
9月　アメリカ／センセンブレナー下院議員・下院科学委員会委員長　他
10月　イタリア・ピエモンテ州／ピニンファリーナ・州投資促進機構会長　他
12月　ドイツ／ローデ在大阪・神戸副総領事
12月　チェコ／マツェシュカ産業貿易副大臣

［平成12年（2000）］

2月　ドイツ・ザクセン州／メッガー経済振興公社総裁
2月　フランス／グルドー・モンターニュ駐日大使
3月　アメリカ／フォーリー駐日大使
3月　イギリス／ゴマソール駐日大使
3月　ドイツ／プライジンガー在大阪・神戸総領事
4月　メキシコ／ブランコ商工大臣　他
4月　ドイツ・ザクセン州／ショーマー経済労働大臣　他
4月　カナダ・アルバータ州／クラーク駐日代表
5月　ニカラグア／アレマン大統領
6月　フィンランド／リントゥ駐日大使
7月　フランス／シラク大統領
7月　マレーシア／ラフィダ国際通商産業大臣
9月　韓国／洪・駐名古屋領事
9月　香港／マック香港貿易発展局首席駐日代表
10月　フランス／ロンバール経済・財務・産業省対仏投資誘致移動大使
10月　アメリカ／ゲッティンガー名古屋米国領事館首席領事
11月　ベルギー・ワロン地域／キュブラ副首相

［平成13年（2001）］

1月　アメリカ／ミネタ商務長官、フォーリー駐日大使
2月　バングラデッシュ／マジッド駐日大使
2月　フランス／バルテルミー産業開発局アジア代表部局長
3月　在日米国商工会議所（ACCJ）中部支部ウィーニック副会長

アメリカ・ミネタ商務長官、フォーリー駐日大使
（平成13年1月12日）

［3］定期交流

本会は、平成元年以降、アメリカのウエストバージニア州と、また、フランスのアルザス・ガスコーニュ両地方と各々地域間定期交流を行った。

いずれも経済ミッションを定期的に受け入れ、中部地域での投資セミナー開催について協力するとともに、本会の経済ミッションを派遣し交流を図った。

(1)　ウエストバージニア州（アメリカ）との交流

1)　ロックフェラー上院議員の名古屋訪問

アメリカの有力な政治家であり、知日派である

ジョン D．ロックフェラーⅣ世上院議員が、平成元年１月に名古屋を訪問した機会をとらえ、本会は、同上院議員を講師に迎え、日米関係や中部の企業誘致等をテーマに講演会を開催した。

当時は、日本からアメリカへの貿易輸出及び投資の急増が日米間の大きな経済摩擦問題であったことから、ウエストバージニア州（以下「WV州」という）選出の上院議員である同氏は、日本、とりわけ中部の企業によるWV州への投資を期待する旨を表明し、日本企業による地方州への進出をサポートすることを通じて、良好な日米関係の構築を目指していきたいとの考えを示した。

2)　ＷＶ州の投資環境ＰＲ活動支援

ロックフェラー上院議員の要請を受け、本会は、WV州政府が同州の投資環境を本会会員企業に紹介する活動を支援した。

まず、平成元年３月、スペンスWV州国際開発局長が来名し、本会では同局長によるWV州への投資に関する講演会を開催した。

同年７月には、対米投資調査視察団（団長：小川修次副会長）を派遣し、WV州の投資環境等の調査するとともに、ロックフェラー上院議員及び同州のワイズ下院議員（後のWV州知事）など州政府関係者と懇談した。

更に、同年12月、ロックフェラー上院議員、ガストン・ケーパートンWV州知事はじめ同州政府関係者からなる経済ミッションを迎えて、本会会員企業を対象に同州への企業誘致セミナーを実施した。

3)　ＷＶ州政府日本代表事務所の開設支援

このような相互交流の実績を背景として、WV州政府は、平成２年４月、名古屋にWV州日本代表事務所を開設することを決定した。米国の州の駐在員事務所が東京以外に置かれるのは、WV州が初めてであることから、本会では同州事務所の設置場所、規模等の斡旋について全面的にサポートした。

4)　ＷＶ州との交流増進

WV州政府日本代表事務所の開設以後、ロックフェラー上院議員、WV州知事は、毎年のように来名し、中部の企業にWV州の投資環境や魅力をＰＲするなど、中部地域との経済・文化交流の拡大に大変熱意を持って活動している。

とりわけ、ロックフェラー上院議員は事務所開設以後の10年間で７回来名、本会は同上院議員の来名ごとに会員有志による歓迎会を開催し、米国と日本の経済関係、WV州と中部地域との交流増進等について懇談している。

また、本会では、同上院議員が率いる経済ミッション“プロジェクト・ハーベスト”が、平成７年１月と９年１月に来名した際、同ミッションに参加したWV州の企業との商談会を開催している。

また、WV州への投資誘致セミナー（平成元年３月、２年11月、８年８月、10年10月、12年４月）を支援した。

一方、本会からWV州への往訪は、前述した平成元年７月の対米投資調査視察団に始まり、平成２年９月の米国経済視察団（団長：谷本悦造副会長）、平成５年４月の訪米使節団（団長：松永亀三郎会長）、平成11年９月の米国経済視察団（団長：安部浩平会長）の計４回であり、訪問の都度、ロックフェラー上院議員及びWV州知事や経済界要人と懇談するとともに、同州の投資環境を視察している。

ロックフェラー上院議員（平成10年１月）

5)　ＷＶ州との交流の成果

上述の活動等を通じて、本会の会員企業もWV州との交流に取り組むようになった。

平成３年４月には中部電力㈱が同州産出の石炭を購入することを決定した。また、平成６年４月には日本特殊陶業㈱が同州への進出を決定、平成８年５月にトヨタ自動車㈱が同州にエンジン工場を建設することを発表した。

WV州に進出する日本企業は着実に増えており、平成13年６月現在で14社が進出し、うち11社が中部５県内に本社を置いている。

他方、WV州政府は当地域への訪問を通じて、当地域自治体との交流も深めてきている。平成３年12月、ケーパートンWV州知事から本会の松永亀三郎会長あてに、WV州と岐阜県との姉妹提携の斡旋を依頼する文書が来状し、これを契機に、岐阜県とＷＶ州の交流が活発化した。未だ両地域における正式な姉妹提携は行われていないものの、“草の根交流”が活発になり、両地域による使節団の相互訪問が幾度か行われた結果、平成10年10月に両者間で友好交流の覚書が調印され、ソフトウェアやバーチャルリアリティー（仮想現実）などの先端技術分野での連携を強化し、幅広い分野での交流を深めていくことが確認された。

これをもとに、岐阜県の㈶ソフトピア・ジャパンとWV州のハイテク・コンソーシアムとの間でも協定が結ばれ、研究者の交換、共同研究を進めることが決定した。これらの経緯から、平成11年10月に、WV州知事テクノロジー局日本事務所が、岐阜県各務原市のテクノプラザ内に設置された。

ＷＶ州商談会（平成９年１月21日）

(2)　アルザス・ガスコーニュ両地方（フランス）との交流

1)　アルザス地方との相互交流

アルザス地方（フランス本土最東部）からのミッションが、昭和58年11月と60年５月の２度にわたり来名し、投資セミナーを開催した際、本会はこれを後援した。これを契機に交流が始まり、本会は、昭和60年10月、「欧州経済視察団」（名誉団長：田中精一会長、団長：竹見淳一副会長）を同地方へ派遣した。

2)　ガスコーニュ地方との交流

アルザス東京事務所の富永雅之所長が、ガスコーニュ地方（フランス本土南西部）の日本代表を兼ねていたことから、本会とガスコーニュ地方との交流が始まった。平成３年７月、ジャン フランソワ ポンセ・フランス上院議員（ロット・エ・ガロンヌ県県会議長、元外務大臣）を団長とするミッションが来名し、名古屋で企業誘致・投資セミナーを開催、本会が後援した。これを受け、本会では、同年10月に「欧州経済視察団」（団長：堀木博副会長）を派遣し、ガスコーニュ地方を答礼訪問した。

3)　アルザス・ガスコーニュ日本代表部の名古屋開設

上述の交流経緯を踏まえて、平成４年４月、それまで東京に置かれていたアルザス東京事務所並びにガスコーニュ代表事務所（冨永雅之氏が各々の駐日代表、事務所長を兼務）が名古屋に事務所を移転し、アルザス・ガスコーニュ日本代表部（代表：同氏）として活動することとなった。

本会では、アルザス・ガスコーニュ日本代表部の活動を支援するため、同代表部が定期的に主催する投資・観光セミナーを共催・後援するなど協力を続けた。

平成５年５月に、アルザス地方の経済使節団が

本会を訪問した際、中部と同地方との相互理解を深めていくため、隔年ごとに、相互の地域で交互に「日仏合同ビジネスセミナー」を開催することが決定した。

これを受けて同年９月、アルザス及びガスコーニュ地方において「第１回日仏合同ビジネスセミナー」が開催された。本会は、㈶中部産業活性化センターと合同で「日仏合同ビジネスセミナー調査団」(団長：鈴木康義㈶中部産業活性化センター専務理事）を派遣し、両地方においてそれぞれビジネスセミナーを開催した。

その後、「第２回日仏合同ビジネスセミナー」を平成７年秋に名古屋において開催する予定であったが、同年３月にガスコーニュ日本代表部が閉鎖されたことにより、ガスコーニュによる訪日ミッションは実現しなかった。これを契機に、アルザス・ガスコーニュ日本代表部は名称を「アルザス日本代表部」と改称した。

その後、本会では、アルザス日本代表部の活動に対する支援として、平成７年から９年にかけて３回にわたり「アルザス投資・観光セミナー」を共催・後援した。

Lot-et-Garonne-Japon : le courant passe !

Shuji Ogawa, évoquant, hier, le développement des échanges économiques franco-japonais à l'occasion d'un séminaire réunissant les décideurs lot-et-garonnais autour de Jean François-Poncet et les membres de la Fédération économique du Chubu l'a dit clairement à l'adresse du président du conseil général, d'Alain Mariotti et de Gilbert Fongaro.

« J'ai assumé pendant plus de dix ans la fonction de vice-président de la fédération ainsi que celle de président du comité international au sein de cet organisme. Pendant cette période, j'ai reçu au Japon plusieurs personnages importants et plusieurs missions à l'étranger. Cependant, je n'ai jamais vu une mission dotée de tant de volonté et d'amitié que celle conduite par Jean François-Poncet qui m'a d'ailleurs vivement impressionné. Nous sommes ainsi arrivés en si peu de temps à nous entendre parfaitement. Par ailleurs, Jean François-Poncet a créé, l'année dernière, un bureau de représentation de la Gascogne à Nagoya en considérant que la

L'obtention si rapide de tels résultats est tout à fait exceptionnelle. Il est important, poursuivra M. Ogawa, que les relations existant entre le Japon et la Communauté européenne qui constitue un des trois pôles de la structure économique mondiale et dans laquelle la France occupe une place importante, soient entretenues de façon à ce que ces trois pôles coopèrent pour jouer le rôle de grande dynamique de l'économie mondiale ».

Cela dit et précision importante, il ne faut pas passer sous silence que l'économie japonaise souffre, elle aussi de la dépression et qu'actuellement de nombreuses entreprises y sont amenées à réduire leurs installations de production. Il y a aussi l'augmentation du yen qui exerce des effets pervers sur le secteur de Chubu

les Japonais qui comptent une concentration élevée d'industries et de technologies variées sont prêts à les partager, participant ainsi au développement équilibré de l'économie, non seulement française et japonaise mais aussi mondiale.

C'était la leçon à retenir du séminaire d'hier tenu à l'Agropôle et qui, après J. F.-P, faisait intervenir Gilles Gehan et Michel Cazenave, de la délégation des implantations d'EDF; François Riboulet, qui présentait l'Agropôle, ainsi que Jean Dorey, de la DATAR, qui évoquait les chances du Sud-Ouest en Europe du Sud. Remarquées également les interventions de Paul Mermet sur la sous-traitance et les exportations, celle de Gérard Angotti sur le tableau sanitaire de Lot-et-Garonne, et MM. Piette, Quervet, Dubédout

ガスコーニュでの日仏合同ビジネスセミナーを報じた現地新聞コピー（平成５年９月22日）

第２節　セミナー等の開催・後援

経済のグローバル化に伴い、諸外国の日本に対する関心が高まるなか、本会では、下記の国・地域の投資セミナー等各種セミナーの開催及び後援を単独あるいは他の経済機関・団体と共同で支援し、会員企業に海外の情報を提供し、諸外国との交流促進に努めた。

平成３年（1991）から12年までの主なセミナー等の開催実績は次の通りである。

本会の立場（主催、共催、後援、協力）をカッコ内に示した。

［平成３年（1991）］

４月　ドイツ／クレフェルト市企業誘致・経済セミナー（後援）

６月　ハンガリー／投資セミナー（共催）

７月　フランス／ガスコーニュ地方投資セミナー（共催）

10月　オランダ／事務合理化研修視察（協力）

11月　フランス／アルザス投資セミナー（共催）

［平成４年（1992）］

３月　フランス／アルザス投資セミナー（共催）

3月　オーストラリア／MFPによる投資セミナー（後援）
4月　ドイツ／東部ドイツ投資セミナー（後援）
4月　フランス／アルザス・ガスコーニュ地方投資セミナー（共催）
8月　アメリカ／ブリンガムヤング大学(ユタ州)学生の研修（協力）
10月　フランス／アルザス投資セミナー（共催）

［平成5年（1993）］

1月　フランス／経済セミナー（共催）
1月　フランス／ポンセ元外相講演並びにガスコーニュ地方投資セミナー（共催）
5月　アメリカ／経済セミナー（後援）
7月　中国／日中合弁大連工業団地投資セミナー（後援）
9月　ドイツ／テューリンゲン州貿易・投資促進セミナー（共催）

［平成6年（1994）］

2月　アセアン・ラウンド・テーブル名古屋（共催）
4月　フランス／ガスコーニュ・セミナー（共催）
10月　トルコ／経済セミナー（共催）

［平成7年（1995）］

1月　アメリカ／ウェストバージニア州商談会（共催）
3月　ベトナム／ベトナム経済セミナー（主催）
9月　中国／シンガポール・蘇州工業都市セミナー（共催）
10月　フランス／アルザス観光・投資セミナー（共催）
10月　アメリカ／ミシガン州投資セミナー（後援）

［平成8年（1996）］

8月　アメリカ／ウエストバージニア州投資セミナー（後援）
9月　チェコ／ビジネス・ミーティング（共催）

［平成9年（1997）］

1月　アメリカ／ウェストバージニア州商談会（共催）
3月　スロバキア／経済懇談会（共催）
4月　ドイツ／ノルトライン・ヴェストファーレン州・ビジネスセミナー（後援）
4月　フランス／アルザス投資・観光セミナー（後援）
5月　アメリカ／コロラド州セミナー（後援）
5月　ブルガリア／貿易・投資セミナー（共催）

［平成10年（1998）］

2月　中国／河北省投資セミナー（協力）
5月　チュニジア／投資セミナー（後援）
6月　メキシコ／ビジネスセミナー（共催）
9月　ルーマニア／ビジネスセミナー（主催）
10月　アメリカ／ウエストバージニア州投資セミナー（後援）

［平成11年（1999）］

5月　チェコ／ビジネスセミナー（後援）
10月　イタリア／ピエモンテ州投資セミナー（後援）

［平成12年（2000）］

4月　アメリカ／ウエストバージニア州経済投資セミナー（後援）
4月　ドイツ／ザクセン州ビジネスセミナー（主催）
5月　イギリス／PFIセミナー（後援）
7月　マレーシア／ビジネス機会セミナー（主催）
9月　香港／ロジステックスセミナー（後援）
11月　ベルギー／ワロン地域プレゼンテーション（後援）

第３節　中部地域における外国公館等の開設支援

経済の国際化の進展や、中部国際空港、2005年日本国際博覧会などのビッグプロジェクトの存在を通して、中部地域に対する海外諸国の認識が深化したことから、領事館など外国公館の設立が相次いだ。

本会では、外国公館等の誘致を促進すべく、経済視察団が訪問した各国政府や産業界に対して、中部地域を紹介し、招致活動を展開した。

また、在名外国公館が主催するセミナー等の後援や、本会の機関誌“中経連”への代表者のインタビュー記事掲載など、在名外国公館の活動に対する支援・協力を積極的に行った。

現在、当地域に開設されている総領事館は２ヵ国（大韓民国、ブラジル）、領事館は４ヵ国（アメリカ、オーストラリア、カナダ、イギリス）である。

平成２年以降に名古屋に開設された領事館、代表事務所等は次の通りである。

○アメリカ・ウエストバージニア州政府日本代表事務所（平成２年４月）
○フランス・アルザス日本代表部（平成４年４月）
○オーストラリア領事館（平成４年９月）
○カナダ領事館（平成４年11月）
○フランス大使館・経済商務部名古屋支部（平成５年７月）
○名古屋アメリカ領事館（平成５年12月）
○ブラジル総領事館（平成６年９月）
○英国通商投資中部事務所（平成７年２月、平成11年９月に領事館に格上げ）
○ブリティシュ・カウンシル名古屋（平成７年５月）
○アメリカ・ユタ州経済開発名古屋事務所（平成９年２月、平成12年６月閉鎖）
○イギリス領事館（平成11年９月）

第４節　㈶海外技術者研修協会（AOTS）中部研修センター（CKC）の建設活動

㈶海外技術者研修協会（AOTS）は、昭和34年（1959）設立以来、東京・関西・横浜・中部の各研修センターで海外技術者受け入れ事業を行い、発展途上国の産業、経済の発展に寄与している。このうち中部研修センター（CKC）は、途上国への技術移転、すなわち各国からの研修生に中部地域の優れた産業技術を教えることを目的とした研修施設として、昭和45年10月に愛知県愛知郡長久手町に開館した。

開館以来、同センターの利用率は年々増加し、平成４年には稼働率が81.1％と、ほぼ飽和状態に達し、需要に対応できない状況となった。これは、宿泊能力が78人しかないことや研修室が５室と少なく、講堂もないことなど、同センターの施設規模が小さいことがネックであった。加えて、開館以来20年余を経過して施設自体も老朽化してきていた。

このような事情から、同センターの拡充・整備が急務とされ、中部通商産業局長の私的諮問機関である国際技術交流拠点構想実現化研究会（通

称・タンポポ計画研究会）において、同センターの拡充・整備を今後推進すべきプロジェクトの一つとして打ち出された。

本会では、中部通産局長からの要請を受け、同センターの今後の整備方策を検討するため、地元を中心とした産・官・学で構成する検討委員会を設置、同センターの現状や地元企業の評価、将来のニーズなどを検討・分析し、同センターの移転・拡張と研修内容の充実を中心として今後の方策を検討した。

その結果、新しいセンター施設は、延べ床面積を１万㎡と５倍近くに拡大し、バス・トイレ付き個室190室（シングル190、ツイン５）を設けて宿泊能力を200人規模へ拡充すること、リフレッシュのための施設として喫茶コーナーやラウンジ、パーティー室なども設けること、研修施設も150㎡の大研修室３室を中心に中小あわせて17室の研修室と講堂、図書室や映写室、CAI（日本語等自習システム）日本語の産業・技術に関するAVライブラリー室などを導入、研修機能の強化を図るべきである、とした。

また、用地は、既設のセンターが交通条件、生活条件とも比較的恵まれた所に立地しているものの、敷地面積が約5,000㎡しかないため、公法上の規制（建ぺい率、容積率）から現在地での延べ床面積１万㎡規模の施設建設は不可能であること、隣接地への買い増しも無理なことから、現在地を売却して移転することが必要である、とした。

移転先としては、現在地が恵まれた立地条件にあることや検討委員会の調査でも同センターを利用する企業の大半が「地下鉄などの公共交通機関が利用できる場所」「企業・実習地までの通勤時間は片道１時間以内」などを希望していることもあり、交通の利便性に重点を置いて検討した結果、豊田市に決定した。

センターの整備・拡充にあたっては、海外技術者研修協会の自己資金と国庫補助金に加えて地元自治体や企業ベースの協力が不可欠であった。このため、国ベースでは、平成６年度予算に調査費の計上を要求、平成７年度から事業費補助金を得て建設工事にかかることとなり、愛知県、豊田市を中心に地元自治体も国の予算付けに歩調を合わせて補助金の予算付けが行われた。

一方、企業ベースでは、本会が中心となって中部研修センターの利用企業並びに当地域の有力企業に対し寄付を要請するとともに、全国ベースでの企業寄付については、㈳経済団体連合会の協力を得て実施し、平成９年度当初の開館を目指した。

新センターの研修内容については、現在の一般研修と研修生の宿泊を中心とした機能に加えて、海外情報の収集提供機能や中部地域の在留外国人の交流ネットワークの要となるコーディネート機能などを新たに整備するほか、現在の研修機能の充実、特に、地域特性を生かした管理研修の大幅増設、研修生受け入れ企業の指導員研修などを行うことにし、研修企画委員会を設けて検討した。

新センターは、地上５階・地下１階の宿泊棟、地上３階・地下１階の研修棟の他、体育館、テニスコートを備えて、平成９年９月に開館した。研修施設としては、大・中・小の研修室の他、研修生が日本の生活環境に順応できるよう支援施設としてビデオライブラリーなどが設けられている。また、旧CKCでは78名であった宿泊能力が３倍近い200名に増え、各室にバス・トイレを完備、洗濯室やソーシャルラウンジなど研修期間を快適に過ごすことができるように改善された。

平成９年９月２日、㈶海外技術者研修協会（AOTS）中部研修センター（CKC）の開館式が、佐波正一AOTS会長、安部浩平本会会長をはじめ関係者約450名の出席するなか開催された。

安部会長は、挨拶のなかで、産業技術の中枢圏域である中部に、国際技術交流拠点として収容能力を拡充した新センターが建設されたことの意義と今後の多面的な活動への期待を述べた。

新センターは、開館後、順調に研修生の受け入れ実績を伸ばし、平成10年度1,015名、11年度

1,007名、12年度1,024名と、旧センター時の平成９年度581名に比べ倍増している。

新装なった㈶海外技術者研修協会（AOTS）中部研修センター（CKC）

第５節　海外子女教育相談室

本会では、企業の海外活動が活発化するにつれ、海外に赴任する従業員の子女教育対応の必要性が急速に高まったことから、会員企業を対象に、海外子女教育相談を月２回実施し、現地での日本語学校・国際学校・現地校への転入学に関する情報提供や出国時・帰国時の諸手続き、帰国後の日本の学校への転入学などについての助言を行い、会員企業の海外事業活動に対する側面的支援を行った。

平成元年度（1989）以降の教育相談対応件数は、次の通りである。

	件数	人数
平成元年度	42件	77人
2年度	51件	92人
3年度	73件	122人
4年度	81件	128人
5年度	67件	119人
6年度	37件	75人
7年度	45件	93人
8年度	67件	142人
9年度	37件	82人
10年度	30件	60人
11年度	36件	73人
12年度	41件	65人

「経済視察団」派遣一覧

平成３年（1991）～12年（2000）

欧州経済視察団

平成３年(1991)　10月６日～14日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 万博関係情報収集 • 治水関係情報収集 • 仏ガスコーニュ地方との交流 • 新都市開発地区の視察 • ＥＣ統合に関する動向調査	団　長：堀木　　博 副団長：三浦　道義	フランス パリ	BIEフランス政府代表 JETROパリセンター ラ・ディファンス地区新都市開発
		オーストリア ウィーン	JETROウィーンセンター ウィーン市都市開発局 ドナウ・インゼル
		スペイン バルセロナ セビリア	オリンピック事務局 オリンピックメインスタジアム セビリア万博公社 セビリア万博会場 JETROセビリア事務所
		ポルトガル リスボン	JETROリスボン事務所 ポルトガル貿易振興庁
		フランス アジャン	アジャン市庁 ロッテ・ガロンヌ県会 アグロポール農業試験場 カステルジャルー市庁 ネラック市庁 ピュイミロール市庁
		イギリス ロンドン	日本人商工会議所

ロシア・欧州経済視察団

平成４年(1992)　９月27日～10月10日

目　　的	団長・顧問	訪問国・都市	訪問先
• セビリア万博視察 • 万博関係情報収集 • ロシアの市場経済移行状況の調査 • ＥＣ統合に関する動向調査 • 都市再開発地区の視察	団長：豊田　芳年 顧問：小川　修次	ロシア モスクワ サンクト･ペテルブルグ	ロシア経済省 エルミタージュ美術館館長
		イタリア ミラノ コモ ローマ セビリア	イタリア商業銀行 JETROミラノセンター 国立絹美術デザイン学校 セラピアンスティファリ皮革伝統産業 エウル副都心 セビリア万博日本館 セビリア万博公社
		イギリス ロンドン	ドックランド開発公社 ケント州開発公社（ユーロトンネル・エクジビションセンター）

訪米使節団

平成５年(1993)　４月９日～17日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• クリントン新政権の主要経済閣僚との懇談	団長：松永　亀三郎 副団長：小川　修次 副団長：岩崎　正視	アメリカ ワシントンD.C. ウエストバージニア州	 日本大使 米国議会 国会議事堂(ロックフェラー上院議員) 商務省(ブラウン長官) 通商代表部(カンター代表) 財務省(アルトマン副長官) マーシャル大学 インコアロイ社 知事公邸(ケーパートン知事、ロックフェラー上院議員) SCSM社 BIDCO/ アパラアチアン電力

華南経済視察団

平成５年(1993)　10月10日～21日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 中国の経済発展状況の視察 • 経済特区の視察 • 香港,台湾の中国本土への姿勢の見聞	団長：小原　敏人	中　国 北　京 上　海 広　州 深　圳	 日本大使 日本人商工会議所 北京市人民政府 上海市人民政府 浦東新区 上海三菱電梯有限公司 日本総領事 広東省人民政府 賽格日立彩色顕示器有限公司 深圳人民政府
		香　港	日本総領事 新中港集団有限公司
		台　湾 台　北	華新麗華股份有限公司 経済部国際貿易局 中華民国工商協進会

デンバー新空港視察団

平成５年(1993)　12月５日～16日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• スーパーハブ空港等、アメリカ諸空港の視察 • 「航空と空港のインフラストラクチャーに関する国際フォーラム」参加 〔共催：名古屋商工会議所〕	団　長：伊藤　達雄 （三重大学人文学部教授） 副団長：阿久津　一	アメリカ デンバー ラスベガス アトランタ ロサンゼルス	 コロラドコンベンションセンター デンバー商工会議所 デンバー国際空港 コロラド先端技術研究所 マッカラン空港 ラスベガス会議観光局 ネバダ開発局 アトランタ・ハーツフィールド空港 アトランタ市航空局 アトランタ・トレード・ポート セントラル・アトランタ開発公社 ニューポート・ビーチ ジョン・ウェイン空港 アーバインカンパニー

オセアニア経済視察団

平成６年(1994)　９月12日～23日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 訪問国と中部地域との経済交流促進 〔在名古屋オーストラリア領事館設置(92年９月)に対する答礼訪問〕 • 環太平洋経済圏形成に関する懇談 • アメリカズカップの経済効果に関する情報収集 • 遷都、首都設計視察 • 港湾再開発地域視察	団長：松永　亀三郎 副団長：小原　敏人	オーストラリア シドニー キャンベラ パース	 ダーリング・ハーバー港湾局 首相官邸(首相) 貿易省(貿易大臣) 日本大使 都市計画館 講演会「アメリカズカップの経済効果」
		ニュージーランド クライストチャーチ オークランド ワイラケイ ウエリントン ダンピア	 リトルトン港湾会社 日本総領事 地熱発電所 首相官邸(首相) 貿易大臣執務事務所(貿易交渉大臣) 日本大使 ＬＮＧ基地

英国・北欧経済視察団

平成７年(1995)　９月17日～29日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 英国・スカンジナビア諸国に対する万博支援要請 • 訪問諸国の経済情勢に関する懇談 • 訪問諸国と中部地域との経済交流促進 • 英国通商投資中部事務所設立(95年２月)に対する答礼訪問	団　長：安部　浩平 副団長：小原　敏人	デンマーク コペンハーゲン	外務次官 商工省局長 日本大使
		イギリス ロンドン	副首相 貿易産業大臣 日本大使 トヨタ自動車ダービー工場
		ノルウェー オスロ	首相 貿易海運大臣 外務次官 日本大使
		スウェーデン ストックホルム	貿易及び欧州問題担当大臣 貿易公団副総裁 日本大使 JETROストックホルム事務所

米国・南米経済視察団

平成８年(1996)　10月７日～19日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 港湾施設視察 • 首都機能関係情報収集 • 経済、社会情勢視察 • 経済・文化交流促進 • 万博支援要請	団長：安部　浩平	アメリカ サンフランシスコ ワシントンD.C.	オークランド港湾局 サンフランシスコ湾保全開発委員会 ボルチモア開発公社 首都計画委員会
		ブラジル ブラジリア サンパウロ	日本大使 日本総領事 ブラジル特殊陶業社
		アルゼンチン ブエノスアイレス	大統領 外務大臣 経済省通商鉱工業庁長官 日本大使

欧州経済視察団

平成９年（1997）　10月12日～26日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 欧州経済情勢の視察 • EU通貨統合状況調査 • 万博支援要請及び関係情報の収集	団　長：豊田　芳年 副団長：富田　和夫	ドイツ ハノーバー デュッセルドルフ ボン	ハノーバー国際博覧会事務局 日本商工会議所 日本大使 ドイツ産業連盟（BDI） 東部ドイツ産業投資委員会 外務省 東京三菱銀行デュッセルドルフ支店
		スペイン マドリッド セビリア	外務省 日本大使 セビリア万博関連公社
		ポルトガル リスボン	リスボン国際博覧会公社 経済省副大臣 日本大使
		フランス パリ	BIE（ロセルタレス事務局長） 日本大使

オセアニア経済視察団

平成10年（1998）　11月21日～12月４日

目　　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 進出企業運営状況視察 • 港湾再開発状況視察 • 経済交流増進 • 首都機能調査 • シドニーオリンピック施設の視察 • アメリカズカップ運営状況視察	団　長：神野　信郎 副団長：小原　敏人	オーストラリア メルボルン シドニー キャンベラ	トヨタ自動車オーストラリア社 ダーリング・ハーバー オリンピック会場 外務貿易次官 日本大使 産業・科学・資源省次官
		ニュージーランド ウェリントン ワイラケイ オークランド	日本大使 外務貿易大臣 地熱発電所 アメリカズカップ・ビレッジ社 ロイヤル・ニュージーランド・ヨットクラブ・スコードロン

米国経済視察団

平成11年(1999)　9月17日～26日

目　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• 投資環境視察 • 経済交流増進 • 現地進出工場視察 • 都市再開発状況視察 • オリンピック会場視察 • 都市再開発状況視察	団　長：安部　浩平 副団長：岩崎　正視	アメリカ ニューヨーク チャールストン バッファロー ボストン ソルトレイクシティ ラスベガス	 米国三菱商事 ロックフェラー上院議員 ウエストバージニア州知事 ワン・バレー　バンク本店 トヨタモーターマニュファクチャリング・ウエストバージニア社 チャールズタウン・ネービーヤード ビッグ・ディッグ クインシーマーケット ユタ州知事 オリンピック会場 新興住宅地 中心部ホテル街

ドイツ・フランス経済視察団

平成12年(2000)　7月2日～11日

目　的	団長・副団長	訪問国・都市	訪問先
• ザクセン州政府との交流 • EU経済情勢の視察 • 万博関係情報の収集 • ハノーバー万博会場視察 • ベルリン再開発状況視察 • ドイツ産業連盟との交流	団　長：安部　浩平 副団長：豊田　芳年 副団長：小原　敏人	フランス パリ	 BIE(ロセルタレス事務局長) 日本大使 日本商工会議所
		ドイツ ドレスデン ベルリン ハノーバー	 ザクセン州政府(首相及び経済労働大臣) TDDK社 日本商工会 日本大使 ドイツ産業連盟開発局 ベルリン市政府 ハノーバー万博

「調査団」派遣一覧

平成２年（1990）～12年（2000）

欧州経済調査団

平成２年（1990） ９月29日～10月９日

目　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• EC市場統合進展状況調査 • 東西ドイツ統一状況調査	団長：外山　公司	ベルギー ブリュッセル モンス	日本大使 EC本部 日本商工会議所 日本碍子工場
		ドイツ デュッセルドルフ ボン ベルリン	JETROデュッセルドルフセンター ドイツ三菱商事 日本大使 講演会（ブリストルホテル） 信託庁
		フランス パリ	JETROパリセンター OECD日本政府代表部

東南アジア経済調査団

平成３年（1991） 11月10日～22日

目　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 東南アジア諸国の経済開発状況調査 • 中部との経済交流促進 • 東南アジアの国際物流調査 • 技術・人材交流調査	団長：木下　眞夫	台　湾 台　北	台北ワールド・トレードセンター 台湾三井物産 中正国際空港エア・カーゴ・ターミナル
		シンガポール	JETROシンガポールセンター 国際卸売センター シンガポール民間航空局 バタムインド社 日本・シンガポール技術学院
		インドネシア ジャカルタ	バタム島工業地域 JETROジャカルタセンター 職業訓練指導センター
		マレーシア クアラルンプール	マレーシア工業開発庁 マレーシア・クォーツ・クリスタル社 日本人商工会議所
		香　港	香港コンベンション・エキジビション・センター 香港貿易発展局 JETRO香港センター

東南アジア経済調査団

平成４年(1992)　11月４日～17日

目　　的	団長・顧問	訪問国・都市	訪問先
• アジア諸国の産業経済の実態調査と交流促進	団長：木下　眞夫 顧問：阿久津　一 顧問：梅島　一嘉	シンガポール	JETROシンガポールセンター 旭テクノビジョン社 シンガポール港湾局 日本人商工会議所
		マレーシア クアラルンプール	マレーシア工業開発庁
		ベトナム ホーチミン	ベトナム商工会議所ホーチミン支部 国家協力投資委員会ホーチミン事務所 輸出加工区 ホーチミン人民委員会 ベトソフペトロ社
		ハノイ	ベトナム商工会議所 国家計画委員会 国家協力投資委員会
		中　国 深　圳	日立深圳工場 経済特区 深圳市投資促進中心
		珠　海	経済特区
		香　港	New Airport Projects Co-Ordination Office 香港新空港局

ドイツ・スペイン地方自治調査団

平成４年(1992)　12月５日～19日

目　　的		訪問国・都市	訪問先
• 連邦制・自治州制度導入国家の行財政制度調査	安木　正一 長嶺　敬二	ドイツ ミュンヘン	バイエルン州政府（内務省、大蔵省、経済省）
		ベルリン	ベルリン市政府（内務省、大蔵省） ベルリン投資促進会社
		キール	シュレースヴィヒ・ホルンシュタイン州政府（内務省、大蔵省、経済省、外務省）
		デュッセルドルフ	ノルトライン・ウエストファーレン州政府（内務省）
		ボン	連邦政府（内務省、大蔵省、経済省、交通省）
		スペイン マドリッド	中央政府(自治省)
		バルセロナ	カタルーニャ州政府(総理府)

日仏合同ビジネスセミナー調査団

平成５年（1993）　９月19日～28日

目　　的	団長・顧問	訪問国・都市	訪問先
• アルザス・ガスコーニュ両地方との経済文化交流拡大 • ビジネスセミナー実施 • 都市開発視察	団長：鈴木　康義 顧問：小川　修次 顧問：三浦　道義	フランス パリ モンフランカン ガスコーニュ地方（アジャン・トゥールズ） アルザス地方（ストラスブール、コルマール）	 フランス上院（ポンセ上院議員） JETRO パリセンター 国土開発担当大臣 モンフランカン都市再開発 ガスコーニュ地方セミナー アルザス地方セミナー
		ドイツ バーデンバーデン フライブルグ バーゼル	 クアハウス フライブルグ都市開発 ユーロエアポート

米国情報通信調査団

平成６年（1994）　９月12日～23日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 情報スーパーハイウェイ構想動向調査 • マルチメディア進捗状況調査	団長：木下　喜揚	アメリカ アトランタ ワシントンD.C. ニューヨーク サンフランシスコ ロサンゼルス	 CNNスタジオ 国際見本市「NETWORLD＋INTEROP」 GCATT（ジョージア先端通信技術センター） GTEDI（ジョージア技術経済発展インスティチュート） ジョージア・テック・マルチメディア・ラボ 郵政国際協会ワシントン事務所 商務省電気通信情報局 'e'-on社 三菱商事ワシントン駐在所 東邦ガス ニューヨーク事務所 NTTアメリカ レジス・マッケンナ社 シリコングラフィックス社 南カリフォルニア大学コンピュータアニメーションラボ ユニバーサルスタジオ

東南アジア経済調査団

平成７年(1995)　10月10日～23日

目　　的	団長･名誉顧問･顧問	訪問国・都市	訪問先
• 産業・経済の実態調査 • 日系進出企業の実情調査	団長：木下　眞夫 名誉顧問： 松永　亀三郎 顧問：阿久津　一	ミャンマー ヤンゴン	ミャンマーシーフード社 第一工業省 ミンガラドン工業団地 エネルギー省 日本大使 ミャンマー商工会議所 ボージョーマーケット 国家計画経済開発省
		タイ バンコク	日本大使 タイトヨタ社 TOP&TTP社
		ベトナム ハノイ ホーチミン	日本人商工会 ベトナム商工会議所本部 国家協力投資委員会本部 世界経済研究所 日本大使 タン・トゥアン輸出加工区開発経営公司 国家協力投資委員会ホーチミン事務所 ホーチミン市人民委員会 ベトナム商工会議所ホーチミン支部 日本人商工会

東南アジア空港・港湾調査団

平成８年(1996)　10月27日～11月５日

目　　的	団長・顧問	訪問国・都市	訪問先
• 東南アジア各国の空港・港湾インフラ整備状況調査	団長：阿部　昌弘 顧問：高橋　誠 (㈶名古屋港埠頭公社理事)	シンガポール	シンガポール港湾局 Kepper Brini Terminal シンガポール日本通運 Pasir Panjang Termial チャンギ国際空港
		マレーシア セパン ケラン	セパン新国際空港 パシフィック・コンサルティング・インターナショナル社 ケラン港湾局
		台　湾	高雄港
		香　港	チェク・ラップ・コック新国際空港 第３海底トンネル NAPCO 香港政府海事所 Marine Department Victoria Harbor

インド経済調査団

平成９年(1997)　11月２日～12日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• インド経済の実情調査	団長：黒河内　暎雄	インド ムンバイ バンガロール チェンナイ デリー	 サンタクルズ輸出加工区 FLOATGLASS INDIA社 日本総領事 ソフトウェア・テクノロジー・パーク BPL SANYO社 Indian Institute of Science 日本人会 日本商工会 日本総領事 タミルナド州産業開発公社 Ucal Fuel Systems インド　ジャパン　センター 日本大使 インド商工会議所 Denso India

環境対策調査団

平成10年(1998)　９月20日～10月２日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 環境対策先進諸国の地球温暖化対策の現状調査並びに資源回収・リサイクルシステムの調査	団長：安木　正一	ドイツ ベルリン デュッセルドルフ ケルン シュツットガルト フライブルグ	 ドイツ連邦環境庁 アルバ社 日本商工会 デュッセルドルフ日本商工会議所 バイエル社 ドイツ廃棄物処理連盟 デュアルシステムドイツ社 ダイムラーベンツ社 フライブルグ経済観光公社
		スイス ベルン ツェルマット ジュネーブ	 スイス連邦環境省 ツェルマット村役場 カーフリーリゾート協会 ジュネーブ州環境局

空港周辺都市機能調査団

平成11年（1999）　10月18日～30日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• 空港及びその周辺地域の包括的整備・拡充、高次都市機能の先進事例調査	団長：馬淵　則昭	オランダ アムステルダム	スキポール空港 スキポール地域開発公社 アムステルダム市外国投資局 アールスメール生花市場 JETROアムステルダム事務所 日系進出企業
		ドイツ フランクフルト	フランクフルト空港会社 メッセ・フランクフルト有限会社 ドイツ日本通運有限会社 JETROフランクフルト事務所 日本領事
		オーストリア ウィーン	ウィーン国際空港会社 オーストリアショッピングサウス 日本大使 JETROウィーンセンター
		イギリス マンチェスター バーミンガム	マンチェスター科学産業博物館 バーミンガム空港 アストンサイエンスパーク　バーミンガム・テクノロジー社 ナショナルエキジビションセンター 日系進出企業

メキシコ経済調査団

平成12年（2000）10月７日～20日

目　　的	団長	訪問国・都市	訪問先
• メキシコの貿易・投資環境調査	団長：岡本　光世	メキシコ メキシコシティ	アジア・メキシコビジネスフォーラム メキシコ国立貿易銀行 日本大使 JETROメキシコセンター 日本商工会議所 メキシコ商工省 メキシコ国際企業連盟
		モンテレイ	デンソーメキシコ アイシンメキシカーナ ヌエボレオン州政府
		グアダラハラ	ハリスコ州政府
		ティファナ	バハ・カリフォルニア政府
		サンディエゴ	日系マキラドーラ協会

第18章

地域交流活動

第１節　地域別会員懇談会の開催

会員懇談会は、本会の事業方針・事業計画に会員の声を反映させ、会員が一体となって事業を遂行するため、正副会長等の役員が、毎年中部５県の主要都市を訪問し、地元の会員と意見交換をするものである。

昭和61年度(1986)まで常設委員会の一つであった地域懇談会を、昭和62年度から会全体での推進事業として役員、会員が一体となって行う事業活動へと衣替えした。

近時での懇談内容の主なものは、中部国際空港の建設促進、2005年日本国際博覧会への支援・協力、首都機能の誘致・推進、交通・物流基盤の整備、地方分権・行財政改革の推進、新技術・新産業の振興などである。

平成３年以降の各地域会員懇談会の開催状況は次の通りである。

［地域会員懇談会の開催状況］

＜平成３年＞

１月30日　三重地域　（座長：金丸吉生副会長、津市）
２月14日　岐阜地域
（座長：多賀潤一郎副会長、岐阜市）
３月４日　愛知地域
（座長：松永亀三郎副会長、名古屋市）
３月15日　愛知地域
（座長：須田寛副会長、名古屋市）
３月28日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
４月３日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、浜松市）
４月25日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）

＜平成４年＞

１月17日　岐阜地域
（座長：多賀潤一郎副会長、岐阜市）
２月19日　三重地域　（座長：金丸吉生副会長、津市）
２月27日　愛知地域
（座長：豊田芳年副会長、名古屋市）
３月２日　愛知地域
（座長：伊藤喜一郎副会長、名古屋市）
４月８日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
４月14日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、浜松市）
５月６日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）

＜平成５年＞

２月12日　三重地域　（座長：谷本悦造副会長、津市）
２月25日　岐阜地域
（座長：清水義之副会長、岐阜市）
３月５日　愛知地域
（座長：安部浩平副会長、名古屋市）
３月10日　愛知地域
（座長：岩崎正視副会長、名古屋市）

4月8日　長野・上伊那地域
（座長：小林春男副会長、長野市）
5月10日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、浜松市）

＜平成6年＞

2月18日　三重地域　（座長：堀木博副会長、津市）
3月4日　岐阜地域
（座長：田口利夫副会長、岐阜市）
3月10日　愛知地域
（座長：神野信郎副会長、名古屋市）
3月11日　愛知地域
（座長：小原敏人副会長、名古屋市）
4月5日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）
4月8日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、静岡市）
4月11日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）

＜平成7年＞

3月2日　岐阜地域
（座長：多賀潤一郎副会長、岐阜市）
3月3日　愛知地域
（座長：豊田芳年副会長、名古屋市）
3月7日　愛知地域
（座長：須田寛副会長、名古屋市）
4月5日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）
4月11日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
5月9日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、静岡市）
7月13日　三重地域　（座長：谷本悦造副会長、津市）

＜平成8年＞

2月16日　三重地域
（座長：川喜田貞久副会長、津市）
2月26日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
3月1日　岐阜地域
（座長：清水義之副会長、岐阜市）
3月12日　愛知地域
（座長：箕浦宗吉副会長、名古屋市）
3月13日　愛知地域
（座長：須田寛副会長、名古屋市）
4月23日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、静岡市）
7月9日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）

＜平成9年＞

2月12日　三重地域　（座長：谷本悦造副会長、津市）
2月25日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
3月4日　岐阜地域
（座長：田口利夫副会長、岐阜市）
3月10日　愛知地域
（座長：太田宏次副会長、名古屋市）
3月12日　愛知地域
（座長：神野信郎副会長、名古屋市）
4月10日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）
4月15日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、静岡市）

＜平成10年＞

2月24日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
2月27日　三重地域　（座長：小菅弘正副会長、津市）
3月9日　愛知地域
（座長：西垣覚副会長、名古屋市）
3月10日　愛知地域
（座長：岩崎正視副会長、名古屋市）
3月13日　岐阜地域　（座長：遠藤優副会長、岐阜市）
4月15日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）
5月13日　静岡地域　（座長：河合滋副会長、静岡市）

＜平成11年＞

2月3日　三重地域　（座長：谷本悦造副会長、津市）
2月22日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）
3月2日　岐阜地域　（座長：遠藤優副会長、岐阜市）
3月4日　愛知地域
（座長：豊田芳年副会長、名古屋市）

3月9日　愛知地域
（座長：小原敏人副会長、名古屋市）

4月13日　長野地域
（座長：小林春男副会長、長野市）

5月7日　静岡地域　（座長：鈴木修副会長、静岡市）

＜平成12年＞

2月18日　三重地域
（座長：川喜田貞久副会長、津市）

2月23日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）

3月7日　愛知地域
（座長：小笠原日出男副会長、名古屋市）

3月9日　愛知地域
（座長：箕浦宗吉副会長、名古屋市）

3月15日　岐阜地域　（座長：遠藤優副会長、岐阜市）

4月11日　長野地域
（座長：安川英昭副会長、長野市）

5月10日　静岡地域　（座長：鈴木修副会長、静岡市）

＜平成13年＞

2月14日　三重地域　（座長：小菅弘正副会長、津市）

2月16日　上・下伊那地域
（座長：中島咸人飯田商工会議所会頭、飯田市）

3月1日　岐阜地域　（座長：遠藤優副会長、岐阜市）

3月6日　愛知地域
（座長：神野信郎副会長、名古屋市）

3月8日　愛知地域
（座長：須田寛副会長、名古屋市）

4月10日　長野地域
（座長：太田宏次副会長、長野市）

4月18日　静岡地域　（座長：鈴木修副会長、静岡市）

第２節　関係自治体首脳部との定期懇談会

本会は、昭和58年度（1983）に愛知、岐阜、三重３県の首脳部との懇談会を、それぞれの県において開いたことを始まりとして、活動エリアの広域化に伴い、首脳部との懇談会も中部５県１市に拡大し、毎年１月から５月にかけ定期的に開催している。本会からは、正副会長及び当該地域の理事等、自治体側からは、知事をはじめとする幹部が出席している。

懇談会では、本会から、次年度事業画（案）を説明し、各県から、次（当）年度の重点事業・施策等についての説明の後、意見交換を行い、相互の意思疎通を図り、当地域の発展に資することを目的としている。

最近の懇談では、中部国際空港の建設促進、2005年日本国際博覧会の円滑な推進、首都機能の移転問題、高規格道路の整備促進、広域行政の推進、国際、情報、技術などの機能強化、環境問題など多岐にわたる分野について、活発な意見交換を行っている。

平成３年以降に開いた中部５県１市の首脳部との懇談会を、県別に見ると次の通りである。

［中部５県１市首脳部との懇談会開催日］

《長野県》（於；長野市）

平成３年４月26日	平成９年４月10日
平成４年５月６日	平成10年４月15日
平成５年４月８日	平成11年４月13日
平成６年４月５日	平成12年４月11日
平成７年４月５日	平成13年５月９日
平成８年７月９日	

《岐阜県》（於；岐阜市）

平成３年２月４日	平成９年３月４日
平成４年１月17日	平成10年３月13日
平成５年２月25日	平成11年３月２日
平成６年３月４日	平成12年３月15日
平成７年３月２日	平成13年３月１日
平成８年３月１日	

長野県首脳部との懇談会（平成13年５月９日、長野）

岐阜県首脳部との懇談会（平成13年３月１日、岐阜）

静岡県首脳部との懇談会（平成13年４月18日、静岡）

愛知県首脳部との懇談会（平成13年３月12日、名古屋）

三重県首脳部との懇談会（平成13年２月14日、津）

名古屋市首脳部との懇談会（平成13年４月27日、名古屋）

《静岡県》（於；静岡市）

平成６年４月８日	平成10年５月13日
平成７年５月９日	平成11年５月７日
平成８年４月23日	平成12年５月10日
平成９年４月15日	平成13年４月18日

《愛知県》（於；名古屋市）

平成３年３月22日	平成９年３月17日
平成４年３月９日	平成10年３月19日
平成５年３月15日	平成11年３月11日
平成６年３月15日	平成12年３月13日
平成７年３月13日	平成13年３月12日
平成８年３月11日	

《三重県》（於；津市）

平成３年１月30日	平成９年２月12日
平成４年２月19日	平成10年２月27日
平成５年２月12日	平成11年２月３日
平成６年２月18日	平成12年２月18日
平成７年７月13日	平成13年２月14日
平成８年２月16日	

《名古屋市》（於；名古屋市）

平成３年１月28日	平成９年８月５日
平成４年２月28日	平成10年４月16日
平成５年３月９日	平成11年４月27日
平成６年３月８日	平成12年４月28日
平成７年３月８日	平成13年４月27日
平成８年３月21日	

第３節　大臣等との懇談会並びに意見交換会

本会では、中央より政府要人が来名された折、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所などと共催で、懇談会等を開催し、本会としての意見・要望を伝えることにより、その諸施策等の早期実現を目指している。こうした活動を通じて、中部地域及びわが国経済の発展のために積極的な働きかけを行っている。

平成３年（1991）以降の大臣等との懇談会並びに意見交換会の主なものは次の通りである。

平成３年

６月７日　村岡兼三運輸大臣
６月19日　大塚雄司建設大臣
６月20日　中尾栄一通商産業大臣

平成４年

１月23日　山崎拓建設大臣
６月27日　金丸信自由民主党副総裁
７月１日　渡部恒三通商産業大臣
７月８日　野田毅経済企画庁長官
８月27日　山崎拓建設大臣
９月９日　衆議院商工委員会国政調査委員

平成５年

１月14日　中村喜四郎建設大臣

平成６年

３月12日　石田幸四郎総務庁長官
８月３日　亀井静香運輸大臣
９月３日　橋本龍太郎通商産業大臣

平成７年

12月１日　森喜朗建設大臣と中部・北陸経済界との懇談会

平成８年

８月21日　塚原俊平通商産業大臣

平成９年

５月19日　佐藤信二通商産業大臣

平成10年

10月21日　堺屋太一経済企画庁長官
12月12日　関谷勝嗣建設大臣

平成11年

８月27日　小渕恵三首相、堺屋太一経済企画庁長官

平成12年

１月27日　深谷隆司通産大臣
９月４日　平沼赳夫通商産業大臣

平成13年

１月18日　扇千景国土交通大臣
３月31日　国土交通中部地方懇談会（扇千景国土交通大臣）

第４節　西日本経済協議会

西日本経済協議会は、昭和40年（1965）６月に設立以来、政府並びに政策当局に対し、経済社会の変化に対応し、わが国経済並びに西日本地域の総合的な発展に資するため、時宜を得た意見・要望の建議を行ってきた。

特に、地域発展のための大規模プロジェクトの推進には、府県の境を越えた行政側の対応が必要であるため、本協議会では、広域行政の実現を主張するとともに、地域経済活性化のためには地方自治体の役割が重要であり、国と地方の役割分担の明確化、地方分権の必要性、更には国・地方を通じた行財政改革を主張している。

また、わが国経済の発展に伴い、国際化、情報化の潮流に的確に対応するため、国際交流の推進、国際化・情報化を先導する技術開発、高速交通網・情報網などの基盤整備を主張している。

更に、新しい全国総合開発計画の策定に歩調を合わせて、東京圏への高次都市機能、人口の一極集中という東京中心の国土構造を是正し、西日本をはじめ全国各地の均衡ある発展を目指す多極分散型国土の形成を要望するとともに、首都東京に端を発したバブルの崩壊後、構造不況が長期化し、閉塞感が強まるわが国の社会経済システムである中央集権体制の改革を求め、中央省庁改革、地方分権、首都機能移転を求める決議を重ねている。

平成３年度から12年度までの統一テーマ、決議・要望内容は、次の通りである。

［西日本経済協議会の活動状況］

(1)　第33回総会（平成３年10月18日、福岡市）

○統一テーマ「豊かさを実感できる地域づくり－西日本からの提言－」

○決議事項

①自立的かつ総合的な行政を進めるための広域的地方行政体制の確立

②自主性原則に立った地方財政の見直し

③社会資本整備並びに国の研究開発体制の見直し

④広域的プロジェクトの推進

(2)　第34回総会（平成４年10月15日、広島市）

○統一テーマ「21世紀に向けた均衡ある地域づくり－地方分権と多極循環型ネットワークの形成－」

○決議事項

①多極分散型ネットワークの形成

②地域自立化のための行政改革の推進

○要望事項‥‥「政治改革に関する要望決議」

(3)　第35回総会（平成５年10月21日、金沢市）

○統一テーマ「自立し、交流し、躍動する「地方」の実現－西日本からの提言－」

○決議事項

①「自立する地方」の実現

②「交流する地方」の実現

③「躍動する地方」の実現

○要望事項‥‥「当面の政治・経済問題に関する緊急決議」

⑷　第36回総会（平成６年10月20日、名古屋市）

○統一テーマ「変革の時代の新たな経済社会の構築」

○決議事項

①活力ある産業構造の構築

②地方分権の推進

③新しい国土づくりの促進

④国際化への対応

⑸　第37回総会（平成７年10月５日、神戸市）

○統一テーマ「新しい西日本の創造－国土計画への提言－」

○決議事項

①新しい国土軸の整備と国際交流基盤の強化

②首都機能移転の早期実現

③個性と活力のある地域づくり

○要望事項‥‥「21世紀万国博覧会の開催実現」

⑹　第38回総会（平成８年10月３日、松山市）

○統一テーマ「21世紀に向けた新しい地方の創造－西日本からの提言－」

○決議事項

①新しい国土形成

②活力ある産業構造の構築

③規制緩和の推進

④地方分権の推進

⑺　第39回総会（平成９年10月16日、福岡市）

○統一テーマ「構造改革による新しい日本の創造－西日本からの提言－」

○決議事項

①行財政改革の断行

②地方分権と広域連携の推進

③経済構造改革の推進

④地域の重点プロジェクトを明確に位置づけた全総計画の策定と公共投資の地方への傾斜配分

○特別決議‥‥「地球温暖化防止京都会議に向けて」

⑻　第40回総会（平成10年10月８日、広島市）

○統一テーマ「変革の時代と日本の再生－西日本からの提言－」

○決議事項

①日本経済の立て直し

②簡素で効率的な行政の実現と首都機能移転

③自立し連携する地域の実現

⑼　第41回総会（平成11年10月７日、金沢市）

○統一テーマ「日本の再生と地域活性化－西日本からの提言－」

○決議事項

①日本経済再生に向けた政策の断行

②行政改革と首都機能移転による日本の再構築

③地域活性化のための社会資本整備の推進

⑽　第42回総会（平成12年10月５日、名古屋市）

○統一テーマ「新しい社会経済システムの構築と地域の創造」

○決議事項

①わが国経済・産業の新生

②行政構造改革の一層の推進と首都機能移転の実現

③地域の選択の応じた効率的な社会資本の整備

④地球環境及び資源・エネルギー問題への対応

第５節　他地域の経済団体との懇談会

［１］㈳経済団体連合会

本会は、㈳経済団体連合会、東海商工会議所連合会と共催で、「東海地方経済懇談会」を開催している。同懇談会は、毎回時宜に適した基本テーマのもとに、わが国並びに中部地域経済の問題点や今後のあり方、中部の主要プロジェクト等について意見交換を図るとともに、相互理解を深めることを目的としており、㈳経済団体連合会の正副会長等の首脳を名古屋に迎え、昭和49年（1974）から毎年定期的に開催している。

なお、平成９年度は、「東海地方政策懇談会」として、テーマを絞り込んだ議論を行った。

平成３年度から12年度までの東海地方経済懇談会の基本テーマは、次の通りである。

平成３年度（４年３月５日）
　国際社会との共生と日本の役割
平成４年度（５年３月３日）
　新しい経済社会の実現と地域の活性化
平成５年度（６年３月３日）
　新しい国際秩序の形成と日本の役割
平成６年度（７年２月９日）
　活力と創造性あふれる経済社会を目指して
平成７年度（８年３月７日）
　21世紀へ向けての魅力ある日本の創造
平成８年度（９年２月４日）
　活力あるグローバル国家の建設を目指して
平成９年度（９年12月３日）
　魅力ある日本の創造を目指して
平成10年度（11年２月９日）
　21世紀に向け、新たな発展基盤を確立する
平成11年度（12年２月25日）
　21世紀の経済活性化に向けた構造改革の推進
平成12年度（13年２月23日）
　経済新生に向けた構造改革の推進

東海地方経済懇談会（平成13年２月23日、名古屋）

［２］北陸経済連合会

本会と北陸経済連合会は、昭和52年に第３回経済懇談会（初回は昭和47年10月）を開催して以降、平成５年度を除く毎年、中部と北陸で交互に「経済懇談会」を開催している。懇談会では、両地域の経済状況の報告、東海北陸自動車道など南北交流軸の整備・促進、両地域が進めている主要プロジェクトや地域経済の活性化策などについての活発な意見交換を行っている。

また、懇談の成果として、平成11年度には、「①経済構造改革の推進、②広域連携と社会資本整備の推進、③首都機能移転への取り組み」を、また、平成12年度は、「①21世紀の日本の発展に向けた地域の協力と連携、②広域連携と社会資本の整備の推進」について共同声明を採択している。

平成３年度開催の第15回懇談会から12年度開催の第23回懇談会までの開催日等は次の通りである。

○第15回　平成３年９月18日　金沢市
○第16回　平成４年９月24日　名古屋市
○第17回　平成６年９月７日　富山市
○第18回　平成７年９月13日　名古屋市
○第19回　平成８年９月５日　福井市
○第20回　平成９年９月３日　名古屋市
○第21回　平成10年９月29日　金沢市
○第22回　平成11年９月８日　名古屋市
○第23回　平成12年９月６日　富山市

北陸経済連合会との経済懇談会（平成12年９月６日、富山）

［３］㈳関西経済連合会

「連携と交流」の時代とされる21世紀に向けて、中部・関西の両地域がそれぞれに果たす役割を討議するとともに、今後、首都機能移転の実現に向けた活動を展開するうえで、これまで以上に緊密な協力関係を構築していかなければならない。

こうした情勢を踏まえて、昭和61年に開催した第８回懇談会を最後に中断していた本会と㈳関西経済連合会との懇談会を、平成11年度から再開し、11年度は名古屋市で、翌12年度は大阪市でそれぞれ開催した。

また、この懇談会の成果として、平成11年度には、「①産業競争力の強化と経済構造改革の推進、②連携と交流を支えるプロジェクトの推進、③「中央地域」への首都機能移転の実現」を、また、12年度には「①地域主体の日本変革、②活力ある経済新生に向けて、③プロジェクトを通じた地域の活性化」について、それぞれ共同声明を採択している。

関経連との懇談会開催状況は以下の通りである。

○第９回　平成12年３月21日　名古屋市
　テーマ「21世紀における関西・中部の役割」
○第10回　平成13年３月30日　大阪市
　テーマ「21世紀の日本経済を拓く中部・関西の連携と新生」

㈳関西経済連合会との懇談会（平成13年３月30日、大阪）

第19章

広報・情報提供・会員サービス活動

第１節　広報誌

［１］機関誌「中経連」

本会は、昭和36年（1961）11月に機関誌『中経連報』第１号を創刊し、今日に至るまで、毎月１回定期刊行している。その内容は、会員の意見発表、本会の提言の要旨、委員会等の活動状況報告、講演や懇談の概要、海外視察団・調査団派遣報告のほか、中部の主要なイベントの紹介などを収録している。

平成３年、社団法人化を機に、創刊以来356号を数えた「中経連報」を一新し、同年７月から『中経連』とした。

装いを新たにした会報は、会員に親しんでもらえるよう読みやすく、会員と双方向の情報が伝達できる会員の広場という性格をもたせた情報誌に改めた。

このため、会員から随想を投稿していただくとともに、表紙は、愛知県立芸術大学の協力を得、若い優秀な芸術家の発表の場として、彼らの作品を４ヵ月ずつ連続で掲載した。また、特集記事として、同年11月から「中部の美術館」シリーズ、平成６年１月から「歴史を辿る」シリーズとして中部５県にある博物館を広く紹介した。また、中部地域の主要経済指標を毎月、中部のプロジェクトの最新動向をタイムリーに掲載した。

平成10年４月からは、それまでのＢ５判をＡ４判に改訂、活字も読みやすく拡大した。

平成11年４月からは、誌面デザインも一新し、新たに巻頭特集を加えるなど、新しい企画を盛り込んだ。

表紙は、中部の建造物・モニュメントをランドマークとして、また、平成12年４月からは「モノ物語・中部－匠の技」と題し、中部各地の伝統工芸をイラストで紹介している。

巻頭特集では、道を手がかりにして、各地の産業文化の背景と歴史を探り、そこから未来につながる「みち」をも考える「交流創世記」を新設した。更に、中部の産業や経済の歩みを、現在も残るさまざまな建造物から振り返る「経済百景」として掲載している。

発刊以来、平成13年３月をもって通巻第117号（創刊からは473号）に至っている。

歴代会報の全体写真（６種）

［2］英文『ＣＨＵＢＵ』

本会では、中部と海外諸国との相互理解を深めるため、昭和59年10月、英文『ＣＨＵＢＵ／CENTRAL JAPAN』を発刊し、昭和62年10月、平成４年９月、８年９月、11年９月と４回にわたり改訂した。

内容は、中部５県を一体的にとらえ、社会・経済の特性、主要産業の動向、自然・歴史・風土・文化・観光資源、及び本会の活動、中部国際空港、2005年日本国際博覧会等大規模プロジェクトの紹介など、多様で変化に富んだ内容となっている。

更に、平成11年９月刊行の第５版では、活字体と同じ内容をCD-ROM化した。

配布先は、在日海外政府公館、海外主要都市の経済団体・日本人商工会議所、国際交流団体、大学、中部で開催される国際会議等のほか、本会が派遣する経済視察団、調査団の訪問先に配布している。

［3］英文『ＣＨＵＫＥＩＲＥＮ』

本会では、中経連の組織と活動に関する諸外国の理解促進を目的に、平成元年６月、英文パンフレット『ＣＨＵＫＥＩＲＥＮ』を発刊した。その後、平成３年９月、７年７月、10年６月の３回改訂を行った。

内容は、中経連の活動方針、事業活動及び国際交流活動、中部地域における経済・産業・研究機関・ビッグプロジェクトの紹介によって構成されている。

諸外国の要人が本会を訪れる際や、本会の視察団及び調査団が海外の諸機関・団体等を訪問する際に配布している。

［4］パンフレット『社団法人中部経済連合会』

本会では、広報活動の充実を図るため、平成９年２月、パンフレット『社団法人中部経済連合会』を初めて発行した。

同パンフレットは、本会の沿革・概要に始まり、中部地域が全力で取り組んでいる中部国際空港や2005年日本国際博覧会などの大規模プロジェクトの推進、本会の提言活動や各種交流事業に至るまで幅広い分野にわたって取り組んでいる本会の諸活動をコンパクトにまとめたもので、現在に至るまで約１万部余を各方面に配布・利用し、本会の紹介に役立てている。

英文「CHUBU」最新号の表紙と誌面の写真

第２節　ホームページの開設

本会では、昨今の「情報化」の流れの中で、従来の記者発表の手段による広報活動に加えて、インターネットを利用した広報活動の充実を図ることが必要であるとの考えから、平成９年10月、ホームページを開設した。

新しい提言等の発表の都度、更新し、最新情報の発信を行っており、本会の活動をリアルタイムで広報できる手段として大いに活用している。平成13年３月末現在、34,000件余のアクセスがある。

また、英語版については、中部の魅力を広くＰＲする目的で発行している英文『ＣＨＵＢＵ』に準拠した内容となっている。

今後は、ホームページの情報内容を更に充実していくことにしている。

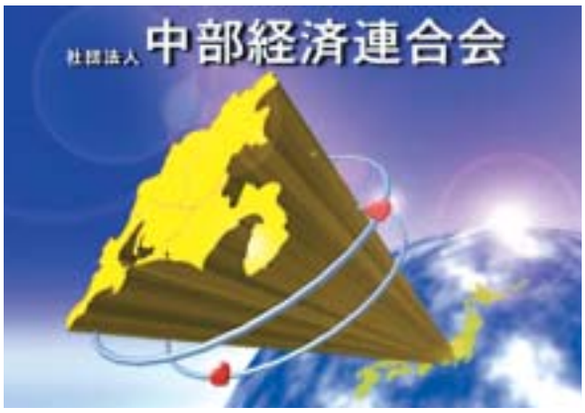

ホームページの扉写真

第３節　シンボルマーク、ロゴマークの制定

本会は、50周年記念事業の一環として、シンボルマークとロゴマークを制定し、平成13年５月17日開催の第10回通常総会で発表した。これは中経連のアイデンティティを表すとともに、会員の連帯意識を高めることを目的とするもので「交流・連携」「飛躍」「求心力」「清潔さ」「質実剛健」をキーワードに、いずれも国際デザインセンターが制作した。くすみのない朱色は、好況＝「はれやかな景気」を表している。

シンボルマーク制作コンセプト

１．中経連の英語名、Chubu Economic Federationの頭文字、CEFをモチーフにデザイン。

２．左から右へ波打つように躍動、飛躍していく姿を象徴。

３．Ｃ、Ｅ、Ｆの３文字が互いにがっちりと結合した姿は交流、連携をイメージ。

４．デザインの中に同心円を使用し、求心力を感じさせた。

ロゴマーク制作コンセプト

１．シンボルマークとのイメージを重ねやすいように

２．力強く連携を感じさせる。

３．曲線にリズム感を与え飛躍と未来感が溢れる。

社団法人 中部経済連合会

資料・年表

history 50 year

中部経済連合会設立趣意書
社団法人中部経済連合会設立趣意書
社団法人中部経済連合会定款
歴代役員在任期間一覧
常設委員会の変遷
現行委員会の紹介
名誉会長・会長・副会長・専務理事・常務理事一覧
組織図・関連団体
事務局機構図
中経連意見・要望書の一覧（平成３年度～平成12年度）
会員数の推移
予算総額の推移

中部経済連合会 設立趣意書

我が国再建の基底が、その産業経済の速かなる振興によつて国際経済と密接に連繋し、その経済自立を達成するにあることは論を俟たない。而して之が達成には、政府の適正なる施策に併せて産業経済人の正しき理念を基盤とした総意の具現による科学的平和的なる経済の育成が促進されねばならないと信ずるものである。

即ち我が国將來の繁栄を齎らすための眞の経済施策には産業経済人の常に緊密なる連繋と隔意なき意見の交換により周密且つ合理的な理念と実行力とを盛り上げた同志的結合機関の存立が期待せられるのである。

茲に於て東西両都の間にあり、独自の経済的特色を有する当中部地方一円の経済團体、法人、個人の参加を求め、自主的に重要なる財政経済問題に対し、自由なる討議と中正なる判断とをもつて檢討を加え経済復興の促進に指向し、産業経済界の創意と活発なる活動とを促進する綜合研究機関として將又中部産業経済人の互助提携を基盤とした親睦團体としての構想をもつて本会の設立を発起した次第である。

而して本会は東西経済團体等とも相呼應し、常に緊密なる連絡提携をもつて共に日本経済の正しき発展に寄與せんとするものであり、政治的な性格は有しないものである。

茲に廣く中部地方産業経済人の絶大なる協力と支援とを得て、本会が有力なる自主的経済團体としてその育成と発展とを遂げることを念願して止まないところである。

昭和26年３月22日

中部経済連合会

（原文のまま掲載）

社団法人中部経済連合会 設立趣意書

世界は、東西対立から協調・融和の時代へと潮流が大きく変化してきている一方、経済のブロック化、地球環境、累積債務などの問題が顕在化してきており、新しい時代に対応した国際秩序の形成が急務となっております。

中部経済連合会では、こうした我が国をとりまく環境変化の中で、国際交流の促進、研究開発機能の強化と技術移転、地球環境の予防保全、国際分業の推進と新しい産業構造の構築、新空港の建設促進をはじめ国際交流拠点の整備などに積極的に対応し、中部はもとより日本経済の発展に寄与してきました。

中部経済連合会は、昭和26年４月に任意団体として設立以来、広域的総合経済団体として、内外重要諸問題に中部経済界の総意を結集して取り組んできました。近年、事業はますます広範化し、本会に対する各界からの要請が一段と高まっている今日、その期待に応え、十分に使命を果たしていくためにも、公益法人として組織を確立することが必要であると考えます。

我々は、創立当初の趣旨を十分に活かし、新たなる飛躍をめざして、ここにその事業を受け継ぎ、内外の産業経済等に関する諸問題を調査研究し、中部経済界としての意見を取りまとめて、その実現を図り、同地域経済の総合的な振興を通して、我が国経済の発展に寄与することを目的として「社団法人中部経済連合会」を設立するものであります。

平成３年５月22日

社団法人　中部経済連合会

社団法人中部経済連合会 定款

設立許可　平成３年(1991年)５月29日

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は、社団法人中部経済連合会（英文名　Chubu Economic Federation。略称「中経連」）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を名古屋市東区に置く。

（目　的）

第３条　本会は、内外の産業経済等に関する諸問題を調査研究し、中部経済界としての意見をとりまとめて、その実現を図り、同地域経済の総合的な振興を通して、我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 委員会及び懇談会を設置して、内外の産業経済問題等に関して意見をとりまとめ、これを表明し、その実現を図ること。

(2) 内外の産業経済問題等を調査研究し、その成果を普及すること。

(3) 内外の産業経済等に関する資料、情報を収集、配布し、併せて機関誌の発行、講演会等の開催を行うこと。

(4) 内外の産業経済界等との連絡提携を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第２章　会　員

（種　別）

第５条　本会の会員は、法人会員、個人会員及び団体会員をもって民法上の社員とする。

２　会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

（入　会）

第６条　本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

２　法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する１人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

３　会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退　会）

第８条　会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

２　会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

(2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。

(4) 会費を納入せず、督促後なお会費を１年以上納入しないとき。

（除　名）

第９条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員総数の３分の２以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第10条　会員が第８条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２　本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　役員、名誉会長、顧問及び参与

（種類及び定数）

第11条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理事　130人以上　160人以内

(2) 監事　　2人以上　　5人以内

２　理事のうち、１人を会長、15人以内を副会長、１人を専務理事、３人以内を常務理事、30人以上50人以内を常任理事とする。

（選　任）

第12条　理事及び監事は、総会において、会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては５人を限度として、会員以外の者を理事に選任することを妨げない。

２　総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

３　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職　務）

第13条　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

２　会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

３　副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

４　専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長がともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

５　常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

６　常任理事は、理事会から特に委任された事項を審議する。

７　監事は、民法第59条の職務を行う。

（任　期）

第14条　役員の任期は、２年とする。ただし、その通常総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　任）

第15条　役員が次の各号の一に該当するときは、

総会において会員総数の３分の２以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

２　前項第２号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報　酬）

第16条　役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

（名誉会長）

第17条　本会に、名誉会長を置くことができる。

２　名誉会長は、会長を退任したもののうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

３　名誉会長は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対し意見を述べることができる。

（最高顧問、顧問及び参与）

第18条　本会に、顧問15人以内及び参与15人以内を置くことができる。

２　顧問及び参与は、本会に功労のあった者、又は学識経験者のうちから理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

３　最高顧問を顧問のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱することができる。

４　最高顧問及び顧問は、本会の業務に関して会長の諮問に答え、又は会長に対し意見を述べることができる。

５　参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

６　第14条第１項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第４章　会　議

（種　別）

第19条　本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構　成）

第20条　総会は、会員をもって構成する。

２　理事会は、理事をもって構成する。

３　常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

４　監事は、理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

（権　能）

第21条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

２　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

３　常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

（開　催）

第22条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

３　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4　常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

（招　集）

第23条　総会、理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

2　総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の７日前までに通知しなければならない。

3　前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4　前条第２項第２号若しくは第３号又は第３項第２号の請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

（議　長）

第24条　総会、理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第22条第２項第３号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

（定足数）

第25条　総会及び理事会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。

（議　決）

第26条　総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　総会及び理事会においては、第23条第２項又は第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りでない。

3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）

第27条　やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2　前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条及び前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第28条　総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 構成員の現在数
(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
(4) 議決事項
(5) 議事の経過の概要
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

（評議員）

第29条　本会に、評議員90人以上120人以内を置くことができる。

2　評議員会議長及び評議員は、会長が理事会の同意を得て、委嘱する。

3　第14条及び第15条の規定は、評議員について準用する。この場合において、第14条及び第15条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第30条　本会に、評議員会を置くことができる。

2　評議員会は、評議員会議長及び評議員をもっ

て構成する。

3　評議員会は、会務に関し会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

4　評議員会は、評議員会議長がこれを招集する。

5　定款に定めるもののほか評議員会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第31条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 寄附金品

(5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他

（資産の管理）

第32条　本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

（経費の支弁）

第33条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第34条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第35条　本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2　前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3　第１項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後３月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

4　第１項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第36条　本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。

2　前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後３月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

（特別会計）

第37条　本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2　前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

（収支差額の処分）

第38条　本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

（借入金）

第39条　本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が１年以内のものを除き、理事会において理事現在数の３分の２以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第６章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第40条　この定款は、総会において会員総数の４分の３以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければ変更することができない。

（解　散）

第41条　本会は、民法第68条第１項第２号から第４号まで及び第２項の規定に基づき解散する。

２　本会は、民法第68条第２項第１号に規定に基づき解散する場合は、総会において会員総数の４分の３以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第42条　本会が解散の際に有する残余財産は、総会において会員総数の４分の３以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第７章　補　則

（委員会）

第43条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

２　委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

３　委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

（事務局）

第44条　本会に、事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

（実施細則）

第45条　この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附　則（平成３年５月29日）

１　この定款は、経済産業大臣の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。

２　本会の最初の事業年度の入会金及び会費は、第７条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立当初の役員は、第12条第１項及び第３項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第14条第１項の規定にかかわらず、平成５年３月31日までとする。

４　本会の副会長は、第11条第２項の規定にかかわらず、当分の間19人以内とする。

５　本会の設立当初の最高顧問、顧問及び参与は、第18条第２項及び第３項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、顧問及び参与の任期は、同条第６項において準用する第14条第１項の規定にかかわらず、平成５年３月31日までとする。

６　本会の設立当初の評議員会議長及び評議員は、第29条第２項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、同条第３項において準用する第14条第１項の規定にかかわらず、平成５年３月31日までとする。

７　本会の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、許可日から平成４年３月31日までとする。

８　本会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第35条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

９　本会の設立により、中部経済連合会の会員は、第６条第１項の規定にかかわらず、許可日から本会の会員となる。

10　本会の設立により、中部経済連合会のすべての権利及び義務は、本会が包括的に承継する。

歴代役員在任期間一覧

[会　長]

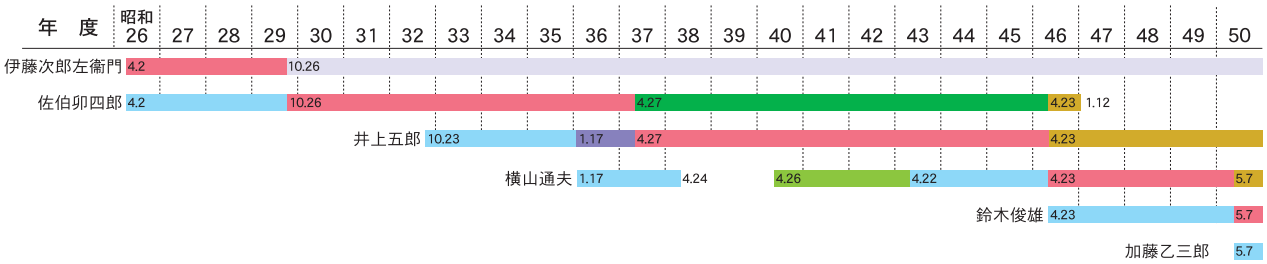

[副会長]

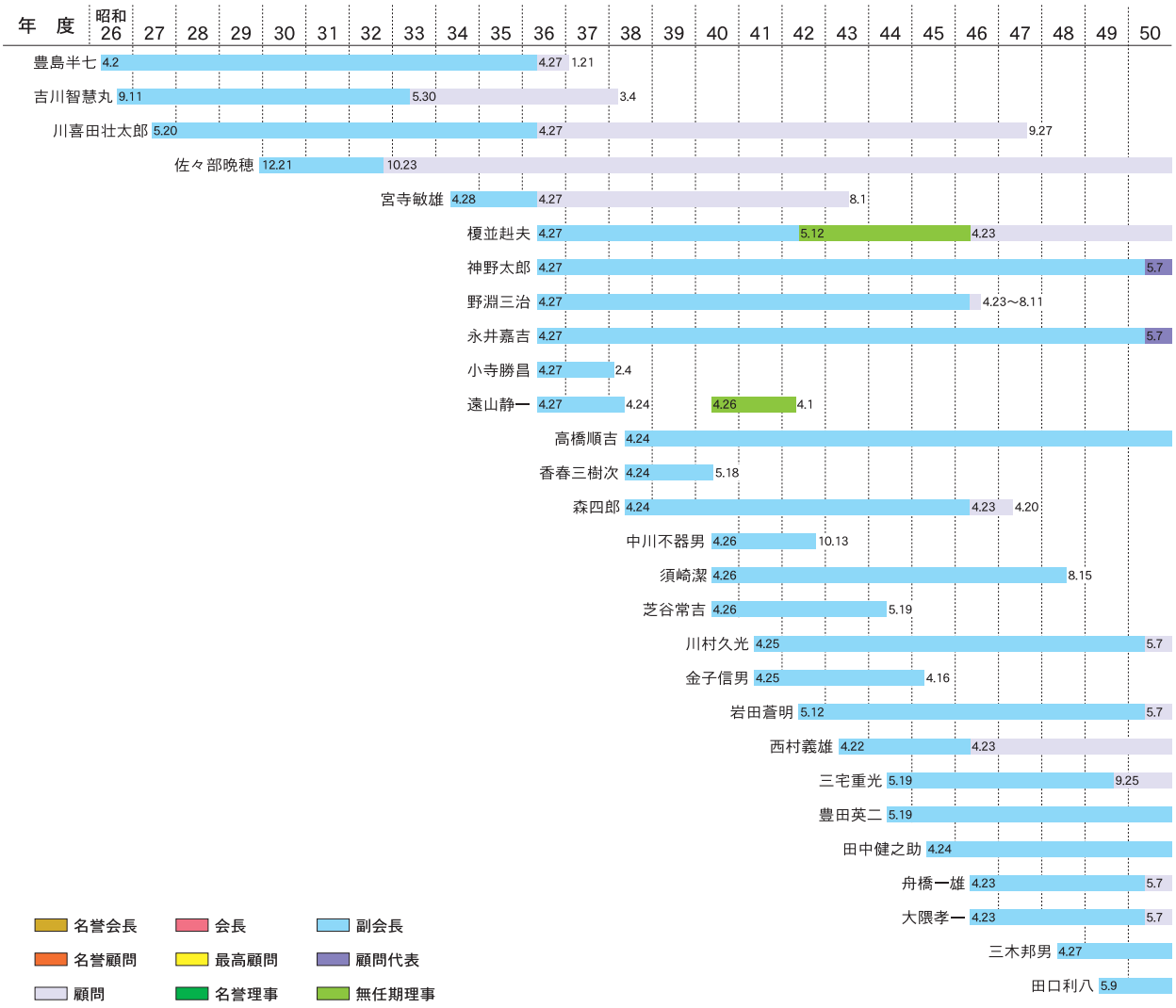

注：平成3年5月22日　社団法人中部経済連合会設立日
　　平成3年5月29日　社団法人設立許可日

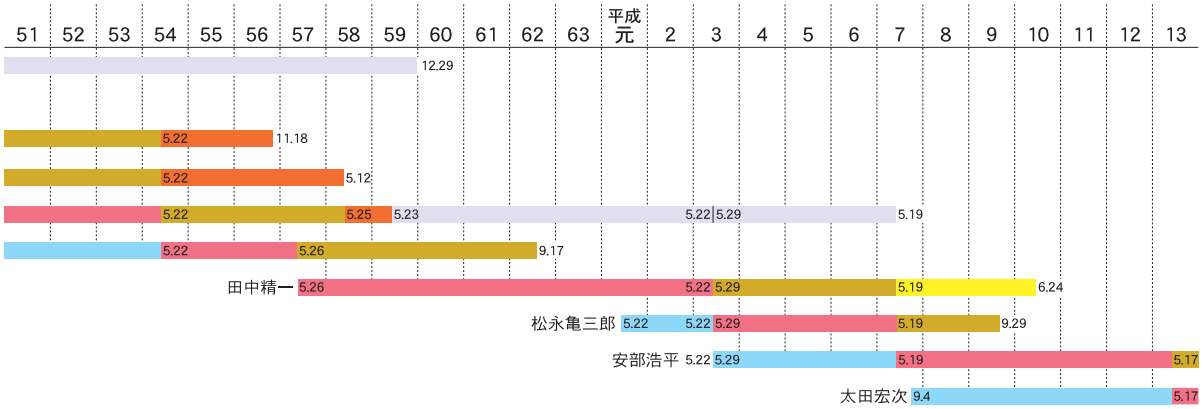

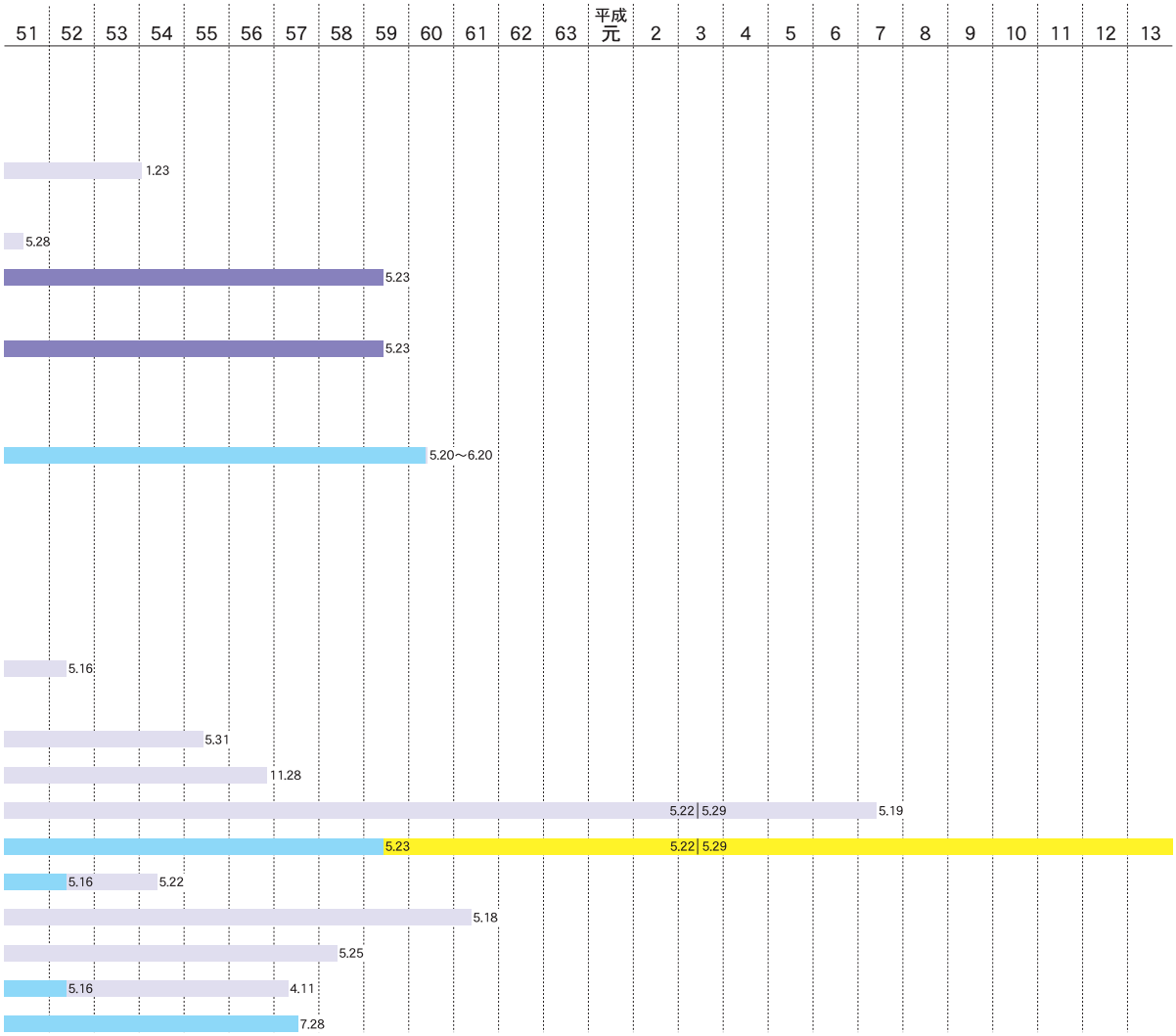

[副会長]

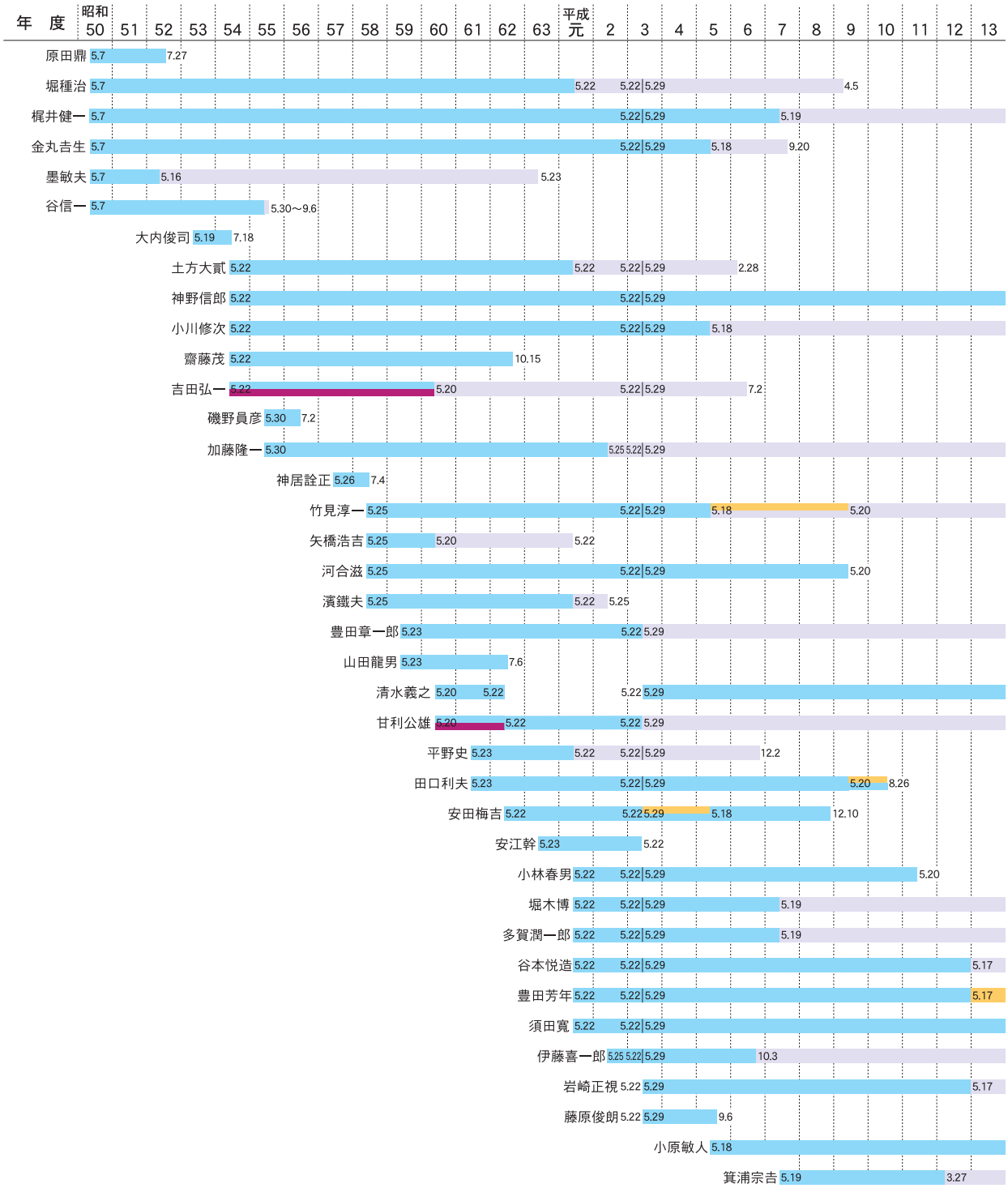
年　度
昭和 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
原田鼎 5.7 7.27
堀種治 5.7 5.22 5.22 5.29 4.5
梶井健一 5.7 5.22 5.29 5.19
金丸吉生 5.7 5.22 5.29 5.18 9.20
墨敏夫 5.7 5.16 5.23
谷信一 5.7 5.30～9.6
大内俊司 5.19 7.18
土方大貳 5.22 5.22 5.22 5.29 2.28
神野信郎 5.22 5.22 5.29
小川修次 5.22 5.22 5.29 5.18
齋藤茂 5.22 10.15
吉田弘一 5.22 5.20 5.22 5.29 7.2
磯野員彦 5.30 7.2
加藤隆一 5.30 5.25 5.22 5.29
神居詮正 5.26 7.4
竹見淳一 5.25 5.22 5.29 5.18 5.20
矢橋浩吉 5.25 5.20 5.22
河合滋 5.25 5.22 5.29 5.20
濱鐵夫 5.25 5.22 5.25
豊田章一郎 5.23 5.22 5.29
山田龍男 5.23 7.6
清水義之 5.20 5.22 5.22 5.29
甘利公雄 5.20 5.22 5.22 5.29
平野史 5.23 5.22 5.22 5.29 12.2
田口利夫 5.23 5.22 5.29 5.20 8.26
安田梅吉 5.22 5.22 5.29 5.18 12.10
安江幹 5.23 5.22
小林春男 5.22 5.22 5.29 5.20
堀木博 5.22 5.22 5.29 5.19
多賀潤一郎 5.22 5.22 5.29 5.19
谷本悦造 5.22 5.22 5.29 5.17
豊田芳年 5.22 5.22 5.29 5.17
須田寛 5.22 5.22 5.29
伊藤喜一郎 5.25 5.22 5.29 10.3
岩崎正視 5.22 5.29 5.17
藤原俊朗 5.22 5.29 9.6
小原敏人 5.18
箕浦宗吉 5.19 3.27

[副会長]

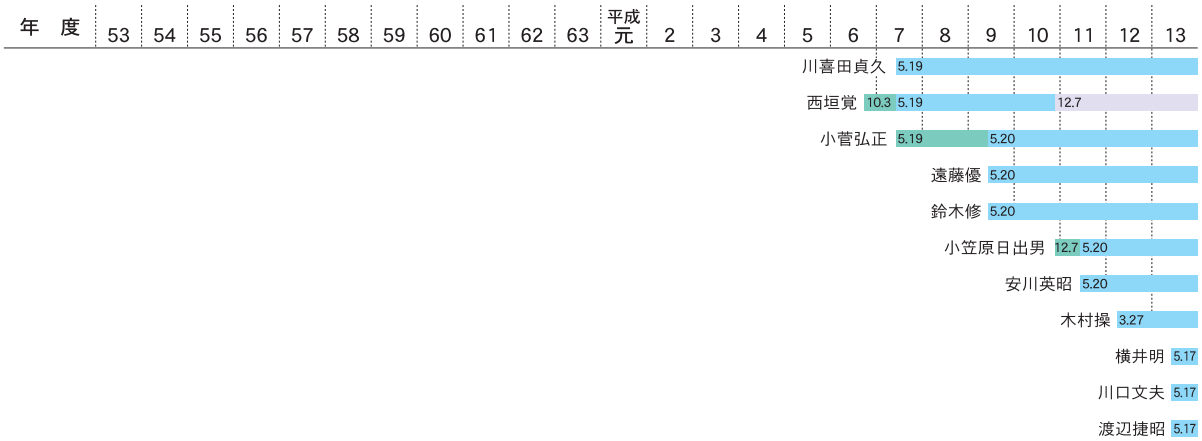

[委員長(副会長に準ずる)・副会長待遇常任理事]

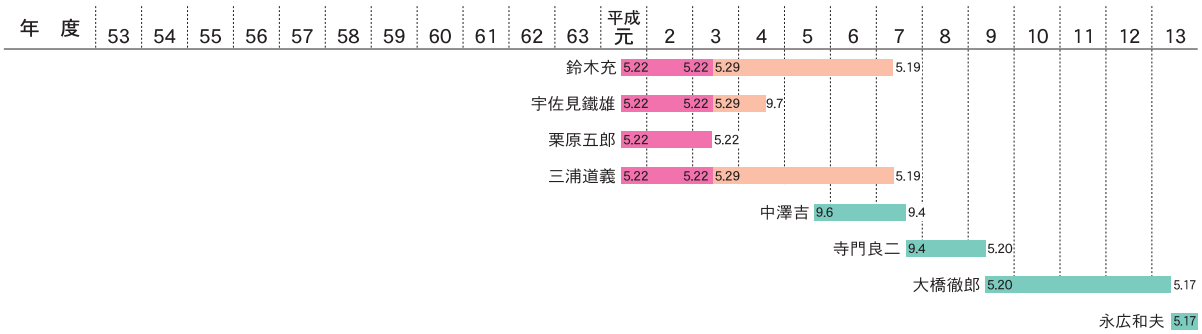

副会長　副会長兼専務理事　評議員会議長(副会長待遇)
顧問　顧問・評議員会議長　評議員会議長
委員長　副会長待遇常任理事　常任理事

[監　事]

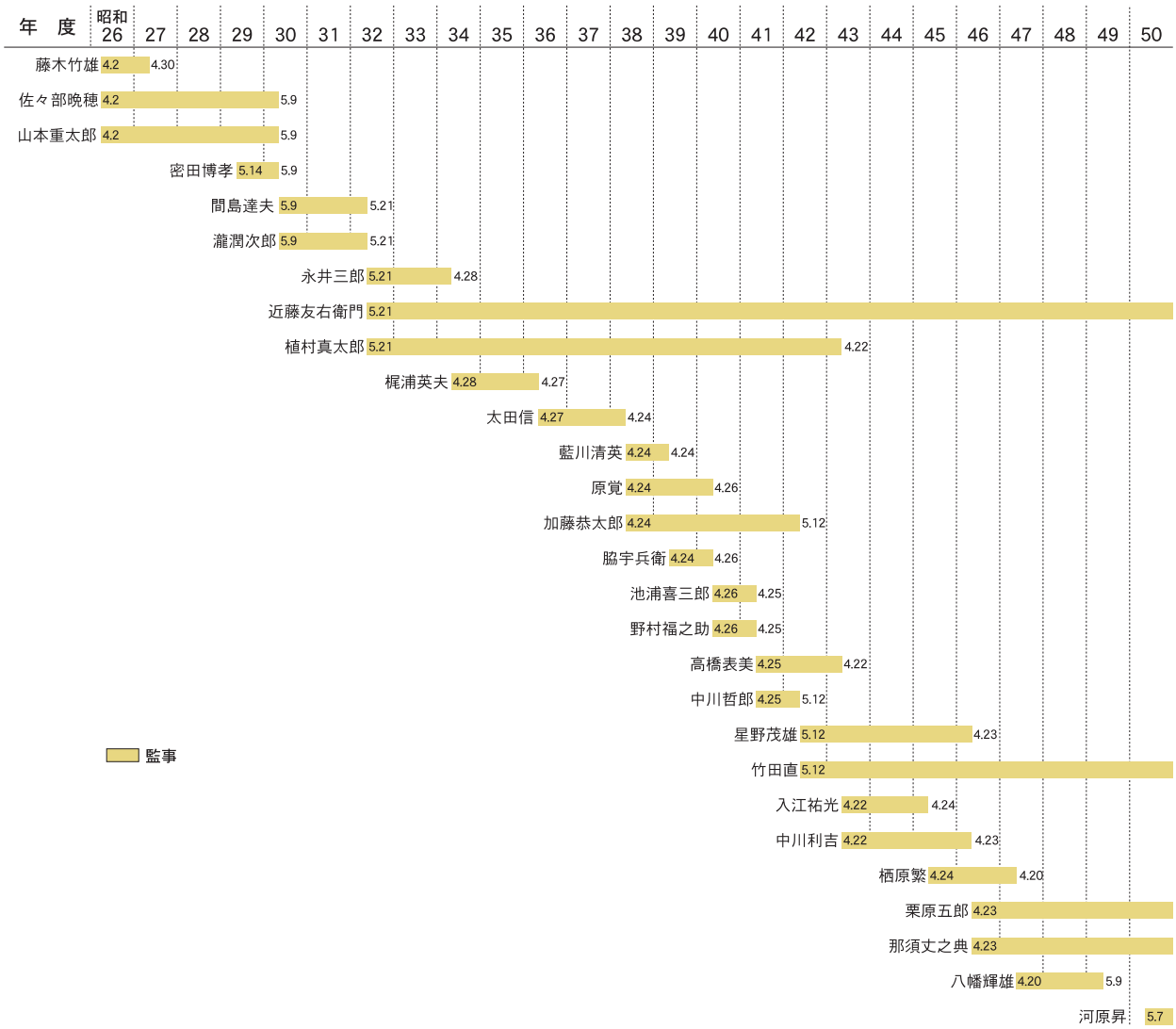
年　度
昭和26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
藤木竹雄 4.2 4.30
佐々部晩穂 4.2 5.9
山本重太郎 4.2 5.9
密田博孝 5.14 5.9
間島達夫 5.9 5.21
瀧潤次郎 5.9 5.21
永井三郎 5.21 4.28
近藤友右衛門 5.21
植村真太郎 5.21 4.22
梶浦英夫 4.28 4.27
太田信 4.27 4.24
藍川清英 4.24 4.24
原覚 4.24 4.26
加藤恭太郎 4.24 5.12
脇宇兵衛 4.24 4.26
池浦喜三郎 4.26 4.25
野村福之助 4.26 4.25
高橋表美 4.25 4.22
中川哲郎 4.25 5.12
星野茂雄 5.12 4.23
竹田直 5.12
入江祐光 4.22 4.24
中川利吉 4.22 4.23
栖原繁 4.24 4.20
栗原五郎 4.23
那須丈之典 4.23
八幡輝雄 4.20 5.9
河原昇 5.7
監事

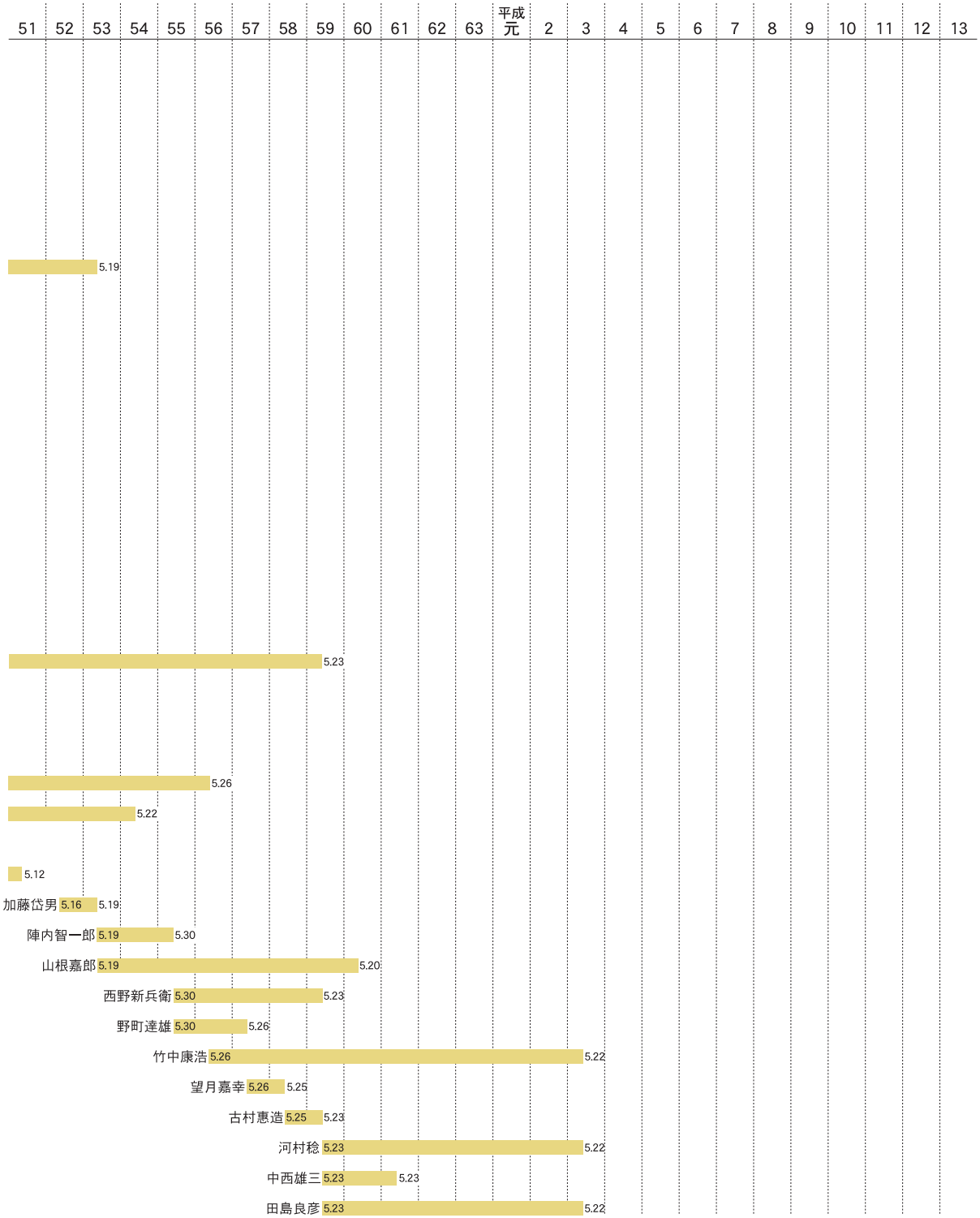
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
5.19
5.23
5.26
5.22
5.12
加藤岱男 5.16 5.19
陣内智一郎 5.19 5.30
山根嘉郎 5.19 5.20
西野新兵衛 5.30 5.23
野町達雄 5.30 5.26
竹中康浩 5.26 5.22
望月嘉幸 5.26 5.25
古村惠造 5.25 5.23
河村稔 5.23 5.22
中西雄三 5.23 5.23
田島良彦 5.23 5.22

[監事]

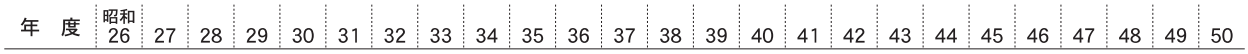

[名誉顧問・最高顧問]

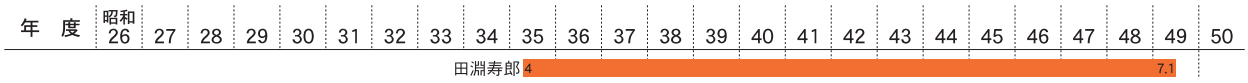

監事　名誉顧問　最高顧問
顧問　顧問代表

[顧問代表・顧問]

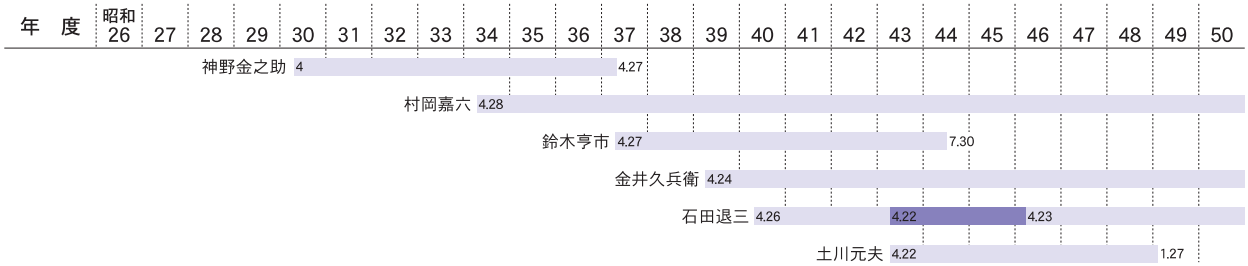

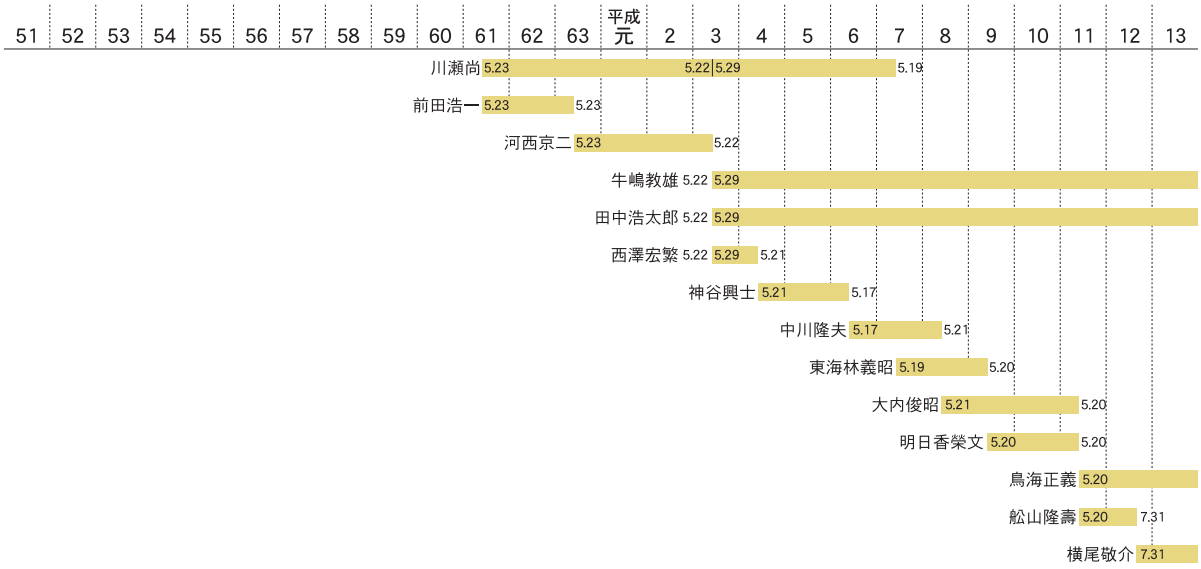
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
川瀬尚 5.23 5.22 5.29 5.19
前田浩一 5.23 5.23
河西京二 5.23 5.22
牛嶋教雄 5.22 5.29
田中浩太郎 5.22 5.29
西澤宏繁 5.22 5.29 5.21
神谷興士 5.21 5.17
中川隆夫 5.17 5.21
東海林義昭 5.19 5.20
大内俊昭 5.21 5.20
明日香榮文 5.20 5.20
鳥海正義 5.20
舩山隆壽 5.20 7.31
横尾敬介 7.31

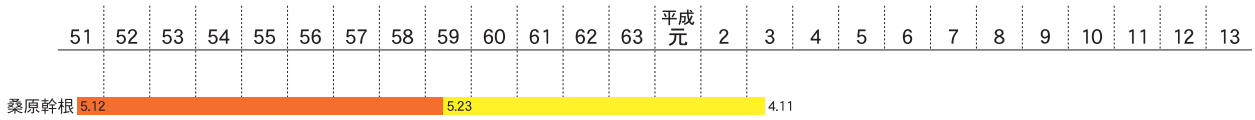
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
桑原幹根 5.12 5.23 4.11

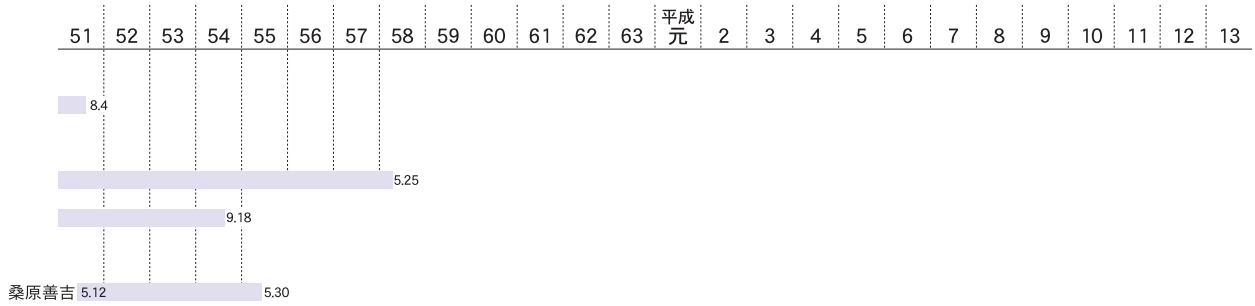
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
8.4
5.25
9.18
桑原善吉 5.12 5.30

[専務理事・常務理事・事務局長]

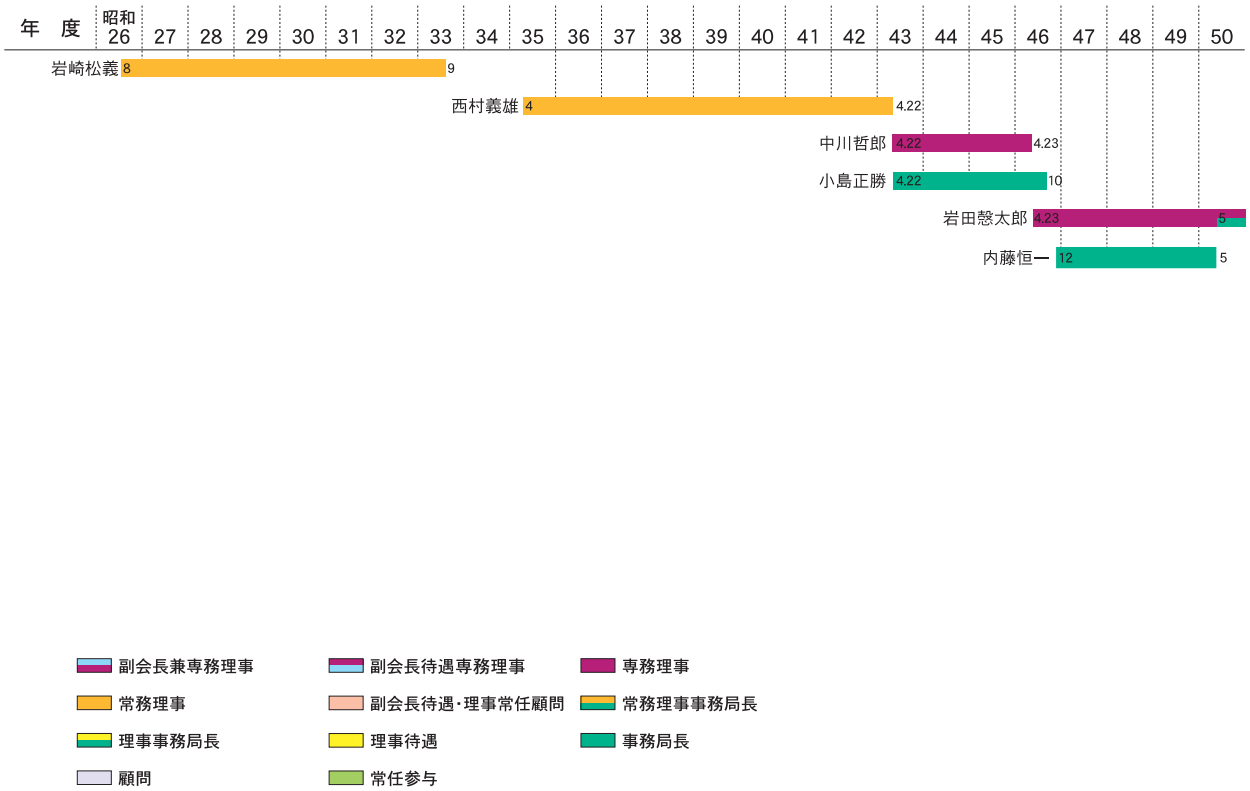

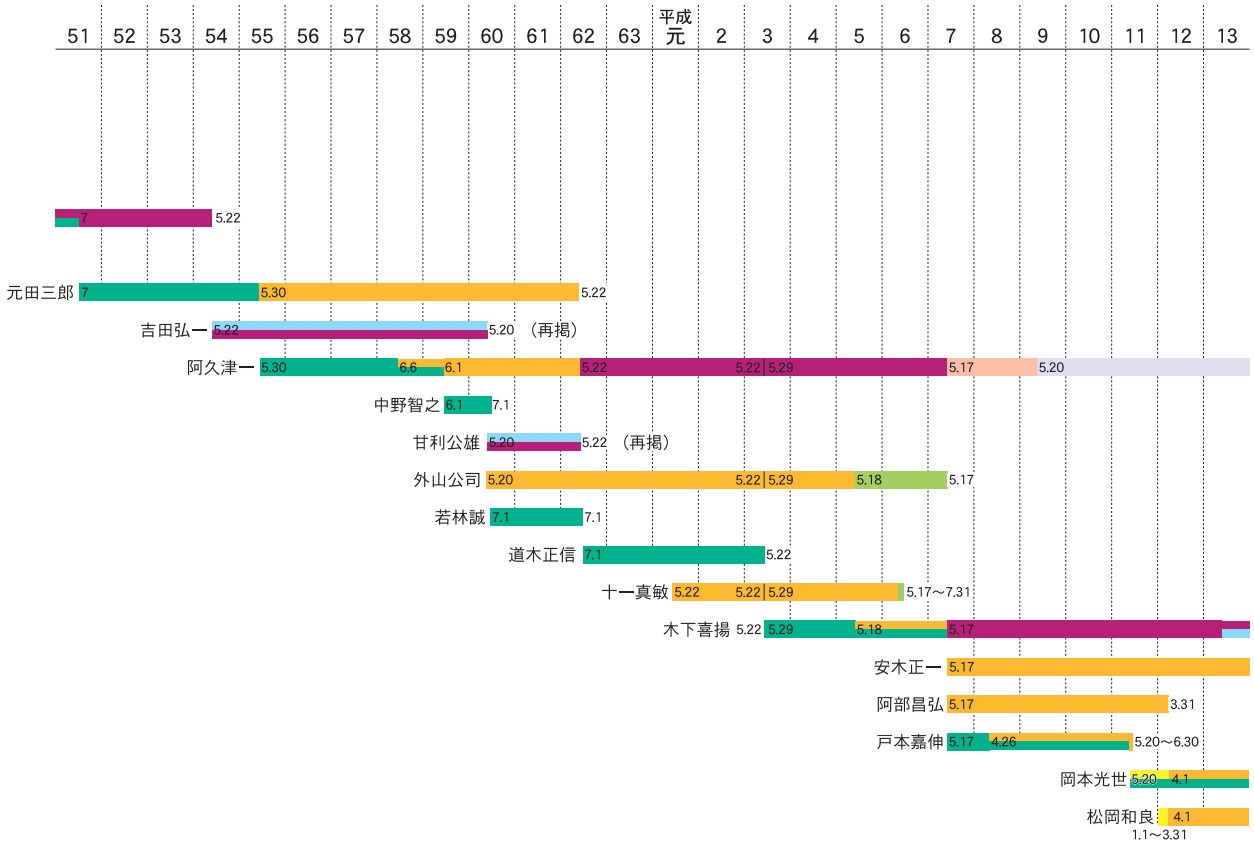
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
7
5.22
元田三郎 7 5.30 5.22
吉田弘一 5.22 5.20 （再掲）
阿久津一 5.30 6.6 6.1 5.22 5.22 5.29 5.17 5.20
中野智之 6.1 7.1
甘利公雄 5.20 5.22 （再掲）
外山公司 5.20 5.22 5.29 5.18 5.17
若林誠 7.1 7.1
道木正信 7.1 5.22
十一真敏 5.22 5.22 5.29 5.17～7.31
木下喜揚 5.22 5.29 5.18 5.17
安木正一 5.17
阿部昌弘 5.17 3.31
戸本嘉伸 5.17 4.26 5.20～6.30
岡本光世 5.20 4.1
松岡和良 4.1
1.1～3.31

常設委員会の変遷 ― 1

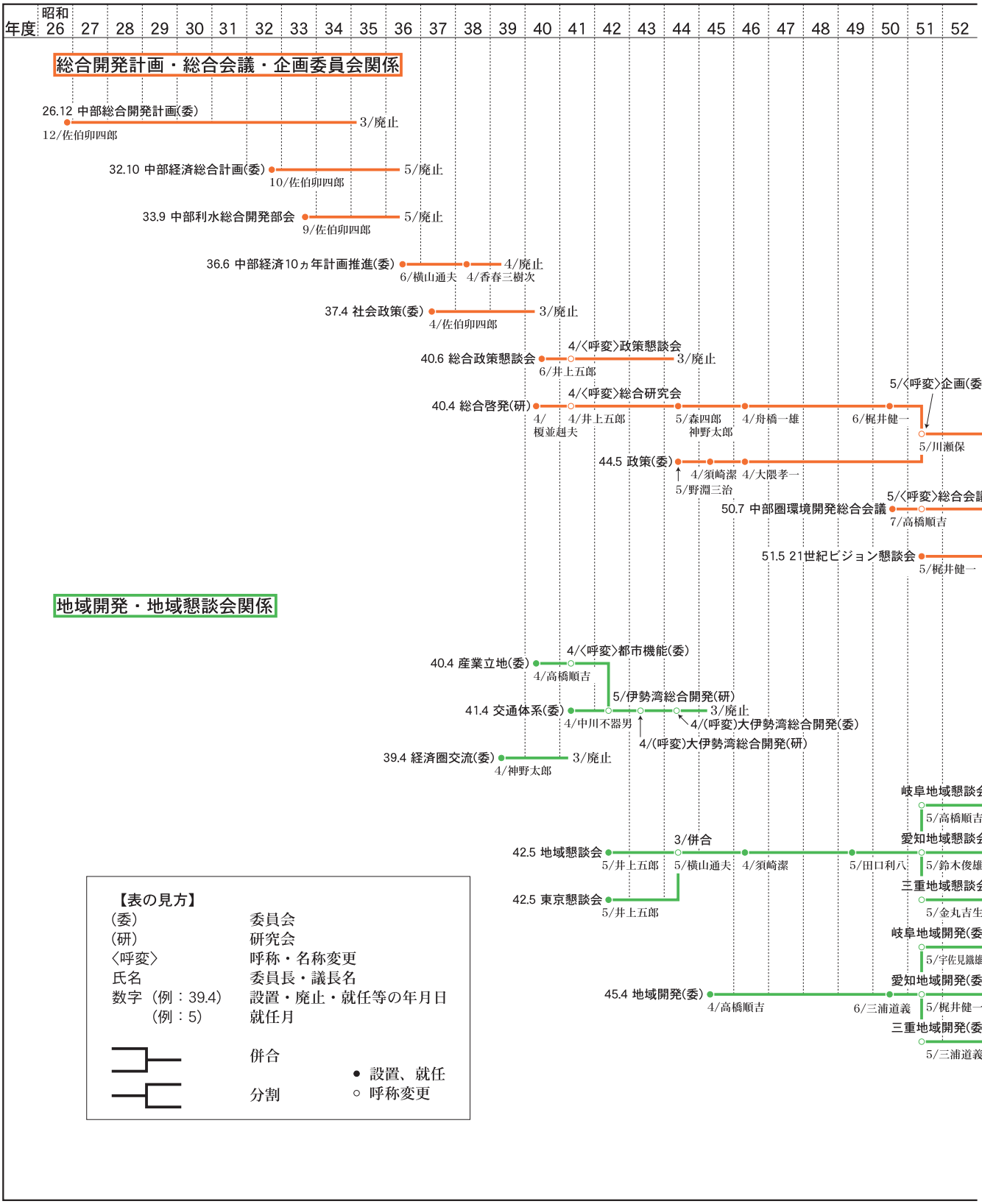
年度
昭和26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52
総合開発計画・総合会議・企画委員会関係
26.12 中部総合開発計画(委)
12/佐伯卯四郎
3/廃止
32.10 中部経済総合計画(委)
10/佐伯卯四郎
5/廃止
33.9 中部利水総合開発部会
9/佐伯卯四郎
5/廃止
36.6 中部経済10ヵ年計画推進(委)
6/横山通夫
4/香春三樹次
4/廃止
37.4 社会政策(委)
4/佐伯卯四郎
3/廃止
40.6 総合政策懇談会
6/井上五郎
4/〈呼変〉政策懇談会
3/廃止
40.4 総合啓発(研)
4/榎並超夫
4/井上五郎
4/〈呼変〉総合研究会
5/森四郎
神野太郎
4/舟橋一雄
6/梶井健一
5/〈呼変〉企画(委)
5/川瀬保
44.5 政策(委)
4/須崎潔
5/野淵三治
4/大隈孝一
50.7 中部圏環境開発総合会議
7/高橋順吉
5/〈呼変〉総合会議
51.5 21世紀ビジョン懇談会
5/梶井健一
地域開発・地域懇談会関係
40.4 産業立地(委)
4/高橋順吉
4/〈呼変〉都市機能(委)
41.4 交通体系(委)
4/中川不器男
5/伊勢湾総合開発(研)
3/廃止
4/(呼変)大伊勢湾総合開発(委)
4/(呼変)大伊勢湾総合開発(研)
39.4 経済圏交流(委)
4/神野太郎
3/廃止
42.5 地域懇談会
5/井上五郎
5/横山通夫
3/併合
4/須崎潔
5/田口利八
42.5 東京懇談会
5/井上五郎
45.4 地域開発(委)
4/高橋順吉
6/三浦道義
岐阜地域懇談会
5/高橋順吉
愛知地域懇談会
5/鈴木俊雄
三重地域懇談会
5/金丸吉生
岐阜地域開発(委)
5/宇佐見鐵雄
愛知地域開発(委)
5/梶井健一
三重地域開発(委)
5/三浦道義
【表の見方】
(委)　委員会
(研)　研究会
〈呼変〉　呼称・名称変更
氏名　委員長・議長名
数字（例：39.4）　設置・廃止・就任等の年月日
（例：5）　就任月
併合
分割
● 設置、就任
○ 呼称変更

平成13年6月現在

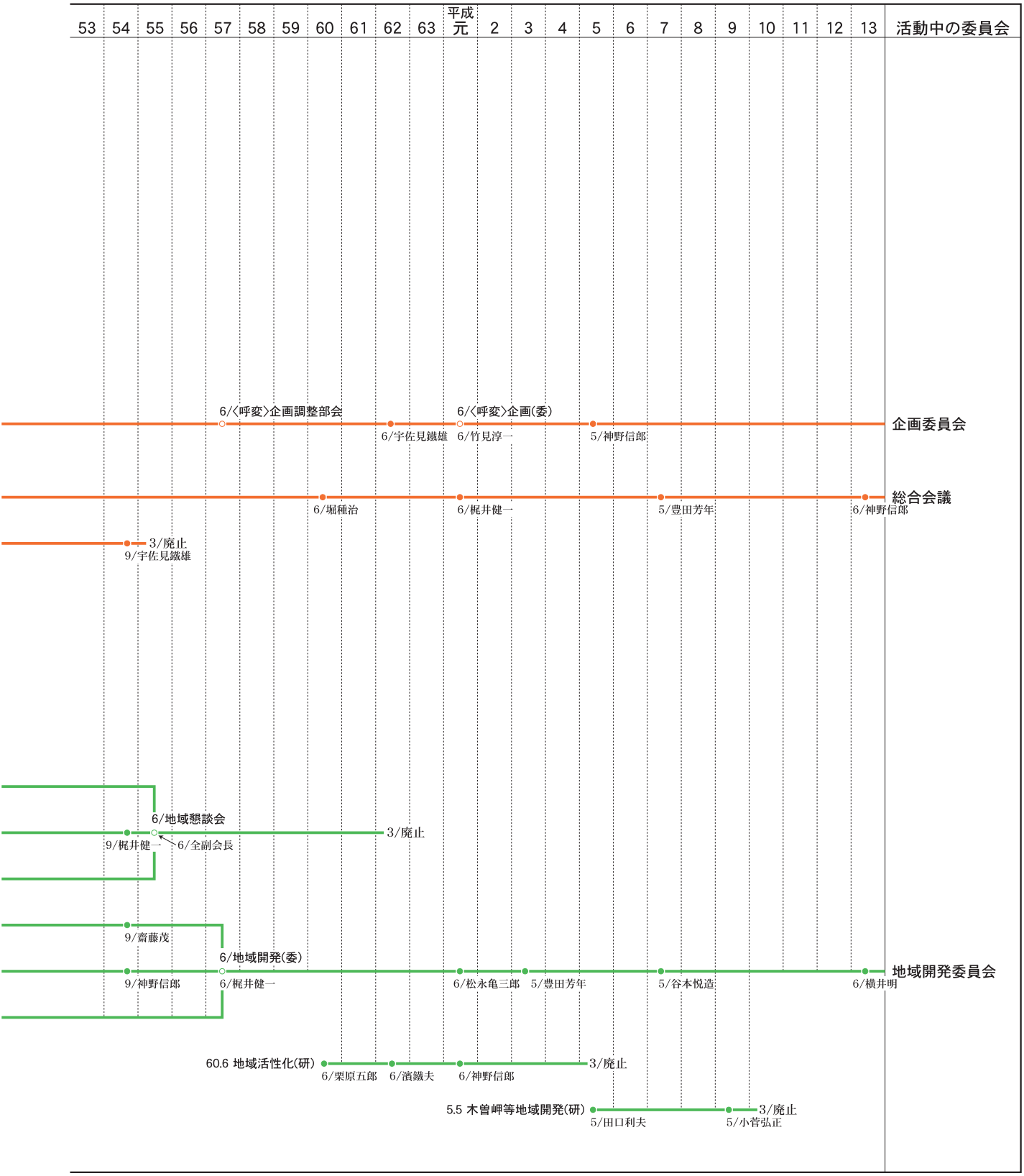
53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
活動中の委員会
6/〈呼変〉企画調整部会
6/宇佐見鐵雄
6/〈呼変〉企画(委)
6/竹見淳一
5/神野信郎
企画委員会
6/堀種治
6/梶井健一
5/豊田芳年
6/神野信郎
総合会議
3/廃止
9/宇佐見鐵雄
6/地域懇談会
9/梶井健一
6/全副会長
3/廃止
9/齋藤茂
6/地域開発(委)
9/神野信郎
6/梶井健一
6/松永亀三郎
5/豊田芳年
5/谷本悦造
6/横井明
地域開発委員会
60.6 地域活性化(研)
6/栗原五郎
6/濱鐵夫
6/神野信郎
3/廃止
5.5 木曽岬等地域開発(研)
5/田口利夫
5/小菅弘正
3/廃止

常設委員会の変遷 ― 2

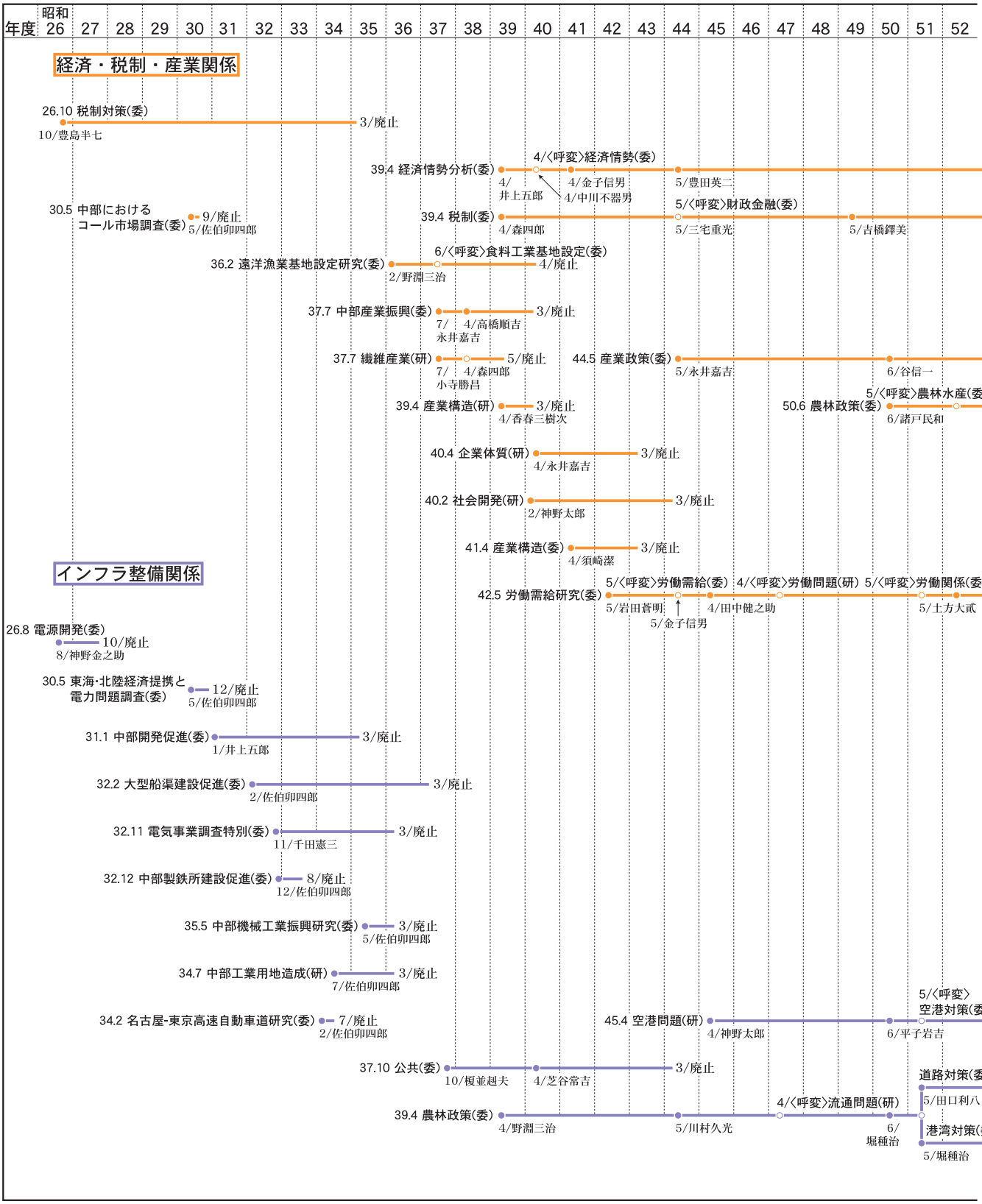
年度
昭和 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52
経済・税制・産業関係
26.10 税制対策(委)
10/豊島半七
3/廃止
39.4 経済情勢分析(委)
4/井上五郎
4/〈呼変〉経済情勢(委)
4/金子信男
4/中川不器男
5/豊田英二
30.5 中部における
コール市場調査(委)
9/廃止
5/佐伯卯四郎
39.4 税制(委)
4/森四郎
5/〈呼変〉財政金融(委)
5/三宅重光
5/吉橋鐸美
36.2 遠洋漁業基地設定研究(委)
2/野淵三治
6/〈呼変〉食料工業基地設定(委)
4/廃止
37.7 中部産業振興(委)
7/永井嘉吉
4/高橋順吉
3/廃止
37.7 繊維産業(研)
7/小寺勝昌
4/森四郎
5/廃止
44.5 産業政策(委)
5/永井嘉吉
6/谷信一
39.4 産業構造(研)
4/香春三樹次
3/廃止
50.6 農林政策(委)
6/諸戸民和
5/〈呼変〉農林水産(委)
40.4 企業体質(研)
4/永井嘉吉
3/廃止
40.2 社会開発(研)
2/神野太郎
3/廃止
41.4 産業構造(委)
4/須崎潔
3/廃止
インフラ整備関係
42.5 労働需給研究(委)
5/岩田蒼明
5/金子信男
5/〈呼変〉労働需給(委)
4/田中健之助
4/〈呼変〉労働問題(研)
5/土方大武
5/〈呼変〉労働関係(委)
26.8 電源開発(委)
8/神野金之助
10/廃止
30.5 東海･北陸経済提携と
電力問題調査(委)
5/佐伯卯四郎
12/廃止
31.1 中部開発促進(委)
1/井上五郎
3/廃止
32.2 大型船渠建設促進(委)
2/佐伯卯四郎
3/廃止
32.11 電気事業調査特別(委)
11/千田憲三
3/廃止
32.12 中部製鉄所建設促進(委)
12/佐伯卯四郎
8/廃止
35.5 中部機械工業振興研究(委)
5/佐伯卯四郎
3/廃止
34.7 中部工業用地造成(研)
7/佐伯卯四郎
3/廃止
34.2 名古屋-東京高速自動車道研究(委)
2/佐伯卯四郎
7/廃止
45.4 空港問題(研)
4/神野太郎
6/平子岩吉
5/〈呼変〉
空港対策(委)
37.10 公共(委)
10/榎並赳夫
4/芝谷常吉
3/廃止
道路対策(委)
5/田口利八
39.4 農林政策(委)
4/野淵三治
5/川村久光
4/〈呼変〉流通問題(研)
6/堀種治
港湾対策(委)
5/堀種治

平成13年6月現在

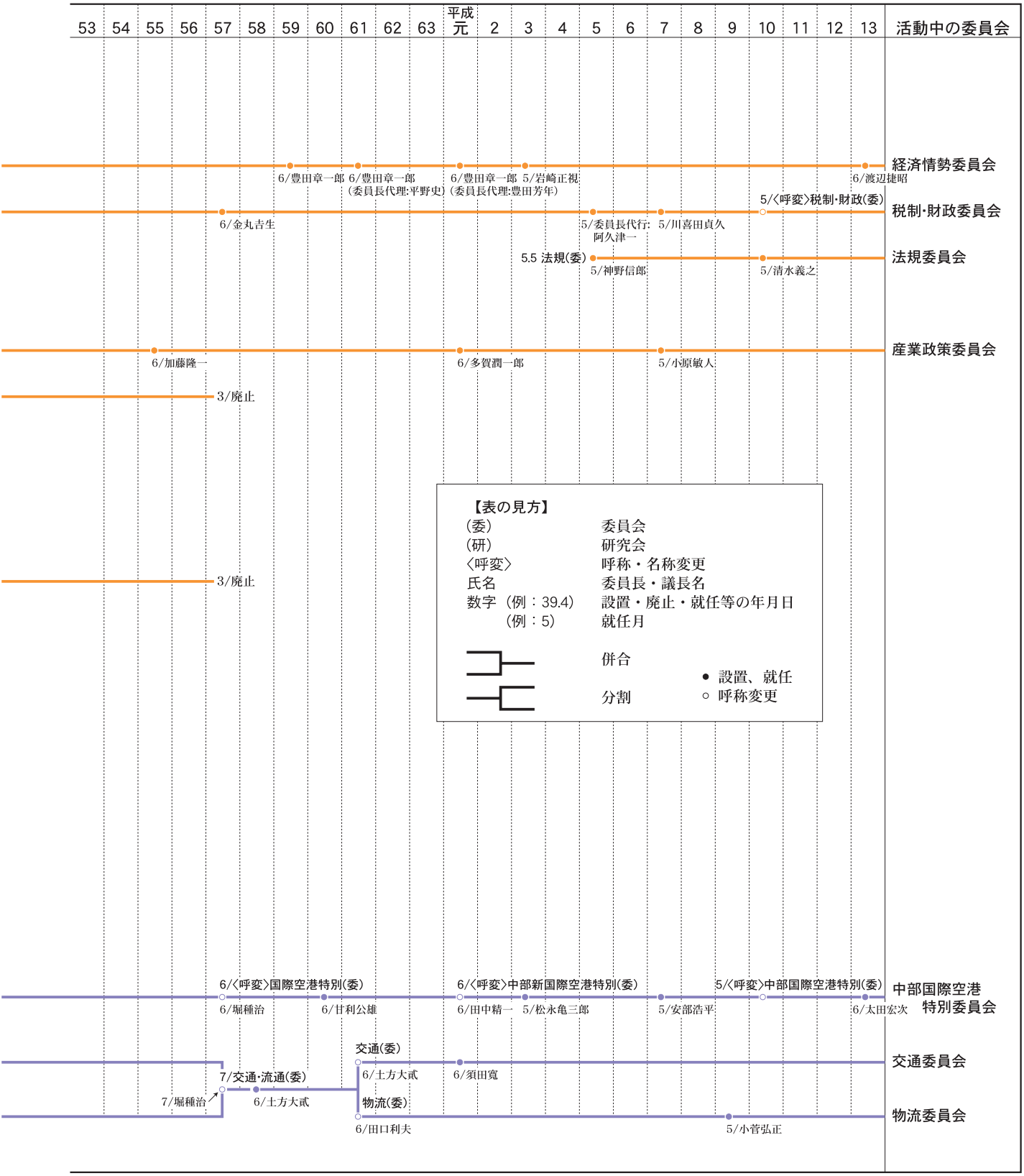
53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
活動中の委員会
経済情勢委員会
6/豊田章一郎
6/豊田章一郎（委員長代理:平野史）
6/豊田章一郎（委員長代理:豊田芳年）
5/岩崎正視
6/渡辺捷昭
税制・財政委員会
5/〈呼変〉税制・財政(委)
6/金丸吉生
5/委員長代行:阿久津一
5/川喜田貞久
法規委員会
5.5 法規(委)
5/神野信郎
5/清水義之
産業政策委員会
6/加藤隆一
6/多賀潤一郎
5/小原敏人
3/廃止
3/廃止
【表の見方】
(委) 委員会
(研) 研究会
〈呼変〉 呼称・名称変更
氏名 委員長・議長名
数字 (例：39.4) 設置・廃止・就任等の年月日
(例：5) 就任月
併合
分割
● 設置、就任
○ 呼称変更
中部国際空港特別委員会
6/〈呼変〉国際空港特別(委)
6/堀種治
6/甘利公雄
6/〈呼変〉中部新国際空港特別(委)
6/田中精一
5/松永亀三郎
5/〈呼変〉中部国際空港特別(委)
5/安部浩平
6/太田宏次
交通委員会
交通(委)
6/土方大武
6/須田寛
7/交通・流通(委)
6/土方大武
7/堀種治
物流委員会
物流(委)
6/田口利夫
5/小菅弘正

常設委員会の変遷 ― 3

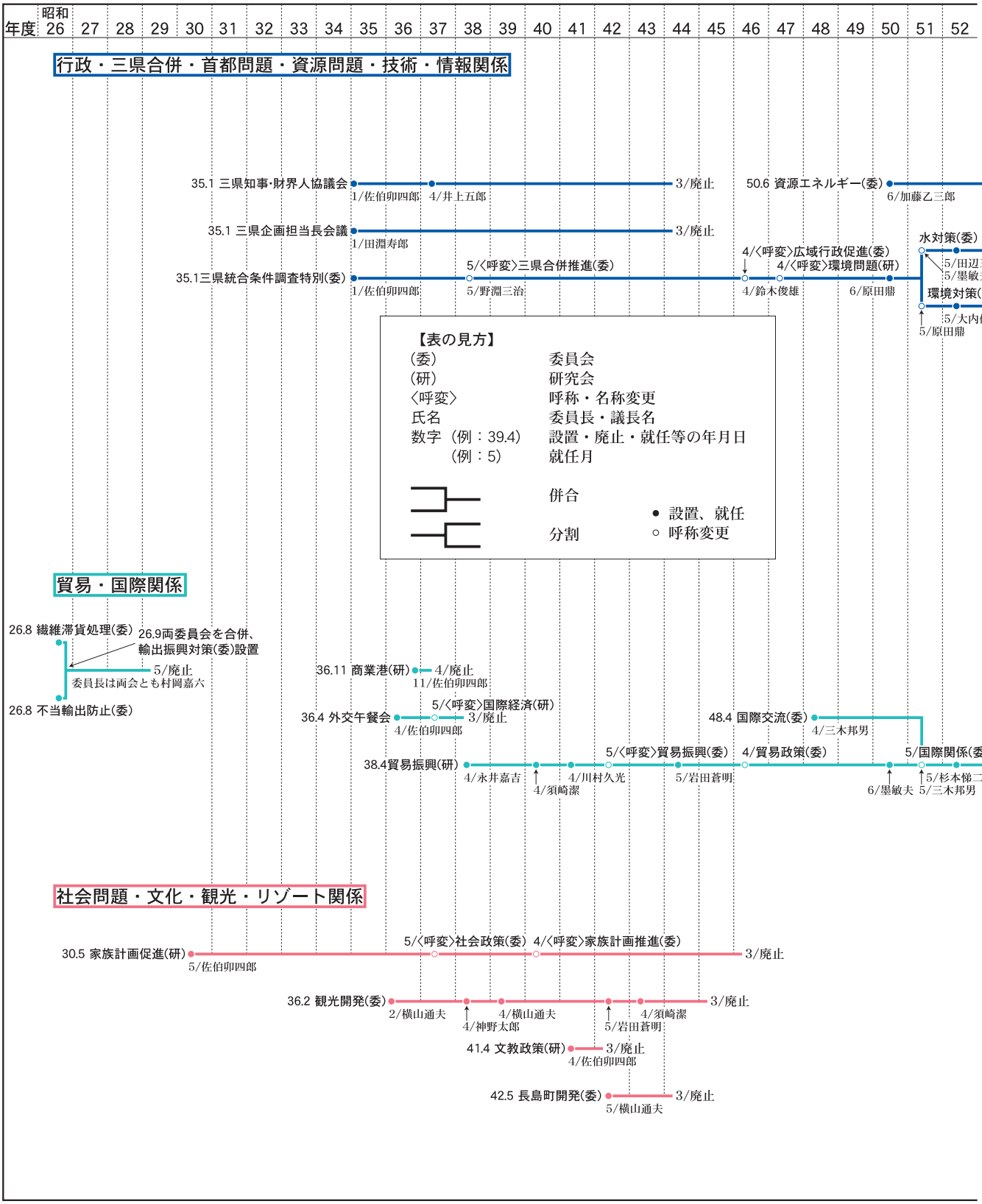
年度
昭和 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52
行政・三県合併・首都問題・資源問題・技術・情報関係
35.1 三県知事･財界人協議会
1/佐伯卯四郎
4/井上五郎
3/廃止
50.6 資源エネルギー(委)
6/加藤乙三郎
35.1 三県企画担当長会議
1/田淵寿郎
3/廃止
水対策(委)
5/田辺三郎
5/墨敏夫
4/〈呼変〉広域行政促進(委)
4/〈呼変〉環境問題(研)
5/〈呼変〉三県合併推進(委)
35.1三県統合条件調査特別(委)
1/佐伯卯四郎
5/野淵三治
4/鈴木俊雄
6/原田鼎
環境対策(委)
5/大内俊司
5/原田鼎
【表の見方】
(委)　委員会
(研)　研究会
〈呼変〉　呼称・名称変更
氏名　委員長・議長名
数字（例：39.4）　設置・廃止・就任等の年月日
（例：5）　就任月
併合
分割
● 設置、就任
○ 呼称変更
貿易・国際関係
26.8 繊維滞貨処理(委)
26.9両委員会を合併、
輸出振興対策(委)設置
5/廃止
委員長は両会とも村岡嘉六
26.8 不当輸出防止(委)
36.11 商業港(研)
4/廃止
11/佐伯卯四郎
5/〈呼変〉国際経済(研)
36.4 外交午餐会
4/佐伯卯四郎
3/廃止
48.4 国際交流(委)
4/三木邦男
5/〈呼変〉貿易振興(委)
4/貿易政策(委)
5/国際関係(委)
38.4貿易振興(研)
4/永井嘉吉
4/須崎潔
4/川村久光
5/岩田蒼明
6/墨敏夫
5/杉本悌二郎
5/三木邦男
社会問題・文化・観光・リゾート関係
30.5 家族計画促進(研)
5/佐伯卯四郎
5/〈呼変〉社会政策(委)
4/〈呼変〉家族計画推進(委)
3/廃止
36.2 観光開発(委)
2/横山通夫
4/神野太郎
4/横山通夫
5/岩田蒼明
4/須崎潔
3/廃止
41.4 文教政策(研)
4/佐伯卯四郎
3/廃止
42.5 長島町開発(委)
5/横山通夫
3/廃止

平成13年6月現在

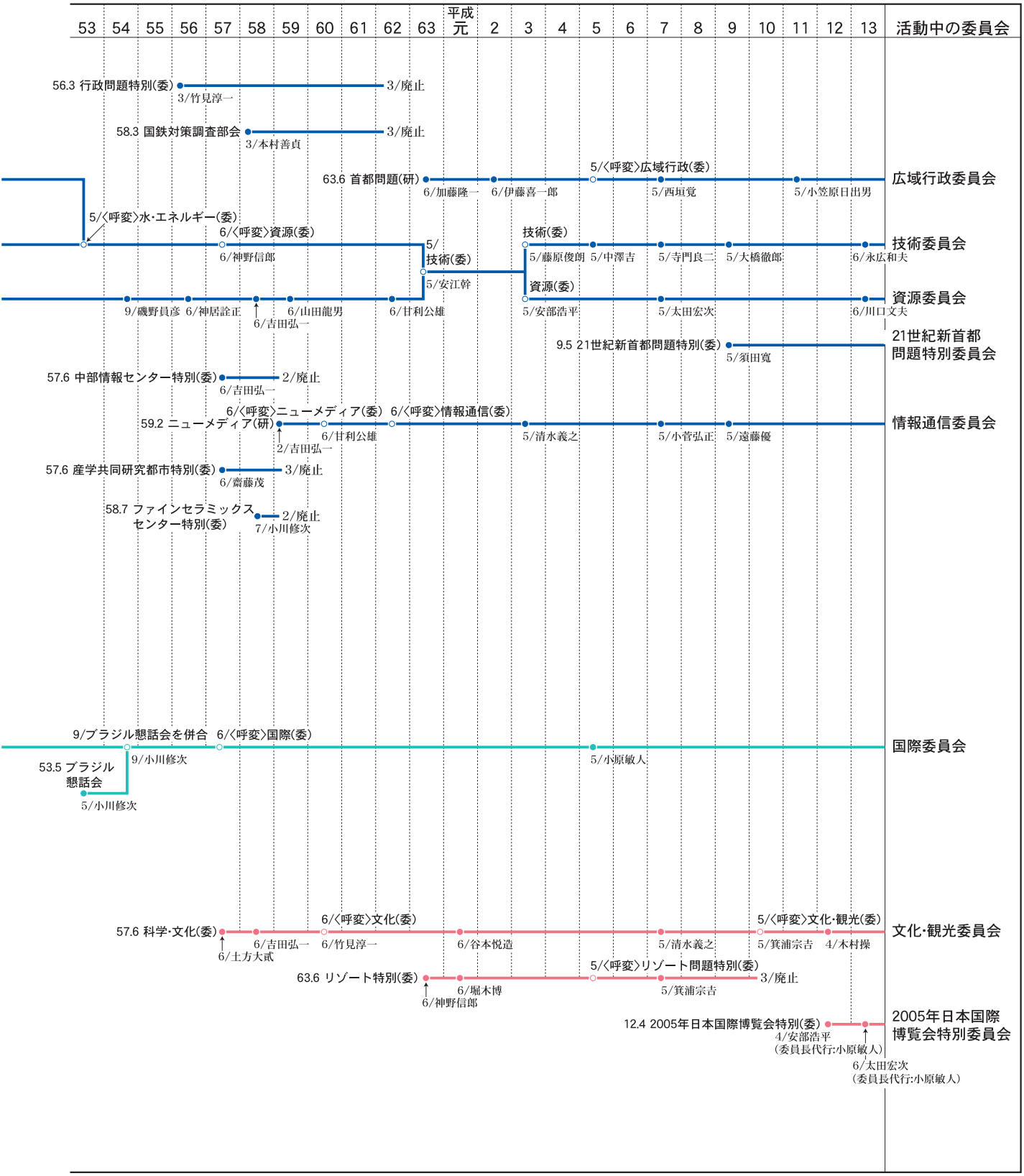
53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
活動中の委員会
56.3 行政問題特別(委)
3/竹見淳一
3/廃止
58.3 国鉄対策調査部会
3/本村善貞
3/廃止
63.6 首都問題(研)
6/加藤隆一
6/伊藤喜一郎
5/〈呼変〉広域行政(委)
5/西垣覚
5/小笠原日出男
広域行政委員会
5/〈呼変〉水・エネルギー(委)
6/〈呼変〉資源(委)
6/神野信郎
5/技術(委)
5/安江幹
技術(委)
5/藤原俊朗
5/中澤吉
5/寺門良二
5/大橋徹郎
6/永広和夫
技術委員会
資源(委)
5/安部浩平
5/太田宏次
6/川口文夫
資源委員会
9/磯野員彦
6/神居詮正
6/吉田弘一
6/山田龍男
6/甘利公雄
9.5 21世紀新首都問題特別(委)
5/須田寛
21世紀新首都問題特別委員会
57.6 中部情報センター特別(委)
6/吉田弘一
2/廃止
6/〈呼変〉ニューメディア(委)
6/〈呼変〉情報通信(委)
59.2 ニューメディア(研)
2/吉田弘一
6/甘利公雄
5/清水義之
5/小菅弘正
5/遠藤優
情報通信委員会
57.6 産学共同研究都市特別(委)
6/齋藤茂
3/廃止
58.7 ファインセラミックスセンター特別(委)
7/小川修次
2/廃止
9/ブラジル懇話会を併合
6/〈呼変〉国際(委)
9/小川修次
5/小原敏人
国際委員会
53.5 ブラジル懇話会
5/小川修次
57.6 科学・文化(委)
6/土方大貳
6/吉田弘一
6/〈呼変〉文化(委)
6/竹見淳一
6/谷本悦造
5/清水義之
5/〈呼変〉文化・観光(委)
5/箕浦宗吉
4/木村操
文化・観光委員会
63.6 リゾート特別(委)
6/神野信郎
6/堀木博
5/〈呼変〉リゾート問題特別(委)
5/箕浦宗吉
3/廃止
12.4 2005年日本国際博覧会特別(委)
4/安部浩平
(委員長代行:小原敏人)
6/太田宏次
(委員長代行:小原敏人)
2005年日本国際博覧会特別委員会

現行委員会の紹介

平成13年６月５日現在

委員会名	委員長名	担務内容
総合会議	神野信郎	●本会の運営に関する基本的事項・重要事項の審議
企画委員会	神野信郎	●重要事項に関する企画・立案、会長諮問事項の調査、答申
法規委員会	清水義之	●商法および経済関係法規を中心とした法規問題をめぐる諸問題の調査研究ならびに中央省庁等からの照会に対する意見表明
地域開発委員会	横井　明	●高次都市機能の強化、新成長産業の立地促進、広域的地域振興策の推進、地域開発プロジェクトの調査研究・提言
国際委員会	小原敏人	●海外の国際関係機関との交流促進、国際交流機能の拡充強化に関する調査研究・提言
経済情勢委員会	渡辺捷昭	●内外経済情勢、産業動向の調査研究、経済見通しの策定、経済政策のあり方に関する要望・提言
税制・財政委員会	川喜田貞久	●国、地方の税制・財政等に関する調査研究・要望・提言
産業政策委員会	小原敏人	●産業構造高度化対策および通商・貿易問題、雇用問題等に関する調査研究・要望・提言
情報通信委員会	遠藤　優	●高度情報化社会に向けての各種構想の研究および中部の情報化施策についての調査研究・提言
技術委員会	永広和夫	●先端技術に関する調査研究・提言 ●環境問題に関する調査研究・提言
資源委員会	川口文夫	●資源・エネルギー・水の有効利用に関する調査研究・提言
交通委員会	須田　寛	●総合交通体系の整備に関する調査研究・提言 ●第二東名・名神高速道路をはじめとする高規格幹線自動車道、中央新幹線等の整備促進に関する調査研究・要望
物流委員会	小菅弘正	●国際化の進展に対応する流通産業のあり方および物流システムの構築に関する調査研究・提言
広域行政委員会	小笠原日出男	●広域行政移行にむけての推進活動の展開
文化・観光委員会	木村　操	●文化・観光の振興に関する調査研究・提言
中部国際空港特別委員会	太田宏次	●中部国際空港の建設促進
21世紀新首都問題特別委員会	須田　寛	●中央地域への首都機能移転
2005年日本国際博覧会特別委員会	太田宏次 (代行・小原敏人)	●2005年日本国際博覧会の開催支援
50周年記念事業特別委員会	太田宏次	●50周年記念事業の推進

名誉会長・会長・副会長・専務理事・常務理事一覧

（副会長待遇を含む）

平成13年５月17日現在

名誉会長	安部浩平	中部電力㈱ 取締役会長
会長	太田宏次	中部電力㈱ 取締役社長
副会長	神野信郎	中部ガス㈱ 取締役会長
	須田　寛	東海旅客鉄道㈱ 取締役会長
	清水義之	㈱十六銀行 取締役会長
	小原敏人	日本ガイシ㈱ 取締役会長
	川喜田貞久	㈱百五銀行 取締役頭取
	小菅弘正	日本トランスシティ㈱ 取締役会長
	遠藤　優	イビデン㈱ 取締役会長
	鈴木　修	スズキ㈱ 取締役会長
	小笠原日出男	㈱東海銀行 取締役頭取
	安川英昭	セイコーエプソン㈱ 取締役会長
	木村　操	名古屋鉄道㈱ 取締役社長
	横井　明	㈱豊田自動織機製作所 取締役副会長
	川口文夫	新日本ヘリコプター㈱ 顧問（中部電力㈱ 常務取締役）
	渡辺捷昭	トヨタ自動車㈱ 専務取締役
副会長待遇 常任理事	永広和夫	新日本製鐵㈱名古屋製鐵所 取締役名古屋製鐵所長
副会長待遇 専務理事	木下喜揚	
常務理事	安木正一	
常務理事 事務局長	岡本光世	
常務理事	松岡和良	

組　織　図（平成13年５月17日現在）

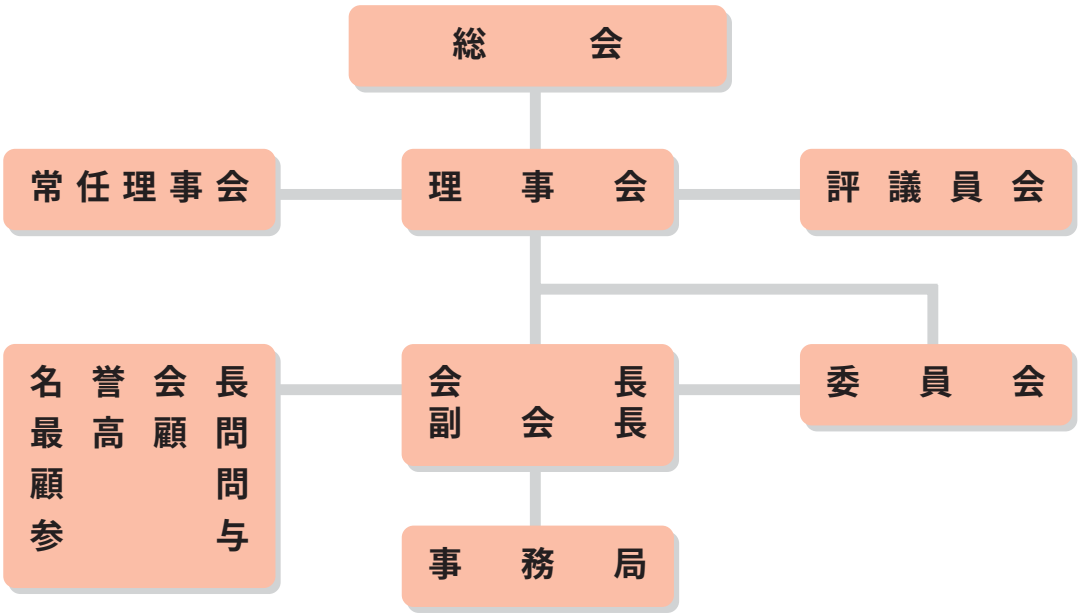

関連団体（平成13年５月17日現在）

- ニューＨＥＡＲＴ中部推進機構
- 新首都「中部」推進協議会
- 中部の発展と水に関する懇話会
- 伊勢湾・三河湾を考える会
- ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会
- 東海北陸道地域整備推進協議会
- 伊勢湾口道路建設促進協議会
- 東海環状地域整備推進協議会
- 第二伊勢湾岸道路建設推進協議会
- 中部国際空港建設促進協議会

事務局機構図（平成13年４月23日現在）

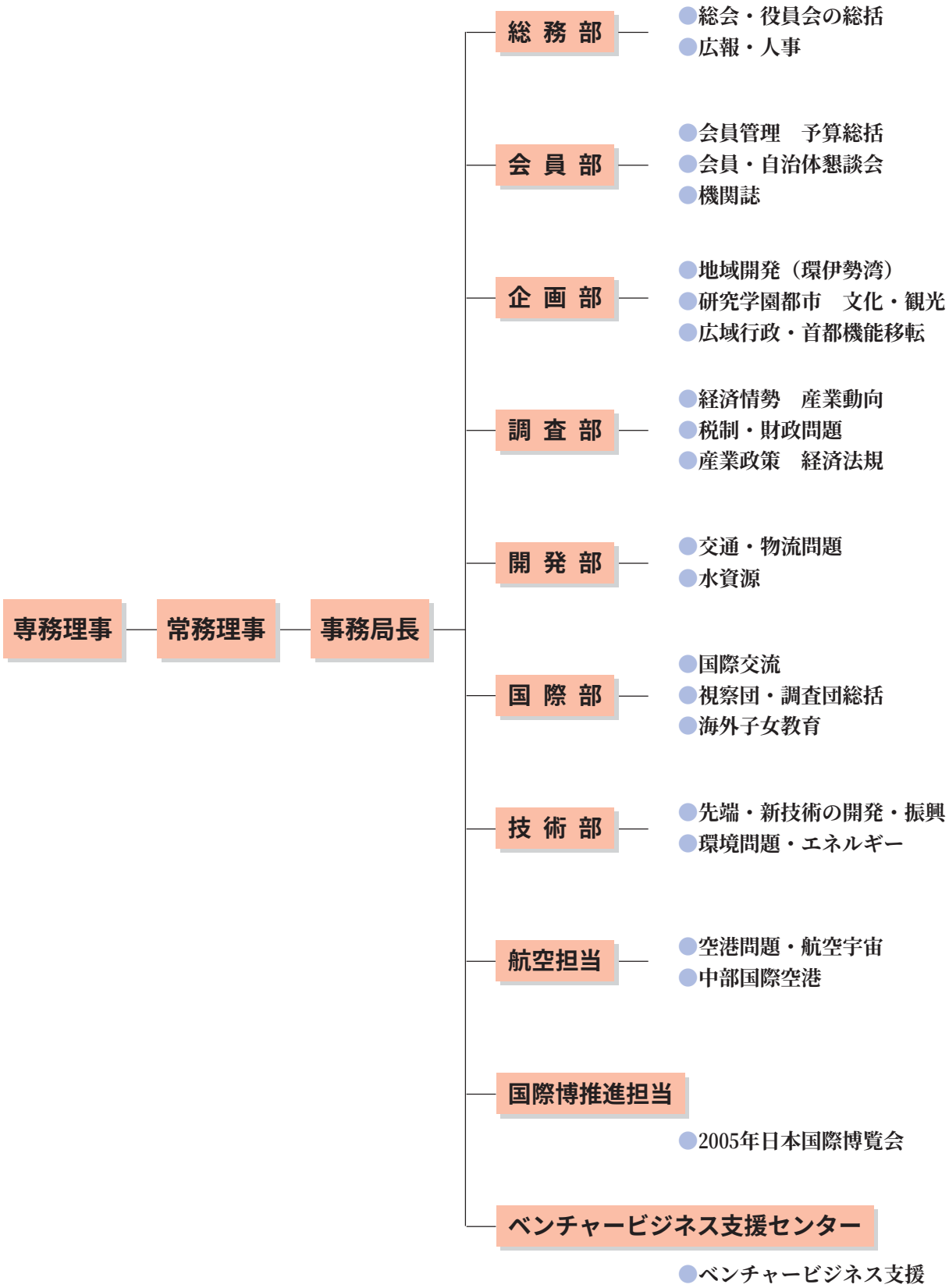

中経連意見・要望の一覧

― 平成３年度～12年度 ―

平成３年度

内　　容	実施日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	6月 7日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	6月19日
リニア中央新幹線が中部地域経済に及ぼす影響と対応策について提言	7月 1日
中部の臨空産業〔第１部〕　～中部新国際空港と空港関連産業～について提言	7月 1日
中部の諸プロジェクトの推進等について要望	7月16日
政治改革と行政改革に関する要望	7月18日
「超信頼性無機融合材料」の次世代基盤技術制度による開発推進に関する要望	8月 1日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	8月 1日
第二国土軸構想の推進について要望	8月 1日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	8月28日
物流の問題点と対応－中部における都市間物流について提言	9月 2日
中部の高度情報化への提言	11月 5日
当面の税制改正にあたっての要望	11月 5日
西日本経済協議会第33回総会における決議の要望	11月20日
平成４年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方について要望	12月 2日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	12月20日
第二国土軸構想の推進について要望	12月24日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	1月23日

平成４年度

内　　容	実施日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	4月18日
中部の環境保全対策技術のデータベース化と報告書の作成	6月 1日
中部試験研究機関の産官協調について提言	6月 1日
第11次道路整備五箇年計画策定に関する要望	6月12日
第11次道路整備五箇年計画策定に関する要望	6月30日
「超信頼性融合セラミックス」の国家研究開発制度による開発推進に関する要望	7月 1日
第11次道路整備五箇年計画策定に関する要望	8月 5日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	7月 1日
航空宇宙将来機の開発に必要な試験設備について提言	7月 6日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	7月23日
第二国土軸構想の推進について要望	7月31日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	8月 5日
製造物責任についての見解	9月21日
当面の税制改正にあたっての要望	11月 2日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	11月10日

西日本経済協議会第34回総会における決議の要望	11月17日
第11次道路整備五箇年計画に関する要望	11月17日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	11月25日
平成５年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方について要望	12月 7日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	12月10日
当地域の社会基盤整備について要望	1月14日
景気対策ならびに中部の主要プロジェクトの推進について要望	3月10日
中部の交通機関相互の連携について提言	3月26日

平成５年度

内　　容	実施日
産業技術中枢圏域の形成に向けて要望	4月10日
三遠広域200万都市圏構想について提言	6月 7日
中央国際空港私案の発表	6月 7日
当地域の社会基盤整備について要望	6月18日
21世紀の交通情報サービスのあり方について提言	7月 5日
第二国土軸構想の実現に向けて要望	7月27日
中部新国際空港の建設促進に関する要望	7月29日
(財)海外技術者研修協会新中部研修センターの建設について要望	7月29日
西日本経済協議会代表者会議における要望決議	8月30日
中部の臨空産業（第２部） －新国際空港を核とした産業の振興と臨空機能の地域配置－について提言	9月 6日
当地域の社会基盤整備について要望	9月27日
今後の政策運営について要望	9月30日
平成６年度税制改正について要望	10月 8日
平成６年度経済見通しならびに今後の経済政策に対する要望・提言	11月 8日
西日本経済協議会第35回総会における決議の要望	12月 2日
製造物責任制度導入についての見解を表明	12月 6日
(財)海外技術者研修協会新中部研修センターの建設について要望	1月13日
当地域の社会基盤整備について要望	2月15日

平成６年度

内　　容	実施日
「公共的な入札に係る事業者および事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」 に対する意見の表明	4月18日
衆院選比例代表ブロックの見直しについて要望	4月28日
「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」に対する意見の表明	5月13日
中部国際総合物流センターネットワーク構想を提言	6月 6日
第二国土軸構想の早期実現について要望	6月17日
水資源の現状と今後の対応について提言	7月 4日
西日本経済協議会代表者会議における要望決議	8月 8日
中部の主要プロジェクトの推進について要望	8月 8日
中部の主要プロジェクトの推進について要望	8月25日

中部の主要プロジェクトの推進について要望	9月 3日
中部の主要プロジェクトの推進について要望	9月 6日
平成７年度税制改正に対する要望	9月 5日
環伊勢湾総合開発構想を提言	10月 3日
地方分権の実現に向けた政治的決意を期待するを要望	10月20日
平成７年度経済見通しならびに今後の経済政策に対する要望・提言	11月 7日
市町村合併の促進について要望	11月17日
中部の循環型交通体系の構築について提言	12月 5日
西日本経済協議会第36回総会における決議の要望	12月 6日
21世紀万国博覧会（仮称）に関する要望	12月 6日
固定資産税の非課税および特例措置の縮減反対の要望	12月 7日
租税特別措置見直しに対する要望	12月 8日

平成７年度

内　　容	実施日
2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築について提言	4月26日
産業界におけるＶＲの現状とこれからについて提言	6月 5日
国立大学の研究のあり方に関する提言	6月 5日
中部の主要プロジェクトの推進について要望	6月15日
安全で安心な国土・都市づくりについて提言	7月 3日
21世紀初頭における中部産業の姿について提言	7月 3日
西日本経済協議会代表者会議における緊急要望	7月21日
今後の財政問題および税制改正に対する意見・要望	9月 4日
中部の主要港湾機能強化についての緊急要望	9月 7日
中部の主要港湾におけるＴＳＬ拠点港設置の要望	9月 7日
中部への首都機能移転（中間報告）について提言	10月 2日
西日本経済協議会第37回総会における特別決議	10月 5日
大交流時代に向けた港湾づくりについて要望	10月31日
平成８年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言	11月 6日
地球環境に関わる戦略的研究機関設置について要望	11月15日
「明日の日本と新しい首都」に対する意見書	11月28日
今後の電気通信産業のあり方に関する意見	12月 4日
新首都のあり方に対する要望	12月 5日
地価税の廃止についての要望	12月 8日
西日本経済協議会第37回総会における決議の要望	12月19日
中部における渇水対策についての緊急要望	1月12日
中部の港湾機能の強化について提言	2月 5日

平成８年度

内　　容	実施日
伊勢湾の港湾機能の強化について要望	4月18日
地球環境戦略研究機関設置について要望	5月28日

国会等移転法改正案の早期成立を求める決議	5月30日
新しい全国総合開発計画に対する要望	6月19日
新しい全国総合開発計画に対する要望	6月27日
大交流時代に向けた港湾づくりについて要望	6月28日
中部における都市圏公共交通機関の整備について提言	7月 1日
中部新国際空港と関連するプロジェクトについて （新空港と空港都市、空港計画、空港都市の機能と規模）提言	7月 1日
西日本経済協議会代表者会議における緊急要望	7月11日
名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望	7月17日
中部における総合交通体系の整備について要望	7月18・19日
中部の主要プロジェクトの推進について要望	7月28日
名古屋大学先端技術共同研究センター拡充整備に関する要望	8月 1日
中部における総合交通体系の整備について要望	8月 8日
税制改正および財政問題に対する意見・要望	9月 2日
中部の幹線道路網整備促進に関する要望	9月 6日
中央日本広域国際交流圏の形成に関する要望	10月11日
地球環境戦略研究機関設置について要望	10月31日
平成９年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言	11月 5日
伊勢湾の環境調和型人工島開発について提言	12月 2日
名古屋港の港湾整備について要望	12月10日
西日本経済協議会第38回総会における決議の要望	12月19日
名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望	1月31日
中部新国際空港と関連するプロジェクトについて （環境との調和、水産業との共生、および情報通信）提言	2月 3日
知多半島地域振興整備について提言	2月 3日

平成９年度

内　　容	実施日
中部新国際空港のアクセス道路整備および道路特定財源の確保に関する要望	4月23日
創造的技術者・研究者を求めて～初等中等教育を考える～提言	4月25日
ＮＴＴ長距離会社の中部地域への誘致に関する要望	7月 2日
＜名古屋港＞～大交流・大競争時代に向けた港づくり～に関する要望	7月 4日
21世紀中部の幹線道路網整備促進に関する要望	7月 9日
名古屋工業技術研究所の移転整備についての要望	7月15日
外国語ＦＭ放送局開設に関する要望	8月 7日
世界的な産業技術の中枢圏域形成の契機となる交通基盤整備に向けての（緊急）要望 「2005年国際博覧会関連」	8月12日
今後の税制改正および財政問題に関する要望・提言	9月 1日
中部を変えるウォーターマジックレポート －水資源ネットワーク化と親水空間の創出－に関する提言	10月 6日
2005年日本国際博覧会ならびに中部新国際空港へのアクセス道路早期整備に関する要望	10月17日
平成10年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言	11月 4日
中部におけるベンチャー企業育成支援のための方策に関する提案	11月 4日
中部の道路整備に関する要望	11月 5日

名古屋大学大学院経済学研究科の改組計画（重点化）についての要望	11月17日
中部エアカーゴターミナル構想－21世紀の高速物流システムについて提言－	12月 1日
新しい全国総合開発計画における中部地域の位置づけと基盤整備に関する要望	12月 9日
西日本経済協議会第39回総会における決議の要望	12月11日
地方行革・市町村合併の促進に対する提言	2月 2日
高コスト構造是正に関する問題提起と課題に関する提案	2月12日
「帳簿書類の電子データによる保存」について要望	3月13日

平成10年度

内　　容	実施日
「倒産法制に関する改正検討事項」に対する意見	6月 1日
名古屋産業大学設置についての要望	6月25日
日本福祉大学大学院情報・経営開発研究科修士課程の設置についての要望	6月25日
資源・エネルギー循環型社会を目指しての提言	7月 6日
今後の社会資本整備の「ものさし」～交通投資の客観的評価基準についての一試案～の提言	7月 6日
名古屋港の整備拡充に関する要望	7月 9日
東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望	7月15日
伊勢湾口道路の建設促進に関する要望	7月24日
名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科設置についての要望	7月28日
中部における総合交通体系整備に関する要望	8月 6日
国際連合地域開発センターへの拠出金の確保に関する要望	8月 7日
南山大学総合政策学部および数理情報学部の設置に関する要望	8月 7日
中部の社会・経済基盤の強化に関する要望	8月31日
税制改正および財政問題に対する意見	9月 7日
知多半島地域の高度情報化構想～中部国際空港と共生する臨空都市圏の形成をめざして～の提言	9月 7日
自民党政経セミナーにおける要望	10月19日
西日本経済協議会第40回総会における決議を要望	10月21日
平成11年度の経済見通しと経済政策に対する要望	11月 2日
国際連合地域開発センターへの拠出金の確保に関する要望	11月26日
地方財政の健全化に対する提言	12月 7日
中部における社会基盤整備促進に関する要望	12月12日
伊勢湾口道路の建設促進に関する要望	1月28日
名古屋市立大学大学院人間文化研究科（仮称）の設置についての要望	2月16日
名古屋市立大学大学院芸術工学研究科（仮称）の設置についての要望	2月16日
名古屋経済大学大学院法学研究科博士課程の設置についての要望	3月12日

平成11年度

内　　容	実施日
環伊勢湾総合開発構想の見直しと土地利用規制に関する提言	6月 7日
中部の幹線道路網整備推進に関する要望	7月 1日
交通ビジョン21世紀・中部～エコトラフィック・中部21～の提言	7月 5日
東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望	7月 6日
中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望	7月 6日

首都機能移転の着実な実現を望む	7月 8日
名古屋工業技術研究所の整備に関する要望	7月15日
中部国際空港の建設促進に関する要望	7月28日
中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望	8月 2日
伊勢湾口道路の建設促進に関する要望	8月 2日
名古屋大学先端技術共同センター整備に関する要望	8月 3日
中部における総合的交通基盤の整備に関する要望	8月 6日
中央地域への首都機能移転の実現に関する要望	8月11日
景気・雇用対策・ナショナルプロジェクトの推進に関する要望	8月27日
中部の社会・経済基盤の強化に関する要望	8月27日
商法等の一部を改正する法律要綱中間試案に対する意見	9月 1日
税制改正および財政問題に対する意見	9月 6日
中部地域への首都機能移転に関する要望	9月29日
中部の国際物流の競争力強化についての提言	10月 4日
中部地域への首都機能移転に関する要望	10月 4日
中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望	10月13日
西日本経済協議会第41回総会における決議を要望	10月21日
平成12年度の経済見通しと経済施策に対する要望	11月 1日
伊勢湾口道路の建設促進に関する要望	11月16日
中部地域への首都機能移転に関する決議	11月17日
中部の水の総合利用についての提言	12月 6日
名古屋港の利用促進に関する要望	12月13日
中部の水の総合利用に関する要望	12月16日
中央日本広域国際交流圏のグランドデザインの提言	2月 7日
環境保全と経済の両立した社会形成を目指しての提言	3月27日

平成12年度

内　　容	実施日
2005年日本国際博覧会の開催推進に関する要望	4月18日
平成11年度ベンチャービジネス支援センター活動報告	4月24日
太平洋新国土軸構想の早期実現に向けて要望	5月22日
市町村合併の提言　―地方分権体制の確立に向けて―　の提言	6月 5日
東海北陸自動車道早期全線開通に関する要望	7月 4日
中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望	7月 6日
名古屋港の整備拡充に関する要望	7月 6日
中部の主要プロジェクト等の推進について要望	7月13日
名古屋工業技術研究所の整備について要望	7月14日
中部国際空港の建設促進について要望	7月26日
少子・高齢化に対応した社会の実現に向けての提言	7月31日
名古屋港の整備拡充に関する要望	8月 1日
広域道路網の整備と道路特定財源の堅持について要望	8月 3日
国土の中央部への首都機能移転について要望	8月 9日
中部の社会・経済基盤の強化に関する要望	8月31日

税制改正及び財政問題に対する意見	9月 4日
2005年日本国際博覧会の開催推進に関する要望	9月14日
21世紀・中部の高度情報化に向けて～ＩＴ革命への対応～の提言	10月 2日
2005年日本国際博覧会に向けたアクセス整備に関する要望	10月13日
2005年日本国際博覧会に向けたアクセス整備に関する要望	10月17日
平成13年度の経済見通しと経済政策に対する要望	11月13日
名古屋港の整備拡充に関する要望	11月15日
東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望	11月15日
太平洋新国土軸構想の早期実現に向けて要望	11月21日
中部国際空港の建設促進について要望	11月28日
中部地域の研究開発環境の整備について～産官学連携のありかた～の提言	11月 4日
知的財産に関する総合的な研修・研究機関の整備に関する要望	12月22日
大同工業大学における学科改組・転換の実施について要望	1月18日
中央地域における首都機能配置の考え方とそのイメージ（試案）の提言	2月 5日
名古屋環状２号線の早期建設について要望	2月15日
知多横断道路に関する要望	2月16日
中部国際空港アクセス道路の整備促進に関する要望	2月20日
名古屋環状２号線東南部区間の早期完成に関する要望	3月 7日

会員数の推移（社・団体）

各年度とも年度末の数値

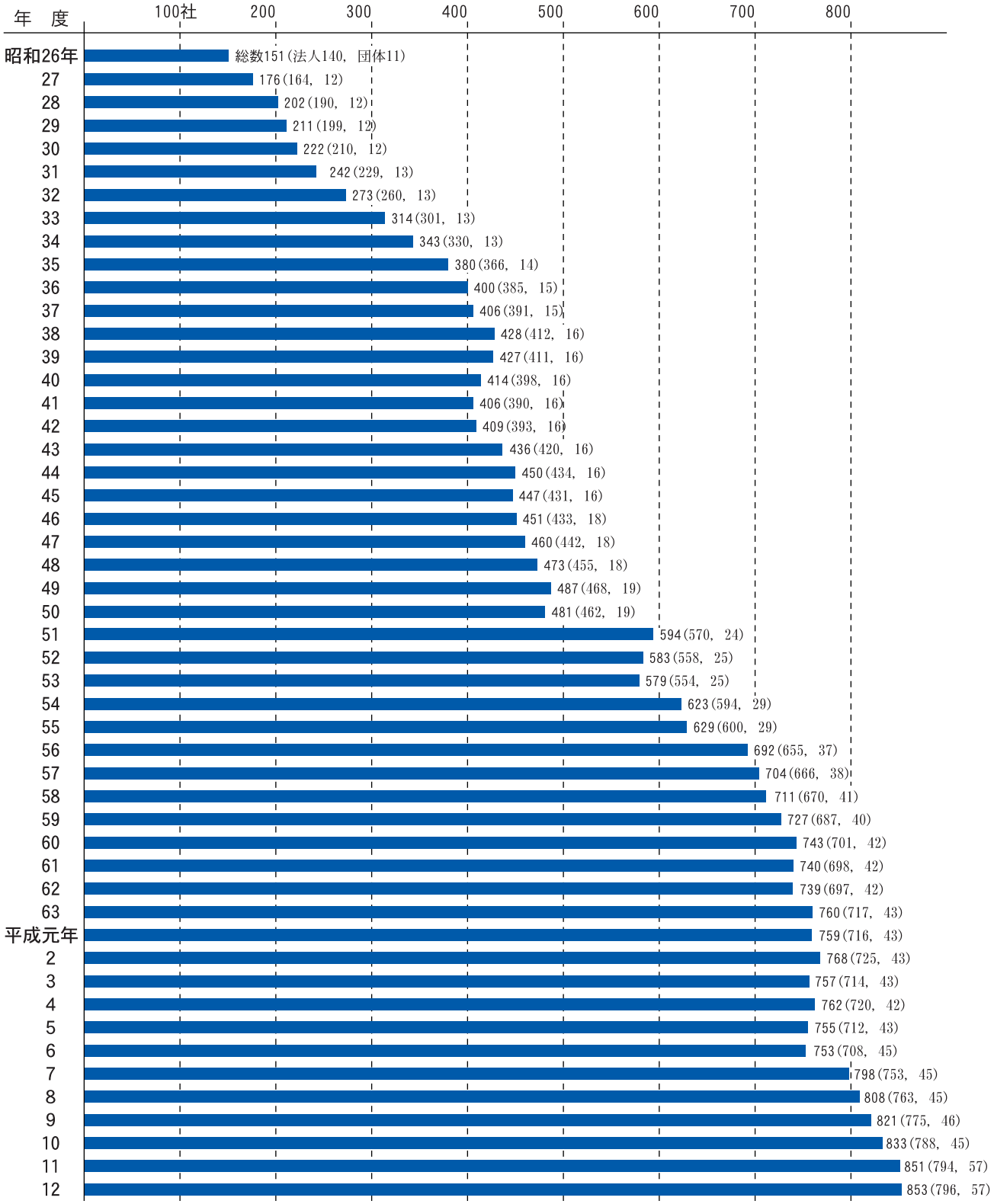

予算総額の推移（単位：千円）

各年度とも当初予算の数値

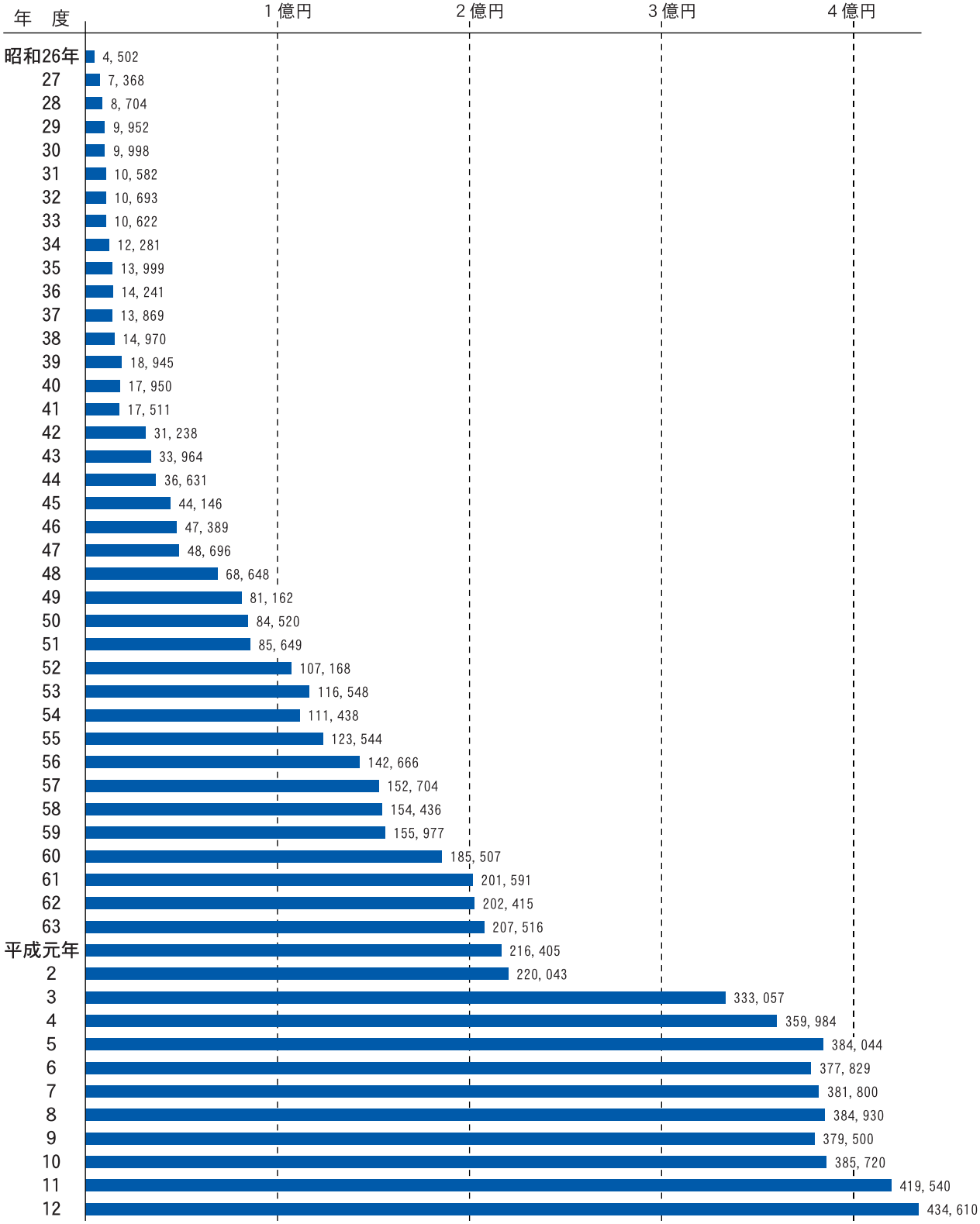

中経連 40 年の略史

注：『　』は本会がとりまとめた提言書、意見書、報告書

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和26年―1951	4．2　創立総会(伊藤次郎左衛門氏、初代会長に就任)(於：名古屋市) 7．2　一宮巡回懇談会（於：一宮市。創立後最初の対外活動、東海３県下８カ所で開催） 8.21　電源開発委員会設置 （電力供給の不安解消を目的として緊急拡充計画を決定） 10．3　電源開発促進緊急対策について要望 （愛知・岐阜・三重・静岡各県知事他、４県主要８市長） 11．7　電源開発促進について要望（自民党総務会長他） 12.21　中部総合開発委員会設置（中部地方産業振興計画策定に対する基盤づくりを目的として発足） 〃　税制対策委員会設置 〃　税制改正に対する要望（吉田総理他） 〃　地方税法改正に関する要望（吉田総理他）	4.11　マッカーサー元帥解任、後任にリッジウェイ中将就任 5．1　電力再編成に伴う９電力会社が発足 7．1　北鮮軍、休戦提案の受諾を発表 9．1　民間ラジオ放送開始 （中部日本放送＜ＣＢＣ＞） 10.31　小牧飛行場の民間使用開始
昭和27年―1952	5．9　中部電力債（緊急電源拡充計画所要資金調達）の消化について要望（三重・岐阜県知事他、三重県主要７市長、岐阜・一宮各市長） 5.19　「名古屋港と四日市港とを結ぶ大伊勢湾建設を語る」座談会 （日刊工業新聞5.26～6.6にわたり連載され、四日市旧海軍燃料廠の化学工業地帯化への口火となった） 8.19　四日市旧海軍燃料廠跡の払い下げ促進・化学工業地帯建設要望（通産大臣他） 9.16　天竜川の電源開発促進について要望（吉田総理他） 10.21　緊急電源拡充計画完遂報告（第15回定例理事会） (電力不足に対応する56,000kWの電源拡充は、中部電力債の順調な応募で約１ヶ月早く達成)	1.16　公益事業委員会、電源開発５カ年計画を発表 4.28　対日平和条約、日米安全保障条約発効、ＧＨＱ廃止 6．6　道路整備特別措置法公布 9.16　電源開発株式会社設立
昭和28年―1953	2.18　石油政策確立について要望（通産大臣他） 〃　名古屋地区テレビジョン放送免許促進について要望 （郵政大臣他） 2.23　四日市総合化学工業地帯の建設及び四日市旧海軍燃料廠払い下げ促進について要望（三重県知事） 4.30　政局安定について要望（吉田総理他） 5.28　四日市旧海軍燃料廠跡の活用促進について要望 （通産大臣、大蔵大臣） 〃　名古屋地区テレビジョン放送免許促進について要望 （郵政大臣他） 6.12　伊勢湾工業地帯建設期成同盟会結成 （伊勢湾臨海工業地帯の建設を目的として発足） 6.24　輸出振興対策確立について要望（吉田総理他） 8.19　中共貿易伸長について要望（吉田総理他） 〃　道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基づく道路整備５箇年計画について要望（建設大臣）	2．1　日本放送協会（ＮＨＫ）、テレビ本放送開始 4．2　日米友好通商航海条約調印 7．1　名古屋テレビ塔株式会社設立 7.27　朝鮮休戦協定調印（於：板門店） 8．5　港湾整備法公布 10.23　ガット総会、日本を準加盟国に承認

	中経連の活動	国内外・地域の動き
	8.19 港湾整備促進法に基づく整備計画について要望（運輸大臣） 12.24 税制改正について要望（吉田総理他）	
昭和29年	1.14 電力不足調整について要望（吉田総理他） 1.22 中部・関西両財界人懇談会（於：大阪市） 2.25 電気供給規程変更認可申請案に対する要望（吉田総理他） 7. 5 第１回関西経済連合会との懇談会（於：大阪市） 8.21 対米重要輸出品の輸出価格維持について要望（吉田総理他） 10.26 伊藤次郎左衛門初代会長勇退、佐伯卯四郎氏第２代会長に就任	3. 1 日本放送協会（ＮＨＫ）、名古屋でテレビ放送開始 5.20 政府、第１次道路整備５箇年計画決定 6.20 名古屋テレビ塔完成、名古屋テレビ塔株式会社営業開始 7. 1 陸海空３自衛隊発足 12.10 鳩山一郎内閣成立
昭和30年―1955	3.12 四日市旧第二海軍燃料廠の早期活用について要望（通産大臣他） 3.22 中部経済同友会設立決定（本会を基盤とする同会の設立について承認） 5. 2 四日市旧海軍燃料廠の早期活用について要望（通産大臣他） 5. 9 中部経済同友会設立（初代代表幹事佐伯卯四郎、金子嘉徳） 5.25 家族計画促進研究会設置 8.10 四日市旧海軍燃料廠の早期活用について要望（防衛庁長官他）	4.－ 通産省、四日市旧海軍燃料廠を昭和石油に払い下げ決定 6. 7 日本、ガットに正式加盟の調印（９月10日発効） 7.13 通産省、石油化学工業育成策を発表 8.19 四日市・岩国・徳山の旧海軍燃料廠の払い下げにつき閣議了承 10.10 愛知用水公団発足 12.21 繊維輸出会議、米国向け綿製品の輸出制限を決定 12.23 政府、経済自立５ヶ年計画決定（戦後初の経済計画） ＜下期より神武景気始まる＞
昭和31年―1956	1.24 津彦根線道路の早期完成について要望（建設大臣他） 〃 中部開発促進委員会設置 3.15 名古屋に公・社債市場開設について要望（大蔵大臣他） 4.24 津彦根線道路の早期完成について要望（日本道路公団総裁） 9. 6 名四国道計画経済調査に関する懇談会（パシフィックコンサルタンツに調査委託） 10.10 津彦根線道路の早期完成について要望（日本道路公団総裁）	4.16 中部地方生産性本部設立（現、(財)中部生産性本部） 〃 日本道路公団発足 7.17 経済白書、もはや戦後ではないと記述 8.10 名古屋穀物取引所開所 10.15 佐久間発電所完工式 10.18 日ソ国交回復共同宣言調印 12. 1 中部日本放送(CBC)、テレビ本放送開始 12.18 日本、国連に正式加盟 12.23 石橋湛山内閣成立
昭和32年―1957	2.26 大垣名古屋道路の早期完成について要望（日本道路公団総裁） 3.22 名四国道の経済効果説明会（パシフィックコンサルタンツより説明） 3.27 『中部経済５カ年計画』を発表（伊勢湾に銑鋼一貫メーカーの誘致を提唱） 5.10 中部製鉄所建設問題懇談会設置 6.25 名神間高速自動車国道について要望（岸総理他）	1.16 政府、米国向け綿製品輸出自主規制措置を発表 2.25 岸信介内閣成立 3.18 名古屋駅前地下商店街生まれる 4.16 国土開発縦貫自動車道建設法公布 4.25 高速自動車国道法公布 6.19 政府、国際収支改善緊急対策を発表 8.27 茨城県東海村原子力研究所に初めて“原子の火”が灯る 11.15 名古屋市営地下鉄、名古屋～栄間開通 12.17 政府、新長期経済計画（33～37年度）を決定 ＜神武景気からなべ底不況へ＞

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和33年	2.28　第１回中部製鉄所建設促進委員会（製鉄所建設を決定） 8.28　東海製鐵株式会社（現・新日本製鐵㈱名古屋製鐵所）創立総会（資本金25億円、内12億円余を地元出資） 11.10　警察官職務執行法について意見表明（岸総理他） 12.24　工業用地造成公団の発足について要望（岸総理他）	7.－　愛知用水工業用水道第一期事業着手 8.15　政府、繊維不況対策を決定 8.26　通産省、石炭不況緊急対策を決定 10．8　警察官職務執行法改正案を国会提出 10.18　名古屋空港開港式
昭和34年	7．8　名古屋～東名高速道建設についての意見を要望（建設大臣他） 9．3　墨俣～桑名間長良川堤防国道化を要望（建設大臣他） 10.13～10.28　伊勢湾台風災害対策処理 10.13　中部３県の統合を要望（中部経済同友会と共同）（岸総理他）	2.20　政府、第２次道路整備５箇年計画決定 4.10　皇太子結婚式(この日を目当てにカラーテレビが大幅に普及) 9.12　大蔵省、ドル為替の自由化を実施 9.26　伊勢湾台風、東海地方に大被害 12.31　米州開発銀行（ＩＤＢ）設立 ＜下期より岩戸景気始まる＞
昭和35年―1960	1.12　愛知・岐阜・三重各県知事と県統合につき懇談（以後、奇数月毎に開催） 2．5　３県企画担当長会議（以後、偶数月毎に開催） 6．9　台風で延期中の名四国道起工式挙行 8．9　飯田～中津川間新線建設を要望（運輸大臣他） 9.16　伊勢湾港の実現を要望（３県知事） 9.28　163号線の一級国道への昇格を要望（建設省他）	6.15　全学連デモ隊、国会乱入。警官隊との乱闘で死者 6.19　新安保条約自然承認 6.24　政府、貿易・為替の自由化計画（３年後80%達成目標）決定 7.19　池田勇人内閣成立 7.25　国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律公布 〃　東海道幹線自動車国道建設法（東名高速道）公布 9．6　国鉄、新東海道線建設など新５カ年計画発表 10．1　政府、227品目の輸入自由化実施（自由化率44%） 12.27　政府、「国民所得倍増計画」を新長期計画に採用
昭和36年―1961	1.11　36年度道路予算復活についての要望（池田総理他） 4.11　中部横断高速自動車道建設を提唱（東海北陸両経済圏連携促進のために提唱） 4.27　中経連10周年記念事業を発表（創立10周年記念総会）（於：名古屋市） １）『中部経済10ヶ年計画』 ２）『中部３県主要都市連絡幹線道路計画に関する調査報告』 ３）『中部地域における機械工業配置計画』 〃　『10年のあゆみ』を発行 7.11　３県合併案中間報告会（於：名古屋市） 9．1　名古屋南部臨海地帯進出申込会社について検討 9.13　東三河地区への日本鋼管誘致問題協議 9.26　第１回九州・山口経済連合会と懇談（於：名古屋市） 10.21　正副会長、三重県知事、八幡製鉄訪問、津地区へ進出を要請 11.14　名阪国道建設を提案 11.21　第２回関西経済連合会との経済懇談会（於：大阪市） 11.15　『中経連報』創刊	1.20　ケネディ、米大統領に就任 4．1　国民皆保険制度、運用開始 4．6　九州・山口経済連合会創立総会（於：福岡市） 8.13　東独政府、東西ベルリンの境界に壁を構築 9.11　都市交通審議会名古屋部会、地下高速を根幹とした名古屋市およびその周辺における都市交通に関する答申案承認 9.26　政府、貿易自由化計画の繰り上げを決定（1962.10.1現在の自由化率を90%とする） 9.30　愛知用水通水式 10.27　政府、第３次道路整備５箇年計画決定 11.14　政府、出光興産、三菱化成に石油化学センター認可を決定（各地で石油化学コンビナート建設進む）

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和37年―1962	2.13 中部経済同友会の分離・独立を決定 3. 1 工業立地調整法反対を要望（池田総理等） 4.10 『長島町開発構想』を提言 4.27 佐伯卯四郎第２代会長勇退、井上五郎氏第３代会長に就任 8. 8 ３県知事・財界人協議会（於：名古屋市） 8.14 新産業都市に東三河地域の指定を要望（池田総理他） 8.28 中部・富山経済交流促進を要望（池田総理他） 9.20 中部地域食料品加工基地建設委員会発足 10. 1 新産業都市に東三河地域の指定を要望（池田総理他） 11.13 第２回九州・山口経済連合会との懇談会（於：名古屋市） 11.16 第１回四国産業開発委員会（四国経済連合会）との懇談会（於：名古屋市）	2.13 政府、港湾整備５ヵ年計画決定 3. 9 政府、物価安定総合対策を決定 5.10 新産業都市建設促進法公布 6.10 北陸トンネル開通 7.18 池田改造内閣成立 8.17 愛知県新地方計画委員会、３県合併の推進を含めた新地方計画を策定 8.30 戦後初の国産旅客機ＹＳ11のテスト飛行成功 10. 1 原油など230品目を自由化（自由化率88%） 10. 5 政府、全国総合開発計画を決定 10.22 キューバ危機発生
昭和38年―1963	3. 1 工業立地調整法に反対表明（池田総理他） 4.24 『東海３県統合構想』を発表（３ヵ年を要した構想が完成、田中東大教授から内容説明） 7. 4 中部横断高速自動車道期成同盟会結成（岐阜・愛知・三重・富山・石川・福井各県の他、市町村、経済団体で構成）（於：東京） 8.26 臨時総会を開催し『東海３県合併案』を承認・発表（以降、３県合併問答集等を作成し、積極的に啓蒙活動を展開） 10. 1 関経連首脳部と府県合併問題で懇談（於：大阪市） 10. 5 東海３県合併について要望（池田総理他） 12.18 東海３県合併について要望（行政調査会委員）	2.16 名四国道（名古屋～四日市間、29.1km）第１期工事完工 6.29 外国為替管理令等改正公布（資本取引の自由化） 7.12 政府、新産業都市13カ所指定、鉱工業整備地帯に東三河も 7.18 池田改造内閣成立 7.26 ＯＥＣＤ理事会、日本の加盟承認 8.27 日米綿製品取り決め調印 10.25 新名岐国道開通 10.26 原研の動力試験炉、わが国初の原子力発電に成功 11. 9 三井三池鉱業所の三川鉱で戦後最大の爆発事故（死者458人） 11.22 ケネディ米大統領暗殺される
昭和39年―1964	2.20 四国地方視察・第２回四国経済連合会との懇談会（～21日）（於：徳島市、高松市） 2.22 水島視察・岡山経済同友会と懇談（於：倉敷市） 3.27 事務所を名古屋商工会議所ビルから日興ビルへ移転 4. 9 国連ワイズマン調査団と３県合併について懇談（於：名古屋市） 4.14 『東海３県の工業配置』を提言 5.12 府県合併促進法制定を要望（池田総理他） 6. 5 第３回九州・山口経済連合会との懇談会（於：福岡市） 7.17 富山経済同友会との懇談会（於：名古屋市） 8.14 食料品加工センターの設置について要望（農林大臣） 11.10 府県合併促進法の早期成立を要望（佐藤総理他） 12. 9 『昭和40年経済見通し』を策定（６月設置の経済情勢分析委員会で初めて作成）	3.31 政府、カラーテレビなど８品目の自由化決定（自由化率93%） 4. 1 日本、正式にＩＭＦ８条国へ移行 4. 9 国連ワイズマン調査団、愛知県を訪れる 4.11 名神高速道路（栗東－関ヶ原間）開通 4.28 日本、ＯＥＣＤに正式加盟 7. 1 東海北陸自動車道建設法公布 7.31 米、月ロケット打ち上げ。月面到着 8.28 名四国道第２期工事中の難工事である港新橋の開通式 9. 5 東海製鉄銑鋼一貫体制完成（一号炉完成） 〃 名神高速道路（西宮－一宮間）開通 10. 1 東海道新幹線（東京－新大阪間）営業開始 10.10 東京オリンピック開催 11. 9 佐藤栄作内閣成立

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和40年―1965	4.26　創立15周年記念総会・財界人討論会（於：名古屋市） 6．2　西日本経済協議会創立総会（於：大阪市） 9.14　府県合併促進に関する要望（佐藤総理他） 10．4　総合経済政策に関する要望並びに府県合併に関する声明（佐藤総理他） 11.10　西日本経済協議会第２回総会（於：高松市） 12．1　『中部経済圏と東西経済圏との比較－都市機能との関連を中心として－』を発表	1.22　政府、中期経済計画（所得倍増計画のひずみ是正）決定 1.29　政府、第４次道路整備５箇年計画決定 2．3　政府、東三河など６地区の工業整備基本計画を了承 7．1　名神高速道路全線開通（尼崎～小牧間） 9．9　第10次地方制度調査会、都道府県合併特例法の必要性を答申 10．1　完成乗用車の輸入自由化実施（自由化率93.05%） 12.16　名阪国道開通 ＜いざなぎ景気始まる＞
昭和41年―1966	2．9　公社債市場の再開を要望（大蔵大臣他） 3．1　『グラフでみる「中部経済圏の地位」－東西経済圏と比較して－』を発表 4.25　『中経連15年のあゆみ』を発行 4.27　西日本経済協議会第３回総会（於：福岡市） 5.16　消費者物価高騰抑制に対する要望（日銀総裁他） 6.15　『消費者物価高騰の現状とその対策』を提言 11.10　西日本経済協議会第４回総会（於：広島市） 12.14　『昭和42年度経済見通し』を発表（以降、毎年策定し、公表する）	1.28　戦後初の赤字国債発行 2．3　ソ連、初の月面軟着陸 3．1　ソ連の金星３号、初めて金星に到着 4.22　都道府県合併特例法案を閣議決定、国会提出 5.10　物価問題懇談会、米価値上げ抑制を政府に勧告 6.21　都道府県合併特例法案本会議上程 6.27　都道府県合併特例法、衆議院継続審議に 7．1　中部圏開発整備法公布、施行。中部開発センター設立 7．4　政府、新東京国際空港の建設地を千葉県成田市三里塚に決定
昭和42年―1967	4.13　西日本経済協議会第５回総会（於：金沢市） 5.25　都道府県合併特例法促進要望（自民党幹事長他） 6．5　都道府県合併特例法促進要望（自民党幹事長他） 6.27　都道府県合併特例法審議促進要望（衆議院地方行政委員会） 7.14　『関東・中部の工場立地について』提言 9.12　『中部地域における重化学工業の現状とその問題点』を提言 〃　『企業体質強化の方策』について提言 〃　都道府県合併特例法の早期成立を要望（衆議院地方行政委員会国政調査視察団） 10.14　資本自由化対策、輸出振興対策、公害対策についての企業減税を要望（大蔵大臣） 11．6　都道府県合併特例法成立促進を要望（自民党政調会長他） 11.10　西日本経済協議会第６回総会（於：名古屋市） 11.30　『昭和43年度経済見通し』を発表 12.18　西日本経済協議会第６回総会決議を要望（佐藤総理他）	1．9　米のベトナム参戦 3.13　政府、経済社会発展計画策定 3.22　日本万国博覧会中部協力会設立総会（於：名古屋市） 4.12　国連都市センター名古屋設置、ワイズマン氏申し入れ 6．5　第３次中東戦争（６日戦争） 7．1　第１次資本取引自由化実施、外国人の株式取得制限を緩和 7.31　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律公布 8．1　富士製鉄と東海製鉄合併 8．3　公害対策基本法公布、施行 8．8　ＡＳＥＡＮ結成 9．1　四日市公害訴訟始まる（47年７月判決、原告勝訴）

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和43年―1968	2.16　都道府県合併特例法即時成立（東京懇談会決議）を要請（佐藤総理・自民党３役） 3.14　輸入課徴金反対決議を提出（佐藤総理他） 〃　『国際空港建設適地の選定について（中間報告）』を発表 4．5　『米の管理制度に対する提言』をとりまとめ 4.11　西日本経済協議会第７回総会（於：京都市） 4.15　都道府県合併特例法案審議促進を要請（地方行政委員会理事、自民党３役他） 5．9　地方行政委員会、都道府県合併特例法案の審議に入る 5.24　都道府県合併特例法案、国会対策委員会で審議未了、廃案となる 11．4　『豊かな社会をめざして』を提言 〃　『株式会社監査制度に関する改正試案に対する意見』表明 11．8　西日本経済協議会第８回総会（於：高知市） 12.11　『昭和44年度経済見通し』を発表	1．1　米、国際収支赤字30億ドル削減のドル防衛策発表 3.17　３.14の欧州の金・為替市場の大混乱を受けて、国際金プール７カ国会議開催、金の二重価格制採用 3.22　政府、第５次道路整備５箇年計画決定 4.17　八幡製鉄・富士製鉄合併発表（45年３月新日本製鐵発足） 5.30　豊川用水完工 6.10　大気汚染防止法、騒音規制法公布 6.26　政府、中部圏基本開発整備計画を決定 7．1　ケネディ・ラウンドによる関税一括引き下げ実施（1917品目） 7.10　鉄鋼連盟、対米鉄鋼輸出の自主規制措置を決定 8.20　ソ連、東欧５カ国軍、チェコ侵入 11.12　10カ国蔵相会議、国際通貨危機対策を協議（於：ボン） 12.23　第１次鉄鋼輸出自主規制実施 ＜昭和43年のＧＮＰが自由世界第２位となる＞
昭和44年―1969	1．4　都道府県合併特例法案の早期成立を要望（佐藤総理他） 4.25　西日本経済協議会第９回総会（於：福岡市） 5．6　『木材需給に関する提言』をとりまとめ 〃　『発展への回廊 ―大伊勢湾総合開発の展望―（中間報告）』を発表 10．7　米国の繊維輸入制限阻止決議を提出（佐藤総理他） 11．5　西日本経済協議会第10回総会（於：松江市） 11.13　『昭和45年度経済見通し』を発表 12．5　『国際貨物空港建設構想』を発表	1.20　ニクソン、米大統領に就任 3．1　第２次資本取引自由化実施 4.11　都道府県合併特例法、参議院に提出 5.16　政府、８月から自主流通米制度の発足を決定 5.26　東名高速道路(小牧－東京間)全線開通 5.30　政府、新全国総合開発計画を決定 6.20　参議院地方行政委員会名古屋公聴会を開く（都道府県合併特例法案に関して） 7．9　都道府県合併特例法案、参議院通過 7.20　米アポロ11号、月面の「静かな海」に着陸成功 8．5　都道府県合併特例法案、廃案となる 9．9　中部圏開発整備地方協議会、中部圏開発整備建設計画案を決定 11.19　佐藤首相、ニクソン米大統領と会談、沖縄の1972年返還、核ぬき本土並みを原則に合意、21日共同声明発表
昭和45年	4.17　西日本経済協議会第11回総会（於：加賀市） 4.24　『伊勢湾総合開発の展望』を発表（①総論、②都市圏、③成長産業、④国際貨物空港の４部作）（国際貨物空港の必要性と設定構想を提言） 4.24　『余暇時代にそなえて』を提言 〃　『名古屋証券市場振興に関する提言』を発表 〃　『国連大学誘致決議』 5.27　国際貨物空港設定説明懇談会（於：吉良町）	1．2　日銀、ＢＩＳ(国際決済銀行)に出資し、正式加盟を発表 3.15　日本万国博覧会開幕（～９月13日、183日間）（於：大阪） 3.31　日航機「よど号」赤軍派学生による乗っ取り事件発生 5．1　政府、新経済社会発展計画を決定 6.22　政府、日米安保条約の自動延長を声明

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和45年	7.24　『畜産物需給に関する提言』をとりまとめ 9.－　『国際貨物空港－一色編』、『国際貨物空港－常滑編』を発表 11. 6　西日本経済協議会第12回総会（於：伊勢志摩） 11.27　『昭和46年度経済見通しならびに経済運営に対する要望』を提言	12.18　公害関係14法成立
昭和46年－1971	4. 9　『住宅産業の現状と将来－東海３県を中心として－』を提言 4.20　西日本経済協議会代表者会議発足 （以降、毎年７月頃に開催）（於：大阪市） 4.23　創立20周年記念総会、同記念討論会（於：名古屋市） 〃　井上五郎第３代会長勇退、横山通夫氏第４代会長に就任 〃　『中経連20年』を発行 8.25　『ドルショック対策について』を緊急提言 9.14　『円問題について』を提言 9.23　『産業と公害』について提言 〃　『円切り上げの東海地方産業に及ぼす影響』について試算結果を発表 〃　『国連環境センター創設構想』を発表 11.12　西日本経済協議会第13回総会（於：神戸市） 11.24　『昭和47年度経済見通しならびに経済運営に対する要望』を提言	3.30　政府、第６次道路整備５箇年計画決定 6.17　沖縄返還協定、東京・ワシントンで同時調印 6.21　日本繊維産業連盟、対米繊維輸出自主規制を正式決定 7. 9　キッシンジャー米大統領補佐官、訪中し周恩来中国首相と会談 8.15　ニクソン米大統領、金・ドル交換停止等のドル防衛緊急対策を発表 8.16　東京外為市場、東証市場大暴落（ドルショック） 8.28　円、変動為替相場制へ移行 10.25　国連総会、中国招請・国府追放を可決、中国の国連参加決定 11.24　衆院本会議、沖縄返還協定を承認（12.22参院承認） 12.18　10カ国蔵相会議開催、多国間通貨調整について合意（スミソニアン合意）（円の対米ドル切り上げ率16.88%、１ドル＝308円に）
昭和47年－1972	4.12　『東海地域の地域開発と地方財政』について提言 7.27　『繊維・陶磁器産業の現状と今後のあり方』について提言 8. 3　国際貨物空港の設置促進要望（田中総理他） 10. 5　第１回北陸経済連合会との経済懇談会（於：金沢市） 10.18　沖縄・鹿児島志布志湾視察団派遣（～21日） 10.30　朝鮮民主主義人民共和国国際貿易促進委員会代表団来名、東海および北陸経済人との懇談会開催（於：名古屋市） 11.10　西日本経済協議会第14回総会（於：松山市） 12.20　『昭和48年度経済見通しならびに経済運営に対する要望』を提言	2. 3　冬季オリンピック札幌大会開催 2.14　都市交通審議会名古屋圏部会、昭和60年を目標とした名古屋圏の高速鉄道整備計画答申案を纏める 2.27　米中共同声明発表、平和５原則による米中国交正常化で合意 3.15　山陽新幹線、新大阪－岡山間開通 4. 1　米の物価統制令適用廃止、自由価格制に移行 5.15　沖縄の施政権返還、27年ぶりに日本に復帰 5.20　政府、第２次円対策７項目の対外経済緊急対策決定 6. 5　第１回国連人間環境会議開催（於：ストックホルム） 6.11　田中通産相、「日本列島改造論」を発表 7. 7　田中角栄内閣成立 9.29　日中共同声明発表、日中国交樹立 10.25　政府、第３次円対策を決定 11.17　政府、閣議で関税率の一律20%引き下げを決定、工業製品を中心に1865品目。大蔵省、海外渡航の際の外貨持ち

	中経連の活動	国内外・地域の動き
		出し制限の撤廃など一連の為替管理緩和措置を決定、11月24日実施
昭和48年―1973	4.16 『名古屋大都市圏の土地問題』について提言 〃 『新しい地域社会の発展方向を求めて』を提言 5.21 第２回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 6.10 『中部経済連合会略史』を発行 7.18 東北経済連合会との初の懇談会を開く（於：仙台市） 7.19 むつ小川原大規模工業開発予定地域を視察 9.11 中部圏における道路網の整備促進について要望（中経連、北経連共同）（建設大臣、日本道路公団他） 10．3 湖東回り新幹線の建設促進について要望（運輸大臣他） 10.20 事務局を日興ビルから明治生命名古屋ビルへ移転 11．6 西日本経済協議会第15回総会（於：福岡市） 12.17 『昭和49年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12.25 西日本経済協議会緊急代表者会議、「現下の緊急事態にどう対処するか」を提言	1．8 名古屋市公害防止条例公布 1.25 名古屋市・東海市、公害病指定地域に指定 1.26 政府、「土地対策要綱」を閣議決定 2.12 米、ドル対ＳＤＲ平価10%切り上げ、スミソニアン体制崩壊 2.14 円、変動相場制に移行 3.19 ＥＣ６カ国、共同変動相場制に 3.20 政府、新国土総合開発法案を閣議決定 4.27 ウォーターゲート事件が明るみに 6.29 政府、第７次道路整備５箇年計画決定 7．9 ドル暴落、１ドル＝254円になる 9.12 ガット閣僚会議、東京で開催。14日に多角的貿易拡大の東京宣言を採択 10．6 第４次中東戦争始まる 10.16 ＯＰＥＣなど原油価格21%引き上げ決定 10.24 サウジアラビア、日本の石油各社にＤＤ原油の70%値上げを通告 10.25 国際石油資本も対日原油10%削減を通告 ＜第１次石油危機起こる＞ 11.16 政府、石油緊急対策要綱を決定 12.22 石油需要適正化法、国民生活安定緊急措置法公布、施行 ＜国際収支134億ドル余の記録的赤字となる＞
昭和49年―1974	1.31 西日本経済協議会代表者が現下の緊急事態への対処策について要望（田中総理） 2.25 『国連アジア地域水環境研修所構想』を発表 4.15 『余暇時代の到来』を提言 〃 『インフレ下におけるくらしとおカネ－名古屋都市圏勤労者の生活意識と金銭観－』をとりまとめ 7.25 『当面の経済情勢と政策運営について』を要望（49年度経済改訂見通し）（田中総理他） 8.31 国連環境センターについて、国連環境計画局（ＵＮＥＰ）ロバート・Ａ・フロッシュ事務局次長と懇談（於：名古屋市） 11．8 西日本経済協議会第16回総会（於：下関市） 11.22 東海地方経済懇談会が発足（経団連正副会長と地元財界人との意見交換の場）（於：名古屋市） 12.16 『昭和50年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃 『インフレの克服と経済の正常化のために』を提言	1．7 東京外為市場、１ドル＝300円に急落 1.11 政府、第２次石油・電力消費規制策を決定 3.16 政府、石油製品価格の値上げ、生活関連物資の価格凍結を決定 3.18 ＯＡＰＥＣ、リビアとシリアを除き対米禁輸の解除を決定、石油攻勢一段落 4.11 春闘、史上最大のゼネスト（５日間の統一スト） 8．8 ニクソン米大統領辞任、後任にフォード氏 8.13 航空審議会、関西新空港は泉州沖海上にする旨答申 8.31 政府、石油需給適正化法等に基づく緊急事態宣言を解除 10．3 通産省、54年度末に90日備蓄達成を目標とする石油備蓄増強対策を発表 12．9 三木武夫内閣成立

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和50年―1975	2.24　総需要抑制策の緩和、公定歩合の引き下げ等について要望（三木総理他） 3.10　理事会で「次期会長選考委員会」設置を決定 3.13　次期会長選考委員会 3.25　独占禁止法改正問題について意見表明 4.22　『これからの産業政策と東海地方の対応』について提言 〃　『中津川・恵那地域の開発整備構想』を発表 5．7　横山通夫第４代会長勇退、鈴木俊雄氏第５代会長に就任 8．4　『当面する地方財政の運営について』を提言 9．1　『景気浮揚への提言　－景気浮揚と物価安定の両立をめざして－』を提言 10.24　西日本経済協議会第17回総会（於：金沢市） 11.10　『伊那谷地域の開発整備構想』を発表 11.13　沖縄海洋博視察（～16日） 11.26　中津川市における地域懇談会（中央自動車道恵那山トンネル開通に伴う岐阜県中津川・恵那地域と長野県伊那谷地域の首長、商工会議所と本会首脳、会員との合同懇談会）（於：中津川市） 11.27　会社法改正に関する会員意見の集約・表明（法務省あて） 12．1　『昭和51年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12．4　会社法改正について意見提出（法務省） 〃　恵那山第二トンネルの早期着工とスピード制限緩和について要望（建設大臣他）	2.11　英保守党、初の女性党首、マーガレット・サッチャー氏を選出 2.14　政府、経済対策閣僚会議で、中小企業向け融資の円滑化など当面の不況対策10項目を決定 3.10　山陽新幹線、岡山－博多間開業 4.30　サイゴン政府無条件降伏、ベトナム戦争終結 6.10　経企庁、昭和49年度の実質ＧＮＰは前年度比0.6%減で戦後初のマイナス成長と発表 7.20　沖縄国際海洋博覧会開幕（～51.1.18、183日間）（於：沖縄） 8.23　中央自動車道恵那山トンネル開通 9.17　政府、公共事業等の推進、住宅建設の促進を骨子とする総額２兆円の不況対策を決定 10.22　東名阪自動車道（桑名－蟹江間）開通 11．5　第１回先進国首脳会議（サミット）開催、ランブイエ宣言発表 12.19　政府、総合エネルギー政策の基本的方向決定 12.27　石油備蓄法公布（51.4.26施行）
昭和51年―1976	1.12　『51年度賃上げのあり方について』を提言 2．2　『ＬＮＧ総合基地の構想』を発表 2.18　東海地方経済懇談会（共催：（社）経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 5.12　創立25周年記念総会・財界人パネルディスカッション（於：名古屋市） 7.21　西日本経済協議会代表者会議緊急決議の要望（三木総理他） 7.27　地下水揚水規制と工業用水道の建設促進について要望（三木総理他） 8．2　『水規制とその対策』について提言 9．6　国際空港問題共同研究会を設置（名古屋商工会議所・中部開発センターと共同） 10.22　『環境アセスメントの法制化問題』について提言 〃　『地下水保全に関する水資源対策』について提言 〃　西日本経済協議会第18回総会（於：名古屋市） 10.25　中部地方経済訪中代表団派遣（～11月３日）（鈴木会長を団長に中部経済同友会と共催で初の経済訪中使節団を派遣） 11.16　産業廃棄物最終処分用地確保について要望 12．6　『昭和52年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　『東海地方における産業構造の発展方策と産業政策』について提言	1．8　中国の周恩来首相、死去 2．4　米上院外交委員会、ロッキード社の多額な違法政治献金の事実を発表 4．7　中国、華国鋒首相代行が首相に就任 5．1　資本自由化完了（例外４業種を除く） 5.14　政府、50年代前期経済計画概要を決定 7．2　ベトナム社会主義共和国、正式発足 9．9　毛沢東中国共産党主席、死去 9.12　台風17号により長良川堤防決壊 10.15　財政特例法、可決成立 10.22　中国、華国鋒首相の党主席就任と江青女史ら４人組事件を公表 12.24　福田赳夫内閣成立

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和52年―1977	1.12 東南アジア諸国視察団派遣（～26日） 2.17 『労働経済の現状と52年度賃上げに対する見解」の発表 3. 7 『地方財政の今後のあり方と地方債問題』について提言 〃 『東海地方における工業用水の現況と対策について』を提言 3.18 東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 5.16 朝鮮民主主義人民共和国代議員代表団と懇談（於：名古屋市） 7.20 西日本経済協議会、第三次全国総合開発計画策定の基本的考え方に関する意見表明（福田総理他） 8.10 第３回北陸経済連合会との経済懇談会（於：福井市） 10. 6 西日本経済協議会第19回総会（於：大阪市） 11. 7 『昭和53年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃 円高対策について提言 12. 5 『東海地方における水資源問題』について提言 〃 『円高問題と景気対策』について提言	1.20 米、39代大統領にカーター氏就任 5. 3 中華人民共和国展覧会（～22日）（於：名古屋市国際展示場） 6. 2 (社)愛知県冷熱利用協会設立 6.29 東京外為市場、３年７ヶ月振りに１ドル＝270円台を割る 8.24 国土庁、第三次全国総合開発計画（三全総）試案を提示 8.25 仲谷愛知県知事が第24回夏季オリンピックの名古屋誘致を提唱 9. 2 政府、行政改革大綱を決定 9. 3 政府、２兆円規模の総合景気対策決定 9.20 対外経済対策会議、当面の経常収支黒字減らし対策決定 10.14 政府、円高緊急物価対策を決定 11. 4 政府、第三次全国総合開発計画決定
昭和53年―1978	2. 6 『中部地域経済の現状と雇用問題』について提言 〃 『今後のエネルギー事情』について報告 3.13 伊勢湾水質総量規制導入に関する意見表明 3.17 東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 4. 3 『中期税制についての考え方』のとりまとめ 〃 『西三河地域の将来発展方向を求めて』の提言 4.11 中国経済代表団と懇談（於：名古屋市） 4.26 二酸化炭素の環境基準に関する要望（福田総理他） 5. 8 『昭和53年度経済改定見通し』を発表 5.30 海外帰国子女教育相談室を開設 7. 4 名古屋港西大橋建設促進協議会設立総会（於：名古屋市） 7.20 マンスフィールド駐日米国大使との懇談（於：名古屋市） 7.26 西日本経済協議会代表者会議（６月20日開催）名で当面の経済運営に関する緊急要望（福田総理他） 7.28 産学協力国際シンポジウム（共催：世界平和教授アカデミー）（於：名古屋市） 7.30 ＡＳＥＡＮ視察団派遣（～８月10日） 8.24 第４回北陸経済連合会との経済懇談会（於：高山市）（両団体連名で、「交通基盤整備ならびに53年度補正予算に関するお願い」を福田総理等に要望） 9. 4 補正予算ならびに景気対策について要望（福田総理他） 〃 『低成長時代の企業における環境保全と省エネルギーの問題について』を提言 10.13 西日本経済協議会第20回総会（於：徳島市） 10.26 海外子女教育相談室の拡充について要望（文部大臣他） 11. 6 『昭和54年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃 『一般消費税について－導入の前提条件と「試案」に対する評価－』をとりまとめ 11.13 第１回スリランカ調査団派遣（～20日）	1.13 日米通商交渉終了 4. 3 東京外為市場、１ドル＝220円の大台割れ、218円15銭の新高値を記録 4.19 政府、第８次道路整備５箇年計画決定 5.10 特定不況産業安定臨時措置法（構造不況対策法）、可決成立 5.20 新東京国際空港（成田）開港 7. 5 農林水産省（農林省改称）発足 7.24 東京外為市場、１ドル＝199円10銭と初の200円の大台割れを記録 9. 2 政府、総合経済対策を決定（内需拡大、不況産業対策等） 10.31 東京外為市場、円が急騰、１ドル＝175円50銭と新高値を記録 11. 1 米、緊急ドル防衛策発表 12. 7 大平正芳内閣成立

	中経連の活動	国内外・地域の動き
	12.　『一般消費税の研究』をとりまとめ	
昭和54年 ― 1979	2．5　『地域におけるエネルギー対策の推進について』を提言 3．2　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．5　『省エネルギー対策の推進について』を提言 〃　『水資源開発のための提言－水源地域対策として－』をとりまとめ 3.27　次期会長選考委員会 4．2　『水問題の実態と課題』をとりまとめ 〃　『水問題に関する二つの提言と五つの要望』をとりまとめ 〃　『下水道事業の促進について要望』をとりまとめ 5．2　『中水道（水の再利用）の推進について』を提言 〃　『地下水資源保全のための人工かん養について』を提言 5.22　鈴木俊雄第５代会長勇退、加藤乙三郎氏第６代会長に就任 6.18　名古屋環状２号線建設促進に関する要望（大平総理他） 6.24　第５回北陸経済連合会との経済懇談会（於：立山） 8．2　東海地区経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 〃　名古屋港西大橋、名古屋環状２号線建設促進の陳情（大平総理他） 8.10　北陸経済連合会との懇談会決議文「交通基盤整備ならびにエネルギー確保などについて」を要望（大平総理他） 9．3　『中部地域における主要産業の国際競争力の現状と今後の方向』について提言 〃　『石油情勢の変化への対応』について提言 9.25　中華人民共和国江蘇省代表団との懇談（於：名古屋市） 10．1　オリンピック特別委員会設置 11．5　『昭和55年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 11．6　西日本経済協議会第21回総会（於：福岡市） 11．7　中央新幹線建設促進同盟会発足 11.13　長野・松本・諏訪地域懇談会（長野県で初の地域懇談会を開催） 11.14　上伊那・下伊那地域懇談会 12．3　『利子・配当課税について』を提言 12.12　西日本経済協議会、名古屋オリンピック招致について要望（大平総理他） 12.21　長野県下の交通基盤整備について要望（大平総理他） 12.24　名古屋空港の整備充実ならびに新国際空港調査に関する要望（運輸大臣他）	1.22　政府、省エネルギー対策を決定 2.－　石油メジャー各社、相次ぎ原油価格を引き上げ ＜第２次石油危機＞ 2.26　政府、石油製品の値上げ監視強化、地価値上がり抑制等の物価対策決定 3.13　ＥＣ、新欧州通貨制度（ＥＭＳ）発足 4.12　ＧＡＴＴ東京ラウンド妥結 5．9　英国でサッチャー保守党政権成立 6．1　日本中部地区経済技術訪中団派遣 6.28　ＯＰＥＣ総会、原油価格の段階的値上げ（累計14.5%）を決定 〃　東京サミット開催、石油輸入抑制、東京ラウンドの早期実施などの“東京宣言”採択 7.25　名古屋都市高速道路（円上～大高間）開通 7.29　名鉄豊田新線（梅坪～赤池間）開通 8.10　政府、新経済社会７ヶ年計画決定 12.27　アフガニスタンでクーデター。ソ連、軍事介入 12.28　政府、55年以降の行政改革計画決定
昭和55年	1.15　第２回スリランカ調査団派遣（～22日） 3．3　『雇用延長問題と賃金・人事諸制度のあり方』について提言 3.14　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 6．1　日本中部地区経済技術訪中団派遣（～13日） 〃　『省エネルギーの促進について』を提言 〃　『水資源の開発と有効利用について』を提言	1.10　政府、石油節約策を決定 7.17　鈴木善幸内閣成立 9.22　イラン・イラク全面戦争へ（～88.8.20） 10.16　日本鉄鋼連盟、55年の日本の粗鋼生産量（見通し）は１億1174万トンで西側世界１位と発表

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和55年 — 1980	7．7　『国債管理政策について』を提言 7．8　公共事業懇談会（中部地建、五港建、国鉄、鉄建公団、道路公団の各局長、常務理事と中部地域の国土基盤整備等について初の懇談）（於：名古屋市） 7.23　東海地区経済界代表と経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 7.29　第６回北陸経済連合会との経済懇談会（於：豊橋市）（両団体連名の決議文を９月８日に鈴木総理他に要望） 9．2　『中部地域のエネルギー需給とＬＮＧの導入拡大策について』を提言 9．3　道路・水資源開発について要望（建設大臣） 11．6　西日本経済協議会第22回総会（於：岡山市） 11.10　『昭和56年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 11.17　名古屋オリンピック招致についての要望（文部大臣他） 11.20　名古屋環状２号線建設整備について要望（建設大臣） 12．1　当面の税制改正について要望（鈴木総理他）	11.21　名古屋オリンピック招致、閣議了解 11.26　名古屋市、第24回オリンピック正式立候補 12.31　55年の日本の自動車生産台数1,104万2,884台に達し、台数で米国を抜き世界第一位となる
昭和56年 — 1981	1.13　長野県諏訪地域税関官署設置について要望（名古屋税関長） 2．2　『東三河地域の開発整備方向』について提言 3．2　行政問題特別委員会設置 3．5　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.16　次期会長選考委員会 5.26　第30回定期総会で、『「21世紀の中部ビジョン」中間骨子』を発表 6.10　行政改革推進に関する意見書提出（臨時行政調査会） 7．3　第３回関西経済連合会との経済懇談会（於：大阪市） 8.10　上松岐阜県知事と中部の21世紀ビジョンについての意見交換会（於：岐阜市） 8.24　吉村長野県知事と中部の21世紀ビジョンについての意見交換会（於：長野市） 8.31　田川三重県知事と中部の21世紀ビジョンについての意見交換会（於：津市） 9.10　東海地方経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 9.24　第７回北陸経済連合会との経済懇談会（於：福井市） 10.21　西日本経済協議会第23回総会（於：金沢市） 11．2　『昭和57年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 11.30　交通基盤の整備について要望（建設大臣）	1．1　ギリシャ、ＥＣに正式加盟。加盟国10カ国に 1.27　名古屋オリンピック招致委員会設立総会（於：東京） 2.18　レーガン米大統領経済再建計画発表。歳出削減、減税、規制緩和のいわゆるレーガノミックス 3．1　税関の拡充のため諏訪地区政令派出所に諏訪方面事務所を併設 3.16　臨時行政調査会発足 5．1　日米自動車協議、決着。対米輸出規制実施、年間168万台 5.11　仏大統領選挙で社会党のミッテラン氏が当選 6．8　テクノポリス建設候補地16地区決定 6.29　中国、華国鋒主席辞任、胡耀邦総書記が主席に。鄧小平副主席が党中央軍事委主席就任。文革を全面否定 9.22　88年オリンピック開催地ソウルに決定 12.16　政府、対外経済対策を決定、黒字減らし策や市場開放策を中心に５項目
昭和57年	3．2　加藤会長病気療養のため、小川修次副会長が会長代理に就任 3．9　仲谷愛知県知事と中部の21世紀ビジョンについての意見交換会（於：名古屋市） 3.12　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 4．5　創立30周年記念式典、祝賀パーティを開催、『21世紀の中部ビジョン』を発表（於：名古屋市）	3.14　政府は、公共事業の75%前倒し執行、建設国債の増発などを柱とする景気テコ入れ策を決定 4．2　アルゼンチンとイギリスの間でフォークランド紛争勃発（～6.14停戦） 5.28　政府、第２次市場開放策を決定。工業製品198品目、農産品17品目の関税引き

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和57年―1982	4.20　次期会長選考委員会 5.26　加藤乙三郎第６代会長勇退、田中精一氏第７代会長に就任 〃　行政改革の推進について要望（鈴木総理他） 7．5　河本経済企画庁長官との懇談会（於：名古屋市） 7.15　東海地方経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 7.16　臨時行政調査会部会報告（基本答申）に対する意見書提出（鈴木総理他） 8．9　松野国土庁長官との懇談会（於：名古屋市） 8.11　第８回北陸経済連合会との経済懇談会（於：岐阜市） 8.12　「21世紀に向けての中部産業発展の方向」に関する国土庁ヒアリング（於：東京） 9．8　第４回関西経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 9.30　東海環状都市帯構想の促進ならびに中核都市名古屋の都市機能強化に関する要望（名古屋市長他） 10．1　欧州経済視察団派遣（～13日） 10．5　許認可の改善について意見書提出（行政管理庁長官他） 10．6　新国際空港建設について要望（鈴木総理他） 10.14　重要地域技術研究事業「多品種少量生産型高効率鋳造技術の研究開発」の採択に関する要望（大蔵省他） 11．1　『昭和58年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 11.11　西日本経済協議会第24回総会（於：名古屋市） 12．4　新国際空港建設について要望（運輸大臣他） 12．8　東海北陸自動車道建設促進について要望（中曽根総理他）	下げなど８項目 7.30　臨時行政調査会第３次答申。増税なき財政再建を建議 9.16　政府、財政非常事態を宣言 10．1　商法改正、施行 〃　西独、コール政権成立 11.10　中央自動車道が全線開通 〃　ブレジネフ・ソ連共産党書記長死去。12日にアンドロポフ氏を書記長に選出 11.27　中曽根康弘内閣成立
昭和58年―1983	1．7　初めての中部経済３団体新春賀詞交歓会を開催（共催：愛知県経営者協会、中部経済同友会）（於：名古屋市） 2.17　臨時行政調査会最終答申に関する意見書提出 2.24　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.28　次期会長選考委員会 4．4　愛知県首脳部との懇談会発足（於：名古屋市） 5.11　名古屋市首脳との懇談会（於：名古屋市） 6．2　ファインセラミックスセンターの中部地域設置に関する要望（通産大臣他） 7．4　『財政再建について』を提言・要望 8．2　第９回北陸経済連合会との経済懇談会（於：金沢市） 8.31　第５回関西経済連合会との経済懇談会（於：大阪市） 8．9　東海北陸自動車道建設促進に関する要望（愛知県知事） 9.26　東海地方経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 10．9　カナダ・アメリカ経済視察団（～22日） 10.11　西日本経済協議会アセアン使節団（～22日） 10.26　地域技術交流センターの名古屋地域設置について要望（大蔵大臣他） 10.28　東海環状道路建設促進期成同盟会発足 11．7　『昭和59年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言	2.12　日・ＥＣ通商協議、日本製ＶＴＲのＥＣ向け輸出を３年間自主規制することで合意、58年は455万台 3.14　ＯＰＥＣ、初めての原油価格引き下げを決定 3.15　臨時行政調査会が最終答申（第５次答申）を提出し解散 3.20　ニューセラミックスフェア 83（～3.24）（於：名古屋市）（ 84年よりファインセラミックスフェアとして開催） 4．5　政府、公共事業の上期集中、住宅建設の促進等11項目の景気対策を決定 5.23　臨時行政改革推進審議会設置 5.27　政府、第９次道路整備５箇年計画決定 6.10　国鉄再建監理委員会発足 8.12　政府、1980年代経済社会の展望と指針を策定 9．1　大韓航空機、サハリン上空でソ連空軍機に撃墜される 11．1　日本車の対米輸出規制の延長問題決着、1984年度の規制枠は185万台（現行の約10%贈）

	中経連の活動	国内外・地域の動き
	11.14　西日本経済協議会第25回総会（於：大阪市） 11.19　大野労働大臣との懇談会（於：名古屋市） 11.30　仏アルザス地方企業誘致セミナー（於：名古屋市） 12．5　『当面の税制改正について』要望（中曽根総理他）	11．8　日本・ＥＣ、1984年のＶＴＲの輸出自主規制枠、年間505万台、前年比11%贈で合意
昭和59年―1984	1．6　中部経済３団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、中部経済同友会）（於：名古屋市） 1.10　中部プロジェクト実現に向けての要望（中曽根総理他） 1.20　岐阜県首脳部との懇談会発足（於：岐阜市） 1.26　三重県首脳部との懇談会発足（於：津市） 2.25　ファインセラミックスセンター設立準備協議会発起人会（於：名古屋市） 2.29　大木通産政務次官との懇談会（於：名古屋市） 3．8　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.19　東海北陸自動車道建設促進に関する要望（愛知県知事） 3.21　ステアーズ駐日カナダ大使と懇談（於：東京） 4．2　『中部情報センター設立構想』を発表 〃　『東紀州地域振興構想』を発表 4.26　ファインセラミックスセンター設立準備協議会設立総会（於：名古屋市） 5.11　西独バーデン・ヴュルテンベルグ州セミナー（共催：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルグ州経済省、ジェトロ名古屋貿易情報センター）（於：名古屋市） 5.28　岩動科学技術庁長官との懇談会（於：名古屋市） 6．4　『東濃産学協同研究都市構想』を発表 6.18　稲村国土庁長官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 7．4　海外帰国子女の国公立高校受け入れについて要望（文部大臣） 7．9　名古屋市首脳部との懇談会発足（於：名古屋市） 7.24　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 8.21　名古屋大学プラズマ研究所移転に関する要望（文部大臣他） 8.31　一日外務省・安倍外務大臣との懇談会（於：名古屋市） 9．5　第10回北陸経済連合会との経済懇談会（於：高山市） 10．5　ニュージーランド・オーストラリア経済視察団派遣（～19日） 10.12　会社法改正問題について意見表明 10.23　西日本経済協議会第26回総会（於：高松市） 10.24　ロッテルダム市経済使節団セミナー（於：名古屋市） 10.25　東海地方経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 10.－　『英文ＣＨＵＢＵ』初版発行 11．5　『昭和60年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　『ビジネス用通信回線利用に関するアンケート調査結果』を発表 11．8　第６回関西経済連合会との経済懇談会（両団体連名で、財政再建の貫徹と企業課税の実質的増税に反対の意見書を中曽根総理あて緊急要望）（於：名古屋市） 11.14　中部の主要プロジェクトの推進について要望（中曽根総理他）	1．9　東証ダウ、史上初の平均１万円突破 2．9　ソ連のアンドロポフ書記長死去、後任はチェルネンコ氏 4．1　大蔵省、為替管理の自由化、簡素化を実施（為替先物取引の実需原則禁止） 4．7　日米農産物交渉（牛肉、オレンジ割当枠拡大）決着 4.27　政府、118品目の関税引き下げなどの包括的「対外経済対策」を決定 5.23　日米円ドル委員会、21項目の市場開放策について最終合意 7．1　総務庁発足 10．1　関西国際空港(株)発足 10.15　通産省、横浜など８地域をニューメディア・コミュニティに指定 12．5　対米鉄鋼輸出シェア、日本5.8%で合意 12.10　対ＥＣのＶＴＲ輸出は1984年から43%減の225万台で合意 12.19　サッチャーと趙紫陽、香港返還協定に調印（中国への1997年主権返還、50年間の資本主義制度の維持、香港の特別行政区の創設）

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和60年―1985	12．3　『当面の税制改正について』要望（中曽根総理） 12.14　河本国土庁長官との懇談会（於：名古屋市）	
	1．8　中部経済４団体新春賀詞交歓会（共催：名古屋商工会議所、中部経済同友会、中部経営者協会）（於：名古屋市） 1．9　中部新国際空港建設促進期成同盟会設立総会（於：名古屋市） 1.24　中部新国際空港の建設促進の要望（国土庁他） 1.30　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 2．4　『三遠南信トライアングル構想』を発表 2.21　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 3．4　『地方の行財政改革について』を提言 3.13　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.28　中部新国際空港の建設推進の要望（中部運輸局他） 3.－　『昭和59年度21世紀中部圏計画策定調査報告書』を発表（国土庁大都市圏整備局、中部圏開発整備地方協議会、北陸経済連合会、本会の４機関の共同作業） 4．1　事務所を明治生命名古屋ビルから名古屋栄ビルに移転 〃　『ＣＡＴＶ事業企業化問題に関する調査(中間報告)』を発表 4.22　ファインセラミックスセンター設立総会（於：名古屋市） 5．7　ファインセラミックスセンター、通商産業大臣より財団法人としての認可を受ける 5．9　中部新国際空港の第５次空港整備五箇年計画への位置づけについて要望（運輸大臣他） 5.29　仏アルザス州国際セミナー（於：名古屋市） 6.17　河本国土庁長官との懇談会（於：名古屋市） 6.21　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 〃　中部新国際空港の建設推進について要望（国土庁他） 7．1　『中部地域における産業通信事業のあり方』について提言 〃　『名古屋の歴史的環境保全』について提言 9.10　中部新国際空港の建設推進について要望（航空審議会委員） 9.18　金子経済企画庁長官との懇談会（於：名古屋市） 9.30　第11回北陸経済連合会との経済懇談会（於：氷見市） 10．3　オランダ経済視察団との懇談（於：名古屋市） 10．4　欧州経済視察団派遣（～17日） 10．7　『民間活力に関する提言』の発表 〃　『当面の税制改正について』要望（中曽根総理他） 10.22　(財)ファインセラミックスセンター起工式（於：名古屋市熱田区） 10.30　東海地区経済界代表と(社)経済団体連合会首脳との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：東京） 10.31　第７回関西経済連合会との経済懇談会（於：大阪市） 11．5　『昭和61年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 11．6　新徳川美術館起工式（於：名古屋市東区） 11.14　中部技能開発センターの早期建設について要望（労働大臣他） 11.20　西日本経済協議会第27回総会（於：福岡市） 11.28　高橋公正取引委員会委員長との懇談会（於：名古屋市） 12．1　『地方の行財政改革に関する提言』の発表	1.17　Ｇ５、ドル高鎮静のための外為市場への協調介入に合意 3.10　チェルネンコ・ソ連共産党書記長死去。後任はゴルバチョフ氏 3.17　国際科学技術博覧会開幕（～9月16日、184日間）（於：筑波研究学園都市） 3.28　1985年度の対米自動車輸出枠を230万台に拡大 4．1　日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）と日本たばこ産業株式会社（ＪＴ）が発足 〃　通信自由化スタート、ＶＡＮに９社が申請。都銀などがMMCの取り扱いを開始 6．1　男女雇用機会均等法公布 6.25　政府・与党の対外経済対策推進本部、1,790品目の関税一律20%引き下げなどを決定 7.30　政府・与党対外経済対策推進本部、アクション・プログラム（市場開放のための行動計画）を決定 8.12　日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山中に墜落、520人死亡 9.22　Ｇ５、ドル高修正の為替協調介入で合意（プラザ合意） 9.23　レーガン米大統領、新通商政策発表 9.24　政府、行革大綱を決定 10．1　銀行大口定期預金(10億円以上)の金利を自由化、ＣＤとMMCの発行枠拡大 10.15　政府・経済対策閣僚会議、３兆1,200億円の内需拡大策を決定（総合経済対策としては過去最大） 11.25　円高・ドル安がすすみ、１ドル＝200円を割る（199円80銭） 12.13　市場開放と内需拡大をめざす規制緩和一括法案および関税暫定措置法改正案等成立 12.18　(財)中部空港調査会発足

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和60年	12．1　『関・美濃総合物流センター建設構想』（(社)日本プロジェクト産業協議会中部プロジェクト委員会と共同作業）を発表 〃　亀井国鉄再建管理委員会委員長との懇談会（於：名古屋市） 12．4　中部地域港湾のコンテナ施設の整備について要望（大蔵大臣他） 12.20　愛知県新文化会館の建設に関する意見提出（愛知県知事）	
昭和61年―1986	1．8　中部経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経済同友会、中部経営者協会、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 1．9　中部主要プロジェクトの早期実現についての要望（中曽根総理他） 2.26　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 3．7　オランダ経済視察団と懇談（於：名古屋市） 〃　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.11　仏アルザス州投資セミナー（於：名古屋市） 3.13　エドワーズ英国ウェールズ担当大臣との懇談会（於：名古屋市） 3.17　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.　『昭和60年度21世紀中部圏計画策定調査報告書（３分冊）』を発表 4．7　『ＶＡＮ(付加価値通信)利用に関するアンケート調査結果』を発表 〃　『国鉄余剰人員対策について』を提言 4.15　伊勢湾岸道路（中央大橋・東大橋）の建設について要望（愛知県知事他） 4.18　長野県首脳部との懇談会発足（於：長野市） 〃　オランダＯＡ視察団との懇談（於：名古屋市） 5．6　『税制改革について－考え方と提言－』を発表 〃　シンガポール政府出先機関設置について要望（愛知県知事他） 5．7　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 5.12　ペイパーロッテルダム市長等との懇談（於：名古屋市） 6．2　『昭和61年度改訂経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　土地規制の緩和等について要望（名古屋市長） 6.17　オランダ視察団との懇談（於：名古屋市） 7．7　『中部地域におけるＶＡＮ事業のあり方　－中部情報ネットワークセンター構想－』を発表 7.－　『21世紀中部圏計画基本構想案』を発表 7.14　カナダ・オンタリオ州投資セミナー（於：名古屋市） 9．1　『円高の中部産業への影響について』をとりまとめ 9.19　綿貫国土庁長官との懇談会（於：名古屋市） 10．6　「森林・河川緊急整備税」の創設に反対の意見書提出（中曽根総理他） 〃　公害健康被害者補償制度の改正について要望（愛知県知事他） 10．8　西日本経済協議会第28回総会（於：広島市） 10.11　米・加経済視察団派遣（～25日） 10.13　第12回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 11.12　商法・有限会社法改正試案に対する意見表明	1．1　スペイン、ポルトガル、ＥＣ加盟。加盟国12カ国に 3．5　東海北陸自動車道（各務原～美濃間、19.1km）開通 3．6　Ｇ７、初の協調利下げを決定。10日に日銀公定歩合を0.5%引き下げ、年４%へ 3.31　北海原油ブレンドが9.70ドル／バレルと10ドル台割れ 4．7　前川リポート発表（産業構造の積極的転換などを柱とする） 4．8　政府、内需拡大のための総合経済対策を決定。Ｇ10、各国の経済政策に関する監視強化で基本合意 5．4　東京サミット開幕、チェルノブイリ原発事故に関する声明等の政治宣言、７カ国蔵相会議新設等の経済宣言発表 6.10　臨時行政改革推進審議会、行政改革の道はまだ半ばとする最終答申を提出 7．6　衆参同日選挙で自民党の歴史的圧勝 7.31　日米半導体交渉、最終合意 9.19　政府、公共投資・民間活力の活用など３兆6,300億円の総合経済対策を決定 9.20　ガット閣僚会議、ウルグアイランドの開始宣言 10.31　中央公害対策審議会、公害健康被害者補償法見直しを答申 11.28　国鉄分割・民営化関連８法案成立 12.23　自民党税調、非課税貯蓄制度の廃止（1987年10月）、売上税の導入（1988年１月）などシャウプ勧告以来の大幅改革を含む税制大綱を決定

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和61年	11.27　第８回関西経済連合会との経済懇談会（於：津市） 11.28　行天大蔵省財務官との懇談会（於：名古屋市） 12．1　『昭和62年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12.18　仏西ブルターニュ地域経済投資セミナー（於：名古屋市） 12.24　中部の主要プロジェクトの推進について要望（中曽根総理他） 〃　関西経済圏と中部経済圏を結ぶ雪害対策に関する要望（中曽根総理他）	
昭和62年―1987	1．8　中部経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 2．2　『世界の「中部」をめざして－中部国際化への提言－』を発表 2．9　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 2.23　シンガポール経済・投資セミナー（於：名古屋市） 2.18　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3．9　次期会長選考委員会 3.13　内需拡大について要望（中曽根総理他） 3.14　尾崎大蔵省大臣官房審議官との懇談会（於：名古屋市） 3.18　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.27　国際開発大学の誘致について要望（愛知県知事他） 3.28　近藤経済企画庁長官との懇談会（於：名古屋市） 3.　『昭和61年度21世紀中部圏計画報告書（５分冊）』を発表 4．2　ファインセラミックスセンター竣工式 〃　内需拡大について緊急要望（中曽根総理他） 〃　世銀セミナー（主催：世界銀行、オイスカ産業開発協力団、後援：本会、中部経済同友会）（於：名古屋市） 4．6　『三重県北勢地域活性化のための課題と対応策－活力ある北勢100万都市圏の形成をめざして－』を提言 4.14　国際開発大学の誘致について要望（愛知県知事） 4.23　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 5.13　ロッテルダム市副市長による国際セミナー（於：名古屋市） 5.28　オランダ視察団との懇談（於：名古屋市） 6．1　水質総量規制について要望（３県知事） 6.16　東海産業技術振興財団設立総会（於：豊橋市）（７月１日、通商産業大臣より財団法人として設立許可を受ける） 7．6　『国際産業・技術首都圏の形成』を提言 7.15　超電導工学研究所の誘致について要望（資源エネルギー庁長官他） 7.28　綿貫国土庁長官との懇談会（於：名古屋市） 8.26　大型放射光施設三重県誘致について要望（科学技術庁長官） 9．7　『21世紀中部圏計画（アポロ2025プラン）－緑と水の産業・技術首都圏をめざして－』を発表 9.10　大型放射光施設三重県誘致について要望（自民党三役他） 9.25　伊勢湾岸道路に係わる低利縁故債への民間協力に関する確認書の締結（名古屋商工会議所、中部経済同友会、中部経営者協会とともに愛知県、名古屋市と締結） 10．1　徳川美術館（増改築）開館 10.－　『英文ＣＨＵＢＵ』第２版発行	1.16　胡耀邦中国共産党総書記、辞任 1.27　関西国際空港着工 1.29　静岡県新総合計画策定 1.30　東京証券取引所の平均株価終値初めて２万円台乗せ 2．4　政府、売上税法案を国会に提出 2.21　Ｇ５、Ｇ７(22日)開催、各国の為替レートを最近の水準に安定させることで一致（ルーブル合意）） 2.23　シンガポール名古屋領事館開設 4．1　国鉄、分割民営化発足（11のＪＲ新法人でスタート） 4.21　臨時行政改革推進審議会発足 4.23　売上税法案廃案に 5.14　経済審議会、最終報告書「構造調整の指針」(新前川リポート）を首相に提出 5.29　政府、６兆円規模の緊急経済対策を決定 6．3　東証の平均株価、初の２万5,000円台乗せ 6．9　総合保養地域整備法（リゾート法）公布・施行 6.30　政府、第４次全国総合開発計画決定 7.11　世界人口50億人を突破（国連推計） 8．7　木曽三川治水100年記念式典（於：名古屋市） 9.16　フロンガス放出を1998年までに半減させる議定書に24カ国署名 9.26　公害健康被害者補償改正法成立 10.16　政府、緊急土地対策要綱決定 10.19　世界同時株暴落（ブラックマンデー） 11．2　趙紫陽首相が中国共産党総書記に就任 11．6　竹下登内閣成立 12．7　国際決済銀行（ＢＩＳ）、銀行の自己資本比率を規制する国際統一基準について合意（ＢＩＳ規制）

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和62年 — 1987	10．7　欧州・シンガポール経済視察団派遣（～22日） 10.15　西日本経済協議会第29回総会（於：富山市） 11．2　名古屋証券取引所のオプション取引導入について要望（大蔵大臣） 11．6　中部産業活性化センター設立総会(於：名古屋市)(11月18日、通商産業大臣から財団法人として設立許可を受ける) 12．4　ＩＭＦ首脳部との懇談会（於：名古屋市） 12．7　『昭和63年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　『税制改革について』要望（竹下総理他） 12.22　名古屋市立大学経済学部における社会人を対象とした大学院の開設について要望（名古屋市長）	
昭和63年 — 1988	1．6　中部の主要プロジェクト推進について要望（竹下総理他） 1．8　中部経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 1.22　大型放射光施設三重県誘致について要望（衆議院科学技術委員会委員長） 1.26　梅澤公正取引委員会委員長との懇談会（於：名古屋市） 1.29　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 2．1　電気通信事業法施行状況と今後の見直しに対する意見書提出（郵政省） 2．3　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2．8　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 3.16　行天大蔵省財務官との懇談会（於：名古屋市） 3.23　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 4.23　産業技術中枢圏域形成について要望（官房長官） 4.26　イグレシアス米州開発銀行（ＩＤＢ）総裁との懇談会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、名古屋銀行協会）（於：名古屋市） 5.11　大型放射光施設の設置について要望（科学技術庁長官） 5.13　参議院土地問題等に関する特別委員会に田中本会会長が参考人として出席、遷都問題、地方分権等について意見開陳 〃　西ドイツバーデンヴェルテンベルグ州セミナー（於：名古屋市） 5.16　『税制改革に対する意見』書提出（竹下総理他） 5.23　法隆寺金堂壁画模写展示館建設協議会発起人会（於：名古屋市） 5.30　ホワイトヘッド英国駐日大使との懇談会（於：名古屋市） 6．9　静岡県首脳部との懇談会発足（於：静岡市） 6.10　伊勢湾口道路建設促進期成同盟会発足 6.27　産業技術中枢圏域形成について要望（自民党３役） 7．1　法隆寺金堂壁画模写展示館建設協議会設立総会（於：名古屋市） 7．8　超電導工学研究所名古屋研究室がファインセラミックスセンター内にオープン 7.11　中尾経済企画庁長官との懇談会（於：名古屋市） 7.20　産業技術中枢圏域形成について要望（運輸大臣）	1.13　台湾の▼経国没、李登輝副総統、総統に昇格 1.22　政府、１省庁１機関の移転について決定 2.18　長野県第２次総合５ヶ年計画決定 2.25　韓国大統領に盧泰愚氏が就任 3.13　青函トンネル開通 3.26　木曽三川サミット（於：岐阜県海津町） 4．1　非課税貯蓄制度原則禁止、利子に一律20%の課税 4.10　本州四国連絡橋瀬戸大橋（児島－坂出ルート）開業 4.14　アフガニスタン和平協定調印(5.16、ソ連軍アフガニスタンからの全面撤退開始) 4.21　米下院、「スーパー301条」や包括貿易法案を可決 5.18　地方制度調査会、多極分散型国土形成のために、農地転用など16項目の地方分権の必要を答申 5.23　経済審議会、新経済５ヶ年計画を答申 5.27　政府、第10次道路整備５箇年計画決定 〃　政府、新経済５ヶ年計画決定 〃　1998年冬季五輪の国内候補都市に長野市が決定 6．1　米ソのＩＮＦ全廃条約が発効 6．9　金融制度調査会、相銀の普通銀行への転換を提言 6.18　リクルート関連会社の未公開株譲渡疑惑が判明 6.20　日米牛肉・オレンジ交渉妥結。牛肉とオレンジ生果は1991年４月、オレンジ果汁は1992年４月に自由化 6.28　政府、「税制改革要綱」を閣議決定。所得税・法人税の軽減、税率３%の消費税創設など 〃　政府、「総合土地対策要綱」を決定。

	中経連の活動	国内外・地域の動き
昭和63年 — 1988	8．1　鈴鹿山麓研究学園都市ＳＯＲ建設促進協議会設立総会（於：四日市市） 8．8　中部の主要プロジェクト推進と、大型放射光施設の鈴鹿山麓研究学園都市への建設について要望（竹下総理他） 9．6　エレーナ米州開発銀行官房長との懇談会（於：名古屋市） 9.16　法隆寺金堂壁画模写展示館起工式（於：愛知県長久手町、愛知県立芸術大学構内） 9.26　欧州経済視察団派遣（～10月８日） 9.27　オランダ物流セミナー（於：名古屋市） 10.19　国際博覧会開催について要望（竹下総理他） 10.27　西日本経済協議会第30回総会（於：名古屋市） 11．2　日本・ラ米諸国経済交流促進シンポジウムの名古屋市開催について要望（日本輸出入銀行総裁） 11．8　厚生省名古屋検疫所食品衛生監視員の増員について要望（厚生大臣他） 11.25　著作権審議会第８小委員会（出版者の保護関係）中間報告に関する意見表明（文化庁次長） 12．5　『昭和64年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　ラッセル米国副領事との懇談会（於：名古屋市） 12.16　『中部圏コミューター航空ネットワーク構想』（(社)日本プロジェクト産業協議会中部プロジェクト委員会と共同作業）を提言 〃　名古屋圏における世界都市機能の整備推進について要望（大蔵大臣）	首都機能の移転、大深度地下の公的利用など10項目 7．8　ぎふ中部未来博開幕 7.11　国際決済銀行(ＢＩＳ)､銀行の自己資本比率を「総資産の８％以上」にするとの国際統一基準を正式決定 8．3　米国議会、包括貿易法案可決 8．4　運輸省、整備新幹線の新方式による建設を決定 8.20　イラン・イラク戦争、停戦発効 8.23　レーガン米大統領、1988年包括貿易法案に署名 10.18　愛知県、21世紀万国博覧会開催の意思表明 11.29　「ふるさと創生」１億円の全国全市町村交付を決定 12.24　消費税関連６法案、参院で可決成立、消費税導入決定 12.28　東証大納会、平均株価初めて３万円の大台に乗り３万159円を記録
平成元年 — 1989	1.11　ロックフェラー米国上院議員等との懇談（於：名古屋市） 1.13　中部におけるナショナルプロジェクトの推進等について要望（竹下総理他） 1.30　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 2．8　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.13　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3．6　『首都の在り方に関する中間報告』をとりまとめ 〃　『名古屋国際ビジネスゾーン整備構想』（(財)中部産業活性化センターと共同作業）を提言 3．8　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 3．9　スペンス米国ウエストバージニア州国際開発局長との懇談（於：名古屋市） 3.17　次期会長選考委員会 3.22　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 4．2　多極分散型国土の形成について要望（自民党幹事長他） 4．3　『長野県松本周辺地域活性化構想』を提言 〃　『東濃西部研究学園都市構想』を提言 4.14　第13回北陸経済連合会との経済懇談会（於：金沢市） 4.24　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 4.26　法隆寺金堂壁画模写展示館竣工式、愛知県への引き渡し式（於：愛知県立芸術大学構内） 5．9　シンポジウム「ザ・リニアエクスプレス」（於：名古屋市）	1．7　昭和天皇崩御（１月８日、「平成」に改元） 1．8　ハンガリーとオーストリア間の国境往来を自由化 1.31　国幹審、第２東名・名神高速道路を基本計画に格上げ 2．1　相互銀行52行、普通銀行に転換 2.15　ソ連軍､アフガニスタンからの撤退完了 3.11　環境サミット、ハーグで開催 3.22　中部新国際空港の立地点について常滑沖とすることで３県１市の意見一致 3.27　通産省、工業再配置計画を12年振りに改訂、東京一極集中の是正を打ち出す 〃　愛知県、第６次地方計画を策定 4．1　消費税実施、税率３％の日本初の大型間接税 4．3　21世紀万国博覧会誘致準備委員会（平成３年４月、21世紀万国博覧会誘致委員会に名称変更）設立 4.15　中国、胡耀邦前総書記が死去。22日に追悼大会後、北京の天安門広場に20万人近い学生、市民が集まり、民主化要求強まる

	中経連の活動	国内外・地域の動き
平成元年 — 1989	6．5　『名古屋圏における都市交通について－公共交通と自動車交通の望ましい機能分担をめざして－』を提言 〃　中部におけるリゾート開発のあり方に関する中間報告を発表 6.29　金丸信元副総理との懇談会（於：名古屋市） 7．3　『中部における航空貨物輸送の現状と課題』を発表 〃　対米投資調査視察団派遣（～14日） 7.14　名古屋市窒素酸化物総量規制見直しについて要望（名古屋市長） 7.18　山村運輸大臣との懇談会（於：名古屋市） 7.26　新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 8．3　中部の基盤整備について要望（建設大臣） 9.12　法隆寺金堂壁画模写展示館開館記念式典（於：愛知県立芸術大学内） 9.19　地球環境産業技術研究所の設置について要望（通産大臣他） 9.25　欧州経済視察団派遣（～10月７日） 9.30　借地法・借家法改正要綱試案に対する意見表明（法務省） 10．2　『望ましい国と地方のあり方』を提言 10.12　西日本経済協議会第31回総会（於：大阪市） 10.17　中部航空宇宙産業技術振興協議会設立総会（於：名古屋市） 11．6　『当面の税制改正について』要望（海部総理他） 11.11　セビリア市長との懇談会（於：名古屋市） 11.13　日本電信電話株式会社法等見直しに対する意見表明（郵政大臣他） 〃　野田建設大臣との懇談会（於：伊良湖） 11.29　交通基盤の整備促進について要望（運輸大臣他） 11.30　初の全国経済人サミット開催される（経団連会長はじめ全国９経連の会長及び首脳が参加）（於：御殿場市／経団連ゲストハウス） 12．4　『平成２年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 〃　江藤運輸大臣との懇談会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、愛知県経営者協会、中部経済同友会）（於：名古屋市） 12．6　米国ウエストバージニア州経済ミッションセミナー（共催：ジェトロ名古屋事務所）（於：名古屋市） 12.11　中部道路シンポジウム（於：名古屋市） 12.14　海部総理大臣との懇談会（産業技術中枢圏域形成について要望）（於：東京）	4.17　21世紀万国博覧会誘致推進協議会設立 5.25　米国、日本を包括通商301条による不公正貿易国と特定 〃　ソ連第１回人民代議員大会、ゴルバチョフ氏が最高会議議長に選出 6．2　宇野宗佑内閣成立 6．3　ホメイニ・イラン最高指導者死去 6．4　天安門事件 7.15　世界デザイン博覧会開幕（～11月26日、135日間）（於：名古屋市） 7.23　第15回参議院議員選挙、与野党の議席数逆転 8．2　北陸新幹線着工 8．3　リニアモーターカーの新実験線建設地山梨県に決定 8．9　海部俊樹内閣成立 9．4　日米経済構造協議開始 10.17　名古屋証券取引所、オプション25の取引開始 10.18　世界デザイン会議（～21日）（於：名古屋市） 10.20　日米鉄鋼協議、日本の輸出自主規制の２年半延長で合意 11.－　「あいち健康の森」の中核施設として国立長寿科学研究センターの設置決定 11.10　ベルリンの壁、28年ぶりに撤去 11.13　第４回日本・ラテンアメリカ諸国経済交流促進シンポジウム(～14日)(共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、名古屋銀行協会)(於：名古屋市) 11.16　農林水産省、1990年から３年間のコメ減反計画を決定 11.21　総評解散、新「連合」と全労連が発足 12．2　ブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連最高会議議長、マルタ島で米ソ首脳会談を開催し、冷戦終結を宣言 12.14　土地基本法成立 12.26　(財)長寿科学振興財団設立 12.29　東証平均株価、３万8,915円の史上最高値
平成２年	1．8　中部経済４団体新春賀詞交歓会（共催：名古屋商工会議所、中部経済同友会、中部経営者協会）（於：名古屋市） 1.10　橋本大蔵大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 1.30　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 2．5　地球環境産業技術中枢圏懇話会発足（於：名古屋市）（３年５月地球環境問題中部圏産業懇話会に改称） 2．7　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市）	1．4　東証大発会、平均株価は前週末終値比202円99銭安の３万8,712円88銭で引ける(バブル崩壊の始まり)。円相場も急落 1.11　(財)中部空港調査会が中部新国際空港基本構想案骨子を発表 2．5　愛知県が開催地元県として21世紀万国博覧会の開催候補地を、瀬戸市南東部地区に選定した旨発表

	中経連の活動	国内外・地域の動き
平成2年 ― 1990	2.19　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 3．1　㈱超高温材料研究センター・㈱超高温材料研究所設立 3．7　(財)人工知能研究振興財団設立総会（於：名古屋市） 〃　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．8　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3．9　中部新国際空港建設促進協議会設立総会（於：名古屋市） 3.－　『平成元年度伊勢湾における沿岸利用計画調査報告書』（国土庁大都市圏整備局、愛知県、三重県、(財)中部産業活性化センター、本会の５機関の共同作業）を発表 〃　『中部の国際交流の姿と今後のあり方に関する調査研究報告書（中間報告)』（(財)中部産業活性化センターと共同作業)を発表 3.27　地域経済国際フォーラム（共催：ジェトロ名古屋事務所）（於：名古屋市） 4．2　『中部に誘致すべき航空宇宙関連施設について』を提言 4．7　交通基盤整備の促進について要望（運輸大臣） 4.16　米国ウエストバージニア州政府日本代表事務所が名古屋に開設 4.17　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 5.10　中部新国際空港について要望（海部総理他） 5.23　三重大学大学院生物資源学研究科博士課程の新設について要望（三重大学学長） 6．4　中部の国際交流の姿と今後のあり方について提言 7．2　『名古屋圏を中心とする広域交通の現状と今後の展望－高速交通体系の総合整備に向けて－』を提言 〃　『今後の日米関係のあり方に対する意見－日米構造協議を中心として－』を建議（海部総理他） 〃　名古屋工業大学における極微ディバイス研究センターの新設について要望（名古屋工業大学学長） 7．6　東海北陸自動車道、東海環状道路等の建設促進について要望・陳情（建設大臣） 7．9　第二東名・名神自動車道等高規格幹線道路の整備促進について要望（建設大臣） 7.12　名古屋工業大学の知能情報システム学科の新設・工学部附属窯業技術研究施設の改組および極微ディバイス研究センターの新設について要望（文部大臣） 7.13　中部新国際空港建設推進についての要望（運輸省他） 7.20　佐藤国土庁長官との懇談会（於：名古屋市） 7.29　産業技術中枢圏域の形成について要望（海部総理他） 7.31　第14回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 8．1　新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 8．1　金丸元副総理との懇談会（於：東京） 9．3　『名古屋東部丘陵研究学園都市の形成－21世紀を開く創造新都市－八草リサーチコンプレックス』を提言 9．7　中部産学共同研究推進会議設置 9．9　米国経済視察団派遣（～21日） 9.29　第１回海外調査団（欧州経済調査団）派遣（～10月９日）	2.28　(株)超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所創立総会（於：東京） 3.15　ソ連で大統領制導入の決議、ゴルバチョフ氏、初代大統領に就任 3.22　東京株式市場暴落、平均株価３万円を割り込む、円も急落し、155円台に 3.27　大蔵省、不動産向け融資の総量規制などの銀行局長通達 3.31　(財)環境技術移転センター設立 4．1　国際花と緑の博覧会開幕（～９月30日、183日間)(於：大阪市) 4.18　臨時行政改革推進審議会、最終答申を提出 4.26　㈱日本無重量総合研究所創立総会（於：東京） 5．1　(財)中部空港調査会が「中部新国際空港基本構想」を発表 5.30　(株)超高温材料研究センター岐阜センター起工式（於：多治見市） 6.28　日米構造問題協議決着。日本は1991年度から10年間で430兆円の公共投資、大店法の見直しなどを約束。米は財政赤字削減を約束 7．1　東西ドイツの経済・通貨・社会同盟が発足 7.16　米州開発銀行（ＩＤＢ）名古屋総会開催委員会設立 8．2　イラク軍がクウェートに侵攻 8.24　航空審議会航空保安施設整備部会、第６次空港五箇年計画の基本的考え方の中間答申提出 10．1　東証平均株価、一時２万円割れ。２万円割れは３年７カ月ぶり 10．3　東西ドイツ統一 10.16　(財)名古屋観光コンベンションビューロー設立総会 10.31　第２国土軸構想推進協議会設立総会（於：和歌山市） 11．2　岐阜県第４次総合計画策定 11．7　国会等の移転に関する決議、衆参両院で議決 12.15　(財)世界祝祭博覧会協会設立発起人会（於：津市） 12．6　自民党税制調査会、新土地保有税などを柱とする土地税制大綱を決定 12.10　(財)環境技術移転センター通産大臣設立許可 12.22　サッチャー英首相、辞任を発表 12.25　三重県第３次長期総合計画策定

	中経連の活動	国内外・地域の動き
平成2年 — 1990	10．1　『中部における海浜型リゾート地域の整備に向けて』を提言 10.11　西日本経済協議会第32回総会（於：高知市） 10.19　名古屋東部丘陵研究都市について関係自治体との懇談会(於：名古屋市) 10.23　名古屋東部丘陵研究都市について愛知県関係部局との懇談会(於：名古屋市) 11．5　『当面の税制改正について』要望（海部総理他） 〃　『不動産の証券化レポートー大規模プロジェクト推進のための新たなファイナンス・システムの構築に向けて』をとりまとめ 11.14　米国ウエストバージニア州ミッション受け入れと同州日本代表事務所開設祝賀会・初代所長就任歓迎会、及び投資・企業誘致セミナーの開催(於：名古屋市) 12．3　『平成３年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12.10　中部新国際空港建設推進についての要望（海部総理他） 12.13　中部産学共同研究推進会議 12.17　グリフィス豪州資源大臣との懇談会（於：名古屋市） 12.26　中部新国際空港建設推進についての要望（運輸大臣他） 〃　第二国土軸構想の推進について要望（国土庁長官他）	

中経連この10年史

注：『　　』は本会がとりまとめた提言書、意見書、報告書

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成3年―1991	**1～3月** 1．8　経済４団体新春賀詞交歓会(共催：中部経済同友会、中部経営者協会、名古屋商工会議所)(於：名古屋市) 1.10　ロックフェラー米国上院議員との懇談会（於：名古屋市） 1.28　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 1.30　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 1.31　中部の発展と水に関する懇話会設立発起人会（於：名古屋市） 2.14　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．1　中部の発展と水に関する懇話会設立（於：名古屋市） 3．4　第419回理事・評議員会で、「会経営基盤の強化と法人化」案を承認 〃　水質総量規制について要望（愛知県知事他） 3．6　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．8　リニア中央新幹線の早期実現について陳情（運輸政務次官） 3.11　中部の各種プロジェクトについて要望（環境庁長官他） 〃　中部21世紀戦略青年キャンプ開催（共催：国土庁、北陸経済連合会）（於：名古屋市） 〃　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.15　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.18　『「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」原案に対する意見』の要望（公正取引委員会委員長） 3.22　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.28　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 3.30　産業技術中枢圏域の形成に向けての要望（通産大臣） **4～6月** 4．3　静岡地域会員懇談会（於：浜松市） 4.19　ドイツ連邦共和国クレフェルト市企業誘	1.18　「三重ハイテクプラネット21構想」が国土庁の多極分散型国土形成促進法に基づく全国初の振興拠点として承認される 2．1　(財)国際環境技術移転研究センター(ＩＣＥＴＴ)発足 4．7　ＩＤＢ（米州開発銀行）名古屋総会開催(～９日)	**通年**　“バブル経済”はじけ、証券・金融不祥事続発 1.17　多国籍軍、イラク攻撃、湾岸戦争へ 1.24　政府、湾岸支援策として多国籍軍に90億ドルの追加資金協力を決定 2.25　政府「総合土地政策推進要綱」を閣議決定 2.28　湾岸戦争停戦 4．1　牛肉、オレンジの自由化スタート

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成3年 ― 1991	致・経済セミナー（於：名古屋市） 4.25 長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃 長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.30 会長選考委員会 5.20 米国ウエストバージニア州知事との懇談会（於：名古屋市） 5.22 任意団体中部経済連合会解散総会 〃 社団法人中部経済連合会設立総会（田中精一第７代会長勇退、松永亀三郎氏第８代会長に就任） 〃 『21世紀中部の構図（概要版）』を発表 5.23 中部通商産業局に社団法人設立を申請 5.29 通商産業大臣より社団法人設立許可 6. 5 公益法人設立許可書を受領 〃 ハンガリー投資セミナー（於：名古屋市） 6. 7 村岡運輸大臣との懇談会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 6.11 「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（長良川河口堰建設所他） 6.19 新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 6.20 中尾通商産業大臣、岡松通商政策局長との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **7～9月** 7. 1 『リニア中央新幹線が中部地域経済に及ぼす影響と対応策』を提言 〃 『中部の臨空産業（第１部）－中部新国際空港と空港関連産業－』を提言 7.12 フランス・ガスコーニュ投資セミナー（於：名古屋市） 7.16 中部の諸プロジェクトの推進等について要望（衆議院予算委員会委員） 7.29 国土庁大都市圏整備局首脳部との懇談会（於：名古屋市） 8. 1 第二国土軸構想の推進について要望（運輸大臣他） 〃 中部新国際空港の建設促進に関する要望	(於：名古屋市) 4.24 中部航空宇宙産業技術振興協議会「航空宇宙懇談会 91」（於：東京） 6. 6 (財)中部空港調査会「全体像について」を発表 6.16 ＩＯＣ総会（英・バーミンガム）で1998年冬季オリンピックの開催地に長野が決定	4. 5 イラク、停戦決議を受諾 4.24 政府、臨時閣議で掃海艇のペルシャ湾派遣を決定 〃 地価税法が成立 5.14 滋賀県・信楽高原鉄道で正面衝突事故、死者42人、重軽傷者600人以上の大惨事 6. 1 日米建設協議、外国企業参入の特例拡大で合意 6. 3 長崎県雲仙・普賢岳で大規模火砕流発生。死者・行方不明者43人 6. 4 日米半導体協議決着。米は対日報復関税の撤廃に同意 6.12 エリツィン、ロシアで初の民選大統領になる 6.17 南アでアパルトヘイト（人種隔離）政策廃止 6.25 金融制度調査会、金融制度改革最終報告答申 〃 ユーゴスラビアのクロアチア共和国とスロベニア共和国の両議会が連邦からの独立宣言法案を採択。27日連邦軍の介入でスロベニア共和国内は内戦状態に。11月にはマケドニア共和国が独立宣言 6.28 共産圏経済相互援助会議（コメコン）の総会で、組織解散確認の議定書に調印 7. 1 ワルシャワ条約機構最後の首脳会議で、同機構解体議定書に調印 7. 4 第三次行革審が国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する中間答申を海部首相に答申 8.20 ８月末にかけ、バルト海３国などが次々にソ連邦からの独立を宣言 8.24 ゴルバチョフ、共産党解党を宣言 8.－ 衆参両院に国会等の移転

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成3年 ― 1991	（海部総理他） 〃　「超信頼性無機融合材料」の次世代基盤技術制度による開発推進に関する要望（通商産業省工業技術院長） 8.23　棚橋通商産業事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 8.28　中部新国際空港の建設促進に関する要望（海部総理他） 9．2　『物流の問題点と対応－中部における都市間物流について』を提言 9.18　第15回北陸経済連合会との経済懇談会（於：金沢市） 9.30　21世紀中部の高速交通体系の整備促進についての陳情（運輸省、国土庁、建設省） **10～12月** 10．3　オランダ研修視察団受け入れ(中部電力㈱にて事務合理化セミナー開催) 10．6　欧州経済視察団派遣（～19日） 10.18　西日本経済協議会第33回総会（於：福岡市） 11．5　『当面の税制改正について』要望（宮沢総理他） 〃　『中部の高度情報化への提言－21世紀に向けて』を提言 11.10　東南アジア経済調査団派遣（共催：(財)中部産業活性化センター）（～22日） 11.12　フランス・アルザス投資セミナー（於：名古屋市） 11.20　西日本経済協議会決議について陳情（運輸大臣他） 11.25　米国ウエストバージニア州産業開発局長との懇談会（於：名古屋市） 〃　中村運輸事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 11.29　ドイツ経済使節団受け入れ（トヨタ自動車㈱など見学） 12．2　『21世紀中部の構図』を発表 〃　『平成４年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12．3　大学共同研究センター見学・技術交流会（於：名古屋大学） 12．5　超高温材料国際シンポジウム91（共催：㈱超高温材料研究センター）（～６日）(於：多治見市) 12．6　オーストラリア駐日大使との懇談（於：名古屋市）	10.16　21世紀万国博覧会基本問題懇談会が21世紀万博の基本テーマ「技術・文化・交流－新しい地球創造－」を答申 〃　中部新国際空港建設促進協議会の全国規模拡大記念パーティ（於：東京） 10.28　(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)起工式（於：四日市市桜町・鈴鹿研究学園都市内) 11．5　中部航空宇宙産業技術振興協議会航空宇宙４団体会議（於：東京） 11.29　「第６次空港整備五箇年計画」閣議決定(中部新国際空港が調査実施空港として固有名詞で初めて盛り込まれた。さらに、静岡空港が採択された。) 12．3　第二東名自動車道の東海市～長泉町間216km、第二名神自動車道の飛島村～四日市市間19km、亀山市～城陽市間68kmがそれぞれ整備計画路線に昇格（国土開発幹線自動車道建設審議会） 12．3　建設省が東海環状自動車道、三遠南信自動車道等の自動車専用道路の基本	に関する特別委員会を設置 9.17　第46回国連総会、韓国、北朝鮮、バルト３国などの加盟を承認 9.19　政府、ＰＫＯ協力法案などを閣議決定 9.24　経企庁、月例経済報告で、大型景気が58カ月目に入り、戦後最長の「いざなぎ景気」を更新、と発表。 10.23　カンボジア和平パリ国際会議で協定文書調印、停戦が正式発効 10.30　マドリードで米ソ両首脳共催により中東和平全体会議開幕 11．5　宮沢喜一内閣成立 12．4　７－９月期国民所得速報によると、年率1.6%増で景気停滞色強まる 12．8　ロシア、ベラルーシ、ウクライナが独立国家共同体（ＣＩＳ）を創設 12．9　ＥＣ、1999年までの欧州中央銀行設立、単一通貨ＥＣＵの発行を承認 12.11　ＥＣの通貨・経済・政治を含む「欧州同盟」(ＥＵ)正式発足 12.13　朝鮮半島非核化へ南北和解の合意書調印 12.19　政府、不動産融資の総量規制を1991年で解除することを決定 12.20　農業分野の「例外なき関税化」などを明示したガット・ウルグアイラウンド最終合意案をドンケル事務局長が提示 12.21　ソ連、共和国首脳会議でグルジアを除く11共和国が「独立国家共同体」結

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成3年	12．9　フランス総領事との懇談（於：名古屋市） 12.19　大学共同研究センター見学・技術交流会（於：岐阜大学） 12.20　中部新国際空港の建設促進に関する要望（大蔵省、運輸省） 12.24　第二国土軸構想の推進について要望（運輸大臣他）	計画・整備計画等を決定 12.ー　岐阜県と米国ウエストバージニア州の姉妹県提携	成に合意調印 12.25　ゴルバチョフ、ソ連大統領を辞任
平成4年―1992	**1～3月** 1．8　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 1.17　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 〃　ロックフェラー米国上院議員との懇談会（於：名古屋市） 1.23　山崎建設大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 1.24　シンポジウム「21世紀の中部と道路」（共催：中日新聞社・(財)豊田都市交通研究所、後援：建設省中部地方建設局）（於：名古屋市） 1.30　オーストラリア労使関係大臣との懇談会（於：名古屋市） 〃　工業技術院院長との懇談会（共催：(財)中部科学技術センター）（於：名古屋市） 2．4　参議院産業・資源エネルギーに関する調査会との懇談会（共催：愛知商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.19　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 2.27　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 2.28　名古屋市首脳部との懇談会(於：名古屋市) 3．2　愛知地域会員懇談会(於：名古屋市) 3．4　フランス・アルザス投資セミナー（於：名古屋市） 3．5　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．9　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.11　オーストラリアＭＦＰ投資セミナー（於：名古屋市） 3.27　中部21推進協議会設立総会(於：名古屋市)	1.10　「名古屋圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」答申（運輸政策審議会名古屋圏都市交通委員会） 1.28　ＩＤＢ環境セミナー（於：名古屋市） 3．5　21世紀万国博覧会誘致シンボルマーク決定 3.25　道路審議会で、中部地域で14路線、680kmの一般国道追加指定される 〃　㈱国際デザインセンター創立総会（於:名古屋市）	通年　東京佐川急便事件が政界を震撼 通年　“平成不況”深刻化 1．1　新土地税制スタート。損失補填禁止等の改正証券取引法施行 1．2　ロシアが価格自由化を導入、物価高騰し経済改革鈍化 1．8　日米首脳会談、日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言。自動車部品問題などで合意 2．7　ＥＣ12カ国、欧州連合条約(マーストリヒト条約)に調印 3．3　ユーゴスラビア連邦のボスニア・ヘルツェゴビナ共和国が独立宣言 3.19　通産省、1992年度の対米自動車輸出規制枠を65万台削減し、165万台にすると発表 3.31　政府、公共事業の上半期75%超の前倒しなど７項目の緊急経済対策を決定
	4～6月 4．2　ドイツ連邦共和国信託公社東部ドイツ投資セミナー（主催：ドイツ連邦共和国信	4．1　㈱国際デザインセンター発足	4.20　セビリア万博開幕（～10月12日）

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成4年―1992	託公社日本事務局、後援：住友商事㈱・ドイツ銀行・本会） 4．8　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 4.14　静岡地域会員懇談会（於：浜松市） 4.15　フランス・ガスコーニュ投資セミナー（於：名古屋市） 4.18　産業技術中枢圏域の形成に向けての要望（建設大臣他） 4.20　ゴルバチョフ旧ソ連大統領との懇談会（共催：ゴルバチョフ歓迎委員会）（於：名古屋市） 5．6　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 5.20　オーストラリア・ショート上院議員との懇談会（於：名古屋市） 6．1　『中部公設試験研究機関の産官協調について』を提言 〃　『環境用語集』の発行 〃　『中部の環境保全対策技術のデータベース化－環境保全技術向上と技術移転の促進に向けて』を提言 6.10　『21世紀中部の幹線道路網構想図』作成 6.12　21世紀中部の幹線道路網構想について要望（建設省道路局長他） 6.15　テイラー駐日カナダ大使との懇談会（於：名古屋市） 6.27　金丸自民党副総裁との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 6.30　第11次道路整備五箇年計画策定に関する要望（建設大臣他） **7～9月** 7．1　渡部通商産業大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 〃　「超信頼性融合セラミックス」の国家研究開発制度による開発推進に関する要望（通商産業大臣他） 〃　産業技術中枢圏域の形成に向けての要望（通商産業大臣） 7．2　フランス・トルジュマン投資担当特命大使との懇談会（於：名古屋市） 7．6　『航空宇宙将来機の開発に必要な研究設備』を提言 7．8　野田経済企画庁長官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 7.19　セビリア万博・ジャパンウィークの愛知デーに、松永会長出席 7.20　新旧大蔵事務次官との懇談会(共催：名古屋商工会議所)(於:名古屋市)	4.－　中部コンベンション連絡協議会設立 4.－　中部新国際空港調査地域連絡調整会議発足（３県１市、本会、名古屋商工会議所、(財)中部空港調査会の７団体で構成） 4.15　フランス・アルザス／ガスコーニュ日本代表部、名古屋市内に開設 6．2　三遠南信サミット（主催：浜松、豊橋、飯田各商工会議所、浜松地域テクノポリス推進機構、後援：本会)(於：浜松市) 9.23　オーストラリア連邦政府名古屋領事館開設	4.27　ユーゴスラビア連邦のセルビア、モンテネグロが新ユーゴ連邦設立。旧ユーゴは完全に解体、ユーゴ内戦に 6．1　ロシア、ＩＭＦ正式加盟 6．2　デンマーク、マーストリヒト条約批准を否決 6．3　ブラジル・リオデジャネイロで地球サミット開幕。14日行動計画「アジェンダ21」、環境と開発に関する「リオ宣言」など３文書を採択 6.15　国連平和維持活動(ＰＫＯ)協力法、国際緊急援助派遣法が成立 6.19　金融制度改革関連法成立 6.25　経済審議会が生活者・消費者重視の生活大国５カ年計画を答申。内需主導で年平均3.5％成長めざす 8.12　米・加・墨ＮＡＦＴＡに合意 8.24　中韓国交樹立 8.28　政府、総事業費10兆7,000億円の総合経済対策決定 9．9　新交通軸と地域振興に関する懇談会（主催：建設省）（於：東京） 9.12　日本人宇宙飛行士、毛利衛さんらを乗せた米スペースシャトル「エンデバー」が宇宙へ

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成4年 — 1992	7.21 国土庁首脳部との懇談会（於：名古屋市） 〃 「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（阿木川ダム他） 7.23 中部新国際空港の建設促進に関する要望（宮沢総理他） 7.31 第二国土軸構想についての陳情（建設大臣他） 8．5 第11次道路整備五箇年計画策定に関する要望（大蔵大臣他） 〃 中部新国際空港の建設促進に関する要望（大蔵大臣他） 8.27 21世紀中部道路サミット（共催：中部21推進協議会、中日新聞社）（於：名古屋市） 9．1 フランス・ストロースカーン産業・貿易大臣及びオブリ労働・雇用・職業・職業教育大臣との懇談会（於：名古屋市） 9．2 名古屋工業大学共同研究センター見学・技術交流会（於：名工大共同研究センター） 9．9 衆議院商工委員会国政調査派遣委員との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 9.21 『製造物責任について』見解を表明（通商産業省産業構造審議会他） 9.24 第16回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 9.27 ロシア・欧州経済視察団派遣（～10月10日） 9.— 『英文ＣＨＵＢＵ』第３版発行 **10～12月** 10.15 西日本経済協議会第34回総会（於：広島市） 10.16 V. R. EXPO 92開会式・内覧会（於：名古屋市） 10.17 V. R. EXPO 92（～19日） 10.28 第５回フランス・アルザス投資セミナー（於：名古屋市） 10.30 フランス・レニエツ元蔵相経済政策顧問との懇談会（於：名古屋市） 11．2 『当面の税制改正について』要望（宮沢総理他） 11．4 東南アジア経済調査団派遣（～17日）（共催：(財)中部産業活性化センター） 11．6 三重大学産学共同研究センター見学・技術交流会（於：三重大学） 11.10 中部新国際空港の建設促進に関する要望（宮沢総理他）	10.— 21世紀万国博覧会誘致推進協議会賛助会員制度創設 10．7 第二東名・名神自動車道、名古屋環状２号線早期建設陳情懇談会（於：東京） 10.27 リニア中央エクスプレス早期建設促進大会（於：奈良市） 〃 (財)国際環境技術移転研究センター（ICETT）竣工式（於：四日市市、鈴鹿山麓研究学園都市内） 11.— 中部新国際空港の陸域調査着手（大気関係・騒音・電波障害等）	10．2 江沢民総書記、社会主義市場経済を宣言 10.23 天皇・皇后両陛下、初の訪中 12.11 宮沢改造内閣成立 12.17 大蔵省、「金融制度改革」の施行細目を発表 12.— 国会等の移転に関する法律を制定

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成4年 — 1992	11.17　西日本経済協議会総会決議陳情・要望（宮沢総理他） 11.18　フランス・ポルティシュ総領事との懇談会（於：名古屋市） 11.25　中部新国際空港の建設促進に関する要望（建設大臣他） 12．3　超高温材料シンポジウム92（共催：岐阜県、多治見市、㈱超高温材料研究所、㈱超高温材料研究センター）（於：多治見市） 12．5　ドイツ連邦制及びスペイン自治州制度の調査団派遣（～19日） 12．7　『平成５年度経済見通しならびに今後の政策運営のあり方』について提言 12.10　中部新国際空港の建設促進に関する要望（大蔵大臣他）	11.－　第二東名・名神高速道路の「神奈川県海老名市－静岡県長泉町」及び「四日市市－亀山市」間の計90㎞、都市計画への手続き命令 11．9　名古屋カナダ領事館開設（於：名古屋市） 12．1　国際航空宇宙シンポジウム92名古屋（主催：中部航空宇宙産業技術振興協議会、後援：本会）(～３日)(於：名古屋市)	
平成5年 — 1993	**1～3月** 1．8　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 1.14　中村建設大臣との懇談会（当地域の社会基盤整備について要望）（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 1.20　フランス・デュリュー貿易大臣及びミッションによるセミナー（於：名古屋市） 1.21　(財)海外技術者研修協会(ＡＯＴＳ)中部研修センター拡充・整備検討委員会設置 1.27　フランス・フランソワ・ポンセ元外相及びミッションとの懇談会並びにガスコーニュ投資セミナー（於：名古屋市） 2.12　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 2.25　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．3　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．5　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3．9　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.10　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 〃　景気対策ならびに中部の主要プロジェクトの推進について要望（自由民主党政務調査会長他） 3.15　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.26　『中部の交通機関相互の連携について－交通アクセスと結節点の整備』を提言	1.28　テクノスーパーライナーシンポジウムin中部（主催：(財)シップアンドオーシャン財団、中部運輸局、第一港湾建設局、第五港湾建設局、後援：本会、(財)中部産業活性化センター他）（於：名古屋市） 1.22　伊勢湾口道路シンポジウム（於：名古屋市） 2.22　無重量セミナー（主催：岐阜県、㈱日本無重量総合研究所、後援：科学技術庁、中部通商産業局、本会他）（於：土岐市） 3.－　中部新国際空港の海域調査着手（漁業・環境・地象） 3.29　東濃研究学園都市構想が多極分散型国土形成促進法の振興拠点地域基本構想として国土庁等関係８省庁の承認を得る。全国で４番目、中部では三重ハイテクプラネット21構想（鈴鹿山麓研究学園都市構想）に次いで２番目	**通年**　日本経済、平成３年４月からの大型不況出口見えず 1．1　ＥＣ市場統合スタート 1．3　米ロでSTARTⅡ調印 1．8　通産省、1993年度の対米自動車輸出自主規制枠を165万台に据え置くと発表 1.13　化学兵器禁止条約調印 1.20　クリントン第42代米大統領に就任 1.25　「株式会社・共同債権買取機構」発足 1.－　第11次道路整備五箇年計画策定 2.15　中国共産党、憲法修正案に「社会主義市場経済」を明記 3.27　中国で江沢民氏を総書記国家主席に選出

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成5年 — 1993	**4～6月** 4．8　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野・上下伊那地域会員懇談会（於：長野市） 4．9　訪米視察団派遣（～17日）（ワシントン、ウエストバージニア州） 4.10　産業技術中枢圏域の形成に向けての要望（自治大臣他） 4.23　会長・副会長選考委員会 4.28　『資源リサイクルの実態と課題について』をとりまとめ 5.10　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 5.21　フランス・アルザス使節団との懇談会（於：名古屋市） 6．1　豊橋技術科学大学技術開発センター見学・技術交流会（於：豊橋技術科学大学） 6．7　『三遠広域200万都市圏構想』を提言 〃　『(財)海外技術者研修協会中部研修センター拡充・整備検討委員会報告書』の発表 〃　『「自己株式取得及び保有規制に関する問題点」に対する意見』の建議（法務省民事局） 6.18　中部圏の高速交通機関の建設促進についての陳情（運輸大臣他）	4．1　運輸省第五港湾建設局が中部新空港関連調査室を設置 4.22　アメリカンセンター主催経済セミナー（主催：アメリカンセンター、後援：本会）（於：名古屋市） 5.14　国立長寿医療センター起工式（於：大府市・国立療養所中部病院） 5.28　㈱日本無重量総合研究所が無重量落下実験施設の起工式を挙行（於：土岐市・動燃中部事業所東濃鉱山内）	4．1　金融制度改革法施行（銀行、証券の子会社による相互参入スタート） 4.13　政府、公共投資中心に総事業規模13兆2,000億円にのぼる過去最大の新総合経済対策を決定 5.15　日本プロサッカーリーグ（Ｊ１）開幕 5.23　カンボジアで総選挙実施。暫定政府が発足(7月1日)、シアヌーク殿下が国王に(9月24日)、ラナリット、フン・セン両氏が第一、第二首相に 6．9　皇太子「結婚の儀」 6.18　宮沢内閣不信任案可決 衆議院解散 6.－　冷夏、長雨の異常気象続く（～９月）。食糧庁は200万～220万㌧の外国産米の緊急輸入決定
	7～9月 7．5　『21世紀の交通情報サービスのあり方について－トータル・トランスポーテーションセンター構想』の提言 〃　『中部・夢・2025年』の発行 7.15　新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 7.21　大連工業団地開発管理有限公司主催投資セミナー（主催：大連工業団地開発管理有限公司、後援：本会）（於：名古屋市） 7.22　トランキエ在大阪神戸フランス総領事等との懇談（於：名古屋市） 7.27　第二国土軸構想の実現に向けての要望（運輸大臣他） 7.29　国土庁首脳部との懇談会（於：名古屋市） 〃　(財)海外技術者研修協会(ＡＯＴＳ)新中部研修センターの建設についての陳情（通商産業大臣他） 〃　中部新国際空港の建設促進に関する陳情（運輸大臣他） 8.12　米国ウエストバージニア州マーシャル大学ジェイ・ウェイド・ギリー学長との懇談（於：名古屋市） 8.30　西日本経済協議会代表者会議における決	7．1　フランス大使館経済商務部名古屋支部開設 7.17　信州博覧会（～９月26日）（於：松本市） 9.16　社団法人中部航空宇宙産業技術振興センター設立（平成元年10月設立の中部航空宇宙産業技術振興協議会を発展的に解消） 9.21　韓国・大田世界博覧会で愛知レセプション開催、21世紀万博をＰＲ（於：大田市近郊）	7．7　東京サミット開催 7.12　北海道南西沖地震、死者・不明200人超す被害 7.18　衆院選挙で自民党過半数割れ、社会党大敗、新党が躍進して、「55年体制」崩壊 8．9　細川護熙連立内閣（日本新党など７政党・１会派）成立 9.13　ＰＬＯとイスラエル政府との間で暫定自治宣言に調印 9.16　政府、緊急経済対策を発表。規制緩和、円高差益還元など総額６兆2,200億円

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成5年 — 1993	議を要望（細川総理他） 9．6　『中部の臨空産業（第２部）－新国際空港を核とした産業の振興と臨空機能の地域配置』の提言 〃　『中央国際空港私案』を発表 9.16　運輸事務次官との懇談会（於：名古屋市） 9.19　日仏ビジネスセミナー調査団派遣（～28日)(共催：(財)中部産業活性化センター) 9.22　「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（長良川河口堰建設現場とその上流域) 9.27　独テューリンゲン州貿易・投資促進セミナー（主催：テューリンゲン州経済振興公社、後援：大阪神戸ドイツ連邦共和国総領事館、本会、協力：㈱東京銀行) 9.30　今後の政策運営について要望（細川総理他） **10～12月** 10．1　熊野通商産業事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市) 10．8　『平成６年度税制改正について』要望（細川総理他） 10.10　華南経済圏視察団派遣（～21日） 10.20　スタンレー米国領事との懇談（於：名古屋市） 10.21　西日本経済協議会第35回総会（於：金沢市） 10.28　名古屋市工業研究所見学・技術交流会（於：名古屋市工業研究所） 11．1　『平成６年度経済見通しならびに今後の経済政策に対する要望・提言』を提言 11．5　フランス・ガスコーニュ使節団との懇談会（於：名古屋市） 11．8　静岡大学地域共同研究センターおよび浜松地域テクノポリス見学・交流会（於：静岡大学） 11.16　米国ウエストバージニア州アンドルー・フローレンス経済局長との懇談（於：名古屋市） 12．2　西日本経済協議会第35回総会決議の陳情（細川総理他） 〃　超高温材料国際シンポジウム 93in「たじみ」（共催：岐阜県、多治見市、㈱超高温材料研究センター)(於：多治見市) 12．5　デンバー新空港視察団（～16日）（共催：名古屋商工会議所)(デンバー他) 12．6　『製造物責任制度導入に対する本会の見解』を表明 〃　『規制緩和に関するアンケート集約結果	10.－　伊勢神宮で遷宮 11.－　第二東名・名神高速道路の長泉～東海、四日市～城陽間303㎞、東海北陸自動車道の清見～上平間約40㎞、近畿自動車道紀勢線の勢和～紀勢間約24㎞にそれぞれ施行命令 11.30　メディアフォーラム 93(～12月１日)(主催：中部通産局、(財)中部産業活性化センター、共催：ＮＨＫ名古屋放送局、(財)ハイビジョン普及支援センター、後援：本会等)(於：名古屋市) 12．2　在名古屋米国領事館（米国領事館名古屋代表事務所の昇格）開設 12.16　「21世紀万国博覧会誘致推進議員連盟」設立総会（愛知県を中心とした地元選出の国会議員で構成）（於：東京） 12．-　常滑沖新空港候補地で実機飛行調査を実施	10.27　第３次行革審が、地方分権、規制緩和の推進を中心とした最終答申を細川首相に提出 11．1　欧州連合条約（マーストリヒト条約）発効 12.14　政府がコメ市場の部分開放決定 12.15　ＧＡＴＴウルグアイ・ラウンド決着

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成5年	のまとめ』を発表 12．9　名古屋工業技術研究所見学・技術交流会（於：名古屋工業技術研究所）		
平成6年―1994	**1～3月** 1.10　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：名古屋商工会議所、中部経済同友会、中部経営者協会）（於：名古屋市） 1.13　(財)海外技術者研修協会新中部研修センターの建設についての陳情（大蔵大臣他） 1.14　ロックフェラー米国上院議員との懇談会（於：名古屋市） 2.15　当地域の社会基盤整備について要望（大蔵大臣他） 2.18　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 2.22　アセアンラウンドテーブル名古屋（主催：日本貿易振興会、共催：本会）（於：名古屋市） 2.24　愛知県工業技術センター見学・技術交流会（於：愛知県工業技術センター） 3．3　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．4　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．8　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.10　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.11　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.12　石田総務庁長官との懇談会（共催：名古屋商工会議所、愛知県経営者協会、中部経済同友会）（於：名古屋市） 3.15　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市）	2.18　V.R.World　94Gifu(主催：V.R.World　94 Gifu実行委員会）（～20日）（於：岐阜市） 2.22　東海北陸道広域地域整備連絡会議設立総会（於：岐阜市） 3．1　無重量セミナー　94（主催：岐阜県、土岐市、㈱日本無重量総合研究所、後援：科学技術庁、中部通産局、本会等）（於：土岐市）	通年　ボスニア紛争泥沼化 1．1　北米自由貿易協定（ＮＡＦＴＡ）発効 1.29　政治改革関連法案成立。小選挙区比例代表並立制を導入（11月21日区割り法案成立） 2．8　政府、６兆円規模の先行減税を柱とする総額15兆2,500億円の総合経済対策を決定 2.－　政府、「行革大綱」を閣議決定 3．1　スウェーデン、フィンランド、オーストリアがＥＵ加盟に合意 3.16　ノルウェーがＥＵ加盟に合意
	4～6月 4．5　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4．8　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 4.11　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 4.14　名古屋大学先端技術共同研究センター見学・技術交流会（於：名古屋大学） 4.18　『「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会原案）に対する意見』の建議（公正取引委員会） 4.21　フランス・ガスコーニュセミナー（於：名古屋市）	4.26　中華航空機が名古屋空港で着陸に失敗、炎上 6.14　21世紀万国博覧会基本構想策定委員会より「21世紀万国博覧会基本構想」の最終報告書(地元構想)を発表	4.15　ウルグアイ・ラウンド最終調印(世界貿易機関(ＷＴＯ)の設立協定など) 4.28　羽田孜連立内閣（新生党など７政党・１会派）成立 5．9　南ア大統領にマンデラＡＮＣ議長が就任 6.22　製造物責任法（ＰＬ法）が成立。１年後に施行 6.27　松本サリン事件発生 6.30　村山富市連立内閣（自民党・社会党・新党さきがけ）成立

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成6年―1994	**4.22** 衆議院比例代表ブロックの見直しについて要望（村山総理他） **5.10** ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会設立発起人会（於：名古屋市） **5.12** 製造物責任（ＰＬ）法案についての説明会（於：名古屋市） **5.13** 『「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」に対する意見』の建議（法務省民事局） **5.18** 名古屋工業大学共同研究センター見学・技術交流会（於：名古屋工業大学） **5.24** 三重県工業技術センター見学・技術交流会（於：三重県工業技術センター） **6．6** 『中部国際総合物流センターネットワーク構想』を提言 **6．7** 岐阜県工業技術センター・岐阜県繊維試験場見学・技術交流会（於：岐阜県工業技術センター、岐阜県繊維試験場） **6.15** 三重大学地域共同研究センター見学・技術交流会（於：三重大学） **6.17** 第二国土軸構想の早期実現について要望（建設大臣他） **6.28** 東海北陸道地域整備推進協議会設立準備会（於：名古屋市） **7～9月** **7．1** (財)海外技術者研修協会（ＡＯＴＳ）新中部研修センター（ＣＫＣ）建設推進連絡会議（於：名古屋市） **7．4** 『水資源の現状と今後の対応について』を提言 **7.18** ニカラグア・レアル外務大臣との懇談（於：名古屋市） **8．3** 亀井運輸大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **8．8** 西日本経済協議会代表者会議決議の要望、中部の主要プロジェクトの推進について要望（村山総理他） **8.22** ＰＬ法制化と製品安全対策についての説明会（於：名古屋市） **8.25** 河野副総理との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **8.29** 東海北陸道地域整備推進協議会設立総会(於：名古屋市) **8.31** ホイス在大阪スイス総領事との懇談（於：名古屋市） **9．3** 橋本通商産業大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **9．5** 『平成７年度税制改正について』要望（村山総理他）	**7.17** 世界祝祭博覧会（愛称；まつり博・三重　94（～11月６日までの108日間）（於：伊勢市） **7.21** 愛知県が常滑沖３㎞に、海上環境測定局を設置 **9．1** (財)科学技術交流財団設立 **9.ー** ブラジル総領事館の名古屋開設 **9.16** 「中部新国際空港フォーラム」及び「 94スカイフェスタなごや」(主催：94スカイフェスタなごや実行委員会等)（～18日）	**7．8** 北朝鮮で金日成没 **今夏** 記録的な猛暑、西日本中心に深刻な水不足。米は豊作。農水省によると、農作物の被害は計597億円 **9．4** 関西国際空港が開港 **9.13** 政府が国連平和維持活動（ＰＫＯ)協力法の人道救援活動条項を初適用、ルワンダ周辺国へ３カ月余の派遣決定。21日ザイールに自衛隊先遣隊出発

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成6年 — 1994	9．7　第17回北陸経済連合会との経済懇談会（於：富山市） 〃　静岡県静岡工業技術センター見学・技術交流会（於：静岡県静岡工業技術センター） 9.12　米国情報通信調査団派遣（～23日）(共催：(財)中部産業活性化センター) 9.20　豊橋技術科学大学技術開発センター見学・技術交流会（於：豊橋技術科学大学） 9.22　岐阜大学地域共同研究センター見学・技術交流会（於：岐阜大学） 9.30　V. R. EXPO 94開催（～10月４日）（於：名古屋市） **10～12月** 10．3　『ニューHEART・中部－環伊勢湾総合開発構想』を提言 〃　世界都市産業会議（～５日）（主催：名古屋市等、共催：名古屋大学等）（於：名古屋市） 10．4　国土庁首脳部との懇談会（於：名古屋市） 10.12　「中部の発展と水に関する懇話会」の見学会（奥美濃水力建設所） 10.18　トルコ経済セミナー（主催：(社)経済団体連合会日本トルコ経済委員会、国連工業開発機関東京投資促進事務所、共催：ジェトロ名古屋貿易情報センター、本会、後援：トルコ大使館、中部通商産業局）（於：名古屋市） 10.20　西日本経済協議会第36回総会（於：名古屋市） 〃　地方分権に関する決議を要望（村山総理他） 10.21　ニュージーランド駐日大使との懇談会（於：名古屋市） 10.25　長野県精密工業試験場・長野県情報技術試験場見学・技術交流会（於：長野県精密工業試験場・長野県情報技術試験場） 10.31　オセアニア経済視察団（～11月13日） 11．7　『平成７年度経済見通しならびに今後の経済政策に対する要望・提言』を提言 11.17　市町村合併促進についての意見書を要望（村山総理他） 〃　カルバート駐日オーストラリア大使との懇談（於：名古屋市） 11.24　ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会設立総会（於：名古屋市） 11.30　超高温材料シンポジウム94in「たじみ」(～12月１日)(共催：岐阜県、多治見市、	11.－　英国通商投資中部事務所の名古屋開設 11.14　(財)中部空港調査会が「中部新国際空港事業化に関する調査状況について」を発表 11.25　国会等移転調査会第２回公聴会の名古屋開催。松永会長が意見陳述	10．7　政府は95年度から10年間に総額630兆円の新公共投資基本計画を正式決定 11．2　東京外為市場で、一時１ドル＝96円35銭の戦後最高値をつけた 〃　厚生年金の満額支給開始年齢を段階的に満65歳まで繰り延べることを柱とした国民年金法改正案が成立 11.17　経企庁はバブル崩壊後の不況が91年５月から93年10月までの30カ月と判定。戦後２番目の長さ 11.25　消費税の税率アップと５兆5,000億円の所得税・住民税減税先行の税制改革関連４法が成立。消費税率は97年4月から5%に 11.28　ノルウェー、ＥＵ加盟の国民投票で否決 12.10　新進党結成（新生、公明新、日本新、民社等野党９党派）

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成6年―1994	㈱超高温材料研究センター)(於：多治見市) 12．1　中部新国際空港建設促進について要望（大蔵省他） 12．5　『中部の循環型交通体系の構築』を提言 12．6　西日本経済協議会第36回総会決議の要望、21世紀万国博覧会（仮称）に関する要望（村山総理他） 12．7　固定資産税の非課税および特例措置の縮減反対の要望（村山総理他） 12．8　租税特別措置見直しに対する要望（村山総理他） 12.13　ジャン・ダニエル・トルジュマン・フランス外国投資移動大使等企業誘致視察団との懇談（於：名古屋市） 12.16　コックラム駐大阪英国総領事との懇談（於：名古屋市）		
平成7年―1995	**1～3月** 1.10　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経済同友会、中部経営者協会、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 〃　米国ウエストバージニア州経済使節団歓迎夕食会（於：名古屋市） 1.11　米国ウエストバージニア州経済使節団との商談会（主催：ジェトロ名古屋貿易情報センター、米国商務省、ウエストバージニア州日本代表事務所)(於：名古屋市) 〃　藤井建設省技監との懇談会（於：名古屋市） 1.12　アーメッド駐日バングラディシュ大使との懇談（於：名古屋市） 1.13　デミング駐日米国公使との懇談（於：名古屋市） 2．9　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.15　バルキ世界銀行副総裁との経済懇談会（於：名古屋市） 2.16　ウーヴリュー駐日フランス大使との懇談（於：名古屋市） 2.24　ニッポンチャレンジ・アメリカズカップ後援会フォーラム（於：名古屋市） 3．2　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．3　愛知地域会員懇談会(於：名古屋市) 3．6　ベトナム駐日大使との懇談会（於：名古屋市） 〃　ベトナム経済セミナー（於：名古屋市）	2．1　㈱日本無重量総合研究所の無重量落下実験施設の竣工式（於：土岐市・東濃研究学園都市内） 3.－　航空審議会諮問「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」	1．1　世界貿易機関（ＷＴＯ）発足 1.17　阪神・淡路大震災発生。マグニチュード7.2、死者6,308人、家屋全半壊(焼)20万戸以上 3.20　オウム・地下鉄サリン事件発生、死傷者5,000人 3.31　規制緩和推進計画を閣議決定

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成7年 — 1995	3．7　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3．8　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.13　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.27　アメリカズカップ視察団派遣（～４月２日）（米国）		
	4～6月 4．5　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.11　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 4.17　正・副会長選考委員会 4.25　王明義駐大阪シンガポール領事との懇談（於：名古屋市） 4.26　『2025年中部の環境調和型エネルギー需給構造の構築』について提言 5．2　堤通商産業事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 5．9　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 5.19　松永亀三郎第８代会長勇退、安部浩平氏第９代会長に就任 5.22　国土庁首脳部との懇談会（於：名古屋市） 6．2　ディークマン駐日ドイツ大使との懇談（於：名古屋市） 6．5　『産業界におけるＶＲの現状とこれからについて』を提言 〃　『国立大学の研究のあり方に関する提言』を発表 6.14　新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 6.15　中部の主要プロジェクトの推進について要望（自民党幹事長他） 6.22　国土庁大都市圏整備局長との懇談会（於：名古屋市）	4.26　花の都ぎふ・花フェスタ95(～６月４日)(於：可児市) 5.15　ブリティッシュ・カウンシル名古屋オフィスの開設 5.23　長良川河口ぜきの本格運用始まる 5.27　中部新国際空港アクション東京（～６月２日） 6.－　航空審議会がヒアリング（聞き取り調査）を実施	4.19　東京外為市場で、円の対ドル相場が一時１ドル＝79円75銭と、戦後世界市場で初の70円台に突入した 5.11　核拡散防止条約の無期限延期決定 6.29　日米自動車協議基本合意
	7～9月 7．3　『21世紀初頭における中部産業の姿』を提言 〃　『安全で安心な国土・都市づくり』を提言 7.10　メルバット・タラウイ駐日エジプト大使との懇談（於：名古屋市） 7.13　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 7.21　西日本経済協議会代表者会議における緊急要望（村山総理他） 7.27　英国貿易産業省・リチャード・ページ政務次官等との懇談（於：名古屋市）	7.31　第６回世界少年野球・岐阜大会（～８月８日）(後援：本会等)（於：岐阜市） 8．8　通商産業省に「国際博覧会予備調査検討委員会」を設置し、国として本格的な調査・検討を開始 9.19　名古屋都市高速道路萩野～東新町間4.3km、丸の内～東片瑞間1.6kmが完	7．1　製造物責任法（ＰＬ法）施行 7.12　米、ベトナムとの国交正常化を正式発表 7.28　ベトナム、ＡＳＥＡＮに加盟 8．5　米とベトナムの間で国交が正常化 8．8　村山改造内閣発足 8.15　村山首相が戦後50年にあたり、アジア諸国などに

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成7年 — 1995	7.一　景品規制の改正案（骨子）に対する意見具申（公正取引委員会） 8．2　ニューHEART中部推進機構設立総会並びに中部21推進協議会解散総会（於：名古屋市） 〃　国土庁計画・調整局長との懇談会（於：名古屋市） 9．4　『今後の財政問題及び税制改正に対する意見・要望』を提言 9．7　中部の主要港湾機能強化についての緊急要望（村山総理他） 〃　中部の主要港湾におけるＴＳＬ拠点港設置について要望（村山総理他） 9.13　第18回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 9.17　英国・北欧経済視察団派遣（～29日） 9.28　シンガポール・蘇州工業都市セミナー（主催：中国・シンガポール蘇州工業団地開発公司、共催：在名古屋シンガポール名誉総領事館）（於：名古屋市） **10～12月** 10．2　『中部への首都機能移転（中間報告）』をとりまとめ 10．3　仏アルザス観光・投資セミナー（共催：フランス・アルザス日本代表部）（於：名古屋市） 10．5　西日本経済協議会第37回総会（於：神戸市） 〃　西日本経済協議会第37回総会における特別決議（21世紀万国博覧会の開催実現について要望） 10.10　東南アジア経済調査団派遣（～23日）（共催：(財)中部産業活性化センター） 10.16　大交流時代の港シンポジウム（共催：愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 10.25　ＡＰＥＣ環境技術協力シンポジウム（～27日）（共催：通商産業省、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、四日市市、名古屋商工会議所、(財)国際環境技術移転研究センター）（於：名古屋市） 10.31　大交流時代に向けた港湾づくりについて要望（運輸省他） 11．6　『平成８年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言』を提言 11.15　国際ＡＩシンポジウム　95名古屋（～17日）（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、(社)中部産業連盟、(財)中	成、全線開通した 9.28　21世紀万国博覧会誘致委員会東京事務所開設 10．4　世界インテリアデザイン会議・国際インテリアデザインフェア開催（～８日）(於：名古屋市) 10.24　米国ミシガン州投資セミナー（主催：ミシガン州政府、ミシガン州職業委員会、後援：本会）（於：名古屋市） 11.21　21世紀万国博覧会全国推進協議会設立総会（於：東京） 12．4　国際博覧会予備調査検討委員会が最終報告書を公表 12.14　自由民主党2005年万国博覧会推進議員連盟設立 12.19　政府が愛知県における国際博覧会の開催申請について閣議了解 12.26　従来の「中部新国際空港調査地域連絡調整会議」を強化発展させ「中部新国際空港推進調整会議」設立（岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市・運輸省第五港湾建設局・同大	対し、反省と謝罪を表明 9．5　仏、計５回にわたり核実験を仏領ポリネシアのムルロア環礁で強行 11．1　新食糧法施行（米の生産・流通・販売は原則自由） 11．4　イスラエル・ラビン首相暗殺される 12.14　ボスニア包括和平協定調印

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成7年 — 1995	部産業活性化センター、(財)人工知能研究振興財団）（於：名古屋市） 11.15 地球環境に関わる戦略的研究機関設置について要望（大蔵大臣他） 11.22 21世紀東海北陸道サミット（主催：東海北陸道地域整備推進協議会、東海北陸道広域地域整備連絡会議、㈱中日新聞社、後援：建設省中部地方建設局、建設省北陸地方建設局）（於：名古屋市） 11.27 イスラエル日本親善商工協会・エルハナン・ハレル会長等との懇談（於：名古屋市） 11.28 「明日の日本と新しい首都」に対する意見書を要望（国土庁長官他） 12. 1 森建設大臣と中部・北陸経済界との懇談会（共催：北陸経済連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 12. 4 『今後の電気通信産業のあり方に関する意見』を発表 〃 地価税の廃止について要望（村山総理他） 12. 5 新首都のあり方についての要望（国土庁事務次官他） 12. 7 超高温材料国際シンポジウム 95in「たじみ」（～８日）（共催：岐阜県、多治見市、㈱超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所）（於：多治見市） 12.19 西日本経済協議会第37回総会決議を要望（村山総理他）	阪航空局・建設省中部地方建設局・名古屋商工会議所・(社)中部経済連合会・(財)中部空港調査会で構成）	
平成8年 — 1996	**1～3月** 1. 8 経済４団体新春賀詞交歓会(共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会)（於：名古屋市） 1.12 中部における渇水対策についての緊急要望（愛知県知事他） 1.20 大競争時代における中部の国際ハブ港湾を考えるシンポジウム（共催：日本港湾協会東海地区支部連合会、後援：運輸省第五港湾建設局）（於：名古屋市） 2. 5 『中部の港湾機能の強化』を提言 2.16 三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃 三重地域会員懇談会（於：津市） 2.20 新首都「中部」推進協議会設立総会（「中部地域への首都機能移転に関する決議」を採択）（於：名古屋市） 2.26 飯田地区市町村会との懇談会 (於：飯田市) 2.26 上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 3. 1 岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃 岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市）	2.19 伊勢湾口道路シンポジウム（主催：三遠南信・伊勢志摩の５商工会議所、後援：本会等）（於：豊橋市） 2.27 国の第７次空港整備五箇年計画期間中の投資規模が閣議了解される 3. 1 V.R.World Gifu開催（～３日）（於：岐阜市） 3.29 中部新国際空港開港後の名古屋空港のあり方を検討する「名古屋空港周辺市町調整会議」発足（春日井市・小牧市・豊山町・名古屋市・愛知県で構成）	1.11 第１次橋本龍太郎連立内閣（自民党・社会党（1/19社民党に党名変更）・新党さきがけ）成立 2.－ 年内を通じ、薬害エイズ事件が表面化

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成8年 — 1996	3．6　「中部地域への首都機能移転に関する決議」を陳情（国土庁長官他） 3．7　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3.11　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.12　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.13　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.21　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.27　「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（長良川河口堰、アクアプラザながら） **4～6月** 4．5　伊勢湾・三河湾を考える会設立総会・設立記念シンポジウム（主催：ニューHEART中部推進機構、東三河開発懇話会、後援：(社)東三河地域研究センター）（於：豊橋市） 4.18　伊勢湾の港湾機能の強化について要望（運輸大臣他） 4.23　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 5.10　デビット・ライト駐日英国大使との懇談（於：名古屋市） 5.17　伊勢湾口道路建設促進協議会設立総会（於：名古屋市） 〃　東海環状地域整備推進協議会設立総会（於：名古屋市） 〃　21世紀環伊勢湾交流サミット（主催：伊勢湾口道路建設促進協議会、東海環状地域整備推進協議会、㈱中日新聞社、後援：ニューHEART中部推進機構）（於：名古屋市） 5.28　地球環境戦略研究機関設置について要望（環境庁長官他） 5.30　国会等移転法改正案の早期成立を求める決議を要望（橋本総理他） 6．1　万博誘致ミッション派遣（～９日）（ブラッセル、パリ、ヘルシンキ）（兼．ＢＩＥ総会出席） 6.10　新しい全国総合開発計画に対する要望（橋本総理他） 6.19　新しい全国総合開発計画に対する要望（国土庁長官他） 6.27　新しい全国総合開発計画に対する要望（郵政大臣他） 6.28　大交流時代に向けた港湾づくりについて要望（大蔵大臣他）	4.18　2005年国際博覧会、日本政府からＢＩＥ（博覧会国際事務局）に開催希望通告書を提出 4.－　東海北陸自動車道・美並－郡上八幡間開通 5.－　岐阜県大垣市に、ソフトピアジャパンセンターがオープン 5.11　運輸省航空局に「大都市圏空港計画室」、第五港湾建設局に「中部新国際空港調査室」を新設 5.28　2005年の国際博覧会にカナダ・カルガリー市が立候補 6．5　第119回ＢＩＥ総会で、日本、カナダが公式立候補挨拶とプレゼンテーションを実施(於：パリ) 6.14　第五港湾建設局、愛知県、中部空港調査会が「中部新国際空港の規模等に関する調査(～平成７年度)について」を公表	4．1　世界最大の銀行「東京三菱銀行」が営業開始 4.12　マツダが米フォード・モーターの傘下に入り、経営再建に乗り出す 5.10　住専処理費6,850億円を含む総額75兆1,000億円の平成８年度予算が成立 5.31　2002年サッカー・ワールドカップ日韓共同開催が決定 6．1　岡山県で病原性大腸菌「O-157」で小学生が死亡、以降10月末までに全国の食中毒患者は累計9,322人、死者11人（厚生省調べ） 6．6　住専処理法案など６法案が与党３党の賛成多数で原案通り可決

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成8年 ― 1996	**7～9月** 7．1　『中部における都市間公共交通機関の整備について―トランスネット中部21』を提言 〃　『中部新国際空港と関連するプロジェクトについて（第１部）』を提言 7．5　姜信武・駐名古屋韓国総領事との懇談（於：名古屋市） 7．9　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 7.11　西日本経済協議会代表者会議における緊急要望（運輸大臣他） 7.12　首都機能移転シンポジウム(主催：新首都「中部」推進協議会、共催：(財)社会経済生産性本部、ニューHEART中部推進機構、後援：日本経済新聞社)(於：東京) 7.16　新・旧名古屋米国領事との懇談（於：名古屋市） 7.17　名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望（通商産業省他） 7.18　中部における総合交通体系の整備について要望（運輸省他） 7.19　中部における総合交通体系の整備について要望（建設省） 7.26　中部新国際空港の建設促進並びに関連する基盤施設の整備促進についての要望（大蔵省他） 7.28　中部の主要プロジェクトの推進について要望（橋本総理他） 8．1　名古屋大学先端技術共同研究センター拡充整備に関する要望（名古屋大学） 8．7　米国ウエストバージニア州投資セミナー（主催：ウエストバージニア州日本代表事務所）（於：名古屋市） 8．8　2005年国際博覧会の誘致開催について要望（通商産業大臣他） 〃　中部における総合交通体系の整備について要望（運輸省他） 8.21　塚原通商産業大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 9．2　『税制改正及び財政問題について』要望（橋本総理他） 9．5　第19回北陸経済連合会との経済懇談会（於：福井市） 9．6　中部の幹線道路網整備促進に関する要望（橋本総理他） 9．7　チェコ共和国ビジネスミーティング（共催：チェコ共和国産業連盟、チェコ共和国大使館、名古屋商工会議所）	8．2　東海南海交流会議設立（於：奈良県五条市） 8.19　愛知県が「2005年国際博覧会会場候補地に係る地域整備構想及び会場構想について」を発表 8.22　新空港建設予定地の常滑沖とその周辺において夜間の実機飛行調査を実施 9．4　第２回中部新国際空港推進調整会議開催 9.20　ブタペストで開かれた国際園芸家協会(ＡＩＰＨ)総会で、2004年の国際園芸博覧会の会場を静岡県浜松市で開催することを正式承認 9.23　国際陶芸アカデミー（ＩＡＣ）日本会議 96－名古屋・佐賀－（～29日）(於：名古屋市、武雄市)	7.26　住専７社の資産を引き継ぎ、債権を回収する住宅金融債権管理機構（住管機構）が発足。10月業務スタート 8．2　日米半導体交渉は民間業界によるシェア調査の撤回など、日本側の提案を大幅に取り入れた「共同声明」を発表、決着 8．6　厚生省、O-157を伝染病予防法に基づく指定伝染病に指定 9.10　国連、包括的核実験停止条約(ＣＴＢＴ)を採択 9.28　民主党が結党大会開く、衆参57人参加。鳩山由紀夫、管直人両氏による２人代表制

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成8年 — 1996	（於：名古屋市） 9.10　静岡県議会首都機能移転対策特別委員会との懇談会（於：名古屋市） 9.18　マジョリー・シアリング米国商務省次官補代理等との懇談（於：名古屋市） 9.20　首都機能移転シンポジウム（主催：新首都「中部」推進協議会、(財)社会経済生産性本部、後援：中日新聞社）（於：名古屋市） 9.－　『英文ＣＨＵＢＵ』第４版発行 **10～12月** 10．2　アンジェイ・カチマルク駐日ポーランド大使館商務参事官等との懇談（於：名古屋市） 10．3　西日本経済協議会第38回総会（於：松山市） 10．7　米国・南米経済視察団派遣（～19日） 10.11　中央日本広域国際交流圏の形成に関する要望（国土庁長官他） 10.18　ヌルディンヌ・メジュドュブ駐日チュニジア共和国大使との懇談（於：名古屋市） 10.24　蔡洙東・在名古屋大韓民国総領事との懇談（於：名古屋市） 10.27　東南アジア空港・港湾調査団派遣（～11月５日）(共催：(財)中部産業活性化センター) 10.30　「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（味増川ダム、釜口水門） 10.31　地球環境戦略研究機関設置について要望（環境庁長官他） 11．5　『平成９年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言』を提言 11.20　中部新国際空港の建設促進について要望（大蔵大臣他） 11.22　米国空港計画調査団との懇談会（於：名古屋市） 11.28　超高温材料国際シンポジウム 96in「たじみ」(～29日)(共催：岐阜県、多治見市、㈱超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所）（於：多治見市） 11.29　首都機能移転シンポジウム（主催：新首都「中部」推進協議会、後援：(社)関西経済連合会、近畿商工会議所連合会）（於：大阪市） 12．2　『伊勢湾の環境調和型人工島開発』を提言 12．7　万博誘致ミッション派遣（～14日）（チェコ、スロバキア、パリ）	10.17　2005年国際博覧会、オーストラリア政府がＢＩＥに開催希望通告書を提出 10.23　ベルギー・アルベール二世国王陛下・同妃殿下来名 10.31　中部新国際空港アクション東京 96（於：東京） 11．1　通商産業省が「2005年国際博覧会構想－21世紀地球EXPO－」を公表 11．8　太平洋国土軸シンポジウム（主催：愛知県、共催：本会等推進協議会参加18府県８経済団体）（於：名古屋市） 11.13　ＢＩＥ予備調査団が来日（～20日）（17日～20日は名古屋／会場候補地の視察等） 12.12　第120回ＢＩＥ総会で、日本、カナダ、オーストラリアがプレゼンテーション（於：パリ） 12.13　第７次空港整備五箇年計画閣議決定（中部新国際空港の事業推進を明記） 12.26　愛知県が「中部新国際空港の空港計画案に関する愛知県の考え方」を公表	10．1　新王子製紙と本州製紙が合併し国内トップメーカーの「王子製紙」に 10.20　初の小選挙区比例代表並立制による衆院総選挙実施 11．7　第２次橋本内閣が３年３カ月ぶりに自民党単独政権として発足 11．8　橋本首相が中央省庁再編は「2001年１月１日」と明示 11.11　橋本首相がわが国の金融システム改革着手を指示(日本版金融ビッグバン) 11.28　中央省庁再編を審議する行政改革会議がスタート 12．4　厚生省元事務次官が特別養護老人ホームをめぐる汚職事件で逮捕 12.17　ペルー日本大使公邸をゲリラが襲撃 12.24　「金融検査監督庁」を新設する大蔵改革案成立 12.26　羽田孜元首相らが新党「太陽党」を旗揚げ、97年２月結党大会開く。新進党から衆参13人参加

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成8年 — 1996	（兼．ＢＩＥ総会出席） 12.10　名古屋港の港湾整備について要望（大蔵大臣他） 12.17　東海北陸地域交流シンポジウム（主催：東海北陸道地域整備推進協議会、東海北陸道広域地域整備連絡会議）（於：名古屋市） 12.19　西日本経済協議会第38回総会決議を要望（橋本総理他）		
平成9年 — 1997	**1～3月** 1．8　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 1.21　米国ウエストバージニア州経済使節団との商談会（主催：米国商務省、ウエストバージニア州日本代表事務所、ジェトロ名古屋貿易情報センター)(於：名古屋市) 〃　ロックフェラー米国上院議員との懇談会（於：名古屋市） 1.31　名古屋工業技術研究所の移転整備に関する要望（通商産業省他） 2．3　『中部新国際空港と関連するプロジェクトについて(環境、水産業、情報通信)』を提言 〃　『高度情報時代における中部新国際空港ーマルチメディア・エアポート＆コミュニティの形成をめざして』を提言 〃　『知多半島地域振興整備について』を提言 2．4　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.12　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 2.13　自民党「21世紀の国土政策検討プロジェクトチーム」の会合において、安部会長、須田副会長が新しい全総計画等について意見発表（於：東京） 2.20　万博誘致ミッション派遣（～３月１日）（イギリス、ルーマニア、ギリシャ） 2.25　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 3．4　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3.10　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.11　ミロスラヴ・ライチャーク駐日スロヴァキア大使との懇談（於：名古屋市） 3.12　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.13　エルナスト・セディージョメキシコ合衆	2．6　米ユタ州経済開発名古屋事務所開設 3.17　ＢＩＥ臨時総会（「モラトリアム決議」の失効を確認）（於：パリ） 3.31　第３回中部新国際空港推進調整会議が空港計画案、環境影響予測案、アクセス整備方策案をとりまとめ公表	1．2　島根県沖の日本海でロシアのタンカーが沈没、重油が流出し、島根から秋田までの日本海沿岸地域に漂着、漁業に大被害 1.10　就職協定協議会は97年度の就職協定廃止で合意、協定廃止は24年ぶり 2.19　中国の最高実力者鄧小平氏死去 2.23　英国・ロスリン研究所が親と同じ遺伝情報を持つクローン羊を世界で初めて誕生させたと発表。３月11日世界保健機関が人間へのクローン技術適用を禁ずる声明。翌12日欧州議会が研究禁止決議

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成9年 ― 1997	国大統領ご夫妻一行歓迎昼食会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 3.17　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.26　スロバキア共和国経済懇談会（共催：中部通商産業局、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、21世紀万国博覧会誘致委員会）（於：名古屋市） 3.31　セシル・アンダーウッド米国ウエストバージニア州知事との懇談（於：名古屋市） **4～6月** 4．3　仏パリ商工会議所ユベール・フラオー会頭、クロード・フォルタン副会頭との懇談（於：名古屋市） 4．4　仏アルザス投資・観光セミナー（主催：アルザス日本代表事務所)(於：名古屋市) 4．8　牧野通商産業事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 4.10　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.15　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 〃　ビジネスセミナー「変革期のドイツ／ヨーロッパ」（主催：ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州経済省、同州経済振興公社）（於：名古屋市） 4.17　会長・副会長選考委員会 〃　名古屋オーストラリア領事館グレッグ・ストリー領事との懇談（於：名古屋市） 4.23　中部新国際空港のアクセス道路整備及び道路特定財源の確保に関する要望（自民党三役他） 4.25　『創造的技術者・研究者を求めて－初等中等教育を考える』を提言 4.29　万博誘致ミッション派遣（４ミッション）（～18日）（パリ等）（兼、ジャパンイヤーオープニングセレモニー参加） 5．9　名古屋オーストラリア領事館イアン・ブレイジア新領事との懇談（於：名古屋市） 5.12　米国コロラド州セミナー（主催：米国コロラド州政府、ジェトロ名古屋貿易情報センター）（於：名古屋市） 5.15　ブルガリア貿易・投資セミナー（共催：中部通商産業局、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、21世紀万国博覧会誘致委員会）（於：名古屋市） 5.18　ウドベンコ・ウクライナ外務大臣夫妻一	4．1　中部運輸局企画部に「中部新国際空港アクセス対策室」、大阪航空局飛行場部に「中部新国際空港調査室」が新設される 4．4　オーストラリア政府がＢＩＥに対し2005年国際博の開催申請を取り下げ 5.11　「97年フランスにおける日本年（フランス・ジャパン・イヤー）」オープニング記念行事及びパリ日本文化会館開館記念式典（～13日）（於：パリ） 6.12　第121回ＢＩＥ総会開催。モナコ現地時間の６月12日午後、出席加盟国81カ国の投票の結果、2005年の国際博覧会の開催地は日本・愛知に決定（於：モナコ） 〃　13日未明にかけ、「2005年国際博覧会開催国決定速報報告会」を開催（於：名古屋市、瀬戸市、東京） 6.18　全国の自由民主党国会議員による「自由民主党中部新国際空港建設推進議員協議会」発足 6.22　岐阜県御嵩町で産廃処理施設建設の賛否を問う全国初の住民投票実施 6.－　航空審議会空港整備部会設置。臨時委員に安部会長等地元関係者５名が委	4．1　消費税の税率が３％から５％へ 4.29　ペルー人質事件が犯人を全員射殺して解決 5．1　化学兵器禁止条約発効（87カ国加盟） 5.16　外貨両替業務などの抜本的な自由化を盛り込んだ改正外国為替管理法が成立 5.27　神戸市連続児童殺傷事件 6.11　純粋持ち株会社を解禁する改正独禁法成立 6.17　英国選挙で労働党勝利。ブレア氏、首相に就任 〃　移植用に臓器提供の場合に限って脳死を「人の死」とする臓器移植法が成立

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成9年 — 1997	行歓迎レセプション（於：名古屋市） 5.19 佐藤通商産業大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 5.21 マザイ・ベラルーシ外務副大臣との懇談（於：名古屋市） 5.22 第二伊勢湾岸道路建設推進協議会発足式（於：名古屋市） 〃 第２回21世紀環伊勢湾交流サミット（主催：伊勢湾口道路建設促進協議会、東海環状地域整備推進協議会、第二伊勢湾岸道路建設推進協議会、㈱中日新聞社）（於：名古屋市） 5.27 ミホーク・スロバキア商工会議所会頭との懇談会（共催：中部通産局、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 6. 7 万博誘致ミッション派遣(～16日)(パリ、モナコ）（兼．ＢＩＥ総会出席） 6.18 伊勢湾・三河湾を考える会シンポジウム（主催：伊勢湾・三河湾を考える会）（於：名古屋市） 6.20 NEW WAVE 21（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所)(於：名古屋市)	嘱される 6.30 「2005年国際博覧会開催決定市民の集い」(於：名古屋市）	
	7～9月 7. 1 アシュトン・カルバート駐日オーストラリア大使との懇談（於：名古屋市） 7. 2 ＮＴＴ長距離会社の中部地域への誘致に関する要望（郵政省他） 7. 4 名古屋港～大交流・大競争時代に向けた港づくり～に関する要望（運輸省） 7. 7 『社団法人中部経済連合会』（本会の日本語紹介誌、第１版）発行 7. 9 21世紀中部の幹線道路網整備促進に関する要望（建設省他） 7.10 (財)海外技術者研修協会（ＡＯＴＳ）新中部研修センター竣工式（於：豊田市） 7.15 名古屋工業技術研究所の移転整備についての要望（通商産業省他） 7.29 国土庁首脳部との懇談会（於：名古屋市） 7.30 新旧大蔵事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 7.31 ティム・フィシャー・オーストラリア副首相兼貿易大臣との懇談（於：名古屋市） 8. 5 名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 8. 9 外国語ＦＭ放送局に関する要望（郵政省東海電気通信監理局） 8.12 世界的な産業技術の中枢圏域の契機とな	7.22 「2005年国際博覧会開催決定報告会」開催（於：東京） 8.26 政府、博覧会担当大臣に通商産業大臣を指定 9. 3 財団法人2005年日本国際博覧会協会設立準備委員会開催（於：東京） 9.18 中堅スーパーのヤオハンジャパン(本社沼津市)が会社更生法の適用申請、事実上倒産 9.26 2005年に愛知県において開催する国際博覧会関係閣僚会議設置	7. 1 英、中国に香港を返還 7.23 ミャンマーとラオス、ＡＳＥＡＮに加盟 7.－ このころタイで通貨危機。タイ中央銀行、バーツ防衛を断念。変動相場制へ移行 8.－ このころロシアで経済危機。プリマコフ内閣成立 8.31 ダイアナ元英皇太子妃がパリで交通事故死 9.11 第２次橋本改造内閣発足

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成9年 ― 1997	る交通基盤整備に向けての緊急要望（2005年国際博覧会関連）（建設省他） 8.26 首都機能移転シンポジウム（主催：東海四県首都機能移転連絡会議、新首都「中部」推進協議会、(財)社会経済生産性本部、㈱中日新聞社）（於：名古屋市） 9．1 『今後の税制改正及び財政問題について』要望（橋本総理他） 9．2 (財)海外技術者研修協会（ＡＯＴＳ）中部研修センター開館式（於：名古屋市） 9．3 第20回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 9.19 渡辺通商産業事務次官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 〃 米国商務省フィリップ・アグレス（臨時）次官補代理との懇談（於：名古屋市） 9.25 ポルトガル共和国アウグスト・マテウス経済大臣一行歓迎夕食会（於：名古屋市） 9.25 ポルトガル共和国アウグスト・マテウス経済大臣一行並びにオーストリア共和国ヨーハン・ファルンライトナー経済大臣一行への2005年日本国際博覧会説明会及び歓迎レセプション（共催：中部通商産業局、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **10～12月** 10．2 欧州法律セミナー（於：名古屋市） 10．6 『中部を変えるウォーターマジックレポート－水資源ネットワーク化と親水空間の創出』を提言 10．7 V. R. EXPO 97（～12日）（於：名古屋市） 10.12 欧州経済視察団派遣（～26日） 10.16 西日本経済協議会第39回総会（於：福岡市） 10.17 2005年日本国際博覧会ならびに中部新国際空港へのアクセス道路早期整備に関する要望（建設省他） 11．2 インド経済調査団派遣（～12日)(共催：(財)中部産業活性化センター） 11．4 『平成10年度の経済見通しと経済政策に対する要望・提言』を提言 〃 『中部におけるベンチャー企業育成・支援のための方策について提案』を提言 11．5 中部の道路整備に関する要望（建設省他） 11.11 安部会長、(財)中部空港調査会理事長に就任 11.17 名古屋大学大学院経済学研究科の改組計	10.1 長野(北陸)新幹線が東京－長野間で営業運転開始 10.6 名古屋世界都市景観会議97（於：名古屋市） 10.8 通産省に、「2005年の国際博覧会に係わる環境影響評価手法検討委員会」(通称「森嶌委員会」)設置 10.22 財団法人2005年日本国際博覧会協会設立総会開催（於：東京） 10.23 財団法人2005年日本国際博覧会協会の設立許可 10.28 「中部国際空港民間出資促進委員会」発足 11.10 「第３回名古屋空港将来構想検討会議」開催。検討の方向性として定期便の一元化を前提とすることを確認 11.18 経済対策閣僚会議が「21世紀を切り開く緊急経済	10．8 北朝鮮で金正日氏、党総書記に就任 11．3 三洋証券（本社東京）が会社更生法の適用申請、事実上倒産 11.17 北海道拓殖銀行（本店札幌市）が破綻、北洋銀行（同）に営業譲渡。日本金融史上最大の破綻 〃 エジプト南部の観光地ルクソールでイスラム過激派が観光客襲撃テロ 11.22 山一証券（本社東京）破綻。24日自主廃業決定 12．3 政府の行政改革会議は中央省庁を現行の１府21省庁から１府12省庁に再編することなどを盛り込んだ最終報告を決定 12．4 対人地雷全面禁止条約調印 12．9 介護保険法成立（12年４

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成9年 — 1997	画(重点化)についての要望（名古屋大学） 11.27 超高温材料国際シンポジウム 97in「たじみ」（主催：岐阜県、多治見市、名古屋工業大学、㈱超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所）（於：多治見市） 12. 1 『中部エアカーゴターミナル構想－21世紀の高速物流システムについての提言』を発表 12. 3 東海地方政策懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 12. 4 東海環状地域整備推進協議会シンポジウム（於：大垣市） 12. 8 コスタリカ共和国ホセ・マリア・フィゲーレス大統領一行歓迎夕食会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 12. 9 新しい全国総合開発計画における中部地域の位置づけと基盤整備に関する要望（国土庁他） 12.11 西日本経済協議会決議を要望（橋本総理他）	対策」を決定。中部新国際空港について、ＰＦＩ手法を活用しての整備推進が盛り込まれる 11.19 中部新国際空港アクション東京 97開催（主催：21世紀の空と中部新国際空港実行委員会）（於：東京） 12. 6 安房トンネル開通 12.15 21世紀万国博覧会誘致委員会および21世紀万国博覧会誘致推進協議会解散総会（両団体とも12月31日付で解散）（於：名古屋市） 12.25 平成10年度政府予算案において「中部国際空港」の新規事業化が認められる 12.31 21世紀万国博覧会全国推進協議会解散	月１日施行） 12.11 地球温暖化防止京都会議、京都議定書を採択 12.27 新進党、解党を正式決定
平成10年 — 1998	**1～3月** 1. 8 経済４団体新春賀詞交歓会（共催：名古屋商工会議所、中部経済同友会、中部経営者協会）（於：名古屋市） 1.14 ロックフェラー米国上院議員歓迎夕食会（於：名古屋市） 1.20 首都機能移転シンポジウム（於：大阪市） 1.28 東海北陸地域連携軸講演会（主催：東海北陸道地域整備推進協議会、東海北陸道広域地域整備連絡会議）（於：金沢市） 2. 2 『地方行革・市町村合併の促進に対する提言』を発表 〃 『高コスト構造是正に関する問題提起と課題について』をとりまとめ 2. 9 中国河北省葉連松省長一行との懇談（於：名古屋市） 2.10 中国河北省投資セミナー（主催：中国河北省人民政府）（於：名古屋市） 2.12 ドイツ産業連盟ハンス・オラフ・ヘンケル会長一行との懇談（於：名古屋市） 2.16 米国ユタ州マイケル・レビット知事との懇談（於：名古屋市） 2.24 上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 2.27 三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃 三重地域会員懇談会（於：津市） 3. 6 アレキサンダー・ニコラエビッチ・パノ	1.16 「中部国際空港事業主体設立準備協議会」発足 〃 第９回国会等移転審議会で、調査対象地域として、中央地域（東海地域＜岐阜県、静岡県、愛知県＞と三重・畿央地域＜三重県、滋賀県、京都府、奈良県＞）および北東地域（宮城県、福島県、栃木県、茨城県）が指定される 1.30 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律案」を国会（第142常会）に提出することを閣議決定 2. 7 冬季オリンピック長野大会（～22日までの16日間）（於：長野市等） 3.24 2005年日本国際博覧会の「森嶌委員会」が最終報告 3.30 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律案」が参議院本会議において賛成多数で可決成立（３	**通年** 国内総生産（ＧＤＰ）が97年10-12月期から98年10-12月期まで５・四半期続けてマイナス成長の最悪記録を更新、失業率も４％台を続け、失業者も300万人近くに。深刻な不況が続く 1. 6 小沢一郎氏が率いる自由党が54人で旗上げ 1.－ 大蔵省官僚、日銀、日本道路公団幹部の接待汚職事件（～３月） １月28日、三塚大蔵大臣が大蔵省検査汚職の責任を取り辞職 2.16 参院本会議で金融システム安定と預金者保護のため総額30兆円の公的資金投入枠を設ける金融安定２法案が可決、成立 2.25 韓国で金大中氏、大統領に就任 3.12 金融危機管理審査委員会が、都銀など大手18行と

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成10年 — 1998	フ駐日ロシア連邦大使との懇談（於：名古屋市） 3．9　愛知地域会員懇談会(於：名古屋市) 3.10　愛知地域会員懇談会(於：名古屋市) 〃　香港経済貿易代表部梁世華首席代表一行との懇談（於：名古屋市） 3.13　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 〃　「帳簿書類の電子データによる保存」についての要望（国税庁） 3.19　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.26　「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（長島川ダム） 3.31　トーマス・フォーリー駐日米国大使との懇談（於：名古屋市）	月31日公布、４月１日施行） 3.31　「中部国際空港株式会社」設立発起人会（於：名古屋市）	地銀３行に対する総額１兆8,156億円の資本注入を決定 3.16　中国の第９期全国人民代表大会で、国家主席に江沢民氏が再選、17日李鵬首相の後任に朱鎔基副首相を選出
	4～6月 4.15　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.16　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 5.13　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 5.15　マヌエル・ウリベ駐日メキシコ大使との懇談（於：名古屋市） 5.21　首都機能移転に関する東海４県知事との懇談会（於：名古屋市） 5.26　米国ケンタッキー州ポール・パットン知事との懇談（於：名古屋市） 5.27　チュニジア共和国投資セミナー（主催：チュニジア共和国駐日大使館、ジェトロ名古屋貿易情報センター)(於：名古屋市) 6．1　『「倒産法制に関する改正検討事項」に対する意見』を建議（法務省） 6．5　ヒュスターフ・ディルクス駐日ベルギー大使との懇談（於：名古屋市） 6.18　メキシコ・ビジネス・セミナー（主催：メキシコ駐日大使館）（於：名古屋市） 6.24　レナード・エドワード駐日カナダ大使との懇談（於：名古屋市） 6.25　名古屋産業大学設置についての要望（文部大臣） 〃　日本福祉大学大学院情報・経営開発研究科修士課程の設置についての要望（文部大臣）	4.10　名古屋空港将来構想検討会議「名古屋空港将来構想検討会議における検討状況について」公表 4.17　2005年日本国際博覧会会場候補地に係る環境影響評価実施計画書縦覧（～５月18日） 4.30　中部国際空港株式会社創立総会（於：名古屋市） 5．1　中部国際空港株式会社設立 5.19　「EXPO 2005地球市民の会」(2005年日本国際博覧会の開催を支援する愛知県内の市民グループ等で組織）設立総会（於：名古屋市） 6.10　中部国際空港(株)と愛知県が中部国際空港建設事業及び空港島地域開発埋立造成事業に関する環境影響評価方法書の縦覧開始（～７月10日） 〃　愛知県が空港対岸部埋立造成事業に関する環境影響評価方法書の縦覧開始（７月10日まで）	4．1　外貨取引を抜本的に自由化する新外為法、日銀の独立性を高める新日銀法が施行され、日本版ビッグバン(金融制度改革)がスタート 4．5　明石海峡大橋開通 4.27　新しい民主党の統一大会開かれ、衆参両院131人による野党第１党が旗揚げ。初代代表に管直人氏（民主、民政、新党友愛、民主改革連合） 5．2　欧州連合(ＥＵ)特別首脳会議は、99年１月１日から単一通貨ユーロ導入を柱に欧州通貨同盟の発足を正式決定。独、仏、伊など11カ国参加 5．7　独ダイムラー・ベンツと米クライスラーが年内合併で合意。11月28日手続き完了。売上高で世界第２位企業へ 5.22　リスボン国際博覧会開催（～９月30日までの132日間)(2005年日本国際博ＰＲブース出展）（於：ポルトガル・リスボン） 6．1　社民党は与党離脱を通告、自社さの３党体制は４年で幕

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成10年 — 1998			6．9 中央省庁改革基本法が成立（平成13年１月に１府12省庁に再編） 6.22 大蔵省から金融検査、監督部門を分離した金融監督庁が発足
	7～9月 7．6 『今後の社会資本整備の「ものさし」－交通投資の客観的評価基準についての一試案』をとりまとめ 〃 『資源・エネルギー循環型社会を目指して』を提言 7．9 名古屋港の整備拡充に関する要望（運輸省他） 7.15 東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望（建設省） 7.18 万博ミッション派遣（～27日）（リスボン、ハノーバー、ミュンヘン、ベルリン）（リスボン博出席） 7.24 伊勢湾口道路の建設促進に関する要望（国土庁他） 7.28 名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科設置についての要望（名古屋市） 8．6 中部における総合交通体系整備に関する要望（国土庁他） 8．7 国際連合地域開発センターへの拠出金確保に関する要望（外務省他） 〃 南山大学総合政策学部及び数理情報学部の設置に関する要望（文部大臣） 8.26 第３回21世紀環伊勢湾交流サミットシンポジウム（共催：㈱中日新聞社）（於：名古屋市） 8.31 中部の社会・経済基盤の強化に関する要望（国土庁他） 9．7 『税制改正及び財政問題について』要望（小渕総理他） 〃 『知多半島地域の高度情報化構想－中部国際空港と共生する臨空都市圏の形成をめざして』を提言 9．8 ルーマニア・ビジネス・セミナー（主催：ルーマニア商工会議所）（於：名古屋市） 9.10 環境関連見学会（於：トヨタ自動車㈱、トヨキン㈱） 〃 超高温材料シンポジウム 98in「たじみ」(～11日)(主催：岐阜県、多治見市、㈱超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所)(於：多治見市)	7．1 運輸大臣が中部国際空港の設置及び管理に関する法律第４条第１項に基づき、中部国際空港(株)を中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定 7.17 2005年日本国際博覧会企画調整会議が会場計画の検討過程を公表 7.31 第９回世界少年野球大会・静岡大会（～８月８日)(後援：本会等)（於：静岡市） 8.17 愛知県漁連が「中部国際空港対策協議会」を設置 8.18 「中部国際空港連絡鉄道施設整備協議会」開催し、「中部国際空港アクセス鉄道施設計画（地元案）」及び「中部国際空港アクセス鉄道の事業スキーム（地元案）」をとりまとめ、公表	7．2 政府・自民党が金融再生トータルプランを正式決定 7．8 中央省庁再編関連法案、参院可決・成立。2001年１月から１府12省庁体制へ移行 7.12 参院選で自民党大敗。橋本首相退陣 7.25 和歌山でカレー毒物混入事件発生 7.30 小渕恵三内閣（自民党単独）成立 8.13 中国の長江流域は44年ぶりの大洪水に見舞われ、約２億４千万人が被災 8.17 ロシアでルーブル大幅切り下げ 8.31 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は新型弾道ミサイル(テポドン)１発を発射、一部は日本列島を飛び越え三陸沖の公海上に着弾。人工衛星と主張 9．3 装備品をめぐる防衛庁背任・汚職事件発生 9.27 ドイツの総選挙でコール政権が敗退。社会民主党のシュレーダー氏が首相に就任 9.－ このころからブラジルで金融危機。アメリカは二国間融資をリードしてブラジルを支援

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成10年 — 1998	9.11　デイビット・コックラム在大阪英国総領事との懇談（於：名古屋市） 9.20　環境対策調査団派遣（～10月２日）（共催：(財)中部産業活性化センター） 9.29　第21回北陸経済連合会との経済懇談会（於：金沢市） **10～12月** 10．5　『民間企業のための研究開発資金支援制度ガイドブック』の発行 10．6　米国ウエストバージニア州投資セミナー（主催：ウエストバージニア州政府）（於：名古屋市） 〃　鄭燦源駐名古屋大韓民国総領事との懇談（於：名古屋市） 10．8　西日本経済協議会第40回総会（於：広島市） 10．9　自民党政経セミナーにおける景気対策並びに中部地域プロジェクト推進についての要望（自民党総務会長他） 10.13　ペッカ・リントゥ駐日フィンランド大使との懇談（於：名古屋市） 11．2　『平成11年度の経済見通しと経済政策に対する要望』を提言 11．5　第３回伊勢湾・三河湾を考える会シンポジウム（主催：伊勢湾・三河湾を考える会）（於：名古屋市） 11.13　中経連経済シンポジウム（於：名古屋市） 11.18　全国９経済連合会行革関連合同フォーラム（於：東京） 11.20　ベルギー王国ディ・ルポ副首相歓迎夕食会（於：名古屋市） 11.21　オセアニア経済視察団派遣（～12月４日） 11.26　国際連合地域開発センターへの拠出金確保に関する要望（大蔵省他） 11.27　「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（自然共生研究センター、ツインアーチ138） 12．7　『地方財政の健全化に対する提言』を発表 12.12　関谷建設大臣との地域意見交換会（於：名古屋市） 〃　中部における社会基盤整備促進に関する要望（建設大臣） 12.15　東海北陸自動車道・名神高速道路接続記念シンポジウム（於：岐阜市）	11.18　ACTION TOKYO 98中部国際空港株式会社創立披露の会（於：東京） 11.－　愛知県が財政非常事態宣言 12．3　2005年日本国際博覧会企画調整会議コンセプトプロジェクトチームの検討状況として「12の森」構想を公表 12．8　2005年日本国際博覧会企画調整会議環境プロジェクトチームの検討状況を公表 12.－　国土開発幹線自動車道建設審議会において名古屋環状２号線の名古屋南～上社間、第二東名・名神の三重県菰野町～亀山市間が整備計画区間として認められる 12.－　環境庁が名古屋市の藤前干潟埋立に否定的見解、代替地協議へ	10.23　政府は金融再生法の施行を受け、日本長期信用銀行の一時国有化を決定 12月13日、続いて日本債券信用銀行も同様な措置 10.24　超大型ハリケーンが中南米諸国を襲い、死者・行方不明１万９千人、被災者総数240万人の大惨事。自衛隊の国際医療隊80人がホンジュラスで救援活動を行った 11．7　公明党が約４年ぶりに復活。衆参両院議員65人の野党第２党に 11.16　政府は総事業規模約24兆円の緊急経済対策を決定、99年度のプラス成長を目指す 12.17　米・英両軍は午前１時イラクの首都バグダッドなどの軍事、治安施設を空爆 12.19　米下院本会議はクリントン大統領に「偽証」と「司法妨害」などによる弾劾訴追を賛成多数で可決。130年ぶり

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成11年 — 1999	**1～3月** 1．8　経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経済同友会、名古屋商工会議所、中部経営者協会）（於：名古屋市） 1.12　ロックフェラー米国上院議員歓迎レセプション（於：名古屋市） 1.21　首都機能移転シンポジウム（於：東京都） 1.28　伊勢湾口道路シンポジウム（主催：伊勢湾口道路建設促進期成同盟会、伊勢湾口道路建設促進協議会）（於：名古屋市） 〃　伊勢湾口道路の建設促進に関する要望（建設省他） 2．2　東海環状地域整備推進協議会シンポジウム（主催：東海環状地域整備推進協議会）（於：四日市市） 2．3　三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃　三重地域会員懇談会（於：津市） 2．9　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.16　名古屋市立大学大学院人間文化研究科(仮称)の設置についての要望（名古屋市長） 〃　名古屋市立大学大学院芸術工学研究科(仮称)の設置についての要望（名古屋市長） 2.17　ドイツ・ザクセン州ビーデンコップ首相歓迎午餐会（於：名古屋市） 2.22　上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 3．1　ギャリー・コノップ在名古屋米国商務領事との懇談（於：名古屋市） 3．2　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．4　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3．9　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.10　中部国際空港株式会社と経済界との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 3.11　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.12　名古屋経済大学大学院法学研究科博士課程の設置についての要望（文部大臣） 3.25　ピーター・グレー駐日オーストラリア大使との懇談（於：名古屋市）	1.13　「中部国際空港連絡鉄道施設整備協議会」を開催し、中部国際空港アクセス鉄道事業の概要等を公表 1.25　名古屋市は名古屋港の藤前干潟にごみ埋め立て処分場を建設する計画を正式に断念した 2．7　愛知県知事に、神田真秋氏が当選 2.13　ギガビットネットワークシンポジウム＜テーマ：次世代超高速ネットワークの実現を目指して＞（於：大垣市） 2.18　「中部国際空港アクセス鉄道建設主体設立準備委員会」発足 2.19　名古屋市が中村区牛島地区再開発計画を発表 2.24　2005年日本国際博覧会会場候補地に係る環境影響評価準備書縦覧（～３月23日） 3.23　日本陶磁器輸出組合解散決定（４月から新組織「日本陶磁器産業振興協会」） 3.30　自民党国会議員による「中部地域に首都機能を誘致する国会議員連盟」が発足（於：東京） 3.31　岐阜、三重両県生産性本部が解散	1．1　ＥＵで統合通貨ユーロ(ＥＣＵ)誕生 1.14　小渕改造内閣（自民党・自由党連立）成立 1.29　「地域振興券」の交付始まる。 2.26　経済戦略会議が経済再生、財政再建を柱とした最終答申を小渕首相に提出 2.28　臓器移植法に基づく初めての脳死移植を実施 3.24　ユーゴスラビア連邦セルビア共和国コソボ自治州でのアルバニア系住民への虐待を止めるため、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）がユーゴ空爆。６月10日空爆停止 3.30　政府は、大手銀行など15行に総額７兆4,592億円の公的資金を投入
	4～6月 4．1　中経連ベンチャービジネス支援センター開設 4.12　会長・副会長選考委員会 4.13　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.14　首都機能移転シンポジウム（共催：新首	4．9　名古屋空港新国際線ターミナル運用開始 4.17　名古屋ボストン美術館が一般公開 4.18　太平洋アジア観光協会(ＰＡＴＡ)名古屋総会	4.30　カンボジア、ＡＳＥＡＮに加盟 5．7　国の行政機関が保有する文書の原則公開を定めた情報公開法が成立 5.24　新たな「日米防衛協力の

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成11年 ― 1999	都「中部」推進協議会、東海四県首都機能移転連絡会議、「中央地域」への首都機能移転を実現する会、中日新聞社）（於：名古屋市） 4.27　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 5. 7　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 5.19　「よみがえれ堀川」シンポジウム（主催：中部の発展と水に関する懇話会、東海テレビ放送㈱）（於：名古屋市） 5.21　チェコ共和国ビジネスセミナー（主催：チェコインベスト日本事務所、ジェトロ名古屋、共催：駐日チェコ大使館、後援：本会）（於：名古屋市） 5.24　西日本における首都機能移転連続講演会（第１回高松会場）（主催：四国経済連合会、本会、(社)関西経済連合会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会）（於：高松市） 6. 1　アンドリュー・クイン名古屋米国総領事との懇談（於：名古屋市） 6. 7　『環伊勢湾総合開発構想の見直しと土地利用規制に関する提言』を発表 6.22　メツガー独ザクセン州経済振興公社総裁との懇談（於：名古屋市） **7～9月** 7. 5　『交通ビジョン21世紀・中部―エコトラフィック・中部21』を提言 〃　『21世紀中部の幹線道路網構想』（構想図）発行 7. 6　東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望（建設大臣他） 〃　中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望（運輸大臣他） 7. 8　全国９経済団体首都機能移転シンポジウム（主催：(社)経済団体連合会、北海道経済連合会、(社)東北経済連合会、北陸経済連合会、本会、(社)関西経済連合会、中国経済連合会、四国経済連合会、(社)九州・山口経済連合会、(財)経済広報センター）（於：東京） 7.12　西日本における首都機能移転連続講演会（第２回福岡会場）（主催：(社)九州・山口経済連合会、本会、(社)関西経済連合会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会）（於：福岡市） 7.15　西日本における首都機能移転連続講演会	(1999年)（～22日）(於：名古屋市) 4.21　旅フェア 99（～25日）（於：名古屋市） 5.12　2005年日本国際博覧会会場候補地内でオオタカの営巣を確認（日本野鳥の会、愛知県、博覧会協会） 5.24　中部国際空港(株)が旅客ターミナル地区基本計画（検討案）を公表 5.28　経済企画庁地方経済審議会（主催：経済企画庁）（於：名古屋市） 6.10　衆議院の国会等移転に関する特別委員会で、須田本会副会長が参考人として意見表明 6.16　中部国際空港連絡鉄道株式会社創立総会 6.28　2005年日本国際博覧会で愛知県青少年公園活用を表明 8.11　中部と関西の府県と経済団体が「中央地域へ首都機能移転を推進する会」を設立 8.24　中部国際空港(株)が飛行場設置許可と公有水面埋め立て免許を申請 9. 8　英国通商投資名古屋中部事務所が領事館に格上げ 9. 9　(財)2005年日本国際博覧会協会が、「海上の森」(約540ha)に「愛知青少年公園」(約200ha)と「科学技術交流センター」(約20ha）を加えた新しい会場基本計画案を公表 〃　衆議院国会等の移転に関する特別委員会が愛知（西三河北部地域）を視察、地元関係者と意見交換	ための指針（ガイドライン）」関連法が成立 7. 1　新生ＮＴＴスタート 7. 8　１府12省庁に再編する中央省庁改革関連法と国から地方に権限移譲する地方分権整備法が成立 8. 4　「世紀が変わる、首都機能を変える」総決起大会（於：東京） 8. 9　国旗国歌法が成立 8.17　トルコ北西部でM7.4の大地震が発生、死者１万7,000人以上。11月12日にも再びM7.2の地震に襲われた 8.20　第一勧業、富士、日本興業の３銀行が来秋に金融持ち株会社を設立、2002年春に事業を統合すると発表。総資産約141兆円で世界最大の銀行コングロマリットとなる。12月

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成11年 — 1999	（第３回広島会場）（主催：中国経済連合会、本会、(社)関西経済連合会、中部圏知事会、近畿ブロック知事会） （於：広島市） **7.15** 名古屋工業技術研究所の整備に関する要望（通商産業省他） **7.28** 中部国際空港の建設促進に関する要望（小渕総理他） **7.29** 新旧大蔵事務次官との懇談会 （於：名古屋市） **8. 2** 伊勢湾口道路の建設促進に関する要望（建設大臣他） **8. 3** 名古屋大学先端技術共同センター整備に関する要望（名古屋大学総長） **8. 6** 中部における総合的交通基盤の整備に関する要望（警察庁長官他） **8.11** 中央地域へ首都機能移転を推進する会設立総会（中部と関西７府県・10経済団体で構成）（於：東京） 〃 「中央地域」への首都機能移転の実現に関する決議を要望（官房長官他） **8.13** スチュアート・ジャック駐日イギリス公使との懇談（於：名古屋市） **8.23** 第４回21世紀環伊勢湾交流サミット （主催：本会、㈱中日新聞社） （於：名古屋市） **8.27** 小渕総理、堺屋経済企画庁長官との懇談会（共催：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所等）（於：名古屋市） 〃 中部の社会・経済基盤の強化に関する要望（大蔵大臣他） **8.31** 国土庁幹部との意見交換会（於：名古屋市） **9. 1** ジェームス・センセンブレナー米国下院科学委員会委員長等との懇談会 （於：名古屋市） **9. 6** 『税制改正及び財政問題に対する意見』を提言 **9. 8** 第22回北陸経済連合会との経済懇談会 （於：名古屋市） **9. 9** 超高温材料国際シンポジウム 99in「たじみ」（～10日）（共催：岐阜県、多治見市、岐阜大学地域共同研究センター、㈱超高温材料研究センター、㈱超高温材料研究所）（於：多治見市） **9.17** 米国経済視察団派遣（～26日） **9.29** 首都機能移転に関する要望 （国会等移転審議会会長代理他） **9.－** 『英文ＣＨＵＢＵ』第５版発行		22日、新金融グループの名称を「みずほフィナンシャルグループ」と発表 **9.21** 台湾中部でM7.6の直下型地震が発生、死者は2,000人を超えた **9.30** 茨城県東海村のウラン加工会社ジェー・シー・オー（ＪＣＯ）東海事業所転換試験棟で、国内初の臨界事故発生（国際評価尺度でレベル４）

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成11年 — 1999	**10～12月** 10．1　ウォーターマジック・シンポジウム（主催：中部の発展と水に関する懇話会、東海テレビ放送㈱）（於：名古屋市） 10．4　『中部の国際物流の競争力強化』を提言 〃　首都機能移転に関する要望（国会等移転審議会会長他） 10．7　西日本経済協議会第41回総会（於：金沢市） 10．8　東海環状地域連携シンポジウム（主催：東海環状地域整備推進協議会、㈱中日新聞社、日本列島横断シンポジウム地方紙実行委員会、後援：本会他）（於：名古屋市） 10.13　中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望（運輸大臣他） 10.18　空港都市機能調査団派遣（～30日）（共催：(財)中部産業活性化センター） 10.19　イタリア・ピエモンテ州投資セミナー（於：名古屋市） 10.21　西日本経済協議会第41回総会決議の要望（経済企画庁長官他） 11．1　『平成12年度の経済見通しと経済政策に対する要望』（小渕総理他） 11．2　自民党政調会「『経済団体』との税制改正に関する協議会」で税制改正等に関し意見具申（於：東京） 11．6　アメリカズカップ視察団派遣（～11日）（ニュージーランド） 11.17　中部地域に首都機能移転を誘致する総決起集会（主催：新首都「中部」推進協議会、中部地域に首都機能移転を誘致する国会議員連盟）（於：東京） 〃　同上総決起集会における中部地域への首都機能移転に関する決議（国会等移転審議会委員等） 11.22　名古屋環状２号線整備促進シンポジウム（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 11.25　中部国際空港建設促進について要望（小渕総理他） 11.29　第４回伊勢湾・三河湾を考える会シンポジウム（主催：伊勢湾・三河湾を考える会）（於：名古屋市） 11.30　広瀬通商産業事務次官との懇談（於：名古屋市） 12．6　『中部の水の総合利用について』を提言 12.13　名古屋港の広域道路網について官民合同で陳情（建設大臣他）	10．1　名古屋市制施行110周年記念式典(於：名古屋市) 10.18　中部地方経済界訪中団(～26日)（主催：東海日中貿易センター） 10.21　首都機能移転推進岐阜県総決起大会(於：岐阜市) 10.29　首都機能移転シンポジウム（主催：中日新聞社、後援：東海四県首都機能移転連絡会議、新首都「中部」推進協議会、「中央地域」へ首都機能移転を実現する会）（於：名古屋市） 11.16　フィリプソンＢＩＥ議長及びロセルタレス事務局長との事務協議(～19日)（於：名古屋市他） 11.17　超党派「中部地域に首都機能移転を誘致する国会議員連盟」が発足（従来の自民党単独の議員連盟を発展的解消） 11.29　(財)2005年日本国際博覧会協会が、国際博に関する会場建設費について総額を「概ね1,800億円」とする第１次案を公表 12.20　国会等移転審議会が首都機能の首都移転先候補地について答申	10．5　自民・自由・公明３党による連立政権として小渕改造内閣成立 10．7　東海銀行、あさひ銀行が2002年10月を目処に持ち株会社化など経営統合計画を発表 10.14　住友銀行とさくら銀行が2002年４月までに合併することを決め、発表。総資産は98兆7,400億円で、第一勧業、富士、日本興業の統合３行に次ぐ世界第２位 10.18　国土庁主催シンポジウム「日本の未来と首都機能移転」(主催：国土庁、国会等移転審議会)(後援：(社)経済団体連合会、(社)日本青年会議所)（於：東京） 11.11　政府・経済対策閣僚会議は、事業規模17兆円程度、介護対策（９千億円程度）を含む総事業費で18兆円程度の「経済新生対策」を決定 12.20　ポルトガル領マカオが中国に返還され、442年に及ぶ植民地支配に終止符を打った 12.31　米はパナマ運河を約１世紀ぶりにパナマに返還

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成11年	12.15 中部国際空港の設置に関する公聴会（主催：運輸省）で豊田副会長が公述（於：常滑市） 〃 チェコ共和国イィジー・マツェシュカ産業貿易副大臣との懇談（於：名古屋市） 12.16 中部の水の総合利用について要望（建設大臣他）		
平成12年―2000	**1～3月** 1．7 経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） 2．7 『中央日本広域国際交流圏のグランドデザイン』を提言 2.10 ギュンター・メツガー独ザクセン州経済振興公社総裁との懇談（於：名古屋市） 2.18 三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃 三重地域会員懇談会（於：津市） 2.23 上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市） 2.25 東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 2.29 中経連ベンチャービジネス支援センターが「特許流通フェア中部2000」（主催：特許庁、中部通産局）にブース出展（於：名古屋市） 3．6 名古屋港の機能強化についての要望（運輸省） 3．7 愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3．9 愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.13 愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.15 岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃 岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3.21 第９回関西経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 3.27 『環境保全と経済の両立した社会形成を目指して－企業活動における環境行動指針－』をとりまとめ 3.29 「中部の発展と水に関する懇話会」見学会（小里川ダム、阿木川ダム）	1.27 深谷通商産業大臣が来名、「海上の森」と「愛知青少年公園」の視察、地元経済界代表等と懇談（於：名古屋市） 1.30 中山建設大臣が来名、地元経済界代表等と懇談（於：名古屋市） 2.10 2005年日本国際博覧会の会場跡地利用問題等で、通産省、博覧会協会、愛知県の代表者がＢＩＥ事務局と実務協議を実施（於：パリ） 2.19 野中自民党幹事長代理が来名、博覧会会場視察と地元代表と懇談（於：名古屋市） 3．4 中部の観光を考える百人委員会設立総会（於：名古屋市） 3.17 博覧会計画に関し、神田愛知県知事と自然保護団体３団体の代表と懇談（於：東京） 3.22 港湾審議会第171回計画部会で新しい名古屋港港湾計画を了承 3.28 中部国際空港の漁業補償交渉で、中部国際空港(株)等は最後に残った野間漁協との間で契約を締結し、愛知県漁連関係の補償契約が完了	
	4～6月 4．6 地元経済４団体トップによる懇談会（2005年日本国際博覧会関連）（於：名古屋市） 4.10 米国ウエストバージニア州経済投資セミ	4．4 博覧会の跡地利用計画について、深谷通産大臣、神田愛知県知事、豊田博覧会協会会長の三者協議	4．1 介護保険制度がスタート 4．5 森喜朗内閣成立 5.18 衆議院の「国会等の移転に関する特別委員会」に

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成12年―2000	ナー（主催：米国ウエストバージニア州政府、後援：本会、名古屋商工会議所、ジェトロ名古屋貿易情報センター、(財)岐阜県中小企業振興公社、ジェトロ岐阜貿易情報センター）(於：名古屋市) 4.11　ドイツ連邦共和国ザクセン州ビジネスセミナー（主催：ドイツ連邦共和国ザクセン州政府、後援：本会、ジェトロ名古屋貿易情報センター）(於：名古屋市) 4.11　ドイツ連邦共和国ザクセン州ショーマー経済・労働相歓迎レセプション(於：名古屋市) 〃　長野県首脳部との懇談会（於：長野市） 〃　長野地域会員懇談会（於：長野市） 4.13　米国ウエストバージニア州経済投資セミナー（主催：米国ウエストバージニア州政府、(社)静岡県国際経済振興会、ジェトロ静岡貿易情報センター、浜松商工会議所、後援：本会）(於：浜松市) 4.18　2005年日本国際博覧会の開催推進に関する要望（森総理） 4.27　淡路花博「ジャパンフローラ2000」視察会（於：兵庫県淡路町） 4.28　名古屋市首脳部との懇談会（於：名古屋市） 5.10　静岡県首脳部との懇談会（於：静岡市） 〃　静岡地域会員懇談会（於：静岡市） 〃　英国セミナー「PEIの実践」（主催：駐日英国大使館、英国総領事館、英国領事館、後援：本会、名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 5.22　太平洋新国土軸構想の早期実現に向けて要望 6．5　『市町村合併への提言　―地方分権体制の確立に向けて―』を提言 6.15　環境見学会（よのペットボトルリサイクル(株)、三重中央開発㈱総合リサイクルセンター）(於：三重県阿山郡伊賀町、同県上野市) **7～9月** 7．2　ドイツ・フランス経済視察団派遣(～11日) 7．4　東海北陸自動車道早期全線開通に関する要望（建設省、大蔵省） 7．6　中部の主要港湾の国際競争力強化に関する要望 〃　名古屋港の整備拡充に関する要望（運輸大臣他） 7.13　中部の主要プロジェクト等の推進につい	(於：東京) 4．4　岐阜愛知新首都推進協議会が発足 4.18　アリアンス・フランセーズ愛知フランス協会が発足 4.21　運輸大臣が中部国際空港(株)に対し飛行場設置を許可 4.28　「インターネット博覧会」設営者募集説明会(於：名古屋市) 5.22　参議院国会等移転に関する特別委員会が「岐阜・愛知地域」を視察および地元関係者との意見交換 5.28　2005年日本国際博覧会会場候補地の一つである海上の森南地区の利用方針を協議する「愛知万博検討会議」の初会合開く 6.10　愛知万博開催決定３周年記念「EXPOフェスティバル」前夜祭(主催：EXPOフェスティバル実行委員会)（於：瀬戸市） 6.11　愛知万博開催決定３周年記念「EXPOフェスティバル」（主催：ＥＸＰＯフェスティバル実行委員会）（於：愛知青少年公園） 6.23　神田愛知県知事が愛知県企業庁および中部国際空港(株)に対し公有水面埋立を免許 8．1　中部国際空港(株)が現地工事に着工 8.19　中部国際空港(株)が起工式を開催 9．7　東海地方に記録的豪雨。38万人に避難勧告、９人死亡、約74,000棟が床上・床下浸水	おいて国会等の移転に関する決議を行う 6.13　韓国・北朝鮮が分断以来初めての首脳会談 7．8　三宅島噴火。９月には全島民が避難、離島生活へ 8.11　日銀が11年２月に導入したゼロ金利政策解除を決定

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成12年 — 2000	て要望（通商産業大臣） 7.14 名古屋工業技術研究所の整備について要望（通商産業省） 7.26 中部国際空港の建設促進について要望（森総理大臣他） 7.28 マレーシアビジネスセミナー（主催：マレーシア工業開発庁、マレーシア貿易開発公社、国際機関アセアンセンター、本会、名古屋商工会議所、後援：ジェトロ名古屋貿易情報センター、中小企業金融公庫、愛知県中小企業振興公社、(株)東海銀行、(株)名古屋銀行)(於：名古屋市) 7.31 『少子・高齢化に対応した社会の実現に向けて』を提言 8.1 名古屋港の整備拡充に関する要望（運輸省他） 8.3 広域道路網の整備と道路特定財源の堅持について要望 8.9 国土の中央部への首都機能移転について要望（国土庁長官他） 8.24 第５回21世紀環伊勢湾交流サミット（共催：(株)中日新聞社）（於：名古屋市） 8.31 中部の社会・経済基盤の強化に関する要望 9. 4 平沼通商産業大臣との懇談会（共催：愛知県、名古屋商工会議所等）（於：名古屋市） 〃 『税制改正及び財政問題に対する意見』を提言 9. 5 愛知万博講演会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 9. 6 第23回北陸経済連合会との経済懇談会（於：名古屋市） 9. 7 超高温材料国際シンポジウム2000in「たじみ」（共催：岐阜県、多治見市、岐阜大学地域共同研究センター、(株)超高温材料研究センター、(株)超高温材料研究所）（～８日）（於：多治見市） 9.14 2005年日本国際博覧会の開催推進に関する要望 9.27 環境見学会（(株)デンソー善明製作所） **10～12月** 10. 2 『21世紀・中部の高度情報化に向けて～ＩＴ革命への対応～』を提言 10. 5 西日本経済協議会第42回総会（於：名古屋市） 10.10 メキシコ経済調査団派遣（～22日）（共催：(財)中部産業活性化センター）	11. 8 BIE調査団が愛知万博会場予定地を視察（～１２日） 12.15 博覧会国際事務局(BIE)総会で2005年日本国際博覧会正式決定	12. 5 第２次森改造内閣発足

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成12年 ― 2000	**10.13** 2005年日本国際博覧会に向けたアクセス整備に関する要望（愛知県知事、名古屋市長他） **10.17** 2005年日本国際博覧会に向けたアクセス整備に関する要望（運輸大臣、通商産業大臣、建設省他） **10.25** 万博ミッション（～11月２日） **11.13** 『平成13年度の経済見直しと経済政策に対する要望』を提言 〃 『中部地域の研究開発環境の整備～産学官連携について～』を提言 **11.15** 名古屋港の設備拡充に関する要望（大蔵省） **11.15** 東海北陸自動車道早期全面開通に関する要望（建設大臣、大蔵大臣他） **11.20** 第５回「伊勢湾・三河湾を考える会」シンポジウム（主催：伊勢湾・三河湾を考える会）（於：名古屋市） **11.21** 太平洋新国土軸構想の早期実現に向けて要望 **11.28** 中部国際空港の建設促進について要望（内閣、与党他） **12. 4** 『中部地域の研究開発環境の整備～産官学連携について～』を提言 **12.22** 知的財産に関する総合的な研修・研究機関の整備に関する要望（特許庁）		
平成13年 ― 2001	**1～3月** **1.11** 経済４団体新春賀詞交歓会（共催：中部経営者協会、名古屋商工会議所、中部経済同友会）（於：名古屋市） **1.12** ミネタ米国商務長官との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） **1.18** 扇国土交通大臣との懇談会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 〃 大同工業大学における学科改組・転換の実施について要望 **2. 5** 『中央地域における首都機能配置の考え方とそのイメージ（試案）』をとりまとめ **2.14** 三重県首脳部との懇談会（於：津市） 〃 三重地域会員懇談会（於：津市） **2.15** 名古屋環状２号線の早期建設を求める会（共催：名古屋商工会議所）（於：名古屋市） 〃 名古屋環状２号線の早期建設について要望（国土交通省） **2.16** 上・下伊那地域会員懇談会（於：飯田市）	**3.15** 中部国際空港用地の護岸がほぼ完成 **3.19** 堺屋太一氏が博覧会協会の最高顧問に就任 **3.23** ガイドウェイバス「ゆとりーとライン」開業	**1.20** ブッシュ氏第43代米大統領に就任

	中経連の活動	中部地域の動き	国内外の動き
平成13年 ― 2001	2.16　知多横断道路に関する要望（愛知県知事他） 2.20　中部国際空港アクセス道路の整備促進に関する要望 2.23　東海地方経済懇談会（共催：(社)経済団体連合会、東海商工会議所連合会）（於：名古屋市） 3．1　岐阜県首脳部との懇談会（於：岐阜市） 〃　岐阜地域会員懇談会（於：岐阜市） 3．6　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3．7　名古屋環状２号線東南部区間の早期完成に関する要望（自由民主党、国土交通省他） 3．8　愛知地域会員懇談会（於：名古屋市） 3.12　愛知県首脳部との懇談会（於：名古屋市） 3.30　関西経済連合会との懇談会（於：大阪市） **4～6月** 4.16　正・副会長選考委員会 5.17　安部浩平第９代会長勇退、太田宏次氏第10代会長に就任		4.26　小泉純一郎内閣発足

主な参考文献（順不同）

- 中部経済連合会事業要覧（各年）
- 会報「中経連報」及び機関誌「中経連」（毎号）
- 10年の歩み（昭和36年４月発行。中部経済連合会）
- 中経連15年のあゆみ（昭和40年４月発行。中部経済連合会）
- 中経連20年（昭和46年３月発行。中部経済連合会）
- あすの中部をー中経連30年の歩みー（昭和57年４月発行。中部経済新聞社）
- 中経連40年の歩み（平成３年５月発行。中部経済連合会）
- 佐伯卯四郎追想録（昭和48年１月発行。日本陶器㈱）
- 井上五郎追悼録（昭和58年６月発行。中部電力㈱）
- 横山通夫を偲ぶ（平成元年５月発行。中部電力㈱）
- ローアウトー私の履歴書（田中精一著。平成３年７月発行。日本経済新聞社）
- 経済団体連合会五十年史（平成11年１月発行。㈳経済団体連合会）
- 中部産業百年史（昭和56年６月発行。日本経済新聞社）
- 四日市商工会議所百年史（平成５年10月発行。四日市商工会議所）
- 戦後石油産業史（昭和60年12月発行。石油連盟）
- 名古屋製鐵所の歩み（昭和49年10月発行。新日本製鐵㈱名古屋製鐵所）
- 「炎とともに」八幡製鐵株式会社社史（昭和56年３月発行。新日本製鐵㈱）
- 長島温泉ものがたり（昭和56年４月発行。長島観光開発㈱）
- 戦後日本経済史（エコノミスト臨時増刊号）より『「ニクソンショック、円切り上げ、第１次石油ショック」伊藤正直著』（平成５年５月発行。毎日新聞社）
- 日本道路公団30年史（昭和61年４月発行。日本道路公団）
- 豊橋商工会議所百年史（平成５年９月発行。豊橋商工会議所）
- 三遠南信ネットワークー地域連携軸への挑戦ー（平成９年６月発行。三遠南信地域経済開発協議会。新葉社）
- 国土庁史（平成12年11月発行。国土庁）
- JAPIC10年のあゆみ（平成元年11月発行。㈳日本プロジェクト産業協議会）
- JAPIC20年史（平成11年11月発行。㈳日本プロジェクト産業協議会）
- JFCCニュース第39号（1995年６月発行。㈶ファインセラミックスセンター）
- 中部プロジェクト（’89、’91、’94、’97、2000）（㈶中部産業活性化センター）
- 世界の歴史30「新世紀の世界と日本」（平成11年５月発行。中央公論新社）
- 平成不況10年史（吉田和男著）（平成10年12月発行。ＰＨＰ研究所）
- 平成12年度版図説日本の財政（平成12年７月発行。東洋経済新報社）
- 平成11年版大都市圏要覧－首都圏・近畿圏・中部圏－（平成12年２月発行。国土庁大都市圏整備局）
- 21世紀の国土のグランドデザイン（平成10年３月発行。国土庁）

- 中部圏基本開発整備計画（第４次）（平成12年３月発行。国土庁）
- 中部国際空港資料集（各年）（中部新国際空港建設促進期成同盟会）
- 中部空港調査会各種資料（中部空港調査会）
- ㈳世界貿易センター（東京）略年表及び国際貨物空港調査会資料（㈳世界貿易センター（東京））
- 2005年日本国際博覧会誘致活動の記録（平成９年12月発行。21世紀万国博覧会誘致委員会・同誘致推進協議会）
- 信州博覧会公式記録（平成６年２月発行。信州博覧会実行委員会）
- 世界祝祭博覧会公式記録（平成７年３月発行。㈶世界祝祭博覧会協会）
- 花フェスタ’95ぎふ公式記録（平成７年10月発行。花フェスタ’95実行委員会）

この他、経済白書、通商白書、運輸白書、通信白書、建設白書、環境白書、日本の水資源（水資源白書）など白書類の各年版、中日新聞縮刷版の各年版、㈶ファインセラミックスセンター、㈶国際環境技術移転研究センター、核融合科学研究所、㈱超高温材料研究センター、㈱日本無重量総合研究所、中部国際空港関係、2005年日本国際博覧会関係、首都機能移転問題関係、東海北陸自動車道等主要な高規格自動車道関係の各パンフレット類を参考にした。

中部経済連合会五十年史

平成13年11月発行

編集・発行　社団法人 中部経済連合会
〒461-0008 名古屋市東区武平町五丁目１番地
（名古屋栄ビルディング10階）
電話　（052）962－8091
URL　http://www.chukeiren.or.jp/

印　　刷　株式会社 スタンパール社
〒466-0058 名古屋市昭和区白金三丁目21番22号

＜非売品＞